ガーナ共和国

ガーナ共和国
カカオ・セクターを中心とした
児童労働に係る情報収集・確認調査

ファイナル・レポート

2022 年 6 月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

特定非営利活動法人 ACE
アイ・シー・ネット株式会社

ガ平
JR
22-059

写真

第 1 回コミュニティワークショップ：
参加者に説明する郡関係者

第 2 回コミュニティワークショップ：
子どもの権利と保護者の義務について
意見を述べる生徒と教員

郡ワークショップ：調査団からの質問に
回答する郡関係者

CLFZ アセスメントのテスト実施：
コミュニティ住民へのインタビュー

CLFZ アセスメントのテスト実施：
校長や教員へのグループインタビュー

郡レベル経験共有ワークショップ：
コミュニティ代表（左）の発表に対して
教育局（右）がコメント中

中央レベルの経験共有ワークショップ
（調査団による発表）

ドナー会合

目次

1. 調査の概要 1
1.1. 調査の背景・経緯 1
1.2. 調査の概要 2
1.3. 調査の実施体制 5
2. 児童労働の国際的な現状と支援動向 7
2.1. 児童労働の定義と国際条約 7
2.2. 児童労働に関する世界の状況 10
2.1. 企業のサプライチェーンと児童労働に関する動向 15
2.2. 児童労働に関する国際的な支援動向 18
2.3. 児童労働に関する世界会議 50
2.4. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による児童労働への影響 55
3. ガーナにおける児童労働の現状と国の取組、支援動向 61
3.1. ガーナの児童労働の国内定義と法律 61
3.2. ガーナの児童労働の概要 62
3.3. ガーナの開発計画の概要 69
3.4. ガーナ政府の児童労働に関する国家政策および体制 79
3.5. ガーナ国内のセクター別政策と児童労働 87
3.6. ガーナ政府予算と児童労働への予算配分 102
3.7. ガーナにおける開発パートナーの支援動向 105
3.8. ガーナにおける児童労働に関連する NGO 121
4. カカオ生産における児童労働の現状と支援動向 123
4.1. カカオ生産における児童労働の現状 123
4.2. カカオ産業の児童労働に対する国際的な経緯と支援枠組み 124
4.3. カカオ・チョコレート産業、企業の取組 127
4.4. カカオ生産の児童労働に対する NGO の取組動向 142
4.5. カカオ関連のマルチステークホルダープラットフォームの動向 146
4.6. カカオ・チョコレート産業界における課題 152
5. CLFZ 構築に向けたパイロット活動の実施結果と課題 154
5.1. 児童労働フリーゾーン制度の概要と現状 154
5.2. CLFZ ガイドラインの実施にかかるパイロット活動の実施と結果 160
5.3. 郡およびコミュニティレベルでのパイロット活動 164
5.4. CLFZ アセスメント実施体制の構築とテスト実施 174
6. 提言 182
6.1. CLFZ 制度の改善と普及に向けた提言 182
6.2. JICA とプラットフォームによる協力可能性 186

添付資料

添付資料 1：面談者リスト
添付資料 2：要員計画実績版
添付資料 3：CLFZ 指標と関連する政府プログラム
添付資料 4：持続可能なカカオに関するプラットフォームの基礎情報
添付資料 5：コミュニティデータ収集報告書
添付資料 6：児童労働フリーゾーンアセスメントレポート（ガーナ雇用労働・関係省発行）
添付資料 7：児童労働フリーゾーン構築のための手順およびガイドライン：改訂版案
添付資料 8：児童労働フリーゾーンガイドライン改訂箇所に関する説明資料
（2022 年 6 月 7 日　ステークホルダー会合資料）
添付資料 9：CLFZ の運用に関連しているガーナ政府の公式文書

略語表

略語	正式名称	和訳
ACE	Action against Child Exploitation	特定非営利活動法人 ACE
AESD	Agricultural Extension Services Department	農業普及サービス局
AfDB	African Development Bank	アフリカ開発銀行
AHTU	Anti Human Trafficking Unit	人身取引対策ユニット
ASGM	Artisanal and Small-scale Gold Mines	零細・小規模金鉱山
BBA	Bachpao Bachlan Andolan	子どもたちを救え運動
BISCO	Belgian Platform Beyond Chocolate	ベルギー・プラットフォーム・ビヨンド・チョコレート
BMZ	Federal Ministry of Economic Cooperation and Development	ドイツ経済協力開発省
CAP	Community Action Plan	コミュニティ活動計画
CCPC	Community Child Protection Committee	コミュニティ子ども保護委員会
CHC	Community Health Committee	コミュニティ保健委員会
CHED	Cocoa Health and Extension Division	カカオ健康・普及局
CHO	Community Health Officer	地域保健師
CHPS	Community-based Health Planning and Services	コミュニティ保健計画サービス
CHRAJ	Commission on Human Rights and Administrative Justice	人権と公正な行政に関する評議会
CLCCG	Child Labour Cocoa Coordinating Group	カカオの児童労働に関する調整グループ
CLEF	Children’s Learning and Education Facility	子どもの学習・教育基金
CLFZ	Child Labour Free Zone	児童労働フリーゾーン
CLMRS	Child Labour Monitoring and Remediation System	児童労働モニタリング・是正システム
CLP	Child Labour Platform	児童労働プラットフォーム
CLU	Child Labour Unit	児童労働ユニット
CMS	Cocoa Management System	カカオ・マネジメント・システム
COCOBOD	Ghana Cocoa Board	ガーナ・カカオ・ボード
COVID-19	Coronavirus disease	新型コロナウィルス
CPESDP	Coordinated Programme of Economic and Social Development Policies	経済社会開発政策・計画
CPF	Country Partnership Framework	国別パートナーシップ枠組み
CSDD	Sustainability Due Diligence Directive	コーポレート･サステナビリティ･デュー･ディリジェンス指令案
CSDS	Cocoa Sector Development Strategy	カカオ・セクター開発戦略
CSO	Civil Society Organization	市民社会組織

CSR	Corporate Social Responsibility	企業の社会的責任
DACF	District Assemblies Common Fund	郡議会共通基金
DCD	District Coordinating Director	郡調整長官
DCE	District Chief Executive	郡知事
DCPC	District Child Protection Committee	郡子ども保護委員会
DEFRA	Department for Environment, Food and Rural Affairs	英国環境食料農村地域省
DFID	Department for International Development	英国国際開発省
DISCO	Dutch Initiative on Sustainable Cocoa	オランダ・サステイナブル・カカオ・イニシアティブ
DLO	District Labour Office	郡労働事務所
DOVVSU	Domestic Violence and Victim Support Unit	家庭内暴力被害者支援ユニット
DPCU	District Planning Coordinating Unit	郡計画調整ユニット
EAPEC	Effective Approaches to Eliminate the Worst Forms of Child Labour	最悪の形態の児童労働撤廃に向けた効果的アプローチ
EC	Executive Committee	執行委員会
ELAN	Early Learning and Nutrition	早期学習・栄養基金
EMIS	Educational Management Information Systems	教育情報システム
ESF	Environmental and Social Framework	環境・社会枠組み
ESMS	Environmental and Social Management System	環境・社会管理システム
ESP	Education Strategic Plan	教育戦略計画
ESS	Environment and Social Standards	環境・社会基準
ETI	Ethical Trading Initiative	エシカル・トレーディング・イニシアティブ
EU	European Union	欧州連合
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
FCDO	Foreign, Commonwealth & Development Office	英国外務国際開発省
FCO	Foreign and Commonwealth Office	英国外務・英連邦省
FCPF	Forest Carbon Partnership Facility Carbon Fund	森林炭素パートナーシップ機構炭素基金
FGD(s)	Focus Group Discussion(s)	フォーカス・グループ・ディスカッション
GA	General Assembly	郡議会本会議
GALOP	Ghana Accountability and Learning Outcomes Project	学習成果のためのアカウンタビリティ強化プロジェクト
GAWU	Ghana's General Agricultural Workers Union	ガーナ農業労働者組合
GCG	Global Coordinating Group	グローバル調整グループ
GCLMS	Ghana Child Labour Monitoring System	ガーナ児童労働モニタリングシステム

GDHS	Ghana Demographic and Health Survey	ガーナ人口保健調査
GEF	Global Environment Facility	グローバル環境ファシリティ
GES	Ghana Education Service	ガーナ教育サービス
GHAHCL	Hazardous Child Labour List for Ghana	ガーナにおける危険有害な児童労働リスト
GISCO	German Initiative on Sustainable Cocoa	ドイツ・サステイナブル・カカオ・イニシアティブ
GIZ	Deutshe Geselleschaft fuur Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
GLSS	Ghana Living Standards Survey	ガーナ家計調査
GLSS6	Ghana Living Standard Survey Round 6	第 6 次ガーナ家計調査
GLSS7	Ghana Living Standard Survey Round 7	第 7 次ガーナ家計調査
GNCRC	Ghana NGO Coalition of the Rights of Child	ガーナ子ども権利 NGO 連合
GNHR	Ghana National Household Registry	ガーナ全国世帯登録システム
GSP	Generalized Scheme of Preferences	特恵関税制度
GSS	Ghana Statistical Service	ガーナ統計局
HAF	Hazardous Child Labour Activity Framework	危険有害児童労働活動フレームワーク
IABA	Integrated Area Based Approach:	統合的エリアベース・アプローチ
ICI	International Cacao Initiative	国際カカオイニシアティブ
IDH	Sustainable Trade Initiative	持続可能な貿易イニシアティブ
IFJ	Investing for Food and Jobs	食糧と職業への投資
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
IOE	International Organization Employers	国際使用者連盟
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
IPEC	International Programme on the Elimination of Child Labour	児童労働撤廃国際計画
ISS	Integrated Social Services System	統合的社会サービスシステム
ITUC	International Trade Union Congress	国際労働組合総連合会
LEAP	Livelihood Empowerment Against Poverty	貧困層向け現金給付プログラム
LGS	Local Government Service	地方自治体サービス
LID	Living Income Differentials	所得適正化のための補償
M/DCD	Municipal/District Coordinating Director	郡調整長官
M/DCE	Municipal/District Chief Executive	郡知事
M/DPCU	Municipal/District Planning Coordinating Unit	郡計画調整ユニット

M/DCPC	Municipal/District Child Protection Committee	郡子ども保護委員会
MELR	Ministry of Employment and Labour Relations	雇用・労働関係省
MESW	Ministry of Employment and Social Welfare	雇用・社会福祉省
MICS	Multiple Indicator Cluster Survey	複数指標クラスター調査
MLGDRD	Ministry of Local Government, Decentralisation and Rural Development	地方自治・分権化・農村開発省
MLGRD	Ministry of Local Government and Rural Development	地方自治・農村開発省
MLNR	Ministry of Lands and Natural Resources	土地・自然資源省
MMDAs	Metropolitan, Municipal and District Assemblies	郡議会
MOCA	Mobilizing Community Action and Promoting Opportunities for Youth in Ghana's Cocoa-Growing Communities	ガーナ生産地域におけるコミュニティ活動の推進と青年の雇用機会創出支援事業
MOFAD	Ministry of Fisheries and Aquatic Development	水産・養殖開発省
MOGCSP	Ministry of Gender, Children and Social Protection	ジェンダー・子ども・社会保障省
MOH	Ministry of Health	保健省
MPCU	Municipal Planning Coordinating Unit	郡計画調整ユニット
MSIF	Modern Slavery Innovation Fund	現代奴隷イノベーション基金
MTDP	Medium-Term Development Plan	中期開発計画
MTDPF	Medium-Term Development Policy Framework	中期開発政策枠組み
MTEF	Medium-Term Expenditure Framework	中期支出枠組み
NCCE	National Commission for Civic Education	市民教育国家評議会
NDPC	National Development Planning Commission	国家開発計画委員会
NORAD	Norwegian Directorate for Development Cooperation	ノルウェー開発協力局
NORC	National Opinion Research Center at the University of Chicago	シカゴ大学世論調査センター
NPA2	National Plan of Action Phase II for the Elimination of Child Labour in Ghana 2017-2021: NPA2	ガーナ児童労働撤廃のための国家行動計画フェーズ 2
NSCCL	National Steering Committee on Child Labour	児童労働に関する国家運営委員会

OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OHLGS	Office of the Head of the Local Government Service	地方自治体サービス（本庁）
PEP	Productivity Enhancement Programmes	生産性向上プログラム、生産性向上事業
PHC	Population and Housing Census	国勢調査
PTA	Parent-Teacher Association	PTA
QEI	Quality Education Index	教育の質指数
RCCs	Regional Coordinating Councils	州調整委員会
SCI	Sustainable Cocoa Initiative	サステイナブル・カカオ・イニシアティブ
SCL	Stop Child Labour	ストップ児童労働
SCWD	Social Welfare and Community Development Department	社会福祉・コミュニティ開発局
SDC	Swiss Agency for Development and Cooperation	スイス開発協力庁
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SECO	Swiss State Secretariat for Economic Affairs	スイス経済省経済管轄局
SMC	School Management Committee	学校運営委員会
SOP(s)	Standard Operating Procedures(s)	標準業務手順書
SSsC	Social Service Sub-Committee	社会サービス小委員会
SWIMS	Social Welfare Information Management System	社会福祉情報管理システム
SWISSCO	Swiss Platform for Sustainable Cocoa	スイス・サステイナブル・カカオ・プラットフォーム
TUC	Trade Union Congress	労働組合連合会
TVET	Technical and Vocational Education and Training	技術職業教育訓練
TWG	Technical Working Group	専門作業部会
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children’s Fund	国連児童基金
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
USDOL	United States Department of Labor	米国労働省
VSLA	Village Savings and Loan Association	村落貯蓄融資組合
VSLS	Village Savings and Loan Scheme	村落貯蓄融資制度
WCF	World Cocoa Foundation	世界カカオ財団
WFCL	Worst Forms of Child Labour	最悪の形態の児童労働
WNCB	Work：No Child Business	労働は子どもの仕事ではないプログラム

地図

対象地域：①アシャンティ州アチュマ・ンプニュア郡
②ウェスタン・ノース州ビビアニ・アフィアソ・ベクワイ郡

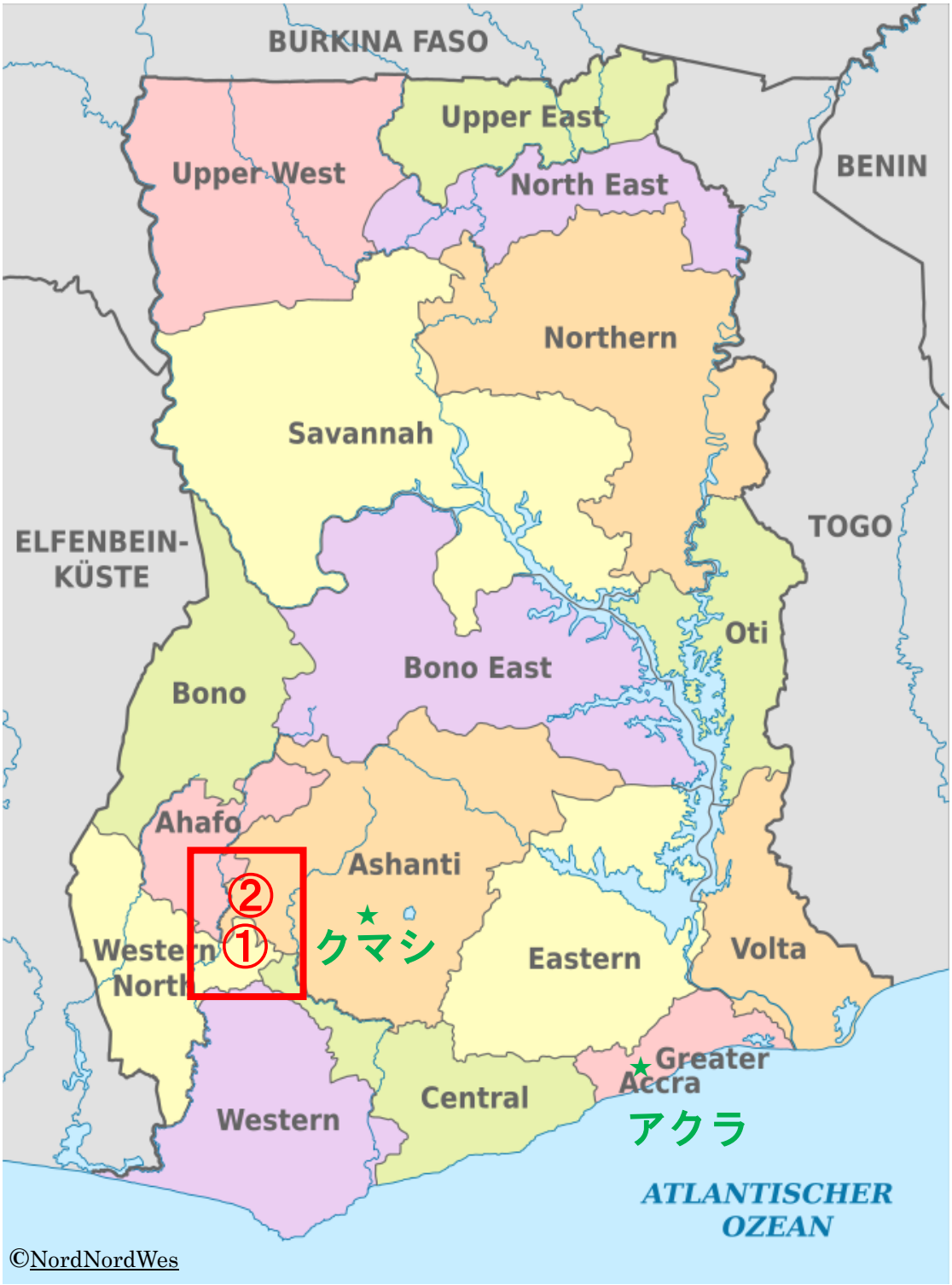

パイロット活動対象地域 (District and Municipality)

(1) アシャンティ州アチュマ・ンプニュア郡（Atwima Mponua District, Ashanti Region）

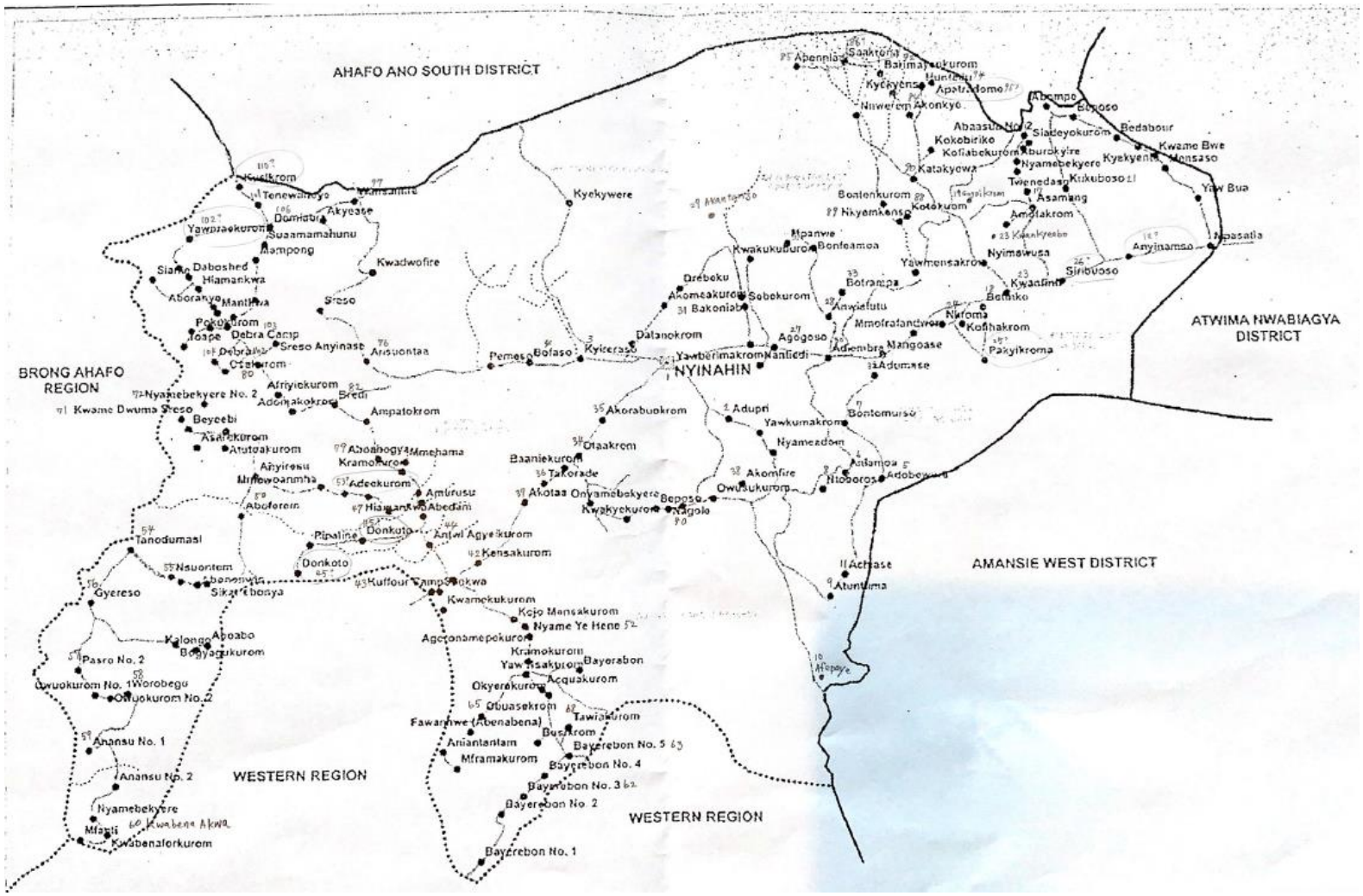

(2) ウェスタン・ノース州ビビアニ・アフィアソ・ベクワイ郡
（Bibiani Anhwiaso Bekwai Municipality, Western North Region）

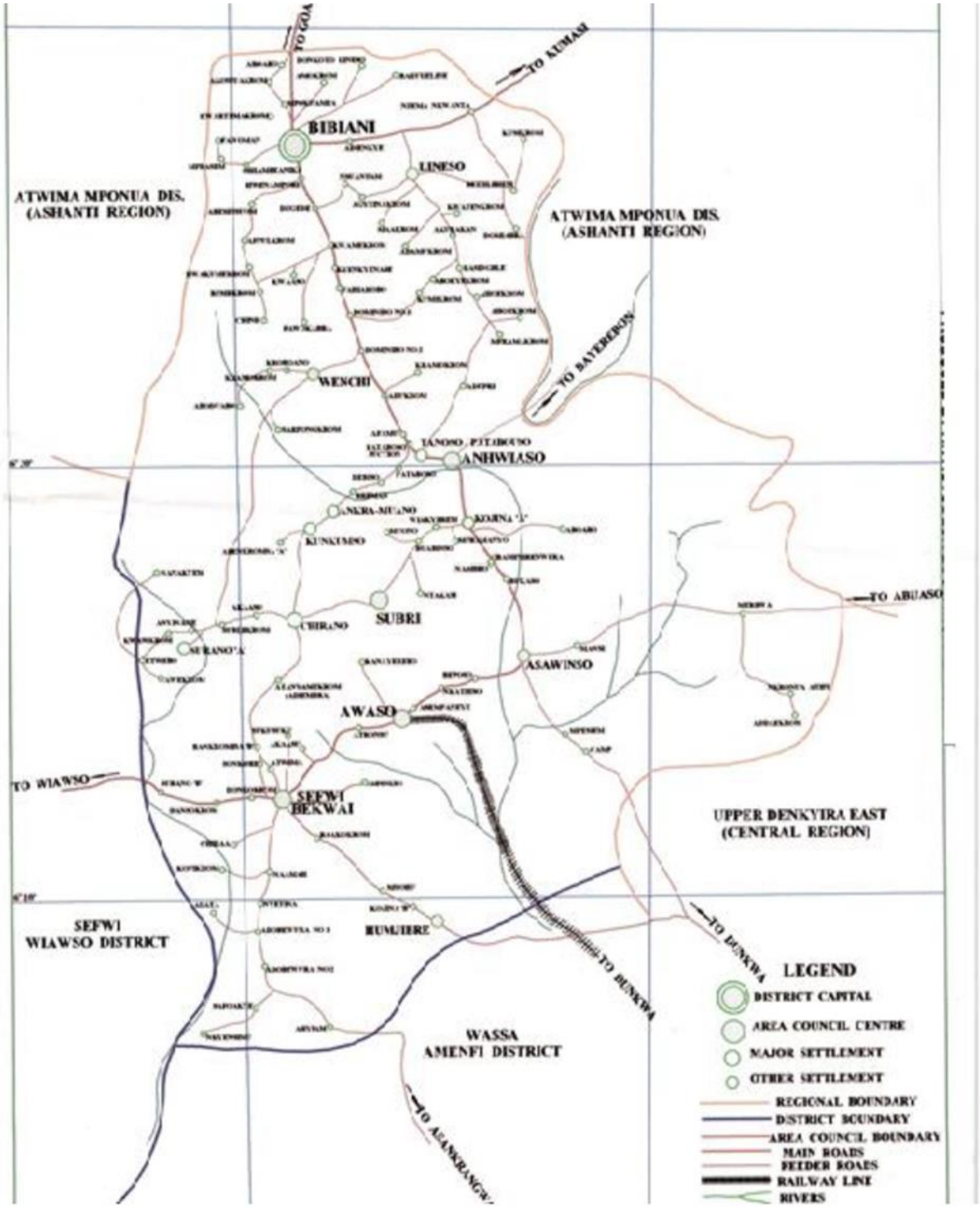

1. 調査の概要

1.1. 調査の背景・経緯

ガーナ共和国は、隣国コートジボワールに次ぐ世界第二位のカカオ生産国である。日本は、輸入するカカオ豆の 7～8 割をガーナに依存している。同国では 189 万人の子どもが児童労働に従事しており[1]、カカオ産業では 77 万人の児童労働が報告されている[2]。こうした状況において、ガーナ政府は国内での児童労働の撤廃と「2025 年までに世界中であらゆる形態の児童労働を終わらせる」ことを掲げた国連の「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals: SDGs）のターゲット 8.7（SDG8.7）の達成に向けて、「児童労働撤廃のための国家行動計画フェーズ 2」（National Plan of Action Phase II for the Elimination of Child Labour in Ghana 2017-2021: NPA2）を策定した。その一環として、2018 年より「児童労働フリーゾーン」（Child Labour Free Zone: CLFZ）制度の構築に取り組み、2020 年 3 月には「CLFZ 構築のための手順およびガイドライン（Establishing Child Labour Free Zones in Ghana – Protocols and Guidelines、以下 CLFZ ガイドライン）」を発効した。本ガイドラインを全国に普及することで、国全体における児童労働への取組を促進することが期待されている。

CLFZ ガイドライン策定プロセスには、日本の NGO、特定非営利活動法人 ACE[3]（エース）も参加しており、2009 年よりガーナの現地 NGO と協力してカカオ生産コミュニティの児童労働問題を解決する活動を実施してきた経験や教訓が反映されている。

JICA は、SDG8.7 の実現に向けた取り組みの可能性を検討してきた。その後ガーナの雇用・労働関係省（Ministry of Employment and Labour Relations : MELR）と協働で、2019 年 7 月に「児童労働フリーゾーン設立に向けた共創ワークショップ」を開催し、2020 年 3 月には、CLFZ ガイドラインの発効に合わせ、ドナーやカカオ・チョコレート企業の関係者を招いた同ガイドラインの普及ワークショップを首都アクラで開催した。これらの一連の活動を経て、本調査の立案と実施に至った経緯がある。日本においても、2019 年 12 月に JICA と ACE が協力して「共創ワークショップ」を開催。2020 年 1 月には、JICA の主導により「開発途上国における持続可能なカカオプラットフォーム」が設立された。このプラットフォームは、社会・経済・環境の多角的な観点からステークホルダーの連携を促進することで、開発途上国における持続可能なカカオ生産を実現することを目指しており、その目標の一つには児童労働撤廃への貢献も含まれている。本プラットフォームには、43 の企業・団体と 91 の個人が加盟している[4]。

これらの背景に加え、2020 年からの世界的な新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大による経済停滞を受けた児童労働の増加や貧困の悪化も懸念されていることから、ガーナにおいて新たな取組である、CLFZ ガイドラインを普及することにより、国やビジネスセクター、ドナー、NGO など、あらゆるステークホルダーが協力して児童労働の悪化を食い止め、課題解決を推進することが求められている。

---

[1] GLSS6 児童労働報告書（2014 年、ガーナ統計局）

[2] NORC, 2020. Final Report: Assessing Progress in Reducing Child Labor in Cocoa Production in Cocoa Growing Areas of Côte d'Ivoire and Ghana.

[3] 登記上の正式名称、英語名は Action against Child Exploitation

[4] 2022 年 6 月時点

1.2. 調査の概要

1.2.1　調査の目的

本調査は、カカオ・セクターを中心に CLFZ をはじめとするガーナ政府の児童労働撤廃に向けた取組を促進し、SDG8.7 の達成に資する JICA とプラットフォームによる協力可能性を特定するために、必要な情報を収集・分析することを目的として実施するものである。

1.2.2 調査実施期間

2020 年 10 月 19 日～2022 年 6 月 30 日

1.2.3 調査の基本方針

【技術面の基本方針 1】パイロット活動を通じて、CLFZ ガイドラインの実効性を高めるために必要なツールの見直し・追加を行うとともに、政府（中央・郡）が果たすべき役割を明確にする。

ガーナ政府が児童労働撤廃に向けた取組を CLFZ ガイドラインに基づいて推進していくにあたり、それが有効かつ継続的に実施され、さらに全国に展開されていくためには、同ガイドラインのツールの見直し・追加を行うとともに、関係するガーナ政府機関（特に中央・郡レベル）の役割をより明確にする必要がある。具体的には、CLFZ の認定評価に必要な評価ツールの開発やアセスメントの実施体制を整備するほか、世帯登録や児童労働者と保護者への対応・救済・支援に関するシステムの整備を、行政機能として位置づけ、コミュニティレベルの活動とリンクさせていく。特に郡レベルで活動を実施する際には、実施主体である社会サービス小委員会（Social Service Sub Committee: SSsC）に加え、教育、保健、社会福祉などの各セクター担当局や担当者の連携の強化を図る。

【技術面の基本方針 2】対象地域（コミュニティ）の選定にあたり、より脆弱性の高いエリアや対象層を含めることにより、CLFZ ガイドラインを実施・展開する際の課題や留意点を抽出する。

ガーナが児童労働の撤廃を実現するためには、児童労働に陥るリスクが高い移住労働者などの脆弱層や行政サービスが届きにくい地域に、いかにリーチアウトできるかが重要となる。本調査では、ACE がすでに活動経験のあるアチュマ・ンプニュア郡を含む 2 郡をパイロット対象地域とし、各郡から活動の実施状況や CLFZ 認証指標の達成状況を重点的にモニタリングするコミュニティ（各郡 10 カ所程度）を選定する際には、カカオ産業だけでなく、子どもによる鉱山労働が問題視されているエリアや、児童労働が起きやすいホットスポットエリアを含める形で、より汎用性の高い効果的な介入のあり方を検証する。今後 CLFZ を普及展開していく際に、より脆弱性の高い地域や脆弱層を特定して、それらに確実にリーチアウトするための方法についても検討する。

【技術面の基本方針 3】ガーナにおける児童労働への取組を継続的に支える資金の確保と、SDG8.7 へ向かうインパクトを生み出す連携モデルの可能性を、カカオ・セクターを軸に検討する。

本件業務の調査結果を、ガーナにおける CLFZ ガイドラインの普及と実践に確実につなげ、国レベルの児童労働への取組を切れ目なく継続するために、まずは短期的に実現しやすい資金の確保の方法を検討する。特にカカオ・セクターにおいては、ビジネスセクターによるカカオ生産地域への投資やドイツ、スイス、ベルギーのプラットフォーム同士の連携などが活発になっていることから、これらとの連携可能性を十分に検討する。なお、カカオ・セクターでは、これまで連携といえる取組が多数行われてきたものの、個別の団体や企業によるプログラムの域を出ておらず、真に社会的にインパクトを与えるような結果は出ていない。本調査では、行政や企業、NGO などタイプの異なるステークホルダーが共通のアジェンダを設定して、構造的な変化を起こす「コレクティブ・インパクト」のアプローチを念頭に、ガーナが国として児童労働を撤廃するために、またその先にある SDG8.7 への貢献をビジョンとして描いたときに、どのような連携の形がありうるかについて、新たな国際連携の可能性も検討する。

【運営面の基本方針 1】ACE（本共同企業体代表）の有するガーナ関係者とのネットワークを最大限活用し、限られた期間内に邦人業務従事者不在中を含めて効果的・効率的に調査を実施する。

本調査の実施にあたっては、ACE のガーナにおけるパートナー団体である現地ローカル NGO の Child Research and Development Agency（CRADA）を活用することにより、特にコミュニティ・郡レベルにおけるパイロット活動を、限られた調査期間中に円滑かつ効果的に実施する。CRADA は、ガーナのカカオ生産地で 12 年以上にわたって、ACE とともに児童労働撤廃のためのコミュニティ支援事業を実施してきた経験があり、ガーナの児童労働の状況と課題に精通しているほか、それらを解決するための経験と知見があり、中央政府 MELR の児童労働ユニット（CLU）や「児童労働に関する国家運営委員会」（NSCCL）の専門作業部会（Technical Working Group :TWG）メンバーとのネットワークも有している。

【運営面の基本方針 2】パイロット活動の実施支援にあたり、各レベルで CLFZ に関する取組を主導する関係者の動機づけと能力強化に十分留意した技術提言を行う。

パイロット活動の実施支援にあたっては、CLFZ に関する取組が調査後も継続的に実施され、かつ他地域に普及し展開されることを念頭におき、MELR の CLU や郡レベルの SSsC、関係機関の担当者などの動機づけと能力強化に十分留意した技術提言を行う。特に CLU については、今後 CLFZ 認定のための評価を主導し、CLFZ に関する取組を実施するための資金調達を積極的に行うことが期待されており、本件業務を通じて各種調整や交渉に関する実務能力を高めることが望ましい。また、郡レベルにおける各セクター担当局や担当者を巻

き込む際には、それぞれの業務所掌と児童労働に関する取組の関連性を明確にすることで、関係者がより主体的にそれぞれの役割を担うようになることを目指す。

【運営面の基本方針3】カカオ・セクターのステークホルダーとのグローバルなネットワークを活用し、最新動向に関する情報収集と将来的な連携モデルの可能性について意見聴取を行う。

ACE は、長年のカカオ生産地域での事業の実施や、カカオ関連の様々な国際会議への参加・発表の経験などから、カカオ・チョコレート関連企業の児童労働プログラム担当者や ICI、USDOL など、グローバルレベルのステークホルダーとの幅広いネットワークを構築している。本調査では、そうしたネットワークを最大限に活用して、様々なステークホルダーとオンラインでヒアリングを実施し、国際会議などからも最新情報の収集を図る。

1.2.4 調査工程

調査工程を図 1-1 に示す。本調査でのヒアリング対象者のリストは添付資料 1、面談者リストのとおり。

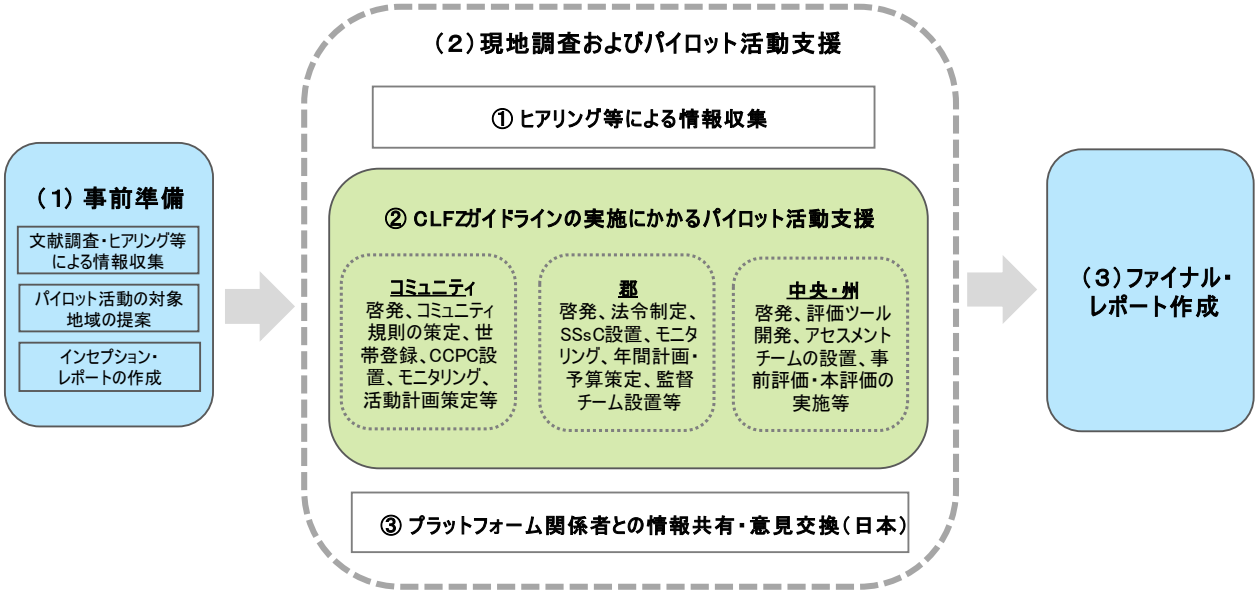

図 1-1 調査工程

1.2.5 要員計画

要員計画（実績）は添付資料 2 を参照のこと。

1.3. 調査の実施体制

1.3.1 調査団の団員構成、実施体制と要員計画

調査団の団員構成を表 1-1 に、実施体制を図 1-2 に示す。

表 1-1 団員構成

名前	担当業務	所属
岩附（尾上）由香	業務主任者／児童労働政策分析	特定非営利活動法人 ACE
白木（馬場）朋子	副業務主任者／児童労働政策分析／CLFZ 分析	特定非営利活動法人 ACE
近藤　光	コミュニティ分析／パイロット活動支援 1（コミュニティ組織化）※ダイバーシティ枠	特定非営利活動法人 ACE
赤堀　友希	コミュニティ分析／パイロット活動支援 1（コミュニティ組織化）※ダイバーシティ枠	特定非営利活動法人 ACE
東谷　あかね	コミュニティ分析／パイロット活動支援 2（コミュニティ・郡連携強化）	アイ・シー・ネット株式会社
本田　俊一郎	ドナー分析	アイ・シー・ネット株式会社
及川　有希子	プラットフォーム連携	特定非営利活動法人 ACE
ハリソン　光理（前任）	パイロット活動支援（研修）	アイ・シー・ネット株式会社
山田　純（後任）	パイロット活動支援（研修）／パイロット活動支援 3（コミュニティ・郡連携強化）	アイ・シー・ネット株式会社

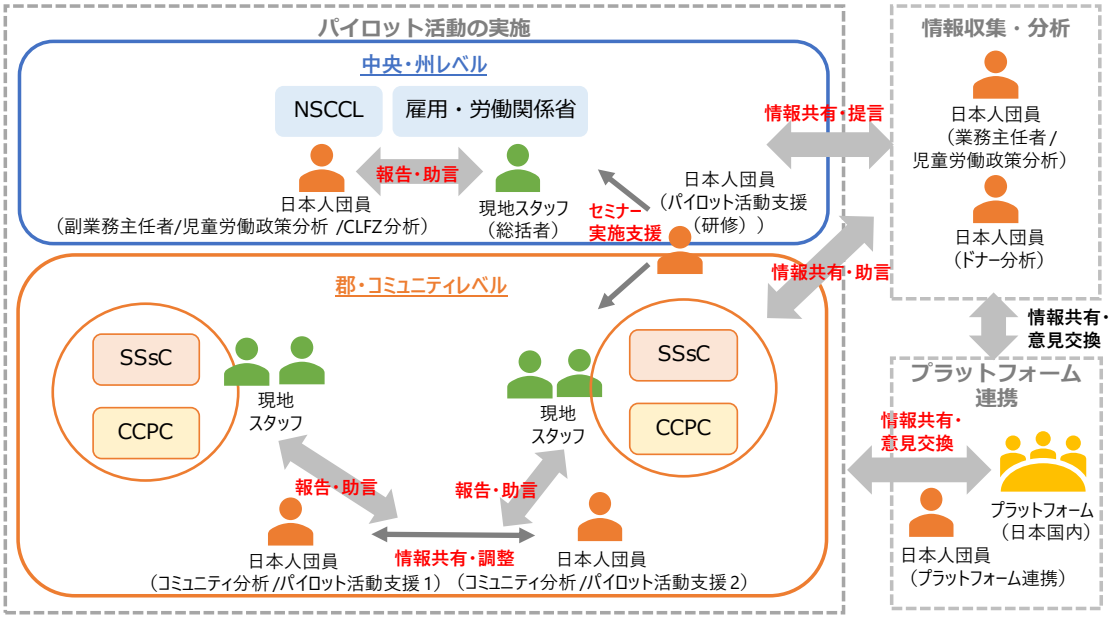

図 1-2 実施体制

1.3.2 カウンターパート機関と実施体制

本調査の主要カウンターパート機関は、雇用・労働関係省（MELR）である。各関係機関の本調査における役割を表 1-2 に示す。

表 1-2 カウンターパート機関と本調査における役割

名称	機能・メンバーなど	本調査における役割
MELR 児童労働ユニット（CLU）	• ガーナの児童労働に関する行政レベルの全体調整実務を担当 • NSCCL の事務局 • NPA2 策定実務担当	• CLFZ アセスメント・ツールの開発実務、CLFZ パイロット活動にかかる監督・助言・調整
児童労働に関する国家運営委員会（NSCCL）	• 児童労働撤廃に向けた国家計画である NPA2 推進のための国家機構 • 委員は、MELR 大臣と同省幹部、ジェンダー・子ども・社会保障省や教育省など、関係省庁の代表者、労働組合連合会（TUC）、子ども権利保護 NGO 連盟（GNCRC）、国際労働機関（ILO）、ICI、モンデリーズなど、開発パートナーや国際企業代表者から構成 • 事務局は CLU	• CLFZ 評価ツールやアセスメント・チーム設置などの承認 • 関係省庁間の連携・調整
専門作業部会（TWG）	• NPA2 や CLFZ ガイドラインの策定や各種活動に対する専門的見地からの助言・実施促進や、政府や関連 NGO、企業などとの連携を担当 • NSCCL に 3 つの小委員会、各小委員会に専門作業部会を設置 • CLFZ 制度構築担当は、第一小委員会（計画・モニタリング・評価）下の作業部会で、メンバーは、MELR、CLU、人権と公正な行政に関する評議会（CHRAJ）を含む政府機関、労働組合、NGO 代表者や専門的実務者など	• 中央レベルにおける関係省庁、労働組合組織、NGO や民間企業との連携促進 • CLFZ アセスメント手法やツール開発、アセスメント実施体制構築のための実務・助言 • CLFZ パイロット活動の計画・実施やモニタリング、パイロット活動の教訓をふまえた CLFZ ガイドライン改訂などへの助言

中央レベルの実施体制を図 1-3 に示す。

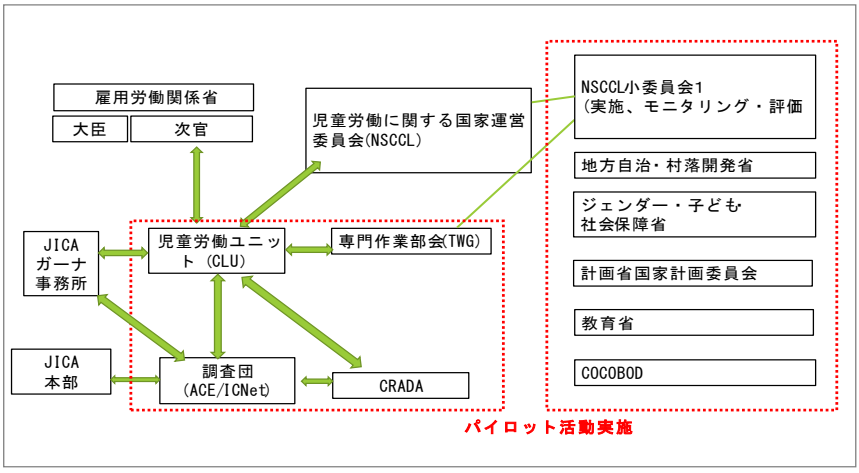

図 1-3 実施体制（中央）

2. 児童労働の国際的な現状と支援動向

2.1. 児童労働の定義と国際条約

2.1.1. 児童労働を定義する国際条約

児童労働は、1919 年の国際労働機関（ILO）設立以来、労働問題として指摘・認識されてきた。しかし 1990 年代以降は、経済のグローバル化に伴う過酷な児童労働の実態がメディアなどで明らかになるにつれ、国際協力分野でも課題として認識されるようになった。児童労働は、以下のように 2 つの ILO 条約により定義され、批准国に対応が求められている。

表 2-1 児童労働の国際条約の概要

条約名 （省略名）	最低年齢条約 （ILO138 号条約）[5]	最悪の形態の児童労働条約 （ILO182 号条約）[6]
採択年/発効年	1973 年/1976 年	1999 年/2000 年
趣旨	就業してよい最低年齢をどの産業も共通で国際的に定め、児童労働の実効的な廃止を図る。	18 歳未満の児童による最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃を確保するための即時、かつ効果的な措置を求める。
児童労働に関する主な定義、年齢	・一般的に最低年齢を 15 歳（例外的に途上国では 14 歳）と定義 ・軽易労働は 13 歳（例外的に 12 歳） ・健康、安全、道徳を損なう恐れのある危険労働は 18 歳 ・危険労働でも健康、安全、道徳が保護され、適切な職業訓練を受ける場合は 16 歳	a) 子どもの売買および取引、負債による奴隷および農奴、強制労働（武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む）などのあらゆる形態の奴隷制度またはこれに類する慣行。 b) 売春、ポルノの製造またはわいせつな演技のために子どもを使用し、あっせんし、または提供すること。 c) 不正な活動、特に関連する国際条約に定義された薬物の生産および取引のために子どもを使用し、あっせんし、または提供すること。 d) 子どもの健康、安全もしくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務またはそのようなおそれのある状況下で行われる業務。
締約国数	174 カ国	187 カ国（2020 年に ILO 史上初となる全 ILO 加盟国の批准を達成）
批准国に求められること	児童労働の実効的な廃止を目的に、就業が認められる最低年齢を年少者の心身の十分な発達が確保される水準まで漸進的に引き上げるこ	批准国は条約の効果的な実施を確保するための措置を刑罰も含め講じることが求められる。教育の重要性を鑑みながら、定められた期限までに、以下の措置をとる。 (a) 最悪の形態の児童労働の防止 (b) 最悪の形態の児童労働から児童を引き離

[5] 条約の正式名称は Convention concerning Minimum Age for Admission to Employment、英語略称は Minimum Age Convention, 1973（No. 138）

[6] 条約の正式名称は Convention concerning the Prohibition and Immediate Action for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour、英語略称は Worst Forms of Child Labour Convention, 1999（No. 182）

条約名 （省略名）	最低年齢条約 （ILO138 号条約）[5]	最悪の形態の児童労働条約 （ILO182 号条約）[6]
	とを目的とする国内政策の遂行が求められる。各国で最低年齢の設定にあたり、義務教育修了年を下回ることはできない。	し、かつ、児童を回復させおよび社会に統合するための必要かつ適当な直接の支援。 (c) 無償の基礎教育、職業訓練の機会（適切な場合）を確保。 (d) 特別な危険にさらされている児童の特定と支援。 (e) 女子児童の特別な事情を考慮。また、条約の実施に責任を負う権限ある機関の指定、条約の効果的な実施を監視する適当な仕組みの設置または指定、最悪の形態の児童労働を優先的に撤廃するための行動計画の作成・実施。社会開発・経済発展、貧困撲滅計画などへの支援を含む、国際的な相互協力・援助の強化についても規定。

1989 年に国連で採択された「子どもの権利条約」は、子どもの基本的権利を定めた人権条約であり、子どもとは 18 歳未満のものすべてを指すこと、教育を受ける権利、経済的搾取や危険有害労働から守られる権利、あらゆる搾取や暴力・虐待から保護される権利があることが規定されている。児童労働の定義にあたっても子どもを 18 歳未満とすることを含め、ILO182 号条約の前提ともなっている。

これら 3 つの国際条約は児童労働の禁止や子どもの保護をうたい、多くの国が批准している。これら国際条約に基づいて制定された各国の法律により、児童労働は禁止されている。

2.1.2. 人身取引、現代奴隷制、強制労働との概念整理

SDG8.7 において、児童労働とあわせて掲げられている課題が、人身取引、現代奴隷制、強制労働である。児童労働、人身取引、現代奴隷制、強制労働の国際的な定義を表 2-2、図 2-1 にまとめる。18 歳未満の人身取引、現代奴隷制、強制労働は、児童労働の定義に含まれるため、国際的な援助動向などを分析する際は留意が必要である。例えば英国の「現代奴隷制基金」は、児童労働に関するプログラムへも拠出している。また、貿易協定の労働条項などにも、強制労働に関する項目の中で「強制的な児童による労働も含む」などと記述されることもある。

表 2-2 児童労働・人身取引・現代奴隷制・強制労働の定義

用語	定義と内容	国際法などの法的根拠、国際合意
児童労働	18 歳未満の最悪の形態の児童労働（人身取引・強制労働・徴兵、ポルノや買春、危険有害労働）および 15 歳未満の就業最低年齢に満たない労働（軽易なものを除く）。	ILO138 号条約 ILO182 号条約
人身取引	「搾取」を目的とし、暴力などの「手段」を用いて、対象者を獲得するなどの「行為」をすること。	人身取引議定書、 バリ・プロセス（人の密輸・人身取引および関連する国境を越える犯罪に関するプロセス）
現代奴隷制	強制労働、債務奴隷、強制結婚やその他の奴隷制および奴隷制に類する慣行のほか、人身取引も含む一連の具体的な法的概念を包含する。	強制労働、現代奴隷制、人身取引を終了するための行動宣言
強制労働	ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ右の者が自ら任意に申し出たものではない一切の労務をさす（ILO29 号条約 2 条）。2017 年の強制労働の世界推計では「民間経済における強制労働（商業的性産業を除くあらゆる部門で民間の個人、団体または企業が課す諸形態の強制労働）、成人の強制による性的搾取と子どもの性的搾取、および国家が課す強制労働」が含まれる。	ILO29 号条約、ILO1930 年の強制労働条約の 2014 年の議定書

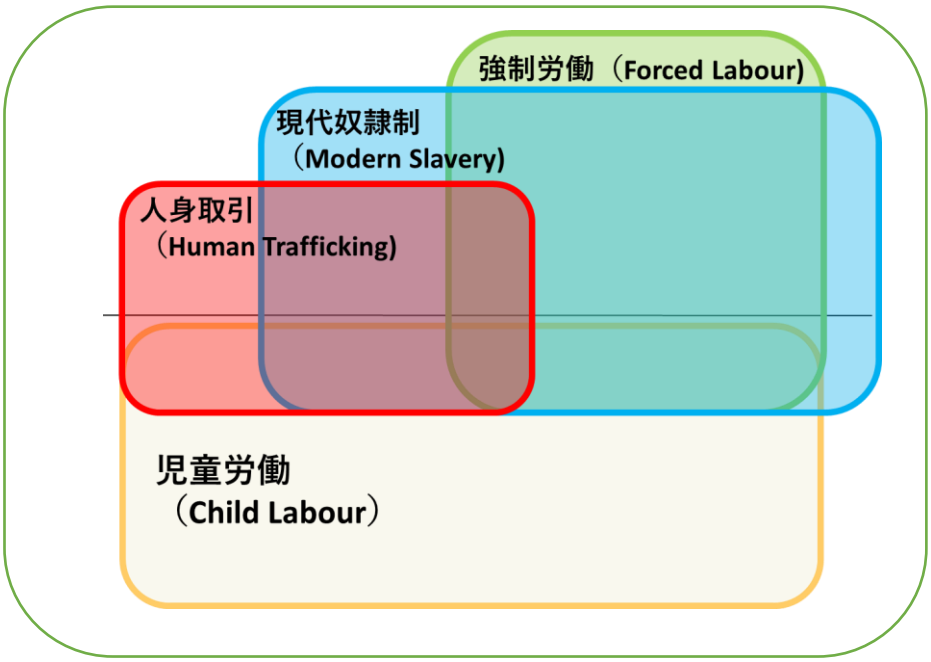

出所：自主作成

図 2-1 児童労働・人身取引・現代奴隷制・強制労働の概念

2.2. 児童労働に関する世界の状況

2.2.1. 児童労働者のグローバル推計および、地域別、産業別、年齢別、性別別の人数

児童労働者数の世界的推計は過去 20 年間で、4 年ごとに 6 回発表されてきた。最新の推計は 2021 年 6 月発表の報告書「児童労働：2020 年の世界推計、傾向と今後の課題[7]」で、全世界の児童労働者数（5～17 歳）を 1 億 6,000 万人と報告している。児童労働者数が 2000 年の推計発表以来、はじめて増加に転じたことになる[8]。2021 年の推計は、2020 年初めに行われた調査に基づいており、その後発生した COVID-19 感染症の影響は含まれていない。

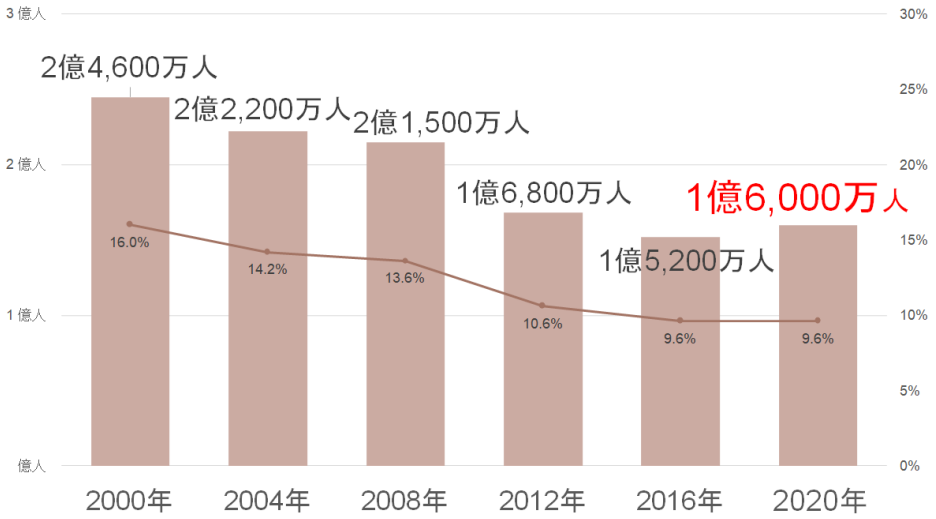

出所：ILO/UNICEF（2021）

図 2-2 世界の児童労働者数の推移

この増加の要因となっているのがサハラ以南アフリカである。児童労働者数は 8,660 万人と地域別で最多、他の 5 つの地域の合計より多く、子どもに占める児童労働の割合は 4 人に 1 人となっている。2012 年までは児童労働者の絶対数が最も多いのはアジア・太平洋地域だったが、2016 年以降はサハラ以南アフリカに入れ替わり、2020 年には絶対数も子ども人口に対する児童労働者の割合も最多となった（図 2-3）。

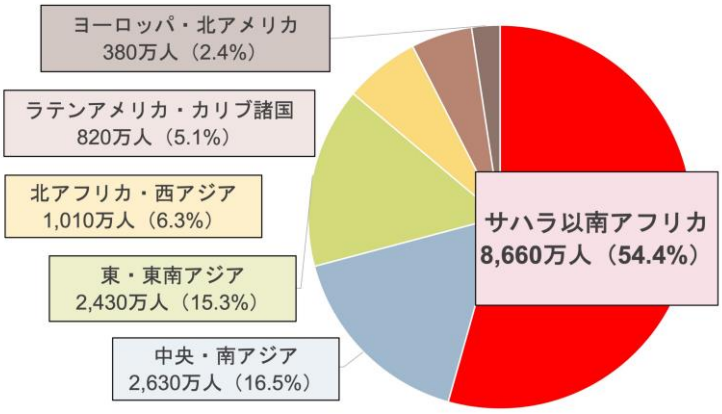

出所：ILO/UNICEF（2021 年）

図 2-3 地域別児童労働者数

[7] International Labour Office and United Nations Children's Fund. 2021. Child Labour: Global estimates 2020, trends and the road forward, ILO and UNICEF. New York.
[8] ibid.

産業別にみると、児童労働が最も多いのは農林水産業の 1 億 1,210 万人で、全体の 7 割を占める。続いてサービス業が約 2 割、工業が約 1 割となっている（図 2-4）。特にサハラ以南アフリカ地域においては、児童労働の 81.5%を農林水産業が占めている。なお、児童労働者は、農村部で 1 億 2,270 万人、都市部で 3,730 万人、子ども人口に占める児童労働者の割合は、農村部で 13.9%、都市部で 4.7%と約 3 倍もの差がある。

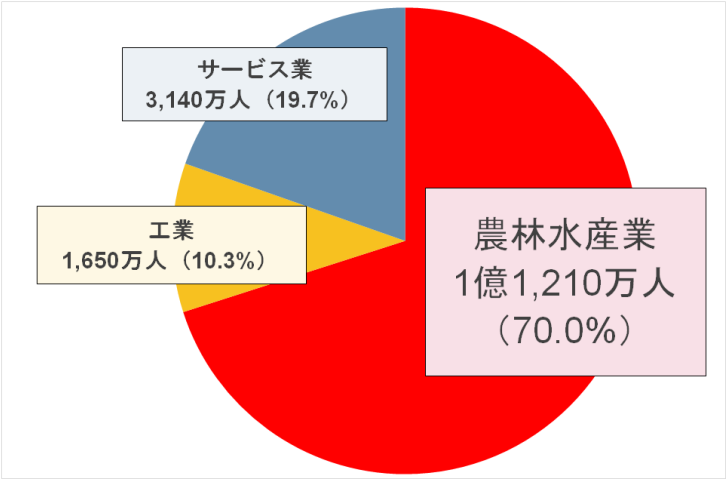

出所：ILO/UNICEF（2021 年）

図 2-4 産業別児童労働者数

年齢層別では、世界の児童労働者数のうち、5～11 歳が 8,930 万人（55.8%）、12～14 歳が 3,560 万人（22.2%）、15～17 歳が 3,500 万人（21.9%）を占める（表 2-3）。地域別に見ても、最も多くを占めるのが 5～11 歳であることは世界共通だが、サハラ以南アフリカ地域においては 5～11 歳が 60%と半分以上を占める。それに対し、ラテンアメリカ地域では 37.9%と相対的に低い数字となっており、年齢層別の傾向は地域によって異なる。

表 2-3 地域別・児童労働者数の年齢層別構成

地域	5～11 歳	12～14 歳	15～17 歳
世界	**55.8%**	**22.2%**	**21.9%**
サハラ以南アフリカ	60.0%	23.6%	16.4%
北アフリカ・西アジア	54.0%	23.8%	23.3%
中央・南アジア	50.7%	19.4%	29.9%
ラテンアメリカ・カリブ諸国	37.9%	23.6%	38.5%
ヨーロッパ・北アメリカ	51.5%	20.0%	28.5%

出所：ILO/UNICEF（2021 年）

男女別児童労働者数は、男子が 9,700 万人（60.7%）、女子が 6,290 万人（39.3%）で、子どもの人口に占める児童労働者の割合も、男子が 11.2%、女子が 7.8%と、男子の方が女子より多くなっている。児童労働の定義を拡大して、週に 21 時間以上家事手伝いを行っている子どもを含めると、その割合は男子 12.5%と女子 10.9%となり、男女差は小さくなる。

2.2.2. 就業している子ども、児童労働、危険有害労働の区分と傾向

2021 年 6 月発表の世界推計では、働いている子どもの状況を、①就業している子ども、②児童労働、③危険有害労働、の 3 つの定義で分類している[9]。

表 2-4 区分別・年齢層別の構成（2016 年と 2020 の比較、単位 千人）

年齢層	就業している子ども（発生率）		児童労働（発生率）		危険有害労働（発生率）	
	2016	2020	2016	2020	2016	2020
5-11 歳	130,364 (10.6%)	データなし	72,600 (8.3%)	89,300 (9.7%)	19,000 (2.2%)	25,900 (2.8%)
12-14 歳		データなし	41,900 (11.7%)	35,600 (9.3%)	16,400 (4.6%)	18,100 (4.8%)
15-17 歳	87,655 (24.9%)	データなし	37,100 (10.5%)	35,000 (9.5%)	37,100 (10.5%)	35,000 (9.5%)
合計	264,427 (16.7%)	222,088 (13.3%)	151,600 (9.6%)	160,000 (9.6%)	72,500 (4.6%)	79,000 (4.7%)

出所： ILO/UNICEF（2021）および ILO（2017）[10]を基に自主作成

2016 年と 2020 年の数値を比較すると、児童労働者数は 840 万人増の 1 億 6,000 万人と増加したが、発生率は変わらなかった。1 億 6,000 万人の児童労働者のうち、危険有害労働に従事している子どもは 7,900 万人で、2016 年より 650 万人増加している。児童労働者に占める危険有害労働に従事している子どもの割合も、47.8%（2016 年）から 49.4%（2020 年）と高くなり、危険有害労働も増加傾向にある。

なお、本グローバル推計で使われている各カテゴリーの定義づけ（フレームワーク）については、図 2-5 のとおりである。危険有害労働は、①危険有害業種に指定されている業種（鉱山、採掘、建設業）、②危険有害職種（39 の職種が指定されている）、③週 43 時間以上の就業、で構成されている。児童労働は危険有害労働に加え、5 歳から 11 歳の労働、12 歳から 14 歳の 14 時間以上の労働も含まれる。

9 原文レポートでは、①就業している子どもは children in employment 、②児童労働は children in child labour、③危険有害労働は Children in hazardous work。

10 International Labour Office (ILO). 2017. Global estimates of child labour: Results and trends, 2012-2016. Geneva

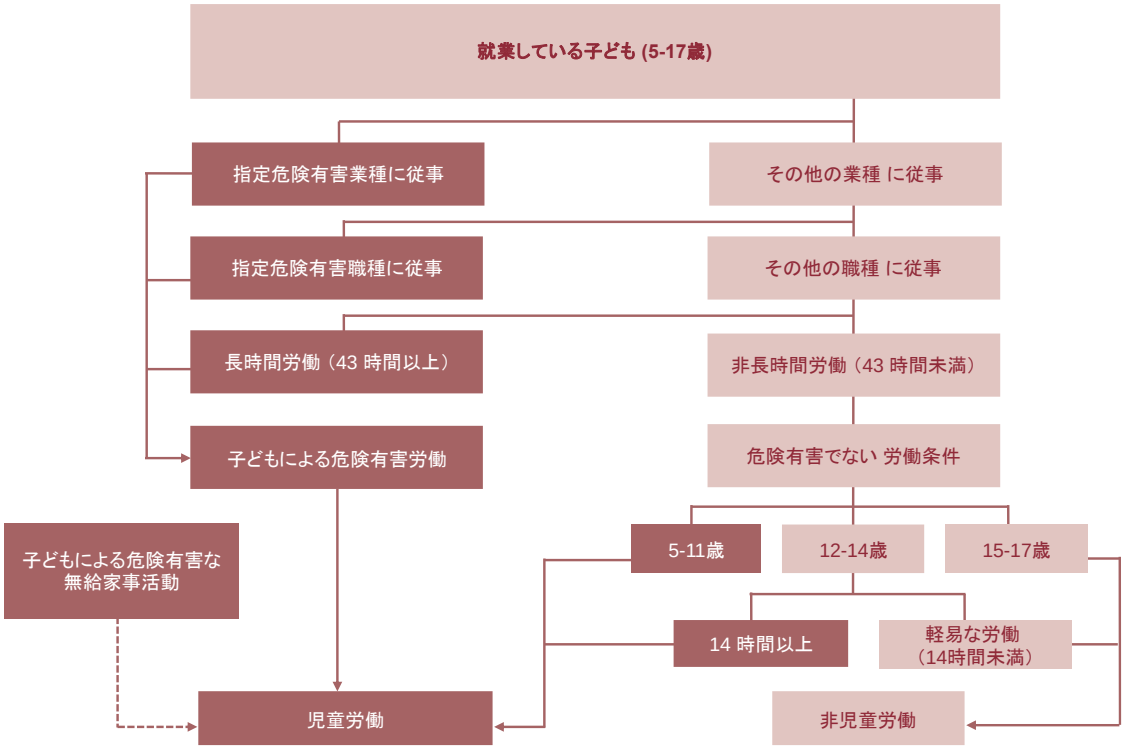

出所：ILO/UNICEF（2021 年）

注：点線は、「児童労働の統計に関する 2008 年決議」により、危険な無給の家事サービスの測定が任意であることを示す。

図 2-5 児童労働の世界推計の測定フレームワーク

2.2.3. 年齢層別傾向

図 2-6 の各年齢層の児童労働者数の割合（発生率）をみると、12～14 歳、15～17 歳の割合が 2008 年から大幅に減少しているのに対し、5～11 歳の減少幅はわずかで、かつ 2016 年以降は増加に転じている。2016 年から 2020 年の増加数は 1,680 万人に上り、この層が児童労働者数の半数以上の 8,930 万人を占めていることが、児童労働の低年齢化を示している。

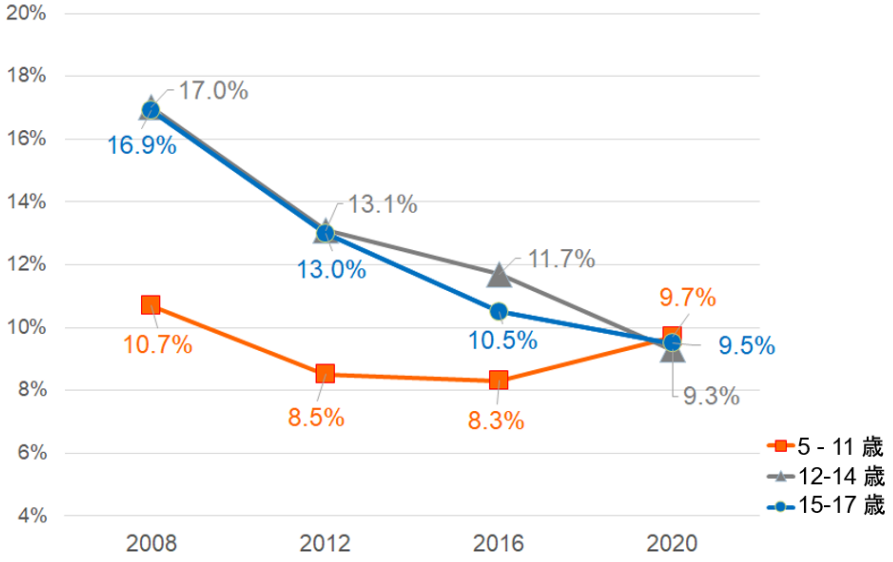

出所：ILO/UNICEF（2021 年）

図 2-6 児童労働者の割合（2008～2020 年、5-17 歳、年齢層別）

2020 年のデータでは、5～11 歳の児童労働者の 4 分の 3 以上が農業に従事しており、農業が児童労働の入口になっている。また、5～17 歳のうち 72%の児童労働者が家庭内（おもに家族農業や家内工業）で働いており、5～11 歳の場合は 83%が家庭内で働いていることから、家族経営の農業などに従事する子どもの割合が特に多い。

2012 年と 2016 年の比較は以下のとおりで、2012 年から 2016 年へは発生率だけでなく、就業している子どもの数、児童労働、危険有害労働のいずれも減少傾向にある。

表 2-5 区分・年齢層別の構成（2012 と 2016 年、単位 千人）

年齢	就業している子ども（発生率）		児童労働（発生率）		危険有害労働（発生率）	
	2012 年	2016 年	2012 年	2016 年	2012 年	2016 年
5-14 歳	144,066 (11.8%)	130,364 (10.6%)	120,453 (9.9%)	114,472 (9.3%)	37,841 (3.1%)	35,376 (2.9%)
15-17 歳	120,362 (33.0%)	87,655 (24.9%)	47,503 (13.0%)	37,149 (10.5%)	47, 503 (13.0%)	37,149 (10.5%)
計	264,427 (16.7%)	218,019 (13.8%)	167,956 (10.6%)	151,622 (9.6%)	85,344 (5.4%)	72,525 (4.6%)

出所：ILO（2017 年）

2.2.4. 地域別傾向と増加の要因

2000 年以降の地域別傾向をみると、子どもに占める児童労働者の割合は図 2-7 のように推移している。

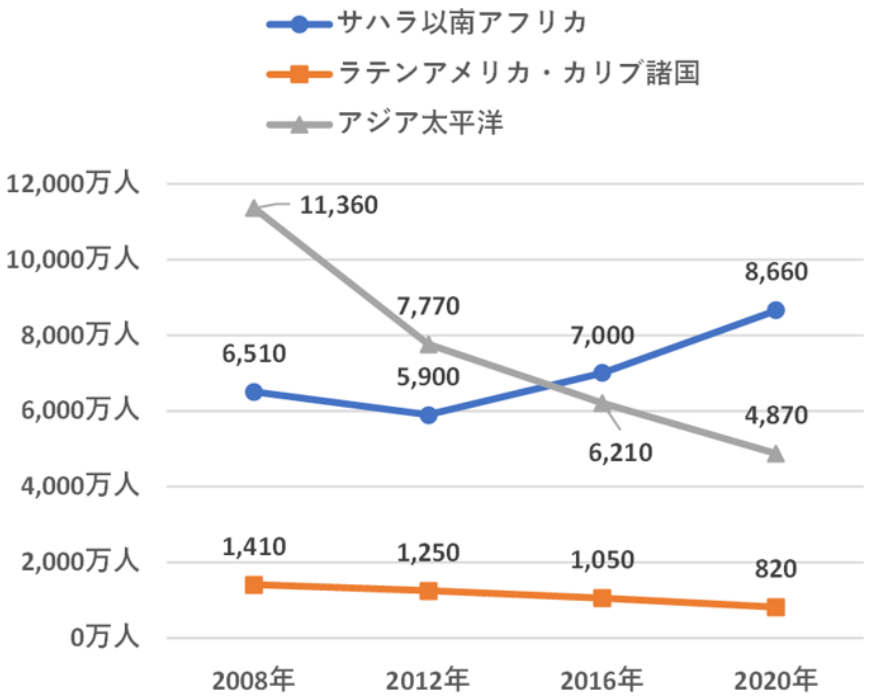

出所：ILO/UNICEF（2021）

図 2-7 地域別児童労働者数の推移（5-17 歳）

アジア・太平洋地域は 2008 年から大幅に人数が減少し、2008 年と比較して半分以下になっている。またラテンアメリカ・カリブ諸国も、緩やかではあるが減少傾向が続いている。一方、サハラ以南アフリカ地域だけが 2012 年から増加している。増加人数は 2012～2016 年が 1,100 万人だったのに対し、2016 年～2020 年は 1,660 万人増と、増加幅が前回を上回り、増加の一途をたどっている。この傾向が続くと、サハラ以南アフリカ地域の児童労働の深刻さはさらに増していく可能性が高い。各地域の 2008～2020 年の 5～17 歳の人口増加と児童労働の増減は以下のとおり。

- ラテンアメリカ地域：人口が 480 万人減少、児童労働は 600 万人減少
- アジア・太平洋地域：人口が 1 億 2,800 万人増加、児童労働は 6,490 万人減少
- サハラ以南アフリカ地域：人口が 1 億 480 万人増加、児童労働も 2,150 万人増加

サハラ以南アフリカ地域では、子ども人口も児童労働者数も増加している一方で、アジア・太平洋地域では、子ども人口が増加しているにもかかわらず児童労働者数は減少している。人口増加が必ずしも児童労働者増に直結していない地域もあることがわかる。

アフリカ地域で児童労働が増加した要因としては、貧困やインフォーマル経済の割合の高さ、社会的保護や教育の行き渡らなさ、人口増加や紛争、干ばつなどの危機的状況があったことなどが挙げられている。なお、ILO と国連児童基金（ユニセフ）の推計では地域別の推移は発表しているものの、国別のデータは公表しておらず、特にどの国で児童労働が増えているのかは把握できない。

2.3. 企業のサプライチェーンと児童労働に関する動向

企業のサプライチェーンにおける児童労働の問題は 1990 年代から指摘されていたが、近年企業の人権尊重への責任範囲が広がるなかで、以前に増して注目を集めるようになった。

「国連ビジネスと人権指導原則」（United Nations Business and Human Rights Guiding Principal、2011 年）は、①国の人権を保護する義務、②企業の人権を尊重する責任、③救済へのアクセス、を 3 本の柱とし、世界各国の企業がグローバル経済の中でサプライチェーンも含め人権尊重の責任を果たすことを求めた。この指導原則に基づき、各国政府が行動計画を策定することが期待されている。この指導原則により、企業の責任範囲が大幅に広がることとなり、特にサプライチェーンの上流にまでさかのぼって、児童労働を含む人権侵害の有無や事業活動の影響を把握することが、企業の責任として認識されるようになった。

これに伴い先進国政府は、企業に人権デュー・ディリジェンス[11]の実施を促す法律を相次いで制定し、このことが、各国政府が国際援助の文脈で特に自国のビジネスのサプライチェーン上にある児童労働がある国へ、積極的支援に乗り出す根拠となりつつある。各国の法律で対象となる企業の規模などの違いはあるが、こうした法律の有無が援助政策にも影響を与えていることから、主な人権デュー・ディリジェンス関連の法律を表 2-6 にまとめる。

[11] 人権デュー・ディリジェンスとは、企業が事業活動やサプライチェーンにおいて、強制労働や児童労働等の人権リスクを把握、特定して予防や軽減策を講じること。リスクを把握して対策を取るまでの一連のプロセスについて報告、情報公開することまでが含まれる。

表 2-6 企業の人権デュー・ディリジェンス促進・サプライチェーン透明化に関する法律

国名	関連する法律
EU	非財務情報開示指令（2014 年） 紛争鉱物規則（2017 年） コーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令案（Corporate Sustainability Due Diligence Directive: CSDD）（2022 年 2 月採択）
米国	ドット・フランク法（紛争鉱物に関する規制）（2012 年）
英国	現代奴隷法（2015 年）
ドイツ	サプライチェーン法（2021 年成立、2023 年 1 月より施行）
フランス	企業注意義務法（2017 年）
オランダ	児童労働注意義務法（Child Labour Care Act）（2019 年）

特に EU のコーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案（CSDD）においては、①企業方針への人権・環境デュー・ディリジェンスの組み込み、②人権・環境に対する潜在的・顕在化リスク特定のためのデュー・ディリジェンスの実施、③特定したリスクの停止・予防・軽減、④グリーバンスメカニズムの設置と維持、⑤デュー・ディリジェンスの方針と手法の実効性のモニタリング、⑥デュー・ディリジェンス実施状況の開示、を企業に義務付けるものである。

EU とガーナの貿易において、上位 10 品目のうち 4 品目はカカオ関連（カカオ豆、ココアバター、ココアペースト、ココアパウダー）であり、オランダ、フランス、イタリア、ドイツが主な輸入国である[12]。この人権・環境デュー・ディリジェンスの義務化の流れは、EU 加盟国のガーナ国内のカカオ生産にまつわる児童労働や環境問題への関心も高めている。また、カカオ・チョコレート産業界の個別企業が児童労働問題に取り組んできた背景にも、メディアからの指摘に加え、このようなビジネスと人権に関する要請が大きく影響している。各国の法整備や貿易に関わる方針の詳細については 2.4.3 主要国の援助動向において詳述する。

サプライチェーンにおける児童労働、強制労働については、G7 サミット、G20 サミットなど国際的な政府間会議のアジェンダにおいてもたびたび取り上げられている。G20 においては 2017 年から 4 年間連続で、首脳宣言にサプライチェーンにおける児童労働の撤廃が明記されている[13]。特に 2018 年のアルゼンチンでの雇用・労働大臣会合においては、同会合コミュニケの付属文書として「児童労働、強制労働、人身取引および現代奴隷制の撤廃のための G20 戦略」が発表されている[14]。同戦略では以下に上げる取組が各国に奨励されている。

「児童労働、強制労働、人身取引および現代奴隷制の撤廃のための G20 戦略」

1. 社会的保護、公正で適切な賃金、教育と訓練への参加、農村部の経済発展を促進する。
2. 労働基準へのコンプライアンス向上のために、政府調達を活用する。

[12] https://bartalks.net/processed-cocoa-is-ghanas-biggest-export-to-eu/ （最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
[13] 2017 年（議長国：ドイツ）、2018 年（議長国：アルゼンチン）、2019 年（議長国：日本）、2020 年（議長国：サウジアラビア）
[14] https://www.mhlw.go.jp/content/10500000/g20_employment_declaration.pdf（最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）

3. グローバル・サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスと透明性を促進する。
4. 持続可能なサプライチェーンを進めていくための措置を講じる。
5. データの収集と共有を図る。
6. 民間セクターや市民社会組織などとのソーシャル・ダイアログや新しいパートナーシップを培っていく。

また、2017 年 7 月の G20 労働・雇用大臣会合（ドイツが議長）の大臣宣言では、「国際機関は Alliance8.7[15]と協力して、リスクが高い産業分野の特定を含めた、グローバル・サプライチェーンにおける最悪の形態の児童労働、強制労働と現代奴隷を撤廃するための行動を加速させ、最も影響が大きい国における能力強化を支援する提案を包む共同報告書をまとめることが要請された。

その要請を受け、2019 年に日本で開催された G20 労働・雇用大臣会合では、ILO、経済協力開発機構（OECD）、国際移住機関（IOM）、ユニセフが協働し、かつ Alliance8.7 がサポートする形で、報告書「グローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働、人身取引に終止符を[16]」が取りまとめられ公表された。この報告書は、グローバル・サプライチェーンにおける児童労働の規模を初めて推計した報告書となった。この報告書では、輸出産業と国内産業それぞれに対し児童労働の関与度を算出している。データが限られるなかでの技術的な難しさ、この数字の解釈についても熟慮が必要としながらも、国内や海外の市場向け商品・サービスの生産に、どれほど児童労働が用いられているかの推定値を測定している。また児童労働者数のうち、輸出産業向けの物品やサービスの生産に従事する児童労働の割合は、東アジア地域や東南アジア地域が最も高い割合となっている。

表 2-7 輸出・国内生産・消費向けの児童労働の割合

地域	輸出に関連	国内生産・消費に関連
サハラ以南アフリカ	12%	88%
北アフリカ・西アジア	9%	91%
中央・南アジア	12%	88%
東アジア・東南アジア	26%	74%
ラテンアメリカ・カリブ諸国	22%	78%

出所：ILO/OECD/IOM/UNICEF（2019 年）を基に自主作成

表 2-8 は、輸出された商品やサービスに児童労働が存在する危険性が最も高い 5 つの輸出産業を地域別に示している。ここでいう「直接的なリスク」のある産業とは、生産の最終段階で直接関与しているものを指し、「間接的なリスク」のある産業とは、サプライチェーンの上流における投入物として、間接的に関与しているものを指す。この産業リストの中には、児童労働が指摘されている産業もあれば、そうでない産業もあることから、現在十分に

[15] SDG8.7 達成のためのグローバルプラットフォーム。2.4.1.3 で詳述。
[16] ILO, OECD, IOM and UNICEF, 2019. Ending child labour, forced labour and human trafficking in global supply chains」<https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---ipec/documents/publication/wcms_716930.pdf> 日本語では要約版が出ている。https://www.ilo.org/tokyo/information/publications/WCMS_736227/lang--ja/index.htm （いずれも、最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）

調査が行われていない産業にも児童労働がある可能性を示している。また、企業にとっては、サプライチェーンの上流に至るまで幅広く人権デュー・ディリジェンスを行うことが重要であり、調査の範囲を拡大する必要があることを示している。

表 2-8 サプライチェーンに児童労働のリスクが高い輸出産業トップ 5（地域別、2015 年）

地域	直接的なリスク	間接的なリスク
サハラ以南アフリカ	農業 卸・小売業 運輸・倉庫業 繊維・アパレル産業 食品	食品 鉱山・非エネルギー 塩基性金属 運輸・倉庫業 卸・小売業
北アフリカ・西アジア	農業 卸・小売業 運輸・倉庫業 鉱山・エネルギー 旅館・飲食業	食品 鉱山・エネルギー 繊維・アパレル産業 卸・小売業 農業
中央・南アジア	繊維・アパレル産業 農業 卸・小売業 運輸・倉庫業 食品	繊維・アパレル産業 食品 卸・小売業 運輸・倉庫業 他のサービス業
東アジア・東南アジア	農業 繊維・アパレル産業 卸・小売業 鉱山・エネルギー 食品	食品 繊維・アパレル産業 木材 鉱山・エネルギー ICT・電気製品
ラテンアメリカ・ カリブ諸国	農業 卸・小売業 旅館・飲食業 運輸・倉庫業 繊維・アパレル産業	食品 自動車 化学薬品 塩基性金属 繊維・アパレル産業

出所：ILO/OECD/IOM/UNICEF（2019 年）

2.4. 児童労働に関する国際的な支援動向

2.4.1. 国際的枠組み

2.4.1.1. 持続可能な開発目標

2015 年に国連によって採択された「2030 アジェンダ」と「持続可能な開発目標」（SDGs）では、下記のとおり児童労働の撤廃が目標 8 のターゲット 7 として掲げられている。

【SDG 目標 8 ターゲット 7】

「強制労働の廃絶、現代の奴隷制および人身取引の廃止、子ども兵士の募集と使用を含む最悪な形態の児童労働を禁止および撤廃するために、緊急かつ効果的な措置を実施する。そして、2025 年までにあらゆる形態の児童労働を終わらせる。」

（英語原文：Take immediate and effective measures to eradicate forced labour, end modern slavery and human trafficking and secure the prohibition and elimination of the worst forms of child labour, including recruitment and use of child soldiers, and by 2025 end child labour in all its forms）

このターゲットのグローバル指標には、児童労働者（5～17 歳）の割合と数（性別、年齢別）[17]が定められており、各国が報告を行う際にはこの指標を用いて報告することが求められている。SDGs に掲げられている他の目標の達成期限が 2030 年であることに対し、児童労働の撤廃は 5 年早い 2025 年が期限とされている。また、2000 年に採択されたミレニアム開発目標には明示的に含まれていなかった児童労働が SDGs に含まれたことは、グローバルイシューとしての世界の認識を高めることに貢献している。

児童労働の撤廃を明示しているのはターゲット 8.7 だが、児童労働には、人身取引や暴力、犯罪なども含まれている。下表に、子どもの教育など、児童労働と関連する他の SDGs ターゲットを示す。

表 2-9 児童労働と関連する SDGs ターゲット

1.1	極度の貧困を終わらせる。	○
1.2	貧困状態にある男性、女性、子どもの割合を半減させる。	○
2.3	小規模農家の生産性と所得の倍増。	○
4.1	全員が無償、質の高い初等・中等教育を修了。	○
4.5	教育のジェンダー格差撤廃。	○
4.7	持続可能なライフスタイル、人権、非暴力に関する理解促進。	△
5.1	女子への差別の撤廃。	○
5.2	人身取引、性的搾取など女性・女子への暴力の撤廃。	◎
5.3	児童婚などの有害な慣行の撤廃。	○
8.4	持続可能な消費と生産 10 年枠組み。	△
8.5	完全雇用、ディーセント・ワーク[18]。	○
8.6	若者のニートの減少。	○
8.7	児童労働、強制労働、現代の奴隷制、人身取引などの撤廃。	◎
8.8	移住労働者の権利、労働環境の保護。	○
12.6	大企業、多国籍企業の持続可能な取組、報告の奨励。	△
12.7	持続可能な公共調達の促進。	△
16.2	子どもに対する虐待、搾取、人身取引、あらゆる形態の暴力と拷問の撤廃。	◎
16.3	法の支配の促進と司法への平等なアクセス。	○
16.9	出生登録、法的な身分証明の提供。	○
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。	◎

出所：各 SDGs ターゲットを基に自主作成

◎・・・児童労働の定義そのものと重なるターゲット。
○・・・教育、貧困、農業など児童労働が起きている現場と関連が深いターゲット。
△・・・政府調達や企業の行動などサプライチェーンなどを通じ間接的に関連するターゲット。

[17] 英語原文は、Proportion and number of children aged 5-17 years engaged in child labour, by sex and age
[18] ディーセント・ワークとは、働きがいのある人間らしい仕事と訳される。

2.4.1.2. 国連における関連事項

2025 年までに児童労働撤廃の取組を加速するために、国連は 2021 年を「児童労働撤廃国際年」と定めた。「第 4 回児童労働の持続的な撤廃世界会議」（2017 年）のホスト国だったアルゼンチンが提案し、78 カ国が共同提案国となり、2019 年 7 月 25 日の国連総会で同国際年が採択された[19]。SDG 8.7 達成に向けて、「就業最低年齢条約」と「最悪の形態の児童労働条約」の重要性を認め、ILO に国際年の実施を主導するように求めている。国際機関、国家、市民社会組織、個人などあらゆるステークホルダーに対して、児童労働撤廃の重要性についての意識啓発とベスト・プラクティスの共有を呼び掛けていた[20]。

児童労働と関連した動きとしては、2017 年 9 月 19 日の第 72 回国連総会で「強制労働、現代奴隷制度、人身取引を終了するための行動宣言」（A Call to Action to End Forced Labour, Modern Slavery and Human Trafficking）[21]が採択されている。この詳細は主要国のひとつである 2.4.3.4.英国の取組として後述する。

2.4.1.3. Alliance 8.7 の支援

(1) 概要

Alliancae8.7（アライアンス 8.7）は、SDGs の目標 8、ターゲット 7 にある児童労働、強制労働、現代奴隷制の撤廃に向け各国の支援を行うグローバルプラットフォームとして、2016 年 9 月に設立された。ILO が主導する形で、各国政府やパートナー組織に対し以下の支援を行っている。

- 連携促進
- イノベーションの促進と成功事例の普及
- 知識や情報交換のためのプラットフォームの提供（Delta 8.7）

(2) 組織構成

全体事務局は ILO が務め、意思決定は「グローバル調整グループ」（Global Coordinating Group: GCG）が担い、現在フランスが議長を務めている。Alliance8.7 には政府、国連機関、国際機関、地域機構、使用者組織、労働組合、ビジネス、市民社会、研究機関、ドナー、個人、グループが「パートナー」として参加することができる。2022 年 6 月現在、375 のパートナー組織がある。また、各国が申し出てパスファインダー国となることもでき、26 カ国がパスファインダー国として登録されている。

(3) パートナー組織の概要

パートナー組織には、SDG 8.7 達成に向けた活動を実施・支援し、グローバル・アクション・グループへの参加が推奨されているほか、国際人権基準の遵守、促進や実現に取り組むことが求められている。

---

[19] UN Resolution 72/327、https://undocs.org/en/A/RES/73/327
[20] 児童労働撤廃国際年ウェブサイト、https://endchildlabour2021.org/
[21] https://delta87.org/wp-content/uploads/2018/11/Call-Action-End-Forced-Labour_19-Nov-2018.pdf

パートナー組織の内訳は表 2-10 のとおりで、市民社会組織が最も多い。パートナー組織として加盟している政府機関（23 カ国、32 機関）を以下表 2-11 に示す[22]。1 つの国から複数の省庁が加盟しているケースもあり、児童労働の課題が国際協力のみならず、サプライチェーンなど分野横断的に取り組まれていることを示している。ガーナにおいては、ガーナ統計局とグレーターアクラ州内の郡議会も名を連ねている。

表 2-10 Alliance8.7　パートナー組織の内訳

カテゴリー	数
学術機関・シンクタンク	23
国際・地域機関	60
サバイバーネットワーク	2
使用者・企業会員組織	13
政府機関（※）	36
市民社会組織（財団含む）	188
労働組合	16
メディア・ジャーナリズム	2
合計	375

出所：Alliance8.7 のウェブサイトを基に自主作成（2022 年 6 月 5 日現在）

表 2-11 Alliance8.7 の政府機関パートナー組織

国	政府機関
アメリカ（1）	Department of Labor
英国（4）	Department for International Development, Department of Work and Pensions, Foreign and Commonwealth Office, Home Office
オランダ（3）	Ministry of Foreign Affairs, Netherlands、Ministry of Social Affairs and Employment, Social and Economic Council
フランス（1）	Ministère du Travail,
ドイツ（1）	Ministry of Labour and Social Affairs
ノルウェー（1）	Royal Norwegian Ministry of Foreign Affairs
カナダ（2）	Global Affairs, Programme du Travail Ministére de Emploi et Développement social
スイス（1）	Swiss State Secretariat for Economic Affars, SECO
オーストラリア（3）	Australian Department of Foreign Affairs and Trade (DFAT), Australian Permanent Mission and Consulate General, Geneva、Department of Education and Employment
ベルギー（1）	Government of Flanders
アルゼンチン（1）	Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Social
ブラジル（1）	Ministry of Labor,
ペルー（1）	permanent Missions to Peru to International Organization in Geneva

[22] ウェブサイト上は政府系 36 機関との数字が出てくるが、重複して掲載している機関が 2 機関、明らかに政府機関ではない 2 組織が含まれていることから、実際は 32 機関と考えられる。Alliance8.7 のウェブサイト https://www.alliance87.org/partners/#tab-2（最終アクセス 2022 年 6 月 6 日）

ガーナ（2）	Ayawaso North Munincipal Assembly, Ghana Statistical Services
トーゴ（1）	Direction Générale du Travail
タンザニア（1）	Prime Minister's Office Labour, Youth, Employment and Persons with Disabilities
ウガンダ（1）	Kasese District
アブダビ（1）	Abu Dhabi Police
ウズベキスタン（1）	Ministry of Employment and Labour Relations
カザフスタン（1）	Republican Scientific Research Institute for Labour Safety of the Ministry of Labour and Social Protection
タジキスタン（1）	Labour and Employment Agency,
ベトナム（1）	Ministry of Labour, War Invalids and Social Affairs
インド（1）	State Resource Centre for the Elimination of Child Labour, Government of Telangana

(4) パスファインダー国

パスファインダー国とは、その名のとおり道を開くような取組を行う国であり、「国連加盟国のうち、SDG 8.7 達成のために児童労働撤廃にコミットし、他の国が学べるような新しいアプローチに挑戦し、新しいアクションを起こすことができる国」と定義されている。パスファインダー国には以下の行動が求められている。

- 児童労働、強制労働、現代奴隷制、人身取引に関する法整備、国家計画と政策の策定、実施と改善
- 強制労働、現代奴隷制、人身取引を終了するための行動宣言（2017 年国連に英国が提案した宣言）への署名、または、「第 4 回児童労働の持続的撤廃世界会議」によるブレノスアイレス宣言、または類似のイニシアティブに対する公式コミットメントの公表、具体的行動の実施
- 国際人権条約や規約、また国際労働基準などの批准、もしくは批准の推進

パスファインダー国として認められれば、Alliance8.7 から技術協力支援、戦略的計画ワークショップ支援、アジェンダ 2030 への国家自発的レビューメカニズム（VNR）の準備指導などを受けることができる。各国からの申し出を受け選定プロセスを経て、グローバル調整グループにより選定される。ガーナ政府は、2020 年 10 月に開催された第 9 回 GCG において、パスファインダーとなるコミットメントを表明し、2021 年にパスファインダー国となった。2022 年 6 月現在、パスファインダー国は以下の 26 カ国である。2021 年 5 月までは途上国だけで構成されていたが、その後フランスとオランダもパスファインダー国となった。

表 2-12 Alliance8.7 パスファインダー国

アルバニア、カメルーン、チリ、コスタリカ、コートジボワール、コンゴ共和国、エチオピア、　フィジー、フランス、ガーナ、グアテマラ、ホンジュラス、マダガスカル、マラウイ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ネパール、オランダ、ナイジェリア、ペルー、スリランカ、チュニジア、ウガンダ、ベトナム

(5) アクション・グループ

Alliance8.7 には、以下 4 つのテーマ別アクション・グループが存在し、国際機関が事務局を務めている。各グループは、オンライン・セミナーや国際会議などを開催している。

① サプライチェーン（ILO）
② 移住（IOM とユニセフ）
③ 法の支配とガバナンス（OHCHR[23]）
④ 紛争と人道的状況（ユニセフ）

サプライチェーンのアクション・グループは比較的活発に活動しており、2020～2021 年度には、サプライチェーンにおける児童労働への取組のマッピングを行っている。その成果として、「人身取引に反対する団体、企業の取組に関するインタラクティブマップ[24]」がウェブサイト上に公開されており、産業別や国別で人身取引に取り組んでいる組織を探すことができる。同グループに参加するパートナー間の協働事例として以下が挙げられる。

- CLEAR COTTON：欧州連合（EU）と ILO が国際連合食糧農業機関（FAO）と協力して行っている綿、繊維、衣服のバリューチェーンにおける児童労働と強制労働の撤廃に向けた活動に、ブルキナファソ、マリ、パキスタン、ペルーが参加している。
- ACCEL アフリカ（Accelerating action for the elimination of child labour in supply chains in Africa)：コートジボワール、エジプト、マリ、マラウイ、ナイジェリア、ウガンダは、オランダ政府と ILO の支援を受け、ユニセフ、FAO、市民社会の積極的な協力を得て、アフリカにおける児童労働の排除を加速するための新しいパートナーシップを開始。カカオ、コーヒー、コットン、金、紅茶などの特定のサプライチェーンに焦点を当てている。
- COTECCO (Combatting Child Labor in the Democratic Republic of the Congo's Cobalt Industry)：コンゴ共和国政府は、ILO や国際 NGO のパクト（PACT）とともに、USDOL が資金を提供する COTECCO プロジェクトの下で、コバルトのサプライチェーンにおける手掘りなど小規模鉱山での児童労働の対応戦略を強化している。現場での活動については他の国連機関や市民社会組織も関与している。

(6) 情報共有プラットフォーム、デルタ 8.7（Delta 8.7）

Alliance8.7 が対象としている児童労働、強制労働、人身取引などに関する情報は、国連大学政策研究センターが提供するウェブプラットフォームのデルタ 8.7（Delta 8.7）を通じて発信、共有されている。主な機能は以下のとおり。

- テーマごとの概要、オンライン・オフラインの学習機会や用語集など情報を提供する。
- データ・ダッシュボードでは、データと測定について国別の現状、政府取組、法律などの状況を見ることができる。
- フォーラムを開催しディスカッションの機会を提供する。
- 強制労働、現代奴隷制、人身取引を終了するための行動宣言に対する進捗状況を共有する。

[23] Office of the High Commissioner for Human Rights （国連人権高等弁務官事務所）
[24] Interactive Map For Business Of Anti-Human Trafficking Organizations https://www.modernslaverymap.org/（最終アクセス 2022 年 6 月 6 日）

2.4.2. 国際機関の支援動向

2.4.2.1 国際労働機関（ILO）

1919 年の設立当初から児童労働に取り組んできた ILO の対応は、条約の制定と技術協力プログラムの 2 本柱からなる。

1) ILO 条約

世界共通の児童労働の定義は、児童労働に関する 2 つの ILO 条約により定められている。この 2 つの条約は、ILO の中核的労働基準の一部となっており、条約を批准しているかどうかに関わらず、すべての ILO 加盟国にその遵守と報告が求められている。ILO138 号条約は 173 カ国、ILO182 号条約は 187 の全 ILO 加盟国が批准している（2022 年 6 月時点）。

- ILO138 号条約：就業が認められるための最低年齢に関する条約（最低年齢条約）
- ILO182 号条約：最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための即時の行動に関する条約（最悪の形態の児童労働条約）

2) 技術協力

ILO は、1992 年より開始された技術協力プログラム「児童労働撤廃国際計画」（International Programme on the Elimination of Child Labour: IPEC）により、世界各国の児童労働撤廃に向けた国家計画の策定や、時限的プログラム（Time-bound Program）を通じて、各国が達成目標年を掲げたプログラムの実施を支援してきた。

2015 年以降は、SDG のターゲット 8.7 に児童労働・人身取引・強制労働に関する目標が定められたことに伴い、2025 年までに児童労働を、また 2030 年までに強制労働を撤廃することを目指し、既存の IPEC に強制労働 の技術協力（Special Action Programme to combat Forced Labour）が加わり、IPEC+フラッグシッププログラム（IPEC+）が発足した。IPEC＋は、1）農村・インフォーマル経済、2）企業とグローバル・サプライチェーン、3）危機および脆弱な状況下にある国、にフォーカスを当てて活動を行っている。さらに IPEC+は、COVID-19 の感染拡大による児童労働・強制労働増加の懸念を受け、10 カ国において 100 万人の子ども、コミュニティ、家族を対象とした支援を実施している。

3) 児童労働プラットフォーム（CLP）

児童労働プラットフォーム（Child Labour Platform: CLP）は、2010 年にオランダのハーグで開催された第 2 回児童労働世界会議において、サプライチェーンの児童労働に取り組むビジネス界の経験交流を目的として発足した会員制プラットフォームである。2012 年 4 月以降は、国際使用者連盟（International Organization of Employers: IOE）事務局長と国際労働組合総連合会（International Trade Union Congress: ITUC）書記長が共同で議長を務める、国連グローバル・コンパクトの労働ワーキンググループの下で、テーマ別グループとして活動している。したがってこのプラットフォームの位置付け自体は国連グローバル・コンパクトの中にあるが、ILO が実質的な事務局の役割を務めていることから、このセクションに記述する。

CLP は、サプライチェーンとその周辺における ILO 条約の実施の阻害要因や、それらを克服する実用的な方法を特定し、コレクティブな行動を促進することを目的としている。

設立時のメンバー企業は、コカ・コーラ、プリマーク、マース、ネスレ、日本たばこ（Japan Tobacco International: JTI）、欧州コットン商業協会（Association of Cotton Merchants in Europe：ACME）、たばこ産業児童労働撤廃基金（Eliminating Child Labour in Tobacco Growing Foundation：ECLT）、テレフォニカ財団（Telefonica Foundation）であり、企業は 2 万ドルの年会費を支払うことでメンバーになることができる。2021 年 5 月に年次会合がオンラインで開かれ、COVID-19 感染拡大をふまえた各企業や政府機関の人権デュー・ディリジェンスの進捗、各国政府の取組、IOE や ITUC からの報告などがあった。また、2021 年 4 月に行われた OECD の責任ある鉱物サプライチェーンの会合において、CLP としてセッションを開催し、主に USDOL が財政支援をしてガーナを含む金鉱山の児童労働を対象に実施したプロジェクト（ILO CARiNG Glod Mines）（後述）の報告などを行っている。

2.4.2.2 国連児童基金（ユニセフ）

ユニセフは、同機関の 5 つの活動領域（Goal Area）の第三領域である子ども保護（Child Protection）プログラムの一環として、児童労働撤廃へ向けた取組を推進している。ユニセフの児童労働問題へのアプローチの特徴は、途上国における政府・社会サービス体制と社会サービス要員の強化を軸に据えていることである。地域における児童労働の早期把握、児童労働ケースの管理と初期対応、関係政府機関へのレファラルなど児童労働にとどまらない地域社会サービス体制の強化と要員の能力向上を図ることを通じて、地域レベルにおける児童労働撤廃へ向けた持続的な施策の実現を目指している。この取組については、米国国際開発庁（United States Agency for International Development: USAID）と共同で非営利組織の形態で、グローバル社会サービス従事者連合（Global Social Service Workforce Alliance）[25]を立ち上げ、途上国、特に地方遠隔地における公的社会サービス人員強化へ向けた取組についての調査、強化指針の策定や国際的な情報共有と相互学習を図っている。また、同連合やユニセフ本部などが共同で、「子ども保護へ向けた公的社会サービス体制と人員強化のためのガイドライン」（Guidelines to Strengthen the Social Services Workforce for Child Protection）を 2019 年に策定・公開している[26]。

上記の公的社会サービス強化以外のその他の主要な取組を以下に挙げる。

- 子どもへの暴力・搾取や虐待への予防へ向けた中央・地方の政府機関との協働
- 児童労働問題に関する地域住民の意識向上とより良い子育てへ向けた教育活動
- 出生証明制度強化の支援
- 児童労働の実態に関する情報収集・分析（モニタリング）と公開（ILO との連携）
- 児童労働から解放された子どもの学校復帰、教育機会の確保と学校教育の質向上
- 子どもの人身取引問題への対応（IOM 等、関係国連機関と EU との連携）

その他、ユニセフは ILO と共同で、現下のコロナ禍をふまえて、コロナ禍の児童労働撤廃の取組への影響についてのブリーフィングペーパー（COVID-19 and child labour: A time of crisis,

[25] Global Social Service Workforce Alliance, http://www.socialserviceworkforce.org（最終アクセス 2022 年 6 月 15 日）

[26] UNICEF 2019. https://www.unicef.org/sites/default/files/2019-05/Guidelines-to-strengthen-social-service-for-child-protection-2019.pdf（最終アクセス 2022 年 6 月 15 日）

a time to act）を 2020 年 6 月に作成・公開した。同ペーパーでは、児童労働撤廃の取組に影響を及ぼしうる事項として以下が指摘されている。

- 生活水準の低下
- 雇用機会の減少や雇用形態のインフォーマル化
- 海外送金や移民機会の減少
- 貿易や海外直接投資の縮小
- 学校の一時閉鎖
- 健康問題
- 政府財政の抑制や国際援助資金の削減圧力

2.4.2.3 国際連合食糧農業機関（FAO）

FAO は、世界の児童労働の約 7 割が、FAO の所掌である牧畜、農林業や漁業・養殖業を含む農林水産業において従事していることを重く見て、「農業における児童労働撤廃へ向けた国際協力パートナーシップ」（International Partnership for Cooperation on Child Labour in Agriculture）を通じ ILO など他機関との連携も図りながら、各種施策に取り組んでいる。Alliance 8.7 にもメンバーとして参加している。また、関連する国際的な枠組み形成における取組の一つとしては、2013 年に、政府や農薬製造業者による子どもの危険な農薬への曝露防止の取組促進を盛り込んだ「農薬管理に関わる国際行動規定」（Revised International Code of Conduct on Pesticide Management）を第 38 次 FAO 総会で採択した。

2020 年に FAO は、今後の FAO 国別協力枠組み（Country Partnership Framework）や各種事業における児童労働問題の主流化と撤廃へ向けた取組の一層の強化を図っていくことを目的として、「農業における児童労働撤廃に向けたフレームワーク」（Framework on Ending Child Labour in Agriculture）を策定、公表した。同枠組みは、FAO の今後の児童労働に関する取組として 5 つの戦略領域を掲げている。

① ナレッジ形成（knowledge generation）：農林水産業における児童労働についてのデータ収集・分析や知見の蓄積と共有促進
② モニタリング・評価：農林水産業における児童労働の動向や施策に関するモニタリング評価推進
③ 政策助言：農林水産業政策における児童労働の主流化へ向けた助言
④ 能力開発：各国の中央・地方・農村地域等各レベルの利害関係者に対する能力開発
⑤ スケールアップ：児童労働撤廃と予防に関する成功事例のスケールアップ推進

FAO は、上記枠組をふまえつつ、カカオを含む農産物グローバル・バリューチェーンにおける児童労働問題において国際的なリーダーシップを発揮していきたいと考えており、その一環として、2021 年 11 月にヴァーチャル方式で、農業の児童労働撤廃に向けた国際フォーラム（Global Solutions Forum: Acting Together to End Child Labour in Agriculture）を ILO や Alliance 8.7 等の協力を得て開催した[27]。同会合へは、FAO、ILO や他国際機関、二国間援助

[27] FAO 2022. Report of the Global Solutions Forum – A acting together to end child labour in agriculture. Concrete experiences and successful practices shared on 2–3 November 2021 https://www.fao.org/3/cb8819en/cb8819en.pdf（最終アクセス 2022 年 6 月 6 日）

機関、途上国政府、民間企業や市民社会組織から多数の参加があり、全ての農業サブセクターにおける児童労働撤廃と予防へ向けた関係者のコミットメントを確認しつつ、今後の具体的な方策を協議した。同会議からは、グローバル・各国レベルの農業における児童労働撤廃と予防のためには、児童労働問題の根本原因（Root causes）への対処が不可欠であり、それへ向けたハイレベルのコミットメントや連携協力の重要性についてのコンセンサスが得られている。また、技術的側面にかかる提言として、各農業サブセクターにおける児童労働のデータ不足の改善、マルチセクターによる包括的な課題対処の必要性、各農業サブセクターの各国政策への児童労働のさらなる主流化、農業における児童労働予防へ向けた農業と他セクターの取組間の相互補完性の強化、農業生産者や生産者組織を含めた幅広い関係者の巻き込みと連携、児童労働にかかる意識向上プログラムの強化と共に具体的な予防策の実践等が挙げられた。

FAO は現在、上記枠組を踏まえた技術協力を軸とする取組を強化しており、FAO 本部[28]、アフリカを含む地域事務所や現地事務所において、農業における児童労働の専門スタッフを配置している。技術協力活動においては、上記国際フォーラムでも提起されたように、児童労働の根本原因、特に農村レベルにおける課題への対処を最重要視している。FAO としては、より具体的な根本原因として、貧困、農業生産性、気候変動の影響に対するレジリエンス、小規模農業融資へのアクセス、教育や社会保障制度等との関連等を想定。ガーナにおいて準備を進めている EU 受託事業等については第 3 章にて詳述する。

2.4.2.4　国際移住機関（International Organization for Migration）

国際移住機関（International Organization for Migration: IOM）は、移民・移住者における児童労働や子どもの人身取引などへの対処と予防を中心に活動を行っている。同機関の活動の特徴として、国際的な移民・移住に加えて、国内の移住者や人身取引に関する課題にも取り組んでいることが挙げられる。

2018 年 12 月の国連総会において、人がかつてない規模で移動している現況への適切な対処を目的に「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト（Global Compact for Safe, Orderly and Regular Migration）」[29]が採択されたが、IOM は同コンパクトが掲げている目標やアプローチを基本的な組織の目標と位置付けて活動を推進している[30]。子ども保護や児童労働との関連においては、同文書が、移住や移民などにおける子どもの権利保護を最重要視している点が挙げられる。家族生活や家族統合の権利を尊重し、また教育や健康に関わるサービスへのアクセスの保証なども掲げられていることが特筆される。

IOM は、地域別戦略を策定しているが、アフリカについては、2020 年に「アフリカ大陸戦略（IOM Continental Strategy for Africa 2020～2024）」、また同年には「西および中部アフリ

[28] 本部の Rural Transformation and Gender Equity Division が、農業における児童労働イシューのフォーカルポイントとなっており、地域事務所や現地事務所と共に関連する各種技術協力事業の推進や各国政府への助言などを行っている。

[29] 本グローバル・コンパクトの詳細は以下リンクも参照。https://www.un.org/press/en/2018/ga12113.doc.htm（最終アクセス 2022 年 6 月 17 日）

[30] 2019 年には、グローバル・コンパクト推進へ向けて、IOM の組織戦略ビジョン（IOM Strategic Vision）を策定している。https://www.iom.int/strategy（最終アクセス 2022 年 6 月 17 日）

カ地域戦略（West and Central Africa Regional Strategy 2020～2024）」を策定している[31]。これら戦略における重点課題には、人身取引を含めた特殊な移住ケースへの対応や、ジェンダーと若者に特に配慮した雇用と生計機会の提供など、児童労働問題と密接に関連するテーマが含まれている。また、これら地域別戦略においても、戦略全体に関わる横断的な視点として、権利に基づくアプローチ（Rights-based Approach）を採用しており、女性、子ども、障害者や高齢者の権利を尊重したインクルーシブな取組を行っていくとしている。

2.4.2.5　世界銀行（World Bank）

世界銀行による児童労働アジェンダに対する国際的な取組や関与は、これまで限定的であったが、近年より活発に取り組んでいる。児童労働に関する世銀の現在の主な取組は、①環境・社会枠組み（Environmental and Social Framework: ESF）への児童労働の明示的組み込み、②政策支援やプロジェクトにおける児童労働関連のコンポーネント形成促進、などである。①の ESF は、世銀セーフガード規定を根本的に見直す形で、2016 年に理事会で承認し、2018 年に施行されたものである。同枠組みは 10 項目の環境・社会基準（Environment and Social Standards: ESS）から構成され、児童労働に関しては「ESF 第二基準（ESS2）：労働・業務環境（Labor and Working Conditions）」において、世銀融資借入国・機関に対し、世銀の事業におけるあらゆる形式の強制労働と児童労働を防止することを求めている。現在、本部や現地事務所における児童労働を含む ESF の運用強化にも取り組んでいる。

②の世銀事業を通じた児童労働問題への取組はまだ限定的とのことであるが、幅広い分野で事業を実施している世銀は、児童労働の根本原因である貧困の側面に着目しつつ、関連するインフラ整備促進、生計向上、社会サービス強化など包括的な視点から児童労働問題に取組んでいるといえる。

2.4.3.　主要国の支援動向

2.4.3.1　全体概要

本節では主要国の児童労働に関する援助動向やアプローチを示す。各国のガーナ国内における援助活動については具体的に 3 章で述べる。

以下の表 2-13 は各国の法整備等の比較表である。児童労働に関する国際協力を以前から積極的に行ってきた米国、近年特に力を入れ始めている EU 含め、そうした児童労働への取組に積極的な主要国の方針決定には貿易方針や法整備（特にサプライチェーンの人権デュー・デリジェンスに関する動き）が影響しているため、背景として特に児童労働と関連の深い法整備等もここで示す。尚、EU の方針や取組が欧州諸国の方針等に影響するため、EU についてもこの節に記述する。また、下表にある主要国以外にも関連施策を持つノルウェー、スイスについても概観を示す。

[31] IOM のアフリカ大陸戦略は以下リンク先を参照。https://publications.iom.int/system/files/pdf/iom-continental-strategy-for-africa_2020-2024.pdf　また、西および中部アフリカ地域の各 IOM 戦略文書は以下リンク先よりアクセス可能。https://publications.iom.int/books/west-and-central-africa-regional-strategy-2020-2024#:~:text=The%20IOM%20Regional%20Strategy%20for,in%20the%20IOM%20Strategic%20Vision.（双方とも最終アクセス 2022 年 6 月 17 日）

表 2-13 主要国の児童労働に関する取組分類

分類	開発援助	貿易・政府調達		国内法整備		調査
	資金・技術支援	通商政策	公共調達方針	労働者保護法	サプライチェーン管理法	統計調査
EU	○	○	○	○	○	―
米国	○	○	○	○	○	○
英国	○	○	○	○	○	○
オランダ	○	○	○	○	○	―
フランス	○	○	○	○	○	―
ドイツ	○	○	○	○	○	―
日本	○	―	―	○	―	―

出所：デロイトトーマツコンサルティング合同会社、株式会社オウルズコンサルティンググループ、認定 NPO 法人 ACE （2020）児童労働白書 2020、p.43 を基に情報を更新して自主作成

2.4.3.2 欧州連合（EU）

1) これまでの政府方針と特徴

EU は児童労働については人権とサプライチェーン双方の観点から積極的な姿勢を示してきた。2010 年の欧州評議会は外務委員会による「児童労働に関する協議結果」[32]を公表し、EU の政策として子どもの権利擁護の戦略の中の児童労働の位置づけ、また児童労働撤廃に向けた国際協力、ビジネスと人権、貿易、人権対話等の EU が重視するアプローチを確認している。人権対話については日本を含む各国との個別対話を持っており、一時期は 60 カ国を越える対話が毎年繰り広げられ[33]、人権に関する EU の関心、懸念を各国に伝えるチャネルとなっている。

現欧州委員会（2019～2024 年）を率いるウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長は、就任前（2019 年 7 月）に委員長候補として発表した政策指針[34]の中で「貿易はそれ自体が目的ではなく、自国の繁栄を実現し、世界に我々の価値を輸出するための手段なのです。私は、締結されるすべての新しい協定に、持続可能な開発に関する章を設けることを約束します。また、最高水準の気候変動、環境保護、労働保護、そして児童労働のゼロ・トレランス（容認しない）方針で臨みます。」と述べ、この「ゼロ・トレランス」方針は EU およびその貿易国に対する強いメッセージとなっている。2020 年以降は、2022 年のコーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令案（CSDD）の採択へとつながる議論が本格化し、サプライチェーンにおける児童労働への対応が、EU および関係国のより強い関心事項となった。

[32] https://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/foraff/115180.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 6 日）
[33] Katrin Kinzelbach, “The EU’s human rights dialogues – talking to persuade or silencing the debate?”, Paper Presented at KFG Conference: The Transformative Power of Europe December 10-11.12.2009, Freie Universität Berlin
[34] "Political guidelines for the next Commission (2019-2024) - A Union that strives for more: My agenda for Europe by candidate for President of the European Commission, Ursula von der Leyen" 16 July 2019 https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/political-guidelines-next-commission_en_0.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 6 日）

2)　政府開発援助方針・プログラム

EU 外務委員会は、2016 年 6 月に最悪の形態を含む児童労働に対する EU の取組について協議結果を取りまとめた[35]。同文書では、国連子どもの権利条約や SDGs 8.7 をふまえて、達成が遅れている最悪の形態の児童労働の撤廃へ向けた取組を、統合的エリアベース・アプローチ（Integrated Area-Based Approach: IABA）やセクター・アプローチ（Sector-based approach）、バリューチェーンアプローチなどを通じて推進していくこと、また児童労働撤廃へ向けた取組と、質の高い教育へのアクセスや社会保障施策などを効果的に組み合わせていくことが述べられている。また、EU の新貿易・投資戦略「万人のための貿易（Trade for all: Towards a More Responsible Trade and Investment Policy）」の枠組みもふまえつつ、児童労働撤廃へ向けた取組において、EU が有する特恵関税制度（Generalized Scheme of Preferences: GSP）や自由貿易協定などの貿易スキームの活用を勧奨している。

SDGs や子どもの権利、児童労働に関する国際的な動きをふまえ、2007 年に公表した「子どもの権利の保護と推進にかかる EU ガイドライン[36]」を、2017 年に改訂した[37]。同ガイドラインは、EU の国際協力活動における相手国の政策・制度システム強化の支援などを通じて、子どもの権利の保護の促進、並びに子どもの権利保護に関する国際社会や市民社会との連携協力の推進などについて、EU や同傘下機関、並びにメンバー国による取組のガイドラインとなっている。

特にガーナやコートジボワールなどの西アフリカ・カカオ生産国を中心に、児童労働撤廃へ向けた活動を積極的に実施しており、2020 年 9 月には、両国における持続可能なカカオ生産の実現を全体テーマと位置付け、ヴァーチャルによる連続ステークホルダーダイアログ（EU Multi-Stakeholder Dialogue For Sustainable Cocoa）を「EU ココア・トーク（EU Cocoa Talks）」の略称で実施[38]。その後 2021 年前半までに、招待ベースで EU メンバー国政府関係者、EU 議員、EU 域内各国のカカオ産業関係者、市民社会組織やガーナとコートジボワール両国政府関係者など幅広い参加者を集めて、3 回にわたるダイアログを連続開催した。所得適正化のための補償制度（Living Income Differentials: LID）、持続可能なカカオの統一基準、カカオの持続的生産、デュー・ディリジェンスを含めた人権・持続性関連法規等の特定トピックについての議論を行った。特に第三回目の会合では、児童労働に関わるトレーサビリティ、透明性および説明責任に焦点が当てられ、児童労働モニタリング・是正システム（Child Labour Monitoring and Remediation System: CLMRS）等、サプライチェーンにおける児童労働モニタリング・システムの現状と課題、それらシステム運営における官民の役割、また女性や青少年のシステム運用における役割などが討議された。加えて EU は、同ダイアログと連動させながら、「コートジボワールとガーナにおける児童労働撤廃と持続可能なカカオ生産（Ending Child Labour and Promoting Cocoa Production in Cote D'Ivoire and Ghana）」調査報告書として取りまとめ、2021 年 6 月に公刊した[39]。

---

[35] EU Council Conclusions on Child Labour (2016)
[36] EU Guidelines on the Promotion and Protection of the Rights of the Child
[37] Revised Guidelines on the Promotion and Protection of the Rights of the Child (2017)
[38] Cocoa Talks の参考情報は、以下 EU ウェブページにて閲覧可能。https://ec.europa.eu/international-partnerships/events/eu-multi-stakeholder-dialogue-sustainable-cocoa_en （最終アクセス 2022 年 6 月 6 日）
[39] European Commission 2021, Ending Child Labour and Promoting Sustainable Cocoa Production in Cote D'Ivoire and Ghana, Final Report.

同報告書は、過去の取組からの教訓として、児童労働撤廃と持続可能なカカオ生産の実現は予想以上に複雑且つ困難であること、また児童労働問題の多面性、並びにこれまでの各種イニシアティブの効果が限定的であったことが明らかとなってきたことを指摘し、今後のより効果的な取組へ向けて、今次調査が扱っている CLFZ アプローチとも親和性の高い以下のような３つの提起を行った。

① これまでのイニシアティブの多くが、既存の制度的サポートシステム（a functioning institutional support system）に適切且つ構造的に統合されていなかった。

② 今後のイニシアティブにおいては、より幅広い観点からの制度システム・アプローチが求められる。

③ 貧困削減、教育、青少年の巻き込み、ジェンダーや森林破壊等の関連課題へのより真剣な対処が求められる。

なお、EU は、上記ダイアログおよび調査報告の結果を踏まえ、両国において 2021 年後半より本格化させているサステイナブル・カカオ・イニチアチブ（Sustainable Cocoa Initiative : SCI）事業の計画立案や実施準備作業を進めているところである。左記ガーナでの取組については第三章にて詳述する。

3) その他の政府主導の取組（法整備・貿易協定・調達方針・調査等）

EUにおいては、2021年3月の欧州議会での、「人権と環境にかかる義務的デュー・ディリジェンス法案」のドラフトを含む報告書の採択を経て、2022年2月に欧州委員会にて、コーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令案（CSDD）が採択された。今回は指令となったため、今後多くの修正が欧州議会と加盟国により追加されていく。議論は通常18カ月程度続き、さらに施行後加盟国への導入期間があるために実際に企業に義務が発生するのは2026年頃になると予測される[40]。

EU内での一般特恵関税制度[41]をドイツ、フランス、オランダは採用し、88カ国の途上国からEUへの輸入品の輸入関税を免除あるいは減税する措置において、ガーナおよびカカオもこの中に含まれている。また、対ガーナ二国間貿易協定[42]も結んでおり、ガーナからEU内への貿易のトップ10項目にカカオ豆、カカオバター、ココアペースト、ココアパウダーが含まれる。加工されたカカオ製品（ペースト、バター、パウダー、チョコレート）が現在ガーナからEUへのカカオ関連輸出の42%を占める[43]。

4) 産業界・マルチステークホルダーによる取組

EU におけるマルチステークホルダーによる取組については、CSR ヨーロッパがあげられる。これは、欧州におけるビジネスリーダーによる「社会的排除に反対するビジネス宣言（European declaration of businesses against social exclusion）」を受けて、CSR に焦点を当てた

[40] 木下 由香子、「EU コーポレートサステナビリティデュー・ディリジェンス指令案の発表」『アジ研ポリシー・ブリーフ』No.169、2022 年 3 月 31 日発行
https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Reports/AjikenPolicyBrief/169.html （最終アクセス 2022 年 6 月 10 日）
[41] European Union's GSP scheme; 2014
[42] EU-Ghana Economic Partnership Agreement; 2016.
[43] EU（2020 EU-Ghana Economic Partnership Agreement; Creating opportunities for EU and African businesses https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/october/tradoc_158987.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 10 日）

企業間ネットワークとして 1997 年に発足した。現在は企業の持続可能性と責任に関する欧州の主要なビジネスネットワークとして、企業会員、NPO、提携パートナーとともに、地域、欧州、世界レベルで 1 万社以上の企業との関係性を保つ大きなネットワークとなっている。2002 年から 2004 年までは CSR に関する EU マルチ・ステーク ホルダー・フォーラムが開催され、CSR ヨーロッパを含むマルチステークホルダーの対話の場が作られた。

2.4.3.3 米国労働省（USDOL）

1) これまでの政府方針と特徴

米国は最悪の形態の児童労働条約（1999 年採択）の署名国としてその発効に貢献するなどクリントン政権時代に児童労働に関する積極的な取組を展開してきた。背景には 1990 年代頃から児童労働の問題に積極的に関与してきたトム・ハーキン元上院議員（民主党）の存在がある。1992 年 8 月に児童労働によって生産された製品の禁輸を求める「児童労働抑止法」（The Child Labor Deterrence Act）が議会に提出され、その後 1994 年８月に発効した。これに伴い多くの児童が解雇され、1995 年に ILO とユニセフがバングラデシュの繊維業界団体と共に対策に乗り出すこととなった[44]。

ハーキン元議員は 2000 年のカカオ産業の児童労働問題が国際化した際にも動き、カカオ農園から最悪の児童労働をなくす目的で、2001 年 10 月にチョコレート製造業者協会、NGO、労働組合などが「ハーキン・エンゲル議定書」を締結するのに貢献した。その後米国労働省は西アフリカの児童労働に関する調査の実施を定期的に行い公表するなど、カカオ産業の児童労働問題に対する国際協力を牽引してきた。

なお、米国の援助としては、国際協力全般は USAID、人身取引については国務省が中心となって行っているが、児童労働については USDOL が中心となり活動を展開している。

米国の労働や雇用の問題に関する国際的な取組を所管する USDOL の国際労働局は、児童労働の撤廃を目的とした技術支援プロジェクトに明確な指標を設定し、各国政府、ビジネス、労働者、NGO との連携を通して世界の労働基準の向上を図っている。強制労働や人身取引とともに、児童労働をサプライチェーン上の人権問題と位置づけており、その取組は以下の 3 つの柱で構成される。

① 米国の通商協定や貿易特恵プログラムにおける児童労働や強制労働を含む労働条項の順守徹底
② 二国間やILO、OECD、G20、G7、APECなど多国間協定おける労働基準の強化
③ 児童労働、強制労働、人身取引の撤廃

2) 政府開発援助方針・プログラム

児童労働に関する開発援助プログラムは、上記③の取組として USDOL が中心となって実施されている。調査研究やプロジェクトの実施があり、毎年約 68 億円（6000 万ドル）が拠出されている。特に情報公開に力を入れ、2002 年から毎年発表されている「最悪の形

[44] 内田 智大、「バングラデシュの児童労働問題 : Harikin 法案の影響を中心に」『関西外国語大学人権教育思想研究』、2012 年 3 月、p86-88 http://id.nii.ac.jp/1443/00005726/ （最終アクセス 2022 年 6 月 6 日）

態の児童労働報告書」の 2019 年報告書[45]では、131 の国と地域を対象に進捗状況を評価し、各国の状況に合わせて 2000 の対策を提案している。「児童労働・強制労働によって生産された商品リスト[46]」も隔年で作成し、最新のリストには、77 カ国における 155 品目が掲載されている。「Sweat & Toil」や「Comply Chain」などのアプリも開発し、前者を通じて児童労働と強制労働に関する調査・研究成果を公開し、後者では企業のサプライチェーンにおいて児童労働と強制労働の削減のためのシステム作りを促進している。

3)　その他の政府主導の取組（法整備・貿易協定・調達方針・調査等）

米国は貿易優遇政策の中でも最悪の形態の児童労働の撤廃努力を条件としてきた。アフリカ成長機会法[47]では最悪の形態の児童労働にする対応を貿易優遇策の条件としている。また貿易開発法[48]においても、一般特恵関税制度待遇の条件として、最悪の形態の児童労働の撤廃努力を含む。さらに同法は児童労働を含む強制労働によって製造された商品の米国内への輸入も禁止している。この貿易開発法を根拠に、USDOL は毎年最悪の形態の児童労働報告書を作成、公表し議会に報告している。

米国、カナダ、メキシコの北米三国間の貿易と経済振興を図る、労働分野における協力に関する北米協定[49]では、強制労働の禁止や、子ども・若者の労働からの保護、労働に関する法制度の透明性の高い確実な運用を義務付けている。さらに、労働に関する様々な問題に関する協力を促進する会議が開催され、児童労働に関する情報交換、ベストプラクティスの共有などが行われている。

公共調達においても米国は取組がある。連邦調達規制（2015 改正）により入札時に児童労働への対応に関する記述が求められるほか、大統領令 13126（1999 年）により、強制労働、児童労働による品目リストがあり、政府がリストに掲載された物品を調達することを禁止している。

サプライチェーンの管理については、全国的に人権デュー・デリジェンスを義務づける法律はまだないが、カリフォルニア州サプライチェーン透明法[50]（2012 年）ではカリフォルニア州で事業を行う一定規模以上の企業に奴隷労働や人身取引への取組の開示を求めている。ドット・フランク法[51]（紛争鉱物に関する規制、2012 年制定）では紛争鉱物への関与の報告を上場会社に義務付けている。

さらに、人身取引被害者保護法[52]では、毎年人身取引に関して最低基準を満たしていない国をあげる報告を議会に提出することを国務長官に義務づけている。そのため毎年報告書を発表し、日本もその対象国となっている。

---

45 https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/ILAB/child_labor_reports/tda2019/2019_Sweat_And_Toil_Magazine.pdf
46 https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-products
47 African Growth and Opportunity Act, 2000: AGOA
48 Trade and Develop Act, 2000: TDA
49 North American Agreement on Labor Cooperation, 2005
50 The California Transparency in Supply Chains Act of 2010
51 Dodd Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act
52 The Trafficking Victims Protection Act: TVPA　日本語での同法に関する情報出典は以下 https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section2/2006/05/2000-3.html

4)　産業界・マルチステークホルダーによる取組

2000 年～2001 年にかけての西アフリカのカカオの児童労働に関する報道を受けて、カカオの児童労働については米国企業が中心となり、世界カカオ財団による取組や、USDOL や議員が関わる形でのハーキン・エンゲル議定書、また 2010 年からはカカオの児童労働に関する調整グループ（Child Labor Cocoa Coordinating Group：CLCCG）を立ち上げ、ガーナ政府、コートジボワール政府とチョコレート業界の官民パートナーシップを促進してきた[53]。CLCCG については 4 章で詳述する。

2.4.3.4　英国（UK）

1)　これまでの政府方針と特徴

英国は「現代奴隷制（Modern Slavery）」の概念を打ち出し、2015 年に現代奴隷法（Modern Slavery Act）を制定。以降、現代奴隷の撤廃は英国政府最大の課題として位置づけられ、国内方針と国際方針を関連させて、国内外で積極的に取組を行っている。SDGs の中に「現代奴隷」の表現が入ったのも、英国の尽力である。

2014 年には、当時の国際開発省（Department for International Development: DFID）、内務省（Home Office）、ODA 拠出を担う外務・英連邦省（Foreign and Commonwealth Office: FCO）の三者により、現代奴隷の撤廃に向けた国家戦略が策定され、その中で児童労働、強制労働、人身取引、性的搾取、児童婚などが「現代奴隷」として位置付けられた。英国政府の資金援助プログラムは、本国家戦略の 4 つの P を柱として、以下のような内容に活動の焦点を当てている。

- Pursue（追及）：現代奴隷制に従事する個人やグループを起訴し、活動を中断させる
- Prevent（予防）：現代奴隷の発生予防
- Protect（保護）：現代奴隷に巻き込まれるリスクの高い人々のセーフガーディングの強化と犯罪に対する啓発活動
- Prepare（準備）：被害者特定と支援や保護の強化を通し、現代奴隷による被害の削減

現代奴隷は多様な要因を含む構造的問題であることから、分野をまたぐ調査活動や、サプライチェーンにおける搾取を根絶するための革新的なアプローチを採用するビジネスの支援なども援助内容に含まれる。実際に現代奴隷の取組は内務省、外務国際開発省（Foreign, Commonwealth & Development Office: FCDO）[54]、 労働・年金省、ビジネス・エネルギー・産業戦略省、歳入関税庁、検察局、国境警備隊、国際入国管理局、国家犯罪対策庁などによって活動が行われている。

コロナ禍の影響により、現代奴隷撤廃以外にも 6 つの援助分野（気候変動、教育へのアクセス、新型コロナウイルス感染症、保健へのアクセス、紛争、人道危機）に高い優先度が置かれ、現代奴隷のリスク増加の関連性とも紐づけて、援助を実施している。

[53] 詳しくは本レポートの 4 章 2 節 カカオ産業の児童労働に対する国際的な経緯と支援枠組みを参照
[54] 2020 年 9 月に FCO と国際開発省（DFID）が統合し、外務国際開発省（FCDO）となった。

2) 政府開発援助方針・プログラム

(1) 現代奴隷基金

現代奴隷基金（Modern Slavery Fund）は、現代の奴隷制の蔓延を減らすという目標を支援するための内務省の 3,350 万ポンドの開発援助基金である。2016/17 年に始まり、2020/21 年に終了の予定。この基金の一環として、ベトナムに 300 万ポンド、ナイジェリアに 5 万ポンド、アルバニアに 2 万ポンドを投資している。

本基金には 1,100 万ポンドの現代奴隷イノベーション基金（Modern Slavery Innovation Fund :MSIF）も含まれており、様々な機関、NGO への資金拠出を通じて、現代奴隷制に取り組むための革新的なアプローチを取るプロジェクトを支援している。2017 年 3 月から 2019 年 3 月において、フェーズ 1 に 600 万ポンドを直接介入プロジェクト（7 件）と研究プロジェクト（3 件）に支出し、そのインパクトのレビュー報告書も作成されている[55]。

(2) 児童労働に関する直近のプロジェクト

FCDO が UK AID CONNECT コンソーシアムプログラムとして現代奴隷・児童労働関連で唯一資金拠出しているのが「最悪の形態の児童労働撤廃に向けた効果的アプローチ」（Effective Approaches to Eliminate the Worst Forms of Child Labour: EAPEC）である。

表 2-14 EAPEC 事業概要

プロジェクト名	Effective Approaches to Eliminate the Worst Forms of Child Labour（EAPEC）
ドナー	FCDO[56]（UK AID CONNECT）
期間	2018 年 10 月～2022 年 9 月（9 カ月間の共同創出期間を含む。この間にコンソーシアム内で実施内容をより詳細にしていく）
資金	1,200 万ポンド
対象地域	中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、エチオピア
実施体制と役割	World Vision UK-（グローバルリード） World Vision CAR, DAC Ethiopia（リード実施機関） War Child UK（実施機関） Thomson Reuters Foundation (法律、マスメディア等対応) Columbia University（研究） Fifty Eight（サプライチェーンの技術アドバイザー） UN Global Compact Network UK（企業セクターの巻き込み）
アウトカム	成果 1：子ども（男女とも）が搾取されないという権利を理解し行使すること、それが社会規範や家族、コミュニティに支持されること 成果 2：子ども（男女とも）が安全で年齢、ジェンダー、障害によって適切な最悪の形態ではない他の選択肢（経済的および経済的ではない）にアクセスできる 成果 3：法的・政策の強化による児童労働の予防と撤廃の支持

[55] 英国内務省、Modern Slavery Innovation Fund Phase One Independent End Term Review（2020 年 10 月）https://www.gov.uk/government/publications/modern-slavery-innovation-fund-phase-1-end-term-review （最終アクセス 2022 年 6 月 16 日）

[56] 事業開始時は DFID

	成果 4：民間セクターが最悪の形態の児童労働を削減し予防するためにバリューチェーンを強化する
備考	UK AID CONNECT の焦点が脆弱国であり、このプロジェクトは主に脆弱国の児童労働撤廃について様々な方法を試し、その知見・経験を共有することが期待されている。

EAPEC の実施を担う団体は児童搾取防止パートナーシップ（The Partnership Against Child Exploitation: PACE）[57]と呼ばれる共同事業体を構成している。このパートナーシップは民間企業、学術機関、メディア、市民社会組織が協力する形をとっており、活動の４つの柱は、①子ども自身のエンパワメント（子ども自身が権利を知ることや子ども・親への研修の実施）、②代替手段へのアクセス支援（学校への復学支援など）、③法の執行体制の強化（レファラル制度の強化を含む）、④企業のサプライチェーン改善支援、となっている。マルチステークホルダーによる取組、またウェブサイト内でのダッシュボードによる成果共有など、プロジェクト実施だけではなく、その学びの共有までが設計されているところが特徴的である。

その他の児童労働に関連するプロジェクトとしては、アジアにおける最悪の形態の児童労働に関するプログラムの他、パキスタンにおける少数者への対応プログラムなど、比較的長い期間に渡り取り組んでいるプロジェクトがある（以下表 2-15 参照）。アフリカ、アジアで女性の教育、若者の雇用などへアプローチすることで、児童労働の予防効果を期待しているプロジェクトもあるほか、調査プロジェクトの中にはビジネス・エネルギー・産業戦略省による奴隷フリー都市（Slave free cities）というコンセプトがあり、貿易と関連したプロジェクトも実施している。

表 2-15 英国の児童労働関連プロジェクト（抜粋）

プロジェクト名	主な内容	実施場所	期間と予算	参加機関と役割（担当、資金、実施主体）
Asia Regional Child Labour Programme	債務児童労働を含む最悪の形態の児童労働に対する複数アプローチ検証等を行う。	アジア地域	2019 年 1 月～2023 年 7 月 £24,057,342	担当・資金：FCDO 実施主体：ILO、IDS、ユニセフ
AAWAZ II - Inclusion, Accountability and Preventing Modern Slavery Programme	児童労働、ジェンダー暴力、児童・強制婚、少数民族への差別などについて、当該グループの声を聴き搾取や差別から保護する。	パキスタン	2015 年 8 月～2024 年 3 月 £48,942,610	担当・資金：FCDO 実施主体：Social Development Direct Limited、ECOM、ブリティッシュカウンシル、ユニセフ、国連人口基金（UNFPA）

[57] https://www.pace-consortium.org/

プロジェクト名	主な内容	実施場所	期間と予算	参加機関と役割（担当、資金、実施主体）
AAWAZ II: Reducing Exploitation, Promoting Inclusion. Aawaz in Urdu language means Voice	上記と同じ目的で、女性、女児、男児、若者、宗教的少数派、障害者、トランスジェンダーなどを対象として45の郡でコミュニティレベルの介入を行う。	パキスタン	2019年5月～2024年3月 £19,991,173	担当：ブリティッシュカウンシル 資金：FCDO 実施主体：Center for Communication Programs Pakistan, GLOW Consultants、Omar Asghar Khan Development Foundation, Peace and Justice Network
Modern Slavery - Supporting Global Action to End Modern Slavery	性的人身取引、移住とアパレルに焦点をあて、被害者支援とビジネスの関与推進を図る。現代奴隷の駆動要因の特定の研究、テクノロジーの活用の研究も行う。	インド、バングラデシュ	2018年9月～2022年8月 £18,024,621	担当と資金：FCDO 実施主体：MC Worldwide 、Share Action、Global Fund to End Modern Slavery
Commonwealth Security	2018年に開催された連邦首脳会議（元英国領含む54カ国）のサイバー性的搾取への対応含めた現代奴隷、人身取引、最悪の形態の児童労働のない連邦に向けた取組を促進する。	途上国全般	2018年4月～2020年3月 £2,843,000	担当：内務省 資金：Conflict, Stability and Security Fund (CSSF) 予算管理：FCDO、DIFD、内務省

3)　その他の政府主導の取組（法整備・貿易協定・調達方針・調査等）

英国は「現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015）」を2016年に施行した。これは英国で事業活動を行う世界年間売上げが3,600万ポンド以上の企業を対象に、奴隷労働と人身取引への関与がないよう取り組んだ上で、毎年その報告文書を公表する義務を課すものである。その中に、強制労働と人身取引に関する人権デュー・ディリジェンスのプロセスについても記載が求められている。

また、英国では、環境食料農村地域省（Department for Environment，Food and Rural Affairs：DEFRA）が人権などの社会的側面を考慮した公共調達を担当している。DEFRAの「エシカル調達政策声明」[58]では、倫理的な調達として児童労働の撤廃を含む原則を提示している。

[58] Ethical Procurement Policy Statement

また、貿易面ではEU離脱後に英国独自のものとして一般特恵関税制度[59]、対ガーナ二国間貿易協定[60]を結んでいるが、ガーナ二国間貿易協定に児童労働に関する条項はない。

4)　産業界・マルチステークホルダーによる取組

エシカル・トレーディング・イニシアティブ（Ethical Trading Initiative：ETI）は企業、労働組合、NGO等のマルチステークホルダーで形成されるアライアンスである[61]。紅茶、Tシャツ、花、サッカーボール等、あらゆる消費財を製造または栽培する世界中の労働者の生活を改善するためのパートナーシップである。エシカル・トレードとは、小売業者、ブランド、そしてそのサプライヤーが、自分たちが販売する製品を作る人々の労働条件を改善する責任を負うことを意味する。企業会員は、基本行動規範（Base Code）の適用に加え、会員企業が従うべき倫理的取引のアプローチを定めた ETI の実施原則に署名する必要がある。この原則は、倫理的貿易に対する明確なコミットメントの提示、倫理的貿易を主要なビジネス慣行への組み込みなどに加え、活動報告を含み、企業は、売上高に応じた年会費を支払って、ETIに加入する。企業会員はスーパーマーケット、ファッション小売店、百貨店、石材調達会社、食品・飲料、花、衣料、靴、ホームウェア、販促品などの小売店への大手サプライヤーなどの他業種にわたり、合計で1,660億ポンドを超える売上高を持つ。英国企業が中心だが、オーストラリア、ドイツ、スペイン、スウェーデン、米国の企業も会員になっている[62]。

2.4.3.5　オランダ政府

1)　これまでの政府方針と特徴

オランダは児童労働問題に対し積極的な取組を行っている。2010 年にハーグで開催された第2回児童労働世界会議のホスト国となったほか、Alliance8.7のパスファインダー国にもなっており、パスファインダー国としての取組方針を取りまとめ中である。オランダの児童労働への取組方針としては、①ビジネスコミュニティを刺激し活性化すること、②国際的対話を拡大し深めること、③インパクトと進展をモニタリングし目標を達成することがあげられている[63]。オランダは、児童労働に対する取組として自国のサプライチェーンを対象に国際協力を行っている典型例であり、企業のサプライチェーンの人権デュー・デリジェンスと、国際機関やNGOによるプロジェクト実施との双方を組み合わせた活動を展開している。

2)　政府開発援助方針・プログラム

開発援助の中で児童労働は優先課題として扱われており、①能力強化、②エリアベース・アプローチ、③反児童労働基金（Fund against Child Labour: FBK）が、3本の柱となっている。また、児童労働の根本原因へのアプローチとしては、①生活所得（living income）、②教育、③社会的保護（Social Protection）の観点を重視しており、取組方針を検討中である。

---

[59] UK's Generalised Scheme of Preferences; 2020
[60] Interim Trade Partnership Agreement (TPA) with Ghana; 2021
[61] Guidance:Ethical Trading Initiative (ETI). https://www.gov.uk/guidance/ethical-trading-initiative-eti （最終アクセス 2022年6月10日）
[62] Ethical Trade Initiative. ETI-Our Members. https://www.ethicaltrade.org/about-eti/our-members#member-list （最終アクセス 2022年6月10日）
[63] ILO による、オランダ雇用労働省の国際担当ディレクターへのインタビュー。ILO ウェブサイト、https://www.ilo.org/brussels/information-resources/news/WCMS_837351/lang--en/index.htm（最終アクセス 2022年6月10日）

(1) 能力強化

オランダ政府が ILO に資金拠出して実施しているアクセル・アフリカ（Accelerating action for the elimination of child labour in supply chains in Africa：ACCEL AFRICA[64]）は、エリアベース・アプローチを活用しながら、事業実施に関わるパートナー組織の能力強化を目的としている。主に生産国の現地政府や組織の能力強化に重点を置き、サプライチェーン上の生産国の法規制と施行の強化をねらいとしている。（２）のエリアベース・アプローチの取組や、（３）の反児童労働基金のような企業へのアプローチに対し、付加価値を与えることが期待されている[65]。

表 2-16　ACCEL AFRICA プロジェクト概要

プロジェクト名	Accelerating action for the elimination of child labour in supply chains in Africa（ACCEL　AFRICA）
ドナー	Dutch Ministry of Foreign Affairs（オランダ外務省）
期間	2018 年 11 月～2022 年 11 月
資金額	2,350 万ユーロ
対象セクター	カカオ、コーヒー、コットン、金、紅茶
対象地域(6 カ国)	コートジボワール、エジプト、マラウイ、マリ、ナイジェリア、ウガンダ
パートナー	政府、労働組合および使用者組織、市民社会組織、アフリカ連合、国連機関、サプライチェーンに関係するアクターおよび研究機関

(2) エリアベース・アプローチ

オランダはこれまでにも、オランダをベースにした欧州 NGO のネットワーク的組織である、ストップ児童労働（Stop Child Labour：SCL）[66]を通じて、エリアベース・アプローチの取り組みを支援してきた。現在はその後継として Work：No Child Business（「働く」は子どもの仕事ではない、という意味。以下 WNCB）を実施している。2019 年 6 月から 2024 年の期間に 3,500 万ユーロの規模で展開している、このプロジェクト概要は以下のとおり。

表 2-17　WNCB プロジェクト概要

プロジェクト名	Work No Child’s Business（WNCB）
ドナー	Dutch Ministry of Foreign Affairs（オランダ外務省）
期間	2019 年 6 月～2024 年 6 月
資金額	3,500 万ユーロ
対象セクター	①　衣料品/テキスタイル ②　金/鉱山 ③　天然石

[64] ILO ウェサイト https://www.ilo.org/africa/technical-cooperation/accel-africa/WCMS_779516/lang--en/index.htm（最終アクセス 2022 年 6 月 10 日）

[65] Ministry of Foreign Affairs, “The Netherlands and ILO take joint action against child labour”　Blog post | 13-12-2018.　https://www.government.nl/topics/business-for-development/weblogs/2018/the-netherlands-and-ilo-to-take-joint-action-against-child-labour　（最終アクセス 2022 年 6 月 12 日）

[66] 欧州の児童労働に取り組む NGO の連合体をさす。活動内容については 2.4.4 に詳述。https://stopchildlabour.org/

	④　カカオ ⑤　インフォーマル労働（農業労働含む）/家事手伝い
対象地域(6カ国)と対象セクター	コートジボワール　②④⑤ インド　① ヨルダン⑤ マリ　②⑤ ウガンダ②⑤ ベトナム　①⑤
実施団体と役割	Save the children Netherland（セーブ・ザ・チルドレン・オランダ） UNICEF Netherland（ユニセフ・オランダ） Stop Cihld Labour Coalition（ストップ児童労働連盟） *プログラムマネジメントを Stop Child Labour Coalition の事務局でもある hivos（オランダの NGO）が務めている。
プログラムの目的	子どもと若者が児童労働から解放され質の良い教育と（将来の）人間らしい仕事への権利を享受する。 各国でプログラムアウトカムの目標を設定している。

主な特徴としては、各国でのサプライチェーン上の対象セクターが明記されているものの、⑤のインフォーマル労働（農業労働含む）や家事労働を入れることで、あらゆる児童労働を含むアプローチをとっていることや、不就学児童（Out of school children）を児童労働のハイリスクグループに位置づけ、本プロジェクトの対象としていること、就学の徹底を重視していることなど、教育へのリンクづけを強く意識している。

プロジェクト内の考え方としては、サプライチェーン・アプローチ（グローバル貿易の役割、子どもの権利とビジネス原則、サプライチェーン上のすべてのステークホルダーの巻き込み、子どもの健康、福祉と発達の改善）とエリアベース・アプローチ（根源的な原因へのアプローチ、ボトムアップ、ローカルでのステークホルダーすべての巻き込み、すべての子どもの権利の保護と実現）の２つのアプローチを重ね合わせたアプローチをとっている。このプロジェクトは企業の参画を担保するためにも、サプライチェーンのアプローチを否定するのではなく、受け入れた上でエリアベース・アプローチも採用することが望ましいと考えている。この考え方は、日本がプロジェクト形成を考える上でも有用と考える。

活動方法は、4 つのレベルでの「変化の道筋」（Pathway of change）に基づいている。

- 子どもたちが力をつけ、家庭や地域社会の環境の中で、（質の高い）教育や若者の雇用へのアクセスが改善される。
- 政府は、子どもの権利に基づく関連法を施行し、児童労働、教育、若者の経済的エンパワメント、社会保障に関する政策を実施する。
- 民間部門は、児童労働の防止と対策に全責任を負っている。
- EU、オランダ政府、国際機関は、児童労働の撤廃を支援するために行動し、デュー・ディリジェンス政策と法律を定め、強化することによってその義務を果たしている。

異なるレベルでの具体的な活動例は以下のとおり。

レベル	活動内容
コミュニティ、ローカルレベル	・ コミュニティレベル、ローカルレベルでの行政への啓発等を通じた、コミュニティにおいて子どもを労働から引き離し学校に行かせることを社会的規範化 ・ 親の経済的エンパワメント（収入向上、代替収入創出、貯蓄組合等）を通じた、家計の経済力強化
政府レベル	・ 政府の巻き込みにより児童労働撤廃への活動への支援、整合性のとれた政策の実施 ・ 地域行政の能力強化も実施。CLFZ 活動への支援、教育への投資の促進、地域の雇用主への児童労働の予防。 ・ 国の児童労働撤廃計画に沿った活動の展開
企業	・ 企業の責任として、サプライチェーンの第一層だけでなく、それよりも深い層への責任を果たすことを含めた参画の促進
国際レベル	・ EU レベルでのロビイング、アドボカシーによる、エリアベース・アプローチの重要性の強調。EU がサプライチェーン・アプローチで企業の責任を果たさせようとし、デュー・デリジェンスの義務化が進む中でサプライチェーン外の児童労働への取組も促進。 ・ コロナウイルス感染症による影響への対応（児童婚や、性的搾取、若年妊娠の増加への対応、学校再開を受けた就学支援等） ・ 政府、企業への保護や教育への支援増強 ・ 他の CSO と協働した国際アドボカシー活動

(3) 反児童労働基金（FBK）

本基金はマルチステークホルダーの取組を促進するためのメカニズムである。企業が申請できる助成金として、児童労働がある国の企業の参画や NGO などマルチステークホルダーの関わりを必須とし、実態としては NGO がプロジェクトの実施を担っていることも多い。475,000 ユーロ までのプロジェクトの助成を行っており、5 年間 （2018～2022 年）の助成プログラムとして 2022 年は 740 万ユーロの予算で 2 つの新規案件の募集を行った[67]。

3) その他の政府主導の取組（法整備・貿易協定・調達方針・調査等）

「児童労働注意義務法（Child Labour Duty of Care Act）」が 2019 年 10 月に公布され、2022 年に施行予定である。これは、サプライチェーン上における児童労働の問題を特定し、児童労働を防止するために、当該企業がサプライチェーンにおける適切なレベルのデュー・ディリジェンスを行ったことを示す表明文を提出することを義務付ける法律である。

その施行を待つ間に国会に提出されたもう一つの法案が「責任ある持続可能な国際事業活動に関する法案（Bill for Responsible and Sustainable International Business Conduct）」である[68]。大企業を対象とし、児童労働に限らずより広い人権侵害（奴隷労働、児童労働、不当労働、人身取引、差別、環境被害を含む）について、デュー・ディリジェンスと対策を企業に義務付けている。EU の CSDD の動向によっていずれかの法律の施行が想定されている。

[67] Netherlands Enterprise Agency, Fund against Child Labour <https://english.rvo.nl/subsidies-programmes/fbk>（最終アクセス 2022 年 6 月 12 日）
[68] ibid

4)　産業界・マルチステークホルダーによる取組

オランダでは国内ビジネスの自発的なサプライチェーンへの取組が進んでおり、政府および議会に社会経済政策のアドバイスを行う機関であるオランダ社会経済協議会（Social and Economic Council：SER）が、責任のあるビジネス行動（International Responsible Business Conduct： IRBC）プログラムを実施している[69]。これは、各業界内の「自発的」な行動を合意し、協定として結ぶもので、①ビジネスが複雑なサプライチェーンの課題を解決すること（１社では不可能なため）、②負の影響を改善することを目的としている[70]。協定を結ぶ主体は、政府、業界団体、企業、労働組合、NGO 等で、セクターの主要なアクターや中小企業も含まれている。対象分野は 11 分野（衣料と繊維産業、銀行、 金、自然石材産業、食料加工品、保険、年金、金属、草花栽培、持続可能な森林、再生可能エネルギー）あり、それぞれのグループ内でセクター別ガイドラインを策定し、デュー・ディリジェンスの実施やコレクティブ・プロジェクトが行われている。

2.4.3.6　フランス政府

1)　これまでの政府方針と特徴

フランス政府は、2019 年 6 月から Alliance8.7 の議長国として活動している。議長のアノーシュ・カーバー氏（フランスの ILO 政府代表、および G7、G20 での雇用・労働・社会的保護担当）は Alliance8.7 を代表する立場で国際会議等に登壇することも多く、外交上の国際的なプレゼンスは高い。Alliance8.7 のパスファインダー国は当初途上国政府だけであったが、フランス政府がパスファインダー国になるための認定のプロセスにおいて、「2030 年までに児童労働、強制労働、人身取引、現代奴隷をなくすための国家戦略」[71]を 2021 年 11 月に策定した。国家戦略では、3 つのアプローチにより、SDG8.7 の達成に向けた取組を拡大・加速することを目指す。同国家戦略の優先分野は以下の 3 つである。

- 優先分野 1：ステークホルダーの行動能力を強化することによる予防の向上
- 優先分野 2：被害者の特定、ケア、救済を進展させることにより、被害者保護の向上
- 優先分野 3：私たちの行動に、野心的かつ高水準の欧州および国際的な推進力を与える

2)　政府開発援助方針・プログラム

フランス労働省と ILO は協力強化に関するパートナーシップ 2020-2022 を結んだ。４つの主なテーマは、①労働の場でのバイオレンス・ハラスメント、男女間の給与・昇進の不公正への対処、②児童労働・強制労働・現代奴隷制への対処（Alliance8.7 と協働）、社会的保護、健康、安全、インフォーマル労働への対処、④社会的側面とエコロジカルな移行、としており、児童労働に関する取組は主に Alliance8.7 を通じて行う方針を示している。

[69] International RBC Agreements. https://www.imvoconvenanten.nl/en （最終アクセス 2022 年 6 月 12 日）
[70] 岩附由香、「第８回国連ビジネスと人権フォーラム参加報告」、ビジネスと人権研究プロジェクト 第 2 回科研研究会（2020 年 2 月）http://bhrts2019-2022.org/ （最終アクセス 2022 年 6 月 12 日）
[71] Government of France, National Acceleration Strategy to eliminate child labour, forced labour, human trafficking and modern slavery by 2030”

表 2-18　ILO との児童労働・強制労働・現代奴隷制に関するパートナーシップ内容[72]

目的	Alliance 8.7 のメンバーとパートナーのコミットメントを強化し、世界レベルで強制労働、児童労働、現代奴隷制を顕著に減少させる
活動目標	１．グローバル推計・政策の分析を実施することで進捗を評価し、関係する公共政策の策定を導く ２．世界のサプライチェーンで児童労働・強制労働・現代奴隷制をなくすための具体的かつ持続的行動を促進する。そのために、政府、官民連携のメカニズム、Alliance8.7 の対象国、企業ネットワーク、社会的対話の能力を強化する
予算	合計 240 万ユーロ

国内では、2013 年から暴力に対する女性の保護と人身取引対策のための省庁間ミッション（Inter-ministerial Mission for the Protection of Women Against Violence and the Fight against Human Trafficking、MIPROF）が人身取引対策を取りまとめている。また、フランスは、あらゆる形態の搾取に立ち向かうため、脆弱な人々の保護に直接または間接的に関連する省庁間戦略や複数年計画、行動計画を採択している。

- 第 2 次人身取引対策国家行動計画 2019-2021
- 違法労働と闘うための第 2 次国家計画 2019-2021
- 難民の受け入れと統合のための国家戦略 2018-2021
- 2022 年までの貧困の防止と闘争のための戦略
- 子どもに対する暴力と闘うための計画 2020-2022
- 犯罪防止のための国家戦略 2020-2024
- 脆弱な庇護希望者・難民のケアを強化するための 10 の行動 2021
- 国連人権とビジネスに関する指導原則のための国家行動計画 2017

3)　その他の政府主導の取組（法整備・貿易協定・調達方針・調査等）

2017 年 2 月に「警戒義務法（Law on the Duty of Vigilance）[73]」が制定され、民間企業に対する取組が促進されている。フランスに本社を置き、フランス国内で 5 千人以上、またはフランスと世界の子会社全体で 1 万人以上の従業員を雇用している企業は、人権デュー・ディリジェンスの策定と実施が義務づけられる。この計画は、自社および自社が管理する企業の活動、ならびに確立された商業関係を維持する下請け業者や供給業者の活動において、人権と基本的自由、人々の健康と安全、環境に対する深刻な侵害を防止することを目的としている。また、これらの義務を果たすことによって回避できたであろう損害に対して、賠償を行うことも要求されている。フランス政府は多くの企業がこの計画を策定しているが、一部の労働組合等からはその実効性が十分でないとの指摘もある。

[72] Le ministère de Français charge du Travail, Partnariat 2020-2024 Portant Sur le Cadre d'une Coopération renforcée entre Annexe 1p.7, Annexe2 p.25-26
[73] 親会社および発注企業の警戒義務に関する法律（Law on the uty of vigilance of parent companies and ordering companies）

4)　産業界・マルチステークホルダーによる取組

エコロジー移行省（Ministry of Ecological Transition）の調整のもと、2021 年 10 月 5 日に生物多様性担当国務長官によって、「フランス・サステイナブル・カカオ・イニシアティブ」が設立された。参加組織は、政府機関、産業界、取引業者、流通の代表者、NGO、研究機関などで、活動の３つの柱のひとつに児童労働も含まれている。ターゲット 8.7 の枠組みの中で、カカオ生産地域における強制労働や児童労働への取組、また子どもの権利や教育へのアクセスを促進するための支援も行っている。

2.4.3.7　ドイツ政府

1)　これまでの政府方針と特徴[74]

ドイツ政府は、児童労働に関わる政府方針や枠組の整備において、EU の「人権と環境にかかる義務的デュー・ディリジェンス法案」の成立よりも先に、2021 年 6 月に「サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法（サプライチェーン法）」を採択している。同法は、ドイツにおける企業活動やグローバル・サプライチェーンにおいて、児童労働を含む人権や環境保護を推進していくことを目的としており、ドイツが他欧州諸国より先行して推進していくことにより、EU における法的枠組の採択を後押しすることを目指している。同法施行後は、2023 年にまず、従業員 3 千名以上の在ドイツ企業を対象とし、翌 2024 年に、1 千名以上の従業員を雇用する在ドイツ企業にも適用される。同法順守状況のモニタリング業務の主管は、連邦経済・輸出管理庁である。

上記のような児童労働や人権を含む法制度を、他の EU 諸国に先駆けて国会にて採択し、2023 年より本格施行を開始することも踏まえて、ドイツ政府の国際協力を所管する連邦経済協力開発省（Federal Ministry of Economic Cooperation and Development：BMZ）や技術協力等の公的実施機関であるドイツ国際協力公社（GIZ）は、カカオ等のグローバル・サプライチェーンにおける児童労働や環境保全に関わる諸活動をさらに強化しているところである。また、BMZ は、GIZ 等諸機関と連携しながら、カカオや衣料品の分野でマルチステークホルダーによるイニシアティブを後押ししているところである[75]。

2)　政府開発援助方針・プログラム

ドイツ BMZ は、経済協力・開発支援の監督官庁として、児童労働の構造的原因の解決に向けた開発協力の取組の実施を、GIZ などのドイツの政府系公社や NGO、ドイツ・サステイナブル・カカオ・イニチアティブ（German Initiative on Sustainable Cocoa: GISCO）や国際機関への拠出などを通じて進めている。BMZ の行動計画「変化の担い手：ドイツの開発協力活動における子どもと若者の権利（Agents of Change – Children and youth rights in German development cooperation activities）[76]」では、特にアフリカのカカオ生産とアジアの繊維産業における児童労働の撤廃に重点を置いている。

---

[74] ドイツ政府の企業デュー・ディリジェンス法についての解説、またその他のサプライチェーンにおける人権・環境保護の情報はドイツ国際協力省（BMZ）の該当ウェブページを参照。
https://www.bmz.de/en/development-policy/supply-chains　（最終アクセス 2022 年 6 月 12 日）

[75] https://www.bmz.de/en/news/archive-press-releases/un-year-elimination-child-labour-supply-chain-law-57120

[76] https://www.bmz.de/resource/blob/23760/9d7a288b7c7bbf86d93197724cadf2de/Strategiepapier410_agents%20of%20change

技術協力の実施機関である GIZ については、人権領域における諸活動の一環として子どもの人権強化と保護の活動を進めており、特に子どもの保護に資する制度・組織強化を軸にその活動を強化している。具体的なプログラムとしては、ICI とのコートジボワールにおける連携協力を通じ、ICI が同国で導入支援を進めてきた CLMRS に対し、新たに児童労働リスクの視点を取り入れたデータ収集・分析を取り入れる取組支援に着手している[77]。また、LID の取組への技術的・知的支援を図っており、ガーナやコートジボワールにおいて、両国のそれぞれの特有な状況を勘案しながら LID のベースとなる生活所得のギャップ推計を支援した。

また、コートジボワールにおいては、上述の GISCO が、BMZ やドイツ連邦食糧・農業省と共同で、カカオ生産農民支援プロジェクト（PRO-PLANTEURS）事業の第二フェーズを 2025 年まで実施中である[78]。同事業では、3 万人のカカオ農民、特に女性農民を対象として、生産性向上支援、生計多様化、農民組織強化、栄養改善などを図っており、その一環として GISCO とメンバー企業の連携を通じカカオサプライチェーンにおける児童労働予防や生活所得向上などの活動も行っている。GIZ のガーナにおける児童労働に関わる取組については第 3 章にて詳述する。

3) その他の政府主導の取組（法整備・貿易協定・調達方針・調査等）

2023 年に施行予定の「サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法」は人権と環境のリスクを対象に、企業にデュー・ディリジェンスの実施を求めるものである。この法案の特徴は比較的強い罰則にある。義務に違反した場合、過料（最大 80 万ユーロ、ただし平均年間売上高が 4 億ユーロ超の法人・団体の場合は最大で平均年間売上高の 2%）や公共調達への入札禁止といった行政処分の対象になりうる[79]。

また、EU の特恵関税制度 （GSP）や社会・環境に配慮した公共調達を掲げる EU 公共調達指令が適用されている。

4) 産業界・マルチステークホルダーによる取組

2014 年にカカオに関するマルチステークホルダー・イニシアティブとして設立された GISCO については第 4 章で詳しく述べる。こうしたマルチステークホルダーによる取組は繊維産業でもみられ、持続可能なテキスタイルのためのパートナーシップ（Partnership for Sustainable Textiles）は 2014 年に BMZ 主導のもと設立され、企業、NGO、労働組合、人権問題関連の認証機関、ドイツ連邦政府メンバーから構成される。100 以上のメンバーのうち 3 分の 2 は企業で、ドイツの繊維小売市場の約半分がメンバー企業でカバーされる[80]。

---

[77] GIZ と ICI 連携にかかるニュースリリースの詳細は下記リンクより閲覧が可能。https://www.cocoainitiative.org/news/giz-and-ici-announce-new-partnership-combat-child-labour （最終アクセス 2022 年 6 月 13 日）

[78] PRO-PLANTEURS 事業の詳細は以下リンクを参照。https://www.gcbcocoa.com/data/cms/files/2020-PROJECT_PRO-PLANTEURS.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 13 日）

[79] JETRO、「ドイツ連邦政府がサプライチェーン法案を閣議決定」、ビジネス短信 https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/eb91a6b95061f273.html（最終アクセス 2022 年 6 月 13 日）

[80] デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、株式会社オウルズコンサルティンググループ、認定 NPO 法人 ACE (2020)「児童労働白書 2020」

2.4.3.8　その他の政府

1)　ノルウェー

ノルウェーは、開発援助方針の中で児童労働を含む現代奴隷制への取組強化を 2019 年に発表した[81]。これは、ノルウェー開発協力局（The Norwegian Agency for Development Cooperation, NORAD）が現代奴隷制に関する国内外の取組をマッピングし、ノルウェー政府に対し以下の方向性の検討と、戦略文書の策定を提言した報告書[82]を受けたものである。

(1)　開発援助に関して

- Alliance8.7 の中の紛争グループを活性化し、紛争地域での現代奴隷制に取組むこと
- 官民協働の金融セクターの現代奴隷と人身取引に関する「リヒテンシュタイン・イニシアティブ（The Liechtenstein Initiative）」への参加（リヒテンシュタイン、オーストリアとオランダが参加）
- 「グローバル・サプライ・チェーンにおける人身取引に対抗するための政府の行動を導くための原則」[83]への参加（米国、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、英国が参加）
- ドナーコーディネーションへの参加（主に Alliance8.7 を通じて）

(2)　研究に関して

- デルタ 8.7 への支援
- 研究プログラムの立ち上げ

(3)　ノルウェーの優先テーマについて

- SDG8.7 推進に向けノルウェーのパートナー国の取組支援（特に Alliance8.7 のパスファインダー国への支援）
- 児童労働の予防のための出生登録への支援
- 現代奴隷制と責任のあるビジネス行動へのリンクの強化

(4)　セクター、国を特定したイニシアティブに関して

- 漁業の現代奴隷制（主に人身取引。ILO のプログラム支援を通じて）
- 農業の現代奴隷制（主に強制労働と児童労働。ウガンダの米、コーヒー、砂糖、紅茶、たばこ、バニラ、放牧、マラウイの紅茶、エチオピアの放牧など。）
- 鉱山の現代奴隷制（インド、ガーナ、コンゴ共和国）

---

[81] https://www.regjeringen.no/en/historical-archive/solbergs-government/Ministries/ud/news/2019/against_slavery/id2670235/　（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

[82] Turid Johansen Arnegaard (Policy Director Human Rights) and Tina Davis (Independent Consultant), Mapping of Modern Slavery and Recommendations for the Norwegian Government's Development Programme to Combat Modern Slavery, NORAD, 5 July 2019　https://www.regjeringen.no/en/dokumenter/modern_slavery/id2670039/　（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

[83] Principles to guide government action to combat human trafficking in global supply chains https://www.state.gov/wp-content/uploads/2019/03/286369.pdf　（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

さらに、NORAD が NGO やフェアトレード団体などで構成される外部リソースグループを設立[84]。このグループにより新しい開発プログラムの提案がなされ、それに沿った形で、治郎堂労働撤廃を含む SDG8.7 の達成に貢献する案件を形成した[85]。現代奴隷制の対応をまとめたプログラム文書[86]も作成され、開発援助政策における取組の方向性が示されている。

2) スイス[87]

スイス政府は、人権を非常に重視し、労働の権利においては、子どもを含む世界で最も脆弱な労働者の人権保護へ向けた取組を積極的に行っている。児童労働に関わる動きにおいては、スイス政府は、2021 年に Alliance8.7 の公式なパートナーとなっている。スイスは EU の加盟国ではないが、EU デュー・ディリジェンス指令採択の動きには注目しており、関係する国内法令の整備などを進めている。その一つとしては、紛争地域、あるいは児童労働がかかわる鉱産物や金属についての、スイス企業のデュー・ディリジェンスおよび報告義務を求める条例を 2021 年に採択し、対応する刑法などの整備を図ってきている。

児童労働を含む持続的なカカオ生産へ向けたイニシアティブについては、スイスの民主主義の伝統を踏まえ、マルチステークホルダーによるダイアログを通じた取組を重視している。2018 年には、連邦政府、チョコレート企業、カカオ流通業、研究機関や NGO 等 64 団体の参加により、スイス・サステイナブル・カカオ・プラットフォーム（Swiss Platform for Sustainable Cocoa：SWISSCO）を設立し、各参加者の関心に応じて、児童労働撤廃、森林破壊防止および透明性・トレーサビリティ等のテーマにつき活動を進めている。SWISSCO は参加メンバー間の相互学習の場を提供する他、スイス連邦経済省経済管轄局（Swiss State Secretariat for Economic Affairs: SECO）と民間企業の共同出資により、カカオ生産国においてアグロフォレストリー等、持続可能なカカオ生産支援事業も実施している。2023 年には、新たにバリュー・チェーン・プロジェクトを立ち上げる方向で準備を進めている。関連して、SECO は、SWISSCO のメンバーでもある ICI とカカオ生産国におけるプロジェクトも実施している。なお SWISSCO は、ドイツ、オランダ、ベルギー、スイスが設立しているカカオに関するプラットフォームの連携による、合同の児童労働分科会の事務局も務めている。

これらの動きを背景として、リンツ、バリーカレボー等、国際的にも知られているチョコレート企業は、これら企業が多くのカカオを輸入している西アフリカ諸国（コートジボワールおよびガーナ）が導入した LID にも積極的に協力していくことを表明している[88]。

---

[84] 外部リソースグループ参加団体：Norwegian Human Rights Fund, Ethical Trade Norway, Fairtrade Norway, For Freedom, the Salvation Army, Hope for Justice, Norwegian Church Aid, NorgesGruppen ASA, Plan International Norway, the Rafto Foundation, SOS Children's Villages Norway, Think Tank Skaperkraft and Telenor https://www.regjeringen.no/en/historical-archive/solbergs-government/andre-dokumenter/ud/2019/combat_slavery/id2670097/ （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

[85] https://www.norad.no/en/front/funding/combating-modern-slavery-through-civil-society/（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

[86] NORAD, Programme document for the Norwegian Government's development cooperation programme to combat modern slavery, https://www.norad.no/contentassets/2a14f61b5c87441bbd337e2fa0cc1118/programme-document-for-the-norwegian-governments-development-cooperation-programme-to-combat-modern-slavery.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

[87] ドイツ政府の企業デュー・ディリジェンス法についての解説、またその他のサプライチェーンにおける人権・環境保護の情報はドイツ国際協力省（BMZ）の該当ウェブページを参照。https://www.bmz.de/en/development-policy/supply-chains （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

[88] 例えば、以下ロイター記事。https://www.reuters.com/markets/commodities/swiss-chocolate-makers-focus-incomes-end-child-labour-2021-12-03/ （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

(1) 政府開発援助方針・プログラム

国際協力の戦略枠組みとしては、スイス政府は 2020 年にスイス政府国際協力戦略 2021-2024（Dispatch on Switzerland's Strategy for International Cooperation 2021-2024）を採択している[89]。同戦略は、児童労働について直接は言及していないが、①適切な地域雇用の創出、②気候変動への対応、③強制移住や非正規移住の原因の削減、④法の支配の推進、を 4 つの優先分野にかかげている。適正な仕事の創出、強制的な移民の根本原因への対策および法治強化等は児童労働とも関係の深い事項を挙げている。また、全体を通じて人権保護を明確に打ち出している。

スイスの開発協力の実施は、連邦外務省（Federal Department of Foreign Affairs：FDFA）傘下の外局であるスイス開発協力庁（Swiss Agency for Development and Cooperation：SDC）を通じて実施している。また、企業も含めた経済協力活動の一部については、上述の SECO も実施している。

SECO と SDC は、2021 年に上記政府国際協力戦略の方向性を踏まえて、ILO との新しい包括協力枠組みを締結している。労働分野における連携協力を進めており、ディーセント・ワークや移民の課題を中心に、ILO の繊維企業の能力強化プログラムであるベター・ワークへの支援も行っている。企業・経済的側面からの支援が中心となっているが、児童労働に対する取組も重視している[90]。

2.4.4. 児童労働に関する国際的な NGO の動向

ここでは、児童労働に関してグローバルレベルで活動を行う 2 つの NGO ネットワークについて述べる。双方ともアドボカシーを主な柱としつつも、プログラムの実施も一部行っており、また国をまたぐネットワークをつくって活動している。

2.4.4.1. 児童労働に反対するグローバルマーチ

「児童労働に反対するグローバルマーチ」（Global March against Child Labour、以下グローバルマーチ）は、1998 年に 5 大陸で NGO、労働組合、市民を動員し行われたグローバル・ムーブメントを契機として発足したネットワーク型組織である[91]。創設者は 2014 年にノーベル平和賞を受賞したカイラシュ・サティヤルティ氏であり、氏が代表を務める「カイラシュ・サティヤルティ子ども財団」や、1980 年代からインド国内での児童労働の救済、リハビリ、またコミュニティ単位の児童労働撤廃活動を行ってきた NGO、子どもたちを救え運動（Bachpao Bachlan Andolan：BBA）とも密接な関係を持つ。

あらゆる形態の児童労働、現代奴隷制、人身取引を撤廃し予防し、すべての子どもたちの自由で有意義で質の高い公教育へのアクセスを確保することを共通の開発目標として掲げ、労働組合、教員組合、市民社会組織の世界的なネットワークとなっている。インドとオランダに事務局を構え、さらにはグローバルレベルで子どもの権利と保護を促進する取組を進

[89] スイス開発協力戦略は、以下よりアクセス可能。
https://www.eda.admin.ch/eda/en/fdfa/fdfa/publikationen.html/content/publikationen/en/deza/diverse-publikationen/broschuere-iza-2021-24 （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
[90] ILO の該当ウェブページを参照。https://www.ilo.org/pardev/donors/switzerland/WCMS_777901/lang--en/index.htm （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
[91] 団体ウェブサイトは、https://globalmarch.org/ （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

めるとともに、ネットワークに加盟する構成組織が各国、あるいは地域ごとに行う活動を支援している。英語圏アフリカの地域コーディネーターをガーナ農業労働者組合（Ghana General Agricultural Workers' Union: GAWU）が務め、東アジアは ACE が務めており、双方とも同グローバルマーチの理事となっている。

グローバルレベルでのアドボカシー活動も多数行っており、SDGs の目標に児童労働を入れるためのロビー活動も行ってきた。特に、SDGs の目標 4（教育）、ターゲット 8.7（児童労働、強制労働、人身取引）と 16.2（子どもに対する暴力）に焦点を当てた活動を行っている。Alliance8.7 のグローバルコーディネーショングループにおける 2 席の市民社会組織のうちの 1 席を占め、ILO との関係も深い。オランダ事務所では、オランダ国内や欧州の動きを把握しながら他団体との連携を進めるなど、グローバルなアドボカシー推進の重要拠点となっている。

その他、調査研究、NGO の能力強化、「子どもにやさしい村」（Child Friendly Village）プロジェクトの実施（ウガンダ）などの国際協力プログラムも随時実施している。子どもにやさしい村プロジェクトは、関連団体の BBA が推進してきた取組で、エリアベース・アプローチを採用し、地域ですべての形態の児童労働をなくし、すべての子どもの教育を実現することを目指している。

2022 年 5 月に開催された第 5 回児童労働撤廃世界会議においてもグローバルマーチは、市民社会組織フォーラムの企画進行を務めるなど随所でその中心的役割を果たした。

創設者のカイラシュ・サティヤルティ氏は、同団体の名誉会長ではあるが、活動の軸をカイラシュ・サティヤルティ子ども財団に移しており、実質的な運営からは離れている。これにより、現状としてはグローバルマーチの国際コミュニティにおける存在感やアドボカシー活動の影響力はやや低下している。ただし、唯一のアジア、アフリカ、南北アメリカ、ヨーロッパを網羅する市民社会ネットワークとして、市民社会を代表する立場に置かれることも多い。

2.4.4.2. ストップ児童労働（SCL）

SCL は、ヨーロッパを拠点とした NGO のアライアンスである[92]。事務局はオランダ NGO のヒボス（Hivos）が務めている。あらゆる形態の児童労働をなくし、15 歳までのすべての子どもに質の高い全日制教育を保障することを目指し、「どの子どもも働くべきではなく、すべての子どもが学校に行くべき」という原則に基づいて活動するアジア、アフリカ、ラテンアメリカの団体と協力し、消費者、企業、政府、国際機関に対し、児童労働のないサプライチェーンのための行動を呼びかけている。

SCL はエリアベース・アプローチを採用し、CLFZ を推奨している[93]。その背景には、Hivos とインドのエム・ブイ財団（The Mamidipudi Venkatarangaiya Foundation：MVF）との出会いがある。MVF はインド南部においてコミュニティレベルで CLFZ を広める活動を長年実施しており、複数の欧州 NGO のパートナー団体としても活動していた。1997 年にはオランダ

[92] 現在の構成団体は Hivos, Arisa, the General Union for Education (Algemene Onderwijsbond), Cordaid, Stichting Kinderpostzegels Nederland, and Mondiaal FNV。団体ウェブサイトは、https://stopchildlabour.org/
[93] ここでの CLFZ とは、ある一定地域（コミュニティなど）の中で子どもが児童労働から解放され教育を受けている状態を指す。

政府に働きかけて児童労働世界会議を実現し[94]、2004 年にインドのハイデラバードで開催した会議を通じて、アフリカ、アジアにエリアベース・アプローチの考え方を広めた。これをきっかけに、ガーナを含むアフリカ 5 か国で CLFZ を実践する試みが行われた。その成果をまとめた文書として SCL は、CLFZ 実現に向けた手立てを 5 つのステップに分けて解説するハンドブック「児童労働フリーゾーンを作るための 5×5 のステップ」を、2015 年に発行している[95]。

2019 年からは、オランダ NGO のセーブ・ザ・チルドレンとユニセフとアライアンスを組んで、WNCB プログラムを実施。オランダ政府から 40 億円を超える資金を獲得し、6 カ国で活動を展開している（2.4.3.5 オランダ政府の取組として前述）。オランダ国内の NGO のアライアンスが、セーブ・ザ・チルドレンやユニセフと組み、政府資金を活用して WNCB として活動している効果は高い。児童労働に関する NGO の提言をオランダ政府に対してまとめて働きかけることができる点、またセーブ・ザ・チルドレンやユニセフといったグローバル組織のネットワークを活用できる点は、政策提言とプロジェクトの実施、双方に良い影響をもたらしている。活動経験の文書化と経験共有にも力を入れており、WNCB を通じて他国で実施されているエリアベース・アプローチの経験からガーナが学ぶことは多い。また、第 5 回児童労働世界会議の前には、WNCB としてポジションペーパーを発行し、①質の高いフルタイムの公教育への投資、②「子どもは学校へ」を社会規範とすることのへの支持と支援、③民間企業のビジネス開発と責任について要請している[96]。

2.5. 児童労働に関する世界会議

2.5.1　児童労働に関する世界会議の概要

児童労働問題の解決を国際レベルで推進することを目的に、ILO が主導して、これまで 5 回の世界会議が開催されてきた。児童労働の世界推計が発表されるのに合わせて 4 年ごとに開催されてきたが、第 5 回のみ新型コロナウイルス感染拡大の影響で第 4 回から 5 年後の開催となった。参加者は主に ILO の構成組織である各国政府や労働組合、使用者組織からの代表であり、国際機関や市民社会組織からも多くの参加がある。

[94] SCL は 2000 年から Hivos が Alliance2015 の活動の一環として関わり、リードをとるようになって以降、ドイツ、アイルランドなどオランダ以外の NGO も加わるネットワークに進化し、2003 年には EU から資金を獲得し、各国の世論を高める活動を実施している。SCL の発展については 15 周年特別サイトに詳しい。 https://15years.stopchildlabour.org/ （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

[95] Stop Child Labour, 2015, 5 X 5 Stepping stones for creating child labour free zones

[96] WNCB, “Call for urgent action to get children out of work and into school” https://wncb.org/assets/2022/02/DEF-20220222-WNCB_NL-position-paper-tbv-GCCL-2022-ENG-General-version-.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

表 2-19 児童労働に関する国際会議

回数	開催年月	主催国（政府）と開催場所	採択された文書
第 1 回	1997 年 10 月	ノルウェー、オスロ	オスロ行動宣言
第 2 回	2010 年 5 月	オランダ、ハーグ	2016 年までに最悪の形態の児童労働撤廃を達成するためのロードマップ
第 3 回	2013 年 10 月	ブラジル、ブラジリア	児童労働、強制労働に関するブラジリア宣言[97]
第 4 回	2017 年 11 月	アルゼンチン、ブエノスアイレス	ブエノスアイレス宣言[98]・プレッジ（宣誓）
第 5 回	2022 年 5 月	南アフリカ、ダーバン	ダーバン行動宣言

2.5.2 第 5 回児童労働撤廃世界会議

2.5.2.1 概要

第 5 回会議は、2022 年 5 月 15～20 日の 6 日間、南アフリカのダーバンにて、南アフリカ政府主催、ILO の協力により、ハイブリッド形式で開催された。1,150 人がダーバン会場で、1,600 人がオンラインで参加した。国家元首を招いた 3 つのハイレベルパネル、12 のテーマ別セッション、24 のサイドイベントで構成され、270 人のスピーカーが 54 のセッションに登壇するなど、過去最多のスピーカー、セッション数であった。本会議は、SDG8.7 で言及されている 2025 年までの児童労働の撤廃に向けた、①UPSCALE（スケールアップ、アクションを加速する）、②UPSKILL（スキル向上、解決方法を議論する）、③INTEGRATE（統合する、世界中からの参加者が団結して児童労働撤廃のための計画を強化する）について議論がなされ、最終日にはダーバン行動宣言（Durban Call to Action）を採択した。

今回取り扱われたテーマは、前回（2017 年）と比較して、サプライチェーンやバリューチェーンと企業の役割がタイトルにつくセッションが増え、児童労働撤廃のためのアプローチについても、人間・権利中心アプローチ、全体的・統合的アプローチ、エリアベース・アプローチの必要性が強調されている。会議の開催に合わせて ILO とユニセフが社会的保護のレポートを発表し、社会的保護についても多くの言及があった。全体として、児童労働はマルチセクター、マルチステークホルダーで取り組むべきという考え方が浸透していることがうかがえた。また、初のアフリカでの会議開催を実現し、児童労働が増えているアフリカへ注意を向けることの重要性も強調されていた。なお、ほぼすべてのセッションはオンラインで動画視聴可能である[99]。

2.5.2.2 会議内で議論された主な論点

1) 児童労働撤廃へのコミットメント：政治的意思

本会議では、SDG8.7 に掲げる児童労働の撤廃期限を 2025 年に迎える中、過去 20 年間の児童労働者数の大幅な減少傾向が止まってしまったことを受け、いかに国際的な政治アジ

[97] https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/genericdocument/wcms_239547.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
[98] https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/genericdocument/wcms_613997.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
[99] https://www.5thchildlabourconf.org/en （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

ェンダの中心に児童労働撤廃を入れ直すかについて、冒頭 1 日目の複数セッションで議論された。特に新型コロナウイルス感染拡大による影響のほか、エネルギー、食糧不足、金融危機といった課題に世界が直面する中で、必要な政治的判断をしなければ、多くの人々が貧困に陥いる可能性がある。そのような中で児童労働撤廃を進めていくために、幅広い政治的アジェンダに児童労働の撤廃を入れるべきとの考え方が示された。

2) テーマ別議論

(1) アフリカ

テュラス・ンレスィ南アフリカ雇用労働大臣は、現在最も多くの児童労働者が存在し、また人口比率としても子どもの 4 人に 1 人が児童労働と高い状況にあるアフリカ大陸の課題として、ガバナンスおよび法の支配の欠如、貧困、犯罪などを挙げた。また、南アフリカでは新型コロナ感染拡大の対応として 350 ランドをベーシック・インカムとして提供した例をあげながら、社会的保護の重要性と必要性を強調しつつ、社会、法律含めた包括的なアプローチの必要性を訴えた。

児童労働が唯一増加しているアフリカ大陸の現状に対するアクションを求める声は、市民社会からも出ている。同世界会議の開催に合わせて、前述した NGO のストップ児童労働（SCL）と児童労働に反対するグローバルマーチは、農業の児童労働に関する声明「アフリカの児童労働に関する市民社会のポジションペーパー : 大陸からの緊急的優先事項」[100]を発表した。アフリカ大陸全体での児童労働の課題が大きい背景として、①教育への投資が限定的、②児童労働リスクのある子どもや家族への社会的保護のカバー率の低さ、③コロナ禍の影響による女子の状態の悪化、④社会開発政策における児童労働の位置づけの低さ、⑤インフォーマル経済としての農業や家事労働への対応の難しさ、⑥国内避難民と児童労働を引き起こす気候・紛争による不安定な社会情勢をあげた。そして、アフリカの児童労働撤廃に向けた取組を加速化させるために、①質の高い公教育の普及、②包括的な戦略と政策の採用、③グローバル・サプライチェーンを越えた児童労働の撤廃（特に農業の児童労働）、を進めることを提言している。

(2) 気候変動と危機的状況

アフリカ諸国が大きな影響を受けている紛争と気候変動のテーマについても「児童労働撤を通じた持続可能な平和と気候変動に対するレジリエンス」のセッションで取り上げられた。ミシェル・ドゥ・コック ILO 中核的労働基準 調査・評価ユニット長は、子どもたちを児童労働にさらす「4 つの脆弱性」を、①人道的な危機的状況、②気候変動、③インフォ―マリティ、④先住民が直面する脆弱性と説明。この 4 つの中でも特に①と②の関連性を指摘し、気候変動により経済危機、武力紛争、自然災害が引き起こされ、それが直接、間接的に児童労働に影響を及ぼすと述べた。そのため、どんな政策においても「子どもの保護」を忘れるべきではなく、子どもが中心に考えられるべきと指摘。また、危機的状況として、①武力紛争、②自然災害、③疾病、④経済的危機の 4 つを指摘し、1.6 億人の児童労働に従事

[100] Global March against Child Labuor, Education International, Work: No Child’s Business, “Civil Society Position Paper on Child Labour in Africa:Urgent Priorities from the Continent” 2022 年

する子どもたちの半分が紛争の影響を受ける国々に住んでおり、これらの危機により児童労働の根本的な原因の増幅、また児童労働に従事している子どもたちにとってはより危険な児童労働、人身取引を含む最悪の形態の児童労働に陥る危険性を増やすという「二重の影響」があるとしている。

危機によって引き起こされる現象にも児童労働は影響を受ける。移動や強制的な移住をせざるをえない場合は子どもが学校にアクセスできないだけでなく、親の収入減少が児童労働リスクを高める。また人道的危機が貧困と食料不安を高め、収入源が途絶え、食料がなくなれば、解決策として子どもを働かせることになる。さらに武力紛争は子どもの徴兵だけでなく、戦闘員としてではなく地雷原を歩かされるなどの「最悪の形態」である危険な仕事に従事させられる、もしくは女子の場合は性的搾取にもさらされる場合がある。

気候変動によって引き起こされる経済的危機や、気候変動により資源、食料が欠如し食料価格の高騰などにより紛争のリスクが高まり、児童労働につながることも指摘。このように、危機と気候変動が密接に関係していることを指摘したうえで、こうした危機は国、国際社会、CSO が子どもを保護するために開発したすべての保護要因を崩壊させると指摘。そのためどのような政策においても「子どもの保護」の観点を入れる必要があること、また児童労働、気候変動の対策を別々のものとしてとらえるのではなく子どもを中心において政策が練られるべきであると指摘した。

(3) サプライチェーン

児童労働に反対するグローバルマーチが主催した「児童労働のないサプライチェーン：生産者から市場までの根本的な原因への取組」では、児童労働の根本原因に取り組む必要があり、教育や家族の収入・生活の改善が重要であること、児童労働を使用した商品の輸入禁止（貿易協定など）等、児童労働の使用を経済的に魅力的でなくする仕組みの重要性を確認した。またトレーサビリティについては、その取組をサプライチェーンの全階層に拡大することが必要であることを述べた。また、顧客の意識が高まり、児童労働のない商品への需要が高まっていることを受け、認証制度については小規模組織（零細農家）にはコストがかかりすぎるため、商業認証以外の選択肢を探す必要があるとの意見があった。そのうえで、ペルーの SELTI モデル（児童労働のないシール）は市民社会が政府（労働省）と共同で開発し、公共政策まで踏み込んだ草の根モデルの一例として紹介があった。

(4) エリアベース・アプローチ

児童労働に反対するグローバルマーチと WNCB、世界的な教員組合である、エデュケーション・インターナショナル（Education International：EI）が開催した「地域に根ざした統合的アプローチ：児童労働の根源的な取組と教育を受ける権利の確保に向けて」では、登壇者が各国における児童労働対策のためのエリアベースのアプローチを実施した経験やベストプラクティスを共有した。マラウイ教職員組合のピリラニ・カマリザ氏（EI 代表）は、教職員組合が教員や学校管理者との連携を通じて、どのように児童労働に対処しているかを紹介。GAWU のアンドリュー・タゴエ氏からは、ガーナの事例として、農業部門などのインフォーマル経済における児童労働に取り組むために、エリアベースのアプローチがどのように活用されているかを紹介。ウガンダで WNCB の実施を担うジュリエット・ワジェガ

氏）は、コミュニティでの活動が、児童労働と教育をめぐる根強い規範をどのように変えているかを説明。共通して重要と指摘されたのは、特にコミュニティの草の根レベルですべてのステークホルダーを巻き込むこと、児童労働の根本的な原因の解決に焦点を当てることであった。

2.5.2.3　ダーバン行動宣言

最終日に採択されたダーバン行動宣言（Durban Call To Action）[101]は、行動を強化するための取組として、以下 6 点をあげている。

i. 最悪の形態の児童労働の撤廃を特に重視し、就労最低年齢以上の若者と大人のためにディーセント・ワークを実現することにより、児童労働の防止と撤廃に向けたマルチステークホルダーの取組を加速する
ii. 農業分野における児童労働を撤廃する
iii. データに基づき、被害者の知見を活用した政策と実践的対応を通じ、最悪の形態の児童労働、現代奴隷制、人身取引を含む児童労働の予防と撤廃、および被害者の保護を強化する
iv. 子どもの教育を受ける権利を実現し、無償、義務、公平、包括的かつ質の高い教育・訓練への普遍的アクセスを確保する
v. 社会的保護への普遍的なアクセスを実現する
vi. 児童労働と強制労働の撤廃のために資金調達と国際協力を拡大する

上記 6 つの取り組みを進めるにあたり本行動宣言では、各国に行動計画の策定を求め、かつそれを ILO の報告サイクルに組み込む提案が含まれており、従来より踏み込んだ内容となっている。この行動宣言ではさらに、「49 の即実行可能な効果的な施策」として、具体的なアクションを述べており、その 27 番目には、サプライチェーンとエリアベース・アプローチについて以下のように書かれている。

> 国連ビジネスと人権に関する指導原則および ILO 多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言に基づき、民間および公共のサプライチェーンと調達方針（多国籍機関のものを含む）における透明性、デュー・ディリジェンスおよび是正を促進、支援することによりサプライチェーンにおける児童労働に終止符を打つ。サプライチェーンにおけるディーセント・ワークの欠如や、児童労働の根本原因に取り組むことを含め、児童労働のリスクを軽減すること、マルチステークホルダー、サプライチェーン全体のアプローチおよび統合的エリアベース・アプローチを用いることの重要性を認識すること、サプライチェーンおよび原材料の生産地における中小企業を含め、能力を強化すること、責任ある雇用を促進すること。また、責任ある人材採用、官民の取組の一貫性強化、消費者の意識向上を推進する。

なお、このダーバン行動宣言は、2022 年 5 月 24 日に開催された「公正な移行についての G7 労働大臣会合：グリーン経済におけるディーセントで質の高い雇用の実現に向けて」においても承認され、児童労働の根本原因の解決への取組、バリューチェーンにおける透明性確保、デュー・ディリジェンスと是正措置の促進を通じて児童労働撤廃を目指すことが示された。こうした行動宣言が G7 や G20 などの場で承認されることにより、各国の児童労働撤

[101] Durban Call to Action on the Elimination of Child Labour, 2022. https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---dcomm/documents/genericdocument/wcms_845907.pdf

廃に向けた国際協力、国内の取組促進に今後寄与することが期待される。

2.6. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による児童労働への影響

2.6.1 COVID-19 パンデミックが及ぼしうる児童労働への影響

COVID-19 の世界的な感染拡大は、児童労働に従事せざるをえない脆弱な立場に置かれる家庭やその子どもたちに多大な影響を与えた。ILO/ユニセフが 2020 年 5 月に発表した共同報告書「新型コロナウイルスと児童労働：危機の時、それは行動する時」において、世界的な社会的・経済的危機によって、貧困状態の子どもが 3 億 8,600 万人（2019 年）から、さらに 4,200～6,600 万人増える可能性を指摘し、貧困が 1%増加すると、児童労働が少なくとも 0.7%増加すると試算した。過去 20 年間減少し続けていた児童労働（2000 年から 9,400 万人減少）が、初めて増加するリスクも示唆していた。

同報告書で ILO/ユニセフが COVID-19 によって児童労働がどのような影響を受けるか、主に以下の 9 点を挙げている。

(1) 生活水準の低下：世界人口の 55%、40 億人が社会保護のない中で影響を受ける。ロックダウンの影響により送金なども途絶え労働者の需要も減る。この結果として貧困が悪化し、この 1 年で絶対的貧困に陥る人口が 4 千万人から 6 千万人増える。貧困が 1%増加すると、児童労働が少なくとも 0.7%増加する。

(2) 就労環境の悪化：親の就労環境の悪化により、子どもが危険有害労働に就く可能性が高まる。世界の就業時間は 2020 年第 1 四半期に 4.5%減少、第 2 四半期は 10.5%減少すると予想され、これはおよそ 1.3 億人分および 3 億 500 万人分のフルタイムの仕事分に相当する。親の就労時間や収入が減少することにより、子どもが働くようになっても十分でない場合には、子どもは家族から離れて働きに出されることになり、搾取を受けやすい状況になる。危機の際の人身取引の増加はネパールの地震の影響下でも見られた。

(3) 労働のインフォーマル化の高まり：過去の経済危機では、正規雇用から解雇された人たちがインフォーマルセクターに流入したり、都市で失業した人達が農村部に移ることによるインフォーマル化が起きている。児童労働のほとんどはインフォーマル経済で起きており、子どもたちがスキルを必要としない労働力として参入しやすい。また家族によっては新しくビジネスを始めるという選択肢をとる可能性もあり、それもまた児童労働を生みやすい。実は家族経営下で働く子どものほうが、安全衛生への配慮が行き届かず、危険有害労働に陥りやすい。

(4) 送金と移住の減少：国内・国際送金の減少、特に EU やアメリカからの国際送金が減ることにより、その送金の受け手となる主な途上国（ネパール、エチオピア、グアテマラなど）の家族に影響が及ぶ。また自分の意志に関わらず帰国せざるをえなかった場合、それが母親であった場合は子どもが共に働くようになる可能性が高まる。

(5) 忍び寄る金融恐慌：金融市場が機能していれば家族が借入を行うことも可能だが、国レベルの金融危機が起きビジネスのデフォルトが起きるとそれが市場にも影響を及ぼす。借入ができない家族は、子どもの就学などへの投資を避け、さらに債務労働などに陥る可能性もある。借入へのアクセスが児童労働を減少させるとの調査もある。

(6) 貿易と海外直接投資の縮小：海外直接投資が対象とするビジネスは技能の高い労働力を求めるという前提にたつと、直接投資が多いことは教育を促進させる。逆に、労働集約

的な輸出産業が投資対象となっている場合は、教育よりも労働への関心が高まる。COVID-19 による影響が産業ごとに違うが、影響を及ぼし得る。

(7) 学校の閉鎖：教育施設の閉鎖は世界の 90%の就学者に影響を及ぼしており、その数は 16 億人に上る。オンライン学習への移行は、世界の半数がインターネットアクセスを確保できない状況下において、その恩恵は一部の生徒のみのものとなっている。また学校は勉強だけでなく社会保護的な役割も果たす場合が多いが、その機会が失われることにより、家族の脆弱性を高めることになる。学校が休みの間、親が子どもを働かせるようになったという例は多くある。

(8) 健康への複合的影響：COVID-19 による死亡者の増加は一人親家庭や両親を亡くす子どもを増やす。その他の保護者となり得る祖父母らも亡くすような場合、子どもは児童労働や人身取引のリスクが高まる。特に保健システムや医療体制が整っていない国においては、インフォーマル経済で働く親は病院に行くこと自体が大きな経済的負担となり、病院に行かずに悪化させる恐れもある。

(9) 公的資金と国際援助フローへのプレッシャー：各国の税制がひっ迫する中、これまで児童労働撤廃に効果を上げてきた、条件付き現金給付プログラムなどへの資金が割り当てられず、他の方法を探らざるをえなくなるなどの影響がありうる。

2.6.2 実際に起きている新型コロナウイルス感染拡大の児童労働への影響

COVID-19 感染拡大の影響による家計所得の減少や教育機関の閉鎖をうけて、児童労働が増加した事例が複数報告されている。

- ワールドビジョン：50 カ国 763 人の子どもの 82%が、コロナ禍により教育への影響があった。長引く学校閉鎖により親が子どもを働かせるようになった。以前は学校に行ってから働いていたが、1 日中働くようになった。家庭内においても幼い兄弟の面倒を見るようになった（2020 年 11 月発表レポート）[102]。
- ICI：コートジボワールの 263 のコミュニティ、1,443 人のカカオ農家を対象に調査を実施。2020 年 3～5 月のカカオ生産における児童労働は、1 年前の同時期よりも増加し、カカオ農家における児童労働の発生率は 19.4%だった（前年 16%）。しかしその後 2020 年 7～9 月には前年度のレベルに戻った[103]。
- ヒューマン・ライツ・ウォッチ：ガーナ、ウガンダ、ネパールの 81 人の子どもたちをインタビューした結果、児童労働の増加や労働時間の長時間化が確認された。各国でインタビューを受けた 3 分の 1 以上の子どもが 10 時間以上働き、中には 16 時間働いている子どももいた[104]。
- ACE：インドとガーナの活動地域で 2020 年 5 月に調査を実施。長期休校期間中に親が子どもを働かせたケースや、ステイホームによる親子へのストレス、家庭内での子どもへの暴力や虐待の兆候なども確認された。日雇いの労働機会の減少や、市場の閉鎖によ

[102] World Vision, ACT NOW: Experiences and recommendations of girls and boys on the impact of COVID-19, 2020 年 11 月
[103] 国際カカオイニシアティブ、https://www.cocoainitiative.org/news/hazardous-child-labour-cote-divoires-cocoa-communities-during-covid-19 （最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
[104] Human Rights Watch,“I Must Work to Eat”Covid-19, Poverty, and Child labor in Ghana, Nepal, and Uganda, 2021

る農作物の販売を通じた現金収入機会の喪失などの理由で、家庭の困窮度が増したことも確認された。

2.6.3　国ごとに異なる児童労働への影響

感染拡大による経済的影響が大きい国ほど、児童労働へのインパクトも大きくなる。世界の児童労働者数を国の所得別でみると、低所得国で 40.7%（6,500 万人）、下位中所得国で 43.6%（6,970 万人）、上位中所得国で 14.8%（2,370 万人）、高所得国で 1%（160 万人）となっている。短期的には、中所得国においては労働需要の落ち込みによって、経済活動に従事する 15～17 歳の子どもの数は減る可能性があるが、長期的には、貧困によって児童労働が大きく増えると予想される。

2021 年 6 月の ILO/ユニセフの児童労働推計の報告書によれば、低所得層の家庭の子どもの数は、2019 年の 5 億 8,200 万人から 1 億 4,200 万人増加し、2020 年には 7 億 2,400 万人に上ったと推計されている。その一方で、コロナ関連の財政支出のうち、子どもとその家族に割り当てられたのは 2%のみであったことも確認されている。こうした財政支出の有無や程度により、児童労働への影響に差異が生じることが考えられる。

2.6.4　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と児童労働に関する国際的な支援動向

児童労働の増加に対し、ILO とユニセフはそれぞれ以下のような支援枠組みおよび対応策を提案している。

2.6.4.1　ILO の支援枠組み[105]

ILO は、国際基準に基づき COVID-19 の危機に対応するため、2020 年 6 月時点で 4 つの政策枠組みを掲げている。第一に、経済と雇用の活性化、第二に、企業、雇用、収入の支援、第三に、職場における労働者の保護、最後に、解決策としての社会的対話である。ILO は、社会全体のアプローチを求め、政府、使用者、労働者団体が、危機下の健康、社会、経済のすべての側面に対応するための効果的な政策について協力するよう求めている。社会的保護のようないくつかの政策行動は 4 つの柱にまたがっており、それぞれの枠組みにおける政策を進めるための一部となるべきであることを意味している。

2.6.4.2　ユニセフの支援枠組み

ユニセフは、子どもの健康危機が深刻化するのを防ぐため、2020 年 6 月時点で以下にかかる国際協調を提唱している。

- 子どもたちの健康と栄養状態の維持
- 弱い立場にある子どもたちに、水や衛生設備の提供
- 子どもたちが学び続けられる環境の整備
- ニーズを満たし、子どもを養うための家族へ向けた支援
- 暴力、搾取、虐待からの子どもの保護

[105] World Vision, 2020. ACT NOW: Experiences and recommendations of girls and boys on the impact of COVID-19.

- 難民や移民、紛争の影響を受けている子どもたちの保護

2.6.4.3 ILO IPEC+の対応

IPEC+は、2008 年の世界的な経済危機への対応や 2014 年のエボラ出血熱の流行など、数多くの危機的状況での活動を実施した知識と経験をもとに、COVID-19 感染拡大が児童労働や強制労働に与える影響について、ロックダウンの初期段階から段階的な復帰までの短期、中期、長期の対応を以下のように示している[106]。

1) 短期的アプローチ

- モニタリング : 脆弱性と COVID-19 感染拡大の影響、特に女性と女子への影響を把握するための迅速な評価を実施する。
- 脆弱な世帯への収入支援 : 社会保護として、インフォーマル経済の労働者を含む社会的弱者の事業継続と収入支援のために現金給付プログラムを立ち上げる。また、脆弱な世帯に対し、現金給付を含む実効性のある生計手段や代替的な収入創出機会を提供する。
- 啓発活動：家事労働と最悪の形態の児童労働を含む児童労働と強制労働を防止するための啓発を行う。ビデオモニタリングや業務上の安全衛生に関する研修など、児童労働や強制労働を監視する労働監督官の能力を強化する。政府主催の遠隔学習プログラムに児童労働や強制労働に関する補習科目を導入する。社会的対話を促進する電子的・遠隔的プラットフォームを支援・促進する。

2) 中期的アプローチ

- 調査、政策の見直し、省庁間における協力の促進
  - 各国において、COVID-19 感染拡大の影響に沿った危険な職業のリストの見直しを支援する。
  - 児童労働と強制労働に関する既存の国家政策を COVID-19 感染拡大の影響に合わせるために各国への支援を行う。
  - 教育委員会や省庁との連携による学校再開時の再入学を促進する。
  - 児童労働、強制労働、人身取引の新たなパターンを検出するための調査を実施する。
  - 公共の緊急プログラムの利用と強制労働のリスクの可能性を監視する。
- 職場環境の整備
  - 労使双方への安全で健康的な労働慣行に関する教育・訓練、個人防護具の無償提供やそれらの投資、公衆衛生サービスの提供。
  - 危険な仕事を特定し、青少年を危険から解放することができる業務上の安全衛生システムの導入するための各国への支援。

3) 長期的アプローチ

- 公衆衛生、教育、社会保護の適用範囲拡大のための国家予算の強化や、脆弱な人々に対

[106] IPEC+PLUS, IPEC COVID-19 impact on child labour and forced labour: The response of the IPEC+ Flagship Programme, https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---ipec/documents/publication/wcms_745287.pdf

する経済的インセンティブ措置など、各国が採用した社会経済的措置の延長。

- 危機下で試験的に導入された革新的な技術、特に遠隔学習、研修、モニタリングのシステム化の促進。
- SDGs の達成に向けて、また国際労働基準を遵守した短期的・中期的な対応の強化。これには、制度化され調整された社会保護措置への支援を含む。

2.6.4.4 ILO とユニセフのコロナ禍による児童労働の対策提案

2000 年から減少し続けていた児童労働が増加に転じたことに加え、COVID-19 感染拡大がさらに SDG 8.7「2025 年までの児童労働撤廃」の達成を危うくする現状を踏まえ、ILO とユニセフは 2021 年 6 月発表の報告書で以下のような対策を提案している。

- 児童手当を含む社会的保護（社会保障）を提供する。
- 無償で質の高い教育を確保するための支出を増加し、COVID-19 感染症拡大以前から学校に通っていなかった子どもを含む、すべての子どもの復学を実施する。
- すべての子どもの出生届を登録する。
- 子どもによる家計への貢献の依存を減らし、大人のディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を促進する。
- 各国政府による、サプライチェーンの透明化と人権デュー・ディリジェンスを求める法整備と法の執行強化を行う。
- 児童労働に影響するようなジェンダー規範や差別を撤廃する。
- 子どもの保護に関するシステム、農業開発、農漁村部における公共サービス、インフラ、生計への投資を実施する。

2.6.4.5 社会的保護

2022 年 5 月に ILO とユニセフは、「児童労働撤廃における社会的保護の役割 : エビデンスレビューおよび政策的示唆」を発表した[107]。近年各国の社会的保護政策は充実をみせているが、2020 年時点で、世界人口の半数以下が、少なくとも 1 つの社会的保護によってカバーされている一方、40 億人以上がそうした社会的保護から完全に取り残されていると報告している。また 15 歳未満の子どもの 73.6%、15 億人が子ども本人や家族に対する現金給付を受けていない。

そうした中で起きた COVID-19 染拡大を受けて、経済が停滞し、国民所得が減少する中、各国は社会的保護の施策を行った。感染拡大により 20 億人といわれるインフォーマルセクター従事者の脆弱性の高さが明らかにされたことにより、2020 年 2 月から 2022 年 3 月の間には、200 以上の国や地域で 1,730 の社会的保護施策が発表、実施された[108]。こうした施策はこれまで社会的保護が届いていなかった層も対象となった。一時的であれ、そうした層にリーチアウトした経験は、今後の社会的保護政策の可能性を拓くきっかけとなったといえる。一方で、2020 年 2～12 月に発表された社会的保護の対応措置のうち、子どもや家族に

[107] ILO and UNICEF Office of Research – Innocenti, The role of social protection in the elimination of child labour: Evidence review and policy implications. Geneva and Florence: International Labour Organization and UNICEF Office of Research – Innocenti, 2022.
https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---ipec/documents/publication/wcms_845168.pdf
[108] ibid

向けられたものはわずか 7.6%であった。

表 2-20 COVID-19 の対応：社会保護と労働対策費への支出、所得グループ別（2020-21 年）

所得グループ	支出 （10 億米ドル）	1 人あたり平均 （米ドル）	GDP 比（%）
高所得国	2,575	716	2.1
低所得国	5.7	8	1.3
下位中所得国	94.6	45	1.7
上位中所得国	324.3	145	2.5

出所：ILO and UNICEF Office of Research – Innocenti, 2022.

3. ガーナにおける児童労働の現状と国の取組、支援動向

3.1. ガーナの児童労働の国内定義と法律

ガーナ政府は、2 章 2.1.1 で述べた主要な国際条約をすべて批准しており、児童労働と子どもの権利に関して以下の法律や規制を定めている。

3.1.1. 児童法（1998 年法律第 560 号）[109]

この法律の第 5 部には、児童労働に関する条文を規定しており、健康、教育、発達を奪うような児童の搾取的労働を禁止している（第 87 条）。児童の雇用の最低年齢は 15 歳である（第 89 条）。また 13 歳以上は軽作業が認められている（第 90 条）。さらに、危険な雇用の最低年齢は 18 歳であり（第 91 条）、これらの定義は正規・非正規の両部門に適用される（第 92 条）。

児童法では、危険有害業務を「人の健康、安全または道徳に有害な影響を及ぼすもの」と定義しており、以下のような職種や業種が含まれる。

a. 海洋での作業
b. 鉱業および採石業
c. 重い荷物の運搬
d. 化学物質を製造または使用する製造業
e. 機械が使用される場所での作業
f. バー、ホテル、娯楽施設など、不道徳な行為にさらされる可能性のある場所での業務

3.1.2. 児童労働に関連するその他の法律・規則

児童法に加え、2002 年児童権利規則[110]、1998 年刑法（改正）法（第 554 号）[111]、2005 年人身取引法（第 694 号）[112]、2007 年 DV 法（第 732 号）[113]、2007 年内部告発者法（第 720 号）[114]などが、搾取的な労働からの子どもの保護や子どもの権利保護を含む関連の法律・規則として挙げられる。

3.1.3. ガーナにおける児童労働の定義に関連するその他のフレームワーク

1) 危険有害児童労働活動フレームワーク

ILO182号条約を批准するに当たり、ILO190号勧告に導かれた危険な部門と活動のリストを作成する必要がある。児童法第91条は危険な児童労働活動のリストを提供しているが、条約に完全に適合しているとは言えなかったため、当時の雇用・社会福祉省は、包括的な危険有害児童労働活動フレームワーク（Hazardous Child Labour Activity Framework: HAF）を作成した。HAF策定の目的としては、危険な児童労働の特定、定量化、評価を容易にし、子どもの健康、安全、発達、教育を守るための介入と、評価のための最良の選択肢を提供できる枠

[109] The Children's Act, 1998 (Act 560) Part V Sub Part I
[110] The Child Rights Regulation, 2002
[111] The Criminal Code (Amendment) Act 1998 (No.554)
[112] The Human Trafficking Act, 2005 (Act 694)
[113] The Domestic Violence Act, 2007 (Act 732)
[114] The Whistle Blower's Act, 2007 (Act 720)

組みを提供することである。

作成された「ガーナにおける危険有害な児童労働リスト」（the Hazardous Child Labour List for Ghana: GHAHCL）では、子どもの健康、安全、モラルに害を与えるおそれのある 34 の活動や労働環境がリスト化されている。カカオ・セクターを含む 17 の優先セクターが特定され、GHAHCL に基づいてセクター別の「ガーナにおける危険有害な児童労働の活動フレームワーク」が作成された[115]。

3.2. ガーナの児童労働の概要

3.2.1. 児童労働の数、男女別・年齢別の傾向

児童労働者の数やその近似値・代替値として扱えるデータは、おもに政府の調査や国際機関が実施する調査から抽出することができる。5～14 歳の働く子どもの最新の数値は、「ガーナ 2021 年国勢調査」[116]で確認することができる。

表 3-1 ガーナの働く子どもたちに関するデータ

年齢	子ども人口	経済活動に従事する子どもの数	経済活動に従事する子どもの割合（%）
5～14 歳	7,116,730	229,628	3.2

出所：ガーナ 2021 年国勢調査（2022 年、ガーナ統計局）

国勢調査のデータでは、経済活動に従事する子どもの数は、それ以前に行われた調査よりもはるかに少ない。これはデータの収集方法と「経済活動」の定義の違いに由来している。直近のガーナ政府発行のデータは、2019 年に発表された「第 7 次ガーナ家計調査」（the Ghana Living Standard Survey Round 7: GLSS7）[117]となるが、上記の国勢調査同様、本調査は 5～14 歳の子どもを対象としており、15～17 歳のデータが含まれていない。

表 3-2 ガーナの働く子どもに関するデータ（GLSS7）

年齢	子ども人口	労働力人口に占める子どもの数	労働力人口に占める子どもの割合（%）
5～14 歳	7,117,979	896,865	12.6

出所：第 7 次ガーナ家計調査、メインレポート（2019 年、ガーナ統計局）。労働力人口に含まれる子どもの数は調査団が算出。

ガーナ政府が児童労働者数について言及する際に用いている最新のデータは、「第 6 次ガーナ家計調査」（the Ghana Living Standard Survey Round 6:GLSS6）のものである。5～17 歳までの包括的なデータが提供されている。GLSS6 では児童労働に特化した報告書が発行されており、児童労働の傾向についての分析を行い、経済活動、児童労働、最悪の形態の児童労働に従事している 5～17 歳の子どもの数を推定しており、児童労働者が 189 万人、最悪の形態の児童労働者が 123 万人となっている（表 3-3）。

[115] ガーナ政府雇用・社会福祉省、Hazardous Child Labour Activity Framework For Ghana（HAF）、2016年
[116] Ghana 2021 Population and Housing Census (2022, Ghana Statistics Services)
[117] Ghana Living Standard Survey round 7 Main Report (2019, Ghana Statistics Service).

表 3-3 ガーナにおける性別ごとの児童労働（5-17 歳）（GLSS6、2012-2013 年）

年齢／性別	子ども人口（概算）	経済活動に参加する子どもの数（人口比率）	児童労働者数（人口比率）	最悪の形態の児童労働者数（人口比率）
男子	4,393,748	1,284,619 (29.2%)	996,510 (22.7%)	677,962 (15.4%)
女子	4,303,855	1,191,558 (27.7%)	896,042 (20.8%)	553,324 (12.9%)
合計	8,697,602	2,476,177 (28.5%)	1,892,552 (21.8%)	1,231,286 (14.2%)

出典：第 6 次ガーナ家計調査、児童労働報告書（2014 年、ガーナ統計サービス）、数値はすべて推定値。

表 3-3 をみると、経済活動、児童労働、最悪の形態の 3 つのカテゴリーすべてにおいて、男子は女子よりもわずかに多い。一方、第 6 次複数指標クラスター調査（Multiple Indicator Cluster Survey Six: MICS 6）をもとに ユニセフ と ILO が算出した児童労働に関するデータによると[118]、児童労働の基準である経済活動への従事や、経済活動と家事を組み合わせた基準では、女子の割合が高くなるとされている。女子の方がより家事を行う傾向があることを考慮すると、実際に従事している労働時間は男子より女子の方が長い可能性もある。

表 3-4 ガーナにおける性別の児童労働の割合（MICS2017-2018 による推計値）

性別（5-17 歳）	児童労働（経済活動）に従事している子どもの割合	児童労働（経済活動、家事）に従事している子どもの割合
男子	14.5%	18.6%
女子	15.2%	21.7%
合計	14.8%	20.1%

出所：UNICEF Data Warehouse

年齢別の児童労働の傾向を表 3-5 に示す。12～14 歳が最も児童労働に従事する割合が高く（26.9%）、15～17 歳が最悪の形態の従事率が最も高い（23.6%）。14 歳以下の子どもが学校に行くべき時間に従事する仕事は児童労働に分類される。15 歳以上は法律で働くことが許されているため、15～17 歳の児童労働は最悪の形態の児童労働の数と同数となる。

表 3-5 年齢別児童労働

年齢	子ども人口	児童労働（人口比）	児童労働の最悪の形態（人口比）
5-7 歳	2,122,390	212,278（10.0%）	94,655（4.5%）
8-11 歳	2,749,046	704,212（25.6%）	330,161（12.0%）
12-14 歳	2,101,280	564,500（26.9%）	394,908（18.8%）
15-17 歳	1,724,884	411,562（23.6%）	411,562（23.6%）
合計	8,697,600	1,892,552（21.8%）	1,231,286（14.2%）

出所：GLSS6 児童労働報告書（2014 年、ガーナ統計局）。数値はすべて推定値。

[118] 子どもに関する様々な統計を発表しているユニセフ・データ・ウェアハウス（UNICEF Data Warehouse）が提供。https://data.unicef.org/resources/data_explorer/unicef_f/（最終アクセス2022年5月30日）

3.2.2. 地域別傾向

GLSS6 では、州別の児童労働の状況が表 3-6 のように報告されている。

表 3-6 州別の児童労働、最悪の形態の児童労働（5-17 歳）の数と割合

州	子ども人口	児童労働者数（発生率）	最悪の形態の児童労働者数（発生率）
ウェスタン州	838,313	171,626（20.5%）	113,134（13.5%）
セントラル州	793,125	70,535（8.9%）	33,164（4.2%）
グレーターアクラ州	1,204,870	62,562（5.2%）	23,312（1.9%）
ヴォルタ州	766,836	206,404（26.9%）	169,035（22%）
イースタン州	920,812	267,233（29%）	193,551（21%）
アシャンティ州	1,727,891	396,751（23%）	279,374（16.2%）
ブロン・アハフォ州	916,757	306,972（33.5%）	224,037（24.4%）
ノーザン州	891,273	203,566（22.8%）	105,769（11.9%）
アッパーイースト州	362,761	114,899（31.7%）	47,534（13.1%)
アッパーウェスト州	274,964	92,041（33.5%）	42,375（15.4%)
ガーナ全体	8,697,602	1,892,589（21.8%）	1,231,285（14.2%)

出所：GLSS6 児童労働報告書（2014 年、ガーナ統計局）

注：GLSS6 が行われた 2014 年時点ではガーナは 10 州で構成されていたが、2018 年の州再編により 15 州となっている。このうちノーザン州が 3 つ（ノーザン、サバンナ、ノースイースト）、ヴォルタ州が 2 つ（ヴォルタ、オティ）、ブロン・アハフォ州が 3 つ（アハフォ、ボノ、ボノイースト）、ウェスタン州が 2 つ（ウェスタン、ウェスタン・ノース）に再編されている。

児童労働のガーナ全国の平均発生率は 21.8%である。10 州のうちブロン・アハフォ州、アッパーウェスト州、アッパーイースト州は児童労働の割合が 30%を超えており、ヴォルタ州、イースタン州、アシャンティ州、ノーザン州は平均よりやや高い割合である。このうちカカオの主産地はウェスタン州、アシャンティ州、ブロン・アハフォ州、セントラル州、イースタン州、グレーターアクラ州、ヴォルタ州である。グレーターアクラ州とセントラル州は 10%未満だが、その他の州は 20%を超え、特にアシャンティ州、ブロン・アハフォ州、イースタン州、ヴォルタ州は児童労働者数の上位に位置づけられている。これは特に児童労働が課題となっているカカオ、金、漁業などが主要産業である地域と重なる。

最悪の形態の児童労働については、ブロン・アハフォ州、イースタン州、ヴォルタ州の 3 つの州の従事率が 20%以上と高い。これらの州は漁業などが盛んなヴォルタ湖に面しており、子どもの人身取引などの事例が報告されている地域でもある。ガーナ政府の公的な報告書としては州別の児童労働者数はこのデータが最新であり、州の再編後の児童労働者数のデータは公表されていない。郡ごとの児童労働のデータもないため、州・郡レベルで児童労働のデータ、状況を管理しアクセスできる体制構築が課題である。

3.2.3. 産業別傾向

児童労働の世界推計と同様に、従事している子どもの数が最も多いのは農業分野である。経済活動を行う子どものうち 77.2%が農業部門に従事している。部門別、年齢別の分布は以

下のとおりである。農業は年齢が若いほど従事する割合が高いが、これは家族ぐるみで幼い子どもを農場に連れて行く傾向があるためである。農業以外では、卸売・小売業、製造業、宿泊業、飲食サービス業などが、子どもたちが従事している分野である。

表 3-7 産業・年齢ごとの児童労働

業種／年齢層	5-7 歳	8-11 歳	12-14 歳	15-17 歳	合計
農業（林業、漁業を含む）	85.7%	81.4%	76.7%	71.5%	77.2%
鉱業・採石業 （電気・ガス・水道を含む）	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%
製造業	2.8%	2.0%	3.7%	5.7%	3.8%
建設業	0.1%	0.0%	0.3%	1.8%	0.7%
卸売・小売業	7.3%	11.8%	13.8%	12.8%	12.4%
輸送・保管	0.0%	0.1%	0.3%	0.8%	0.4%
宿泊・飲食サービス業	2.0%	2.6%	3.5%	3.9%	3.2%
情報・通信	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
その他	1.9%	1.8%	1.5%	3.0%	1.9%

出所：GLSS6 児童労働レポート（2014 年、ガーナ統計局）

2019 年の USDOL「最悪の形態の児童労働調査報告」では、ガーナではカカオ、金、漁業（ティラピアの養殖とその他の漁業）における児童労働が特に深刻であるとされ、なかでも漁業は悪質な人身取引を含む強制的な児童労働の形態がみられるとしている[119]。同レポートによると、各セクター別の具体的な児童労働の内容は以下のとおりである。

① 農業・水産業：カカオ、パーム油、家畜・放牧、漁業
② 鉱工業：金や他の鉱物資源の採掘、建設業、家庭用レンガの製造
③ サービス業：家内労働、交通機関ターミナルでの物売り、廃棄済み電気製品のリサイクル備品収集、路上での荷役や小売り

カカオの生産、漁業、金の採掘、家内労働、レンガの製造、路上での荷役・小売りなどで、強制的な児童労働（Forced Child Labour）が行われていると報告されているほか、商業的性搾取のほかガーナ固有の伝統的女児奴隷制（Trokosi）[120]も報告されている。

ガーナのカカオ生産地は、カカオの生育に適する気候条件により南部一帯、特に南西部に位置しているが、カカオ生産に「小作人」（Care Taker）として従事する労働者は、ガーナ北部や周辺国（トーゴ、ブルキナファソなど）からの移住者が多いことが、現地 NGO の聞き取りやレポートで判明している。また、11～17 歳の子どものうち 20.5%が両親以外の大人と暮らしているというデータ[121]もあり、子どもが家族のもとを離れて移住しているケースの一部は、人身取引に相当する恐れもある。

[119] これらカカオ、金、漁業（ティラピアの養殖とその他の漁業）を含む児童労働に対する対策の進捗は、2019 年の米国労働省の同報告書において、「最小限の前進」（Minimal Advancement）と評価されている。
[120] ガーナなどのギニア湾沿岸諸国でみられる、おもに幼い女児に強いられる儀式的奴隷制度。慣例行事として行われる場合もあれば、不正を犯した家族に対する制裁の意味で行われる場合もある。女児はおもに家内労働に従事されるが、伝統儀式に奉仕する場合もある。
[121] GLSS6 児童労働報告書（2014 年、ガーナ統計局）

3.2.4. 教育との関係

GLSS6 によれば、子ども（5～17 歳）の 10 人に 9 人が就学しており（88.9%）、一度も学校に通ったことのない子どもは 5.9%である。この未就学の子どもが児童労働している可能性が高いが、学校に通いながらも児童労働に従事している子どもがいることにも留意が必要である。同調査では、学校に通っている子どものうち 20.1%が児童労働者に従事し、12.4%は危険有害労働に従事していると報告している。就学していない子どものうち 35.4%が児童労働、28.3%が危険有害労働に従事している。未就学の方がリスクの高いことは明らかであるが、就学していても児童労働に従事している子どもたちが存在している事実は、未就学の子どもの就学支援だけでは、児童労働が解決できないことを示している。

表 3-8 児童労働に従事する子どもの就学状況（5-17 歳）

	就学経験なし	在学中	就学経験あり
合計	5.9%	88.9%	5.2%
男子	5.7%	89.4%	4.9%
女子	6.1%	88.3%	5.6%
都市部	2.2%	92.7%	5.1%
農村部	9.2%	85.4%	5.3%

出所：GLSS6 児童労働レポート（2014 年、ガーナ統計局）

3.2.5. 貧困との関係

ガーナは過去 30 年間で貧困率を半分に削減することに成功し、貧困ライン以下で生活する人口の割合は、1992 年の 52.7%から 2012 年には 24.2%に減少した。2013 年にはガーナはサハラ以南のアフリカで中所得国の地位を獲得したはじめての国となったが、貧困削減の進展は 2012 年以降鈍化している。2016 年には人口の 23.4%が依然として貧困状態にあると推定されている[122]。

ガーナの子どもの 3 人に 1 人はすでに金銭的貧困ライン以下で生活している。ユニセフ・ガーナは「多次元的子どもの貧困の報告書」[123]でガーナの子どもの 73.4%が、少なくとも 3 つの側面で困窮しており、多面的に貧困であると指摘している。同報告書では、栄養、健康、学習と発達、子どもの保護、水、衛生、住宅、情報の側面からガーナの子どもの貧困状況を示している。子どもの多次元的貧困指数は、年齢層別に組み合わせが異なる。例えば 0～4 歳については栄養の側面が多次元的貧困指数に含まれるが、5 歳以上には栄養の側面は含まれない。また、子どもの保護についても、15～17 歳には適用されない。地域別にみると、グレーターアクラ州、イースタン州、アシャンティ州地域に住む子どもたちは、他の地域に比べ多次元的貧困の割合が低く、アッパーイースト州とノーザン州は、多次元的貧困児の割合が最も高く、86.7%と 86.6%である。

ガーナの児童労働と貧困について実証研究を行った世界銀行の論文では[124]、個人、家庭、

[122] Human Rights Watch “I Must Work to Eat” Covid-19, Poverty, and Child Labor in Ghana, Nepal, and Uganda” 2021 https://www.hrw.org/sites/default/files/media_2021/05/crd_childlabor0521_web.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

[123] National Development Planning Commission (NDPC), Multi-Dimensional Child Poverty in Ghana, 2020 年 7 月

[124] Alexander Krauss, Understanding child labor in Ghana beyond poverty The structure of the economy, social norms,

コミュニティ、地域、国の各要因が児童労働に及ぼす影響を同時に評価した。その結果、経済構造（おもに家族農業によって形作られている）、人口統計、関連する社会規範、北部の地理的孤立、農村部では基本的な教育レベルまでの学校教育への見返りが少ないこと、児童労働防止の法律の優先順位と執行能力の低さなど、様々な要因が影響を及ぼしていると指摘している。

貧困は児童労働と深く関連する要因であるが、家計所得ベースで測る貧困ではこうした子どもの直面している貧困状態を必ずしも反映していない場合もある。児童労働の撤廃にあたっては、そうした数値指標だけでは現状を正しく捉えることができない恐れがあるので、CLFZ のアセスメントで使われるように、地域の状況に関する指標を活用することで、児童労働の現状やリスクがアセスメントできる可能性を示唆している。

3.2.6. 新型コロナウイルス感染拡大による影響

ガーナにおける COVID-19 感染拡大のピークは、2020 年 7 月、2021 年 1 月、8 月、2022 年 12 月で、2022 年 3 月以降はかなりの低水準で推移している。2022 年 6 月 13 日時点で 16.2 万人の感染者、1,445 人の死亡が報告されており、アフリカや世界の中でも比較的低い水準であった。

なおガーナでは、2020 年 3 月末から 2021 年 1 月までの約 9 カ月間学校が休校となっていたことの影響により、児童労働の増加が報告されている[125]。現在学校は再開しているものの、子どもたちの学習の遅れが発生しており、そうした遅れを取り戻すための追加支援が行われない場合には、減少傾向だったガーナ国内の児童労働も増加に転じる恐れがある。ILO/ユニセフは、貧困が 1%増加すれば児童労働が 0.7%増加すると推計していることから、なお一層の支援強化が必要とされている。

COVID-19 の感染拡大がガーナ国内の子どもに与えた影響について、ユニセフ・ガーナはその報告書[126]において一次的なインパクトと二次的なインパクトとして整理しており、特に二次的インパクトが子どもに与える影響の大きさを指摘している。

表 3-9　新型コロナウイルス感染拡大のインパクト

一次的インパクト	二次的インパクト
人間の健康状態への影響	①　コロナ対策の政策的側面 ➡移動の制限、ロックダウン、閉鎖
	②　経済的側面（市場、貿易、投資、GDP の混乱） ➡失業率の上昇 ➡日用品の値上がり ➡日用品の入手が困難に
	③　社会・行動への影響 ➡恐れと誤った認識や偏見の増加 ➡偽情報の増加

出所：UNICEF Ghana and the Social Policy Research Institute, Primary and Secondary Impacts of the Covid-19 Pandemic on Children in Ghana, January 2021,p30 の図より抜粋して自主作成

and no returns to rural basic education, The World Bank Poverty Reduction and Economic Management Network June 2013 https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/15872/WPS6513.pdf?sequence=1&isAllowed=y

[125] （特活）ACE、「ガーナ便り」https://acejapan.org/info/2020/11/29838　（最終アクセス 2020 年 6 月 13 日）

[126] UNICEF Ghana and the Social Policy Research Institute, Primary and Secondary Impacts of the Covid-19 Pandemic on Children in Ghana, January 2021,

この 2 次的インパクトが児童労働に及ぼす影響の実状を以下にまとめる。

1) COVID-19 対策の政策的側面（移動の制限、ロックダウン、閉鎖）

- ガーナでは、2020 年 3 月末から 2021 年 1 月までの約 9 カ月間学校が閉鎖された。この影響により 920 万人の子どもたちが就学できなかった[127]。また、子どもたちの教育の中断、児童労働の増加の要因にもなった。ACE の支援コミュニティ内でも、62 人の子どもがカカオ農園などでの児童労働に従事していることが確認された[128]。
- 学校閉鎖中は、GES は、テレビやラジオ、オンラインで授業を配信していたが、電気がなくインターネットも行き届いていない多くの農村地域の子どもたちは、これらの授業配信にアクセスできなかった[129]。ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告では、ガーナでインタビューした 24 人の子どものうち、政府提供のオンライン教育プログラムに参加した経験のある子どもは 1 人もいなかった。
- 休校中は各家庭での学習の継続が求められたが、農村地域では親が学校に行った経験がない家庭も多く、親が子どもたちの学習をサポートすることは困難であった。
- 学校再開後も、休校時に実家などに帰った教員が村に戻らなかったために、授業が再開できない状況があった。学校再開後も授業時間が 4 時間に制限され、教育の遅れを取り戻せていない[130]。そのまま子どもたちが進級し、勉強についていけない状況がある。
- 移動制限は親の収入にも大きな影響を与えた。農村部ではいわゆるロックダウンは実施されなかったが、青空市場が長期間閉鎖され、多くの農民が農産物の販売機会を失った。これにより現金収入が大幅に減少した。
- 重要な交通手段であるバスや乗合タクシー、トラック等のドライバーが地域に戻らず、市場の再開後も移動手段がないために市場に行けず、収入が COVID-19 以前に戻らないという報告もある。

2) 経済的側面

- ACE の活動地域では、上述のとおり、市場での販売機会の喪失による現金収入の減少から困窮家庭が増えただけでなく、より困窮度合いの高いガーナ北部からの移住者が増加した。そうした困窮度合いの高い転入者は児童労働リスクが高く、家計収入減少の対応策として子どもを働かせる対応をとった家庭もあった。
- ユニセフの 2020 年 6 月のモニタリング・データによると、ガーナの 5～17 歳の子どものうち、過去 30 日間に労働または販売活動に従事した子どもの割合が、調査前の期間に比べ 10.9%増加していた[131]。

---

[127] UNICEF Ghana and the Social Policy Research Institute, Primary and Secondary Impacts of the Covid-19 Pandemic on Children in Ghana, January 2021, p17
[128] （特活）ACE、「【ガーナ便り】活動期間を再延長。コロナの影響を最小限にするために」https://acejapan.org/info/2021/11/213122（最終アクセス 2022 年 6 月 13 日）
[129] （特活）ACE、「【ガーナ便り】休校続き、収入も減少。期間延長して支援します」https://acejapan.org/info/2020/11/29838 （最終アクセス 2022 年 6 月 13 日）
[130] ibid
[131] UNICEF Ghana and the Social Policy Research Institute, Primary and Secondary Impacts of the Covid-19 Pandemic on Children in Ghana, January 2021, p17

- ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書でも、児童労働に陥った子どもたちの多くがインタビューの中で親の収入の減少をその理由にあげている。また、もともと学校の後に親の手伝いをしていた子どもたちの中には、休校により労働時間が長くなった子どももいる[132]。

3.3. ガーナの開発計画の概要

3.3.1 政府開発計画・予算における児童労働の位置づけ

1) 国家開発計画・予算枠組における児童労働施策

ガーナにおける国家政策・計画と予算の基本的枠組みは、最上位の長期政策・計画にあたる 8 年間の経済社会開発政策・計画（Coordinated Programme of Economic and Social Development Policies: CPESDP）と、同計画の中期計画にあたる 4 年間の中期開発政策枠組み（Medium-Term Development Policy Framework: MTDPF）の 2 つから構成される。これら政策計画枠組みの策定は、大統領府下に置かれた国家開発計画委員会（National Development Planning Commission: NDPC）が所管している。NDPC は、中央レベルの国家開発政策・計画策定に加えて、それら枠組みにかかる調整、各省・地方政府への指導・助言および施策全体のモニタリング評価も担当している。

一方、財務省（Ministry of Finance）が編成を担当する予算枠組みは、CPESDP と MTDPF をふまえて毎年作成される 4 年間のローリングプラン方式による中期支出枠組み（Medium-Term Expenditure Framework: MTEF）と当年度予算から構成される。MTEF と年次予算は一つの文書であり、4 年間の中期予算枠組み上の初年度が当該年度予算となる。

以下にて、児童労働問題と CLFZ が、ガーナ政府による国家レベルの開発政策や計画などにおいて、どの程度反映・主流化されているかを概観する。

(1) 経済社会開発政策・計画

経済社会開発政策・計画（CPESDP、2017～2024 年）は、2017 年 10 月に、現ナナ・アクフォ・アドゥ大統領下で策定されたガーナにおける開発政策・計画における最上位の長期政策文書と位置付けられる。同文書は、2024 年までの計 8 年間の開発政策であり、5 つの柱の一つとして社会保障と包摂の強化を含めるなど、社会政策面を重視している[133]。同文書の第二章近年の開発成果のレビュー[134]では、児童労働や、義務教育である 9 年間の基礎教育における非就学児童の問題等について分析している。また、第四章の「政策と戦略」の子ども・家庭福祉の項にて、以下のような施策を打ち出している。

- 子ども・家庭福祉を目的とした省庁合同委員会の設置：子ども・家庭福祉政策（Child and Family Welfare Policy）と子どものための司法政策（Justice for Children Policy 2015）をふまえた子ども保護施策の中央省庁・地方自治体の開発計画への主流化、関係プロ

[132] Human Rights Watch, “I Must Work to Eat” Covid-19, Poverty, and Child Labor in Ghana, Nepal, and Uganda” 2021

[133] 現行 CPESDP の政策の柱は、(i) Revitalizing the economy, (ii) transforming agriculture and industry, (iii) strengthening social protection and inclusion, (iv) revamping economic and social infrastructure, および (v) reforming public service delivery institutions の 5 つ。

[134] CPESDP P32 第二章　最近の開発成果レビュー、第二章 3 項 社会開発の 2.3.5　子ども・家庭福祉 (Child and Family Welfare)

グラムへの技術的・財政的リソースの優先配分、関係機関の能力強化推進、出生届システム改善、子ども保護情報管理システム（SWIMS）や統合的社会サービス（Integrated Social Services: ISS）の導入、脆弱な子どもへの社会保護プログラムや就学率と在籍率向上へ向けた学校給食や教育人頭補助金（Capitation Grant）の継続などを図る。

- 児童労働ケースや人身取引などに対する法的処置・執行の強化
- 子どもの権利・保護などにかかる意識向上プログラムの実施

上記に加えて、続く社会保障の項においては、児童労働に関わる可能性のある貧困・脆弱家計への支援に関連して、貧困者現金給付プログラム（LEAP）、国民保険制度、基礎教育無料制服・補助教材プログラム、学校給食プログラムの継続実施を明記。雇用・ディーセントワークの項でも、児童労働の撤廃へ向けた取組を進めることなどが説明されている[135]。

(2) 中期開発政策枠組み

2021 年 12 月、NDPC は、上記 CPESDP の諸政策の実施へ向けた第二次中期政策枠組となる、2022-2025 年の中期開発政策枠組み（National Medium-Term Development Policy Framework: NMTDPF）を策定・公表した。同中期政策では、政策上位目標の一つとして、全ての国民への機会創出（Create Opportunities for all）を掲げている。

国家レベルの中期計画である MTDPF においては、優先政策分野ごとの計画、政策目標・実施戦略・モニタリング評価指標が示されており、各中央省庁・地方政府それぞれの中期開発計画策定にかかる基本枠組みとなるものである。現行 NMTDPF は、CPESDP の枠組みもふまえ、児童労働に関わる子ども・家庭福祉などを優先政策領域（Focus Area）として位置づけている。児童労働関連施策において、第一次政策枠組みである NMTDPF 2018-2021 との比較において、今次 NMTDPF 2022-2025 の特筆すべき点を以下に記す。

- 第一次政策と比して、現状分析、レビューや政策・戦略枠組の各項目において、児童労働についての言及が増え、また施策がより詳細且つ具体的な記述となった。国家政策枠組みにおける児童労働問題の主流化は総じて進展している[136]。
- 第一次政策枠組みでは、カカオや鉱業との関連での児童労働の言及が一切なかったが、今次 NMTDPF では、現状分析セクションにおいてカカオ生産地域における児童労働や鉱業セクターにおける危険な労働に従事する子どもの問題への言及がなされた。また、鉱業セクターにおいては、施策の一つとして最悪の形態の児童労働撤廃へ向けた取組みの項目が追加されている。他方、カカオ・セクターにかかる施策においては児童労働についての言及はない。また、水産セクターに関わる児童労働についても言及されていない。
- コロナ禍等の経済社会的危機に対するレジリエンスが政策項目として打ち出されているが、その中で、コロナ禍の社会経済へのマイナスの影響から、増加傾向にある女性や子どもの人身取引と売春従事の問題への対処と予防が施策に含まれた。

[135] CPESDP の P78 4.3.12 Social Protection と P79 4.3.14 Employment and Decent Work

[136] ユニセフ・ガーナは、NMTDPF の策定元である NDPC や地方政府に対して、各レベルの政策・計画文書への子ども保護（児童労働含む）の視点の主流化支援を行ってきている。

表 3-10 は、NMTDPF より、児童労働に関わる政策目標、戦略、児童労働に関わる政策目標、戦略、該当 SDGs 目標や政策評価指標を抜き出したものである。下表では、児童労働への対処で重要な教育、特に基礎教育セクターに関わる優先施策も含めている。

表 3-10 NMTDPF における児童労働・子ども保護・教育関連の優先政策項目

重点分野	政策目標	主要戦略[137]	指標
子どもの保護と発達	全ての暴力、虐待、ネグレクトや搾取からの子ども保護と予防	最悪の形態による児童労働撤廃へ向けた NPA2 の進捗レビューと実施	・子ども（5~17 歳）のうち危険な労働に従事している子どもの割合 ・子ども（5～17 歳）のうち児童労働に従事している子どもの割合 ・当該年度の子どもの虐待ケース数の前年からの増加比率
		児童労働の悪影響にかかる国民の意識向上	
		ガーナ児童労働モニタリングシステム（GCLMS）の本格稼働	
		すべてのコミュニティにおける子ども保護委員会（Community Child Protection Committee: CCPC）設置	
		子ども保護ケースの訴追を担う検察、警察、裁判所や関連組織に対する子ども保護の研修	
	子どもの権利と福祉の促進	幼児ケアおよび発達に関わる政策の改訂と実施促進	・世帯の大人（父母等）のサポートを受けた学びを行っている幼児（2～4 歳）の比率 ・幼児発達指標（ECDI）
		子どもの生存、発達と保護に関わる包括的な枠組みの開発と実施	
		緊急状況におかれた子どもと青年のための包括的枠組みの開発と実施	
	子どもと家庭福祉を支える政策、法制度、組織およびシステムの改善と強化	子どもの権利と福祉に関わる法規、マルチセクターによる調整やモニタリング評価システムの強化	・ISS を実施している郡の比率 ・計画・予算に子ども保護イシューを主流化した郡の比率
		社会福祉・コミュニティ開発局の子どもに関わる政策・法規の施行能力強化	
		中央省庁および郡政府開発計画と予算への子ども保護・育成の主流化促進	
		開発計画プロセスへの子どもの参加推進	
		社会福祉情報システム（SWIMS）の全郡への展開	
鉱産資源採掘	持続的な鉱産資源の採掘	（鉱業セクターにおける）最悪の形態の児童労働撤廃へ向けた行動計画実施の加速	該当指標なし
教育と訓練	全ての学校レベルにおける質の高い	全ての学校レベルにおける授業・学習環境の質の向上	・実就学率（幼稚園、小中学校、高校） ・中学校、高校への各進学率
		基礎教育における就学年齢に則した就学推進	

[137] 児童労働や教育アクセス等の関連項目を抜粋。

重点分野	政策目標	主要戦略[137]	指標
	教育への平等なアクセスと参加を促進する	学習成果のためのアカウンタビリティ強化プロジェクト（Ghana Accountability for Learning Outcome Project: GALOP）の実施推進	・修了率（幼稚園、小学校、中学校、高校の最終学年）
		幼児教育政策の実施加速化	
		全ての学校レベルにおけるインフラと設備の拡充	

(3) 2021 年度政府予算教書および経済政策における児童労働関連施策[138]

2020 年暫定値で歴史的に低い実質 GDP 成長率（0.4%）を記録し、債務持続性の悪化、世界的な石油価格低迷による石油収入減少やコロナ禍の影響による税収減などによる財政の深刻な赤字（GDP 比 11.7%）など、ガーナ経済・財政は厳しい現状にある。予算教書は、こうした状況に対し、IMF による緊急的支援受入れ[139]や、国際金融市場からの追加資金調達猶予などを通じて、マクロ経済の回復と財政の安定化に努めていることを説明している。また、本年度の政府支出については、重点施策の推進を図りつつ、債務持続性を確保する観点から全体としては抑制的な財政運営を進めていく方針である。

児童労働撤廃に関わる施策については、アクフォ・アドゥ大統領の 2020 年末の再選や CLFZ 推進の原動力となってきたバッフォ・アウワ雇用労働関係大臣の留任もあり、引き続き重視していく姿勢が見て取れるが、実際の予算執行については上記のような厳しいマクロ経済・財政状況から予断を許さない。以下に、2022 年度予算書における主要な児童労働関連施策の概要を示す。

表 3-11 2021 年度予算教書および経済政策における児童労働撤廃関連施策

省庁名	施策
地方自治・分権化・農村開発省	• 統合的社会サービスシステム（ISS）実施推進へ向け、郡政府による社会保障・子ども保護活動への財政支援を継続実施していく。 • コミュニティ開発局が、400 人の地方自治体の社会福祉担当官を対象に、子ども・家庭福祉にかかる研修を実施する。
食糧・農業省	• カカオ農家の世帯情報も含めたカカオ農家やサプライチェーンにかかる情報を一元化するカカオ・マネージメントシステム（Cocoa Management System: CMS）導入を、実施中のウェスタンおよびアシャンティ諸州に加え、他カカオ生産州への展開を進める。
教育省	• 基礎教育においては、すべての子どもに対する皆就学実現へ向けて、学校施設の改善を含む取組を継続していく。後期中等教育についても無償化と後期中等教育の進学希望者すべての受け入れ実現へ向けた取組を推進する。
雇用・労働関係省	• 児童労働問題に関する国家運営委員会（NSCCL）と合同で、最悪の形態による児童労働撤廃へ向けた NPA2 にかかる取組み

[138] 2020 年 12 月 7 日の大統領選挙と翌 2021 年 1 月 7 日の大統領就任に伴い、2021 年度ガーナ政府予算は、3 月初旬までは暫定予算により運営。本予算は 3 月 12 日に予算国会へ上程され、同 19 日に承認された。
[139] IMF 特別引出権（Special Drawing Rights:SDR）の緊急追加配分など。

	の評価を実施する。同評価結果を踏まえ、児童労働撤廃へ向けた取組みを強化する。
市民教育国家委員会（NCCE）	市民教育推進活動の一環として、子ども保護にかかる意識向上・教育プログラムを実施する。
ジェンダー・子ども・社会保障省	• ガーナにおける子どもの権利促進や子ども保護にかかる国民および関係者への意識向上と啓発を継続していく。 • LEAP の一層の効果的な推進に取り組んでいく。具体的には導入済みの電子給付システム（e-payment）や電子給付、関連活動の電子モニタリングシステム（e-monitoring system）の導入・拡大や、LEAP 給付対象者の国民保険システムへの保険料免除対象者としての登録を推進する。

3.3.2 ガーナ政府の統計情報収集に関する取組

1) ガーナ統計局（Ghana Statistical Service：GSS）

ガーナ統計局（Ghana Statistical Service：GSS）は、大統領府下に設置されている公的統計を扱う独立機関である。GSS が直接担当する各種統計調査に加えて、各省や地方政府の統計や行政データ等も包含する国家統計システム（National Statistical System : NSS）に対して、統計の専門機関として技術的助言や支援、並びに能力強化も司っている。

GSS は、国民経済計算や約 10 年おきに実施されている国勢調査（Population and Housing Census: PHC）などの基本となる政府統計業務に加えて、ガーナ家計調査（Ghana Living Standards Survey：GLSS）や子どもに焦点を当てた複数指標クラスター調査（Multiple Indicators Cluster Survey：MICS）等の生計、子どもなどに関わる幅広い統計調査を実施してきており、児童労働に関連する基礎的なデータや情報を収集する重要な機関となっている GSS の業務に関わる現行法制や計画は以下のとおり。

- 2019 年統計局法（Statistical Service Act 2019）: 2019 年に旧統計局法を改正し、IT などの新技術により利用が可能となったビッグデータ、衛星情報、各種行政データや商業データなどの新しい情報ソースへのアクセスや活用の権限が新たに付与された[140]。
- GSS コーポレートプラン 2020-2024: 2020 年に新たに策定した GSS の中期業務計画。センサス、GLSS や MICS などの各統計・調査の実施並びに GSS の組織人員強化の他、中央省庁や州・郡などの地方政府の各統計部門との調整・連携強化を打ち出している。地方分権化の流れをふまえ、郡政府統計官の能力強化支援も重要項目として打ち出している。[141]

2) 児童労働や CLFZ に関連する GSS 統計の概要

下表 3-12 にて、児童労働や、生計、貧困等にかかわる関連統計を多く扱う主要な統計情報を記す。

[140] 2019 年統計局法は以下よりダウンロード可能。
https://statsghana.gov.gh/gssmain/storage/img/STATISTICAL%20SERVICE%20ACT,%202019%20(ACT%201003).pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

[141] GSS コーポレートプランは以下よりダウンロード可能。
https://www.statsghana.gov.gh/gssmain/storage/img/GSS%20Corporate%20Plan%202020_2024.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

表 3-12 児童労働や、生計、貧困等にかかわる関連統計を多く扱う主要な統計情報

統計・調査名	統計調査概要 （支援ドナー含む）	児童労働・CLFZ との 関連性
国勢調査 （Population and Housing Census: PHC）[142]	およそ 10 年おきに全数調査により実施される国勢調査。全国民の人口、社会経済統計や住宅状況等にかかるデータを集計・分析。2000 年代は、2000 年、2010 年に実施され、最新の国勢調査は2021年度に実施された。なお、本調査より調査票は全て電子化された。 2021 年国勢調査は、UNFPA、国連アフリカ経済委員会、UNDP、IOM、世界銀行、EU、英・デンマーク統計局などの技術的・資金的支援を受けて実施された。 既に 2021 年国勢調査については、全体分析に加え、総人口、年齢性別、経済活動、就学率・教育、住居などの個別テーマにかかる分析報告が公開されている。	2021 年国勢調査の経済活動分析報告は、経済活動への子どもの従事にかかる統計分析も行って、児童労働にかかる NPA2 の取組進捗にかかる統計情報の提供も企図。 上記報告の図 4.9、4.10、並びに表 5.6 等において、5~14 歳の子どもの農業、サービス・商業活動等経済活動への従事状況を提示。 GSS に必要な登録を行うと元データへのアクセスも可能。
ガーナ家計調査 （Ghana Living Standards Survey: GLSS）[143]	オランダ政府や世界銀行（IDA）等からの資金的・技術的支援を受けて、1990 年代より参加国共通の統計手法を使って実施されてきたサンプル統計調査。 最新調査は、GLSS7（2016-17 年）。 1000 統計地区よりランダムで選定された全国計 15,000 世帯への質問調査により実施（回答は約 14,000 世帯）。 質問事項には、家計収入・支出、保健、教育、雇用、ICT の利用状況、住宅、農業と農外就業、資産・負債・金融保険サービス利用状況等が含まれる。	GLSS7 分析報告の 5.12 セクションは、働く子ども（Working Children）について、GLSS7 統計を利用した分析を行っている。 サンプル調査であるが、働く子どもについて、産業セクター、性別や居住地域（都市・農村、および州別）のトレンドを見ることが可能。
複数指標クラスター調査 （Multiple Indicators Cluster Survey: MICS）[144]	保健省（MOH）、ガーナ保健サービス（GHS）、衛生・水資源省、ジェンダー・子ども・社会保障省（MOGCSP）等と連携して定期的に実施。現時点での最新版は、第 6 次 MICS（2017-18 年）の統計。 ユニセフ、世界銀行、USAID 等からの資金的、技術的支援を受けて実施。 SDGs 主要指標や国家開発計画等モニタリングに必要な子ども指標を提供。 MICS 参加国に共通の統計フレームを採用。 2010 年の国勢調査をベースとしたラン	第 6 次 MICS 分析報告第 9 章は、児童労働を含む児童の暴力や搾取からの保護に関わる統計分析を提示。 第 9 章の表 PR3.3 にて、児童労働に関わるサンプル調査結果を表示。

[142] 2021 年国勢調査については、専用ウェブページが開設されている。https://census2021.statsghana.gov.gh/
[143] GLSS7 のメインレポートは以下リンクよりダウンロードが可能。
https://www.statsghana.gov.gh/gssmain/fileUpload/pressrelease/GLSS7%20MAIN%20REPORT_FINAL.pdf
[144] Ghana Statistical Service 2018, Multiple Indicator Cluster Survey (MICS 2017/18), Survey Findings Report, Accra, Ghana: GSS https://mics-surveys-prod.s3.amazonaws.com/MICS6/West%20and%20Central%20Africa/Ghana/2017-2018/Survey%20findings/Ghana%202017-18%20MICS%20Survey%20Findings%20Report_English.pdf

	ダムサンプリングによるサンプル調査。母子保健、子どもの健康や学校教育、社会的インクルージョン等子どもに関わる幅広い側面に関わる統計収集・分析を行っている	
ガーナ人口保健調査（Ghana Demographic and Health Survey: GDHS）[145]	人口と保健にかかる世界的な統計プログラムである人口保健調査の一環として、USAID、ユニセフ、UNFPA、UNDP、世界エイズ・結核・マラリア対策基金やデンマーク等の資金的・技術的支援を受けて、これまで 1988 年の初回調査以降、計 7 次にわたって調査が実施されてきた。ランダムサンプリングにより選ばれた全国約 1 万世帯に対しての質問調査を実施。 最新の調査は 2014 年版であるが、2017 年に妊産婦保健に絞った調査が実施されている。本調査では、出産、家族計画、乳幼児死亡、乳幼児の健康や栄養等の母子保健に関わる情報に加えて、調査世帯の家族構成、出生登録、教育や子どもの生活状況なども調査。	人口・保健にかかる総合的サンプル調査としての GDHS は 2014 年を最後に実施されていない。他方、児童労働の背景となる家計、健康や教育等の情報も収集・分析していることから今後、新たに実施される場合には、児童労働の原因にかかる検討や NPA 活動のモニタリングや成果分析などにおける基本的統計情報としても活用可能と考えられる。

3.3.3 地方自治の構造と地方分権化の進捗

1) 地方自治体サービス（Local Government Service）[146]

MMDAs や州調整委員会（Regional Coordinating Councils :RCCs）を含むガーナ地方行政制度である地方自治体サービス（Local Government Service : LGS）全体の計画、規制と監督（基本的組織体制や各部署の機能、人事[147]に関する事柄等含む）を担っているのが、アクラに所在する地方自治体サービス本庁（Office of the Head of the Local Government Service : OHLGS）である。調査チームは OHLGS 職員と協議を行ったが、その際には、CLFZ のパイロット活動を効果的に実施していく観点から、郡レベル以下の活動に関わる重要事項については OHLGS を通じて各対象郡政府に連絡・指示することが望ましいとのアドバイスがあった。CLFZ アプローチの今後の機能化と将来的な国内展開においては、地方政府にかかる中心的な監督機関たる LGS の役割は一層大きくなるものと考えられる。

2) 地方分権化の進捗と課題

地方分権改革とそれに伴う能力強化活動は現在も進行中であり、地方政府の体制は、いまだ発展途上にある面は否めない。地方分権化の流れの中で、地方政府が現在直面している問題や課題としては、以下のような諸点が指摘されている。

- 中央政府の省庁／部局からの技術支援や監督が限られているため、郡開発計画が適切

[145] 2014 年の GDHS ファイナルレポートは、以下米 DHS のウェブページよりダウンロード可能。https://dhsprogram.com/pubs/pdf/FR307/FR307.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

[146] 地方自治体サービス本庁（OHLGS）、RCC、 MMDAs 並びに郡下部の町村・地区の各地方行政府並びにそれらに所属する地方公務員を総称して地方自治体サービス（LGS）と呼ぶ。

[147] MMDA の職員は、OHLGS を中央監督部門とする地方自治体サービス（LGS）に原則所属している。

に実施されない。

- 郡政府の各部局間の連絡調整が不十分。
- 財源が不十分且つ安定性が低い（地方税収と中央財政移転共）。
- 制度上分権化されたものの、郡教育・保健予算の大半は現在も中央のガーナ保健サービス（GHS）やガーナ教育サービス（GES）が所管しており、郡議会のコントロールは限定的である。
- OHLGS による新規採用と人員配置により郡政府職員の強化が図られてきているが、依然各郡人口と比して郡政府の職員数は限られている。
- 郡下部の町村評議会や地区委員会等の諸機関の人員や能力の不足。
- 地方政府、地域の民間部門や市民との協力関係が欠如または限定的。

これら課題に対し OHLGS 等が中心となって対処しているところではあるが、抜本的な改善へは長い時間を要する可能性が高い。従って、パイロット活動の目的の 1 つは、ガーナの地方政府の各種制約を念頭に置きながら、機能しうる CLEZ アプローチ実現へ向けた実践的な教訓を得ることにあると考えられる。

3) 郡議会（Metropolitan, Municipal and District Assemblies：MMDAs）[148]

CLFZ ガイドラインにおいては、郡政府（MMDAs）がレファラル、救済措置やモニタリング・評価の遂行などの幅広い領域において中心的役割を担うことが期待されている。これまでの一連のガーナ地方分権改革によって、民選議員を中心とする郡議会と議会を支える郡役所からなる MMDAs[149]は、幅広い意思決定権限と行政機能を与えられている。CLFZ と関わりの深い MMDAs と郡下部の町村（sub-district）については以下のとおり[150]。

図 3-1 は、郡政府の一般的な体制を示している。郡議会本会議（General Assembly）は民選議員と任命議員で構成される。

[148] 郡議会は、人口規模により、Metropolitan（人口 25 万人以上）、Municipal（人口 9.5 万人以上）および District（人口 7.5 万人以上）と英文呼称は変わる。名称は変わるも、地方政府の階層としては基本的に同列であることを踏まえ、本報告書では全て郡議会と呼称している。

[149] 郡議会議員のうち最大 30%は任命による。各郡議会管内選挙区の国会議員も、郡議会本会議のメンバーとなっている。

[150] 本節は調査チームによるインタビューと以下の文献をもとに作成。1) 2016 年地方政府法、2) Institute of Local Government Studies 2018, Decentralization and Local Government in Ghana for the Orientation Programme for New Staff of Local Government Service, Accra, and 3) ILGS and Friedrich Ebert Stiftung Ghana 2016, A Guide to District Assemblies in Ghana:A Second Edition, Accra.

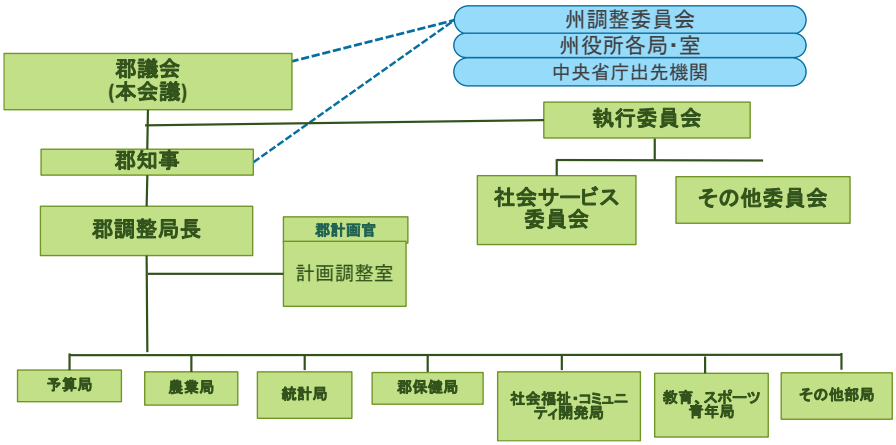

図 3-1 地方政府の基本的な体制：郡議会

図 3-1 で示すように、郡政府の最上位意思決定機関は郡議会本会議（General Assembly/GA）であり、議員より選任された議長（Presiding Member）がおかれる。この本会議は、中期開発計画や予算、条例など、MMDAs に関わる政治的決定についての最終決定を行う。GA の業務を補佐するのが、執行委員会（Executive Committee: EC）と、主要テーマに関する小委員会（Sub-Committees）であり、それぞれの主要メンバーは郡議会議員である。CLFZ ガイドラインにおいて監督機能が期待されている社会サービス小委員会（SSsC）も小委員会の一つである。郡執行面における政治的トップは、議会の支持を踏まえて大統領に任命される郡知事（Municipal/District Chief Executive: M/DCE）であり、郡執行委員会（EC）の議長の役割を担いながら、本会議において決定された政策や計画の執行、施策の監督管理の責任を果たしていくことが期待されている。

GA と郡行政長官の下で行政面を担うのが郡役所（Office of the MMDAs）であり、その長は郡調整長官（Municipal/District Coordinating Director: M/DCD）である。M/DCD の業務は、さらに郡計画調整ユニット（Municipal/District Planning Coordinating Unit : M/DPCU）により補佐される。M/DPCU は、複数部門にまたがる CLFZ 活動の計画・監督において、部局間の連絡調整業務にふさわしい位置づけの部署となっている。郡役所には、その他、総務局や予算局などの一般行政部門のほか、社会福祉局（SWCD）や保健局、教育・青少年・スポーツ局などの施策を扱うセクター部局がある[151]。SWCD や教育などの社会セクター諸部門は、SSsC の事務局も担い、SSsC の諸活動遂行に必要な技術的・行政的なサポートを行っている。郡レベルの CLFZ 活動にとっては、こうした郡レベルの議員や行政職員（M/DCE，SSsCs，M/DCD，M/DPCU と各個別業務部門の職員）が CLFZs を十分理解し、CLFZ 遂行において与えられた役割と責任を果たしていくことが決定的に重要となる。

郡政府の公式な計画・予算枠組みとして主なものは、以下のとおり。

- 郡中期開発計画（District Midium-Term Development Plan: MTDP）：全国中期開発計画の

[151] 労働局や全国市民教育委員会（NCCE: National Council on Civic Education）など、現時点では包括的分権化の対象となっていない部局を除くと、社会福祉、保健、教育や農業等の郡レベルのセクター部局は制度上全て郡政府下に統合されている。

枠組みに基づく 4 年計画。策定は、中央政府国家開発計画委員会（National Development Planning Commission：NDPC）や州計画部門等からの指導・助言に基づいて行われる。

- 年次行動計画（Annual Action Plan）：MTDP の年次計画。
- 統合予算（Composite Budget）：分権化された各セクター部門の予算を統合した中期予算枠組み。

郡政府の予算財源は、大まかに見ると、地方税などの地方歳入（Internally Generated Funds/IGFs）と、「郡議会共通基金（District Assemblies Common Fund: DACF）」等を含む中央からの財政移転に分類される。財政分権化が進められてきてはいるが、農村部に位置する郡等による地方財源は極めて限られており、依然その多くは中央からの財政移転に依存せざるを得ない状況にある。

4) 町村・地区（Sub-District）の体制

表 3-13 では、基本的に 2 層構造をなす郡下部の行政システムである町村・地区の体制の概要を示す。[152]

表 3-13 町村・地区の体制

名称	機能と構成員	CLFZ における役割
町村評議会（Town/Area/Zonal Council）	• 郡と地区の間にある自治組織 • 町村内の地区委員代表（10 名以内）と、町村内に選挙区を有する郡議会議員 5 名以内で構成。 • 町村内の地区と調整しながら郡中期開発計画へのインプットを行う他、町村内の地区・コミュニティ開発活動の実施支援を担当する。	• コミュニティレベルの活動に関する連絡調整と支援。
地区委員会（Unit Committee）	• 地区レベル（ガーナで最小の地方政府部門）の委員会。委員会は民選委員 5 名以下で構成。 • 地区内のコミュニティにおける開発活動について、その実施の監督・支援を担当。	• コミュニティレベルの活動に関する連絡調整と支援。

郡行政の限られた人数の職員では、郡内の多数の住民にきめ細かい対応をすることは不可能なため、こうした町村・地区の体制、特に町村評議会は、CLFZ の構築において補完的な役割を果たすことが期待される。

5) 州調整委員会（RCCs）

RCCs の主たる役割は、中央政府の各種政策を踏まえた州内 MMDAs の計画・予算の調整、各種施策の執行状況モニタリングや技術的な後方支援などである。

一般的な RCCs の体制を図 3-2 に示す。州調整委員会の構成員は、州内の各 MMDAs の議員代表と行政長官、および州大臣（委員会議長を務める）である。RCCs 下の役所には、計画部門、各種総務部門や SWCD、農業局等セクター部門等郡役所に対応する部署を持つが、

[152] 大都市郡（Metropolitan Assembly）の場合、郡直下に Sub-Metropolitan Council が加わる 3 層構造の区体制になっている。

加えて女性局や子ども局等、郡レベルにはない部門も設置されており、それら部署からの専門的サポートも得ることができる。本調査のパイロット活動の対象州のウェスタン・ノース州を含め、多くの州政府の人員や予算は潤沢とは言えず、郡への後方支援能力に制約はあるのが現状ではある。しかし、CLFZs 活動のさらなる深化と展開のステージにおいては、調整や技術的支援の役割と機能を有す州政府の一層の巻き込みが必要となる。

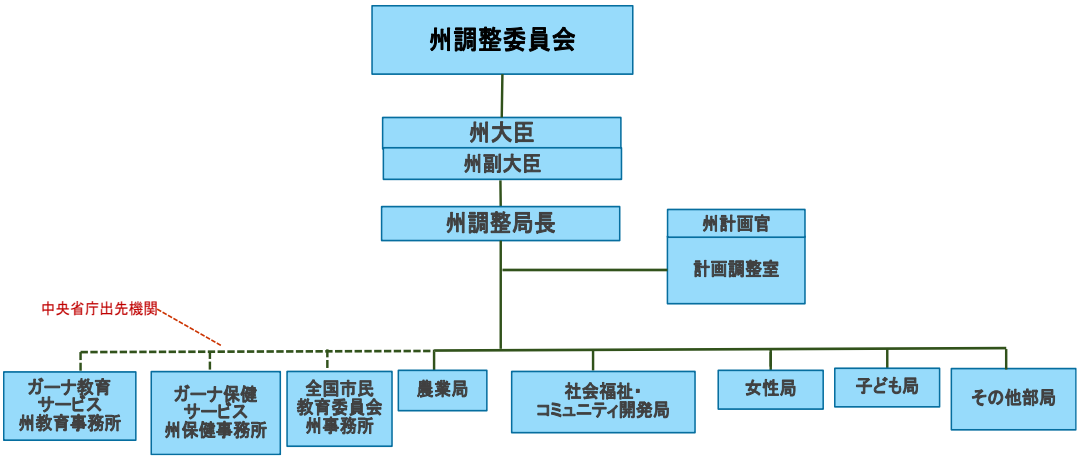

図 3-2 地方政府の基本的な体制：都市郡／州調整委員会

3.4. ガーナ政府の児童労働に関する国家政策および体制

3.4.1. 最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための国家行動計画

ガーナ政府 MELR は、2017 年に「最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための国家行動計画フェーズ 2」（NPA2）にて 2017～2021 年の行動計画を策定した。

1) NPA2 以前の国家計画

NPA2 の前身である NPA1 が、2009 年から 2015 年までの児童労働撤廃のための計画として、MELR の前身である雇用・社会福祉省（Ministry of Employment and Social Welfare: MESW）より策定されている。またこれに合わせて、2008 年に「カカオ産業における最悪の形態の児童労働撤廃に向けた国家プログラム」（National Program for the Elimination of Child Labour in Cacao: NPECLC）が策定され、これに基づいてカカオと児童労働に関わるステークホルダーが定期的に会合を持ち、同国における児童労働撤廃に向けた取組の情報共有や方針の協議、後述するガーナ児童労働モニタリングシステム（GCLMS）の作成などに貢献した。

2) 最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための国家行動計画フェーズ 2 （NPA2）

NPA2 は、NPA1 に続く児童労働撤廃のための国家計画である。2015 年に採択された SDGs のターゲット 8.7「2025 年までにあらゆる形態の児童労働をなくす」ことを前提に、ガーナにおける児童労働撤廃を念頭に行動計画が明記されている。

NPA2 では、必要な介入を上位からの介入（Upstreaming Intervention）と下位からの介入（Downstream Intervention）の 2 つに分けた形で整理している。本調査の対象である CLFZ 制度の構築については、上位からの介入の戦略目的 1 のうち、4 つめの成果として位置付け

られており、具体的な活動計画については 1.4.1.1 と 1.4.1.2 で明記されている。CLFZ に関するプロトコルとガイドラインの作成、パイロット活動の実施や普及展開についても、2018 年から 2021 年に実施する取組として明記されている。

NPA2 には、各省庁の行動計画が明記されており、CLFZ 指標に関連しているものが多数ある（添付資料 3）。CLFZ は新たな取組なのではなく、多様なセクターにまたがる取組を束ねる大きなフレームワークと考えることができる。

3) NPA2 の後継計画

NPA2 については、既に実施期間が終了していることから、現在 CLU および NSCCL は、ユニセフからの資金的支援により傭上されたコンサルタントも活用しながら、NPA2 の取組にかかるレビューを実施中である。コロナ禍の影響も受けて NPA2 の諸活動の実施が遅延していることもふまえた NPA2 の実施期間の延長、あるいは次期 NPA3 を策定するか等の複数のオプションが今後検討されるとのことである。

4) NPA2 の実施体制

ガーナ政府はこれまで、MELR を中心とした児童労働施策にかかる中央レベルでの体制整備を進めている。以下は、同主要機関並びに各機関の関係性を示した図である。

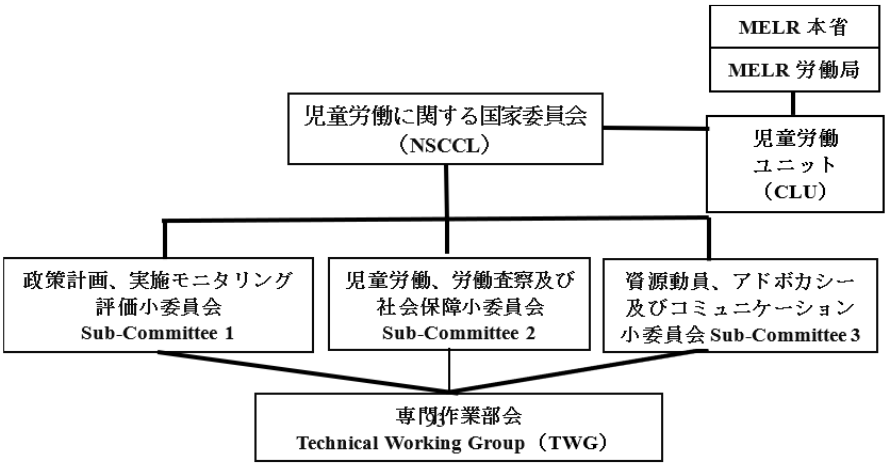

図 3-3 児童労働施策に関わる主要機関並びに各機関の関係性

上図で示した児童労働施策に関わる関係機関・組織の機能・役割を以下にまとめる。

(1) 児童労働に関する国家委員会（NSCCL）

ガーナ政府は、MELR を中心に、児童労働撤廃へ向けた中央レベルにおける体制整備について、ILO やユニセフなどからの支援を受けつつ進めている。その中軸となるのが、政府関係諸機関、主要開発援助機関、NGO や労働団体の代表などを交えたマルチ・ステークホルダーの参加による「児童労働に関する国家委員会」（National Steering Committee on Child Labour: NSCCL）である。NSCCL は、児童労働撤廃へ向けた取組の推進にかかる以下の役割を担っている。

- 児童労働撤廃にかかる政策提言
- NPA2 で掲げられた目標・成果達成の担保
- NPA2 取組進捗のモニタリング評価
- 国内の児童労働撤廃に関わる新規事業の内容確認と承認
- 関係機関の人員体制や専門知見ニーズにかかる助言・指導
- 関連事業にかかる資金確保
- GCLMS モニタリングレポートの内容確認
- 関係する社会保障政策や国際的な報告に対する助言
- 全てのステークホルダーの社会保障確保

NSCCL 議長は、社会福祉・雇用・国営企業委員会委員の国会議員が担当し、政府ハイレベルメンバーとして MELR 大臣もメンバーとなっている。以下に NSCCL の主要メンバーを示す。各省庁参加者のレベルは、原則局長・部長（Director）を想定している。

表 3-14 NSCCL の主要メンバー

主管省ハイレベル	雇用労働関係大臣
議長	国会議員（社会福祉・雇用・国営企業委員会委員）
政府	・主管省:MELR 事務次官、同省労働局長 ・その他省庁・政府機関: NDPC、地方自治・分権化・農村開発省（MLGDRD）、MOGCSP、教育省、内務省、伝統的首長・伝統省、土地・自然資源省、水産・養殖開発省、食糧・農業省、CHRAJ
社会パートナー	労働組合会議（Trade Union Congress: TUC）、ガーナ雇用者協会（Ghana Employer’s Association）
市民社会組織	GNCRC、ガーナキリスト教評議会（Ghana Christian’s Council）、ムスリム評議会連盟（Federation of Muslim Councils）
開発パートナー	ILO、ユニセフ、IOM、ICI、モンデリーズ・ココア・ライフ、WCF

(2) NSCCL 小委員会と専門作業部会

NSCCL は、委員会の下に主要トピック別の 3 つの小委員会（Sub-Committee）を置いて、専門的見地からより詳細かつ具体的な討議と取組のフォローアップを行えるよう体制を構築している。各小委員会のメンバーは、各トピックに関係の深い本委員会メンバーや各省庁の専門官などから構成されている。本調査にかかる主管の小委員会は、政策計画、実施およびモニタリング小委員会である。

① 政策計画、実施およびモニタリング評価小委員会
（Policy Planning, Implementation and Monitoring and Evaluation Sub-Committee）
② 児童労働、労働査察および社会保障小委員会
（Child Labour, Labour Inspection and Social Protection Sub-Committee）
③ 資源動員、アドボカシーおよびコミュニケーション小委員会
（Resource Mobilization, Advocacy and Communication Sub-Committee）

また、各小委員会における協議結果を、専門的な見地もふまえて具体的な取組へとつなげるための TWG が設置されている。第一小委員会下に設置された TWG は、CLFZ ガイドラインの策定に関する中心的な役割を果たしており、CLU とともに本調査実施にかかる主要

カウンターパートとなっている。同 TWG は CLU トップと MELR のモニタリング評価担当官のほか、GAWU やガーナ子ども権利 NGO 連合（GNCRC）などの非政府系ステークホルダーもメンバーとなっている。

(3) 児童労働ユニット（CLU）

MELR は、ILO などの支援を受け、児童労働問題の政府担当部門として同省労働局（Labour Department）傘下に児童労働ユニット（CLU）を設置している。CLU は、NSCCL の事務局部門としての役割も担っており、NSCCL 本委員会のみならず、上述の各小委員会や TWG の諸活動の管理、調整、側面支援を行っている。上述のとおり、本ユニットが本調査の最重要カウンターパートである。

3.4.2. 雇用労働省（MELR）における児童労働に関連する政策・施策

1) 国家雇用政策（National Employment Policy）

MELR は、2014 年、児童労働を含む雇用にかかる国家雇用政策（National Employment Policy）を策定した。同政策は、現在まで、当国における雇用の基本枠組みとなっている。本政策策定にかかる特筆点としては、ガーナにおける児童労働問題の所在を認め、国連子どもの権利条約の批准、1998 年の子ども法の制定と、児童労働撤廃へ向けた国家行動計画（NPA）の実施の取組を明記していることがある。

同政策は、その目標を、国民の公正、公平、安全と尊厳を基本軸として、拡大するガーナの労働力・労働者が、それぞれの生計の改善と経済成長と国家開発への貢献を図ることのできる有意義で適切な雇用機会の創出を打ち出している。また、あらゆる経済セクターにおいて、子どもの健康を害する児童労働に従事させない取組と制度・システム強化を掲げている。

2) ガーナ児童労働モニタリングシステム（GCLMS）

GCLMS は、ガーナにおける児童労働撤廃に向けて、児童労働のリスクを抱える子どもに関する情報を取得し、適切で持続的な対策をタイムリーに実行することを目的に構築されたシステムである。2010 年、2001 年頃から試みられてきた複数の取組やシステムを統合する形で GCLMS が完成し[153]、当時の政府 MESW より本システムに関する政府文書が発行された。CLFZ 制度においても、GCLMS に基づいて児童労働のモニタリングが実行されることが前提となっている。

(1) 児童労働モニタリングの実施フェーズ

GCLMS は、以下の 2 つのフェーズにおいて実行、活用される。

[153] 特に、ILO-IPEC の「西アフリカのカカオおよび商業的農業プロジェクト」（WACAP）での経験をもとに、2006～09 年に開発・実験された「統合的児童労働モニタリングシステム」（I-CLMS）と、2008 年に NPECLC のもとで、カカオ・セクターにフォーカスを当てて構築された「コミュニティ児童労働モニタリングシステム」（CCLMS）を統合した形となっている。

表 3-15 GCLMS のフェーズ

フェーズ	実施内容
モニタリング	**児童労働者の特定とリスク評価**：訓練を受けたコミュニティの児童労働モニター（データコレクター）がモニタリング活動を実施し、リスクを抱える子ども（男女）を特定する。
	レファラル（リスクを抱える子どもと社会サービスの橋渡し）：特定されたリスクを抱える子どものニーズに応じて、標準業務実施手順書（Standard Operating Procedure: SOP）やガイドラインに基づいて、特定の社会サービス提供者と特定されたリスクを抱える子どもをつなぐ。
	子どもの保護と児童労働の予防：入手したモニタリング情報に基づき、合法的に雇用され働いている子どもに対して必要な保護や介入策を提供する。
	データの管理と分析：入手した情報をシステムに入力・分析し、次に必要なアクションに結びつける。
フォローアップ	**追跡調査**：仕事場や学校、職業訓練センターなどを継続的にモニターし、救済された子どもが就学するか、適切な代替策がとられているかを確認し、リスクのある子どもが児童労働に逆戻りしないかを確かめる。
	情報の質の管理と検証：モニタリングで取得した情報をチェックし、正確性や信頼性を担保する。
	法執行のための情報提供：法律違反事例に関する情報を、適切な法的手続きのために司法当局に提供する。
	情報共有と分析：モニタリングで取得した情報を、あらゆるレベル、パートナーや関係者に共有する。
	法律、政策、社会計画へのインプット：モニタリングで取得した情報を、児童労働に関わる法律や政策のレビューや改善、各種計画の立案や実行において活用する。

(2) 実施体制

GCLMS の活動は、国（NSCCL）、州（RCC）、郡（M/DCPC[154]）とコミュニティ（CCPC）の各レベルで実行される。国レベルにおいては、NSCCL で児童労働政策や方針が策定され、国内で実行されるあらゆるレベルの活動が監督される（事務局は CLU）。州レベルの RCC は、これら国の政策や方針に基づいて、郡子ども保護委員会（DCPC）に対する助言を行う。実際のモニタリング活動は、郡レベルとコミュニティレベルで実行され、郡がコミュニティに対して監督・支援を行う。コミュニティは郡に、郡は州や国に対して連絡・報告を行う仕組みとなっている。郡やコミュニティの実施主体とその役割・機能は以下のとおり。

なお、郡は、M/DCPC を特別委員会の一つとして設置することができ、GCLMS の日常的な管理は郡労働局（District Labour Office: DLO）が担当する。郡に労働局がない場合は、社会福祉局（DSWO）がフォーカルポイントとなる。

[154] District Child Protection Committee. District と municipality によって、DCPC と MCPC と呼称が変わる。

表 3-16 GCLMS の実施体制

レベル：実施主体	構成メンバー	役割・機能
郡： 郡子ども保護委員会（Municipal/District Child Protection Committee: M/DCPC)	郡知事（M/DCE）が議長を務め、以下のメンバーによって構成される。 ・郡議会：郡調整長官（Municipal/District Coordinating Director: M/DCD）、郡計画調整ユニット（M/DPCU）、計画・予算担当、郡議会議員、社会サービス・司法と安全保障・女性と子どもの各小委員会メンバー ・郡行政機関：労働局、社会福祉局、教育局、人権司法委員会、NCCE、郡警察署、郡入管事務所、統計局、コミュニティ開発局 ・その他：労働組合、NGO、メディア、伝統的首長、宗教団体代表者	郡議会が実施する「最悪の形態の児童労働撤廃プログラム」の監督。 郡中期開発計画への児童労働対策の主流化と郡議会としての予算確保。 各コミュニティにおける CCPC の設置に関する計画立案と実施。 児童労働に関する法律や条例の制定と実施。 各種社会サービス（政策、社会計画、教育、保健、法執行他）における GCLMS 情報の活用。
コミュニティ： コミュニティ子ども保護委員会（Community Child Protection Committee: CCPC）	コミュニティ選出の郡議会議員もしくは長老会代表者が委員長を務め、伝統的首長も重要な役割を果たす。構成メンバーは以下のとおり。 伝統グループの代表（Traditional Council）、クイーンマザー（Queen Mother）、宗教指導者、村選出の郡議会議員、ユニット委員会代表（Unit Committee）、教員、SMC/PTA の代表、長老会代表（Opinion Leaders）、コミュニティ監視委員会代表者、若者グループ代表、女性グループ代表、子どもの代表	コミュニティアクションプランの策定と実施。 児童労働防止と教育の重要性についての啓発。 コミュニティにおける見回り活動を通じた、児童労働リスクの高い子どもの特定と分析 児童労働リスクの高い子どものデータ収集と分析。 児童労働ケースの管理と救済策への橋渡し。 サポートが必要な子どもの追跡と継続的な救済策の確保 郡労働局を通じた郡議会へのデータの提出。 コミュニティの規則、規制と罰則の制定。

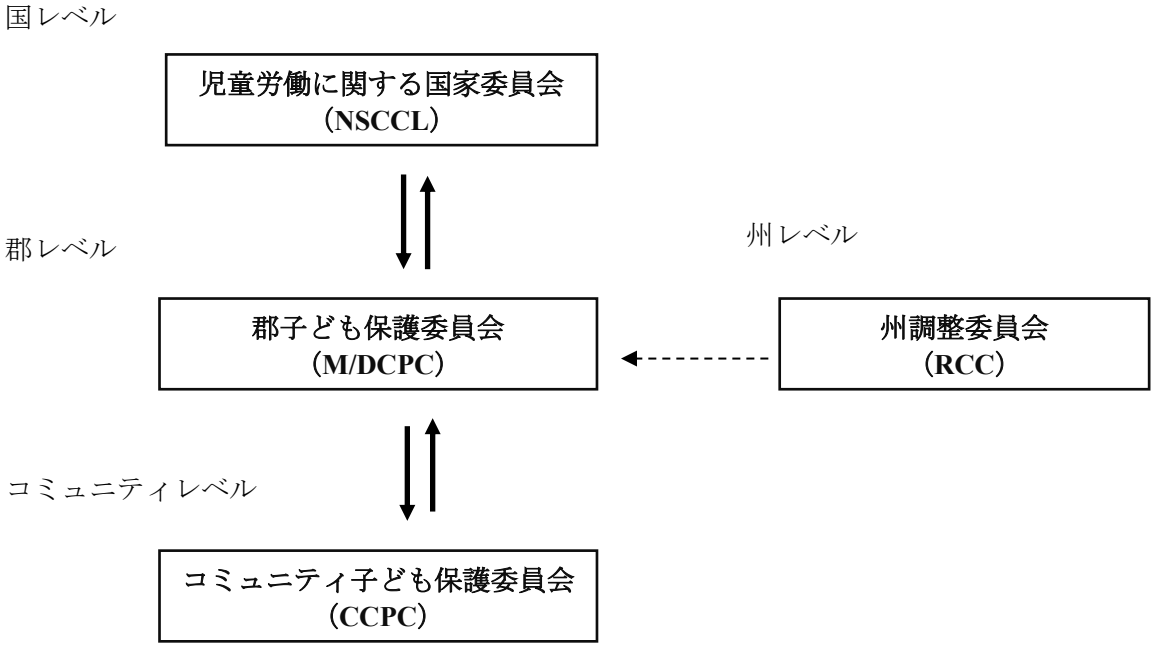

図 3-4 GCLMS の実施体制図

(3) モニタリング・データ

GCLMS を通じて、コミュニティレベルで収集されたデータは郡レベルで集約され、さらにそれらは国レベルで集約される。コミュニティのデータは、CCPC のモニタリング担当者（教員など一定の識字能力のある人）が集約し、M/DCPC を通じて DLO に提出される。郡では、統計局や計画局と協力しながら郡労働局が管理する。コミュニティで集約したデータは、郡議会や M/DCPC の協力を得て分析し、M/DCPC が作成する郡の児童労働レポートに統合する。各郡の労働局から集められたデータは MELR 労働局の雇用統計課（EIB）に集約・分析され、国の GCLMS レポートとしてまとめられることになっている。

表 3-17 各レベルで収集・管理されるデータ

レベル	データ収集方法とデータの種類	データ収集の頻度
コミュニティレベル	コミュニティの世帯登録（世帯ごとのベースライン質問票）を通じて以下を収集。 コミュニティの住民情報 ・ 最悪の形態の児童労働に該当すると想定される子どもの数 ・ 児童労働に該当すると想定される子どもの数 ・ 最悪の形態の児童労働のリスクにあるとされる子どもの数	年 1 回
	モニタリングの質問票を通じて以下を収集。 ・ 継続して最悪の形態の児童労働の状態にある子どもの数 ・ 継続して最悪の形態の児童労働のリスクにあるとされる子どもの数	年 4 回
郡レベル	郡の関係機関のフォーカルパーソンを通じて、郡	5 カ月に 1 回

レベル	データ収集方法とデータの種類	データ収集の頻度
	議会や各行政機関が提供するサービス、介入の状況やインパクトについて把握する。	（毎年 5 月、10 月）
国レベル	CLU を通じて、各関係省庁が行う国レベルの介入の実施状況やインパクトについて把握する。	半年に 1 回 （毎年 6 月、12 月）

出所：GCLMS 政府文書の 39-40 ページをもとに作成

コミュニティレベルで収集するデータは発生指標として、郡・国レベルで集められるデータは実績指標として規定されている。実績指標には、GCLMS のデータベースが構築され、郡レベルでシステムや M/DCPC が機能しているか、各行政機関が必要な介入を行っているか、介入に必要な予算が確保されているか、郡議会や関係機関が定期的に児童労働に関する報告を提出しているか、などの情報が含まれている。GCLMS によって、コミュニティレベルで収集し管理される児童労働に関連するデータ（発生指標）は以下のとおり。

最悪の形態の児童労働について
- 最悪の形態の児童労働に従事している子どもの割合
- （カテゴリー別：奴隷労働もしくは奴隷に類似する労働、商業的性的搾取・ポルノ、違法労働に従事する子ども、18 歳未満の危険有害労働）

児童労働について
- 児童労働に従事する子どもの割合（%）
- 13 歳未満で児童労働に従事する子どもの割合（%）
- 15 歳未満で雇用されている子どもの割合（%）

児童労働のリスクにある子どもについて
- 13 歳未満の未就学の子どもの割合（%）
- 貧困家庭の子どもの割合（%）
- 移住家族の子どもの割合（%）
- 生物学的な両親と暮らしていない子どもの割合（%）
- 学校の出席率や成績が悪い子どもの割合（%）
- 18 歳未満で結婚している子どもの割合（%）
- 危険有害セクターに従事している子どもの割合（%）
- 就学しているか否かに関わらず、子どもが労働に従事している時間

GCLMS の実施においては、各省庁や行政機関が共同で活動に当たったり、情報を共有したりすることが想定されており、この考え方は、CLFZ においても前提となっている。

実際の GCLMS 実施状況について、MELR モニタリング評価担当者と CLU にヒアリングしたところ、現在は質問票などのツールの見直しや、データを入力管理するためのソフトウェアの開発を行っているところで、全国的な運用はまだ行われていない。CLFZ の実施にも大きく関わることから、モニタリングシステムの改善点についても今後検討していく必要がある。

3.5. ガーナ国内のセクター別政策と児童労働

3.5.1. 子どもの福祉に関連する政策・施策

ジェンダー・子ども・社会保障省（MOGCSP）などの関係省庁が中心となって、社会福祉・保障、子ども・青少年やジェンダーに関わる各種政策を策定している。

- 子ども・家庭福祉政策（Child and Family Welfare Policy）：2014 年策定。子どもをあらゆる暴力・虐待・ネグレクトおよび搾取から守り、発生を予防するためにより効果的な子ども・家庭福祉の支援活動の形成と実施を推進する。
- 国家社会保障政策（National Social Protection Policy）：最貧困層や貧困に関連する脆弱性や疎外状況に置かれた国民を、効果的に保護・支援するシステムの構築を図り、インクルーシブで社会的にエンパワーされた社会を形成する。
- 子どものための司法政策（Justice for Children Policy）：2015 年策定。子どもの福祉向上、子どもの暴力、虐待、搾取や危害からの保護、子どもの正義・公正促進などへ向けた適切で効果的な子どものための司法体制やシステムの整備を図る。
- 国家ジェンダー政策 （National Gender Policy）：2015 年策定。政府のジェンダー平等にかかるコミットメントをふまえ、男性・女性・男子・女子が、平等で公正な生計を営むことができる国家開発実現へ向けてジェンダー主流化、女性のエンパワメントや社会保障を、国家開発プロセスへと主流化していくことを目指す。

1) 統合的社会サービスシステム（ISS）

ガーナ政府は、MOGCSP や LGS などを通じて、郡レベルにおける社会福祉サービスの統合的推進を目的とした統合的社会サービスシステム（ISS）の導入を、ユニセフの支援を受けて進めている。既に 13 州 60 郡において ISS の実施体制整備やシステム導入が完了し、2022 年には 160 郡へと対象郡を拡大する。ISS を構成する主要な取組は以下のとおり。

表 3-18 統合的社会サービスシステム（ISS）を構成する取組や制度等

主要項目	概要
郡中期計画における子ども保護強化	• NDPC が策定した「郡中期計画（MTDP 2021-2024）策定ガイドライン」をふまえた、子ども保護に関連した 2 つの指標の追加を含む郡開発計画における子ども保護の側面強化。
ケアと保護が必要な子どものケース管理標準業務手順書（Case Management Standard Operating Procedures for Children in need of Care and Protection: SOPs）	• MOGCSP の社会福祉局（中央部門）が 2018 年に策定した、郡社会福祉局スタッフ向けの児童労働・児童虐待等保護が必要なケースにかかる業務の手順書。USAID の技術・財政支援による。 • 子ども保護・児童虐待や児童労働などの防止における、社会福祉ワーカーやその他関係者のケース管理における役割や責任分担、ケース管理の手順や事務プロセスなどにかかる基準を明記。具体的には、社会福祉ワーカーによる直接支援、ケースプラン、ケース管理・実施と、家庭への再統合などについての規定、対応指針や対応の手順などを詳述している。各種報告テンプレートも整理。
郡子ども保護・家庭福祉サービスにかかる関係セクター標準業務手順書（Inter-Sectoral	• 上記手順書で業務基準が十分示していなかった、子ども保護・家庭福祉ケース管理における関係者の役割、責任やレファラルの手順に関する、より詳細な手順書。文書は、手順ガイドのほか各種報告テンプレート、対応ツールなども付している。ユニセフ、USAID、FCDO）、カナダなどの支援により策定された。

主要項目	概要
SOPs）	• 対応するケースは、①家庭内・ジェンダーに基づく虐待、②未成年者妊娠・児童婚、③児童労働・子どもの人身取引、④法律に抵触する子ども、⑤親のケアを受けていない子ども、⑥親権、監護権、家族維持、⑦社会保障、⑧子どもへのオンライン虐待など。 • 本手順書の主要関係者は、社会福祉ワーカーのほか、ガーナ警察の家庭内暴力犠牲者支援ユニット（Domestic Violence and Victim Support Unit : DOVVSU）、同人身取引対策ユニット、巡回警察官、家庭裁判所、保健センターや病院、学校、NGO やコミュニティ組織、民間企業、CCPC メンバーや伝統的首長など。
社会福祉情報管理システム（Social Welfare Information Management System: SWIMS）	郡社会福祉局、NGO やガーナ警察 DOVVSU などで把握された児童労働・虐待、ジェンダー暴力や社会保障などのケースを電子的に登録し、登録ケースの報告書作成やレファラルの業務フロー管理などを行うことができる情報管理システム。
子どものケースにかかるヘルプライン（Helpline: HOPE）	2016 年に設置された児童虐待や児童労働等保護が必要なケースについての公的無料電話相談窓口。
ISS 小規模財政支援	ISS 導入と機能化、ISS を通じた子ども保護への取組などを供与条件として、各郡あたり 50,000 GHS（日本円で約 100 万円相当）の財政補填が行われる。資金は LGS を通じて各郡へ配賦。

以下は、ISS のガイドラインに掲載されている児童労働と人身取引のケースにかかる報告、対応、レファラルの流れを示した図である。

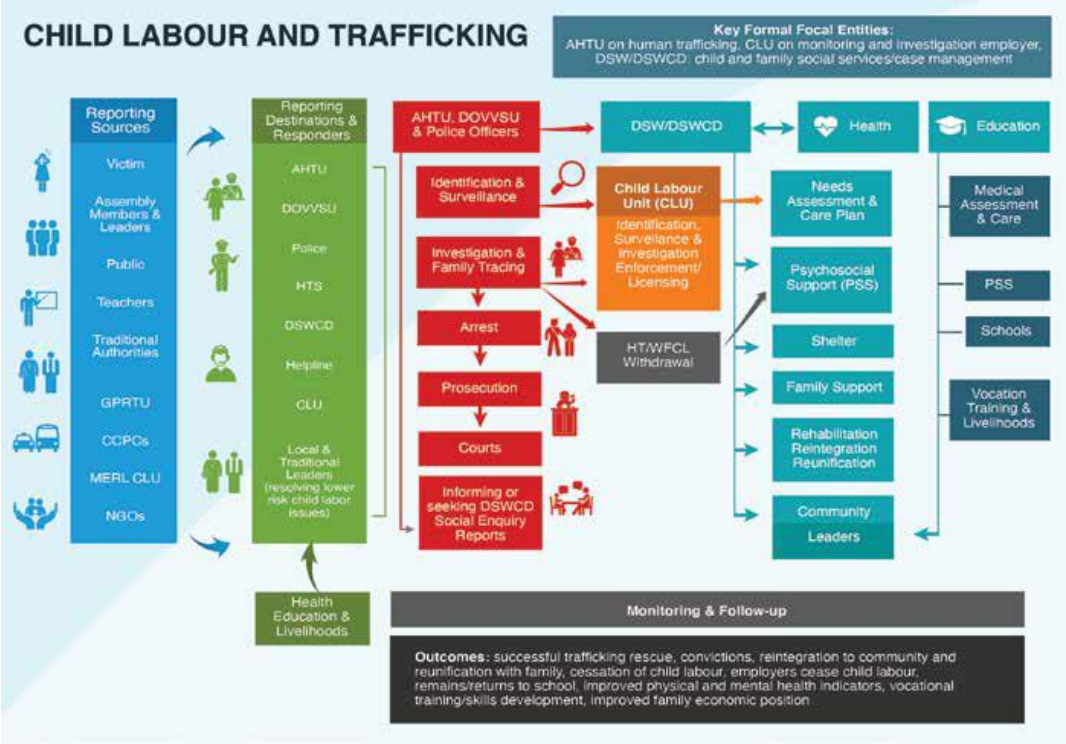

出所：Inter-Sectoral SOP for Child Protection and Family Welfare ガイドラインより抜粋

図 3-5　ISS における子どもの保護ケースにかかる報告・対応・レファラル

3.5.2. 子どもの教育に関連する政策・施策

1) 教育戦略計画（2018～2030 年）

- 教育戦略計画（Education Strategic Plan: ESP、2018～2030 年）では、基礎教育分野における課題として、ガーナ国内に 45 万人以上の不就学児童が存在していることが挙げられている。その理由として不就学児童の多くは貧困家庭の子どもたちであるとされているが、児童労働との関連性は述べられていない。一方で、教室不足が児童の不就学の原因の一つとなっていることや、貧困が修了率の低さにも影響していることは分析されており、学校施設の拡充や貧困対策が子どもたちの就学促進につながるというロジックは、CLFZ が推進する内容と合致している。
- セクター横断的な協力内容として、女子教育の推進（ジェンダー平等促進）、子どもたちの就学促進のほか、脆弱かつ阻害された子どもたちの保護の観点から、MOGCSP と連携し、学校給食プログラムや LEAP に取り組むことが述べられている。特に「MOGCSP が取り組む主要な社会保護プログラムは、教育（セクターの目標達成）に貢献するもの」として位置付けられ、こうした考え方は CLFZ の取組が教育課題の解決につながることを担保するものである。
- MMDAs との関係では、教育省の予算を補完する形で、郡議会が予算権限を有するコモンファンド（DACF）の教育予算の約 8 割が、学校施設（基礎教育レベル）の改修や建設に充てられ、残りは子どもたちに対する就学支援のための資金提供、学校の教材・資材購入に使われることになっている。同ファンドの一部を郡内の教育拡充・改善のための事業として活用することができるため、CLFZ の教育セクター関連の取組の一部と関連付けることができるか検討の余地がある。
- 教育行政の地方分権化については、中等教育（JHS）までの教育サービスの提供とマネジメントにかかる権限は郡議会と郡教育局に委譲され、郡議会が郡内の学校施設と資機材の提供、郡教育局が校長と教員の採用、昇進、教育、解任の権限を有するとあるが、実際の分権化の状況は郡によって異なる。

「質の高い基礎教育への公平なアクセスと参加の改善」を戦略目標として掲げる基礎教育分野における、課題解決のための取組と CLFZ との関連性を以下にまとめる。

表 3-19 基礎教育分野における、課題解決のための取組と CLFZ との関連性

教育課題に対する取組	CLFZ との関連性
適齢またはアフターコロナの就学促進	• 適齢での就学促進キャンペーンとの連携 • 年齢把握の仕組み（出生登録）の活用
学校施設の拡充（アクセスの改善）	• ニーズ把握の連携
教員の適切な配置	• ニーズ把握の連携
SMC/PTA の能力強化	• SMC による就学状況をモニタリングし、必要な手段を講じる役割の徹底
学校給食プログラム（MOGCSP 主管）	• 救済パッケージとしての位置付け
GALOP プロジェクト（世界銀行による教育財政支援）	• 不就学児童に対する支援との連携

2) 教育セクター中期開発計画（2018～2021 年）

教育セクター中期開発計画（Education Sector Medium-term Development Plan: ESMDP、2018～2021 年）は、上述の ESP を実施するために策定された 3 年間の開発計画である。そのうち、3 つの政策目標ごとの戦略と活動について、特に CLFZ の取組との関連性が高いものを以下の表にまとめる。

表 3-20 教育セクターの中期開発計画と CLFZ との関連性

戦略	活動	CLFZ との関連性
1. 全てのレベルにおけるインクルーシブで質の高い教育への公平なアクセスと参加		
1.1: 基礎教育レベルの学校、特に不利な条件下にあるコミュニティにおける就学促進		
1.1.1: 適齢による就学促進	適齢による就学促進の徹底	年齢把握の仕組み（出生登録）の活用
	コミュニティにおける就学促進キャンペーン	CLFZ 啓発キャンペーンとの連携
1.1.2: 特に不利な条件下にある郡における学校施設インフラの質の改善	基礎教育レベルのスクールマッピングの実施	現状把握と支援ニーズ特定のためのマップやデータの活用・連携
	スクール・センサスによる学校施設の現状把握	
	学校建設計画の策定	より施設ニーズの高いコミュニティへの支援
	小・中学校の新設（コミュニティの 5km 以内）	
	教室の改修・維持管理	
1.1.4 より不利な状況にある子どもたちの就学・通学を推進するための支援プログラム	学校給食プログラム、制服・靴・文房具の供与、交通手段の提供等	救済プログラムとしての位置付け
1.2: 質の高い基礎教育へのアクセスにおけるジェンダー平等の達成・維持		
1.2.2 郡・コミュニティレベルにおける女子教育推進のための政策・ガイダンス内容の実践	教員に対する研修	CLFZ に関する理解促進との連携
	学校の就学データを広くコミュニティに共有するための関係者プラットフォームの強化	CCPC による学校モニタリングとの連携
	女子教育推進のための啓発キャンペーン	CLFZ 啓発キャンペーンとの連携
3. 教育サービスデリバリーの持続的で効率的な管理、予算確保とアカウンタビリティ		
3.1: 監理機能強化のためのコミュニティをベースにした体制の改善		
3.1.1 質の高い教育の提供状況をモニターするための郡教育局や SMC の機能強化	2022～2025 年に実施予定	CLFZ 体制における SMC/PTA の機能強化
3.1.2 より不利な条件下にあるコミュニティにおけるアカウンタビリティを高めるための PTA の強化		

3.5.3. 保健に関連する政策・施策

1) 保健セクターの体制概観

ガーナの医療・保健サービスを所管する中央官庁は、保健省（Ministry of Health：MOH）と、同省の下で実際の医療・保健サービスを行うガーナ保健サービス（Ghana Health Service : GHS）である。一方、地方の医療・保健行政については、中央政府が進めている統合的な地方分権化の流れの中で、州や郡などの地方政府へと移管されたこととなっている。しかし、実際には、医療保健予算の大部分は GHS 本部を通じて州・郡保健局へ配賦されているなど、依然として保健セクターの縦割りによる実施監理の側面が強く、州・郡政府による医療・保健サービスのコントロールは限定的なのが現状である[155]。

保健セクターに対するドナー支援についてガーナは、セクター・ワイド・アプローチ（Sector-Wide Approach）による包括的援助調整やセクター財政支援を世界でも最も早く導入したことで知られているとおり[156]、世界銀行、EU、英国国際開発省（DFID）[157]、デンマークなどのドナーが財政支援を行ってきている。また、世界保健機関（WHO）、ユニセフや国連人口基金（UNFPA）などの国連専門機関や、USAID、JICA などの二国間援助機関は、各種疾病対策に対する技術協力・指導、母子保健サービスや後述するコミュニティ保健計画サービス（Community-based Health Planning and Services: CHPS）を含む、保健システム強化などに関するパイロットプロジェクトなどを支援している。

2) 保健省

保健省は、首都アクラの本省を中心にして、医療・保健セクターにおける国家政策・戦略を策定し、施策の国家レベルでの進捗モニタリング・評価を行い、下部組織の GHS や大学病院を含む各レベルの医療保健施設を規制・監督している。現在の保健セクターに関わる国家政策や国家計画は以下のとおり。

- 国家保健政策（National Health Policy – Ensuring healthy lives for all、2020 年改訂版）
- 保健セクター中期開発計画（Health Sector Medium Term Development Plan 2022-2025 :HSMTDP）
- ガーナ保健セクター年次活動計画（Ghana Health Sector Annual Programme of Work）

これら保健政策と中期計画は、現下のコロナ禍を踏まえた施策も念頭に置きながら、2030 年までに「必要不可欠な保健医療サービス」（Essential Health Care and Population-based Service）について全国民のアクセス改善と確保を目指している。また、CLFZ にも関わる政策方針としては、質の高い保健サービスへの全体的なアクセス改善に加えて、同サービスの第四政策目標（家族と社会のサポートシステム強化）の項目 3 において、児童労働を含む子どもの権利保護につながるよう取り組んでいくことを表明している。

---

[155] 保健省は、政府の包括的分権化政策の流れの中での地方政府の大きな役割については承知しており、同改訂国家保健政策（2020 年）においても、その施行方針の中で、地方政府との連携の促進や地方政府の保健政策へのオーナーシップとコミットメントの強化を打ち出している。

[156] セクター・コモンバスケット・ファンドも含む。

[157] 現在は外務・英連邦・開発省（FCDO）。

3) ガーナ保健サービス（GHS）

公的医療・保健サービスの実施面での計画・運営・監督は、保健省監督下の独立した行政法人である GHS が担当している。これまで GHS は、中央本部のみならず、州・郡、さらにはコミュニティレベルにつながる医療・保健サービス体制を、事業予算面含めて統合的に管理運営してきた[158]。このように、州・郡・市町村の医療保健行政は、それぞれの地方政府の保健局へ形式上統合されてきているが、医療・保健サービスの管理監督では依然 GHS が大きな役割を果たしていることに変わりはない。

4) CLFZ に関わる地方保健サービス体制

CLFZ と関わりの深い取組としては、郡・コミュニティレベルにおける医療・保健サービス体制の強化、特に CHPS の導入と展開が挙げられる。以下表 3-21 は、郡以下の医療・保健サービス体制を整理したものである[159]。

表 3-21 のとおり、郡レベル以下の医療保健行政では、郡保健局に加えて郡病院のスタッフなども加わって組織される郡保健運営チーム（DHMT）が中核的な役割を果たしており、また郡レベルにおいてはステークホルダーも参加する郡保健委員会が設置されている。CLFZ のコミュニティレベルの活動と関連する医療保健体制においては、約 750 世帯（人口約 5000 人）ごとに設置される各 CHPS ゾーンに、看護師資格を持つ地域保健師（Community Health Officer：CHO）が配置されて[160]、巡回による保健指導や簡単な医療行為などを行う。また、ゾーンごとに地域住民ボランティアにより構成されるコミュニティ保健委員会（CHC）が組織されて、CHO の活動をサポートする。

表 3-21 郡・コミュニティレベルにおける医療保健実施体制

行政レベル	医療保健行政	住民等委員会	医療体制
郡レベル（MMDAs）	郡保健局 郡保健運営チーム（District Health Management Team）	郡保健委員会（District Health Committee）	郡病院（District Hospital）
市町村レベル（Town/Area/Zonal Council）	市町村保健チーム（Sub-District Health Teams）		保健センター（Health Centres）
コミュニティレベル		コミュニティ保健委員会（Community Health Committee）	CHPS 施設（保健ポスト） 地域保健師（Community Health） Officer）

[158] ガーナの公的医療・保健サービスの予算原資は、中央政府からのセクター配分予算、内部収益金（Internally Generated Funds:IGF）、ドナーからの財政支援などから構成されている。内部収益金は、国民健康保険（National Health Insurance）制度の受益者負担徴収分が原資となっている。

[159] CHPS については、Ministry of Health, 2014. National Community-based Health Planning and Services (CHPS) Policy. A working draft. https://www.moh.gov.gh/wp-content/uploads/2016/02/CHPS-policy-final-working-draft-for-validation.pdf, USAID, 2019. Quality of Health Services at the Sub-District and Community Levels. https://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PA00XF9Z.pdf などを参照。

[160] CHO は、原則配置されたゾーン内に常駐することとなっており、その多くは、順次整備されつつある CHPS 施設（コミュニティ保健ポスト）に居住しながら活動を行っている。

このような体制で特に CHPS 体制は、コミュニティレベルにおける保健サービスへのアクセス改善に貢献していることが報告されている。他方、人員、移動手段や施設、さらには活動予算の不足などの課題にも直面している。CHC についても、地域住民からの資金的・人的貢献に多くを依存することもあり、期待される活動が十分に行えないケースも報告されている。これら課題はあるものの、CHC や CHO を核とする CHPS 体制は、CCPC とも関連性が深いことから、今後の CLFZ 活動においても連携できる可能性がある。

3.5.4. 農業セクターに関連する政策・施策（カカオ・サブセクターを中心に）

カカオ・サブセクター[161]は、ガーナの児童労働問題における焦点となり続けてきている。同カカオ・サブセクターにおける中心的な中央政府機関となるのが、食糧農業省（Ministry of Food and Agriculture: MOFA）と、MOFA 傘下でカカオ・セクターの実施機関に位置付けられているガーナ・カカオ・ボード（COCOBOD）の 2 つである。

1) 食糧農業省（MOFA）

MOFA は、農業（カカオ・サブセクターを含む）、畜産業、灌漑、および機械化に関する、国家政策と戦略の策定、実施、監督を担当している[162]。また、MOFA は、COCOBOD などの実施機関、公社や外郭団体を複数所管している

現時点で広くアクセス可能となっている MOFA の戦略は「食糧と職業への投資（Investing for Food and Jobs : IFJ）: ガーナにおける農業変革に向けた開発アジェンダ（2018～2021 年）」である。IFJ には、各サブセクター別戦略の一つとして「カカオ・サブセクター戦略」が含まれている[163]。同カカオ・サブセクター戦略では、そのビジョンとして「カカオ農家とそのコミュニティの繁栄に繋がる持続的なカカオ経済創出に向けて、全てのステークホルダーが貢献できる、現代的なレジリエンスと競争力のあるカカオ・サブセクター環境の構築」が掲げられている。

MOFA における児童労働に関わる重要な動きとしては、上記のような農業戦略枠組みおよび NPA2 を踏まえた「食糧農業省児童労働戦略プラン（Child Labour Strategic Plan for Ministry of Food and Agriculture 2020-2025）」を策定したことが挙げられる。MOFA における児童労働のフォーカルポイントであり、今後の戦略のフォローアップにかかる主管部署は、農業普及サービス局（Agricultural Extension Services Directorate : AESD）である。NPA2 も踏まえた同戦略における主要なイニシアティブは下表のとおりである。

[161]ガーナ政府は農業セクターを 1）農業（穀物および根菜等）、2）畜産業、3）水産業、4）林業、5）カカオの 5 つのサブセクターに分類している。本項内では、左記を踏まえてカカオ・”サブセクター”と表記する。

[162] MOFA は、MLGRD や OHLGS とも緊密に協力しつつ、州政府（RCCs）の州農業局（RAD）や、郡政府（MMDAs）の郡農業局（DAD）に対して、技術支援や専門家による支援を行っている。RAD と DAD はいずれも、各地方政府に移管され、それぞれの職員については MLGRD および OHLGS が制度上の監督・連絡調整を行っている。

[163]「カカオ・サブセクター戦略」は IFJ のセクション 4.4.8（p.61～64）にある。

表 3-22　食糧農業省における児童労働関連の主なイニシアティブや事業

イニシアティブ	イニシアティブの概要	支援 パートナー
畜産開発計画（Livestock Development Policy：LDP）への児童労働の主流化の促進	LDP 改訂作業の一環として、同政策文書へ、牧畜を含む家畜育成における児童労働撤廃と予防へ向けた施策を主流化していく。	アフリカ開発銀行
青年の農業従事促進プログラム（Youth in Agriculture Programme）	MOFA は、児童労働が多数報告されている地域を中心に、青年の農業従事促進プログラムを拡充・強化していく。その際の対象者は、15 歳から 17 歳の層を含む青年層のプログラムへの参加を重視する。	
主要穀物の生産およびサプライチェーンからの児童労働撤廃	主要穀物（主食、園芸および換金作物）の生産およびサプライチェーンにおける児童労働撤廃へ向けた取組みを推進する。具体的な取り進めとしては、ガーナ商業的農業プロジェクト（Ghana Commercial Agriculture Project：GCAP）の活動の一環として児童労働撤廃へ向けた施策を整理し公表する。	GCAP は、これまで USAID および世界銀行が主たる支援パートナーとなっている。
農業普及サービスにおける児童労働の主流化促進	AESD は、州や郡農業局を所管する MLGDRD と連携しながら、農業普及戦略への児童労働の主流化作業を進め、児童労働行動計画の策定を終えている。また、農業における児童労働についての研修マニュアルも作成済であり、同マニュアルを使用した普及員への研修も実施している。これらの取組みは、NPA2 のアクション 1.5.1.5 が AESD へ求めているセクター戦略計画や普及事業への児童労働主流化に対応する取組である。	

2)　ガーナ・カカオ・ボード（COCOBOD）

政府公社である COCOBOD は、MOFA の監督の下、カカオの生産とバリューチェーンにおいて中心的な役割を果たしている。COCOBOD の主要ミッションは、良質なカカオ豆の最も効率的かつ費用効果の高い生産、加工、販売の奨励、促進である。[164]

COCOBOD は、ガーナ政府の中長期国家開発計画である CPEDSP 2017–2024 および MOFA による IFJ 等の国家政策枠組みを踏まえ、「カカオ・セクター開発戦略 II（Cocoa Sector Development Strategy II: CSDS II）」を策定している。CSDS II では、小規模カカオ栽培農家における現代的技術の導入を促進することで、カカオの生産性をさらに向上していくことを重点施策としている。また、ガーナのカカオ産業が、現代のビジネス環境において、効率

[164] COCOBOD はコーヒーやシアバターノキなどの熱帯作物も担当しているが、ここではカカオ・サブセクターのみを取り上げる。

的、効果的且つ持続的な事業運営ができるよう支援していくことも目標にしている。社会的持続可能性に向けた取組としては、児童労働についての意識向上や啓発を同戦略の普及事業の一環として位置づけるなど、児童労働に対する取組も組み込まれている。なお、COCOBOD 本部において、児童労働関連の取組の監督、連絡調整にあたる児童労働デスクを設置している[165]。

組織面においては、カカオにかかる各種施策の実施は、COCOBOD 傘下のカカオ・マーケティング会社（Cocoa Marketing Company: CMC）やカカオ健康・普及局（Cocoa Health and Extension Division: CHED）等が担っている。特に、CLFZ との関連では、CHED は、カカオ栽培州の郡およびコミュニティレベルに幅広い普及員ネットワークを有しており、同普及員は児童労働に関わる意識向上や啓発等の諸活動にも従事している[166]。

COCOBOD は、児童労働に関連する以下の各種イニシアティブを実施している[167]。

表 3-23　COCOBOD における児童労働関連の事業やイニシアティブ

イニシアティブ	イニシアティブの概要	支援パートナー
環境・社会管理システム（ESMS）	2018 年に導入されたカカオ農民やコミュニティの環境、健康、安全を守るための事業枠組み。COCOBOD、その外郭団体、部局、プログラム、プロジェクト、生産性向上活動、請負業者、役務提供者、COCOBOD 運営関係者が対象。「2003 年ガーナ労働法」や「ILO 最悪の形態の児童労働条約（1999 年）」などの国内法および国際法に準拠した基準となっている。これまでに「カカオ生産性向上プログラム（Productivity Enhancement Programmes: PEP）」の ESMS に関わるアセスメントや、普及員等を対象として ESMS 研修を実施している。	アフリカ開発銀行
WFCL に関するカリキュラムを含む普及マニュアルを用いた啓発と意識向上	WFCL に重点を置いた児童労働啓発プログラムの実施[168]。WFCL に関するカリキュラムを含む普及マニュアルが、普及員研修とコミュニティレベルの啓発プログラム等において使用されている。児童労働撤廃のための啓発ラジオ番組（2021 年の 3 カ月番組など）も実施。CSDS II に基づき番組は継続予定。	USDOL
カカオ栽培コミュニティにおける教育支援	CSR 活動の一環として行われている教育支援プログラム。貧困カカオ生産地の幼稚園施設整備などを含む。中等教育レベルのカカオ農家の子どもたちを対象とする COCOBOD 予算による「カカオ奨学金支給制度（Cocoa Scholarship Award Scheme）」では、は 3 年プログラムで約 7 万 5,000 人、4 年プログラムで 1 万人の生徒を支援（年平均[169]。	主に COCOBOD 自己資金による。

[165] USDOL/CLCCG 2020, CLCCG Report:2010-2020 Years Efforts of Reducing Child Labor in Cocoa.
[166] 以下報告書によれば、普及員1人当たりの担当はコミュニティ16～20カ所、カカオ栽培農家2,000～3,000軒とのことである。(p. 38, Monastyrnaya, E, Joerin, J, Dawoe, E and Six J.2016.Assessing the resilience of the cocoa value chain in Ghana, Sustainable Agroecosystems Group Swiss Federal Institute of Technology Zurich, ETH Zürich
[167] COCOBOD は、2000 年代、ガーナにおける「カカオ産業における最悪の形態の児童労働の撤廃のための国家プログラム（NPECLC）」実施に関与していた経緯がある。
[168] CLCCG の「10 年報告書（Ten Year Report）」によれば、COCOBOD は CHED をつうじてカカオ生産地 7 州で啓発ラリー、グループミーティング、家庭訪問を実施し、延べ 33 万人が参加した（USDOL/CLCCG 2020）。
[169] COCOBOD の児童・生徒教育支援に関するウェブサイト（https://cocobod.gh/social-responsibility-category/cocobod-child-education-support）。（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

生産性向上	・農家のカカオ栽培収入向上と労働負担の軽減を目指した、生産性向上制度の実施。耐病性ハイブリッド種子の生産と配布や、集団剪定、肥料補助金制度、黒実病予防／カメムシ駆除農薬の集団散布、CHED による老朽／低生産性カカオ農園の再生、機械化支援などがある。 ・2019 年 11 月、アフリカ投資フォーラム（ヨハネスブルク）で、COCOBOD による PEP 支援に向けた 6 億米ドルの協調融資契約に調印。これにより生産性向上活動を幅広く実施する。PEP の融資元はアフリカ開発銀行、JICA、その他開発金融機関。	アフリカ開発銀行 JICA 南アフリカ開発銀行 その他金融機関
所得適正化のための補償制度（LID）	・LID 政策は 2019 年にガーナとコートジボワールの政府が開始。両国は世界のカカオ豆生産の 3 分の 2 を占めており、カカオ農家の貧困に取り組むため、LID を通じて世界のチョコレート市場の付加価値に占める農家の取り分拡大を目指している。 ・両国は、2020／21 年収穫期から全てのカカオ販売に対して 400 米ドル／トンの LID プレミアムを適用することで、合意している。[170] ・カカオの国際価格が下落した場合のバッファーとなる価格安定基金の創設。	COCOBOD EU その他、民間セクターを含むステークホルダー。
カカオ・モニタリング・システム（CMS）[171]	・COCOBOD はアフリカ開発銀行（African development bank: AfDB）の支援でカカオ・モニタリング・システム（CMS）を開発。 ・カカオ生産者や流通業者等を包含する統合データベース。COCOBOD の中央ポータルと農家を含むサプライチェーン内のステークホルダーをつなぎ、カカオ豆の国内取引や、投入材の入手、補助金その他の COCOBOD による公的サービス提供を効率化するシステム。 ・2019 年、ウェスタン・サウス州でシステムのパイロット運用を開始し、2021 年にはアシャンティ州での導入に着手。 ・CMS ではカカオ農家を地理情報システムにより登録し、生体認証 ID カードを発行することで、カカオ農家に関わる詳細データを全て電子的に把握（農家とその従業員の土地保有関係、農場の所在地と規模、人口（子ども含む）、農家の健康状態、その他農家の社会経済的データなど）。 ・CMS は GCLMS と連携することで、カカオ生産州における児童労働の監視に有効なデータを提供できる可能性がある。	アフリカ開発銀行
ブロックチェーン技術を利用した児童労	FAO は、EU 資金により、ブロックチェーン技術を利用したカカオ・バリューチェーン上の児童労働リスクをモニターするシステム開発と検証のパイロットプログラム	EU FAO

[170] LID の計算は、「生計所得ギャップ」（カカオ農家（カカオ栽培世帯）が自分の所得源から得る実際の所得と「生計所得」との差額）に基づいて行われた。「生計所得実務コミュニティ（Living Income Community of Practices）」によれば、GIZ、国際社会環境認定表示連合（ISEAL）、サスティナブル・フード・ラボのコンソーシアムでは、ガーナの世帯当たりの「生計所得ベンチマーク」を 320 米ドル（2020 年 3 月現在）と計算している。Uncommon Cacao 2020, An Introduction to the Newly Implemented Living Income Differentials (LID) in Ghana and Côte d'Ivoire, https://www.uncommoncacao.com/blog/2020/10/20/the-lid-in-ghana-and-cote-divoire（最終アクセス 2022 年 5 月 25 日）

[171] UCL Ghana Ltd.（CMS の IT コントラクター）の CMS ウェブページ。
http://www.uclghana.com/CMS/index.html#about （最終アクセス 2022 年 5 月 25 日）

働リスク監視システム	を開始。GCLMS や上記 CMS 等関連システムを補完するものとなることが期待される。	
その他のイニシアティブ	カカオ生産者組合の再活性化として。これまで組合登録数は 1 万 1,300 組合に達しており、COCOBOD としては、これら組合が児童労働対策において役割を果たすことを期待している。	

3.5.5. 水産セクターに関連する政策・施策（水産・養殖開発省と水産庁など）

1) 水産・養殖開発省と水産庁

ガーナの水産業、特に零細・小規模水産業において、多くの子どもが児童労働に従事しており、またその子どもたちの多くが人身取引を通じて強制的に労働に従事していることが、各種調査を通じて報告されてきている。

水産業分野を所管する水産・養殖開発省（Ministry of Fisheries and Aquatic Development: MOFAD）は、水産セクターの児童労働やこどもの人身取引について問題を強く認識しており、国際機関やドナーの支援を受けながら、関連する戦略の策定や対策プログラムの実施を図ってきている。水産セクターにおける政府機関については、MOFAD が国家政策・計画を策定し、施策のモニタリング・評価を所管し、実施組織は傘下の水産庁（Fisheries Commission）が担当している。

2) 児童労働に関わる戦略枠組みとプログラム

MOFAD は、水産セクターにおける児童労働や子どもの人身取引を強く問題視して、2016 年に「児童労働および子どもの人身取引撤廃へ向けた水産セクター戦略」（Strategy on Anti-Child Labour and Trafficking in Fisheries）を NPA1 の枠組みや戦略も踏まえて策定した。同戦略が掲げる目的、実施方針、優先施策分野は以下のとおりである。

表 3-24 水産セクターにおける児童労働関連の事業やイニシアティブ

目的 (Objectives)	・水産セクターにおける児童労働と子どもの人身取引を、救出やレファラルなどを通じて少なくとも 60%削減する。 ・児童労働と子どもの人身取引対策に関係する全てのステークホルダーのためにリハビリテーション・再統合プロトコルを策定する。 ・児童労働と子どもの人身取引リスクへ対処する。 ・市民社会による活動促進とコミュニティにおける意識向上と行動変化を行う。 ・ステークホルダーや関係セクター間の連携協力促進へ向けた関係政府機関の能力を強化する。 ・児童労働と子どもの人身取引対処に関係する司法機関の能力強化を通じた違反者の効果的な訴追を推進する。
実施方針 (Principles)	貧困削減、子どもの権利、ジェンダー平等、マルチセクター・アプローチ、中央・地方政府・家族の協働、関連プログラムや計画とのシナジー、インフォーマル・農村経済セクターの労働者自身によるコミュニティベースの解決
優先施策分野 (Priority Areas)	国民の意識向上・アドボカシー、保健、福祉・社会保障、教育、研修と能力強化、社会開発・ディーセント・ワークガバナンス、法制度と執行

このような戦略を策定するとともに、MOFAD や水産庁は、具体的な取組を国際機関や二国間ドナーの支援を受けながら実施している。その一つに、USAID、米国ロードアイランド大学、オランダ SNV などの支援による「持続可能な漁業管理プロジェクト」（Sustainable Fisheries Management Project: SFMP）があり、2014 年から 2021 年までセントラル州にて実施された。同プロジェクトは、沿岸部の持続的な漁業を目的としており、児童労働対策のサブコンポーネントが含まれている。セントラル州沿岸の漁業資源の枯渇などを背景に沿岸部の漁民の貧困化が進展しており、それら漁民の子どもが児童労働に従事し、また人身取引の対象となる事例が多発していることが背景となっている。同プロジェクトを通じて、児童労働と子どもの人身取引の撤廃へ向けた水産セクター戦略の策定を支援した他、対象地域における地方政府やコミュニティによる活動計画づくり、意識向上・啓発活動、CCPC メンバーの能力強化などの諸活動が行われてきた。SFMP の事業は完了したが、後継となる事業が 2021 年から 2026 年の期間で、ウェスタン州、セントラル州、グレーターアクラ州、およびヴォルタ州を対象として実施に移されており、同事業には SFMP を引き継ぐ形で児童労働・子どもの人身取引に対応する諸活動が含まれている。

3.5.6. 鉱業セクターに関連する政策・施策

1) 鉱業セクターにおける児童労働と主要関係官庁（土地・自然資源省および鉱業評議会等）[172]

ガーナの鉱業セクター、特にその多くが違法鉱山である零細・小規模金鉱山（Artisanal and Small-scale Gold Mines: ASGM）では、深刻な児童労働、劣悪な労働条件や森林破壊や土壌汚染等の地域の環境破壊等が大きな問題となってきた。ガーナ政府は、これらを問題視しており、鉱産物の違法採掘にかかる省庁横断委員会（Inter-Ministerial Committee on Illegal Mining）を設置し違法採掘の監視等を実施している。

鉱業セクターを所掌する中央省は、土地・自然資源省（Ministry of Lands and Natural Resources: MLNR）である。同省の所掌は幅広く、土地、森林や野生生物、さらには鉱産資源などの管理、保護と持続的活用にかかる政策形成や監督等が含まれる。一方、鉱業セクターにおける政策・戦略の実施や規制面を担当する実施機関は、MLNR 傘下の鉱業評議会（Minerals Commission）である。

2) 政府政策と児童労働に関わる取組

ガーナ政府の鉱業セクターにおける政策には、「ガーナ鉱産物・鉱業政策（Minerals and Mining Policy of Ghana）」がある[173]。同政策は、児童労働問題の存在を公的に認め、鉱山操業における児童労働を違法行為、また人権侵害として明確に位置付けている点が特筆される。具体的には、同政策文書は、政策の基本方針（Principles）の第 17 項において、鉱産物・鉱業部門においては、ジェンダー等と並んで子どもの権利保護が守られるべき事項として明

[172] ガーナは、金、ボーキサイト等鉱産資源の豊富な国であり、特に金産出量においては、世界第六位、またアフリカ大陸においては最大の産出国となっている。米国 Geological Survey, Minerals Commodities Survey 2022, https://pubs.usgs.gov/periodicals/mcs2022/mcs2022.pdf （最終アクセス：2022 年 6 月 15 日）

[173] 政府鉱産物・鉱業政策は、以下ウェブページよりダウンロード可能。なお、本政策は、2014 年策定の文書である。https://www.mincom.gov.gh/wp-content/uploads/2021/06/Mineral-and-Mining-Policy-Ghana.pdf （最終アクセス：2022 年 6 月 15 日）

示している。また、鉱山操業における健康と安全を取り扱う第七章においては、鉱山操業に子どもを従事させることは違法であることを明記している。加えて、同章では、地方政府が率先して地域の鉱山における児童労働防止のために必要な役割を果たすべき点を指摘している。

下表 3-25 は、当該鉱業セクターにおいて、実施中、あるいは最近完了した主要な児童労働関連の取組である。事業対象地域の地方政府等を主たるカウンターパートとする事業も含む。

表 3-25 鉱業セクターにおける児童労働関連の事業やイニシアティブ

事業・ イニシアティブ名	概要	開発 パートナー
零細・小規模鉱業における児童労働の低減のための戦略開発と実践へ向けたステークホルダー協働プロジェクト（CARING Gold Mining Project）[174]	事業実施期間は、2015 年 12 月から、2020 年 1 月で、実施完了済み。 事業目的は、①ASGM における児童労働削減と労働環境改善へ向けた法・政策・行動計画形成支援、②ASGM に従事する脆弱層世帯の社会保障や生計向上サービスアクセスの確保支援、③鉱業サプライチェーンにおける児童労働・劣悪な労働環境のモニタリング・メカニズム、および④ASGM セクターにおける児童労働削減と労働環境改善促進のためのグローバルネットワークの構築支援	USDOL ILO
ガーナ土地空間修復・小規模鉱山プロジェクト（Ghana Landscape Restoration and Small-Scale Mining Project: GLRSSMP）[175]	世界銀行（国際金融協会）の融資と、グローバル環境基金（Global Environment Facility: GEF）の財政支援を受けて実施中の事業。事業総額は、103.36 百万米ドルの大型事業。資金は融資とグラントから構成。実施期間は、2022 年から 2027 年である。 本件実施官庁は、MLNR、鉱業庁、環境科学技術イノベーション省（Ministry of Environment, Science, Technology and Innovation）および環境保護庁（Environmental Protection Agency）の各省庁。 対象地域における違法 ASGM のフォーマル化支援、違法 ASGM 等による鉱産物採掘により破壊された農地や森林の復旧・修復を含む統合的な自然資源管理の実施支援並びにコミュニティ生計向上支援等を行う。 対象地域は、北部サバンナ地域と南中部カカオ生産地域で、本件パイロット対象地域のアチュマ・ンプニュア郡が含まれている。 事業の立ち上げおよび実施においては、地域の脆弱層等に対して、児童労働やジェンダーに起因す	世界銀行 GEF その他

[174] 事業の詳細情報は以下 USDOL ウェブページにて閲覧可能。https://www.dol.gov/agencies/ilab/caring-gold-mining-project-convening-stakeholders-develop-and-implement-strategies（最終アクセス：2022 年 6 月 14 日）

[175] GLSSMRP の事業詳細はリンク先の世銀ウェブページも参照。
https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/project-detail/P171933（最終アクセス：2022 年 6 月 14 日）

事業・ イニシアティブ名	概要	開発 パートナー
	る暴力などの課題についての情報収集を行い、事業計画や実施手法へと反映させている。	
ガーナ・カカオ・セクターおよび金鉱山セクターにおける強制的・児童労働対処プロジェクト（Tackling Forced Labor and Child Labor in the Ghanaian Cocoa and Gold Mining Sectors）[176]	NORAD からの資金支援を受けて複数の NGO が実施する事業。対象地域におけるステークホルダーのカカオ生産および金採掘における強制労働および児童労働の防止や撤廃へ向けた対処能力を強化する。具体的な活動は、関係省庁、地方政府や地域コミュニティ組織や住民等の意識向上・啓発、対処能力向上、学校教育への再統合、子ども・青少年の職業教育等、救済措置の支援等。 実施期間は、2021 年から 2024 年までの 4 年間。 事業対象地域は、本調査パイロット対象地域とも重なるウェスタン・ノース州ビビアニ・アンフィアソ・ベクワイ郡、アシャンティ州アチュマ・ンプニュア郡を含む対象 4 郡。	NORAD（資金供与） 以下実施機関： レインフォレスト・アライアンス、ICI、ソリダリダッド・西アフリカ

3.5.7. その他の関連する政府機関とその概要

下表 3-26 にて、上記以外の CLFZ との関連のある関係機関やアクターを記す。

表 3-26 CLFZ と関連のあるその他の関係機関・アクター

組織名	概要	CLFZ との関連
人権と公正な行政に関する評議会（Commission on Human Rights and Administrative Justice：CHRAJ）	憲法および CHRAJ 法（1993 年）に基づいて設置された独立政府機関。CHRAJ 本部においては、人権局が子どもの権利に関わる事項を取り扱っている。 人権侵害や行政における公正および汚職にかかる国民からの申し立てについて、調査・あっせん・調停を行う他、ケースによっては法廷への公訴も行う。召喚状発出等の権限や一定の捜査権を有する。また、人権教育も実施。 2020 年度申立件総数 7,523 件のうち、約 3 割強の 2,340 件が子どもの権利に関わる申し立てであったが、そのうち児童労働に直接関わる申し立ては 3 件のみ。 アクラ本部の他、各州に事務所を有し、また郡の多くに事務所を開設。ただし、まだ CHRAJ 事務所が置かれていない郡も存在する。	CHRAJ は、人権にかかる独立機関として NSCCL へメンバー参加。 CHRAJ 公教育局次長の Mr. Avutor は、NSCCL Technical Working Group の議長。 児童労働を含む子どもの権利保護の主要機関として、CHRAJ 郡事務所および職員の役割は重要。
ガーナ警察 (Ghana Police Service)	ガーナ警察は、所管省の内務省（Ministry of Interior）傘下の機関。 ガーナ警察は、女性と子どもを含む家庭内暴力ケースの増加を受けて専門部局である DOVVSU を設置	DOVVSU や AHTU は、深刻な児童労働ケースや人身取引を伴う児

[176] 事業詳細については、以下リンク先の Rainforest Alliance ウェブページより閲覧可能。
https://www.rainforest-alliance.org/in-the-field/tackling-forced-labor-and-child-labor-in-ghana-sectors-project/
(最終アクセス：2022 年 6 月 14 日)

	している。同部局は、児童労働を含む子どもへの社会経済的な虐待ケースなどへの対処や予防も司っており、必要に応じて刑事訴追も行う。また、ケースによっては、医療機関、臨床心理士、郡社会福祉部門や NGO 等関連機関と連携して対処することとなっている。同部局は、専用のヘルプライン電話窓口を持っている。 子どもを含む人身取引ケースに対処する部署を、犯罪捜査局の下部部門として、人身取引対策ユニット（Anti Human Trafficking Unit: AHTU）を設置している。同部門は、人身取引の予防に加えて、人身取引ケースにかかる捜査・逮捕や訴追も行う。ケースによっては上記 DOVVSU 等の他部局と連携する他、社会福祉局等外部組織とも連携。 地方においては、州のみならず各郡の中心的な町に広く警察署を配置している。	童労働ケース等にかかる捜査や訴追等で役割を果たすことが期待される。
市民教育国家評議会 National Commission on Civic Education (NCCE)	NCCE は、民主主義、市民意識の向上や権利・義務に対する意識向上等を目的に市民・公教育を行うことを目的とする独立政府機関。7 名の委員から構成される委員会の下に本部事務局を置き、また国内 16 州と 263 郡全てにスタッフを配置して、政党討論会、各種研修、メディアプログラム、オンラインポータル運営、学校、グループやコミュニティへの出張講義・ワークショップなどを実施。 児童労働世界反対デーや国際ガールズデーの開催支援や児童労働、子どものネグレクトや子どもの人身取引問題等にかかる意識向上・啓発活動を各地で実施。 学校における市民教育クラブ（Civic Education Club）を設置支援して、民主選挙、コロナ禍、子どもの権利を含む人権教育等のプログラムを全国で実施（2020 年度は約 3,500 件のクラブ活動を支援）。	児童労働を含む子ども保護の意識向上・啓蒙プログラムを全国各地で実施してきており、郡やコミュニティレベルの住民動員の経験も豊富であることから CLFZ 諸活動における役割が期待される。
伝統的首長（Traditional Chiefs, Traditional Authorities [177]）	ガーナにおいては、各地の伝統的首長が、地域のコミュニティ住民に対して大きな影響力を有している。ガーナが多民族国家であることから、伝統的首長は、アシャンティ人やエウェ人などの地域ごとの有力民族の伝統と強くつながっている。 伝統法（Customary Law）に基づく伝統的首長の権威と制度は、憲法でも保障されている。 伝統的首長に関しては、伝統的首長・宗教省（Ministry of Chieftaincy and Religious Affairs）が主管省として置かれている。 伝統的首長については、村・コミュニティ・レベルにそれぞれ地域の伝統的首長が置かれ、郡レベルに	本件のコミュニティレベルのパイロット活動においても伝統的首長を巻き込んだ取組を実施している。今後の CLFZ アプローチのさらなる機能化や国内展開においても、引き続き伝統的首長を効果的に巻き込んでい

[177] 制度としての意味合いを含む伝統的首長の英文表記は、Traditional Authorities であり、伝統的権威とも訳し得る。

	対応する伝統評議会（Traditional Council）、州レベルに対応する州首長会議（Regional House of Chiefs）および中央の全国首長会議（National House of Chiefs）が置かれて、地方から中央が繋がる体制が敷かれている。	くことが肝要である。

3.6. ガーナ政府予算と児童労働への予算配分

3.6.1. 政府国家予算（中央および地方）における児童労働・子ども保護の位置づけ：ユニセフ・ガーナ事務所による子ども保護にかかる政府予算分析から

ユニセフ・ガーナ事務所は 2020 年、児童労働も含む子ども保護の観点からの中央省庁と地方自治体の 2019 年度と 2020 年度の予算分析を実施し、同分析結果にかかるレポートを 2020 年 12 月に公開した。同分析では、子ども保護に関わる公的サービスが主たる分析対象であること、また多くの子どもの保護に関わる業務予算を峻別することが事実上不可能であることから、同予算分析では子どもの保護を含む各種社会福祉行政を担当する MOGCSP と MLGDRD の他、州や郡などの地方自治体のみを分析対象としている。子どもの保護、児童労働や CLFZ に関わる事項の概要は以下のとおりである。

- 本予算分析における子ども保護施策の範囲は、子どもに対する暴力・搾取・虐待の予防と対処、子どもの人身取引、児童労働、児童婚、性器切除、子どものネグレクトなど。
- 分析対象の政府組織については、予算情報の制約をふまえて主に以下の 3 項目。
  ① ジェンダー・子ども・社会保障省（MOGCSP）：子ども保護施策の主管官庁。傘下に子ども局（Department of Children）など、子ども福祉に特化した部局を有す。
  ② 地方自治・分権化・農村開発省（MLGDRD）：地方行政府の所管官庁。
  ③ 州・郡議会
- 2020 年度の政府予算全体における上記定義による子どもの保護に関わる予算は 0.26%と分析された。こうしたデータに示されるように、ガーナ政府予算における子ども保護の優先度は相対的に低いと言わざるを得ない[178]。なお、分析において、ガーナ政府の子どもの保護に関わる予算が 2016 年度の 52 百万セディから 2020 年度には 255 百万セディへと大きく増加しているとの結果が出ているが、これは純粋な増加ではなく、2019 年度より、それまで算入されていなかった郡など地方自治体の子ども保護関連予算が MLGDRD 予算へ計上されることとなったことに主に起因するものである。
- MOGCSP と MLGDRD の子ども保護関連予算における人件費の資機材・サービス費に対する予算比率が上昇傾向にある。子ども保護にかかる公的サービス提供においては人的要素が大きいことから、この傾向は好ましいものと考えられる。
- 本文書では、郡予算において、子ども保護に関わる公的サービスの中核部局である SWCD 予算をみなしで子ども保護予算として、簡易な予算分析を行っている。同分析

[178] ただし、この点は、他国の同種の分析と比較したうえでの指摘ではない。今回ユニセフ・ガーナ事務所が実施したような予算分析の他国の実例は限られていること(4 例程度)、また他国の分析もデータが不十分であるため意味のある比較に耐えうる分析結果となっていないとしている。

から、国内 254 郡[179]の予算における SWCD への予算配分は平均で約 20%、本調査パイロット郡が位置するアシャンティ州内郡平均が全国平均とほぼ同じ 20%、ウェスタン・ノース州内郡平均は全国平均を若干上回る 25%を SWCD 予算に配分したとの分析結果となっている。ただし、郡ごとの配分詳細を見ると[180]、郡によって SWCD への予算配分比率は大きく異なっていることも明らかとなった。例えば、ウェスタン州アハンタ・ウェスト郡は実質的に SWCD への配分比率は 0.62%（42,619 セディ）と低い一方で、イースタン州ビリム・サウス郡は、郡予算の 45.32%に相当する約 127 万セディを配分していることになっている。また、2020 年度の 254 郡における SWCD 配分予算の、子ども（0 歳～18 歳）一人当たり配分の中央値は 10.32 セディ、平均は 8.49 セディ。このように、地方自治体における子ども保護関連の予算配分は自治体ごとに大きく異なる。

- 予算書上の各省庁配分と最終的に配賦された予算が大きく乖離傾向にあること[181]、また分析対象の 2 省庁の子ども保護予算が年によって不自然に大きく変動していることなどから判断して、政府予算書の信頼性は低い。
- ガーナ政府は、予算策定における政府施策・事業と SDGs 諸目標との連関強化を図ってきてはいるが、SDGs 目標に業務内容が直結している部局以外は、個別の SDGs 目標ごとの予算配分までは明示していない。従って、子どもの保護・児童労働についても、MOGCSP 子ども局や社会福祉局など関連性の深い部局以外の大部分の省庁予算は他施策・事業と混然一体となっており、児童労働対策・子ども保護予算のみを抽出するのは極めて困難である。今後は、各 SDGs 諸目標へ向けた政府の取組進捗状況をモニタリングしていく観点からも、SDGs 諸目標に対応した政府予算情報の公開が求められる。

3.6.2. 社会福祉関連、その他関連する政策の予算

本調査の主要カウンターパートである児童労働ユニットを含む MELR の 2022 年度プログラム予算案（Programme-Based Budget Estimate: PBB）における児童労働施策・予算などの扱いを以下にまとめる。同予算文書は、ガーナ政府の予算制度に則って、2022 年～2025 年度の MTEF の第 1 年次に位置づけられる。

- <u>国家中期開発政策枠組み（NMTDPF）における MELR 施策</u>：MELR における児童労働にかかる施策は、NMTDPF 上、SDGs 8.7 を含む SDGs 目標 8 へ向けた「雇用および働きがいのある人間らしい仕事創出促進」（Promote the creation of decent jobs）施策に対応するものと位置づけられる
- <u>MELR 上位目標（Goals）</u>：同省の上位目標（Goal）は、「雇用創出促進、労働者の技能開発、調和のとれた労使関係および児童労働撤廃へ向けたより良い政策環境形成」となっており、児童労働撤廃が省の重要施策の一つとして位置づけられていることがわか

[179] ガーナ国内の郡は 260 郡。残りの 6 郡については予算情報が未公開。
[180] 同分析報告書は、一部郡の SWCD 配分比率を示していること以外は、郡ごとの予算分析は含まれていない。
[181] 例えば、2018 年度予算における MLGDRD の執行予算は当初予算を 52%超過していた。

る。

- MELR 政策アウトカム指標・目標：失業率など MELR の 6 つの政策アウトカム指標・目標領域（Policy Outcome Indictors and Targets）の一つとして、児童労働が以下のように取り上げられている。省としての政策アウトカムとして児童労働にかかる明確な数値目標を明示していることは、省として児童労働施策を重視していることを示しているといえる。

表 3-27 MELR 政策アウトカム指標・目標

指標	ベースライン		現状		目標値	
	年	%	年	%	年	%
児童労働発生率	2019	21.8%	2021	21.8%	2024	10%

- MELR 予算（全体）: 2022 年度予算教書のガーナ政府全体予算（案）の 1356 億 GHS（約 2.3 兆円）のうち、MELR への予算配分は 0.2%程度である。一方、その他省庁配分は、多数の教員を抱える MOE が 13.9%、州・郡への配賦予算も含む MLGDRD が 10.4%、医療保健要員を抱える MOH は 7.5%などとなっている。MELR への非常に限られた予算配分は、児童労働ユニットの予算制約や郡レベルにおける脆弱な労働行政体制等の要因と考えられる一方で、州・郡やコミュニティレベルのパイロット活動との関連では、社会福祉、教育や保健、裁判所などの関係する公的サービスの多くは上記の MOE、MOH、MLGDRD など他省庁予算で賄われており、MELR 自体の予算制約の影響は限定的と考えられる。
- プログラム予算 : MELR 予算を少し詳細に見てみると省予算プログラムは、①省運営管理と事務、②雇用創出と開発、③技能開発、④労働行政（Labour Administration）、の 4 つから構成されており、そのうち CLU を含む労働局（Labour Department）の業務予算は、④の労働行政予算が該当する。さらに、労働行政プログラムの 4 つのサブプログラムの第 1 サブプログラム（雇用行政、労働・労使関係、労働査察）の活動目標の一つに、「最悪の形態の児童労働撤廃へ向けた国家計画の実施を調整する」とあることから、CLU の予算はサブプログラム 1 の一部を成すものと想定される。下表は、MELR 予算における CLU 予算に関わるプログラムとサブプログラムの省内配分を示したものである。関係するプログラム 4 とサブプログラム 1 へは、人件費と業務に関わる資機材・サービス費を含めて MELR 予算の 1 割強が配分され、その大部分が CLU 職員、労働局の本局職員や地方配属の労働監督官（Labour Officer）などにかかる人件費である。下表からも、CLU 含めた労働局の限られた予算規模が看取され、CLU による NSCCL を通じた省庁横断の児童労働施策の調整や行動計画の実施モニタリング・支援、GCLMS や CLFZ 普及のための戦略策定、さらには資金調達のためのドナー調整等の諸活動を十分行えないことの要因となっているものと考えられる。

表 3-28 児童労働ユニット予算に関わるプログラムとサブプログラムの省内配分

省庁	予算内容			セディ（GHS）	参考比率%
雇用・労働関係省	省全体予算			203,345,619	100
	プログラム 4：労働行政（児童労働ユニット上部の労働局の業務予算）	プログラム全体予算		72,187,674	35.5（省全体比）
		サブプログラム 1: 雇用行政、労働・労使関係、労働査察	サブプログラム全体予算	9,233,179	12.8（省全体比）
			うち人件費	8,366,886	90.6（サブプログラム比）
			うち資機材・サービス費	866,293	9.4（サブプログラム比）

3.7. ガーナにおける開発パートナーの支援動向

3.7.1 児童労働および関連領域における開発パートナー動向の概況

1) 開発パートナーの全体動向概況

本調査を実施した 2021 年から 2022 年にかけては、ガーナにおける児童労働撤廃へ向けた開発パートナー支援が、改めて活発化しつつある時期と重なった。その意味でも本調査をこのタイミングで実施したことは非常に時宜を得たものであったと言える。

この活発化のグローバルな背景としては、2021 年の ILO 主導による児童労働撤廃国際年、EU におけるデュー・ディリジェンス指令等、国際的な法規定や枠組が急速に強化されつつあること、また 2021 年に公表されたユニセフと ILO による報告書等において、児童労働が改めて増加傾向にあること等に対する国際的な危機感が高まってきていることがある。また、ガーナにおける背景としては、NORC が 2020 年に公表した報告書において、世界第二位のカカオ生産国であるガーナのカカオ生産における児童労働が、依然深刻な状況にあることが指摘されたこともあげられる。2021 年は、ちょうど NPA2 実施期間の最終年ともなっており、NSCCL が CLU を通じて開発パートナーとの連携も含めた実施状況のレビューに着手し始めていたタイミングも重なった。これらを背景として、2021 年から 2022 年にかけては、カカオ・セクターを中心に多くの開発パートナーが児童労働および関連領域に新たに参入し、また新規事業の立ち上げ準備を進めることとなった。

2) 児童労働および重要関連領域における各開発パートナーの概況

以下は、児童労働および重要関連領域における開発パートナーの取組の概要をまとめたものである。表の横軸は児童労働および重要な関連課題領域を示した。児童労働全般および子どもの保護に加えて、教育や社会福祉・社会保障などのセクター、さらには産業分野別に児童労働撤廃へ向けた取組を行っている開発パートナーも多いことから、ガーナにおいて

多くの児童労働が報告されている主要産業分野をカテゴリーに追加した。

縦軸には、各課題領域それぞれについて、法整備、政策・計画策定、モニタリング・統計調査、組織制度整備・強化、資金的支援や、地方等におけるパイロット活動とそのロールアウトなどの支援領域を示した。開発パートナーには、ICI や WCF 等の国際イニシアティブや、国際的な産業団体の一部も加えているが、紙幅の都合上、主要なパートナーに絞って整理した。

表 3-29　児童労働および重要関連領域における開発パートナーの取組状況

課題領域 / 支援領域	児童労働・子どもの保護	カカオ産業の児童労働	鉱業の児童労働	水産業の児童労働	社会福祉・社会保障	教育（基礎教育、職業教育等）
法・規定整備支援	ILO USDOL	ILO	ILO	USAID	ユニセフ	教育セクター・ドナー・グループ 世界銀行 ユニセフ UNESCO WFP（School feeding 等） FCDO USAID JICA
政策・計画策定支援	ユニセフ ILO USDOL	FAO ILO USDOL	ILO	USAID	世界銀行 ユニセフ	
援助調整支援	EU ユニセフ ILO	EU			世界銀行 ユニセフ	
モニタリング・統計調査支援	ILO ユニセフ FAO EU USAID USDOL ICI	FAO USDOL GIZ		ILO USAID	世界銀行 ユニセフ	
組織制度強化支援	ILO ユニセフ USDOL	FAO	ILO	USAID	世界銀行 ユニセフ	
資金支援	EU ユニセフ USDOL	EU AfDB JICA		USAID	世界銀行 ユニセフ	
パイロットおよび同ロールアウト支援	ILO EU USDOL JICA Norway	世界銀行 FAO EU USDOL GIZ ICI WCF	NORAD	USAID	世界銀行 ユニセフ	

上表のとおり、児童労働全般の領域においては、労働の国連専門機関としての ILO、子どもの国連専門機関であるユニセフ、並びに児童労働にかかる国際的な取組を長らく実施している USDOL が、法整備、政策・計画、モニタリングや各種パイロット事業等を実施しており、主要な開発パートナーといえる。これら 3 つの機関は、NSCCL、CLU などの児童労

働にかかる政府の実施体制の強化を過去にも支援してきた実績がある。地方レベルの児童労働のレファラルシステムや救済措置に関わる社会福祉・社会保障分野においては、世界銀行とユニセフが制度構築を含めた活発な支援を行っている。基礎教育を中心とした教育分野については、世銀、ユニセフ、FCDO、USDOL、JICA 等が現地ドナーグループを形成して、技術的・資金的支援を活発な援助調整を行いながら進めている。産業分野別には、カカオ産業において多くのパートナーが活動している。ILO、USDOL、ICI や WCF が長年支援を続けているほか、FAO も取組を強化している。2020 年頃からは、EU が援助調整面を含めて活動を活発化させており、EU の事業実施機関として GIZ も新規プロジェクトを準備中である。カカオ産業以外には、鉱業分野（零細金鉱山等）や漁業分野においても支援が入っているものの、支援パートナーは非常に限られているのが現状である。

3) 援助調整強化の機運

4 月に本調査の一環として開催した CLFZ に関するドナー会合や、2021 年に EU がリードしたサステイナブル・カカオ・イニシアティブのダイアログシリーズなど、本調査期間中に児童労働に関わるセミナーやフォーラムが多数開催された。これらの会合では、カカオ・セクターを中心に、活発化する諸活動について、国レベルおよび開発パートナーレベルでの調整強化の必要性について議論された。特に、児童労働モニタリングやトレーサビリティ、意識向上・啓発活動などにおいて、調整不足のまま多数の活動が郡やコミュニティの現場レベルにて実施されていること、そのために、活動間の一貫性や整合性が不足し、活動内容や活動エリアの重複などが起きていることが、政府や開発パートナー双方から再三指摘された。

児童労働にかかる中央政府レベルの調整については、包括的な計画としての NPA2 の実施プロセスにおいて、また NPA の後継計画枠組の検討が進められる中で、一部開発パートナーを含む多様な関係者を巻き込んだ NSCCL のあり方などが検討されている。児童労働や関連分野・セクターにおける諸活動の調整については、政府のオーナーシップの下で CLU が中心となって進める想定となっているものの、関連する開発パートナーの幅広さと、CLU の規模・体制が釣り合っておらず、十分に機能していない課題もある。今後は、児童労働対策への多様な開発パートナーの参入機会をうまく捉えつつ、中央レベルにおける調整機能をさらに強化していくことが求められる。

もう一つの課題は、地方政府・コミュニティレベルにおいて乱立する開発パートナー・援助機関による事業の乱立である。4 月の CLFZ ドナー会合においては、調査団は、下記図 3-6 を示しながら、セクター横断的且つ多様なアクターを包含する CLFZ の枠組みを軸として、地方政府や地域の関係パートナーが中心となって、各郡・コミュニティ内の事業群を把握・調整し、事業の重複や方向性の相違を含む非効率的な側面を改善していくことを提案した。地方レベルにおける児童労働施策を CLFZ 枠組みをベースとして調整・集約していく方向性は NPA2 においても明示されていることでもあり、同会合においても政府関係者や参加した開発パートナーからは概ね賛同を得られたものと考える。

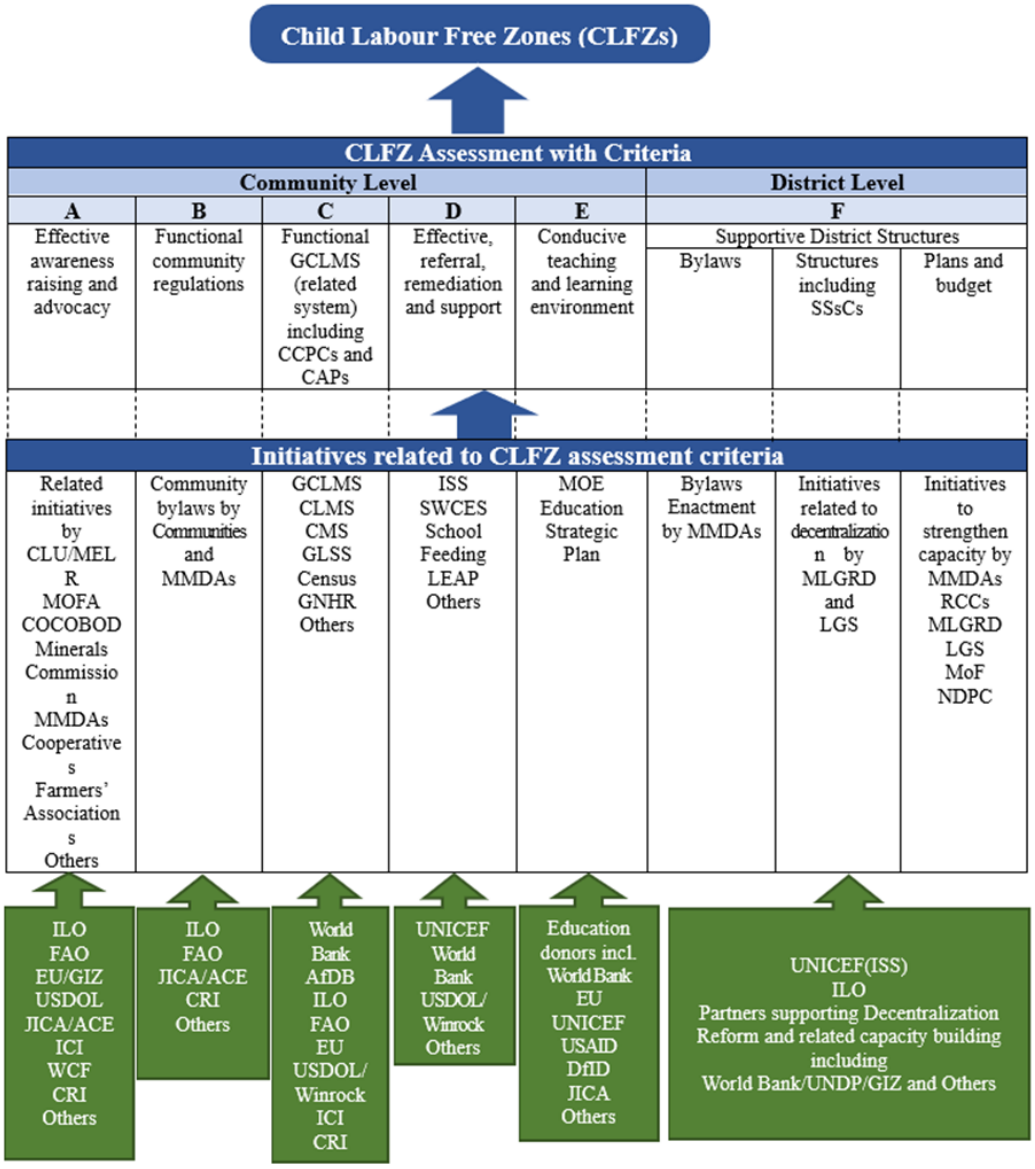

図 3-6　CLFZ 枠組みによる地方政府・コミュニティレベルにおける援助調整イメージ

3.7.2　世界銀行

世銀は、2020 年より進めていた新しい対ガーナ国別パートナーシップ枠組み（Country Partnership Framework: CPF、2020～26 年）の策定を終え、2022 年 2 月の理事会にて承認した[182]。CPF 策定プロセスにおいては、児童労働を含む ESF をふまえたポートフォリオアセスメントや社会的リスク管理の観点からのギャップ分析を実施した。それら分析も踏まえて、同 CPF は、同枠組が掲げる重要目標の一つである「インクルーシブな成長と雇用創出へ向けた経済転換」の項において、農業セクター振興の重要性を指摘しつつ、カカオ・セク

[182] 新 CPF は以下リンクよりアクセス可能。World Bank 2022, Country Partnership Framework for the Republic of Ghana for the Period FY2022 -2026,
https://documents1.worldbank.org/curated/en/823041645721495743/pdf/Ghana-Country-Partnership-Framework-for-the-Period-of-FY22-FY26.pdf　（最終アクセス 2022 年 6 月 10 日）

ターにおける児童労働問題を特出して紹介する等、CPF への児童労働問題の主流化が図られた。なお、世銀ガーナ事務所の体制面においては、2021 年 6 月、児童労働を含む社会的持続性の側面を強化することを目的として、新たに専門官をガーナ現地事務所へ配置している。

また、CPF 策定と並行して新規事業の形成も進められてきており、その一つとしてカカオ・セクター開発プロジェクト（Cocoa Sector Development Project）の立ち上げ準備を行っている。同事業の主目的は、気候変動対策や森林・自然環境保全の観点からのカカオ・セクターの持続性向上のための支援であり、たい肥利用の促進を含むカカオの生産性向上、営農の多様化、非農業就業機会の提供やカカオ生産拡大に付随する森林破壊の防止などが主な活動となるが、世銀 ESF もふまえ児童労働防止や女性のエンパワーメントなどの社会的持続性の側面も強化した事業となる。児童労働については知識や経験が限られており、ユニセフや EU、JICA などとの連携要望があったことから、本調査期間中、世銀本部やガーナ事務所担当官等との情報交換の場を設けた他、本調査の一貫で実施した CLFZ にかかるドナー・セミナー等へも世銀ガーナ事務所からの参加を得てきている。

下表にて、世銀がガーナにおいて現在実施中、あるいは形成中の関連事業を示す。

表 3-30 ガーナにおける世銀の主要事業

事業名称	供与額百万ドル	実施期間	本件調査関連の活動
カカオ・セクター開発計画（Cocoa Sector Development Project）	200（予定）	2023 年度の実施へ向けて準備中。	• 持続可能なカカオ生産およびバリューチェーンの実現を図る。 • コンポーネント 1 においては、COCOBOD の持続可能なカカオ生産振興へ向けた組織管理・調整能力向上とバリューチェーンガバナンス強化を図る。児童労働面においては、カカオ・セクターや COCOBOD の各種関連取組のマッピング等を含めた組織の対応体制強化等を図る。CMS 展開支援を含む。 • カカオ生産性向上を図るコンポーネント 2 においては、女性に焦点を当てた収入向上支援や児童労働にかかるコミュニティ活動計画（Community Action Plan: CAP）等を踏まえた農村インフラ整備支援、農民組織（Farmer Based Organisation：FBO）を通じたカカオ生産性向上においても児童労働側面を踏まえた取組を行っていく方向。 • MELR の CLU 等とも積極的な連携を図り、NPA2 を意識した取組を進める。
ガーナ生産的セーフティネットプロジェクトフ	80.5（うち FCDO	2019 年 6 月～2022 年 12 月	• ガーナ政府貧困世帯向け現金給付プログラム（LEAP）支援 • ガーナ国家家計情報登録システム

事業名称	供与額百万ドル	実施期間	本件調査関連の活動
ェーズ 1（Ghana Productive Safety Net Project：GPSNP, Phase 1）	20.5）		（GNHR）支援 • MOGCSP および MLGDRD の能力強化支援
ガーナ生産的セーフティネットプロジェクトフェーズ 2（GPSNP, Phase 2）	100	実施中。事業期間は 2025 年 12 月までを予定	• 上記 GPSNP フェーズ 1 のスケールアップおよび追加資金供与を目的。 • 支援内容はほぼ同じ。
学習成果のためのアカウンタビリティ強化プロジェクト（Ghana Accountability and Learning Outcomes Project：GALOP）	173.9（うち EFA 信託基金 23.9）	2020 年～2025 年 12 月	• 基礎教育セクターを対象とする政策プログラム借款。 • 政府教育セクター政策（ESP 2018-30）および中期教育セクター開発計画（ESMTDP）を基本枠組として、基礎教育サブセクターにおける教育公平性とアカウンタビリティ強化、困難校における教育の質向上支援を主眼（45 万人の不就学児童支援を含む）とした財政支援を行う。政府は本支援により、現職教員訓練、SMC 強化を通じた住民参加促進、郡教育行政強化、教科書・学習教材供与等を推進。
森林炭素パートナーシップ機構炭素基金（Forest Carbon Partnership Facility　Carbon Fund: FCPF）		基金支払い契約を 2019 年に締結。	• FCPF を活用したガーナ政府による結果に基づく支払い契約（Emission Reductions Payment Agreement: ERPA）。主要なガーナ政府カウンターパート機関は林業委員会（Forestry Commission）や COCOBOD。その他、WCF、モンデリーズ等も関係。ガーナ FCPF の主要目的は、気候変動対策・森林環境保全・持続的農業等。

上記 GALOP プロジェクトでは、JICA のみんなの学校プロジェクトとも連携しているほか、GPSNP については CLFZ とも関連性の深い LEAP プログラム支援や、今後児童労働モニタリングにおいても活用可能性がある GNHR の展開支援も行っており、今後の CLFZ 事業を進めていくにあたっては世銀との継続的な情報共有と連携検討が肝要と考えられる。

3.7.3　アフリカ開発銀行（African Development Bank: AfDB）

アフリカ開発銀行は、長い間、COCOBOD をカウンターパートとして、カカオ・セクターにおける制度・組織改革や、生産性向上やサプライチェーンの潤滑化等を支援している。

現在、アフリカ開発銀行が実施中の主要事業としては、COCOBOD による「生産性向上プログラム（PEP）」支援事業がある。同事業についてアフリカ開発銀行は、JICA（投融資スキーム）との協調融資で 35 億米ドルを目標に融資の供与を実施中である[183]。PEP においては、農家のカカオ栽培収入向上と労働負担の軽減を目指し、生産性向上制度の実施。耐病性ハイブリッド種子の生産と配布や、集団剪定、肥料補助金制度、黒実病予防のための農薬の集団散布、普及局（CHED）によるカカオ老木の植え替えや機械化支援などの活動が含まれる。また、PEP と関連して、児童労働モニタリングとの今後の連関が期待される COCOBOD のカカオ・マネジメント・システム（Cocoa Management System: CMS）の展開支援も支援活動に含まれている。

児童労働との関連では、アフリカ開発銀行は、今後の融資供与にあたっての基盤として、COCOBOD に対して環境・社会管理システム（ESMS）の導入支援を行い、2018 年に同システムの導入と運用へ向けた計画の公表と共に施行が開始されている[184]。同 ESMS は、2003 年のガーナ労働法や ILO の 最悪の形態の児童労働条約（1999 年）などの国内法および国際法に準拠した基準となっており、今後の COCOBOD による施策・事業実施に関わるカカオ農民やカカオ産業など全てのステークホルダーの順守を求める基準となっている。今後同機関における児童労働のさらなる主流化の梃子となることが期待される。

3.7.4 欧州連合（EU）

1) EU サステイナブル・カカオ・イニシアティブ（SCI）

EU は、2021 年より 2.5 百万ユーロの予算を投じて、EU（EU 機構、EU メンバー国、EU 傘下金融機関を含む）、ガーナ、コートジボワール、カメルーンの西アフリカ・カカオ生産国間のカカオ農民の生活が維持できる所得の確保（Decent living income）や、森林破壊の阻止および、児童労働の撤廃を目的としたサステイナブル・カカオ・イニチアチブ（SCI）を開始した。EU は同事業を、2019 年 6 月にガーナやコートジボワールの政府とカカオ・チョコレート製造企業の合意に基づいて開始された LID 制度を補完する取組と位置付けている。同イニシアティブでは、中央や地方レベルにおける政府機関、民間企業、市民社会を巻き込んだ多様なステークホールダーによる協議の機会の提供、農民組合やコミュニティ組織に対する持続的なカカオ生産や再植林などの森林保全や、児童労働法制に関する意識向上や能力強化支援等から構成されている。対ガーナ支援としては、事業総額の約 3 分の 1 にあたる 85 百万ユーロが配分される。

現在の SCI 事業、特に本調査との関わりの深い児童労働、LID やカカオ・トレーサビリティ等コンポーネントについては、FAO とドイツ GIZ が受託済みであり、それぞれ受託事業の本格実施へ向けた詳細な活動計画の最終化の詰めを行っているところである。より詳細は、FAO および GIZ のガーナにおける取組の項でそれぞれ詳述するが、検討中の諸活動は概ね以下のとおりである。

---

[183] その他、南アフリカ開発銀行（Development Bank of South Africa：DBSA）等の他金融機関も同事業へ資金を供与していくこととなっている。

[184] ESMS 導入へ向けた計画文書は、以下よりアクセス可能。COCOBOD 2018, https://esa.afdb.org/sites/default/files/GHANA%20COCOA%20BOARD%20ESMP-102018.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 15 日）

- FAO：児童労働リスクにかかるブロックチェーン技術を活用したモニタリングシステムの開発と試行を含むパイロット活動
- GIZ：活動計画はまだ確定していないが、現時点では、COCOBOD の CMS 展開支援、LID を補完するカカオ農民生計多様化支援、およびガーナ警察や伝統的首長等を通じた意識向上・啓発と活動への主流化等が検討されている。

2) ガーナ・サステイナブル・カカオに関するダイアログ・シリーズについて

在ガーナ EU 大使館は、同イニシアティブ事業準備の一環として、2021 年 4 月より 6 月にかけて、COCOBOD、MELR など政府機関、NGO、民間企業、援助機関などを交えた「ガーナ・サステイナブル・カカオに関するダイアログ・シリーズ」（Ghana Sustainable Cocoa Dialogue）を開催。幅広い関係者との議論を通して、ガーナにおける支援対象領域・活動内容、支援対象組織の絞り込みなど、事業詳細計画の策定や持続可能なカカオに関わるステークホルダー間の調整強化の機運醸成等を図った。同シリーズは、児童労働やカカオ・セクターの持続可能性の向上に向けた支援における連携協調など、本調査の内容にも深く関わるものであることから、本調査団メンバーも参加し、必要に応じて情報をインプットした。以下にて各会合の概要、並びに本団員による対応状況を紹介しておく。

表 3-31 EU との会合概要と対応状況

回	開催日	開催テーマ	児童労働関連の議論状況・本調査団の対応
第 1 回	4 月 15 日	児童労働にかかるトレーサビリティ、透明性と説明責任	• 児童労働を主題とした議論を展開。冒頭ステートメントはバッフォ・アウア雇用・労働関係大臣が行い、ガーナにおける児童労働問題への取組は NPA2 をベースにしており、なかでも CLFZ は GCLMS と並ぶ 2 つの柱の 1 つとして明言。 • CLU ユニット長が CLFZ を中心とする MELR（ガーナ政府）の児童労働関連の取組を発表。 • NSCCL の TWG メンバーの GAWU、GNCRC も発表を行い、CLFZ や児童労働モニタリングにおける CSO の役割を含めた取組の重要性を論じた。
第 2 回	5 月 14 日	カカオ・バリューチェーンにおける森林破壊のトレーサビリティ	• 森林環境保全がメインテーマとなったため、本調査団からは不参加。
第 3 回	6 月 10 日	サステイナブル・カカオ実現へ向けたマルチ・ステークホルダー調整	• 森林破壊、経済的持続性や児童労働も含めた包括的な持続可能なカカオ生産のための連携協調メカニズムの必要性と方向性が議論された。COCOBOD 総裁が、Ghana Cocoa Monitor の名称で新たな連携プラットフォーム新設を論じたが、会合

回	開催日	開催テーマ	児童労働関連の議論状況・本調査団の対応
			においては今後の検討事項となった。
ハイレベル会合	6 月 30 日	サステイナブル・カカオにかかるハイレベル会合	• ラウンドテーブルの総括として、EU 委員、食糧農業大臣（大統領名代）、MELR 大臣や COCOBOD 総裁、欧州ココア連盟会長などの参加によるハイレベル会合として開催。 • 冒頭、雇用・労働関係大臣がガーナにおける児童労働問題とそれに対する政府の取組についてステートメントを述べた。 • 3 回のカカオトークをふまえた今後の取組に関する提言の中に、CLFZ のスケールアップについても検討していくことが含まれた。 • 調査団より会合終盤に CLFZ アプローチの有効性や JICA 支援を受けて MELR がパイロット活動を実施中であることを Zoom のチャット機能を使ってインプットした。

3.7.5 国連児童基金（ユニセフ）

ユニセフ・ガーナ事務所は、現行のユニセフ・ガーナ 5 カ年国別計画（2018～2022 年）における子ども保護プログラムを、以下の 5 つの柱（output）を通じて実施中。実施アプローチやフォーカスは、ユニセフの子ども保護・児童労働にかかる国際戦略の方向性に則したものとなっている。

① 子ども保護の政策や国際的基準に則したガーナ政府法律・規定の整合性強化、子ども保護施策に関わる開発計画や予算強化
② 脆弱で恵まれない立場に置かれた子どもへの質の高い社会保障サービスへのアクセス強化：社会福祉ケースワークやレファラルなどにかかる標準業務手順書（Standard Operating Procedure: SOP）の整備と訓練など
③ 子ども保護にかかる司法サービス（警察、裁判所、CHRAJ、検察等）の能力強化
④ 出生届制度の強化：出生届システム運用強化など
⑤ 子ども保護にかかる地域住民（成人の男女、男子、女子）の意識向上、促進：子ども保護に関する意識向上へ向けたコミュニティ・ファシリテーションキットの整備と普及

ユニセフはその支援活動を、児童労働という狭い柱ではなく、より広い子ども保護、社会保障全体の観点からのシステム強化を図っている。システム強化は、統合的社会サービスシステム（ISS）の郡への導入を軸に進められており、これまで 13 州 60 郡への展開支援を実施中。2022 年までには 160 郡へと対象郡を拡大する予定。なお、同 ISS 事業の 2021 年度の展開対象郡リストに、本調査パイロット対象郡のビビアニ・アフィアソ・ベクワイ郡が含まれている。ユニセフによる ISS を軸とする郡レベルの取組支援は以下が挙げられる。

➢ 国家開発計画委員会策定による郡中期計画策定（MTDP 2021-2024）ガイドライン・モ

ニタリング評価指標への子ども保護関連 2 指標の追加などを通じた、郡開発計画における子ども保護の側面強化支援

- 郡の子ども保護・家庭福祉サービスにかかるセクター横断標準業務手順書（Inter-Sectoral SOP）の開発と普及支援
- SWIMS の開発と導入支援
- ISS 導入と機能化、並びに ISS を通じた子ども保護への取組などを供与条件とする財政支援を実施中。同支援では、各郡あたり最大 50,000GHS（日本円で約 100 万円相当額）を LGS を通じて各郡へ配賦している。

上記の ISS 支援に加えて、ユニセフは、カカオ産業の児童労働に関する官民パートナーシップ（PPP）推進へ向けた技術支援を通じ、PPP の現状分析、ワークプラン策定、費用積算を含む行動計画策定などに関する支援を実施している。

3.7.6 国際連合食糧農業機関（FAO）

FAO は、ガーナにおけるカカオ児童労働に関わるこれまでの支援活動については、COCOBOD 下の普及員等を主な対象として、児童労働についての意識向上を目的とした研修開発と実施支援を主に行ってきた。2021 年より、下記の新たな取組に着手している。

1) ブロックチェーン技術を活用した児童労働リスクのモニタリング・システム開発[185]

2021 年、FAO は、EU の SCI 事業の児童労働に関わるコンポーネントの実施受託機関となった。COCOBOD をカウンターパートとする同 EU 受託事業では、2019 年に実施したインセプション調査の結果も踏まえて、ブロックチェーン技術を活用して、より精緻且つタイムリーにリスクや脆弱性を把握できるシステム開発と試行を現在実施中である。システムの基本コンセプトとしては、小規模カカオ農民世帯の児童労働に対する脆弱性（児童労働の根本原因）を図る指標を設定の上、それら脆弱性を図る指標を用いたデータ集計・推計と監理を行うことを目指すものとなっている。脆弱性を図るための対象項目としては、学校への距離、学校からのドロップアウト、水へのアクセス、出生登録、森林減少、カカオ豆の価格、殺虫剤による事故等を想定し、データ収集は、衛星地図画像等による学校や水源への距離の地理的測定と、調査員による調査データを組み合わせたアプローチを検討しているとのことである。2022 年中にはシステムの構築とテストを終え、同年末までに技術的な検証を終える予定としている。同システムの開発と試行が予定とおり進展した暁には、ガーナ政府のコミットメントや実施資金を確保しつつ、システムの本格的展開を図っていくことを想定している。なお、同システム開発にあたっては、GCLMS や CLFZ 等の関連する政府イニシアティブと相互補完的な取組としていく考えである。さらに、同システムは、COCOBOD、その他政府機関、市民社会組織や国際機関などの関係者・機関も利用できるものとしていく意向。

[185] 当該情報は、2021 年 12 月 7 日および 2022 年 12 月 1 月 26 日、調査団および FAO 本部・アフリカ地域事務所および同ガーナ事務所の間で開催した協議（後者へは JICA 関係者も参加）において聴取した事項を元に作成。

2)　その他関連事業

本調査と関連の深いその他の事業としては、日本政府から 80 万米ドルの支援を受けて、ガーナ食料農業省が 2020 年に開始した「ガーナにおける違法採掘により悪化した環境と小規模農家の生計の回復および気候レジリエンスと食料安全保障の向上―遷移型・多様化アグロフォレストリーによる持続可能なカカオ生産を通して[186]」が挙げられる。同事業は、違法の鉱物採掘により劣化したカカオ農地の再生を図る取組となっている。

3.7.7　国際労働機関（ILO）

ILO は、これまで児童労働に関わる法制度整備や NPA などを含めた政策形成支援と助言に深く関与している。実施中、あるいは最近実施が完了した事業としては以下が挙げられる。

1)　「ディーセントワークのための貿易」プロジェクト（Trade for Decent Work Project）[187]

本プロジェクトは、国際労働基準に準じて制定されたガーナ国内の労働法制の運用支援、および政府、使用者並びに労働者の三者間の社会的ダイアログ促進を目的とする技術協力プロジェクトである。EU 資金により ILO が実施している国際プロジェクトのガーナ事業となっている。実施期間は、2021 年の 1 年間であり事業は完了した。より具体的には、本事業では、児童労働関連では以下のような活動が実施された。

- ILO の重要国際法制に関わる国内法制度整備や施策にかかるロードマップ策定支援
- ILO 国際法制において子どもが従事することが禁じられている危険な仕事のガーナ国内リストの見直しと ILO 提出支援
- カカオ・セクターの児童労働撤廃へ向けたアドボカシー強化の方策を討議する会議の開催
- ガーナ児童労働モニタリングシステム（GCLMS）のコミュニティレベルの実施推進へ向けた、郡労働担当官、社会福祉担当官、および民間カカオ買付企業に対する研修
- CCPC 設置と能力強化へ向けた地方行政組織の支援
- 児童労働および強制労働にかかる ILO 国際法制を踏まえた、ガーナ国内の政府、使用者（組織）並びに労働者（組織）の三者の能力強化ワークショップ開催

2)　8.7 アクセラレーターラボ（8.7 Accelerator Lab）

8.7 アクセラレーターラボ（8.7 Accelerator Lab）とは、ILO 本部が 2021 年より着手した児童労働や強制労働対策に関わる革新的なアプローチ開発や開発協力の連携強化等を図るための国際的イニシアティブである。このガーナでの活動に着手すべく、新たにガーナ常駐の担当官（Country Coordinator）を配置した[188]。新任の担当官は、これまで CLU アドバイザ

---

[186] Recovery of Environment and Livelihoods of Smallholder Farmers Affected by Illegal Mining and Improvement of Climate Resilience and Food Security through Sustainable Cocoa Production with Successional and Diversified Agroforestry in Ghana.

[187] ILO Trade for Decent Work – Ghana については、以下リンク参照。https://www.ilo.org/africa/countries-covered/ghana/WCMS_782061/lang--en/index.htm　（最終アクセス 2022 年 6 月 17 日）

[188] 8.7 Accelerator Lab 詳細については以下リンク先ウェブページも参照。ILO, https://www.ilo.org/global/topics/sdg-2030/goal-8/target-8-7/accelerator-lab/lang--en/index.htm　および ILO https://www.ilo.org/ipec/projects/global/lab87/lang--en/index.htm（最終アクセス 2022 年 6 月 15 日）

ーや TWG メンバーとして活動し、本件調査団の活動へも一部参画してきたメンサ氏であり、4 月の CLFZ ドナー・セミナーへも ILO として参加した。ILO は、児童労働や強制労働にかかる常駐の担当官をガーナに配置することで、ガーナの児童労働に関わる政策や各種施策に関わる支援活動をさらに強化していくものと考えられる。中央レベルにおける関連活動の援助調整や地方レベルの CLFZ 国内展開双方において、ILO、特に 8.7 アクセラレーターラボ担当官とのより密接な情報共有と調整が重要である。

3.7.8 国連移住機関（IOM）[189]

IOM は、2022 年 5 月、新たに対ガーナ国別支援戦略 2022～2025（IOM Ghana Country Strategy 2022～2025）を公表した。同戦略は、①移民と出入国・国境管理、②人身取引対策、③自発的帰還と社会統合支援、④移民と開発、⑤移民の健康、⑥緊急事態への即応体制、対処と安定化の 6 つを重点協力分野としており、全ての重点分野を横断するトピックとしてジェンダー、移民統計や権利に基づくアプローチなどを掲げている。

IOM ガーナは、同国における子どもの強制的な移住問題の核は、内国の強制的児童労働に関わる移動と捉えている。これまで、児童労働が深刻と考えられる農業、零細漁業、鉱山やインフォーマルセクター等について各種調査、意識向上・啓発や措置やコミュニティ・社会への再統合等の取組を、他国連機関を含む援助機関や移民等に関わる所管省である内務省（Ministry of Interior）を含むガーナ政府諸機関等と連携して進めている。

3.7.9 米国労働省（USDOL）

1) ガーナにおける事業概況

USDOL は、米国の NGO、ウィンロック（Winrock International）を実施機関として、2015 年より 4 年間、ガーナにおいてガーナ生産地域におけるコミュニティ活動の推進と青年の雇用機会創出支援事業（Mobilizing Community Action and Promoting Opportunities for Youth in Ghana’s Cocoa-Growing Communities: MOCA）を実施し、2019 年に実施を終了した。同事業では、アシャンティ州とウェスタン州の 40 のカカオ生産コミュニティを対象に、CLFZ ガイドラインにおいても重視されている統合的エリアベース・アプローチ（IABA）を軸として、カカオ生産における児童労働撤廃へ向けた CAP の策定と実施を支援した。同事業を通じ、対象地域の 15～17 歳の児童労働に従事している、あるいは従事するリスクのある約 3,200 人の少年少女が、同事業を通じ職業訓練などへの参加や職業安全衛生などに関する研修を受けた。

USDOL は、上記 MOCA プロジェクトの後継事業として、2020 年末より、ガーナ・アシャンティ州内の主要な 4 つのカカオ生産協同組合を支援対象とする新規プロジェクト「マテ・マシ：持続的且つ統合された取組による児童労働撤廃推進事業（MATE MASIE: Making Advances to Eliminate Child Labor in More Areas with Sustainable Integrated Efforts）」の本格実施を開始している。カカオ生産組合を支援対象とすることについては、上記の MOCA プロジェクト最終評価において、カカオ生産組合が児童労働撤廃推進において有力な協力対象と

[189] IOM のガーナにおける活動詳細は、以下ウェブページより閲覧できる
https://www.iom.int/countries/ghana（最終アクセス 2022 年 6 月 15 日）

して特定されたことを受けて決定された。実施期間は 2020 年 12 月～2024 年 12 月の 4 年間で、事業予算は 4 百万ドルである。

同事業の実施組織については、2020 年 12 月に、ウィンロックと新たな実施契約を締結した。ウィンロックの現地実施パートナーは、MOCA プロジェクトと同じコーデソルト（Community Development Consult Network: CODESULT）である。本 MATE MASIE 事業のガーナ政府側カウンターパートは、中央レベルでは MELR や COCOBOD など、地方レベルでは、アシャンティ州 RCC や対象郡政府のほか、郡内で活動する現地 NGO などとも連携していくこととなる。2021 年は、同プロジェクトの実施戦略、ログフレームによるモニタリング評価枠組みや活動詳細計画の策定・検討のために、それらガーナ政府組織や市民社会組織を含めた関係者とのコンサルテーションを実施した。

本事業の活動計画においては、以下 2 つのアウトカムを設定している。

① 協同組合のカカオの児童労働に関するアカウンタビリティ・メカニズム、並びに政府法執行機関との連携システムの強化
- 協同組合が関わるカカオサプライチェーンにおける児童労働のモニタリングを含む、組合のアカウンタビリティシステムの構築
- 協同組合による児童労働の特定と、特定された児童労働ケースに関する政府労働局やガーナ警察など執行機関との連携強化（執行機関による児童労働に関する法執行のファシリテーション）

② 協同組合による脆弱な家庭に対する支援能力の強化
- 協同組合内メンバー中の脆弱な家庭を特定・把握する能力の強化
- それら脆弱な家庭に対する効果的な支援を行う能力強化、並びに郡社会福祉局など、関係政府機関による救済プログラムへの効果的なレファラルのための組合内のシステム構築・運用の能力強化

2) ガーナ事業評価について

USDOL、全世界を対象に実施している「最悪の形態の児童労働レポート」において、最悪の形態の児童労働に対する各国の対応についての評価も行っており、ガーナについて 2013 年以降は、「最小限（Minimum）」「中程度（Moderate）」「大幅な（Significant）」の各段階で進展がみられることが評価されている[190]。2013 年から 2019 年までの評価は以下のとおりである。

表 3-32 米国労働省によるガーナの最悪の形態の児童労働改善状況の進展評価

評価年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
進展度合	中程度の進展	中程度の進展	中程度の進展	大幅な進展	中程度の進展	中程度の進展	最小限の進展

出所 Finding the Worst Form of Child Labor（2013～2019 年、米国労働省）

[190] 評価基準には、「進展なし（No Advancement）」「評価不能（No Assessment）」も含まれるが、ガーナはいずれも該当していない。

これらの進展の基準となったのは、ガーナ国内で児童労働撤廃に資する新たな制度や計画、法律が制定、施行されたこと、そしてそれに関わる新たな活動プログラムが実施され、成果を上げたことなどが挙げられている。2016 年の「大幅な進展」が評価された背景には、この年に NPA2 が策定されたことのほか、家内労働が児童労働に含まれることが子ども法で明記されたこと、出生児登録の自動化（これにより児童労働者の調査追跡が容易になる）などの進展があったことが挙げられる。2019 年が「最小限の進展」にとどまった背景には、児童労働撤廃に関する新たな制度が作られなかったほか、薬物犯罪に加担する子どもの規制と保護、児童ポルノを含めた女子の性的搾取について、早急な対応が必要であったにも関わらず、対策が取られなかったことが挙げられている。

3.7.10　英国（UK）

外務国際開発省（FCDO）は、2022 年に発表した英国政府国際開発戦略（The UK Government's Strategy for International Development）において[191]、アフリカ地域における重点支援国（Strategic Partners）の一つとしてガーナを挙げている。

対ガーナ支援においては、3 つの重点支援分野の一つとして、児童労働とも関わりの深い女性、子どもや脆弱層を主な対象とした、基本的な公共サービス強化への支援を行っている[192]。具体的な取組みの一つとしては、2018 年から 2023 年までの期間で実施中の「援助を超えた教育支援事業（Education Beyond Aid : EBA）がある。同事業は、脆弱層を中心とする子どもたちへの教育機会の提供、並びにガーナ教育省のより自律的な教育セクター運営管理能力強化促進を目的とする事業となっている。本事業は、教育省本省の改革事務局（Reform Secretariat）の設置支援と、補完的基礎教育プログラム（Complementary Basic Education: CBE）の 2 つのコンポ―ネントから構成されている。後者の CBE は、本事業開始に先立つ 2012 年より支援を続けてきた取り組みの継続事業となっており、不就学児童（Out of School Children）への教育機会の提供を目的として、本事業を受託した複数の現地 NGO による補完的基礎教育プログラムの実施支援を行っている。また、CBE プログラムの持続的な実施体制整備を目的として、教育省本省での CBE 管理ユニット（CBD Management Unit）設立支援や、教育省や GES の基礎教育セクター戦略への CBE プログラムの主流化などを支援している。

英国政府のガーナの児童労働に関わるその他の特筆すべき活動としては、英国内務省監督下の現代奴隷イノベーション基金（MSIF）の資金を活用し、英国の市民社会組織 NSPCC（National Society for the Prevention of Cruelty to Children）が、2017 年から 2019 年においてガーナ北部を主対象として児童労働の意識啓発活動等を行った実績がある[193]。

---

[191] UK FCDO 2022, The UK Government's Strategy for International Development, https://www.gov.uk/government/publications/uk-governments-strategy-for-international-development（最終アクセス 2022 年 6 月 17 日）

[192] その他の 2 つの重点分野は、脱援助へ向けた歳入強化や経済財政管理能力の強化支援および民間セクター振興を通じた経済開発支援となっている。British High Commission in Accra, Profile of Development Work: Ghana（2020 年 9 月公表）、https://www.gov.uk/government/publications/profile-of-development-work-ghana（最終アクセス 2022 年 6 月 17 日）

[193] UK Home Office Modern Slavery Innovation Fund（MSIF）Phase 1 End Term Review https://www.gov.uk/government/publications/modern-slavery-innovation-fund-phase-1-end-term-review（最終アクセス 2022 年 6 月 17 日）

3.7.11　ドイツ（GIZ）

GIZ ガーナは、EU が 2022 年に実施を本格開始した、サステイナブル・カカオ・イニシアティブのガーナ対象事業のうち、生活所得、児童労働およびトレーサビリティに関わる業務を、実施機関として受託している。現在事業の本格着手へ向けて EU との活動パッケージ（Working Package）の最終調整を行っているところである。活動期間は、2021 年 12 月から 2024 年 10 月の約 4 年間である。以下が各トピックにかかる準備状況であるが、一部活動については先行的に実施を開始している。

① トレーサビリティ：COCOBOD が導入を進めているカカオ・マネージメントシステム（Cocoa Management System）の展開と活用促進を目指し、メディアを利用した CMS についての意識向上・啓発活動への支援を検討中である。本格実施に先立っては、COCOBOD が 2022 年初頭に実施した CMS についてのメディア・キャンペーンを既に支援した経緯がある。なお、CMS 展開活動全体については、GIZ に加えて、FAO、世界銀行、アフリカ開発銀行や EU の欧州林業研究所（EFI）なども支援を実施中、あるいは検討中である。

② 生活所得（Living Income）：生活所得については、既に LID の実施国であるガーナとコートジボワールの両国につき、両国の相違を勘案しながら生活所得ギャップの算出を支援した経緯がある。他方、LID イニシアティブから今後得られるものの不確実性はまだ高いことを勘案し、EU SCI による事業においては、カカオの副産物も活用した代替的収入源開発等によるカカオ農民の生計-多様化支援を検討している。当該事業については、先行的にドイツとガーナの研究機関に委託して市場調査を開始済みである。

③ 児童労働：検討中の具体的な支援としては、ガーナ警察を対象とした、児童労働対策のマニュアルや児童労働アセスメント・ツール作成支援、それらを利用した研修やワークショップ開催、並びにコミュニティレベルの児童労働に関わる警察活動などの展開支援がある。また、現在もコミュニティレベル等において大きな影響力を持っている伝統的首長（Traditional Chiefs）との連携についても検討中で、中央と州レベルの伝統的首長協議会（National and Regional House of Chiefs）と協議している。また、CLU の能力強化についても支援対象に含めるか検討中である。

3.7.12　ノルウェー

ノルウェー政府は、NORADが2020年に新たに立ち上げた国際プログラムである「市民社会を通じた現代奴隷制への対処事業（Combating Modern Slavery Through Civil Society）」の一環として、複数のNGO事業への資金協力を通じて、ガーナにおける児童労働問題対処への支援を行っている。なお、資金協力の対象となったNGOは必ずしもノルウェーのNGOに限られていない。

表3-33 NORAD支援によるガーナにおける強制・児童労働関連事業[194]

実施NGO	事業概要
アクションエイド・インターナショナル（Action Aid International）	- ガーナの対象地域において、脆弱層、特に女性と子どもが、農業生産における強制労働に陥ることを防ぐことを目的に、地方政府のモニタリングと対処能力、企業の意識向上とビジネス実践の変更、コミュニティ組織・連合体における反奴隷法制についての普及と反奴隷意識の向上を図る。
レインフォレスト・アライアンス（Rainforest Alliance） 国際カカオイニシアティブ（ICI） ソリダリダッド西アフリカ（Solidaridad West Africa）	- カカオ生産および金採掘に関わるコミュニティにおける強制・児童労働の予防を図る事業。 - 政府、企業や現地市民社会組織等との連携を通じて、対象コミュニティにおける政府の強制・児童労働撤廃へ向けたコミットメントにかかる普及・啓発を推進すると共に、各生産物に関わる企業およびサプライチェーンにおいてジェンダーに適切に配慮された人権保護プロセスの導入を地域で広げていくことで、コミュニティの脆弱層や子どもの強制・児童労働のリスクに対するレジリエンスを強化することを目指す。 3つのNGOのコンソーシアムによる事業で、事業の幹事組織はレインフォレスト・アライアンスが務めている。
反奴隷インターナショナル（Anti-Slavery International）	- ガーナにおける事業においては、家政婦としての労働を強いられている10歳から17歳の子ども、特に女の子の人権保護のための活動を実施する。
ノルウェー労働組合連合（The Norwegian Confederation of Trade Unions）	- ガーナにおける労働組合連合組織を主たるカウンターパートとして、強制労働、人身取引およびWFCLの撤廃へ向けた活動を行う。活動においては、労働組合連合組織に加えて、関係政府機関や雇用者連盟組織や企業などとも連携して進めていく。

3.7.13 スイス

スイスは、SECO や SDC などの政府機関、企業、研究機関や NGO との合同で設立した、サステイナブル・カカオ・プラットフォーム（SWISSCO）等を通じて、ガーナのカカオ産業を支援している。これまでは、開発援助事業として、有機カカオのバリューチェーン構築や農家の生計向上、カカオ製品の品質向上支援等にフォーカスしてきたが、児童労働については最近取組を始めたところである。なお、2022 年 3 月に調査団および JICA が、在ガーナ・スイス大使館および SWISSCO との面談を行った際、SWISSCO は、2023 年にバリューチェーン・プロジェクトの立ち上げを準備中であるとの話があり、また同プロジェクトとの関連で CLFZ との連携に強い関心を示した。

[194] これら事業にかかる情報は以下より閲覧が可能。なお、表においてはガーナにおける実施中事業の内容のみ記したが、これら市民社会組織は、NORAD より受託した資金によりそれぞれガーナを含めた複数国において事業をそれぞれ実施中である。https://www.norad.no/en/front/about-norad/news/2021/norway-supports-civil-society-organisations-in-the-struggle-against-modern-slavery/ （最終アクセス 2022 年 6 月 15 日）

3.8. ガーナにおける児童労働に関連する NGO

ガーナでは 900 以上の様々な NGO や CSO が活動している。特に児童労働の分野で活動を実施する主な NGO を以下にまとめた。なお、カカオ生産の児童労働に取り組む NGO の活動については第 4 章にも記述する。

NGO 名	ガーナ子どもの権利 NGO 連合（Ghana National Coalition on the Rights of Child: GNCRC）
URL	なし
活動分野	アドボカシー、ネットワーキング
活動内容	1996 年設立のガーナにおける子どもの権利保護に関わる NGO、CSO のネットワーク。61 の団体が参加し、子どもの権利についての啓発、アドボカシー、加盟団体の能力強化、資金調達を行っている。

NGO 名	チャイルド・ライツ・インターナショナル（Child Rights International）
URL	https://crighana.org/
活動分野	児童労働撤廃プロジェクト実施（カカオ分野）、アドボカシー
活動内容	1997 年に設立された子どもの権利保護と教育の促進を行う。これまでに 511 の事業を実施し、主に子どもの保護、アドボカシー、教育環境の支援を実施。GCLMS の規定に従い、CCPC の研修を延べ 911 人に対して実施し、計 11 郡における CCPC 設置を支援。活動対象地域はガーナのカカオ生産地とも重なる、アシャンティ州、ウェスタン州、イースタン州、セントラル州、アハフォ州、ウェスタン・ノース州、ボノ州の 7 州。国際的なカカオ企業とパートナーシップを結んでいる。

NGO 名	ケア・インターナショナル（Care International）
URL	https://www.care-international.org/our-work/where-we-work/ghana
活動分野	児童労働撤廃プロジェクト実施（カカオ分野）、アドボカシー
活動内容	1981 年設立の米国の人道支援 NGO。ガーナでは 2008 年よりカカオ商社の Cargill とパートナーシップを組み、カカオ生産地域における支援を実施。4 つのプログラムを通じ 16 万人以上を支援。女性支援が中心だが、「子どもが児童労働から守られ教育を受けられる」ことを明記。

NGO 名	フリー・ザ・スレイブス（Free the Slaves）
URL	https://www.freetheslaves.net/
活動分野	児童労働撤廃プロジェクト実施（鉱山分野）、アドボカシー
活動内容	米国で設立された現代の奴隷制度の撤廃を目指した NGO。ガーナでは、2015 年から現地 NGO ミホソ・インターナショナルとともに、小規模金鉱山での児童労働撤廃の活動を実施している[195]。

[195] Ghana Web, Two NGOs team up against child-labour. <https://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/regional/Two-NGOs-team-up-against-child-labour-381850> （最終アクセス 2022 年 6 月 10 日）

NGO 名	ラブ・ジャスティス・インターナショナル（Love Justice International）
URL	https://www.lovejustice.ngo/
活動分野	児童労働撤廃プロジェクト実施（漁業分野）、アドボカシー
活動内容	2004 年に米国に設立され、主に子どもの人身取引問題の解決を目指すNGO。2019 年よりガーナのヴォルタ湖沿岸での漁業の児童労働、人身取引をなくす活動を実施している。

NGO 名	国際子ども情報機関（International Child Resource Institution: ICRI）
URL	https://www.icrichild.org/
活動分野	教育支援、子どもの権利保護プロジェクト、アドボカシー
活動内容	1981 年に米国で設立された NGO。主に子どもの教育（早期教育）と子どもの権利保護を目的とした活動を実施。ガーナにおいては 15 年以上、教育と子どもの権利保護の活動を実施している。

NGO 名	インターナショナル・ニーズ（International Needs）
URL	https://ineeds.org.uk/countries/ghana/
活動分野	教育支援、子どもの権利保護プロジェクト、アドボカシー
活動内容	1974 年に米国設立され、子どもの教育と権利保護を目的とした NGO。ガーナでは 1984 年から活動を実施し、主に児童労働、人身取引問題を含む子どもの権利保護、学校・教育の支援を行っている。

4. カカオ生産における児童労働の現状と支援動向

ガーナにおける児童労働への対応は、カカオ産業によるイニシアティブにリードされる形で進められてきた経緯がある。今後のガーナでの CLFZ の取組を推進するうえでも、カカオ生産における児童労働に対して業界組織や企業、NGO などこれまで進められてきた取組の動向や、特に欧州を中心に各国で進められている、カカオ・セクターにおける多様なステークホルダーが連携するためのプラットフォーム等の動きや課題を把握することが重要である。

4.1. カカオ生産における児童労働の現状

世界におけるチョコレート産業の規模は 1,300 億ドルで、それを支える世界のカカオ総生産量はコートジボワールとガーナの 2 カ国で約 70%を占めている[196]。2020 年発表の調査報告によると、過去 10 年間、コートジボワールとガーナのカカオ生産地における児童労働は、介入が入った一部の地域や世帯では減少がみられたものの、全体的な比率は実質的に減少していない。それだけでなく、介入が行き届いていない地域や、児童労働の啓発による初期の成果が持続していない地域では、児童労働の増加も指摘されている。この背景には、国の政策として実施したカカオの生産量の増加や、それに伴う労働コストの上昇も挙げられている[197]。

1) カカオ産業における児童労働の動向とコートジボワールとの比較

USDOL は 4 年に 1 回、ガーナとコートジボワールにおけるカカオの児童労働の調査を米国の大学などに委託する形で実施してきた。2010 年と 2015 年にはチューレン大学が、2020 年には NORC が、以下のような調査結果を発表している。

表 4-1　ガーナおよびコートジボワールのカカオ産業における児童労働の推移

発出年（調査期間）	ガーナ		コートジボワール	
	（児童労働）	（危険有害な児童労働）	（児童労働）	（危険有害な児童労働）
2010 年 (2008-2009)	947,777	931,005	809,835	791,181
2015 年 (2013-2014)	918,543	878,595	1,203,473	1,153,672
2020 年 (2018-2019)	765,754	713,419	790,647	765,233

出所 : Final Report, 2013/2014 Survey Research in West African Cocoa Growing Area.（2015, Tulane University）、Final Report: Assessing Progress in Reducing Child Labor in Cocoa Production in Cocoa Growing Areas of Côte d'Ivoire and Ghana.（2020, NORC）

[196] World Economic Forum「Cocoa's bittersweet supply chain in one visualization」https://www.weforum.org/agenda/2020/11/cocoa-chocolate-supply-chain-business-bar-africa-exports/ （最終アクセス 2022 年 5 月 20 日）

[197] NORC, 2020. Final Report: Assessing Progress in Reducing Child Labor in Cocoa Production in Cocoa Growing Areas of Côte d'Ivoire and Ghana.

これらの調査ではそれぞれ実施方法が異なるため、経年での数値の比較には注意が必要であるが、2020 年発表のレポートでは、ガーナとコートジボワールいずれにおいても、前回調査よりも児童労働者の数は減少した。しかしながら、ガーナで約 76 万人、コートジボワールで約 79 万人の子どもが児童労働に従事しており、そのうち危険有害労働に従事する子どもの割合が、ガーナで 93.1%、コートジボワールで 96.8%と深刻な状況が続いている。カカオ生産における危険有害労働の種類としては、鋭利な道具の使用、子どもにとって重すぎる荷物の運搬、農薬の使用が指摘されている。

同調査によると、ガーナとコートジボワールの農業生産地帯では、10 年間で就学率の大幅な向上が見られたという。ガーナでは 4～11 歳の子どもの就学率が 89%から 96%に（コートジボワールは 60%から 81%）、12～14 歳では 93%から 97%（コートジボワールは 68%から 88%）に向上している。

同レポートでは、これまでカカオ生産地域で行われてきた児童労働への介入についてもレビューしており、学校を基盤としたアプローチが有効で、学習環境を改善し、インフラや教材、水や給食へのアクセスを支援することが、児童労働を予防するのに有効であるとしている。そのほか、学校建設、農業技術研修、道路建設なども効果があるとしている。介入方法としては、トップダウンよりもコミュニティ参加型のボトムアップ・アプローチの方が効果は高く、地域行政と緊密に協働することにより、コミュニティや行政、NGO、産業界、国際機関などのドナーといった様々なアクターを巻き込んだアプローチをとることが効果的であると分析している。これらは CLFZ ガイドラインのコンセプトとも合致している。

USDOL は、コートジボワールでは、より深刻な子どもの強制労働（Forced Child Labour）が懸念されていると報告している。フランス語圏であるコートジボワールが、周辺のフランス語圏の国からの移住や労働移動に関連しているとの指摘もある。ガーナにおいても、周辺国出身やガーナ北部の子どもが人身取引の被害に遭う事例が報告されている。

2)　ガーナにおける移住者と児童労働、子どもの人身取引の関連性

ガーナのカカオ生産地は、カカオの生育に適する気候条件により南部一帯、特に南西部に多いが、カカオ生産に「小作人」（Care Taker）として従事する労働者は、ガーナ北部や周辺国（トーゴ、ブルキナファソなど）からの移住者が多いことが、現地 NGO の聞き取りやレポートで判明している。GLSS6 によると、11～17 歳の子どものうち 20.5%が両親以外のおとなと暮らしている。この中には、家族の元を離れて移住して働いている子どもが含まれている可能性があり、人身取引のリスクとの関連性も推測される。ACE の活動地域でも、子どもが人身取引によってカカオ生産地で児童労働に従事しているケースが見つかっているほか、移住労働者の家庭の子どもは地域に住民登録もないため、就学する可能性が低く、児童労働に従事するリスクも高いことが分かっている。

ガーナでは、漁業や鉱山労働の現場においても、子どもの人身取引のケースが報告されており、労働移住や人身取引と児童労働の関連性には特別な留意が必要である。

4.2. カカオ産業の児童労働に対する国際的な経緯と支援枠組み

4.2.1.　CLCCG 以前（2001～2010 年）

カカオ産業における児童労働への取組は、最悪の形態の児童労働の解決に向けて、2001 年

に米国で合意された「ハーキン・エンゲルス議定書」に遡る。この議定書に基づいて、チョコレート産業界が資金を拠出して国際カカオイニチアティブ（ICI）が設立され、主なチョコレート企業の児童労働に関連する取組は ICI が実施する構図ができ上がった。

この議定書の当初目標では、2005 年までをめどに、「米国に輸入されるカカオ豆やカカオ製品に児童労働や強制労働がないことを認証するシステム」を構築することを目指していたが、実際にはこの目標は達成されず、議定書の締結から 10 年ほどは、各個別の企業が、レインフォレスト・アライアンス認証や国際フェアトレード認証などの第三者認証を受けたカカオ豆の調達に取り組むことにとどまっていた。この背景には、「2010 年には世界のカカオ供給量が 100 万トン程度減少する」との業界予測があり（当時）、各社ともカカオ豆の原料確保のために認証カカオの囲い込みを行っていたとも読み取れる。欧米各社が認証カカオ豆の調達を競い合いながら児童労働の解決を目指す一方で、「ハーキン・エンゲルス議定書」の締結から 10 年間は、カカオ生産における児童労働の実質的な削減に大きな進展が見られなかった。また、初期に目標として掲げられていた、上述の「米国でのカカオ豆やカカオ製品に児童労働がないことを認証するシステム」の開発も実現しなかった。

4.2.2. 2010~2020 年の動向：CLCCG の 10 年

「ハーキン・エンゲルス議定書」の締結から 10 年目を見据えた 2010 年 9 月には、議定書の署名者であったコートジボワールとガーナの両国政府と USDOL、カカオ・チョコレート産業界の代表組織である世界カカオ財団（WCF）などの関係者が再度集結し、上記議定書で目指したことに継続的に取り組むことを目的とした、連携のための共同アクション宣言（Declaration of Joint Action）を採択した。この宣言では、「2020 年までにコートジボワールとガーナのカカオ生産地域における最悪の形態の児童労働を 70%削減する」ことを目標に掲げて、下記の活動を共同で実施するための「共同アクションフレームワーク」を策定した。

- 子どもを最悪の形態の児童労働から引き離し、または携わることを予防する手段として、子どもに対する教育・職業訓練サービスを提供する。
- 就労年齢の子どもが安全な条件下で働くことを可能にするために、カカオ農業における職場の危険を取り除く保護措置を適用する。
- カカオ産業で働く子どもの家庭を対象とした生計向上サービスを促進する。
- カカオ生産地域における地域ベースの児童労働モニタリングシステム（CLMS）を確立し実施する。
- 児童労働に関する全国調査を少なくとも 5 年ごとに実施する。

こうしたアクションを共同で進めていくために、コートジボワール、ガーナ、米国の主要国政府関係者とカカオ・チョコレート産業界によって結成されたのが、「カカオ産業の児童労働に関する調整グループ（CLCCG）」である。2010 年以降は、CLCCG が中心軸となり、カカオ生産における児童労働撤廃に向けたグローバルな取組を推進し、その中心になる政府や産業界のアクターが、NGO や労働組合などの市民社会組織と連携しながら、それぞれの取組を進めてきた。

CLCCG は、各パートナーの活動の進捗状況を報告し確認することを目的に、毎年 1 回、年次会合を開催。主要パートナーのみが参加する主要会合とあわせて、国際機関や NGO な

ど、他の関係組織を招いて実施するステークホルダーダイアログも実施し、多様なステークホルダーによる学び合いや連携を促進してきた[198]。CLCCG では、2010 年から 2020 年までの活動をまとめた報告書を 2020 年に発表[199]。各パートナー組織の、2010 年フレームワークにおけるコミットメントとその実施状況は以下のとおり。

表 4-2　主な財政的コミットメントと実績

パートナー	コミットメント	実績
コートジボワール政府	宣言で合意した活動実施のために必要な人的、財政的資源を投じる。	• 30 村で最悪の形態の児童労働に対処するため、180 万米ドルを拠出（2011 年）。 • 1,900 万米ドルを関連する活動に配分（2012-2019 年）。 • 2012 年に最悪の形態の児童労働撤廃に向けた国家行動計画（NPA）を策定。この計画の実施のために、2,800 万米ドルが、政府、NGO、民間セクターなどから投じられた（2012-2014 年）。 • 2,400 万米ドルの政府予算を NPA 実施に計上。 • 各パートナーからの拠出と、政府拠出 1,370 万米ドルを含め 1 億 2,700 万米ドルの拠出を計画（2019-2021 年）。
ガーナ政府	宣言で合意した活動実施のために必要な人的、財政的資源を投じる。	• 130 万米ドルをカカオ産業の児童労働撤廃に向けた国家プログラム（NPECLC）の活動に割り当て（2011-12 年）。 • GCLMS を開発し、2010 年より運用開始。 • COCOBOD は、300 万米ドルをカカオ生産地の学校建設やカカオ農家の子どもの奨学金プログラムに拠出（2015-19 年）。 • 2017 年以降は NPA2 や NPECLC2 を実施。
米国労働省	1,000 万米ドルの資金支援。	• コートジボワールとガーナのカカオ生産地域の児童労働の削減と予防をめざした 6 つのコアプロジェクトの実施に 2,900 万米ドルを拠出。 • 追加の技術支援プロジェクトに 1,200 万米ドル拠出。 • 2020 年、上記 2 カ国で、カカオ農民組合を通じたカカオサプライチェーンの児童労働削減に向けた技術支援プロジェクトに対し、追加で各 400 万米ドルの拠出を発表。
世界カカオ財団	新規に 5 年間で 700 万米ドルの資金を拠出。必要に応じて、追加で 300 万米ドルの拠出。	• 2014 年までに、技術支援プロジェクトに対して 1,010 万米ドルを財政支援（個別企業によるプロジェクトや ILO との官民パートナーシップ事業を含む）。 • WCF 加盟企業 10 社による連携プログラム「カカオ・アクション（Cocoa Action）」を通じて、2 億 1,500 万米ドルをコミュニティ開発プログラムに拠出（2015-2020 年）。 • コートジボワールにおいて、2025 年までに、3,000 万米ドルを子どもの学習・教育基金（Children’s Learning and Education Facility: CLEF）に投資することを発表（2020 年）。

出所：CLCCG Report: 2010-2020 Efforts to Reduce Child Labour in Cocoa (2020)を元に作成

[198] ACE も 2017 年より参加。

[199] Government of Côte d’Ivoire, Government of Ghana, U.S. Department of Labour, International Chocolate and Cocoa Industry, 2020. CLCCG REPORT: 2010-2020 Efforts to Reduce Chile Labor in Cocoa.

USDOL の支援により NORC が実施した調査の結果、CLCCG の当初の目標が達成できなかったことが明らかになった。またハーキン・エンゲル議定書の枠組みが 2020 年で終了することから、 CLCCG の主要メンバーにおいては、2019 年より、ユニセフ、ILO、ICI などを巻き込みながら、「子どものためのカカオ・イニチアチブ（Children First in Cocoa Initiative）」との名称で新たな官民パートナーシップの枠組みの検討が進められてきた。2020 年には、貧困削減、子どもの保護、質の高い教育、子どもの生存と健康の、4 つの重点分野について取り組むことをまとめた趣意書に合意。コートジボワールとガーナの両国において定められている、児童労働撤廃に向けた国家計画をベースに取組を進めるとの前提も合意された。

その後、コートジボワールにおいては、カカオ・チョコレート関連企業が 2025 年までに 2,500 万米ドルを、子どもの学習・教育基金（Children's Learning and Education Facility: CLEF）に投資することを決定。ジェイコブス財団（Jacobs Foundation）を通じて、500 万人の子どもたちに質の高い教育へのアクセスを保障する計画である。

ガーナにおける新たな官民パートナーシップ事業については、2020 年の COVID-19 のまん延や同年 12 月の大統領選挙などの影響により協議が遅れていたが、2021 年春より協議が再開されている。NPA2 への位置づけを明確にしたうえでの実施を検討していたが、NPA2 の実施期間が 2021 年のため、次の国家計画との整合性をもとに取組の方向性が検討されている。

4.2.3. 2020 年以降：EU のデュー・ディリジェンス強化

2020 年以降の国際的な流れとしては、EU における環境・人権に関するデュー・ディリジェンス規制強化の流れを受けて、カカオのサプライチェーンにおける環境面・社会面への対応能力強化のためのカカオ生産国支援が EU を通じて進められている（詳細は 3 章 3.7.4 を参照）。

4.3. カカオ・チョコレート産業、企業の取組

4.3.1. カカオ・チョコレート産業界の動向

1) 世界カカオ財団（WCF）

持続可能なカカオ産業の実現を目的として設立された業界組織である WCF には、世界中のカカオ、チョコレートに関わる製造業、加工業、商社など 97 社が加盟しており、これら加盟企業全体で、グローバルなカカオ市場の 80%以上を占める。日本企業も 12 社が加盟している[200]。活動地域は、アフリカ、東南アジア、アメリカ大陸で、世界のカカオ生産地域全体をカバーする。2001 年のハーキン・エンゲルス議定書の締結以降、WCF や加盟各企業は、カカオ生産における最悪の形態の児童労働撤廃を目指して、さまざまな取組を行ってきた。

2010 年の CLCCG による共同宣言以降、2014 年までの期間は、共同アクションフレームワークに基づいた活動を個別企業のイニシアティブで実施する方法が取られてきた。主な活動は、児童労働や子どもの教育に関する啓発活動のほか、制服や学用品の支給や学費の支援、教室・教員宿舎・トイレの建設などで、井戸やソーラーパネルの設置などのインフラ整

[200] WCF に加盟する日本企業は、ブルボン、大東カカオ、江崎グリコ、不二製油、不二家、伊藤忠商事、ロッテ、明治、名糖産業、森永製菓、立花商店、東京フード。World Cocoa Foundation. Our members. https://www.worldcocoafoundation.org/about-wcf/members/（最終アクセス 2022 年 6 月 5 日）

備も含まれる。

表 4-3　2010-14 年の共同アクションフレームワークに基づいた各社の活動

会社名	プログラム名（財政規模）	主な内容
ハーシー（The Hershey Company）	ココア・リンク・プロジェクト（The Cocoa Link Project）（60 万米ドル）	• ガーナ農村部のカカオ農家に農業情報や社会情報を配信。農家がリアルタイムにフィードバックを得られるインタラクティブなプラットフォームを提供。
モンデリーズ（Mondelez International, Inc.）	ココア・ライフ・イニシアティブ（Cocoa Life initiative）（154.8 万米ドル）	• ガーナのカカオ農家の生活向上と児童労働の削減を通じて、カカオ農村地域を支援するための総合的アプローチ。 • リスクのある子どもを抱える家庭の収入向上と子どもの教育機会の拡大。
ネスレ（Nestlé）	ココア・プラン（Cocoa Plan）（150 万米ドル）	• コートジボワールの 40 のコミュニティで学校の建設や改修。 • 児童労働の発生率を含む教育のベースライン評価の実施。
バリーカレボー（Barry Callebaut）	農村の学校・学習センタープロジェクト（The Quality Partner Program Rural Schools & Community Learning Centers Project）（30 万米ドル）	• コートジボワールの 2 つのコミュニティで小学校を建設。教員宿舎、水ポンプ、ソーラーパネルの設置を含む。
フェレロ（The Ferrero）	ココア・コミュニティ・コミットメント（Cocoa Community Commitment）（114.2 万米ドル）	• ガーナの国家プログラムと連携し、162 のコミュニティにモニタリングシステムを拡大。 • 8 コミュニティには情報技術習得のため PC とインターネット接続を提供。
マース（Mars Incorporated）	ビジョン・フォー・チェンジ（Vision for Change Program）（271.3 万米ドル）	• コートジボワールのコミュニティ支援の総合的活動、児童労働に関する意識向上、コミュニティの能力強化、リスクのある子どものいる家庭の収入向上。 • 57 のコミュニティで開発計画を策定。

出所：CLCCG Report: 2010-2020 Efforts to Reduce Child Labour in Cocoa (2020)、p.67～68 を基に自主作成

また、2012～14 年には、カカオコミュニティ開発基金（Cocoa Community Development Fund）を設け、コートジボワールにおいて、カカオ生産コミュニティや個別の家庭に対して、児童労働の根本原因であるインフラや家庭の経済状況などに対応するための、小規模な助成金や奨学金を支給する、コミュニティチャレンジ助成金（Community Challenge Grants）やカカオ農家への奨学金（Cocoa Family Scholarship）プログラムも実施した。

表 4-4　助成金・奨学金プログラム

プログラム名	主な内容
Community Challenge Grants	生活や教育の発展の妨げとなる課題解決のために小規模なインフラやサービスを提供。
Cocoa Family Scholarship	女性に対して子どもの教育支援と事業への投資のための助成金を交付。

出所：CLCCG Report: 2010-2020 Efforts to Reduce Child Labour in Cocoa (2020)、69 ページを基に自主作成

WCF では、ILO や USAID との官民連携パートナーシップのプログラムも実施してきた。

表 4-5　官民連携パートナーシップ・プログラム

プログラム名（財政規模）	主な内容
ILO-IPEC 官民パートナーシップ・プログラム、コートジボワールとガーナのカカオ生産地における児童労働撤廃（Combating Child Labor in Cocoa Growing Communities in Ghana and Côte d'Ivoire 2010-2014）（200 万米ドル）	• ガーナとコートジボワールにおいて、コミュニティレベルの児童労働モニタリングシステムの開発・普及。 • 政府、社会的パートナー、カカオ農家の能力強化と役割の強化。
USAID 教育機会を通じたカカオ農家のエンパワメント（The Empowering Cocoa Households with Opportunities & Education：ECHOES）　Alliance, 2007-2014 (10.5 百万米ドルの USAID 無償資金と 4.8 百万米ドルの民間セクターからの投資)	• コートジボワールとガーナにおいて、カカオ生産コミュニティの能力強化を図ることをめざし、生計向上と識字教育、基礎教育を組み合わせたアプローチを導入。おもに若者層が対象。 • 識字教育センターや母親のための情報センターの設置、幼稚園や学校建設（おもにコートジボワール）のほか、学校運営委員会の能力強化を通じた児童労働に関する啓発活動の促進。 • 学校での農業クラブの設置、実験農場の開設、生徒を対象にした農業訓練など。
USAID 村落貯蓄融資組合支援プロジェクト（Industry VSLA Project）2010-2020（2 百万米ドル）	• 2019 年 4 月より、WCF メンバーのグローバルチョコレート企業 8 社が USAID と提携し、コートジボワールの村落貯蓄融資組合（Village Savings and Loan Association: VSLA）を支援（VSLA は女性約 20 人のメンバーで構成）。 • 101 の新しい VSLA が設立され、そのうち 32 は金融機関と連携。

出所：CLCCG Report: 2010-2020 Efforts to Reduce Child Labour in Cocoa (2020)、p.67, 69 を基に自主作成

WCF は、産業界による取組の効果と成果を評価するための調査[201]を実施し、産業界による取組には、児童労働を削減する一定の効果があったと結論付けている。具体的には、産業

[201] NORC（WCF）「Assessment of Effectiveness of Cocoa Industry Interventions in Reducing Child Labour in Cocoa Growing Areas of Cote d'Ivoire and Ghana」
https://www.worldcocoafoundation.org/wp-content/uploads/2020/10/WCF-Report_NORC_Final-10_17.pdf
（最終アクセス 2022 年 6 月 12 日）

界が主導してプログラムを実施したコミュニティでは、特に介入のないコミュニティと比較して、子どもに児童労働をさせる家庭の割合が、コートジボワールで 23%、ガーナで 16%減る傾向があったとしている。

2020 年 11 月の WCF のパートナーシップ会議のセッションで発表のあったカカオ・アクション（Cocoa Action）の評価では、Cocoa Action は同業の企業同士が競争相手としてではなく、ともに同じ課題を解決すべきパートナーとして信頼関係を築き、連携を進めたことは評価できるとした一方で、下記のような課題があったことを指摘した。

- 各プロジェクトレベルでの指標の達成にとどまっており、問題を生み出している構造に変化をもたらすことができていない。そもそも、システム変容を起こすようなプログラムの設計にはなっていなかった。
- 産業界のコラボレーションは促進したが、ステークホルダーの巻き込みはできていなかった。特に、カカオ生産国の政府や地方行政の関係者の巻き込みが必要である。

これらの教訓は、中央政府や地方自治体がイニチアティブを取り、コミュニティレベルで必要な仕組みが構築され、対策が講じられることを目指した CLFZ 制度を進めていく重要性を示唆していると言える。

2) 国際カカオイニシアティブ（ICI）

ICI はハーキン・エンゲルス議定書によって立ち上げられた組織で、産業界、政府、NGO などの関係機関と連携して、カカオ生産における児童労働を撤廃し、子どもたちの生活改善を目指して活動を行っている。おもにカカオ産業に属する企業との協業による、責任あるカカオのサプライチェーン管理と、子どもを中心としたコミュニティ開発の 2 つを柱に、コートジボワールとガーナ、その他西アフリカや中央アフリカのカカオ生産国を中心にプログラムを実施してきた。

(1) 児童労働モニタリング・是正システム（CLMRS）

2015～2020 年の戦略においては、児童労働モニタリング・是正システム（Child Labour Monitoring and Remediation System: CLMRS）を通じて、カカオのサプライチェーンにおいて責任あるリスク管理システムを浸透させることに重きを置いて取り組んできた。CLMRS は、1990 年代から ILO が発展させてきた児童労働のモニタリング手法をベースに[202]、2012 年に ICI が開発した。昨今の人権デュー・ディリジェンスへの対応ニーズから、サプライチェーン上の児童労働をなくすツールとして一定の効果があることから、企業により広く用いられている。WCF やカカオ関連の各国のプラットフォームにおいても、活動の目標やモニタリング指標の一つとして、CLMRS の導入率が掲げられる傾向がある。

ガーナにおいては、国が整備した GCLMS が存在しており、それと並行して民間主導による本 CLMRS の普及が進められてきた経緯がある。ガーナ政府はこれら民間のシステムで収集されているデータを GCLMS のデータベースに統合していくことを検討しており、官民の連携、調整によりモニタリングシステムの効率性と効果を高めていくことが重要である。

[202] ILO「児童労働モニタリング（CLM）」
https://www.ilo.org/ipec/Action/Childlabourmonitoring/lang--en/index.htm（最終アクセス 2022 年 5 月 31 日）

表 4-6 CLMRS を目標として用いている事例

組織	ターゲット
ICI	カカオ生産世帯（農家）の 100%が、効果的で持続可能な子どもの保護と人権デュー・ディリジェンスに対応した CLMRS でカバーされる（ICI 2021-2026 Strategy）。
WCF	カカオの直接のサプライチェーンにおける世帯（カカオ農家）の 100%が、効果的で持続可能な子どもの保護と人権デュー・ディリジェンスに対応した CLMRS でカバーされる（WCF 2021-25 Results Framework）。
ベルギー、オランダ、ドイツ、スイス連携プラットフォーム	CLMRS または同等の児童労働の対応システムを、対象となる世帯（カカオ農家）へ 100%導入する（共同モニタリングフレームワークによる目標草案 2021 年）。
モンデリーズ	2025 年までに、ガーナとコートジボワールでココア・ライフ・プログラムを実施する全コミュニティにおいて、CLMRS を 100%導入することを目標とする。

出所：文献調査やヒアリングなどで取集した情報を基に自主作成

ICI の報告によると、2020 年までにガーナとコートジボワールを合わせたカカオのサプライチェーンにおける CLMRS のカバー率は推定 25%である。将来に向けたコミットメントとして、ICI とメンバー企業は、2020～2026 年の活動戦略において、この 2 カ国におけるカバー率を、2025 年までに 100%にすることを目指している[203]。

ICI の報告では、CLMRS の導入により 2015 年から 2019 年までの間にモニタリングが実施されたコミュニティの子ども 21 万 5000 人が受益している[204]。少なくとも 60%の児童労働事例が農民組合レベルで特定され、危険で有害な児童労働の 49%が削減されている。一方で、児童労働をやめた子どもの 23%が、どこかのタイミングで再び危険有害労働に戻ることも明らかになっており、継続的なモニタリングと児童労働のリスクを抱える脆弱な家庭に対する継続的な支援の必要性を示唆している。

(2) コミュニティ開発プロジェクト

子どもの保護を強化し、児童労働の削減のためのコミュニティの能力強化を行う、コミュニティ開発プロジェクトも、ICI のもう一つの戦略アプローチである。2019 年に外部有識者による評価を実施し、このアプローチの効果についての分析を行ったところ、以下のような効果があったことがわかった[205]。

- 危険で有害な児童労働に従事する子どもの数の削減（17%）
- 子どもの平均就労時間の削減（26%）
- 学校の就学率の向上（23%）
- 週当たりの子どもの就労時間の削減（35%）

[203] ICI 「ICI Strategy 2021-2026」 https://www.cocoainitiative.org/sites/default/files/resources/ICI-2021-2026-Strategy_EXEC_summary_EN.pdf（最終アクセス 2022 年 6 月 12 日）

[204] ICI 「Annual Report 2019」 https://www.cocoainitiative.org/sites/default/files/reports/ICI_English_Annual_Report_2019.pdf（最終アクセス 2022 年 6 月 12 日）

[205] 評価対象は、2015～2018 年にコートジボワールとガーナの 75 のカカオ生産コミュニティで実施した活動。

- コミュニティ開発に必要な資金物品提供を通じたコミュニティ住民による貢献が、プロジェクト前の 15%から 33%に向上
- 学校環境の改善として、校舎の建築や修繕、学校給食プログラムの導入、トイレの設置
- 女性の収入や決定権の向上

これらのカギとなったのが、支援対象の CCPC の設置と強化で、これが CCPC による CAP の策定や地方自治体政府との協力関係の構築につながったという。また、CAP の実施への資金や物品調達への貢献が向上したことは、コミュニティ住民のオーナーシップが向上したことも示している。

ICI は 2019 年に、教育の質と児童労働の発生状況に関する調査分析も実施した[206]。学校給食プログラムの有無（ガーナ）や、SMC の訓練の有無（コートジボワール）、学校トイレの有無（両国）が、児童労働の発生割合に影響を与えていることが分かった。また、各要素が単独で児童労働に影響することは少なく、複数の要素が組み合わさったときに強い相関関係があることも分かっている。複数の要素を「教育の質指数（Quality Education Index: QEI）」にまとめると、最も高い QEI のコミュニティにおける児童労働発生率は 10%で、QEI が最も低いコミュニティと比較して 66%も発生率が下がることも明らかになった。多くの子どもは学校と労働をうまく両立させることも分かっており、児童労働の削減においては、教育へのアクセス改善が重要であるものの、それに加えて教育に関わる複数の要素を掛け合わせた対策が重要であることを示している[207]。

4.3.2. カカオのサステナビリティに関わる第三者認証システム

1）主な概要

カカオ生産プロセスにおける、環境や人権などのサステナビリティ課題への対応としては、第三者による製品認証システムが複数存在している。カカオに関しては、レインフォレスト・アライアンス認証と国際フェアトレード認証の 2 つが主流となっている。チョコレートに使用されている認証マークとしては、このほかに UTZ 認証[208]も存在するが、UTZ とレインフォレスト・アライアンスは 2018 年に合併し、2020 年に認証基準や手順を統合した。認証マークとしての UTZ は、最終的にはレインフォレストマークのみに統合されていくことになっている[209]。

なお、2010 年代中ごろまでは、カカオ・チョコレートの主要企業による児童労働への対応は、原料調達に関するサステナビリティ戦略とあわせて、第三者認証を取得したカカオの調達を進めることが主流であった。しかし、類似する認証制度の乱立による手続の煩雑さや非効率さ、認証制度の有効性への課題などを背景に、特にグローバルな大手企業は、独自のサステナビリティプログラムを立ち上げて調達と結びつける手法へと移行している[210]。

---

[206] コートジボワールとガーナの 258 のカカオ生産コミュニティを対象。

[207] ICI, 2019.Education Quality and Child Labour.

[208] 2002 年に開始した認証プログラム。マヤ語で「よいコーヒー」を意味する「UTZ kapeh（ウッツ・カペイ）」の頭文字をとって名称がつけられた。https://www.rainforest-alliance.org/ja/utz/ （最終アクセス 2022 年 6 月 1 日）

[209] 2022 年 6 月現在、2017 年のレインフォレスト・アライアンス基準、2015 年の UTZ 基準からの移行期間にある。

[210] モンデリーズの Cocoa Life Program、ネスレの Cacao Plan、バリーカレボーの Forever Chocolate など。

またこれら認証制度に共通する構造としては、認証のために求められる基準が経済、環境、社会のそれぞれの観点に関して定められていること、原料や製品の認証を受ける組織（生産者組合や企業など）が、その基準を順守するための内部統制システムを構築することが求められること、そのうえで外部監査が実施され、認証の付与の適合性が審査されることがあげられる（認証取得後は 3 年に 1 回など定期的に実施される）。児童労働に関する基準は社会基準に含まれ、ILO 等の国際条約の定義に則って定められている。監査自体はランダムサンプリングで実施され、監査の際に、基準に反する事項が発覚した場合には、不適合事項として指摘され、不適合の重さによって改善までの猶予期間が与えられる。猶予期間内に不適合事項が改善されていれば、認証が付与（継続）されることになる。いずれの認証制度においても、児童労働は重大な不適合事項に含まれており、監査の時点で見つかった場合には即時の認証停止などの対象になってきた。しかし、児童労働に関しては、不適合による認証の差し止めや取り消しをするだけでは課題の解決にならないとの認識が広がり、近年の変化としては、児童労働の予防策や是正策などの対応が図られていることも審査の内容に含まれるようになっている。

また、これら製品認証とは別に、2019 年には「持続可能で追跡可能なカカオに関する国際規格」（ISO:34101）が、2020 年には「持続可能なカカオに関するアフリカ規格」が発表されるなど、持続可能なカカオの生産に関する新たな国際規格も登場している。アフリカ規格においては、危険有害労働のリストを掲示し周知することや、人身取引や強制労働などの最悪の形態の児童労働ケースの即時報告、リスクを特定したうえで予防や是正を取るなどの人権デュー・デリジェンスを、農民グループ・組合が実施することなどを規定している。これら新たな規格の普及状況や効果に関してはさらなる調査や情報収集が必要である。

2）レインフォレスト・アライアンス認証

レインフォレスト・アライアンスは、熱帯雨林や自然環境の保護を主目的として 1987 年に設立された国際環境保護団体で、農業生産者、森林コミュニティ、企業、個人などによって構成される。2021 年 12 月時点で、世界 70 カ国以上で持続可能な農業の推進や認証制度、土地管理のプロジェクトなどを実施している。レインフォレスト・アライアンス認証は 2018 年に UTZ 認証と合併したことを受けて、認証基準や手続きなどを再構築し、2020 年 6 月に「2020 認証プログラム」を発表している。

このプログラムは、①農場とサプライチェーンに分けて適用される「持続可能な農業基準」と、②第三者の審査による保証システム、③サプライチェーン情報を登録し管理するためのデータシステムとツール、の 3 つから成り立っている。農場要件は、①管理システム、②トレーサビリティ、③収入と責任の共有、④農業、⑤社会、⑥環境、の 6 つの領域に分かれており、児童労働に関する要件は、強制労働、差別、職場内の暴力とハラスメントと一緒に、社会に関する要件のうち、5.1 に規定されている[211]。

2020 認証プログラムでは、農業の現場における児童労働を含む人権侵害への対応として、新たに事前評価対処方式が導入された。長年の認証活動からの反省として、基準で児童労働

[211] レインフォレスト・アライアンス（2020）「持続可能な農業基準：農場要件」2020-Sustainable-Agriculture-Standard_Farm-Requirements_Rainforest-Alliance-Ja.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 1 日）

などの人権侵害を禁止するだけでは不十分であること、認証の差し止めや即時取り消しなどはむしろ逆効果であることなどから、認証保有者に対して、予防や積極的な関与、改善への取組を促す方向に転換している。具体的には、児童労働などを防止・監視する内部委員会の設置とモニタリングの実施、問題事例が認められた場合の是正対応が求められている。また、森林保全に関しては、カカオ農園と森林の境界線を GPS による地図と衛星画像で確認しており、すべての認証農園に GPS の位置情報の提出を義務付け、森林破壊のホットスポット特定のためのリスクマップとの照合、アグロフォレストリーの推進など、生物多様性に配慮した対策なども行っている。

3）国際フェアトレード認証

国際フェアトレード認証は、1997 年に設立された国際フェアトレードラベル機構[212]によって運営されており、国際フェアトレード認証マークは、世界中で 3 万点以上の製品に導入されている。国際フェアトレード基準は、開発途上国の小規模生産者や労働者の持続可能な発展を促進することを目指して設計されており、生産者の対象地域や産品ごとに、生産者基準とトレーダー（輸入・卸・製造組織）基準が設定されている。生産者基準はさらに、小規模生産者向けとプランテーションなど労働者を雇用する組織向けに分かれている。すべての基準に経済、社会、環境の 3 つの領域について基準が設けられており、児童労働と強制労働の禁止は、社会的基準の中に含まれている。小規模農家に対する基準[213]においては、「児童労働と子どもの保護」のセクションに、以下の具体的な項目が明記されている。また、児童労働と強制労働に関するガイドライン[214]を作成し、生産者組織や加工業者へ、正しい定義の理解や適切な対策の実行を促している。

【小規模農家に対する基準で定められている「児童労働と子どもの保護」に関する項目】

- 15 歳未満の子どもの雇用の禁止
- 家庭内での子どもの手伝い（厳密に守られた条件下のみ）
- 18 歳未満の最悪の形態や危険有害労働の無条件の禁止
- 児童労働の救済策の提供
- 児童労働の予防

国際フェアトレード認証においても、基準の設定や認証のための監査によって児童労働が解決できるわけではないことが認識されており、貧困や教育へのアクセス不足などの根本原因への対処や、若者を対象に含めた児童労働のモニタリングと是正を推進するコミュニティプロジェクトを実施している。

国際フェアトレード基準の特徴としては、経済的・社会的・環境的に持続可能な生産と生活を支えることを目的にフェアトレード最低価格を設定していることと、生産地域の社会的発展のための資金としてのフェアトレード・プレミアム（奨励金）を生産者に保証している点である。フェアトレード最低価格とプレミアムは、産品ごと生産地域ごとに生産地域の物価や経済状況の変動などを考慮して、定期的に見直しが行われ設定されている。

---

[212] 英語の正式名称は Fairtrade International。19 カ国のフェアトレード団体と 3 つの生産者ネットワークがメンバーとなっている非営利組織。
[213] Fairtrade International.「小規模生産者向けフェアトレード基準」 https://files.fairtrade.net/standards/SPO_EN.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 1 日）
[214] Fairtrade International. 「児童労働と強制労働に関するガイドライン」 https://files.fairtrade.net/2015_FairtradeChildForcedLabourGuidelines.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 1 日）

4.3.3. グローバルなチョコレート・カカオ関連企業の支援動向

チョコレート製造・販売企業、原料メーカー、カカオ商社も、個別にさまざまなプログラムを実施している。主な企業の取り組みは下記のとおり。

表 4-7 チョコレート・カカオ関連企業の取組

企業名/プログラム名（開始年）	主な内容 （①目標、②主な活動、③主な実績、成果）
バリーカレボー/ フォエバー・チョコレート[215] (2016)	① 2025 年までにサプライチェーンから児童労働を撤廃する。 ② 「OECD の責任ある企業行動に関するガイダンス」に則った人権デュー・ディリジェンスの導入。子どもを中心としたシステム強化とデータによるリスク分析。2020～25 年のロードマップ作成。 ③ 直接調達している農家グループのうち、児童労働の監視・是正活動を実施している割合は 61%。また、2021 年は報告例のうち、25,486 件（＋412%）が改善活動中。
ブロマー・チョコレート/サステイナブル・オリジン[216] （2012[217]）	① サプライチェーンから、2025 年までに最悪の形態の児童労働を撤廃、2030 年までに全ての形態の児童労働を撤廃。 ② コートジボワールでジェイコブス財団が主導する、子どもの学習・教育基金（CLEF）と「早期学習・栄養基金（Early Learning and Nuturition: ELAN）」2 つのイニシアティブに参加[218]。 ③ 直接的なサプライチェーンの 97%に CLMRS を導入。
カーギル/ カーギル・ココア・プロミス[219] （2017）	① 2030 年までにカカオ農家 100 万世帯に裨益する。 ② ICI と連携し、CLMRS を通じて、サプライチェーン内の児童労働ケースの特定、出生証明書の普及、学校教材の配布、学校へのアクセス改善、学校管理の強化、子ども保護委員会の設立など。インドネシアにて、国際 NGO、セーブ・ザ・チルドレンと共同で、CLMRS のオンライントレーニングを実施[220]。 ③ 2020 年には、38,000 以上の農家に CLMRS を導入。
セモア/ 透明性のあるカカオ[221] （2015）	① 最悪の形態の児童労働の撤廃、搾取の防止。 ② OECD と連携し、コートジボワールの農家 60,000 人の報酬の改善。農園学校の設立による、義務教育とカカオ農園での家族労働の両立を支援。 ③ 児童労働に関しては特に記載なし。
フェレロ/ フェレロ・カカ	① CLMRS の導入を通じた児童労働の撤廃 ② 子どもの権利保護に関し、セーブ・ザ・チルドレンとの戦略的

[215] Barry Callebaut/ Forever Chocolate 「Forever Chocolate Progress Report」https://www.barry-callebaut.com/ja-JP/group/forever-chocolate/sustainability-reporting/forever-chocolate-zero-child-labor-202021（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

[216] Blommer Chocolate Company /Sustainable Origins 「Fuji Oil Holdings Launches New Initiatives to strengthen Cocoa Sustainability」https://www.blommer.com/press_releases/20200604_Sustainability-Press-Release-FUJI_BLM.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）。

[217] サステナブル・オリジンプログラムの開始年は不明だが、現在実施しているプログラムは 2012 年に出したコミットメントに基づいている。

[218] CLEF は、カカオ栽培地域を中心に 500 万人の子どもと 1,000 万人の親に質の高い初等教育へのアクセスを提供する計画。ELAN は、5 歳未満の 130 万人の子どもとその養育者に、幼児期の発達と栄養に関する質の高いサービスとトレーニングを提供する計画。

[219] Cargill/The Cargill Cocoa Promise 「Community Wellbeing」https://www.cargill.com/sustainability/cocoa/community-wellbeing（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

[220] カカオ農家 1,100 以上、現地サプライチェーンスタッフ 78 人を対象にトレーニングを実施。

[221] Cemoi/Transparence Cacao 「Transparence Cacao」http://www.raimondicocoa.it/wp/wp-content/uploads/2019/04/C%C3%A8moi-Transparence-Cacao-Light.pdf（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）

企業名/プログラム名（開始年）	主な内容 （①目標、②主な活動、③主な実績、成果）
オ農業価値向上プログラム[222] （2021[223]）	パートナーシップを組み、2017 年にコートジボワールでプロジェクトを開始（20 村対象）。2021 年に 5 年間のプロジェクト継続と拡大を発表（予算 800 万ユーロ）[224]。子どもの保護制度の強化、質の良い教育へのアクセス、栄養のある食事、コミュニティ開発、女性・若者のエンパワメントなど。 ③ 特に記載なし。
ハーシー/ 永遠のカカオ戦略[225] （2018）	① 2025 年までにコートジボワールとガーナのカカオを調達する農園全てに CLMRS を導入。 ② 児童労働のモニタリングと改善、フォローアップ。成人労働者へ教育と技能訓練の機会の提供を通じた、農村地域の雇用創出、熟練労働者の育成。 ③ 2021 年には約 10 万 3,000 人の子どもをモニタリングでカバー。
リンツ/ リンツ農業プログラム[226] （2008）	① カカオ農家とコミュニティの生活向上、それによる児童労働のリスクの削減。 ② 2020 年に児童労働リスク国における、プログラム対象全農家に CLMRS を導入。 ③ 2020 年に外部検証済みで追跡可能なカカオ豆の調達 100%を達成。
モンデリーズ/ ココア・ライフ・プログラム[227] （2012）	① 2025 年までに西アフリカのすべてのプログラム対象コミュニティに CLMRS を導入する。 ② 予防、監視、是正を通じた児童労働のリスクへの対処、児童労働の体系的な根本原因への対処に重点を置いて活動を実施。 ③ 2020 年末までに、ガーナの 447 村、コートジボワール 66 村に CLMRS を導入。
マース/ サステナブル・ジェネレーション[228] （2017）	① サプライチェーンでの CLMRS の導入と女性のエンパワメント ② 子どもの保護の分野で、サプライヤーを通じて児童労働のリスクのあるすべての世帯に CLMRS を導入する。女性のエンパワメントのために貯蓄融資制度（VSLA）の設立を支援[229]。 ③ 2019 年に 34,000 世帯へ CLRMS を導入、12,134 人が VSLA に参加
ネスレ/ ネスレ・ココ	① 2025 年までにすべてのカカオをプログラム実施地域から調達。CLMRS の普及を西アフリカのサプライチェーン全体に拡大。 ② 2022 年 1 月に長年の児童労働への取組に基づき取組計画を刷

[222] The Ferrero /Ferrero Farming Values Cocoa Program 「Sustainability Report 2020」（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
[223] プログラム開始年は不明だが、自社管理内でのサステナブル・カカオ調達を 2020 年までに 100%にするコミットメントを 2011 年に発表し、2019 年には調達先の対象を自社外へと拡大。2021 年にサステナブル活動のスケールアップとしてプログラムを刷新した。
[224] 5 年間でコートジボワールの 65 のカカオコミュニティで 9 万人の子どもと大人に恩恵をもたらすことを目標。
[225] The Hershey Company /Cocoa for Good Strategy 「Visible Progress :Hershey‘ s Cocoa For Good Strategy」 https://www.thehersheycompany.com/en_us/home/newsroom/blog/going-beyond-fair-trade-with-hersheys-sustainable-cocoa-strategy.html （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
[226] Lindt & Sprüngli /The Lindt & Sprüngli Farming Program 「Child Labour」 https://www.farming-program.com/en/lindt-spruengli-farming-program/child-labor （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
[227] Mondelez International, Inc./Cocoa Life Program 「Tacking Child Labour in Cocoa Communities」 https://www.cocoalife.org/the-program/child-labor（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
[228] Mars Incorporated/Sustainable in a Generation,「2020 Cocoa for Generation Report」 https://lhcdn.mars.com/adaptivemedia/rendition/id_d24f4af741af82991b649b0db9e620d75e1b46fb/name_out/Mars%202020%20Cocoa%20for%20Generations%20Report.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
[229] 2025 年までの目標値、CLMRS を 180,000 世帯に導入、VSLA に 62,000 人が加入。

企業名/プログラム名（開始年）	主な内容 （①目標、②主な活動、③主な実績、成果）
ア・プラン[230] (2009)	新。所得促進プログラムを中心に据え、カカオ農家の生活改善、子どもの就学奨励。カカオ農家へインセンティブを支払う。 ③ CLMRS 導入世帯数：40,728 世帯（2017）、78,580 世帯（2019） CLMRS 導入コミュニティ数：1,533 村（2017）、1,751 村（2019）
オラム/ ココア・コンパス[231] (2019)	① 2020 年までに児童労働のモニタリング 100%、2030 年までにサプライチェーンからの児童労働撤廃、サプライチェーンのすべてのカカオ農家の子どもの就学。 ② 児童労働モニタリングシステムの導入、学校の教室の建設・回収、子どもへの学用品の配布。 ③ 2019-20 年の実績は、プログラム下の児童労働モニタリングは 100%導入達成。11,954 件の児童労働を特定、うち 2,314 件は解放、8,143 件は改善中。114 の教室の建設・改修、学用品 18.360 セット配布
トゥートン/ ココア＆森林イニシアティブ[232] (2017)	① プログラムの第 1 優先は森林保全。第 2 優先に持続可能な農業生産と農家所得の向上、第 3 優先に女性・若者を中心としたコミュニティへの参画と社会的包摂。これらを通じた、児童労働の予防をめざす。 ② 子どもや若者が 地域社会における変革の担い手となることを目的としたチャイルド・アンバサダー・プログラムを実施。児童労働に関する啓発も行い、児童労働が減少した。 ③ 具体的な記載はなし。

ガーナにおいては、世界第 1 位の菓子企業であるモンデリーズが、持続可能なカカオ調達プログラムとして 2012 年に開始した「ココア・ライフ・プログラム（Cocoa Life Program）」を広範囲[233]で実施している。その概要は以下のとおり。

- 過去 10 年で 4 億米ドルを拠出。200,000 人以上のカカオ生産者の生活を改善。
- 持続可能なカカオ生産を目的として、官民連携や CSO との連携でコミュニティの能力強化を図る。
- 地方自治体のバックアップのもとで、西アフリカで 65%のコミュニティでアクションプランを実現。
- 2020 年児童労働予防のトレーニング受講者は 320,000 人にまで増加。
- 2025 年までに、ガーナとコートジボワールでプログラム対象の全コミュニティにおい

[230] Nestlé/ Nestle Cocoa Plan, Nestle「Tackling Child Labour 2019 Report」https://www.nestle.com/sites/default/files/2019-12/nestle-tackling-child-labor-report-2019-en.pdf（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
[231] Olam/Cocoa Compass, Olam「Cocoa Compass Impact Report 2019-2020」https://www.olamgroup.com/content/dam/olamgroup/products-and-services/ofi/cocoa/sustainability-cocoa/sustainability-cocoa-pdfs/cocoa-compass-impact-report-2019-2020.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
[232] Touton/Cocoa & Forest Initiative, TOUTON「Cocoa & Forests Initiative Progress Report 2021 Chana」https://touton.com/images/resources/Reports/TOUTON_CFI_Progress_report_Ghana_2021.pdf（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
[233] ガーナでは 6 つの州の 16 郡 500 村をカバーしている（本調査による担当者へのアンケート調査）

て、CLMRS を導入することを目標。導入コミュニティ数は、2017 年 137、2018 年 499、2019 年 583、2020 年 649。

本調査においては、主に調査期間中に実施したセミナーの参加企業等に対し、質問票を用いたアンケート調査を実施した。アンケートは企業が実施する児童労働関連プログラムにおける、CLFZ 指標に関連する取組の実施状況を問うもので、有効な回答を得られたものについて、表 4-8 に集計した。主な傾向を以下に示す。

- 一社を除いて、CLFZ の主要な指標をカバーする取組が既に行われていることから、既存の企業の取組は CLFZ 制度に沿った形で実施されているといえる。
- ほぼすべてのプログラムで継続的な啓発活動を実施し、CCPC を通じた児童労働のモニタリングシステムを構築している。
- 行政機関の巻き込みについては、社会福祉、教育、保健の分野での連携がある一方で、児童労働に関する質問だったせいか、COCOBOD との連携については回答がなかった。
- 企業による家庭への救済策として、カカオ生産以外の生計手段、コミュニティ内での村落貯蓄融資制度（VSLS）、家計の財政管理に関する訓練は、共通して広く行われている。一方で、受益者は自社にカカオを供給している農民や農家に限定されている。
- 児童労働していた子どもや家族への救済策としては、学用品の支給がすべてのプログラムで行われている。
- 学習環境の整備については、校舎や教室の整備支援はほぼ共通して行われているが、トイレや教員宿舎の整備、教材や学校家具の支援は一部で、経済支援よりは重視されていない傾向がある。

表 4-8　チョコレート・カカオ関連企業の取組と CLFZ 指標との関連性

記号一覧：
●: 該当する。／該当し、定期的に実施。／文書であり。
△: 該当するが不定期。／該当するが文書化されていない。／該当するが、SMCかPTA一方の支援のみ。／該当するが、しかし現地資源を利用する。
- ：該当なし。

CLFZ指標		ICI	モンデリーズ	バリーカレボー	トゥートン	クアパココ
A1	児童労働に関する定期的な**啓発活動**の、コミュニティでの実施（四半期に1回以上）	●	●	●	-	●
B1	子どもの保護に関するコミュニティ規則の策定（文書、または口頭）	△	△	●	-	●
C1	コミュニティにおける世帯登録システムの設定	△	●	●	-	●
C2	コミュニティでの**CCPC**設立	●	●	●	●	●
C6	CCPCへの研修や技術支援の提供	●	●	●	-	●
C6	CCPCメンバーへの後方支援の提供	●	●	●	-	●
C6	CCPCメンバーへの報酬の提供	●	-	-	-	-
C7	子どもの保護に関するコミュニティ活動計画（CAP)とその実行	△	●	△	-	●
D1	児童労働、児童売買、虐待の影響を受けている子どもたちの事例管理のための、行政サービス事業者との協力。	●	●	●	-	●
	□社会福祉局	●	●	●	-	●
	□教育局	●	●	●	-	●
	□保健局	●	●	-	-	●
	□警察、または家庭内暴力犠牲者支援ユニット	-	●	-	-	●
	□労働局	●	-	-	-	-
D2	救済パッケージの提供（子ども、家族、農家が困難な状況を緩和するための支援パッケージ）	●	●	●	●	●
	□カカオの生産性向上を目的とした農家研修	●	●	●	●	●
	□農業資材の提供	●	●	●	●	●
	□カカオ生産以外の収入源となる活動の支援	●	●	●	●	●
	□貯蓄貸付制度	●	●	●	●	-
	□家計管理に関する研修	●	●	-	●	●
	□農民組織や協同組合の能力開発	●	●	-	●	●
	□子どもたちのための学用品の提供	●	●	●	●	●
	□家族へのカウンセリングと支援	●	●	●	●	●
	□徒弟制度	●	-	-	-	-
	□水回り設備の提供	-	-	-	●	-
	□病院用品の提供	-	-	-	●	-
	□家族一人ひとりのための栄養研修	-	-	-	-	●
	□農民のための健康保険の提供（100ガーナセディ／年)	-	-	-	-	●
	□本社医療センターとコミュニティ向けの移動診療所を通じた、会員農家への無料医療の提供	-	-	-	-	●
C3	コミュニティ内の学校における学校運営委員会（SMC）とPTAの活性化	●	●	△ SMCのみ	-	●
E2	校舎やインフラ設備の建設・改修	●	●	-	●	●
	□校舎	●	●	-	●	●
	□教室棟	●	●	-	●	●
	□教員宿舎	-	●	-		●
	□学校のトイレ	●	●	-	●	-
	□教材・机・椅子	-	●	-	●	-
	□コンピュータおよび情報技術（ICT）	-	●	-	●	-
	□運動場	-	-	-	●	-
	□学校での果物栽培プロジェクト	-	-	-	●	-
	□児童労働アンバサダー（子どもの会）の設置	-	-	-	●	-
E3	教員配置の支援	-	-	-	-	●
E4,E5	コミュニティ内の学校への入学と出席を監視するシステムの構築	●	●	-	-	●
	□入学:	●	●	-	-	-
	□小学校	●	●	-	-	-
	□中学校	●	●	-	-	-
	□出席:	●	●	-	-	●
	□小学校	●	●	-	-	●
	□中学校	●	●	-	-	●

出所：質問票で収集した情報を基に自主作成。

4.3.4. 日本企業の動向

日本企業では「ビジネスと人権の指導原則」の流れを受けて、人権方針の策定が大企業を中心に進められ、人権デュー・ディリジェンスへの取組に着手し始めている。カカオを取り扱う企業では児童労働がリスクであるということを特定し、児童労働への対応を含む持続可能なカカオの調達方針や調達の時限的な目標を定め始めている。各社の取組状況は以下の表のとおり。

表 4-9　大手チョコレート関連企業の児童労働児童労働の取組と調達方針

企業名	児童労働への取組	持続可能なカカオの調達方針
明治	・サプライヤー行動規範への児童労働禁止の記述 ・生産支援プログラムでの児童労働のモニタリング	2026 年度までにサステナブル・カカオ豆[234]の調達比率 100%。
ロッテ	・人権方針への児童労働の記述 ・サプライヤーガイドラインへの児童労働禁止の記述 ・調達生産地域のカカオ豆への割増金による児童労働モニタリングと支援	2028 年までにフェアカカオ[235]の調達率 50%。
江崎グリコ	・人権方針への児童労働の記述 ・取引先に関する基本方針への児童労働の撤廃の記述 ・2026 年末までに、指定購入地区の村において、CLFZ 認定要件に準じた児童労働予防・改善の仕組みを構築	2021～2022 年クロップ以降、購入ルートを通じて生産者に支援を行っているカカオ豆の購入率 100%。
森永製菓	・人権方針への児童労働の記述 ・NGO を通した児童労働課題解決の支援（自社のサプライチェーン外）	2020 年度から認証カカオ豆（バリーカレボー社ココアホライズン）の使用を開始、2025 年度まで国内の製品に使用するカカオを持続可能な原料[236]に 100%切り替え。
不二製油グループ	・コミュニティ支援プログラムにおいて CLMRS を導入 ・児童への教育機会の提供 ・カカオ農家の GPS を使ったマッピングによる透明性の向上	2030 年までに、不二製油グループのカカオ豆・カカオ製品のサプライチェーン上における児童労働撤廃のため、 2025 年までに、ILO の定める最悪の形態の児童労働ゼロ。

出所：文献調査やヒアリングなどで収集した情報を基に自主作成

具体的なサプライチェーン上での児童労働の対策として、一部の日本企業でも CLMRS が導入されるようになった。また、江崎グリコは 2022 年 5 月に発表した調達方針において、

[234] サステナブル・カカオ豆とは、農家支援（農家の生活、カカオ豆の品質および生産性、地域環境において、その安定化と向上に寄与する活動を社外パートナーと連携）を実施した地域で生産されたカカオ豆のこと。

[235] フェアカカオとは、現地の経済的・社会的発展に貢献する活動「フェア・カカオ・プロジェクト」に基づき、生産地域が明確で、調達費用の一部が様々な生産地への支援に使われているカカオ豆のこと。

[236] カカオ農家の劣悪な労働環境、貧困、児童労働や森林伐採による地球温暖化などの社会課題を解決するプログラムの下で生産された原料。

自社が調達するカカオの生産地域に CLFZ 認定要件に準じた児童労働の予防・改善の仕組みを構築することを発表しており、企業の方針に CLFZ が初めて取り入れられた。人権への対応については、企業トップがコミットメントを示し経営に反映されることにより、各事業や現場での取組の意識、浸透が高まる傾向が強い。特に児童労働の取組について経営トップがコミットメントを示しているのは不二製油グループ本社で、2021 年に国連グローバルコンパクト（UNGC）と ILO が共催した「増大する児童労働リスク時代のビジネスリーダーシップ」（Business Leadership in Times of Rising Risks of Child Labour、リーダーズ・サミット 2021）にも CEO が登壇している。米国のブラマー社を買収し業務用チョコレートを世界第 3 位の規模でグローバルに展開していることもあり、児童労働の分野においても積極的な取り組みを進めている。

本調査においては、サステナブル・カカオ・プラットフォームに加盟している企業・組織に対するヒアリングも実施した[237]。ヒアリングを通じて把握した企業の取組状況や課題等は以下のとおり。

- それぞれの企業において児童労働の課題は認識しているが、対応については模索中。
- 消費者のサステナブル原料導入に対する価値の理解がなかなか得られないため、サステナブル原料導入による商品価格の値上げは難しいと考えている。
- サステナブル課題解決の取組にあたり、財務的限界が予算確保や投資へ影響しており、政府の財政的支援などへのニーズが高い。
- 自社のサプライチェーンから児童労働をなくすことにフォーカスが置かれているため、児童労働がないことを証明するための管理に意識が向いている。取組を実施した地域での他セクターへの児童労働の水平移動のリスクなどへの理解がなく、根本的な児童労働の解決への理解が十分でない。
- サステナブル調達をマーケティングとして捉える傾向があるため、競争領域と認識し、マルチステークホルダー連携、特に資金を出し合って実施するような協働プロジェクトなどには抵抗感がある。マルチステークホルダー連携の経験がほとんどないため、コミュニケーションに慣れていない側面もある。

前述のように、日本企業の取組も少しずつ前進しているものの、全般的には欧米企業と比べて地理的にもカカオ生産地のガーナまでの距離が遠いこと、日本国内が市場のメインであること、欧州と西アフリカのように、カカオ生産国との間に歴史的に特別な関係もないことから、全般的に児童労働という課題への意識や当事者性がいまだに薄い傾向にある。

4.3.5. チョコレート成績表における企業の取組評価

国際 NGO、29 団体が参加するネットワーク「ザ・チョコレート・コレクティブ」は、カカオ・チョコレート産業の社会・環境に対する取組の進捗状況の追跡と、業界全体を改善する機会の確保、消費者への情報発信を目的に、企業の取組を評価した「チョコレート成績表 2022」を、2022 年 4 月に発表した[238]。調査の対象は、カカオ商社、加工業者、チョコレー

[237] ヒアリングを実施した企業・組織は、三井物産、ロッテ、伊藤忠食糧、不二製油グループ、森永製菓、立花商店、デロイト トーマツ コンサルティング、オウルズコンサルティング、日本チョコレート協会。
[238] Mighty Earth「2022 年世界チョコレート成績表」https://www.mightyearth.org/wp-

ト製造企業を含む、世界の主要企業 38 社（カカオ取り扱いの 8～9 割を占める）。成績表は、児童労働を含む持続可能性に関する 6 つの課題に関して、各企業の取組状況をランク付けしている。児童労働については、自社のサプライチェーンに関する以下の 3 点で評価されている。

① 児童労働方針、モニタリング是正システム（CLMRS）、またはそれに相当するもの
② CLMRS の対象となる農家の割合
③ 児童労働に対処するためのプログラムやプロセスを拡大する計画の有無

この成績表は、2018 年から毎年発表されているが、2021 年からのグローバルな進捗状況としては、人権デュー・ディリジェンスへの対応のため、認証カカオの使用、トレーサブルなカカオ豆の使用が増加しており、生活所得に関する情報把握も向上している（調査対象企業の 6 割が把握）。

日本企業は 6 社（2021 年度 3 社）が参加しており、日本企業で最も評価が高かったのは不二製油グループ（38 社中 27 位）で、トレーサビリティが優良であるが欧米のリーディング企業には及ばずという評価であった。その他の日本企業は軒並み下位に属しており、カカオを間接的に調達しているためトレーサビリティを確認できていないことが、全体的に評価を下げている。児童労働については、一部の企業では CLMRS が導入されたものの、具体的な介入による児童労働への取組はまだ初期段階であり、長期的な効果を評価するのは時期尚早であると述べている[239]。

4.4. カカオ生産の児童労働に対する NGO の取組動向

NGO の中には、アドボカシー活動を通じて企業や政府に影響を与える活動をする団体もあれば、現場で課題解決のために直接的な支援活動を展開する団体もある。また、企業やドナー国、国際機関のプログラムを NGO が実施していることも多い。

アドボカシー活動を通じて、チョコレート企業や各国のカカオプラットフォームに働きかけることを主としている団体としては、世界 9 カ国の 21 団体が参加する NGO と労働組合のネットワークであるボイス・ネットワーク（Voice Network、本部:オランダ）や、特に森林破壊や環境への働きかけを行っているマイティ・アース（Mighty Earth、本部:米国）、児童労働や人権問題に関する提言活動を行うビー・スレイバリー・フリー（Be Slavery Free、本部:オーストラリア）などがある。ボイス・ネットワークは、カカオ産業における各種社会課題の進展や提言をまとめたカカオ・バロメーター（Cacao Barometer）を隔年で発表している。またこれら 3 団体は、上述の「世界チョコレート成績表」を発表した「ザ・チョコレート・コレクティブ」にも参加している。マイティ・アースは、各国のカカオのサステナビリティ・プラットフォームの評価を行った報告書「ISCO 成績表」を、2021 年 4 月に発行している。

ガーナのカカオ生産地域で児童労働関連の活動を行っている主な NGO と活動内容は以下のとおり（既述した ICI は除く）。

---

content/uploads/Chocolate-Scorecard-2022-Japan-online-1.pdf（最終アクセス 2022 年 6 月 10 日）

[239] Mighty Earth「チョコレート成績表の採点方法」https://www.mightyearth.org/wp-content/uploads/HOW-WE-CREATE-THE-CHOCOLATE-SCORECARD-JA-final-2.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 10 日）

表 4-10 カカオ生産の児童労働に関連する活動を行っている NGO

団体名	主な活動
ワールドビジョン・インターナショナル・ガーナ（World Vision International Ghana）	• 子どもの保護に関する啓発活動、郡関係者の能力開発（SWCD、DOVVSU、CHRAJ、NCCE 等に対して実施）、VSLS の提供などを実施。 • セントラル州にて実施中のディアソ地域プログラム（Diaso Area Programme）にて、違法な採掘現場での児童労働をする子どもたちを救出（300 人以上の子どもの救出実績あり）。救出された子どもに対して、学用品の支援や職業訓練を提供。 • モンデリーズ、ココア・ライフ・プログラムのパートナー
ケア・インターナショナル（Care International）	• 2008 年より継続して、カーギルのプログラムパートナー。2018～22 年は USDOL のアジュマ・パ・プロジェクト（Adwuma Pa Project）を実施。 • カカオ産業のサプライチェーンにおける児童労働や強制労働、労働基本権の侵害に取り組む。子どもの権利や労働基本権に基づいた啓発活動、コミュニティ開発委員会（CDC）や CCPC、女子クラブなどの設立支援とトレーニング、女性を対象にした職業訓練、VSLS の提供などを実施。
チャイルド・ライツ・インターナショナル（Child Rights International）	• モンデリーズ、ココア・ライフ・プログラム、トゥートン、ビヨンド・ビーンズ財団（Beyond Beans Foundation）、サンデン（Sunden）などの菓子企業やカカオ商社とパートナーシップを結び、ガーナ国内 7 州（アシャンティ、ウェスタン、イースタン、セントラル、アハフォ、ウェスタン・ノース、ボノ）のカカオ生産地において、GCLMS に基づいた CCPC や DCPC へのトレーニング、子どもの権利についての啓発活動、学用品支援、カカオ農家への技術トレーニング、カカオ以外の収入源の創出支援、VSLS の提供などを実施。
ソリダリダッド・西アフリカ（Solidaridad West Africa）	• 2013～2017 年にガーナで、老齢化したカカオ樹のリハビリテーションや小規模農家に対する商業サービスの提供に関する実証実験を行うプログラムを実施。第 2 フェーズをガーナを含む 4 カ国[240]で実施中（オランダ政府出資）。 • 2017～2019 年には、次世代の若者に対するカカオ生産支援プログラム（Next Generation Youth in Cocoa Program: MASO Program）を実施（マスターカード財団の支援）。 • バリーカレボーとも、CLMRS 構築において連携予定。 • 2021 年 10 月から 3 年の期間で、カカオ生産地と鉱山地域での新しいプロジェクトを開始。NORAD がドナーとなり、レインフォレスト・アライアンス、ICI との協働実施。4 州[241]の 120 のカカオ協同組合や金鉱山組合が対象。関係者への研修やワークショップ、アドボカシー活動、児童労働からの救済基金の設立、救出された子どもへの職業訓練や職人の訓練機会の紹介などを実施。
ウィンロック・イン	• 2020 年より、カカオ農民組合の能力強化を通じて、児童労働

[240] ガーナ、コードジボワール、シエラレオネ、リベリア。
[241] アシャンティ州、ウェスタン州、ウェスタン・ノース州、イースタン州。

団体名	主な活動
ターナショナル（Winrock International）	への取組を推進するマテ・マシエ（MATE MASIE）[242]プロジェクトを、アシャンティ州の 4 郡を対象に実施中（2020～24 年、USDOL 委託） • カカオ生産地域の若者の能力強化を通じた児童労働への取組を行ったモカ（MOCA）プロジェクトを実施（2015～2019 年、USDOL 委託）[243] • カカオ農家の子どもの教育機会拡大を通じたエンパワメントを行うエコー（ECHOES）プロジェクトを実施（2007～2014 年に、USAID-WCF 連携事業）[244]
コーデソルト（CODESULT）	• ウィンロック・インターナショナル、ICI、ケア・インターナショナル、アイビス・インターナショナル（IBIS international）、バリーカレボー、ニョンコパ・カカオ（Nyonkopa Cocoa Buying Ltd）とパートナーシップを結び、本調査対象 2 郡が含まれる 6 州[245]のカカオ生産地において、子どもの権利についての啓発活動、CCPC のトレーニング、学用品支援、カカオ以外の収入源の創出支援などを実施。
ネイチャー・エイド・ガーナ（Nature Aid Ghana）	• フェレロ、リンツ、ハーシー、イーコム（ECOM Agroindustrial）などとパートナーシップを結び、ガーナ国内 5 州（アシャンティ州、セントラル州、ウェスタン州、ウェスタン・ノース州、アファフォ州）のカカオ生産地において、子どもの権利についての啓発活動、CCPC のトレーニング、学用品支援、VSLS の提供などを実施。
保健と救援のための財団ネットワーク（Network for Health and Relief Foundation：NHRF)	• モンデリーズ、オラム、チャイルド・ライツ・インターナショナルとパートナーシップを結び、ウェスタン・ノース州にて、児童労働を含めた子どもの保護についての啓発活動、カカオやその他農家への健康診断や衛生教育を実施。
開発教育センター（Development Education Center：DEC）	• バリーカレボー、ニョンコパ・カカオ、モンデリーズ、チャイルド・ライツ・インターナショナル等とパートナーシップを結び、ウェスタンノース州にて、CCPC へのトレーニングを実施。
ACE	• ガーナの現地 NGO、CRADA とパートナーシップを結び、2009 年から、持続可能なカカオの管理と教育生活向上を通じた児童労働撤廃プロジェクト（Sustainable Management of cocoa and Improved Life via Education for the elimination of child labour：SMILE）をアシャンティ州とアハフォ州で実施。日本のカカオ、チョコレート関連企業等からプロジェクト資金を調達。

出所：文献調査やヒアリングなどで収集した情報を基に自主作成

[242] プログラム正式名は、Making Advances to Eliminate Child Labor in More Areas with Sustainable Integrated Efforts

[243] プログラム正式名は、Mobilizing Community Action and Promoting Opportunities for Youth in Ghana's Cocoa-Growing Communities

[244] プログラム正式名称は、The Empowering Cocoa Households with Opportunities & Education

[245] アシャンティ州、ウェスタン州、ウェスタン・ノース州、イースタン州、アハフォ州、セントラル州。

本調査においては、企業と同様に、主に調査期間中に実施したセミナーに参加した NGO に対しても、質問票を用いたアンケート調査を実施した。アンケートは NGO が実施する児童労働の取組のうち、CLFZ 指標に関連する取組状況を問うもので、有効な回答について表 4-11 に集計した。主な傾向を以下に示す。

- 学習環境の整備を除く CLFZ の主要な指標をカバーする取組が既に行われており、NGO の取組についても CLFZ 制度に沿った形で実施されているといえる。
- ほぼすべての NGO が継続的な啓発活動、CCPC を通じた児童労働のモニタリングシステムを構築して実施し、行政機関との連携による取組も実施している。
- 行政機関については、特に共通して連携しているのが社会福祉と教育で、そのほか保健、警察（DOVVSU）、COCOBOD、それ以外にも労働、CHRAJ、NCCE、計画局と連携している団体もある。
- 子どもや家庭への救済策としては、学用品の支給が主流で、カカオ生産以外の生計手段、貯蓄融資制度（VSLA）、家計の財政管理に関する訓練も行われているが、企業ほど広く行われているわけではない。
- 学習環境の整備については、校舎や教室の整備支援を行っている団体があるが、比較的まとまった財源が必要となるため、企業ほどの取組はない傾向である。学校インフラ整備を行っている団体も、財源は企業セクターから来ている可能性がある。

表 4-11　NGO の取組と CLFZ 指標との関連性

記号一覧:
●: 該当する。／該当し、定期的に実施。／文書であり。
△: 該当するが不定期。／該当するが文書化されていない。／該当するが、SMCかPTA一方の支援のみ。／該当するが、しかし現地資源を利用する。
- :該当なし。

CLFZ指標		Child Rights Int'l.	Care Int'l.	Codesult Network	Nature Aid Ghana	Fairtrade Africa	ACE/ CRADA
A1	児童労働に関する定期的な**啓発活動**の、コミュニティでの実施（四半期に1回以上）	●	●	●	●	●	●
B1	子どもの保護に関するコミュニティ規則の策定（文書、または口頭）	●	△	●	●	△	●
C1	コミュニティにおける世帯登録システムの設定	●	-	●	●	-	-
C2	コミュニティでの**CCPC**設立	●	●	●	●	●	●
C6	CCPCへの研修や技術支援の提供	●	●	●	●	●	●
C6	CCPCメンバーへの後方支援の提供	●	●	●	●	●	●
C7	子どもの保護に関するコミュニティ活動計画（CAP)とその実行	●	●	●	●	△	△
D1	児童労働、児童売買、虐待の影響を受けている子どもたちの事例管理のための、行政サービス事業者との協力。	●	●	●	●	●	●
	□社会福祉局	●	●	●	●	●	●
	□教育局	●	●	●	●	●	●
	□保健局	●	●	●	-	●	●
	□警察、または家庭内暴力犠牲者支援ユニット	●	●	●	●	-	●
	□ガーナ・カカオ・ボード	-	●	-	-	-	-
	□労働局	-	●	●	-	-	-
	□市民教育国家委員会	-	●	-	-	-	-
	□郡計画調整室	-	-	-	●	-	-
	□人権行政における公正委員会	-	●	-	-	-	-
	□ビジネス諮問委員会	-	-	●	-	-	-
	□郡議員	●	-	-	-	-	-
	□国民保険システム	-	-	-	-	-	●
D2	救済パッケージの提供（子ども、家族、農家が困難な状況を緩和するための支援パッケージ）	●	●	●	●	●	●
	□カカオの生産性向上を目的とした農家研修	●	-	-	-	-	●
	□農業資材の提供	●	-	-	-	-	-
	□カカオ生産以外の収入源となる活動の支援	●	●	-	-	●	●
	□貯蓄貸付制度	●	●	-	●	●	●
	□家計管理に関する研修	●	●	●	-	●	●
	□農民組織や協同組合の能力開発	-	●	●	-	●	-
	□子どもたちのための学用品の提供	●	-	●	●	●	●
	□家族へのカウンセリングと支援	-	-	●	-	●	●
	□出生証明書を持たないすべての子どもたちへの出生証明書の提供	-	-	-	-	●	●
C3	コミュニティ内の学校における学校運営委員会（SMC）とPTAの活性化	●	-	△ SMCのみ	△ SMCのみ	●	●
E2	校舎やインフラ設備の建設・改修（教材、机、椅子）	-	-	-	●	-	-
E3	教員配置の支援	-	-	-	●	-	-
E4,E5	コミュニティ内の学校への入学と出席を監視するシステムの構築	●	-	-	●	-	●
	□入学:	●	-	-	●	-	●
	□小学校	●	-	-	●	-	●
	□中学校	●	-	-	●	-	●
	□出席:	●	-	-	●	-	●
	□小学校	●	-	-	●	-	●
	□中学校	●	-	-	●	-	●

出所：質問票で収集した情報を基に自主作成

4.5. カカオ関連のマルチステークホルダープラットフォームの動向

4.5.1.　各国のプラットフォーム

カカオのバリューチェーン全体の持続可能性を強化するために、欧州を中心にマルチセクターの関係者が共同で取り組むためのプラットフォームが構築されてきた。カカオ・セクターの背後にある課題の根本原因の複雑さを認識し、パートナーシップを組むことで国内外のカカオ産業に関係するステークホルダーとの間で取組や連携を調整し、より効果的で効率的なものとすることを目指している。そのための信頼関係の構築、政策対話の促進、民間部門からの資金調達の推進に取り組んでおり、児童労働も重要な課題の一つに位

置づけられている。

ドイツ、スイス、ベルギー、オランダのプラットフォームは、「持続可能な貿易イニシアティブ」（Sustainable Trade Initiative: IDH）の支援を受けている。フランスでもプラットフォームが立ち上がったところである。また、英国でも同様のプラットフォームの設立が検討されており、その必要性と機会分析のための調査が 2022 年 5 月より計画されている[246]。すでに活動が進んでいる各国のプラットフォームは以下のとおり。基礎情報をまとめた表は、添付資料 4 を参照。

表 4-12　持続可能なカカオに関する各国のマルチセクター連携プラットフォーム

国	プラットフォーム名称（正式名：略称）	設立年
ドイツ	ドイツ・サステイナブル・カカオ・イニシアティブ （German Initiative on Sustainable Cocoa: GISCO）	2012 年
スイス	スイス・サステイナブル・カカオ・プラットフォーム （Swiss Platform for Sustainable Cocoa: SWISSCO）	2018 年
ベルギー	ベルギー・プラットフォーム・ビヨンド・チョコレート （Belgian Platform Beyond Chocolate: Beyond Chocolate/BISCO）	2018 年
オランダ	オランダ・サステイナブル・カカオ・イニシアティブ （Dutch Initiative on Sustainable Cocoa: DISCO）	2020 年
日本	開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム （Platform for Sustainable Cocoa in Developing Countries）	2020 年
フランス	フランス・サステイナブル・カカオ・イニシアティブ （French Sustainable Cocoa Initiative: FRISCO）	2021 年

4.5.2.　プラットフォームにおける児童労働の取組

欧州のプラットフォームでは、サステナブル調達（児童労働に関与していないということが含まれる）に関する目標を、時限を設けて設定し、参加メンバーへのコミットメントを求めている。最初にプラットフォームが設立されたドイツでは、分科会活動の一環として、児童労働の取組に関する企業向けガイドラインを作成し、指標やモニタリングシステムを開発している。全体的な傾向として、児童労働に対する具体的な取組は ICI の開発した CLMRS の導入が主流になっており、活動のモニタリングの指標なども CLMRS の導入が目標達成の指標として掲げられている。また、オランダのプラットフォームでは、児童労働への取組に関するロードマップを冊子にまとめ[247]、セクター別の役割分担を具体的に記すなど、マルチステークホルダー連携を促進させるための工夫が施されている。

[246] 調査期間は 6～8 カ月の予定で、調査の ToR が IDH より発表されている。IDH「Terms of Reference (Scoping the potential for a British Sustainable Cocoa Program and securing stakeholder engagement)」https://www.idhsustainabletrade.com/uploaded/2022/04/ToR-BRISCO-Facilitation.pdf (最終アクセス 2022 年 6 月 11 日)

[247] DISCO 「Roadmap for the DISCO partnership to realize its ambitions Ending all forms of child labour」https://www.idhsustainabletrade.com/uploaded/2021/09/DISCO-Roadmap-on-Child-Labour.pdf（最終アクセス 2022 年 6 月 8 日）

その他、今後の日本のプラットフォーム構築において参考となる事項は以下のとおり。

- ドイツのプラットフォームが最も経験が長く（2012 年 6 月設立）、後発のプラットフォームはドイツの取組を先行事例として学び、各国の状況に合わせて構築している。
- 共通しているのは、政府機関がプラットフォームへ関与し業界全体の参加を促進していること。特にベルギーは、開発協力大臣がチョコレート産業界・企業との直接対話を持ち、政府が強制力を働かせるのではなく、業界が自主的にサステナビリティへの取り組みを進めることへのコミットメントを引き出した。

  ドイツ：食料・農業省、経済開発協力省

  スイス：経済省

  ベルギー：協力省、外務省

  オランダ：農業・自然・食品省、外務省
- 各国とも、国内チョコレート市場の 8～9 割のシェアを占める主要企業のプラットフォームへの参加を確保している。
- プラットフォーム事務局が、重要なアクターのマッピングや対話を積み重ねるなど、多様なステークホルダーの参加や戦略的な巻き込みに入念な準備を重ねている（ベルギー）。
- 参加するステークホルダーの門戸を広くするために、最初の 2 年間はネットワーク機構として発足し、3 年目から会費（売上規模に応じた設定）を徴収して運営費用を賄う構造に転換。市場の 8 割を占める主要企業の参加が実現できており、中小企業の巻き込みにも注力している（ドイツ）。
- 政府からの資金援助で人権デュー・ディリジェンスの取組支援のために、カカオ・セクターのリスク評価のガイドラインを作成した（ドイツ）[248]。
- 企業の取組に対するマッチング・ファンドなどの政府資金提供プログラムを実施している（ドイツ、ベルギー、スイス）。

4.5.3. 欧州 4 カ国のプラットフォームによる連携の動き

前述のヨーロッパを拠点とする、ドイツ、オランダ、ベルギー、スイスのプラットフォームは、2021 年 2 月に覚書を交わし、より緊密な協力関係を築いていくための連携を開始した[249]。これにより多国籍企業とのコミュニケーションの効率化やエンゲージメントの合理化を図ることも意図している。今後この連携にはフランスも加わる予定。

プラットフォーム間の連携に関する要点は以下のとおり。

- 生活所得、森林保全、児童労働、トレーサビリティと透明性[250]、モニタリングと評価の

[248] Suedwind Institute「Guide to Conducting Risk Analyses for Cocoa Producing Countries」https://www.suedwind-institut.de/files/Suedwind/Publikationen/2021/2021-18%20Guide%20risk%20analyses%20cocoa%20sector.pdf（最終アクセス 2022 年 6 月 10 日）

[249] オランダのプラットフォームが主導するサステナブル・カカオに関する会議 Cocoa 2021（2021 年 2 月 24～26 日開催）において合意が交わされた。ISCO「Memorandum of Understanding Collaborative Partnership between the Eupotean Initiatives for Sustainable Cocoa」https://www.idhsustainabletrade.com/uploaded/2021/03/Addendum-to-MOU-Cocoa-Platforms_Completed.pdf（最終アクセス 2022 年 6 月 1 日）

[250] トレーサビリティに関してはテクノロジーの活用について合同で調査レポートを発行。ISCO「Technical Brief on Cocoa Traceability in West and Central Africa」

5 つの分野について合同分科会を設置し、協調して取組を進める。

- 各分野の合同分科会の事務局は各国が分担する。児童労働はスイスが担当[251]。ベルギーが森林保全、オランダが生活所得、ドイツがトレーサビリティ、モニタリングと評価の 2 つの分科会を担当。分科会の運営資金は、一時的にそれぞれ担当するプラットフォームが負担する。
- 各国の児童労働の分科会は、合同分科会に集約されていく方向にある。スイスのプラットフォームは、スイス単独での児童労働分科会をすでに廃止している。
- 必要に応じてタスクフォースを設け、勉強会等の実施を予定している。
- 多国籍企業などのグローバル組織は複数のプラットフォームに所属しているため、分科会を標準化し、指標や報告形式を共通化することにより効率性の向上を狙う。
- カカオ生産国（ガーナ、コートジボワール）との協力関係を促進する。

欧州プラットフォームの連携による児童労働の合同分科会は、2022 年 3 月 31 日に第 1 回目の会合を開催した。ドイツ、スイス、オランダ、ベルギーの各国プラットフォームに参加している、国際労働機関（ILO）、ユニセフ、国際カカオイニシアティブ（ICI）、ネスレ、バリーカレボーなど、国際機関、政府機関、NGO、企業等から 42 名が参加。日本のプラットフォームからも、児童労働分科会の事務局として JICA と ACE がオブザーブ参加した。初回の合同分科会のメインのトピックはガーナの CLFZ に関する学習で、ガーナの CLU から、CLFZ の取組に関するプレゼンテーションが行われた。各国のプラットフォーム関係者は、児童労働へのアプローチとしてこれまで主流としてきた CLMRS だけでは児童労働の解決が難しいとの共通見解を持っており、児童労働のモニタリングと是正のプロセスを要件のひとつに含んだうえで、カカオ生産地の行政機能との連携を図るエリアベース・アプローチを採用する CLFZ 制度に対する関心と期待が非常に高い。また、EU のデュー・ディリジェンス規制強化の影響により、CLFZ が人権デュー・ディリジェンスの実施とどのように関連するのかにも関心がある。合同分科会での CLFZ に関する主なコメントは以下のとおり。

- CLFZ はインパクトの最大化を期待できるのではないか。
- 人権デュー・ディリジェンスにおいて求められているリスクアセスメントが、CLFZ のアセスメントとリンクされ、企業が人権デュー・ディリジェンスを遵守しているとみなされると導入が進むのではないか。
- セクターを問わず、単一のサプライチェーンを超えて CLMRS がエリアベース・アプローチへ統合されるのは素晴らしい。
- 今後欧州連携プラットフォームでも CLFZ に取り組んでいくべき

https://www.idhsustainabletrade.com/uploaded/2021/04/Cocoa-Traceability-Study-20.7L.pdf （最終アクセス 2022 年 6 月 10 日）

[251] スイスには ILO と ICI の本部があり、国としては SDG8.7 Alliance にも加盟。児童労働への取組に対する主要アクターとのつながりが深い。また、ガーナからのカカオの輸入比率が高いという点において日本と類似している。

その他の参考となるトピックとしては、カカオ・セクターにおける人権デュー・ディリジェンス実施のためのハンドブックを、OECD と ICI が共同で作成している。12 カ月かけてカカオ・セクターのマルチステークホルダーと対話を実施するほか、2022 年中にコートジボワールのアビジャン（7 月）とジュネーブ（時期未定）でワークショップを予定している。ハンドブックは 2023 年 3 月中にリリースの予定となっている。

4.5.4. 日本の「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」

日本では JICA の主導により、2020 年 1 月に「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」が設立された。プラットフォームの目的は、社会・経済・環境の多角的な観点からステークホルダーの連携を促進し、開発途上国における持続可能なカカオ生産を実現することであり、目標の一つに児童労働撤廃への貢献が含まれている。

プラットフォームの設立後は、セミナー形式での情報発信イベントによる幅広い層への啓発期間を経て、2021 年 12 月に児童労働分科会が発足した。2022 年 6 月 6 日時点で、11 団体 12 個人が参加している。同分科会においては、海外のプラットフォームの動向や活動内容を参考にしながら、プラットフォームとしての児童労働の撤廃に向けた目標の検討や、分科会メンバーが今後実行することをめざす「セクター別アクション」の策定に取り組んでいる。現状では、日本のチョコレート市場のシェアが大きい主要な企業や流通・小売企業のプラットフォームへの参加が十分ではないため、今後のさらなる巻き込みが課題となっている。

本調査を通じて、プラットフォーム参加企業へのヒアリングや、児童労働分科会やタスクフォースでの議論を通じて情報収集を行ったところ、企業によるプラットフォームへの期待は以下にようにまとめられる。

- まずは戦略的な部分での協働を希望。カカオ・セクターにおける人権デュー・ディリジェンスを実施するためのガイダンス文書へのニーズが高く、各社とも自社の取組に対する指針としたいという要望が多い。この点においては、日本の経済産業省が人権デュー・ディリジェンスに関する業種横断的な「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」を策定中であるため（2022 年夏ごろ完成予定）、その完成を待って検討していくことで合意している。また、OECD と ICI による 2022 年 3 月のリリース予定のガイダンスも参考にして進めることが望ましい。
- 持続可能なカカオの安定調達のために、児童労働に関与しないカカオを認証する仕組みが構築されることへの期待が高い。一方で、具体的な連携活動の提案に対しては、自社の取組以外への資金投資にハードルがあり、自由参加で段階的に実施するのが現実的との意見が大半である。
- 連携促進のために関係者同士の理解や関係性の構築というプロセスを踏むことが重要であることを認識。JICA 主催の現地視察があれば企業が参加しやすいという意見もあった。
- 企業のプラットフォームへの参加や取組へのコミットメントを促進するには政府の関与（経産省、外務省、特に農水省）が重要。省庁間の方針に一貫性があることも重要である。

4.5.5. 各国のプラットフォームに関する外部評価

各国のプラットフォームの取組状況については、米国 NGO のマイティ・アースが評価レポート「各国カカオプラットフォームの成績表（ISCO SCORECARD）」を 2021 年 4 月に発行している[252]。本成績表で指摘されている各国に共通する課題や、その他プラットフォームと関わりのある NGO 等へのヒアリングにより把握した、日本のプラットフォームへの参考事項を以下にまとめる。

- すべてのプラットフォームは、サプライチェーンでの児童労働を終わらせる目標期限を明確に設定する必要がある。サプライチェーンにおける児童労働をモニタリングするシステムを、プラットフォーム加盟メンバーに広く普及することもで重要である。
- NORC レポートでは、農薬使用量の大幅な増加により農薬に暴露された子どもの割合が増加したことが報告されており、農薬の使用は危険有害な児童労働のリスクを高める。そのため、すべてのプラットフォームにおいて、化学物質の使用に関し取組を強化する必要がある。
- いずれのプラットフォームにおいても、農民グループの代表者がメンバーに加わっていない。世界の食料システムに存在する力の不均衡の解消のためには、農民の視点を取り入れることが重要である。農民の視点を取り入れるための方法として、生産国政府やカカオ当局との連携を挙げている。
- トレーサビリティと透明性の向上のため、プラットフォームがサプライチェーン情報を連携させて、サプライチェーンマップを開発し、共同で監視するメカニズムを構築することが必要。
- 説明責任を果たすための単なる手段として、うわべだけの参加で実行が伴わないような、グリーンウォッシュの危険性に注意を払うことが重要である。
- 輸入品の持続可能性に関する国レベルの枠組みが増えてきているため、遵守への考慮が必要である。
- 民間セクターのコミットメント促進には公的機関の介入が鍵になる。
- 欧州のプラットフォームは法整備によって企業の人権デュー.・ディリジェンスに関連した取組を推進。オランダ政府は、「2030 年までに持続可能なカカオのみを輸入する」という目標を掲げ規制を設けている。
- 欧州のプラットフォームは、自国のプラットフォームが掲げる目標やビジョンの設定において、他国のプラットフォームよりも高いものを目指すという競争原理が働いている。
- JICA が支援しているガーナの CLFZ アプローチは他の生産地域に拡大する可能性があり、サプライチェーンを超えて地域全体に自浄作用をもたらすメカニズムを構築することで、児童労働の大幅な削減に貢献することへの期待がある。
- 日本のプラットフォームは児童労働が優先的な取組事項であるにもかかわらず、児童労働によって生産されたカカオの調達を停止する期日を設定していない。検討が必要
- 日本のプラットフォームは、生活所得に対しての目標や対策がないため検討が必要。

[252] Mighty Earth 「ISCO SCORECARD」
https://www.mightyearth.org/wp-content/uploads/Mighty-Earth-Cocoa-ISCO-Report-2021-screen.pdf
（最終アクセス 2022 年 6 月 8 日）

4.6. カカオ・チョコレート産業界における課題

これまで述べてきたように、カカオ生産における児童労働の解決に向けては、20 年にわたり非常に多くのステークホルダーがさまざまな形で取り組んできている。それにもかかわらず、実際には児童労働の課題解決への大きなインパクトにはつながっていないのが現状である。カカオ・チョコレート産業界における、世界とガーナでの課題、日本での課題としては以下のようにまとめられる。

4.6.1. 世界全体およびガーナにおける課題

- 先のグローバルな枠組みであった CLCCG は、アメリカとコートジボワール、ガーナに限られた枠組みであり、欧州やその他チョコレートの消費に深く関与している国・地域の関与があまりなかった。最近では EU によるデュー・ディリジェンス規制強化の流れと、欧州でのサステイナブル・カカオ・プラットフォーム・イニシアティブの活動が統合される流れのなかで、主軸が欧州に移りつつある。米国、欧州を含む、グローバルレベルでの統合的な取組の推進には至っていない。
- 様々なステークホルダーによって児童労働の解決のための介入が行われているが、ステークホルダーが多岐にわたるとともに複雑に絡み合っているため、取組の実態を把握すること自体が困難な状況にある（メーカーの活動はサプライヤーが主導、現場での実際の活動 NGO が実施しているなど）。介入する地域の把握や調整を行う機能も存在しないため、地域や内容、受益者に重複があり非効率である。
- 企業による取組の大半はサプライチェーンをベースとしたアプローチで、受益者も自社にカカオを供給する農家に限定されている。カカオのサプライチェーンで児童労働をなくすことにより、同一地域（コミュニティ）内での他の産業への児童労働の水平移動が起きている恐れもあり、サプライチェーン・アプローチではそのリスクを必ずしも防ぐことはできない。また、同じ地域でよりニーズの高い子どもや家庭が存在していても、サプライチェーンに含まれていなければ、救済策もとられない恐れがある。
- 企業が対応を導入しているサプライチェーンにおいては、児童労働の減少が見られたとの調査結果はあるが、実際に介入できている地域の割合はわずか 10～25%にとどまっている。サプライチェーンのカバー率を 100%に広げることを目標としているが、それが現実的に課題解決につながるのかは注意深く検討する必要がある。
- 企業の取組の主流は CLMRS の運用で、児童労働のモニタリングと報告に多くのリソースが投じられている。ICI の報告にあるとおり、児童労働自体の削減率は約 60%にとどまっており、残り 40%を完全に解決するために何が必要なのか検討する必要がある。困窮している子どもや家庭に対する直接的な救済策や、学校教育の環境改善などの対策に、企業のリソースをもっと振り分けることで効果を上げられる可能性がある。
- 企業の取組は自社のサプライチェーンのみを対象としていることが大半で、NGO の企業評価にも、サプライチェーン以外に対する児童労働への介入の評価は入っていない。サプライチェーンとの関連性の有無に関わらず、児童労働リスクが高い地域に対する介入を評価することにより、取り組みを促進するしかけや工夫が必要である。
- 企業は、児童労働だけではなく森林破壊への対応にも同時に取り組んでおり、森林破壊へのリスクの把握と回避のために、カカオ農家レベルのトレーサビリティ確保や情

報把握を可能にするデータシステムの構築に個別に取り組んでいる。個別の企業がそれぞれ独自のシステムを構築するには多くの時間と資源を要するため、共通で使えるシステムを公共インフラの一部として構築することが必要と考える。

- チョコレート業界の企業のこれまでの取組においては、カカオ生産国の政府や行政の巻き込みが不十分で、特に貧困対策や教育や保健サービス、学校、道路、保健センターなどを含むインフラ、子どもの福祉に関わるサービスなどの不足が課題となっている。一時的な支援策の提供だけでなく、必要な行政サービスが現地の住民ニーズに応じて恒常的に提供されるための、土台となる行政システムの強化と行政機関間の横の連携と、官民の連携の促進とそのための場や仕組みの構築が急務である。

4.6.2. 日本における課題

- 日本のカカオ・チョコレート産業界においては、企業による児童労働への取組に対する経験値が低く、課題や必要な対策ついての理解が不足しており、グローバル企業や欧米企業との認識の差がかなり大きい。特に、児童労働への対策費用は商品のコストに含めるか、売上に連動させて予算を確保する以外の方法が取りにくく、対策として何をやってよいのかわからない、そのための予算もないという状況にある。
- 日本の企業においては児童労働を含む社会課題への取組を、マーケティングや競争の一要素として捉える傾向があるため、課題解決のために企業の枠を超えて連携することへのマインドセットが薄い。取引関係にある企業間においても、児童労働への対応に関する情報共有やコミュニケーションも薄く、連携して課題解決に取り組むような動きはまだ少ない。特に取引関係にある企業同士の協力と連携がなければ、課題に関する情報の把握や対応は不可能であることから、課題に対する共通理解をもとに、共通の言語をもってコミュニケーションを図っていくことが重要である。その意味で、共同で学習する場としてのプラットフォームが構築されたことには大きな意義がある。
- NGO による企業やプラットフォームの評価は、よりよい取組を推進するための一つの機能を果たしている。しかし、日本企業の多くは、NGO（特に国際 NGO）とのコミュニケーションの経験が浅く、言語や文化の違いもあるため対話が成立せず、取組の改善に結びついていない段階といえる。企業と NGO との対話の促進の意味でも、プラットフォームの役割や意義は大きい。
- EU における人権デュー・ディリジェンスの要請強化への対応のため、特に欧米との関係性が強い企業では企業独自のトレーサビリティに関するデータ管理システムを構築する動きがあるが、コストや時間を要するうえに、企業ごとに互換性のない、似たようなシステムが乱立するのは非効率である。トレーサビリティとデュー・ディリジェンスの確保はすべての企業に求められる共通の要求事項であるため、そのために必要なデータシステムは、個別の企業がそれぞれつくるのではなく、企業が共通して使えるものを共同で、かつ公的なプラットフォームとして構築できることが望ましい。
- プラットフォームにおける政府機関の参加や、政府のイニシアティブが取られていないことも、企業の取組やマルチステークホルダー連携が進まない要因となっている。企業の取組や連携を促進するための公的資金のサポートや制度もない。企業のイニシアティブを高めるためにも、政府関係機関の関与や参加、支援が不可欠である。

5. CLFZ 構築に向けたパイロット活動の実施結果と課題

5.1. 児童労働フリーゾーン制度の概要と現状

5.1.1. CLFZ に関する国際的な文脈と歴史的経緯

CLFZ は、インドの NGO エム・ブイ財団（MV Foundation）が最初に打ち出したコンセプトで、インドとオランダの NGO により構成される「ストップ児童労働」（SCL）が中心となって推進してきた。特に 2010 年以降には、インドの経験から学びアフリカで CLFZ を推進する実験的な取組が、ガーナを含む 5 カ国[253]で推進されており、その成果としてまとめられたのが、SCL が 2015 年に発行したハンドブック「児童労働フリーゾーンを作るための 5×5 のステップ」（5× 5 Stepping Stones for Creating Child Labour Free Zones） である。この取組を主導してきたヒボス（Hivos）のウェブサイトには、2003 年から 2019 年までの間に、122 の CLFZ が作られてきたとの記載がある[254]。

2019 年以降は、さらにこの経験を発展させた取組が進行している。SCL、オランダの NGO セーブ・ザ・チルドレン（Save the Children）と国連児童基金（ユニセフ）があらたな連合体を形成し、「労働は子どもの仕事ではない（WNCB）プログラム」が実施されている。このプログラムは、2019 年から 2024 年までの 5 年間の計画で、オランダ政府の財政支援を受けて、コートジボワール、マリ、ウガンダ、ヨルダン、インド、ベトナムの 6 カ国で活動が展開されている。CLFZ コンセプトに含まれるコミュニティレベルですべての子どもを児童労働から引き離し教育を実現するエリアベース・アプローチに加え、児童労働に深く関与する各地域の産業を巻き込むサプライチェーン・アプローチを掛け合わせ、国や自治体の政策や国際レベルの政策の強化をめざした取組となっている。

ILO も統合的エリアベース・アプローチ（IABA）を提唱しており、アジアでも、ネパールやスリランカで、地方政府を中心に推進している取組がある。必ずしも児童労働フリーゾーンという名称は使われていないが、特定の産業、サプライチェーンや最悪の形態に対象を限定するのではなく、地域全体で官民問わずあらゆる関係者を巻き込みながら、すべての児童労働に総合的に対応していくエリアベースのアプローチは、各地で実践が試み始められている。一方で、国レベルでのガイドラインを示した例は国際的にも珍しく、国の方針として共通の基準や指標を示し、自治体単位で CLFZ を評価し認定する仕組みを設けたのは、ガーナが初めてといえる。

5.1.2. ガーナにおける CLFZ 制度構築の経緯と現状

上述の SCL によるアフリカでの CLFZ 推進の一環として、ガーナでも GAWU が主体となって漁業地域での CLFZ 構築への試みが先に進められてきた。その成果として、2016 年にヴォルタ州パンドー郡の漁業地域が CLFZ を宣言している。その後 GAWU が NSCCL のメンバーとして、ガーナ政府による CLFZ 制度の構築を提言した結果、ガーナ政府の「児童労働撤廃のための国家行動計画フェーズ 2（2017～2021 年）」（NPA2）の Action1.4.1.2 に、CLFZ のガイドラインを作成することが明記された。

---

253 ガーナ以外には、ウガンダ、ケニヤ、タンザニア、ジンバブエ。

254 ゾーンの単位については明記がないので不明。

CLFZ ガイドラインの作成作業は、NSCCL のもとに設置された第一小委員会とその TWG が担当し、2018 年 11 月より開始された。作業部会の会長は GAWU の代表者が務め、鉱山セクターでの児童労働撤廃プロジェクトに従事した ILO のコンサルタント、カカオ生産地域での児童労働に取り組んできた日本の NGO の ACE とそのガーナ側カウンターパート NGO である CRADA も参画した。CLFZ ガイドラインは、これら異なる産業での経験が統合されており、特定の産業や最悪の形態の児童労働に範囲を絞るのではなく、ガーナ国内における、あらゆる産業とすべての形態の児童労働を撤廃することを目指して作成された。

CLFZ ガイドラインのドラフト作成後は、2019 年 7 月にアシャンティ州のアチュマ・ンプニュア郡で郡の関係機関や NGO などの関係者を招いたコンサルテーションが実施されたほか[255]、2020 年 1 月に首都アクラでの国レベルのガイドライン最終化会議が開催された。その後、2020 年 3 月に CLFZ 構築に関するガイドライン（Establishing Child Labour Free Zones (CLFZs) in Ghana: Protocols and Guidelines）が正式に発効された。2020 年 3 月 9 日には MELR 大臣隣席のもとローンチイベントが、同 13 日には首都アクラにて、MELR と JICA の共催により、CLFZ ガイドライン普及ワークショップが開催された[256]。

CLFZ ガイドラインについては、2020 年 3 月に実施した普及ワークショップにおいて、その議長を務めた MELR のバランス次官が、「ガーナ国内において児童労働の撤廃をめざす事業や活動を実施する際には、今後このガイドラインを参照することを推奨する」と述べており、CLFZ ガイドラインが政府の重要な指針の一つとして位置づけられた。さらに、2021 年 4 月 15 日に開催された EU とガーナの「持続可能なカカオに関する対話」（EU カカオトーク）では、MELR のイグナチウス・バフォー・アウア大臣が冒頭スピーチにおいて、「ガーナにおける児童労働撤廃の取組は、NPA2 に位置づけられた、GCLMS と CLFZ の 2 つが重要な柱となっている」と述べ、CLFZ の重要性を強調している。

5.1.3. CLFZ 制度の概要

2020 年 3 月にガーナの MELR により発効された CLFZ ガイドラインは、以下の内容で構成されている。

表 5-1 CLFZ ガイドラインの構成

①	背景とコンテクスト（ガーナ政府の政策、法律、活動計画、児童労働の現状）
②	CLFZ のフレームワーク（目的、定義、認定条件など）
③	CLFZ のアセスメント（認定とその手順）
④	実施体制（政府機関など、関係者の役割）
⑤	付録（チェックリストとアセスメント指標）

CLFZ ガイドラインの全体的なゴールは、全体的でうまく統合された成果につながる介入を開発し実施すること、それにより、2025 年までの児童労働の撤廃とガーナの子どもの発達を実現することとしており、以下のような目的と定義が設定されている。

[255] ガーナ農業労働者組合が、漁業エリアの児童労働プロジェクトを実施した郡や、鉱山セクターでの児童労働撤廃プロジェクトを実施した郡の関係者も参加した。

[256] CLFZ ガイドラインの作成からローンチイベントまでの一連のプロセスは、ACE と日本のデロイトトーマツコンサルティング合同会社が、MELR に対して財政的・技術的支援を提供することで実現した。

表 5-2　CLFZ の目的と定義

目的	• ある一定の地域において、すべての形態の児童労働を撤廃するための条件を特定し構築し維持すること、 • CLFZ を構築するための共通の基準を示し、児童労働撤廃に向けた政府や政府以外の関係者による介入のインパクトを計測すること、 • 5～17 歳の子どもをあらゆる形態の児童労働から予防し、解放すること、 • 特定の地域で一定の期間を通じて、すべての形態の児童労働を減少させることにより、近い将来、国全体ですべての形態の児童労働を撤廃する。
定義	CLFZ とは、児童労働を撤廃した地理的エリア（都市圏、市または郡）を指し、以下によって定義される。 (i) 児童労働が子どもの健康や教育、発達に影響を及ぼす人権侵害であることが、すべての住民に理解されている。 (ii)法律や行政システム、制度など、児童労働の予防や是正に必要な対策が存在し、機能している。 (iii) 法的に就労が認められている子ども（15～17 歳）が、危険有害労働から守られている。 (iv) 児童労働に関する法律違反者が、既存の法律によって必要な制裁を受けている。 (v) 子どもの権利が尊重され守られている。 (vi) 子どもの福祉や発達に必要な資源が投入されている（教育、職業訓練、保健、娯楽を含む）。 (vii) 上記の状態がそろうことにより、児童労働がない状態が維持されている。

出所：CLFZ ガイドライン 4～5 ページを基に自主作成

CLFZ 認定には、自治体レベル、コミュニティレベルそれぞれで、子どもを保護するための対策や、地域の仕組みやサポートシステム、体制が一定程度、整備されている必要があり、自治体、コミュニティ、それぞれのレベルで満たされるべき要件がガイドラインでは示されている（主な要件と指標は下表 5-3 を参照）。ガイドラインの付録には、自治体やコミュニティによるプレ・アセスメントで使用するチェックリストや、本アセスメントで使用するアセスメント指標（メイン指標項目 A～H に分類される 36 の指標）の表が記載され、各指標の解釈や指標別の重みづけなどもまとめられている。

表 5-3 CLFZ 認定に必要な主な要件と指標

レベル	必要な要件（メイン指標項目）	指標
コミュニティレベル	➢ 児童労働に関する定期的な啓発活動の実施	A1～A7
	➢ 子どもの保護に関する村の規則の制定 （1998 年子ども法に基づく）	B1～B3
	➢ CCPC の設置と児童労働のモニタリングの実施 ✓ 世帯登録による児童労働およびリスクの情報把握と定期的なデータの更新 ✓ 労働現場において子どもの危険労働を監視、予防するシステム	C1～C7

レベル	必要な要件（メイン指標項目）	指標
	✓ コミュニティ内を巡回し、不登校の子どもを見守るシステム ✓ 学校の就学・出席状況の管理システム ✓ 子どもの保護に関するコミュニティの活動計画とその実行	
	➢ 児童労働に関する照会システムと、子どもや保護者に対する救済制度へのアクセスの確保	D1～D4
	➢ 子どもの教育に必要な学校環境の整備（教員の確保、一定レベルの就学率や出席率の維持を含む）	E1～E5
自治体レベル	➢ 児童労働撤廃に向けた自治体の条例	F1
	➢ 郡議会および郡の関係機関（特に郡議会の社会サービス小委員会と郡社会福祉局）の実施体制、連携体制 ✓ 自治体での児童労働のモニタリングシステム ✓ 児童労働に関する基礎データの郡での把握と管理 ✓ 法律に則って、違法事例を取り締まり裁く仕組みの運用	F2
	➢ 脆弱な家庭に対する経済支援や福祉的サポートの提供	F3
	➢ 自治体の中期開発計画、年次活動計画や予算への介入策の組み込みと計画や予算の執行	F4、F5
全体	➢ 統合的エリアベース・アプローチの採用	G1
	➢ 児童労働の削減と撤廃	H1～H3

出所：CLFZ ガイドライン 5～6 ページと付録 17～28 ページを基に自主作成

CLFZ ガイドラインは、CLFZ を認定するためのアセスメント（評価）の実施と認定までの手順についても規定している。アセスメントを通じて、自治体（MMDA）単位で CLFZ を認定し、宣言することができる。宣言後は、年 1 回の内部レビューの実施と CLU への報告が求められ、3 年ごとにアセスメントチームによる外部レビューを実施することになっている。アセスメントの流れは以下の図のとおり。

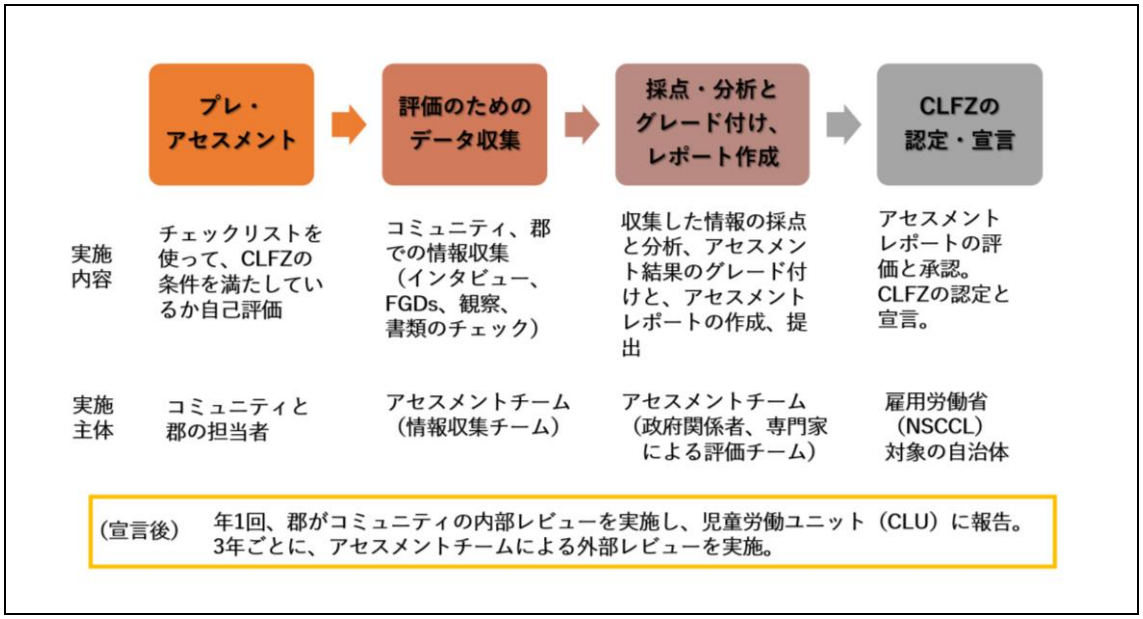

出所：CLFZ ガイドライン 8～10 ページと TWG からの情報をもとに ACE が自主作成

図 5-1 アセスメントの流れ

アセスメントを通じて収集した情報は、指標の重みづけに基づいて点数を付け、総合的な点数をもとに、以下の表のようにグレード分けされる。

表 5-4 CLFZ 認定の際のグレード分け

グレード	スコア
CLFZ グレード A	90%以上
CLFZ グレード B	80～89%
CLFZ グレード C	70～79%
CLFZ をめざす（Towards CLFZ）	69%以下

出所：CLFZ ガイドライン 10 ページ

CLFZ 制度の運用においては、主管官庁である MELR の CLU が事務局を務め、NSCCL が実施状況の監督やアセスメントの評価、CLFZ の最終認定を行う。特に実施においては、郡とコミュニティレベルでのコミットメントが重要となり、郡議会や郡関係機関、主要なコミュニティ関係者の役割が、ガイドラインで示されている。その他、関連省庁・機関は、郡の出先機関や関連部局による実施が円滑に進むよう、技術的・財政的・実務的な支援を行うことが求められている。国際機関や開発パートナー、メディアなどの関係機関も、郡やコミュニティでの取組を支えることが求められている。以下の表に主要関係機関の役割をまとめる。

表 5-5 主要関係機関の役割

関係機関	役割・機能
郡政府 （MMDA）	郡内における子どもの保護と成長に関する全般的な責任を負う。 • 子ども法に準拠した条例を施行する。 • CSO やその他パートナーと協力して児童労働撤廃に向けた介入を行う。 • 外部パートナーによる介入の選択、承認、実施状況をモニタリングする。 • 子どもの成長に必要なサービスを提供する（学校、クリニック、職業訓練など）。 • 郡内のコミュニティが CLFZ 活動を推進できるように、政府や非政府の機関・団体と調整する。 • 郡議会の SSsC が機能するためのリソースを提供する。 • SSsC のメンバーを招集する。 • 児童労働撤廃の取組に向けた適切な資源を割り当てる。
郡の社会 サービス 小委員会	CLFZ プロセスの実施における調整機能を果たす。地方分権法の第 23 条に基づき、SSsC は CSO などの外部パートナーや民間セクター、国際機関などと協力しながら、CLFZ の効果的な実施を確保し、郡議会は SSsC

関係機関	役割・機能
（SSsC）	に対して必要な資源配分を行う必要がある。 • コミュニティにおける啓発活動を実施する。 • 郡内の全コミュニティにおける CCPC の設置と効果的な活動を実施し、CCPC の能力を強化する。 • 全コミュニティにおける世帯調査を準備・調整する。 • 全コミュニティにおける CAP の策定を促進する。 • CCPC の活動と社会サービスの実施状況をモニタリングする。 • CLFZ の実施状況に関する四半期報告を取りまとめる。
コミュニティ	子どもの状況や子どもと保護者、家族の経済・社会状況に関する情報を把握し、CLFZ 推進活動に積極的に参加し貢献することが求められる。 • CLFZ プロセスのあらゆる活動に積極的に参加する。 • 児童労働を含む子どもの権利保護に関するコミュニティ規則を制定・施行する。 • 資源（時間やモノや資金など）を提供し、郡議会の取組を補完する。 • CCPC の活動を支援し、子どもに関する課題（事例）を CCPC に報告する。
コミュニティ子ども保護委員会（CCPC）	CCPC は、コミュニティレベルでの介入の実施をリードする。CCPC は村長や長老会メンバーと連携しながら、以下の役割を果たす（GCLMS に書かれている CCPC の機能と同じ）。 • コミュニティの世帯登録の実施を調整する。 • コミュニティの世帯登録のデータを定期的に更新する。 • 学校や労働現場を定期的に訪問し、子どもたちの状況をモニタリング、評価する。 • コミュニティにおける啓発活動を実施する。 • SSsC と連携して、コミュニティ行動計画策定・実施を支援する。 • コミュニティにおける社会サービスの充実のために、郡議会や民間セクター、個人などと連携し働きかける。
村長・長老会	CLFZ プロセスにコミュニティの住民の参加を促すために、村長や長老会は重要な役割を果たす。コミュニティ内で CCPC がうまく機能するために、CCPC の役割をサポートすることが求められる。
学校運営委員会（SMC）・PTA	SMC/PTA は、その役割を規定しているハンドブックに準拠し、CLFZ プロセスの推進に役割を果たすことが求められる。

出所：CLFZ ガイドライン 11～14 ページを基に自主作成

5.2. CLFZ ガイドラインの実施にかかるパイロット活動の実施と結果

5.2.1. パイロット活動の目的

パイロット活動の目的は以下のとおり。

1) 中央レベルにおける関係者間の議論を通じた、CLFZ ガイドラインのより適切な実施方法を検討するための教訓を得ること
2) CLFZ ガイドラインで機能が定められた既存の MMDAs、行政体制の把握
3) 郡関係者が、CLFZ ガイドラインで求められているコミュニティレベルでの活動を支援・モニタリングするために必要な能力強化

5.2.2. パイロット活動の概要

下図は、2021 年 1 月から 2022 年 4 月にかけて実施したパイロット活動の流れを示したものである。各活動の詳細は 5.2.1 以降を参照のこと。本調査では、パイロット活動と並行する形で、アセスメント実施体制の構築とツールの開発・試行が行われ、調査団からも適宜必要な技術支援を行った。

図 5-2　本調査におけるパイロット活動の流れ

5.2.1.1. 中央レベル

中央レベルで実施した活動は以下のとおり。

No.	活動	参加者	年月
1	中央コンサルテーション・ワークショップ	・NSCCL メンバー省庁	2021 年 6 月
2	主要省庁・政府機関との協議	・MOGCSP ・GES ・COTVET[257] ・OHLGS	2021 年 9～11 月

[257] 技術職業教育訓練評議会　Council for Technical and Vocational Education Training

No.	活動	参加者	年月
		・MOFA ・COCOBOD ・Minerals Commission	
3	カカオ・セクター関係者との調整ワークショップ	・NSCCL 主要メンバー省庁の児童労働フォーカルポイント ・カカオ・セクターで活動する民間企業、NGO、国際機関関係者	2021 年 11 月
4	経験共有ワークショップ（中央レベル）	・NSCCL メンバー省庁 ・開発パートナー（民間企業、NGO、国際機関）	2022 年 4 月
5	ドナー会議	・児童労働および子どもの保護にかかる支援を行っているドナー機関	2022 年 4 月
6	CLFZ ガイドライン改訂に向けた関係者コンサルテーション会合	・NSCCL メンバー省庁 ・開発パートナー（民間企業、NGO、国際機関）	2022 年 6 月

5.2.1.2. 郡レベル

郡レベルの実施体制と関連機関の能力強化を目的に実施した活動は以下のとおり。

1) 郡レベルの実施体制の強化

No.	活動	参加者	年月
1	州・郡コンサルテーション・ワークショップ	・州調整委員会・主要関係機関 ・郡調整委員会 ・郡行政機関 ・郡議会議員	2021 年 2 月
2	郡ワークショップ (1)	・郡行政府次官 ・郡行政機関	2021 年 6 月
3	郡ワークショップ (2)	・郡行政府次官 ・郡行政機関	2021 年 7 月
4	郡ワークショップ (2)	・郡行政府次官 ・郡行政機関	2021 年 9 月
5	開発パートナー機関・団体との調整会議	・対象郡でコミュニティ支援を行う開発パートナー機関・団体	2022 年 2 月
6	州・郡レベル経験共有ワークショップ	・州調整委員会・主要関係機関 ・郡行政府次官 ・郡行政機関 ・郡議会議員	2022 年 4 月

2) コミュニティ活動支援のための郡行政機関の能力強化

No.	活動	参加者	年月
1	コミュニティデータ収集・分析	・郡行政機関	2021 年 4～6 月
2	対象コミュニティ選定	-	2021 年 6～7 月
3	啓発・技術ワークショップ実施のための研修 (1) - 児童労働とは? - 児童労働の特定・撤廃	・郡行政機関	2021 年 8 月
4	技術ワークショップ実施のための研修 (2) - CCPC の役割 - モニタリング - コミュニティ規則 - CAP	・郡行政機関	2021 年 9 月
5	技術ワークショップ実施のための研修 (3) - 世帯登録 - モニタリング・レビュー	・郡行政機関	2021 年 11 月
6	GCLMS と世帯登録実施のための研修	・郡行政機関	2022 年 1 月
7	技術ワークショップ実施のための研修 (4) - 自己評価	・郡行政機関	2022 年 3 月

- まずコミュニティレベルのデータ収集を通じて、各コミュニティの状況把握を行った。具体的には、CLFZ ガイドラインのプレ・アセスメント・チェックリスト（16 ページ）と CLFZ 指標（17～28 ページ）に沿って質問票を作成した。なお、同ガイドラインでは各コミュニティのグレード分けまでは触れられていないが、本調査では分析結果を基にコミュニティ選定を行うことを前提に、ガイドラインのアセスメントのためのグレードを参考に仮の点数付けとグレード分けの手法を開発した。（詳細は添付資料 5 コミュニティデータ収集報告書を参照のこと）
- データ収集を通じて得られた情報を基に各コミュニティの点数付けとグレード分けを行った結果、郡行政機関と議論をした上で、下表 5-6 の 21 のコミュニティを本調査で行うパイロット活動の対象コミュニティとして選定した。
- コミュニティレベルで行われる活動のモニタリングも、技術ワークショップの合間に行われ、郡関係機関からコミュニティリーダーや CCPC メンバーに対して、必要なサポートが行われた。

表 5-6 パイロット 2 郡における選定コミュニティ

① アチュマ・ンプニュア郡（AMDA）（アシャンティ州）	② ビビアニ・アフィアソ・ベクワイ郡（BABMA）（ウェスタンノース州）
Asamang, Bedabour, Anyinamso No.1, Huntaado, Botrampa, Atuntuma, Enwirem, Kyekyewere, Nagole, Kakatire, Tenewohoye (11 コミュニティ)	Old Town, Nsuotam, Hwenampori, Patabuoso, Ntakam, Chirano, Asawinso, Awaso, Baakokrom, Adobewura 1 (10 コミュニティ)

5.2.1.3. コミュニティレベル

コミュニティレベルでは、下表のとおり、テクニカルワークショップ、コミュニティ活動のモニタリング、経験共有ワークショップ等を実施した。

表 5-7 コミュニティレベルの活動

No.	活動	参加者	年月
1	**第 1 回テクニカルワークショップ** ・ 児童労働の基礎知識 ・ 児童労働の見分け方	・21 選定コミュニティ	2021 年 8 月-9 月
2	**第 2 回テクニカルワークショップ** ・ CCPC の役割 ・ 労働現場と学校のモニタリング活動 ・ コミュニティ規則 ・ コミュニティ活動計画	・21 選定コミュニティ	2021 年 9 月-11 月
3	**非選定コミュニティへの啓発ワークショップ** ・ 児童労働の基礎知識 ・ 児童労働の見分け方	・全コミュニティ	2021 年 10-12 月
4	**第 3 回テクニカルワークショップ** ・世帯登録 ・モニタリング活動の振り返り	・選定コミュニティ	2021 年 12 月
5	**サンプルコミュニティでの世帯登録**	・3 選定コミュニティ	2021 年 1 月-3 月
6	**コミュニティレベルでの経験共有ワークショップ**	・21 選定コミュニティ	2022 年 4 月

- テクニカルワークショップは 21 の選定コミュニティで実施した。ワークショップでは、CLFZ 実施体制の構築および児童労働を含む子どもの保護の観点から、コミュニティレベルで必要と考えられる活動について説明し、コミュニティ住民の能力強化を図った。
- テクニカルワークショップと啓発ワークショップには、各村より、村長、クイーンマザー、長老会代表、SMC、PTA、学校長、教員、郡議会議員、地区委員会、宗教的指導者、子どもと若者の代表、女性グループの代表、商人の代表、農民などを招集した。
- パイロット活動に選ばれなかった両郡の 181 のコミュニティに対しては、児童労働と CLFZ の基本的な情報を提供するための啓発ワークショップを、町村評議会（ゾーンまたはエリア・カウンシル）の地域区分[258]単位で実施した。
- ワークショップの実施期間中は、21 の選定コミュニティでの活動状況をモニターし、コミュニティ活動の実施支援、進捗確認、必要に応じた助言を行った。基本的には、関連する郡当局の行政官（郡関係者）が中心となり、コミュニティ支援、能力開発、およびモニタリング活動を実施し、調査団は行政官を側面支援した。

[258] 町村評議会は、郡とコミュニティレベルの地区委員会（Unit Committee）の間にある自治組織で、複数のコミュニティを束ねて地域区分がされている。郡の大きさにもよるが、1 つの郡が 10 前後の地域に区分されている。Municipality と District で、ゾーンまたはエリア・カウンシルと呼び名が異なる。地方自治の構造についての詳細は、3.3.3 を参照のこと。

- GCLMS で想定されている世帯登録の実現性を検証するため、世帯登録を実施した。ただし、時間の制約上、選定コミュニティのうち 3 コミュニティのみで実施。

5.3. 郡およびコミュニティレベルでのパイロット活動

5.3.1. 郡レベルでのパイロット活動の結果

対象 2 郡における、CLFZ ガイドラインが定める要件の達成状況は下表のとおり。

表 5-8 対象 2 郡における CLFZ 要件の状況

CLFZ の要件	AMDA		BABMA	
	2021 年 6 月	2022 年 4 月	2021 年 6 月	2022 年 4 月
F1: 子どもの保護に関する郡条例	×	○	×	×
F2:社会サービス小委員会（SSsC）	○	○	×	○
F3: 郡行政機関	×	×	○	○
- 郡行政官の配置	×	×	○	○
- 効果的な連携（例：D/MCPC）	△	△	△	△
F4: 郡年次計画	△	○	△	○
F5: 郡 5 カ年計画	△	○	△	○

* ○: 達成済, △: 一部達成, ×: 未達成

- 2021 年 6 月時点で、2 つの対象郡は両郡ともに、子どもの保護に関する郡条例は未策定であったが、AMDA については 2022 年初めに制定された。今後、BAMBA や他郡においても、子ども法に基づく形で郡議会（MMDA）が郡の条例を定める形で子どもの保護のための取組が進められるように、LGS が MMDA に対して通達を出すことが重要である。
- AMDA では、SSsC が定期的に（年に 2 回）招集され、郡年次計画において脆弱な子どもたちに対する制服や文房具の供与などの予算を承認していることから、子どもの福祉や保護に関する議論が行われていると言える。一方で BABMA では、選挙結果の問題により、SSsC が 1 年以上招集されていなかった。その後、2022 年 4 月にようやく召集の目途が立ったとのことであった。また、CLFZ の構築（子どもの保護に関するレファラルの実施を含む）においては、郡議会議員のリーダーシップが重要であることから、全員が CLFZ のコンセプトとその中での議員の役割を理解し、それぞれの選挙区におけるコミュニティレベルの関連活動に関わることが重要である。
- AMDA では、当初労働担当官と CHRAJ が不在であったが、2021 年に CHRAJ の担当官が配置された（2022 年 4 月時点で労働担当官は未配置のまま）。
- 両郡では、労働局、農業普及局、ISD、GES、CHRAJ、NCCE、COCOBOD、などの複数の郡行政機関が頻繁にコミュニティを訪問し、児童労働についての啓発活動を行っていることがわかった。また、それぞれの担当官は、各機関の通常業務の一環としてコミュニティを定期的に訪問することにより、コミュニティ住民と顔なじみになっており、コミュニティにとっての連絡窓口の役割を果たしていることも分かった。一方で、各機関が実施する啓発活動の内容や手法は統一されていない。また、既存のレファラルの仕組みの運用実態としては、子どもの保護に関するケース・マネージメントを管轄するの

は社会福祉局であり、ケース自体のフォローアップ等への他の行政機関の関与は限定的なものと捉えられており、十分な情報共有が行われていない。これには、両郡ともに郡子ども保護委員会（M/DCPC）が十分機能していないことも背景にあると考えられる。定期的なミーティングなどを通じた郡行政機関間の情報共有や議論をする場や機能の強化が必要である。

- 郡の年次計画や中期計画（5 カ年）については、予算は限られているものの、両郡ともに CLFZ に関連する取組（啓発、レファラル制度の運用にかかる費用、制服や文房具供与など）に一定の予算を確保した。これには、パイロット活動を通じた側面支援が貢献したといえる。

CLFZ の指標（要件）には直接的な関係性はないが、重要な事項を以下にまとめる。

- 予算不足とコロナ禍における不必要な接触を避けるために、両郡ともに、CAP に基づいた郡年次計画や中期計画の策定プロセスは取っていないことが分かった。また、CAP のフォーマットや含むべき内容も標準化されておらず、監督省庁からの具体的な指示もない。
- LEAP や学校給食プログラムなど、救済パッケージの一部とみなすことができるいくつかの取組が存在しているが、その対象家庭や学校の選定の際に、児童労働は必ずしも選定要件として考慮されていない。
- CLFZ の取組と教育セクターが果たすべき役割とのリンクが弱く、今後改善していく必要がある。例えば、ほとんどの学校における学習環境は劣悪であり、小学校が整備されていない周辺コミュニティがまだ多数存在している。また、CLFZ の指標（要件）となっている（学校ごとの）就学率や出席率（指標 E4 と E5）など、必要な教育データの収集も不可欠である。
- 郡内でコミュニティ支援を行っている民間セクターやNGO などの外部パートナーとの調整機能が存在していない。多くのパートナー機関・団体は郡政府に対してきちんと登録せず、それぞれの対象コミュニティにおいて活動を開始しているのが実状である。こうした動きは、郡内のすべてのコミュニティにおけるニーズを満たすための予算が圧倒的に不足しているにも関わらず、同じコミュニティに対する支援の重複や、同じ子どもや家庭に対する救済パッケージの供与の重複といった事態を招きかねない。こうした外部パートナーによる郡行政への登録の徹底とともに、郡行政機関との情報・経験共有のためのプラットフォームの設立が求められる。

コミュニティレベルで必要な活動を実施するための郡の実施体制および郡行政官の能力強化に関する事項は以下のとおり。

- パイロット活動では、啓発活動のためのツール一式を開発し、ファシリテーター研修を通じて郡行政官の内容の理解とファシリテーションスキルの強化を図った。このことが、啓発活動の質の改善につながった。
- 上述のように、郡行政官はパイロット活動を通じて啓発にかかる知識とスキルを習得したが、特に活動開始当初はコミュニティからの反応が読めない部分も多く、リーチアウトに躊躇している様子がみられた。

- コミュニティレベルにおける啓発・技術ワークショップ、およびそれらのワークショップの間に実施したモニタリング活動への参加を通じて、異なる部署の郡行政官同士のコミュニケーションとチームワークが醸成された。ソーシャル・ネットワーキング・システム（SNS）を使ったコミュニケーション・ネットワークとしてのプラットフォームの開設が有効であったと考えられる。
- COCOBOD や農業、保健局などの行政機関が、それぞれの業務所掌において、コミュニティを定期的に訪問していることが分かった。このことは、こうした機関の行政官が、必要な知識とスキルを備えることにより、児童労働のモニタリングや児童労働に従事している、あるいはそのリスクのある子どもたちの特定や、コミュニティレベルで活動を主導する CCPC 等への継続的な側面支援の提供にも貢献しうることを示している。

5.3.2. コミュニティレベル

5.3.2.1. コミュニティレベルのパイロット活動での結果と知見

主な CLFZ 指標に関するパイロット活動後のコミュニティの状況の変化をみるために、アチュマ・ンプニュア郡（AMDA）とビビアニ・アフィアソ・ベクワイ郡（BABMA）について、それぞれ表 5-9 と表 5-10 にまとめた。各コミュニティの進捗状況は、各選定コミュニティによる自己評価と、モニタリングの結果に基づいて調査団が行った評価を統合したものである。

パイロット活動の前後で改善が見られた指標は以下のとおりであった。

- 児童労働に関する定期的な啓発活動（指標 A1）
- CCPC の設立、CCPC 会議の定期開催、学校・職場のモニタリングと記録（指標 C2、C4、C5）。
- CCPC への研修や技術支援の提供（指標 C6）
- レファラルシステムへのアクセスのしやすさ（指標 D1）

CCPC やその他のコミュニティ住民が児童労働を特定する方法と適切な報告先を理解したことで、児童労働に従事しているか、またはその恐れがある子どもの特定につながった。コミュニティ住民と郡関係者との協力関係の構築も、これらの指標の改善につながった。

一方、ほとんどあるいは全く改善が見られなかった指標は以下のとおりであった。

- 児童労働を含む子どもの保護に関するコミュニティ規定の策定（指標 B1）
- コミュニティにおける世帯登録システムの確立とその定期的な更新（指標 C1）
- 児童労働の撤廃や子どもの権利保護に資する CAP の策定（指標 C7）。
- 教育・学習環境の整備（指標 E2）（AMDA のみ）

これらの指標は、コミュニティの活動だけでは改善が難しく、公的機関もしくは外部機関の支援が必要な分野といえる。

表 5-9 アチュマ・ンプニュア郡の選定コミュニティにおける CLFZ の各指標の変化

CLFZ 指標	CLFZ認定に必要な主な条件	アチュマ・ンプニュア郡										
		Anyinamso No.1	Asamang	Atuntuma	Bedabour	Botrampa	Enwirem	Huntaado	Kakatire	Kyekyewere	Nagole	Tenewohoye
A1	児童労働に関する定期的な啓発活動の実施	△	△	○	△	○	○	△	△	×	○	△
B1	子どもの保護に関するコミュニティ規則の策定	×	×	○	△	○	△	×	×	×	△	×
C1	世帯登録システムの設定と定期的な更新	×	×	×	×	△	△	×	△	×	×	×
C2, C4, C5	CCPCの設立、会議の定期開催、労校・職場のモニタリングと記録	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
C6	CCPCへの研修および/または技術支援の提供	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C7	子どもの保護に関するコミュニティ活動計画(CAP)とその実行	△	△	○	△	○	×	△	×	△	△	×
D1	児童労働の予防や是正に関するレファレルシステムへのアクセスのしやすさ	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D2	レメディエーション制度の提供	×	×	○	○	○	△	○	×	×	×	×
C3	SMC/PTAが活発であること	△	○	×	○	○	△	○	△	×	○	○
E2	教育・学習環境の整備	△	△	○	△	△	△	×	×	△	×	△

＊ ○: 達成済, △: 一部達成, ×: 未達成

表 5-10 ビビアニ・アンフィアソ・ベクワイ郡の選定コミュニティにおける CLFZ の各指標の変化

CLFZ indicators	CLFZ認定に必要な主な条件	ビビアニ・アンフィアソ・ベクワイ郡									
		Adobewura 1	Asawinso	Awaso	Baakokrom	Chirano	Hwenampori	Nsuotam	Ntakam	Old Town	Patabuoso
A1	児童労働に関する定期的な啓発活動の実施	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
B1	子どもの保護に関するコミュニティ規則の策定	△	△	△	△	△	△	△	×	×	△
C1	世帯登録システムの設定と定期的な更新	△	×	×	×	×	×	△	×	×	×
C2, C4, C5	CCPCの設立、会議の定期開催、労校・職場のモニタリングと記録	△	△	△	△	○	△	○	△	△	△
C6	CCPCへの研修および/または技術支援の提供	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C7	子どもの保護に関するコミュニティ活動計画(CAP)とその実行	×	△	×	△	△	×	△	△	×	×
D1	児童労働の予防や是正に関するレファレルシステムへのアクセスのしやすさ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D2	レメディエーション制度の提供	×	×	△	○	×	×	△	×	×	△
C3	SMC/PTAが活発であること	△	○	○	○	○	△	△	×	○	△
E2	教育・学習環境の整備	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○

＊ ○: 達成済, △: 一部達成, ×: 未達成

1)　児童労働の定義に関する理解の向上

パイロット活動以前は、ほとんどのコミュニティが児童労働について十分な知識を持っていなかった。しかし、活動後は、国内法の規定との関係についての理解が深まり、CCCP や首長などのコミュニティリーダーが、選定コミュニティの情報センターや教会、コミュニティ内の集会などで、児童労働の危険性についての情報を自主的に発信していった。その結果、パイロット活動期間中、多くの親や保護者が子どもを労働者として従事させなくなったことが確認された。あるコミュニティの住民は、「農繁期には、子どもに学校を休ませて農作業を手伝わせていたが、今ではそれが正しいことではないと知っているので、もうさせていない」とコメントしている。また、コミュニティ内で児童労働についての理解と知識が深まったことで、児童労働の事例やリスクのある子どもたちを特定することにつながった。

2)　コミュニティレベルでの児童労働モニタリングシステムの構築

21 の選定コミュニティのすべてで、パイロット活動中に CCPC が設立された。職場や学校の敷地内での児童労働のモニタリング、および定例会議が、1～2 カ月に 1 回ほど定期的に実施された。CCPC のメンバーは、テクニカルワークショップで得た知識を活用し、児童労働や不登校の子どもの事例を適切に特定することができた。CCPC の活動記録によると、2021 年 10 月から 11 月までの間に、21 の選定コミュニティで 194 件の事例が確認された[259]。特定された児童労働の種類は下表のとおりである。

表 5-11 特定された児童労働の種類および詳細（2021 年 10 月～11 月末）

No.	種類	詳細
1	農業	家族の農作業の手伝い 苗床での労働
2	金属鉱業	違法な小規模金鉱山での労働 金属スクラップ集め
3	製造業	製材所での労働 バイク修理店での労働
4	交通・運搬業	プランテーン（食用バナナ）販売業者の下でのプランテーンの運搬 三輪バイク・モーターバイクでの人・荷物の運搬
5	小売業	市場での農作物や炭の販売 木の根の採取・販売 理髪店での労働
6	家内労働	家事手伝い 弟・妹の子守

CCPC によるモニタリング活動では、不登校や学校を中退した子どもたちも児童労働のリスクにさらされていることが明らかになった。不登校と中退の理由は、多い順に、経済的理由、学習意欲の低下、移住したばかり、苦手な教科を避けている、教員から体罰を受けた、

[259] アチュマ・ンプニュア郡にて 110 件、ビビアニ・アンフィアソ・ベクワイ郡にて 84 件。

学校へのアクセスの悪さなど様々であった。また、児童虐待、子どもによるギャンブル、喫煙、飲酒の事例も確認された。

パイロット地域に選定されなかったコミュニティにおいては、家畜の放牧、パーム酒工場での労働、レストランやバーでの労働も、児童労働の例として挙げられた。また、子どもの人身取引、児童婚、10 代の妊娠なども、子どもの保護に関わる事例として挙げられた。

3) 特定した子どもたちの入学または復学が実現

児童労働に従事しているか、または児童労働の危険があると特定された子どもたちに対しては、CCPC の活動の一環としてカウンセリングが実施された。その結果、表に示すように、特定された子どものうち、アチュマ・ンプニュア郡では 61%、ビビアニ・アンフィアソ・ベクワイ郡では 40%が、カウンセリング後に学校に入学または復学した[260]。

表 5-12 児童労働をしていた・リスクにあった子どもと入学・復学した数と割合（2021 年 10 月～11 月末）

	アチュマ・ンプニュア郡			ビビアニ・アンフィアソ・ベクワイ郡		
	a	b	b/a	a	b	b/a
	児童労働をしていた・リスクにあった子どもの数	学校に入学・復学した子どもの数（約束されたケースも含む）	%	児童労働をしていた・リスクにあった子どもの数	学校に入学・復学した子どもの数（約束されたケースも含む）	%
合計	**110**	**67**	**61%**	**84**	**34**	**40%**
児童労働をしていた子どもの数	(23)	-	-	(38)	-	-
児童労働のリスクにあった子どもの数	(87)	-	-	(46)	-	-

一方、CCPC のカウンセリングや説得があっても復学や入学ができない子どもは 39%と 60%であった。その主な理由は、家庭での経済的困窮であり、さらに関連する理由として、学用品が買えない、片親である、家計を支えるために子どもが働くことを保護者が容認している、などが挙げられている。また、15～17 歳の子どもは、年下の子どもと一緒に学ぶことが恥ずかしいという理由で、復学や入学を敬遠する傾向があった。

4) コミュニティレベルでの救済策の提供は可能

CCPC によるカウンセリング後、コミュニティ内で救済策が講じられたケースがいくつかあった。以下にその例を挙げる。

[260] 学校に入学もしくは復学することを約束したケースも含む。

- 子どもを雇用していた雇用主が、児童労働に従事していた子どもたちに制服を提供した。
- CCPC のメンバーが、子どもを学校に通わせるために保護者に経済的支援を行った。
- CCPC のメンバーが、経済的に困窮した家庭の子どもたちに学用品を提供した。

これらの例は、コミュニティ住民が協力しあうことにより、児童労働に従事しているか、そのリスクにある子どもや家族に対して何らかの救済策を提供することができることを示している。しかし、コミュニティレベルで救済策を提供する能力は限られており、支援を必要とするすべての子どもたちをカバーするには不十分であることも判明した。例えば、経済的困難に直面している子どもたちに CCPC が学用品を提供したコミュニティでは、まだ 90 人の子どもたちが制服を購入できていないこともわかっている。

5) コミュニティと郡関係者の協力関係が醸成された

すべてのテクニカルワークショップは、調査団の側面支援のもと、郡の関係者が進行役を務めて実施された。郡の関係者が何度もコミュニティに足を運んだ結果、コミュニティリーダーと郡行政官との間に協力関係が構築された。この協力体制のもとで、パイロット活動の実施後は、CCPC やその他の主要なコミュニティ関係者は、コミュニティレベルの活動について電話等を通じて郡行政官に助言を求めるようになった。例えば、母親による児童虐待の事例が郡の社会福祉担当者に通報されたことで、その後、母親が逮捕され子どもの保護事例として対応がなされた。

6) コミュニティ規則の策定のためのさらなる支援の必要性

パイロット活動前にコミュニティ規則を策定していたのは、21 の選定コミュニティのうち 4 つのみで、活動中に策定できたのは 13 コミュニティ（選定コミュニティの 61%）であった。策定されたコミュニティ規則は、CCPC メンバーがコミュニティの住民に、児童労働に従事しないよう説得する際の強力なツールになっていることがわかった。例えば、コミュニティ規則を策定したあるコミュニティでは、幼稚園から中学校への就学率が 70%から 98%に向上するという結果が得られた[261]。以下は、このコミュニティ規則に含まれる条項の一例である。

- 義務教育年齢の子どもは、授業時間帯には学校にいなければならず、いかなる種類の仕事にも従事してはならない。
- 子どもの就学を拒否する親には警告し、拒否が続く場合は必要な制裁を与える。

しかし、多くのコミュニティが外部からの支援なしに規則を策定することに困難を感じており、パイロット活動終了までに 8 つのコミュニティは規則を策定することができなかった。

[261] ビビアニ・アンフィアソ・ベクワイ郡の Pataboso の事例。

7) 世帯登録のテスト実施と課題の把握

世帯登録は、ガーナ政府の GCLMS において、児童労働に従事している子どもや児童労働のリスクのある子どもを特定するために、コミュニティ内の世帯情報を登録するものであり、CLFZ ガイドラインでも要件（指標）のひとつに設けられている。GCLMS はまだ全国的には運用されていないため、パイロット活動前に世帯登録がなされた選定コミュニティは皆無であった。本調査では、時間的・資源的な制約から 3 つの選定コミュニティ[262]のみで世帯登録を試行した。2022 年 1 月時点で、MELR がパイロット実施中でありタブレットを活用したデータ収集を行うこととしたため、与えられた時間内にタブレットを使って正確なデータを収集するスキルを持つ郡関係者と調査団が世帯登録を実施した。また、調査団による追加指導のもと、別の 2 つの選定コミュニティでも、CCPC の自発的な取組によって世帯登録が実施された[263]。

1 つのコミュニティを除く 4 つの選定コミュニティからデータを収集し GCLMS のデータベースに登録した結果[264]、各コミュニティにおける子どもの人口や児童労働のリスクにある子どもの数などの情報を、一連のデータとして把握することが可能となった。しかし、データベース内の各質問項目に対する回答を閲覧したり、データ一式をエクセルファイルでダウンロードしたりすることはできなかったため、データの分析が困難であった。今後、データベース上でのデータの表示方法の改善が望まれる。

この自主的な世帯登録の実施は、CCPC メンバーが自らの手でデータを収集できることを示している。しかし、彼らがデータ収集に必要な作業を完全にこなすには、一定レベルの識字能力やデジタル技術、調査技術に関する研修が必要である。また、これらの技術レベルをある程度身につけているコミュニティ内の人材として、学校の先生などからの支援も重要であることがわかった。

世帯登録のデータ収集の実施においては、下記のような課題が発生した。

- データ入力については、GCLMS の世帯登録ソフトのオフラインモード（インターネットに接続していなくても登録できるモード）を想定していたが、実際には開発が間に合わず利用できなかった。世帯登録を実施したいずれのコミュニティもインターネットの接続が不安定だったため、紙の質問用紙を使ってデータを収集し、インターネットに接続できる場所に移動してからタブレット端末にデータを入力した。
- コミュニティリーダーの把握する世帯数と実際の世帯数には大きな隔たりがあった[265]。最も小さい差は 46、最も大きい差は 752 であった。この差は、カカオ生産地への移住者が多いことが一因と思われる。多くの世帯がカカオの収穫のため、4 月と 10 月頃にコミュニティ内へ移住し、収穫期が終わるとコミュニティの外に出ていく。これがコミュニティ内の世帯数の変動に影響していると考えられる。

---

[262] アチュマ・ンプニュア郡の Kakatire と Enwirem、ビビアニ・アンフィアソ・ベクワイ郡の Adobewura 1
[263] アチュマ・ンプニュア郡の Botorampa、およびビビアニ・アンフィアソ・ベクワイ郡の Nsuotam
[264] 1 コミュニティのデータについては、パイロット活動の終了時にデータ収集の完了が報告されたため、GCLMS のデータベースには登録されず、記入済みのアンケートの形でコミュニティに保管されている。
[265] パイロット活動開始時のベースライン調査では、コミュニティリーダーや教員などの主要な情報提供者にインタビューを行い、人口や子どもの数、世帯数などの基本的な情報を収集した。

- コミュニティによっては、住民が世帯登録の目的を誤解して家族情報の提供を拒んだり[266]、早朝から農作業に出てしまったりして、全世帯からデータを収集することができなかった。

8) コミュニティ活動計画の策定には支援が必要

パイロット活動の結果、ほとんどのコミュニティが、自発的に CAP を策定し、実施することは困難であった。パイロット活動前は、CAP を文書化していた選定コミュニティは 1 つしかなく、10 のコミュニティ（42%）が CAP を策定していたが、文書化はされておらず、口頭で共有するにとどまっていた。パイロット活動の終了時点では、郡関係者の指導のもと、すべてのコミュニティにて CAP が策定された。しかし、CLFZ のガイドラインで求められている、文書化された CAP の策定とその実施、郡議会への CAP の写しの提出、すべてを満たしたのは 2 つの選定コミュニティのみであった。

CLFZ ガイドラインでは、CAP はコミュニティ開発の一環として、子どもの保護と児童労働に関連する要素を含むべきと規定されている。その策定と実施には、首長やオピニオンリーダー、CCPC、SMC または PTA、その他の地域住民を含むコミュニティ全体の連帯が必要であるため、より多くのコミュニティ住民が子どもの保護について十分な認識を持つことが重要である。あるコミュニティにて文書化された CAP の内容は、以下のとおりであった。

- 幼稚園の教室の拡張と改修
- 教員用宿舎の拡張
- 若者グループに対する（職業）研修の実施（農機具の修理研修など）
- 井戸の建設
- 修繕した農園に、カカオの苗木 2,000 本と木陰用の樹木（シェードツリー）500 本を植樹

9) 学校環境の改善に対する政府のさらなる取組の必要性

学校環境に関する選定コミュニティでの主な課題は、教室や教員、学校用の家具、教材が著しく不足していることであった。例えば、CLFZ ガイドラインが定める 3.5～4km 圏内に校舎があるのは 7 コミュニティ（33%）、すべてのクラスに個別の教室があるのは 12 コミュニティ（57%）、小学校ですべてのクラスに個別の担任がいるのは 11 コミュニティ（52%）、中学校ですべての教科の担任がいるのは 8 コミュニティ（38%）にすぎなかった。

このような状況で、CCPC による定期的な学校モニタリングが行われたことにより、CCPC や SMC、PTA のメンバー、コミュニティの関係者が学校の問題に気づき、学校環境の改善に向け行動を起こすきっかけとなったことが確認された。具体的には、以下のような改善が見られた。

- CCPC が率先して子どもの保護者から寄付を募り、6,000 ガーナセディを集めて学校の机と椅子を購入した。

[266] 住民のなかには、世帯登録のための世帯訪問を、オカルトや宗教団体への勧誘と考える者もいた。

- パイロット活動で CCPC のモニタリング活動を行ったことで幼稚園の園児数が増え、追加の教員が必要となったため、学校長や教員、SMC、PTA、CCPC が協力して住民に寄付を募り、ボランティア教員を 1 人追加で雇用した。
- コミュニティの有志が防犯のために学校周辺の草刈りを行い、学校施設の補修・建設を行った。
- 教員の間でのいさかいを解決するための話し合いの場が設けられた。

また、パイロット活動では SMC の機能を向上させるための介入も行った。活動開始時には、6 つのコミュニティでは SMC が機能していないかまたは設立されておらず[267]、その結果、学校とコミュニティの連携がうまくいかず、学校の抱える課題が放置されていた。これに対して、郡の教育局担当者が SMC の機能について指導し、コミュニティリーダーたちは、SMC、PTA、CCPC、その他のコミュニティの主要な関係者が協力関係を構築することが、学校環境の改善と児童労働の削減においては重要であることを深く理解するようになった。

5.4. CLFZ アセスメント実施体制の構築とテスト実施

5.4.1. 実施した活動

5.4.1.1. アセスメントツールの開発と実施体制の明確化

CLFZ 認定のために郡やコミュニティでのアセスメントを実施するためのツールの整備や実施体制の構築については、TWG[268]がその役割を担っている。以下の表のとおりに TWG の作業会合を複数回にわたって開催し、アセスメントで使用する質問票などの各種ツールの開発や、アセスメントに向けた実施者の明確化に関して、各会合の内容に従い作業を進めた。

表 5-13 専門作業部会（TWG）による作業会合

回	内容	時期
1	アセスメントツールの開発（1） ・ コミュニティ質問票と受益者への質問票 ・ FGDs 用のディスカッションガイド（郡関係機関用、CCPC 用)	2021 年 6 月
2	アセスメントツールの開発（2） ・ コミュニティ質問票と受益者への質問票の更新 ・ FGDs 用のディスカッションガイドの更新と作成（郡関係機関用、CCPC 用、学校教員用) ・ 観察のポイントとレビューする資料のリストの作成 ・ 質問票と FGDs 用ガイドのテスト使用と改善点の整理	2021 年 8 月
3	アセスメントの実施体制に関する協議 ・ アセスメントチームの構成、役割分担と責任に関する検討と整理（データ収集チーム、グレーディングチームの設置） ・ アセスメントハンドブックのドラフトの作成（アセスメントの実施体制、役割分担、注意事項に関して記載）	2021 年 9 月

[267] アチュマ・ンプニュア郡で 11 コミュニティ中 5 コミュニティ、ビビアニ・アンフィアソ・ベクワイ郡で 10 コミュニティ中 1 コミュニティ。
[268] 政策策定・モニタリング・評価に関する小委員会下に置かれた作業部会が担当。

4	アセスメントのテスト実施に向けたツールの最終化と計画の策定 ・　コミュニティでのデータ収集のサンプルの選定 ・　アセスメントのテスト実施計画の策定 ・　アセスメントツールの最終確認と修正	2022 年 2 月

これらの作業会合で整備した CLFZ のアセスメント実施の際に活用するツールの一式は以下の表のとおり。なお、CLFZ アセスメントのテスト実施を経て、CLFZ 指標を含むガイドラインを一部改訂する方向となったため、これらツールは完成形ではなく、指標やガイドラインの改訂に伴って、本調査後も修正が必要となっている。

CLFZ ガイドラインの 14～15 ページには、関連組織の代表者や専門家などで構成されたアセスメントチームが、郡や選定コミュニティを訪問してアセスメントを実施すると規定されている。しかし、実際のサンプルサイズを対象にアセスメントのデータ収集を行うには相当の日数や要員が必要となるため、ガイドラインに明記されている組織の代表者や専門家がこれを担うことは現実的ではないことが明らかとなった。そのため、アセスメントチームは実際の作業ごとに、①データ収集、②データ分析、③グレーディングの 3 つのチームに分けられ、ガイドラインに元々明記されていたアセスメントチームは③グレーディングチームの役割を担うことを確認した。①のデータ収集を行う要員については、大学もしくは高等教育ディプロマレベルの資格を持った人材を MELR が採用し、データ収集や児童労働、CLFZ に関する訓練を事前に提供することとし、その旨をアセスメント実施に関するハンドブック（仮）に記載することとした。

今回のアセスメントのテストにあたっては、実施にあてられる時間の制約と今回のテスト実施の目的を鑑み、すでに CLFZ に関する知見やコミュニティでのフィールド経験などを考慮したうえで、本件調査の再委託先のフィールドコンサルタントをデータ収集要員に採用することとし、2021 年 2 月 25 日にデータ収集のための訓練を実施した。

表 5-14 本件調査中に整備した CLFZ アセスメントのためのツール

ツールの名称	対象者
1）CLFZ アセスメントツール 1（一般住民への質問票）	コミュニティの一般住民（子どもを含む）
2）CLFZ アセスメントツール 2（特定対象者への質問票）	介入、支援サービスの受益者
3）CLFZ アセスメントツール 3 : FGDs 質問ガイド（CCPC とコミュニティリーダー）	コミュニティのリーダーと CCPC
4）CLFZ アセスメントツール 4 : FGDs 質問ガイド（学校教員、SMC、PTA）	学校教員
5）CLFZ アセスメントツール 5 : FGDs 質問ガイド 5（SSsC と郡行政関係者）	郡の SSsC と行政関係者
6）CLFZ アセスメントツール 6 : 観察ポイントのリストと記入表	学校、労働の現場など、コミュニティ内での観察において使用

7） CLFZ アセスメント実施者のためのハンドブック（仮）ドラフト	アセスメント実施者（データ収集チーム、グレーディングチーム）が使用
8） CLFZ アセスメントの収集データの入力シート（エクセル）	アセスメント実施者（データ収集チーム、グレーディングチーム）が使用
9） CLFZ アセスメントのスコアリングシート	アセスメントチームが使用
10）CLFZ アセスメントレポートの雛形	アセスメントチームが使用

5.4.1.2. CLFZ アセスメントのテスト実施

こうしたツールの作成を経て、本件調査のパイロット活動の対象 2 郡で実施するアセスメントのテストについて検討したところ、正規のサンプルサイズを想定したアセスメントを完全な形で本件調査期間中に実施し完了させることは、時間的にも予算的にも困難であると判断したため、以下の 2 点を目的として、パイロット 2 郡の中から 4 村を選定し、最小規模のテストを実施することとした。

＜CLFZ アセスメントのテスト実施の目的＞
① 今回整備したアセスメントツール一式を使用し、改善点を整理する。
② メインアセスメントのプロセスをひととおり実施し、改善点を整理する。

アセスメントの実施においては、CLFZ ガイドライン 16 ページに記載されているチェックリストを使用したプレ・アセスメントが郡によって実行され、80%以上の条件を満たしていることが、郡が本アセスメントに進むための要件となっている。しかし、今回のアセスメントのテスト実施にはプレ・アセスメントは含めないこととした。なお、プレ・アセスメントのチェックリストの内容と本アセスメントに進むための要求レベルについても、見直しが必要なことを TWG 内で確認した。

アセスメントのテストでの活動内容は以下の表のとおりで、2022 年 2 月 28 日と 3 月 1 日にコミュニティと郡でデータを収集した。その後、3 月 2～4 日に収集したデータを集計し、点数付けとデータの分析、最終グレード付け、アセスメントレポートの取りまとめを行った。

表 5-15 アセスメントのテスト実施での活動内容

日数	活動内容	場所	実施者
1	・コミュニティでのデータ収集	・4 つの選定コミュニティ（2 郡より各 2 村）	データ取集チーム（TWG、MELR、CLU メンバーにより実施状況をモニタリング）
2	・コミュニティでのデータ収集 ・郡でのデータ収集	・4 つの選定コミュニティ（2 郡より各 2 村） ・2 つのパイロット郡	
3	・データの取りまとめと整理	クマシ	データ収集チーム

	・データ収集活動とツールのレビュー		
	・スコアリングシートの最終レビュー		TWG/MELR/CLU
4	・収集したデータの点数付け ・データ入力 ・アセスメントレポート雛形の最終レビュー	クマシ	TWG/MELR/CLU
5	・点数付けのレビュー、分析と最終グレード付け ・郡ごとのアセスメントレポートの作成 ・アセスメント実施過程のレビューと提言の取りまとめ	クマシ	TWG/MELR/CLU

アセスメントのテストの結果とそこから得られた教訓や課題は、4 月 26 日の経験共有ワークショップで発表された。その後、アセスメントのテスト実施に関するナショナルレポート（添付資料 6 の CLFZ アセスメントレポート）と、調査団がまとめた課題や教訓と提言は、5 月に開催された小委員会と NSCCL に提出され、CLFZ ガイドラインの改訂に向けた作業の実施が承認された。

5.4.1.3. CLFZ ガイドライン改訂に向けた作業会合とステークホルダー会合の開催

TWG が CLFZ ガイドライン改訂に向けた作業を実施することが、5 月 25 日の NSCCL で承認されたことを受けて、5 月 31 日～6 月 3 日に TWG の会合が開催された。会合では、アセスメントのテスト実施および本件調査のパイロット調査を踏まえた提言について協議したうえで、CLFZ ガイドラインの改訂案の作成作業が行われた。会合には、これまでアセスメントのテスト実施に関わってきた TWG メンバーに加え、地方自治体サービス（LSG）や GES、鉱物評議会（Minerals Commission）の児童労働フォーカルパーソンも参加し、4 日間にわたり集中的な議論が交わされた。この作業会合の結果、CLFZ ガイドラインの改訂案がまとめられた。

その後、6 月 7 日にアクラにてステークホルダー会合が開催され、政府機関をはじめ、国際機関、NGO、企業セクター等の関係者が集まり、TWG が作成したガイドライン改訂案に関する協議が行われた。CLFZ ガイドライン改訂版（ドラフト）および、ステークホルダー会合にて示された、CLFZ ガイドライン改訂箇所に関する説明資料は、添付資料 7 および添付資料 8 を参照のこと。

5.4.2. アセスメントのテスト実施の結果から特定された課題や改善提案

アセスメントのテスト実施を終えた結果明らかとなった、アセスメント実施上の課題や、指標に関する課題、調査団による改善提案を以下にまとめる。これらは、CLFZ ガイドラインに対する改善提案と合わせて TWG に提出され、CLFZ ガイドライン改訂に関する TWG 会合で協議された。一部の提案は CLFZ ガイドラインの改訂案に反映された。

アセスメントの実施に関する課題
➢ 郡単位で実施する場合、サンプルサイズが膨大になり、アセスメントのデータ収集に多くの時間や要員、費用が必要となる。アセスメントの実施の実現可能性、継続性の観点から、もう少し規模を小さくして実施することを検討する必要がある。 ➢ 郡単位でサンプルを抽出する場合、コミュニティから少しのサンプルを選んで評価することになる。このやり方だと、コミュニティごとに指標の達成状況を把握することができない。郡単位で CLFZ の認定要件を満たすためには、まずはコミュニティ単位で認定要件を満たしていくことが必要で、アセスメントを通じてコミュニティごとに各指標の状態が把握されることが重要。アセスメントの実施単位、ゾーン区分の単位を見直したうえで、コミュニティ数でサンプルを取ったうえで、コミュニティごとに必要サンプル数を出していくなど、ゾーン区分やサンプルの取り方を総合的に見直すことが必要である。 ➢ 受益者へのインタビューについては、児童労働の経験者であり、かつ支援を受けた経験のある子どもやその保護者が対象となるが、適切な対象者にインタビューをすることが難しかった。郡やコミュニティで対象者となる子どもや家族を把握する仕組みがないことが一因と考えられる。データ収集を行う手順として、受益者インタビューの前に、コミュニティのリーダーや CCPC など、郡の社会福祉局担当者（もしくは該当するコミュニティ内で児童労働に取り組んでいる NGO や企業の担当者）より、該当者のリストを入手するか、聞き取りをして該当者を特定する必要がある。 ➢ 郡レベルのアセスメントを実施するうえで、郡の行政機関をひとまとめにした FGD を 1 回行うだけでは必要な情報を得ることは困難である。郡調整長官や社会福祉局への個別インタビューを行い、先に SSsC や各行政機関の現状を把握することが必要。その情報に基づいて、SSsC と行政機関の関係者の FGDs を別々に設定すること、行政機関関係者については、郡の状況に応じた適切な関係者を招集した FGDs を実施することが望ましい。教育局は必ず含める必要がある。 ➢ メインのアセスメントに進むための要件が、プレ・アセスメントで 80%以上の要件を満たしていることになっている。各郡のコミュニティの現状を鑑みると、この要件レベルは高すぎる。プレ・アセスメントの実施方法についても不明確なので、アセスメントハンドブックで規定したうえで、プレ・アセスメントの実施ガイド的なものを、郡やコミュニティ向けに作成する必要がある。 ➢ アセスメントはエビデンスベースで評価する必要があるため、データで評価を行う指標に関しては、データ収集のプロセスで裏付けとなる資料を入手する必要がある。データ収集者が落ち度なく資料を入手できるように、必要な資料のリストもツールの一つとして整備することが望ましい。
CLFZ アセスメント指標[269]に関する課題
➢ コミュニティの質問票では、住民から情報を収集するうえで必ずしも重要でない情

[269] CLFZ アセスメント指標については、表 5-3 および、CLFZ ガイドラインの付録 17～28 ページを参照のこと。

報を聞き取る質問が含まれていた。各指標で確認すべき要点について再度レビューし、あまり重要でない指標を削るなどの整理が必要。なお、コミュニティの質問票はサンプル数が多くなるため、点数付けがしやすいように、すべて正誤で答えられる内容に書き換えるなど工夫が必要である。

- 指標 C3 の SMC/PTA は、児童労働をモニタリングする機能の一部としてではなく、学校環境を整備するための機能の一部として評価する方が適切である。指標 C ではなく、指標 E の中に位置づけなおす方がよい。
- 指標 C7 の CAP については、実際には CAP を策定しているコミュニティはかなり限定的であることが想定されるのと、児童労働の観点から CAP を策定していることはごくまれなケースであることが想定される。CAP となるとかなり幅広い視点のコミュニティの活動計画にあたるため、CLFZ の指標として考えるならば、コミュニティのすべての子どもが就学するための計画、例えば既存の学校パフォーマンス改善計画（School Performance Improvement Plan: SPIP）の策定を指標とすることも一案。
- 指標 D のレファラルと救済策は、コミュニティレベルで機能しているかを把握する指標しか設定されておらず、現状では郡レベルのレファラルシステムが機能しているか、そのシステムへのアクセスがコミュニティ側にあるかを把握することができない。コミュニティ側からのアクセスと、郡側からのサービス提供の状況について把握し、評価できる指標を設定することが望ましい。
- 指標 E4 の就学率は、通常の教育情報システム（Educational Management Information Systems: EMIS）データで把握されている学校別の就学率とは異なり、指標 C1 の世帯登録が実施され村の子ども人口が把握されていることで、はじめて計算が成り立つ指標となっている（EMIS の学校別のデータには、村の外から就学している児童・生徒も含まれるため、単一の村ごとの就学率を見ることはできないため）。現状において、世帯登録が行われている村の数はかなり限定的であり、C1 が満たされなければ、E4 のデータが算出できず評価できないことになってしまう。指標 H1（児童労働者の割合）も同様である。評価できない可能性の高い指標を、指標として設定することの是非について再度協議し、必要なデータを収集し評価することのできる方法を検討する必要がある。
- 指標 E5 の出席率の定義で、「1 学期に 3 回以上の病気などの理由以外での欠席がない」に関しては、出席簿には欠席の理由の記載がなく、教員も欠席理由を必ずしもフォローしているわけではないので、ガイドラインで想定しているようには評価ができない。
- 指標 F3 には、個別の郡行政機関がそれぞれの役割や機能を果たしているかどうかの側面と、行政機関同士が連携しているかどうかの 2 つの側面が含まれているため、FGD の際も質問が混ざってしまい、適切な回答を得ることができなかった。それぞれの側面を分けて指標として設定し、評価できるように修正する必要がある。
- 指標 F4 と F5 については、子どもの保護や児童労働に限定した郡レベルの計画や予算があるわけではなく、各行政機関の活動や予算の中に、子どもの保護や児童労働の

予防・解消に貢献する活動や予算が組み込まれているのが現状であるため、指標や質問票の質問の表現を現状に合わせて修正する必要がある。 ➢ 指標 G の統合的エリアベース・アプローチを評価する視点として、特定のセクターに限定せず、すべてのセクターや種類の児童労働にアプローチする活動が行われていることと、あらゆるタイプの関係者が幅広く児童労働の活動を連携して行っていることの 2 つの側面が重要になる。この 2 つの視点を、指標 G の中に組み込むのも一案である。 ➢ 指標 H は、CLFZ の各指標が満たされたことによって結果的に達成すべき結果指標と位置づけることができる。これには、実際の児童労働者数が減少することと、継続して就学する子どもの数が増え、学校への出席率が向上することが含まれる。そのため、指標 E4 と E5 も指標 H の中に位置づけることも一案である。
CLFZ ガイドラインの改善に関する改善提案
➢ ゾーンの最小単位の設定の変更については、アセスメント実施にかかる時間と費用を現実的な範囲で抑えることを念頭に、アセスメントを実施する最小単位について、郡単位から、ゾーンまたはエリア・カウンシル単位に変更することを提案したい。郡はゾーンまたはエリア・カウンシル単位で、CLFZ の条件が満たせるような施策や行政サービスの展開を戦略的に検討し、各開発パートナーともカウンシルごとに担当エリアを分担するなどの戦略をとり、カウンシル間の健全な競争関係を刺激することで、郡全体で CLFZ 要件を満たしていくことを加速化できる。 ➢ 指標の見直しと修正については、これまでに明らかとなった課題への対応が必要になる。可能な限り指標の数は少ないほうが望ましい。必須項目と努力項目にレベル分けするなどの工夫も一案である。 ➢ 郡レベルの各行政関係機関、中央レベルの各関係省庁の役割分担をガイドラインに記載する。 ➢ アセスメントの結果については、国レベルのレポートを毎年発行することを前提とするだけでなく、指標ごとの達成レベルをコミュニティごとに見られるようなレポートを、アセスメントを実施した各郡に対して発行し配布する。 ➢ アセスメントの目的とアセスメントの実施や指標活用の選択肢の拡大については、CLFZ 認定する以前に、CLFZ の条件を満たすための行政サービスや外部支援を必要なコミュニティにいかにリーチアウトさせるか、それにより条件を満たすコミュニティを増やしていくことが先決である。そのために、指標を使ってコミュニティの現状を把握・分析するステップをアセスメントサイクルに加えることが望ましい。

5.4.3. CLFZ ガイドラン改訂案

アセスメントのテスト実施を受けて、本調査団による上記提言についても TWG 内で協議した結果、TWG は CLFZ ガイドラインの改訂版（ドラフト）をまとめた。暫定の改定内容については、6 月 7 日に開催されたステークホルダー会合にて、MELR がステークホルダーへの説明を行い、改訂案に対する意見を徴収した。前述の通り、CLFZ ガイドラインの改訂

版（ドラフト）は添付資料 7 を、改訂箇所に関する説明資料は添付資料 8 を参照のこと。主な改訂箇所については以下にまとめる。

表 5-16 CLFZ ガイドラインの主な改訂内容

項目	主な内容
ガイドラインの全体構成	オリジナルのガイドラインにあった、「3. CLFZ アセスメントの実施方法と手順」と、「4. 組織/実施体制」の章の順番を入れ替えた
CLFZ の定義	CLFZ を認定する単位を、郡単位から、町村評議会（タウンまたはエリアまたはゾーン・カウンシル）の地域区分[270]単位へと変更。ガイドライン改訂版での表記は以下のとおり。 CLFZ is a geographical area (Town, Area or Zonal Council) in which incidence of child labour is eradicated.
実施体制	・ 郡（MMDA）に並んで、州の RCC の役割が追記された。アセスメントのための役割として、州監督チーム（Regional Inspection Team: RIT）が追加された。（州の統計局、社会福祉・開発局、計画局、労働局の担当官によって構成される） ・ 郡レベルの機能として、郡の労働局と社会福祉・開発局によって構成される、郡調整ユニット（District Coordinating Unit）の設置とその役割が追記された ・ コミュニティレベルにおいて、長老会に並んで、伝統的・宗教的リーダーの役割が追記された
プレ・アセスメントチェックリスト	郡レベルとコミュニティレベルそれぞれに対しチェック項目を設けていたが、CLFZ 指標の順番に沿って、21 の項目についてチェックする形式に変更。
CLFZ 指標	・ 元の CLFZ 指標に含まれていた指標 G（IABA）が削除となり、メインアセスメント指標が A～G までの 7 つになった。 ・ 指標 A の下にあった 7 つの指標が、A1（コミュニティ住民による児童労働の定義の理解）と A2（コミュニティ住民による児童労働に関するガーナの法律の理解）の 2 つに整理された。 ・ 元の指標 C3（SMC/PTA）と C4（学校の就学率と出席率のモニタリング）が、指標 E の下、E3 と E4 に位置づけられた ・ 指標 D3 と D4 が一つに統合された ・ 指標 G が削除され、元の指標 H が G に繰り上がった。元の指標 HH2 と H3 も削除されたため、「児童労働の最低レベルへの低減（10%以下）」が指標 G となり、指標 G1 がゾーン内における児童労働の状況に修正された。

なお、ステークホルダー会合を踏まえた最終の CLFZ ガイドライン改訂版（ドラフト）については、その後 TWG 内で最終的な協議を行ったうえで確定させ、小委員会と NSCCL への承認を図る必要がある。本件調査期間内に完了させることはできないため、今後の作業は TWG との協力の上、CLU が継続することになっている。

[270] 町村評議会は、郡とコミュニティレベルの地区委員会（Unit Committee）の間にある自治組織で、複数のコミュニティを束ねて地域区分がされている。郡の大きさにもよるが、1 つの郡が 10 前後の地域に区分されている。地方自治の構造についての詳細は、3.3.3 を参照のこと。

6. 提言

6.1. CLFZ 制度の改善と普及に向けた提言

本調査の中で実施してきた情報収集やパイロット活動を通じて把握した内容をふまえ、今後 CLFZ を普及・拡大していくうえで必要と考えられる改善提案を以下にまとめる。

1) アセスメントツールの改善とアセスメント実施ハンドブックの作成

本調査期間中に作成、整備したアセスメントツールは、現 CLFZ ガイドラインに記載されている指標や実施方法を前提に作成されたものである。上述のとおり、すでに現 CLFZ ガイドラインの見直しと改訂の作業が進められているため、指標の変更に伴ってツールの変更も必要となる。そのため、改訂した指標、ツールを採用したうえで、データ収集からスコア付けまでのアセスメントのプロセスすべてを、再度検証する必要がある。アセスメントの実施方法については、検証結果をふまえたさらなる修正も考えられるため、指標ごとの点数の付け方等の詳細は、CLFZ ガイドライン本体には記載せず、アセスメント用のハンドブックのような形で別文書にてまとめることを提案する。本件調査期間中に、TWG によりアセスメント実施ハンドブック（仮）のドラフト文書が作成されているため、指標やアセスメントツールの改訂に合わせてその内容も見直して更新し、アセスメント実施上の手引きとなるものを完成させることを提案したい。

2) CLFZ 制度の前提となっている GCLMS との整合性と運用の担保

CLFZ 制度の前提となっている仕組みとして、2010 年に発効されたガーナ児童労働モニタリングシステム（GCLMS）があり、子どもを含むコミュニティの住民情報を登録し、モニタリング活動を通じて定期的に情報を収集し更新することで、児童労働のモニタリングを行うことになっている（詳細は 2.2.4 参照）。一方で、CLFZ の中で実施するコミュニティの世帯登録（Community Register）や、郡・コミュニティの子ども保護委員会（CPC）によるモニタリング活動は、こうした GCLMS の仕組みを前提に実施されることになっている。しかしながら、GCLMS の全国的な運用はまだ進んでおらず、2022 年 1 月時点では、コミュニティレベルの情報を入力するソフトウェアと、データを格納するデータベースを開発して試験運用を行っている状況であることを確認した。今後、本格的な運用に向けて体制整備や関係者の能力強化を行う必要性があり、全国的な実施にはさらなる時間がかかることが想定される。こうした状況をふまえ、全国的な児童労働状況を把握、モニタリングするための情報収集は、国勢調査などで実施される全国調査の機会を活用することとし、GCLMS では、コミュニティレベルで実際の児童労働を特定し、改善することを目的とした情報収集にフォーカスを絞ることが望ましい。そのために、コミュニティの世帯登録の質問票（ツール 1）を最低限必要な質問項目に絞り込むなど簡素化することや、収集した情報をレファラルにつなげていくことを前提に、子どもの保護に関するケース・マネジメントのための社会福祉情報管理システム（SWIMS）と連携し整合性を図っていくことを提案したい。

国勢調査などの全国調査においては、子どもの経済活動への関与に関する情報は収集されているものの、児童労働に関する情報は収集できるようになっていないため、児童労働の

定義に基づいた質問項目を入れることを提案したい。

さらにガーナでは、COCOBOD のカカオ・マネジメント・システム（CMS）や、ジェンダー・子ども・社会福祉省（MOGCSP）が進める全国世帯登録システム（National Household Registry）や、出生登録システムなど、コミュニティレベルで情報を登録・管理するデータシステムが乱立している。これらは、CLFZ や GCLMS における世帯登録と重複するようなところがあるため、より効率的なリソース活用の観点からも、既存の仕組みをうまく活用し連携することを提言する。

いずれにしても、GCLMS の全国的な普及が CLFZ 普及の前提となることから、両者を別々のものとして扱うのではなく、GCLMS は CLFZ に内包されている制度として、セットで開発・運用を進めていく必要がある。現在検討中の次期の「児童労働撤廃のための国家計画」においても、GCLMS を CLFZ とは別の取組として位置づけるのではなく、CLFZ を軸としたフレームワークの中での位置づけを明確に示した方がよい。なお、CLFZ ガイドラインにおいても、GCLMS を CLFZ 運用において参照すべき文書として明記しておく必要がある。

3) 各コミュニティの状況把握と CLFZ データベースの構築

今回のパイロット活動におけるコミュニティ調査を通じて、現段階では CLFZ 認定要件を高いレベルで満たしているコミュニティの割合は低いことがわかった。CLFZ の認定を受けるためには、各コミュニティが認定要件を満たしていくことが重要で、そのために各コミュニティで必要な取組が進められる必要がある。その際に、各コミュニティについて CLFZ の各指標に照らしてどこに課題があるかを特定することができれば、より効果的に取組を進めることができる。本調査内で実施したコミュニティ調査で作成した簡易的な質問票による情報収集が、コミュニティの現状や課題を把握・分析するうえで有効な方法であったので、CLFZ 指標を活用した現状把握・分析のプロセスを、アセスメントサイクルに加えることを提案したい。

加えて、各 CLFZ 指標に関するコミュニティごとのデータを登録できるデータベースシステムを構築することも提案したい。これはアセスメントの効率化を考えるうえでも重要である。例えば、GCLMS のように、タブレットを使って質問票で収集するデータを直接ソフトウェアに入力し、データが蓄積されるようなシステムを開発する。入力したデータに基づき、CLFZ の各指標に関するコミュニティごとの現状とギャップが分析できるようになる。アセスメントにおいては、入力したデータをもとに CLFZ のグレードを自動的に算出できるようにする。これにより、アセスメントにかかる費用や人員を削減することができる。アセスメントのグレードを色分けし地図上に示すことができれば、郡ごとの進捗状況を地図上で見ながらリーチアウト戦略を検討することもできるようになる。CLFZ のデータシステムを、GCLMS のデータベースと相互補完性を持たせることも検討できるとよい。

4) CLFZ の運用に紐づいている他の仕組みとの連携、調整

CLFZ の活動は、上述の GCLMS のほか、下表に挙げるような既存の取組と関連していることから、それぞれの活動が効率的かつ効果的に行われるように、これらを所管する省庁と連携・調整を行う必要がある。特に、救済パッケージや学習環境の整備については、郡が行

う現状分析の結果に基づいた形で対象地域や対象校の選定が行われることが望ましい。

表 6-1 CLFZ に関連した政府の既存の取組

CLFZ の活動	前提となる既存の取組（所管省庁）
啓発活動	就学促進キャンペーン（GES）、児童労働にかかる啓発キャンペーン（CHRAJ、ISD、NCCE、労働担当官）
SMC/PTA	学校運営委員会の設置・機能化（GES）
レファラル	郡子ども保護・家庭福祉サービスにかかる関係セクター標準業務手順書（MOGCSP）、Single Window Citizen Engagement Service（MOGCSP）、コミュニティレベルにおける既存のモニタリング活動（労働担当官、鉱業評議会、COCOBOD、MOFA、保健省/GHS）
救済パッケージ	貧困世帯給付プログラム（LEAP、MOGCSP）、学校給食プログラム（MOGCSP）、制服や文房具などの給付（MMDA）、 不就学者への教育の提供（CEA）、若年層への職業訓練の提供（TVET サービス、MOFA など）
学習環境の整備	学校の新設（MOE）、増設・改修（MMDA） 教員の雇用（MOE）、配置（MMDA）

*COCOBOD や MOFA、保健省/GHS の既存のモニタリング制度は、郡行政官による CCPC に対する技術サポートの機会としても活用しうる。

なお、CLFZ 運用においては、関連する政府施策に関して発行されている文書を参照する必要がある。参照すべき政府関連文書のリストを添付資料 9 にまとめた。本リストに掲載された文書は、CLFZ ガイドラインにも明記することが望ましい。なお、リストに掲載した各文書は、本調査報告書の別添資料（別冊）に一式をまとめた。

5) 啓発からレファラル・救済パッケージへの資源の振り分け

パイロット 2 郡では、郡の行政機関が行う子どもの保護や児童労働に関する取組のほとんどが啓発活動であり、レファラルや救済パッケージの提供には十分な資源が投入されていないことが分かった。一方で、児童労働に関する共通理解とコミュニティレベルでの活動の実施に必要なスキルがコミュニティ住民に周知されれば、啓発活動やコミュニティ内のモニタリング活動は、コミュニティ住民主導で実施することが可能であることから、郡の行政機関が行う活動をコミュニティが特定した子どもに対する適切なレファラルや救済パッケージの提供に集約することが望ましい。

6) 地方自治体サービスによる CLFZ 活動実施のための支援

CLFZ の活動は郡（MMDA）とコミュニティレベルで実施されることから、CLFZ ガイドラインの内容に沿って、郡とコミュニティレベルで適切に活動を実施するよう、LGS から各 MMDA 宛てに正式な文書通達が発出されることが望ましい。パイロット活動を通じて、特に LGS からの通達が不可欠であると判断された事項は以下の 4 つである。

- 郡とコミュニティレベルで設置することになっている M/DCPC と CCPC がすべての郡、

すべてのコミュニティで設置され機能するように、法的な位置づけを与える。

- 子ども法（Children's Act）に則って、その原則を実現するための郡の条例やコミュニティ規則を制定し、それら条例や規則の中で M/DCPC や CCPC の役割が明確に位置づけられるようにする。
- GCLMS に基づいた世帯情報の登録がコミュニティレベルで行われ、定期的に情報が更新・把握されること。GCLMS では CCPC が主導的な役割を担うことが想定されているが、各地域選出の郡議会議員や村長、地区委員会（Unit Committee）や開発委員会の委員などが協力して実施・運用することも明記する。
- 児童労働や子ども保護に関わる課題への対応については、MOGCSP が定めるレファラルの手順書（SOP）のフローに沿って、郡の各関係機関と連携して個別ケースを扱うようにする。郡の関係各機関との連携においては、村長や各地域選出の郡議会議員の役割なども明確に示すようにする。

7) 郡関係者に対する能力強化

CLFZ 制度では、社会福祉局を中心に郡レベルの様々な行政機関が連携して、各活動を実施することになっていることから、関係者による CLFZ 制度についての共通理解を醸成することが重要である。特に啓発活動については、多くの関係者が関与しているが、内容が共通化されていないほか、児童労働の特定方法、特定後の対応方法までを含んでいないため、啓発後のコミュニティによるモニタリングの実施につながっていないケースが多い。児童労働はガーナの子ども法において禁止されていることや、子どもが家事や農作業の手伝いをすることを全て禁じるものではないことなど、コミュニティ住民の疑問点に的確に答える形での説明が求められることから、社会福祉局や労働局以外の機関の行政機関関係者であっても、どのような形態の児童労働が禁止されているかを明確に説明できる必要がある。

またレファラル制度については、社会福祉局担当官のみを対象とした形で研修が実施されているが、他の郡行政機関の関係者も直接コミュニティからの通報を受けるケースが多いことから、同様に共通の研修を受講し制度の概要を的確に把握しておく必要がある。

8) 郡行政機関と外部支援組織が連携するための合同プラットフォーム

CLFZ ガイドラインによって指標が定められたことにより、コミュニティの状況把握や必要な介入の特定がしやすくなったことから、郡行政機関は郡内のコミュニティに関する情報を収集し、それらを行政機関内だけでなく、NGO や企業セクター、国際機関などを含む外部支援組織とも情報を共有することが重要である。このように、全ての関連アクターにコミュニティに関する情報を共有し、郡全体にリーチアウトするための戦略を協力して策定することができれば、支援の重複を避けるとともに、最も支援を必要とするコミュニティに必要なサービスを届けることが可能となる。実現可能な方法として、郡行政と民間の開発パートナーが戦略的に連携して、すべてのコミュニティが CLFZ の要件を満たしていくことができるようになるための、マルチステークホルダープラットフォームを郡単位で設置することを提案する。各ステークホルダーが収集した情報を共有し、共有したデータに基づいて現状が分析され、すべてのステークホルダーが現状についての共通認識を持ったうえで、

共同でリーチアウト戦略や計画を策定する。同一の郡で活動する関係者が適切に役割分担しあう。その中で、コモンファンドを設立するなど、共同で資金を調達し配分する新しい仕組みなどについても検討していくことが期待される。

9) CLFZ で産出された製品の付加価値を与える仕組みの構築

CLFZ の認定を実現することにより、認定を受けた地域で産出される産品は限りなく児童労働のリスクが低いことを示すことができる。これは、サプライチェーンにおいて人権デュー・ディリジェンスが求められているビジネス部門にとって大きな価値がある。企業における人権デュー・ディリジェンスの実施はまだ導入時期であり、児童労働に関する実施方法はまだ確立されていない。そのため、カカオや金などの、特に国際的な需要が高い産品については、CLFZ 産であることを明確に示す仕組みを導入することができれば、また CLFZ 産の原料であることを示す証明書のようなものが、人権デュー・ディリジェンスを実施した証明として認められるようになれば、CLFZ を構築することへの企業の意欲を高めることができる。CLFZ の構築を実現し、そのエリアで産出された産品に対して児童労働への対策が効果的に取られることが保障できれば、企業が人権デュー・ディリジェンスに充てるために確保している財源を、CLFZ の構築や全国的な拡大に対する投資として、ビジネスセクターから引き出すことも考えられる。また、これらのしくみの構築においては、LID による歳入を農家の収入補填のみに割り当てるのではなく、その一部を、CLFZ 構築を含めた児童労働対策に対する目的に活用することも一案である。

6.2. JICA とプラットフォームによる協力可能性

6.1 で整理した CLFZ 制度の強化と普及に向けた提言案をふまえながら、JICA とプラットフォームによる協力可能性について、以下にまとめる。

6.2.1 協力内容

1) CLFZ ガイドラインの改訂と CLFZ アセスメント実施体制の強化

本調査中に実施されたアセスメントの試験実施を経て得られた教訓をふまえ、アセスメント実施の単位の変更や CLFZ 指標の見直しと改良を提案した。今後 CLFZ を普及していくためには、現在の CLFZ ガイドラインの改訂版を作成し、再度印刷して国内の幅広い関係者への周知を図る必要がある。

また、本調査中に作成された、アセスメントのためのデータ収集に使う質問票などのアセスメントツールも、CLFZ 指標の変更に応じて見直しと改良が行われる必要があり、アセスメントの実施に際して手引きとなる文書も作成される必要がある。アセスメントについては、CLFZ 制度の信頼性に関する重要なプロセスであるため、アセスメントを全国的に展開していく前に、改良した実施方法を再度試験的に実施し、全国的に運用することのフィージビリティを再度確かめることが望ましい。

2) GCLMS の運用強化と CLFZ データベースシステムの構築

提言で述べたとおり、CLFZ の普及には GCLMS の普及が前提となっており、特にコミュ

ニティの世帯登録は、アセスメントの実施において必要不可欠となる。世帯登録を含むGCLMS の運用を早急かつ適切に実施することや、質問票（ツール 1）を改良しこれに伴うGCLMS のソフトウェアの改良も急務となる。合わせて、CLFZ のアセスメントやコミュニティごとの現状把握を行う際の情報を登録し、蓄積するデータベースシステムを構築し、郡やコミュニティにおける CLFZ 認定要件の達成状況を可視化することも非常に有益である。

データシステムを構築したうえで、各地で児童労働への取組を実施しているドナーや企業、NGO などの開発パートナーに協力を呼びかけ、共通の質問票を使った情報収集を行い、データベースへの収集した情報の登録を進められれば、すでに介入が入っている地域を全国的に把握し、マッピングすることが可能となる。これにより、どの地域が認定に近い状態にあり、どの地域がより厳しい状態にあるのかを正確に把握することができる。さらには、このデータをもとに優先的重点的にリソースや支援を投入するエリアや指標区分を特定したり、地域ごとの特徴にあわせた戦略を練ったりするなど、効果的効率的に、CLFZ 認定要件を満たす地域を増やしていくことが可能となる。データシステムに登録する情報収集のための質問票については、本調査を通じて開発したツールセット一式を拡充し、活用することができる。

3) CLFZ の全国展開を見据えたモデル郡の構築

郡レベルで早急に取り組むべき点として、郡関係機関・部局間の連携体制の強化と、郡内のコミュニティで実施されている CLFZ 関連の取組（行政機関によるものと NGO・民間企業によるものの両方）の概要把握（インベントリー作成）、さらにはそれらをベースにした郡関係機関・部局・外部支援団体によるプラットフォームの機能化が挙げられる。

郡関係機関・局間の連携体制の強化については、児童労働あるいは CLFZ に関する取組がセクター横断的で相互の連携を要するものであることから不可欠であるが、各ライン省庁から郡レベルの出先機関へ移譲している権限が異なるほか、物理的にそれぞれのオフィスが異なる場所に位置していることもあって、ほとんど行われていないのが実状である。一方で、各機関・部局が取り組んでいる CLFZ 関連の活動内容を取りまとめた計画・予算を策定すれば、郡全体の取組状況を関係者が把握しやすくなり、より効率的な連携や相乗効果の発現が期待される。

郡内のコミュニティで実施されているすべての取組の概要把握（インベントリー作成）については、MOGCSP や GES の出先機関がそれぞれ実施している社会福祉や教育の関連事業のほか、NGO や企業などの外部支援団体がコミュニティレベルで実施している支援を正確に把握することができれば、郡として CLFZ 宣言を念頭に、リソースをどう分配しながらニーズの高いコミュニティに支援を振り分けられるかについて、より現実的に検討することができる。言い換えれば、CLFZ ガイドラインに掲げられたすべての取組を限られたリソースで実施するためには、他ドナーが支援している社会福祉・教育関連事業に加えて、現場レベルの様々な支援を紐づける必要があるとともに、それらを郡レベルでしっかりと把握し、かつ偏りのないように振り分けていくことが望ましい。

4)　児童労働に関する国家運営委員会の機能強化と社会福祉・教育関連機関との連携強化

1）～ 3）で述べた支援を通じて、MELR や CLU の能力強化は必須であるが、それと同時に CLFZ の取組を郡・コミュニティレベルまで確実に浸透させるためには、児童労働問題に労働分野から取り組む MELR や CLU の能力強化だけでなく、全関係省庁・機関がそれぞれの業務所掌の中で該当する取組を確実に実施していくことを担保するために、NSCCL の調整・モニタリング能力の強化が求められる。また今後、NPA3 を確実に実施し、CLFZ の全国展開を戦略的に推進するためには、NSCCL に関連省庁や事業を支援するドナー機関を含めた形で、具体的なロードマップの作成が不可欠である。

なお、様々な関係省庁の中で特に、社会福祉（特に子どもの福祉）の視点から取り組む MOGCSP と、教育の視点から取り組む MOE/GES の 2 省が相互に協力して取組を主導していく体制が必要である。両省との連携をより強化した形での実施体制が必要となる理由としては、まさに児童労働が労働×福祉×教育の接点として位置づけられる課題であり、かつ実際に両省は現場レベルにおいて、CLFZ の条件に掲げられたレファラルシステムや学習環境の整備を所管しており、CLFZ 認定のために不可欠なこれら要件を満たしていくには、最重要となるステークホルダーであるためである。

現状において、各省はそれぞれの所掌の中で、既に CLFZ 関連の取組を実施し、さらにそれぞれ取組に対して世銀や EU、国連機関などが財政・技術支援を提供している状況にあるが、それらが CLFZ ガイドラインに掲げられた取組であることの認識は依然低いのが現状である。この意味で、CLFZ の取組をより持続可能なものにするためには、新たなリソースの開拓に加えて、すべての既存の取組のリンク付けが不可欠である。また、MOGCSP も GES も NSSCL のメンバーとして、それぞれフォーカルポイントを配置しているが、NSSCL の決定事項や CLFZ の取組自体がそれぞれの省庁の中に十分浸透しているとは言い難い。CLFZ あるいは児童労働問題への取組において重要性が極めて高い MOGCSP と GES の施策の一部として実施される体制を整えることが喫緊の課題である。

6.2.2　JICA の既存事業との連携可能性

ガーナで実施中の既存事業について、その取組が CLFZ が掲げる指標の達成や CLFZ 制度そのものの展開に貢献しうることを確認したうえで、可能性の高い連携の形は下表のとおりである。

表 6-2 連携可能性の高い既存事業

案件名	分野（スキーム）	実施年度	連携を検討しうる内容
みんなの学校：コミュニティ参加型学習改善支援プロジェクト	教育（技プロ）	2020～2024 年	SMC の能力強化を通じて、CLFZ 制度や児童労働に対する問題意識と教育セクターとのリンクについての理解を高め、特に欠席している子どもの状況（児童労働のリスク）の把握、CCPC との連携、（CCPC が実施する）学校モニタリングへの協力、レファラル制度

			との連携、学習環境の改善に関する役割を果たせるようになる。
カカオ豆バリューチェーン強化事業	農業 （円借款）	2020～2022 年	• COCOBOD の普及員に対する研修内容を他の郡行政機関対象の研修内容となるように一元化し、特にモニタリングとレファラルに関する CCPC や社会福祉局との連携強化を図る。また、コミュニティに同様にリーチアウトしている郡行政機関との情報共有・連携を促す。 • COCOBOD のデータシステムとリンクさせる。

6.2.3 関係機関との連携可能性

ガーナにおいては、児童労働を含む子ども保護や CLFZ と関係の深い社会保障や教育などの分野での実施を行うドナーとして、世界銀行、EU、ユニセフ、USDOL が挙げられる（表 5-2 参照）。今後、CLFZ 支援を行っていくうえでは、これらのドナー機関と個別の連携可能性を探るのではなく、CLFZ 全体の制度構築や全国展開を念頭に、関連するドナー機関と密に情報共有を図りながら、それぞれの事業の相乗効果を高め、「児童労働の撤廃」というコレクティブ・インパクトの実現を目指すことが求められる。

表 6-3 CLFZ と関連した取組を実施している関係機関と連携の可能性

関係機関	連携の可能性
世界銀行	• 地方教育行政強化、小学校等学校運営委員会強化や学校教材供与などについて、既に JICA が連携中の GALOP との連携を継続する。 • ガーナ生産的セーフティネットプロジェクト（GPSNP）フェーズ 2 については、LEAP による現金給付の対象家庭の選定基準に児童労働の有無を含めることなどのインプットを行うことが考えられる。ガーナ全国世帯登録システム（GNHR）については、引き続きコミュニティレベルの世帯調査やモニタリング活動とのリンクの可能性を探る。 • 2023 年度より開始予定の新規のカカオ・セクター開発プロジェクトは、COCOBOD のカカオ・マネジメント・システム（CMS）支援、カカオ生産地域における子ども保護にかかる CAP などをふまえた農村インフラ整備等児童労働対策を主流化した事業となっており、今後のより密接な情報共有と連携協力を進めていくことが肝要である。
アフリカ開発銀行	• 世銀のカカオ・セクター開発プロジェクトと同様、COCOBOD の CMS の展開を支援するとともに、JICA と協調支援の形で児童労働の根本原因である貧困削減や生計向上のための生産性向上事業（PEP）に取り組んでいる。カカオ・セクターの取組を CLFZ とリンクさせることを意識し、連携できるとよい。
EU *EU 資金により事業を実施中のドイツ GIZ な	• NSCCL へオブザーバーとしての参画を開始しており、NSCCL や CLU を軸とした児童労働に関わる援助調整の観点からも、今後は極めて重要なパートナーとなる • サステイナブル・カカオ・イニシアティブ諸事業の開始に向けて、児童

関係機関	連携の可能性
ど含む	労働、所得格差やカカオ・トレーサビリティなどのコンポーネントについて、事業実施を受託した FAO や GIZ と調整を進めている。これらの事業は、CLFZ と極めて親和性が高く、郡レベルにおける連携を通じたパイロット活動なども検討に値するものと考えられる。
Alliance 8.7	• ガーナがパスファインダー国として位置づけられたとの情報をふまえ、さらなる情報収集と共有を行い、併せて今後の連携可能性なども検討していくことが望ましい。
ユニセフ	• 本調査実施中に、統合的社会サービスデリバリー事業（ISS）の対象郡において、社会福祉局を対象にケース・マネジメント、関係部局間連携や社会福祉情報管理システム（SWIMS）導入の支援を開始している。CLFZ を全国展開するうえでは、郡レベルの実施体制強化の面で、郡議会への小規模財政支援も含む ISS と有効に連携を図ることが望ましい。
FAO	• EU のサステイナブル・カカオ・イニシアティブ（SCI）事業のトレーサビリティ面の実施受託機関として、ブロックチェーン技術を活用した児童労働リスクに関するモニタリングシステムの開発と試行を、2022 年を通じて実施している。同システムは、CLFZ の軸である GCLMS など児童労働モニタリングシステムとの関連性が深いため、進捗をフォローし連携していくことが望ましい。 • FAO は、組織マンデートとして、カカオに限らない農業分野全般に関わる児童労働に関し各種調査を実施していることから、農業分野全体に関わる情報の聴取や助言を受けていくことが望ましい。
ILO	• ILO 本部が、児童労働や強制的労働対策に関わる革新的なアプローチ開発や開発協力の連携強化などを図るために 8.7 Accelerator Lab を新たに立ち上げたなど、児童労働に関する法制度・政策計画などに引き続き関与していくと考えられる。中央レベルにおける援助調整や地方レベルの CLFZ 国内展開の双方において、密接な情報交換や連携を図っていくことが望ましい。
IOM	• カカオ・セクターを含めて他国や他地域からの人身取引や強制的な移動を伴って多くの子どもが児童労働に従事している観点から、CLFZ アプローチとの関連性と相互補完性が高い。CLFZ の国内展開などを視野に入れた密接な情報共有が求められる。
USDOL（米国）	• 実施中のカカオ生産農民組合を軸とする児童労働対策事業（マテ・マシプロジェクト）に関し、USDOL や実施受託機関であるウィンロック・インターナショナルと、事業実施より得られた教訓や知見を含めた密接な情報共有を図っていくことが望ましい。CLFZ 機能化や国内展開のパイロット活動を実施していく場合には、USDOL 事業との対象地域を重ねることなどの工夫は検討に値する。
FCDO（英国）	• FCDO は、現在「援助を超えた教育支援事業（EBA）」事業を 2023 年までの期間で実施中である。その主要コンポーネントとして、不就学児童（Out of School Children）への教育機会の提供を目的とする補完的基礎教育プログラム（CBE）を、複数の委託先現地 NGO を通じて進めている。本事業は、CLFZ における児童労働に従事していた子どもの学校復帰支援との関連性が極めて深いものであることから、郡およびコミュニティレベルにおける具体的な連携協力も併せて検討していくことが望ましい。

関係機関	連携の可能性
GIZ （ドイツ）	• EU の項目にて記したとおり、生活所得やトレーサビリティなどのコンポーネントに関する EU 受託実施機関としてガーナで事業を実施中であることから、引き続き情報交換しながら、次期案件におけるパイロット活動の共同実施の可能性など、継続的に検討していくことが肝要である。

6.2.4 カカオ関連プラットフォームとの連携可能性

1) CLFZ ガイドラインの日本語訳を含む、企業向け CLFZ ハンドブックの作成

本件調査の結果を受けて、CLFZ ガイドラインが改訂される見込みであることから、最終的に改訂版が発行された時には、プラットフォームに参加する企業が CLFZ の認定要件などについて理解がしやすいように、ガイドライン改訂版の日本語訳を作成することを提案する。また、企業がサプライチェーン・アプローチを超えて、どのようにエリアベース・アプローチで児童労働に取り組むべきか、その手引きとなるハンドブックを作成し、各企業が児童労働に関する自社の取組に CLFZ のコンセプトを取り入れられるよう後押しする。企業が自分たちのサプライチェーンだけでなく、エリアベースの取組により関心を持つためには、CLFZ ガイドラインが定めている様々な指標の達成は、単に児童労働撤廃のみを目的としたものではなく、コミュニティ開発や教育開発、社会福祉の拡充など、より広義の社会開発に資するものであることもわかりやすく説明できるとよい。例えば CLFZ の各指標を SDGs のゴールやターゲットと結び付けた形で整理し、示していくことも一案である。

また、日本語で作成したハンドブックは英語にも翻訳し、海外のプラットフォーム関係者にも配布することが望ましい。これにより、グローバル企業や海外の政府関係機関、ドナーや国際機関を含めた関係者のガーナでの CLFZ の取組への理解や関心を高め、今後の CLFZ の普及・拡大における連携の促進や必要な資金の動員にもつなげられるとよい。

2) カカオ・セクターが介入を実施している地域のマッピングと共有、CLFZ の推進

カカオ・チョコレート産業に属する企業は、児童労働の取組に対してすでに多くの投資をしているが、企業や NGO などの取組が個別に実施され、同じ地域内での連携や調整ができていないため、介入エリアにおける波及効果、点同士の相乗効果が出せておらず、国レベルで児童労働削減につながるインパクトが出せていない。また、国や地方自治体レベルで介入に入る地域を把握し調整を行う機能がなかったため、介入の重複している地域や、ニーズが高いのに介入が届けられていない地域がある。今後、CLFZ の認定単位がエリア・カウンシルごとに変更になれば、同一のエリア・カウンシル内に介入が複数入っている地域は CLFZ 認定を受けやすくなる。

まず、異なる企業や NGO などが介入に入っているエリアをマッピングすること、重複しているエリアがある場合には調整し、介入が入っていない地域にも必要な支援を届けるようにすることが重要である。またマッピングすることで、CLFZ の実現が可能な地域がどこなのかを特定することも可能となる。既存の介入が同一のエリア・カウンシルに集中しているエリアがあれば、そのエリアをモデル地域として CLFZ 認定を受けられるようにすることで、そのエリアが属する郡における CLFZ の構築を加速化することができる。6.1 の 3）

で提言したデータベースの中で、企業や NGO が実施する現状の取組を集約し、関係者間で共有できるようになることが望ましい。既存の介入に関する情報の集約と調整においては、欧州プラットフォームの児童労働分科会と連携することも考えられる。

3) 人権デュー・ディリジエンス実行のための公共インフラとしてのトレーサビリティ・システムの構築

企業には人権デュー・ディリジエンス遵守への一環として児童労働への対応ニーズがあり、個別の企業もしくは複数社単位でトレーサビリティなどを把握するデータシステムの構築に取り組んでいる。一方で、ガーナにおいては、ガーナ政府が GCLMS の世帯登録の情報をデータベース化している最中であり、児童労働に関する取組を実施している全アクターが GCLMS の世帯調査を実施することで、国全体としての児童労働データを統合していくことを目指している。新たなシステムの構築には費用も時間もかかるうえに、様々なデータシステムが乱立するのは効率的ではないため、GCLMS のデータシステムを有効活用し、データを一元管理できるようになることが望ましい。

海外のプラットフォームとその加盟企業においては、すでに ICI の児童労働モニタリング是正システム（CLMRS）を展開しているところが多いため、これらのデータを、GCLMS に統合することができれば、より広い範囲の児童労働の状況を、国として把握しモニタリングすることができる。これにより企業は原料の調達における人権デュー・ディリジェンスに必要なデータを、国が提供する公式な情報として入手できるようになる。企業が互いに把握している情報を共有しあうことができれば、他の企業が同じ地域から原料を調達している場合は情報把握やモニタリングのためのリソースを使わずに情報を把握することができるようになり、節約したリソースをデータシステムの改善や別の用途に充てることもできる。

4) トレーサブルカカオの仕組みを活用した CLFZ モデル地区の構築

企業側には、人権デュー・ディリジェンスを遵守し児童労働に加担しない原料を安定的に調達したいニーズがあるため、CLFZ 認定がそれらを証明できる仕組みになることへの期待がある。また、CLFZ のスケールアップのためには、企業セクターからのリソースの動員も重要な要素となる。いずれにしても、まずは CLFZ をいち早く実現させることが重要である。その実現のため、企業からのリソースの動員を図れる仕組みをパイロットとして実施することを提案する。

具体的な案としては、本調査でパイロット活動を実施した 2 郡の中で、CLFZ 認定要件を早いタイミングで満たすことができるエリア・カウンシルを特定し、CLFZ モデル地域の構築をめざす。その CLFZ モデル地域（候補）から、トレーサブルカカオを供給するチャネルを構築し、そのカカオの購入時に企業が支払うプレミアム金を CLFZ 推進のための活動資金としてプールする。プールした資金は、当該地域内の CLFZ 候補地域が CLFZ の要件を満たすための活動に活用する。このサイクルを作ることができれば、パイロット地域の CLFZ 構築に必要な費用を賄うための資金循環ができ、CLFZ 認定を加速させることができる。同時に企業側は、児童労働の予防・是正のシステムが動いている地域からカカオを調達できるようになり、人権デュー・ディリジェンスのへ対応が可能となる。企業のリソースを CLFZ

認定のための活動とトレーサブルカカオの仕組み構築の双方へ有効に活用できる。

あわせて、上記 3）で示したトレーサビリティ・システムとカカオの供給システムを連動させて構築することで、人権デュー・ディリジェンスへの対応をより包括的に実施できるようになる。これらの仕組みには消費国と生産国の官民の連携が不可欠であり、マルチステークホルダー連携を具現化し、長期的継続的な課題解決への取組に資することができる。長年、欧米主導での取組が進められてきたが、なかなか成果を出せていない児童労働の課題解決の分野において、CLFZ と結びつけたトレーサブルカカオの仕組みを構築できれば、日本が先行してグローバル課題である児童労働の解決に貢献することができる。

以下に、イメージ図を示す。

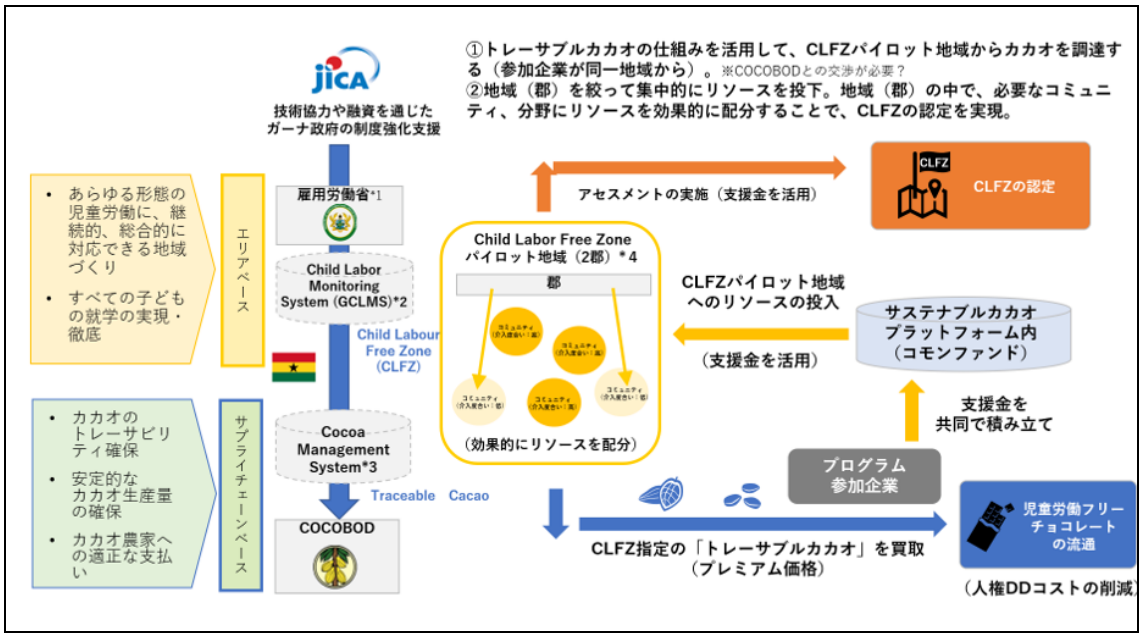

6.2.5　新型コロナウイルス世界的流行の留意事項

新型コロナウイルスの世界的流行は、2022 年以降、徐々に収束しつつある。しかしながら、2020 年から続いたロックダウンによる経済活動の縮小や学校閉鎖などの影響は完全に払拭されておらず、事業実施にあたっては、以下に挙げるようなコロナ禍で経済的あるいはその他の悪影響を受けた人々への配慮は依然必要となる。

- 貧困層：貧困と児童労働には強い因果関係があり、コロナ以前 10 年以上にわたり毎年 6～7%の成長を続けてきたガーナ経済が 2020 年は 0.9%にとどまるなど、感染拡大による大きな影響を受けており、児童労働の増加に拍車がかかっている可能性が高い。
- 教育：ユニセフ・ガーナ事務所の報告書によると[271]、2020 年 3 月 16 日からの学校閉鎖により就学前教育（pre-primary）から中等教育（secondary education）までの 9,253,063 人がこの影響を受けた。6 月には学校が一部再開したが、休校中に特に農村部などでは遠隔教育を受けられないなど、多くの子どもたちの学習に遅れが生じているほか、そうした学習ギャップを埋めるための手段も講じられていないため、学校に戻っても授業についていけない子どもが多く存在している。さらにそのような状態でも翌年に

[271] UNICEF Ghana, 2021. Primary and Secondary Impacts of the COVID-19 Pandemic on Children in Ghana.

は自動進級するため、学習ギャップはさらに拡大しつつある。授業についていけなくなることによる中途退学、あるいは一度経済活動を開始した子どもが学校に戻ってこないリスクなどから、児童労働の増加を招く可能性が指摘されている。

- 社会保障：ガーナには 11 の社会保障制度があり、これまで貧困削減に大きく寄与してきたが、ユニセフ・ガーナ事務所による新型コロナ感染拡大の影響調査報告書では、コロナ禍で何らかの政府支援を受けたと回答した人は 3%にとどまっていたほか、ガーナ国連システムは 240 万人の貧困人口のうち 150 万人しか社会保護システムにアクセスできていない現状では、さらに対象人口が増える可能性を指摘している。財政がひっ迫することが予想される中、より多くの人々が社会保障制度にアクセスすることができない場合、家庭の家計収入・生活水準に大きく影響し、子どもが児童労働に従事するリスクを回避することにもつながるため、今後も注視していく必要がある。
- 脆弱なカカオ農家：コロナ禍でホテル・レストラン・カフェ（HoRoCa）部門のカカオ消費の低迷[272]により、カカオ豆の買取価格が下落しており、2020 年からコートジボワールとガーナ政府が導入した、農家支援を目的とした買取価格に上乗せする割増金制度である所得適正化のための補償金（Living Income Differential: LID）により価格を維持する場合は COCOBOD の借入金が膨らむことになる。カカオ豆の価格下落はカカオ農家の得られる収入に直結する。物価の上昇率も高いガーナ国内において、1 袋当たりのカカオ買取価格の下落は収入減少と実質賃金の低下につながりかねず、それが児童労働への増加にもつながるおそれがあるため、今後この動きも注視する。

6.2.6 ジェンダー配慮事項

まず、様々なセクターや形態による児童労働について、ジェンダーに基づく役割分担が存在するのかを把握し、男女がそれぞれどのような児童労働に従事しているかを的確に把握する必要がある。なお、多くの女子が従事している家事労働も、それに従事することにより通学が阻まれている場合には児童労働としてみなされる点にも十分留意し、啓発活動の中でもその点をしっかりとメッセージとして伝えることにより、女子の就学促進に貢献することが可能となる。

また、児童労働はコミュニティが抱える子どもの保護（child protection）に関する問題のひとつであり、ガーナではそれ以外にも人身取引や育児放棄、子どもに対する虐待や暴力のほか、早婚や若年妊娠など女子特有の課題も存在しており、それらはすべて CLFZ の仕組みが適切に機能することにより、児童労働と同様に予防、撤廃することが可能となる。こうした観点から、特にパイロット活動の実施にあたっては、より広義の子どもの保護の実現を念頭に置くことが肝要である。

[272] https://www.globaltrademag.com/the-global-cocoa-market-struggles-for-restoring-plummeted-demand/

参考文献リスト

- Alliance 8.7. Partners. <https://www.alliance87.org/partners/#tab-2>（最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- Antonie C. Fountain & Friedel Huetz-Adams, 2020. Cocoa Barometer 2020.
- Barry Callebaut/Forever Chocolate. Forever Chocolate Progress Report. <https://www.barry-callebaut.com/ja-JP/group/forever-chocolate/sustainability-reporting/forever-chocolate-zero-child-labor-202021>（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
- Bar talks, Processed cocoa is Ghana's Biggest Export to EU. < https://bartalks.net/processed-cocoa-is-ghanas-biggest-export-to-eu >（最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- Blommer Chocolate Company /Sustainable Origins. Fuji Oil Holdings Launches New Initiatives to strengthen Cocoa Sustainability. <https://www.blommer.com/press_releases/20200604_Sustainability-Press-Release-FUJI_BLM.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
- British High Commission in Accra, 2020. Profile of Development Work: Ghana. <https://www.gov.uk/government/publications/profile-of-development-work-ghana>（最終アクセス: 2022 年 6 月 17 日）
- Cargill/The Cargill Cocoa Promise. Community Wellbeing. <https://www.cargill.com/sustainability/cocoa/community-wellbeing>（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
- Cemoi/Transparence Cacao. Transparence Cacao. <http://www.raimondicocoa.it/wp/wp-content/uploads/2019/04/C%C3%A8moi-Transparence-Cacao-Light.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
- Child Rights International, 2022. Child Labour Monitoring System Report 2021.
- COCOBOD. COCOBOD Child Education Support. <https://cocobod.gh/social-responsibility-category/cocobod-child-education-support>（最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- Council for the European Union, 2010. Council conclusions on child labour. < https://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/foraff/115180.pdf >（最終アクセス 2022 年 6 月 6 日）
- DISCO. Roadmap for the DISCO partnership to realize its ambitions Ending all forms of child labour. <https://www.idhsustainabletrade.com/uploaded/2021/09/DISCO-Roadmap-on-Child-Labour.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 8 日）
- European Commission, 2021. Ending Child Labour and Promoting Sustainable Cocoa Production In Côte D'Ivoire And Ghana Final Report.
- European Commission, EU multi-stakeholder dialogue for sustainable cocoa. <https://ec.europa.eu/international-partnerships/events/eu-multi-stakeholder-dialogue-sustainable-cocoa_en>（最終アクセス 2022 年 6 月 6 日）
- EU, 2020. EU-Ghana Economic Partnership Agreement; Creating opportunities for EU and African businesses. < https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/october/tradoc_158987.pdf >

（最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）

- EU multi-stakeholder dialogue for sustainable cocoa
- Fairtrade International. 小規模生産者向けフェアトレード基準 <https://files.fairtrade.net/standards/SPO_EN.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 1 日）
- Fairtrade International. 児童労働と強制労働に関するガイドライン <https://files.fairtrade.net/2015_FairtradeChildForcedLabourGuidelines.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 1 日）
- FAO, 2022. Report of the Global Solutions Forum – A acting together to end child labour in agriculture. Concrete experiences and successful practices shared on 2–3 November 2021 <https://www.fao.org/3/cb8819en/cb8819en.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 6 日）
- GALOP. The Ghana Accountability for Learning Outcomes Project (GALOP). <https://moe.gov.gh/gallop/> （最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- Ghana School Feeding Programme. The GSFP: Trained Caterers on Innovative Nutrition. <https://schoolfeeding.gov.gh/> （最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- Ghana Statistical Service, 2019. Ghana Living Standards Survey Round 7 Main Report.
- Ghana Statistical Service, 2014. Ghana Living Standards Survey Round 6 Child Labour Report.
- Global Social Service Workforce Alliance. <https://www.socialserviceworkforce.org/> （最終アクセス 2022 年 6 月 15 日）
- Global Social Service Workforce Alliance & UNICEF, 2019. <https://www.unicef.org/sites/default/files/2019-05/Guidelines-to-strengthen-social-service-for-child-protection-2019.pdf >（最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）

  Global Trade, 2021. The Global Cocoa Market Struggles for Restoring Plummeted Demand. < https://www.globaltrademag.com/the-global-cocoa-market-struggles-for-restoring-plummeted-demand/> （最終アクセス 2022 年 6 月 15 日）
- Government of Côte d'Ivoire, Government of Ghana, U.S. Department of Labour, International Chocolate and Cocoa Industry, 2020. CLCCG Report: 2010-2020 Years Efforts of Reducing Child Labor in Cocoa. <https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/ILAB/reports/CLCCG-Ten-Year-Report.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- Government of UK, 2020. Modern Slavery Innovation Fund: phase 1 and term review. < https://www.gov.uk/government/publications/modern-slavery-innovation-fund-phase-1-end-term-review >（最終アクセス 2022 年 6 月 16 日）
- G20 Argentina 2018, 2018. Fostering opportunities for an inclusive, fair and Sustainable Future of Work. <https://www.mhlw.go.jp/content/10500000/g20_employment_declaration.pdf> （最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- IDH. Terms of Reference (Scoping the potential for a British Sustainable Cocoa Program and securing stakeholder engagement). <https://www.idhsustainabletrade.com/uploaded/2022/04/ToR-BRISCO-Facilitation.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 11 日)
- ILO, 2017. Global estimates of child labour: Results and trends, 2012-2016. Geneva.

- ILO, Child Labour Monitoring (CLM). < https://www.ilo.org/ipec/Action/Childlabourmonitoring/lang--en/index.htm > （最終アクセス 2022 年 5 月 31 日）
- ILO, 1999. Convention concerning the Prohibition and Immediate Action for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour (No. 182).
- ILO, 1973. Convention concerning Minimum Age for Admission to Employment (No. 138).
- ILO, OECD, IOM and UNICEF, 2019. Ending child labour, forced labour and human trafficking in global supply chains. <https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---ipec/documents/publication/wcms_716930.pdf> （最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- ILO & UNICEF, 2021. Child Labour: Global estimates 2020, trends and the road forward.
- International Cocoa Initiative, 2021. Effectiveness Review of Child Labour Monitoring and Remediation Systems in the West African Cocoa Sector.
- International Cocoa Initiative, 2021. ICI Strategy 2021-2026. <https://www.cocoainitiative.org/sites/default/files/resources/ICI-2021-2026-Strategy_EXEC_summary_EN.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 12 日）
- International Cocoa Initiative, Annual Report 2019. <https://www.cocoainitiative.org/sites/default/files/reports/ICI_English_Annual_Report_2019.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 12 日）
- International Cocoa Initiative, 2019. Education Quality and Child Labour.
- IOM, Strategic Vision. < https://www.iom.int/strategy > （最終アクセス 2022 年 6 月 17 日）
- IOM, 2020. IOM Continental Strategy for Africa 2020-2024. <https://publications.iom.int/system/files/pdf/iom-continental-strategy-for-africa_2020-2024.pdf > （最終アクセス 2022 年 6 月 17 日）
- IOM, 2021. West and Central Africa- Regional Strategy 2020-2024. <https://publications.iom.int/books/west-and-central-africa-regional-strategy-2020-2024#:~:text=The%20IOM%20Regional%20Strategy%20for,in%20the%20IOM%20Strategic%20Vision.> （最終アクセス 2022 年 6 月 17 日）
- International Year for the Elimination of Child Labour. 5th Global Conference on the Elimination of Child Labour. <https://endchildlabour2021.org/> （最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- ISCO. Memorandum of Understanding Collaborative Partnership between the Eupotean Initiatives for Sustainable Cocoa. <https://www.idhsustainabletrade.com/uploaded/2021/03/Addendum-to-MOU-Cocoa-Platforms_Completed.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 1 日）
- ISCO. Technical Brief on Cocoa Traceability in West and Central Africa. <https://www.idhsustainabletrade.com/uploaded/2021/04/Cocoa-Traceability-Study-20.7L.pdf> （最終アクセス 2022 年 6 月 10 日）
- JICA. Platform for Sustainable Cocoa in Developing Countries. <https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/platform/index.html> （最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）

- Lindt & Sprüngli /The Lindt & Sprüngli Farming Program. Child Labour. <https://www.farming-program.com/en/lindt-spruengli-farming-program/child-labor>（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
- Mars Incorporated/Sustainable in a Generation. 2020 Cocoa for Generation Report. <https://lhcdn.mars.com/adaptivemedia/rendition/id_d24f4af741af82991b649b0db9e620d75e1b46fb/name_out/Mars%202020%20Cocoa%20for%20Generations%20Report.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
- Ministry of Employment and Labour Relations (MELR), 2020. Establishing Child Labour Free Zones (CLFZs) in Ghana: Protocols and Guidelines. <https://melr.gov.gh/storage/2022/05/Child-Labour-Free-Zone-Final-Document-pdf-2.pdf > （最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
- Ministry of Employment and Labour Relations (MELR), 2018. National Plan of Action Phase II (NPA2).
- Ministry of Employment and Social Welfare (MESW), 2016. Hazardous Child Labour Activity Framework for Ghana (HAF)
- Ministry of Employment and Social Welfare (MESW), 2010. Ghana Child Labour Monitoring System (GCLMS) Main document.
- Ministry of Employment and Social Welfare (MESW), 2009. National Plan of Action (NPA) for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour in Ghana (2009 – 2015).
- MOGCSP, 2020. Inter-Sectoral Standard Operating Procedures for Child Protection and Family Welfare: Guidelines, Tools and Forms for Casework and Management.
- MOGCSP, 2014. Child and Family Welfare Policy.
- MOGCSP. Ghana National Household Registry (GNHR). <https://www.mogcsp.gov.gh/projects/ghana-national-household-registry-gnhr/>（最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- MOGCSP. Livelihood Empowerment against Poverty (LEAP). <https://www.mogcsp.gov.gh/projects/livelyhood-empowerment-against-poverty-leap/>（最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- MOGCSP. Ministry of Gender, Children and Social Protection, About MOGCSP. <https://www.mogcsp.gov.gh/about/> （最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- MOGCSP. The Integrated Social Service (ISS) Initiative. About MOGCSP. <https://www.mogcsp.gov.gh/iss/> （最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- MOGCSP. Single Window Citizen Engagement Service (SWCES). About MOGCSP. <https://www.mogcsp.gov.gh/projects/swces/> （最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- Ministry of Manpower, Youth and Employment, 2008. Hazardous Child Labour Activity Framework for the Cocoa Sector in Ghana.
- Mighty Earth. 2022 年世界チョコレート成績表. <https://www.mightyearth.org/wp-content/uploads/Chocolate-Scorecard-2022-Japan-online-1.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 10 日）
- Mighty Earth. チョコレート成績表の採点方法.

<https://www.mightyearth.org/wp-content/uploads/HOW-WE-CREATE-THE-CHOCOLATE-SCORECARD-JA-final-2.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 10 日）

- Mighty Earth. ISCO SCORECARD. <https://www.mightyearth.org/wp-content/uploads/Mighty-Earth-Cocoa-ISCO-Report-2021-screen.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 8 日）
- Mondelez International, Inc./Cocoa Life Program. Tacking Child Labour in Cocoa Communities. <https://www.cocoalife.org/the-program/child-labor>（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
- Nestlé/ Nestle Cocoa Plan, Nestle. Tackling Child Labour 2019 Report. <https://www.nestle.com/sites/default/files/2019-12/nestle-tackling-child-labor-report-2019-en.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
- NORAD, Norway supports civil society organisations in the struggle against modern slavery. < https://www.norad.no/en/front/about-norad/news/2021/norway-supports-civil-society-organisations-in-the-struggle-against-modern-slavery/> （最終アクセス 2022 年 6 月 15 日）
- NORC at the university of Chicago, 2020. Final Report: Assessing Progress in Reducing Child Labor in Cocoa Production in Cocoa Growing Areas of Côte d'Ivoire and Ghana.
- NORC at the university of Chicago, 2020. Assessment of Effectiveness of Cocoa Industry Interventions in Reducing Child Labor in Cocoa Growing Areas of Côte d'Ivoire and Ghana: Final Report.
- Olam/Cocoa Compass, Olam. Cocoa Compass Impact Report 2019-2020. <https://www.olamgroup.com/content/dam/olamgroup/products-and-services/ofi/cocoa/sustainability-cocoa/sustainability-cocoa-pdfs/cocoa-compass-impact-report-2019-2020.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
- Osifunke S. E., 2018. The Right to Free and Compulsory Primary Education in Ghana: Lessons for Other African Countries, Journal of Law, Policy and Globalization, Vol. 69, 2018
- Payson Center for International Development Tulane University School of Public Health, 2015. Survey Research on Child Labor in West African Cocoa Growing Areas: Final report.
- Stop Child Labour, 2015. 5 X 5 Stepping stones for creating child labour free zones.
- Suedwind Institute. Guide to Conducting Risk Analyses for Cocoa Producing Countries. <https://www.suedwind-institut.de/files/Suedwind/Publikationen/2021/2021-18%20Guide%20risk%20analyses%20cocoa%20sector.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 10 日）
- Taylor Crabbe, Forest Trends, and FERN, 2020. Child Labor Laws and Policies in Ghana with Specific Emphasis on The Cocoa Sector <https://www.dropbox.com/s/o0uk8h1bslr3oi9/Ghana-ChildlabourLaw-2020-DFID.pdf?dl=0>（最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- The Hershey Company /Cocoa for Good Strategy. Visible Progress :Hershey's Cocoa For Good Strategy. <https://www.thehersheycompany.com/en_us/home/newsroom/blog/going-beyond-fair-trade-with-hersheys-sustainable-cocoa-strategy.html>（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
- The Government of Ghana, 1998. Children's Act

- Touton/Cocoa & Forest Initiative, TOUTO. Cocoa & Forests Initiative Progress Report 2021. <https://touton.com/images/resources/Reports/TOUTON_CFI_Progress_report_Ghana_2021.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
- UK Home Office Modern Slavery Innovation Fund（MSIF） Phase 1 End Term Review <https://www.gov.uk/government/publications/modern-slavery-innovation-fund-phase-1-end-term-review>（最終アクセス 2022 年 6 月 17 日）
- UNICEF, 2019. Guidelines to Strengthen the Social Service Workforce for Child Protection. <https://www.unicef.org/sites/default/files/2019-05/Guidelines-to-strengthen-social-service-for-child-protection-2019.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 15 日）
- UNICEF Ghana, 2021. Primary and Secondary Impacts of the COVID-19 Pandemic on Children in Ghana.
- United Nations. General Assembly Endorses First-Ever Global Compact on Migration, Urging Cooperation among Member States in Protecting Migrants. < https://www.un.org/press/en/2018/ga12113.doc.htm >（最終アクセス 2022 年 6 月 17 日）
- United Nations General Assembly, 2019. Resolution 73/327. International Year for the Elimination of Child Labour, 2021. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N19/233/00/PDF/N1923300.pdf?OpenElement>（最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- United Nations General Assembly, 2017. A Call to Action to End Forced Labour, Modern Slavery and Human Trafficking. <https://delta87.org/wp-content/uploads/2018/11/Call-Action-End-Forced-Labour_19-Nov-2018.pdf> （最終アクセス 2022 年 6 月 22 日）
- WNCB, “Call for urgent action to get children out of work and into school” <https://wncb.org/assets/2022/02/DEF-20220222-WNCB_NL-position-paper-tbv-GCCL-2022-ENG-General-version-.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 14 日）
- World Cocoa Foundation. Our members. <https://www.worldcocoafoundation.org/about-wcf/members/>（最終アクセス 2022 年 6 月 5 日）
- World Economic Forum, Cocoa's bittersweet supply chain in one visualization. <https://www.weforum.org/agenda/2020/11/cocoa-chocolate-supply-chain-business-bar-africa-exports/> （最終アクセス 2022 年 5 月 20 日）
- 内田 智大、「バングラデシュの児童労働問題 :Harikin 法案の影響を中心に」『関西外国語大学人権教育思想研究』、2012 年 3 月、p86-88 <http://id.nii.ac.jp/1443/00005726/>（最終アクセス 2022 年 6 月 6 日）
- 木下 由香子、「EU コーポレートサステナビリティデュー・ディリジェンス指令案の発表」『アジ研ポリシー･ブリーフ』No.169、2022 年 3 月 31 日発行 <https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Reports/AjikenPolicyBrief/169.html>（最終アクセス 2022 年 6 月 10 日）
- レインフォレスト・アライアンス（2020）「持続可能な農業基準：農場要件」<2020-Sustainable-Agriculture-Standard_Farm-Requirements_Rainforest-Alliance-Ja.pdf>（最終アクセス 2022 年 6 月 1 日）

添付資料 1

面談者リスト

添付資料 1：面談者リスト

面談者リスト

Organization	Department	Title (only those known)
ガーナ政府・政府機関		
CHIRAJ	District Office (Atwima Mponua District)	District Director
	Municipal Office (Bibiani-Anhwiaso-Bekwai Municipality)	Municipal Director
COCOBOD	-	Chief Executive
	-	Deputy Chief Executive
	Research and Development	Director (NSCCL focal person)
	Cocoa Health and Extension Division (CHED)	District Cocoa Officer (Atwima Mponua District)
		Municipal Cocoa Officer (Bibiani-Anhwiaso-Bekwai Municipality)
Cocoa Marketing Company Ghana Limited	-	Managing Director
Ghana Education Service	Administration & Finance	Director
	Partnerships & Affiliations	Director
	Basic Education - Schools & Instruction Div. - Guidance and Counselling Div.	 - -
	Atwima Mponua District Office	Director
		School Improvement Support Officer
	Bibiani-Anhwiaso-Bekwai Municipal Office	Human Resource Officer
		Financial Administration Officer
		Girl's Education Officer
Complementary Education Agency (CEA)	-	Director PR Officer
Ghana Health Service	-	District Director (Atwima Mponua District)
	-	Municipal Director (Bibiani-Anhwiaso-Bekwai Municipality)
Ghana Police Service	DOVVSU	Investigator (Atwima Mponua District)
		Station Officer (Atwima Mponua District)
		Investigator

添付資料 1：面談者リスト

Organization	Department	Title (only those known)
		(Bibiani-Anhwiaso-Bekwai Municipality)
		Station Officer (Bibiani-Anhwiaso-Bekwai Municipality)
Minerals Commission	-	Chief Executive
	Gender and International Desk	Gender and International Officer (NSCCL Focal Person)
Ministry of Employment and Labour Relations	-	Minister of Employment and Labour Relations
	-	Chief Director
	Labour Department	Chief Labour Officer
		Head of Chid Labour Unit
		Employment Information Branch
	PPME	Deputy Director (NSCCL Focal person)
	Municipal Labour Office (Bibiani-Anhwiaso-Bekwai Municipality)	Municipal Labour Officer
Ministry of Food and Agriculture	Extension Service Department	Director
		Deputy Director
		Officer at Livelihood Unit (NSCCL focal person)
Ministry of Gender, Children and Social Protection	Department of Children	Assistant Project Officer
	Department of Social Welfare	Assistant Director
	Human Trafficking Secretariat (HTS)	Head
	LEAP Secretariat	Acting Head
		Payment & Reconnaissance Support Officer
	Social Protection	Director
NCCE	District Office (Atwima Mponua District)	
	Municipal Office (Bibiani-Anhwiaso-Bekwai Municipality)	Director
		Field Officer
Office of the Head of Local Government Service	-	Head of Service
	-	Chief Director
The Council for Technical and Vocational Education	-	Interim Director

添付資料 1：面談者リスト

Organization	Department	Title (only those known)
and Training COTVET		
Atwima Mponua District	-	District Coordinating Director
	Gender Desk	Gender Desk Office
	Information Service Department	Information Officer
	Planning Unit	Planning Officer
		Budget Officer
	Social Welfare	Senior Social Welfare Officer
		Senior Community Development Officer
Bibiani-Anhwiaso-Bekwai Municipality	-	Municipal Coordinating Director
	Food & Agriculture Department	Municipal Extension Officer
		Technical Officer
	Information Service Department	Information Officer
	Planning Unit	Assistant Planning Officer
		Assistant Budget Analyst
		Assistant Statistician
	Social Welfare	Senior Social Welfare Officer
		Senior Social Development Officer
		Senior Social Development Assistant
政府・政府機関		
Embassy of Switzerland in Ghana	-	Acting Head of Cooperation
EU	Macroeconomic and Trade Section, Delegation to Ghana	Programme Officer (Economic and Social Sustainability),
GIZ	Sustainable Cocoa Initiative Support Program	Technical Adviser
Government of Netherland	Ministry of Foreign Affaires	-
	Ministry of Social Affairs and Employment	-
United States Department of Labor (USDOL), Bureau of International Labor Affairs (ILAB), Office of Child Labor, Forced Labor and Human Trafficking (OCFT)	Technical Assistance and Cooperation Unit	Deputy Director
		International Relations Analyst
	Monitoring, Evaluation, Research and Learning Unit	Division Chief
	Technical Assistance and Cooperation Unit Africa division	International Relations Analyst
	Research and Policy Unit	-
国際機関、ドナー		
The Food and Agriculture Organization（FAO）	Head Quarter, Inclusive Rural Transformation and Gender Equity	Child Labour Expert

添付資料 1：面談者リスト

Organization	Department	Title (only those known)
	Division	
	Africa Regional Office	Child Labour Specialist
	Ghana Cocoa project	Focal Point for Child Labour
International Labour Organization （ILO）	Head Quarter	Child Labour Senior Officer
	ILO Regional Office for Africa	Chief Technical Advisor
United Nation's Children's Fund（UNICEF）	Ghana Office	Child Protection Specialist
World Bank	Head Quarter, Environment and Social Implementation Support Unit	Global Lead of Rollout of Child Labor Conditions in WB projects
		Ghana World Bank program; Lead Child Labor aspects of WB projects; Gender and Women's Empowerment
	Ghana	Senior Economist, Ghana Lead of WB programs on Sustainability and Environment
		Senior Social Development Specialist (Focal Point, Child Labour)
		Senior Social Protection Specialist
		Task Leader, Ghana Productive Safety Net Project (GPSNP),
生産者組合		
General Agricultural Workers Union （GAWU）	-	Deputy General Secretary
企業		
Enveritas	-	Project Manager
Mondelēz International	Cocoa Life Program (Switzerland)	Monitoring and Evaluation Manager
	Cocoa Life Program (Global)	Technical Manager
	Cocoa Life Program (Ghana)	Country Lead
		Program Manager, Community Development
Kuapa Kokoo (Farmers Cooperative Union)	Child Labour Department	Head of Child Labour Department
	-	Child Labour Officer
伊藤忠食糧株式会社	食料第二本部 製菓原料・ゴマ部 カカオ課	サステナビリティ担当
株式会社オウルズコンサルティンググループ	-	プリンシパル
	-	マネージャー
株式会社立花商店	-	取締役

添付資料 1：面談者リスト

Organization	Department	Title (only those known)
株式会社ロッテ	ESG 推進部　サステナビリティ推進課	課長
デロイトトーマツコンサルティング合同会社	-	マネージャー
不二製油グループ本社株式会社	油脂・チョコレート事業部門	執行役員　ほか
三井物産株式会社	本社　食料本部	-
	ロンドン支店	-
	アクラ事務所	-
森永製菓株式会社	調達部	部長 ほか
	サステナブル経営推進部	部長 ほか
NGO/CSO		
CARE International Ghana	-	District Project Officer
Child Rights International	-	District Community Development Officer
Codesult Network	-	Executive Director
	-	Project Coordinator
Ghana Civil-society Cocoa Platform（GCCP）	-	Coordinator
International Cocoa Initiative （ICI）	-	Executive Director
	Policy and Partnerships	Director
	Ghana	Country Director
Mighty Earth	Japan	Country Director
	USA	Cocoa and Africa Team
M.V. Foundation	-	National Convener
Nature Aid Ghana	-	Executive Director
Solidaridad	West Africa	Manager
	Japan	Head of the Secretariat
Stop Child Labour	Work: No Child’s Business program	Program Manager
VOICE Network	-	Managing Director
Winrock International	Human Rights, Education and Empowerment	Program Officer
	MATE MASIE Project	Project Director
		Capacity Building Specialist
プラットフォーム、業界組織		
Belgian platform Beyond Chocolate（BISCO）	-	Program Manager
Dutch Initiative on Sustainable Cocoa	-	Program manager

添付資料 1：面談者リスト

Organization	Department	Title (only those known)
（DISCO）		
German Initiative on Sustainable Cocoa（GISCO）	-	Executive Secretary
Swiss Platform for Sustainable Cocoa（SWISSCO）	-	Executive Director
		Scientific Collaborator
World Cocoa Foundation（WCF）	-	President
	Ghana Office	Country Director
		Country Relations Associate
日本チョコレートカカオ協会	-	専務理事
	-	事務局長代理

添付資料 2

要員計画実績版

調達管理番号:20a002130101

契約件名:ガーナ国カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査(QCBS)

1. 現地業務

※現地隔離期間のうち業務に従事しない日数(直接人件費対象)は「隔離期間(直人費対象)」行に記載

	担当業務	氏名	所属先	格付		2020年度渡航回数	2021年度渡航回数	全渡航回数	2020年 10	11	12	2021年 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2022年 1	2	3	4	5	6	合計 現地	MM
1	業務主任者／児童労働政策分析	尾上（岩附）由香	ACE	3	計画		1	1																		7				7	0.23
					隔離期間(直人費対象)																									0	0.00
					実績		1	1																			4/23 4/30 8			8	0.27
2	副業務主任者／児童労働政策分析／CLFZ分析	馬場（白木）朋子	ACE	3	計画		4	4									20					14		10 7		7				58	1.93
					隔離期間(直人費対象)																									0	0.00
					実績		4	4									6/10 6/29 20					11/12 11/25 14			2/22 3/8 7 8		4/23 4/30 8			57	1.90
3	コミュニティ分析／パイロット活動支援1（コミュニティ組織化）	近藤　光 ※ダイバーシティ枠	ACE	3	計画		0	0																						0	0.00
					隔離期間(直人費対象)																									0	0.00
					実績		0	0																						0	0.00
4	コミュニティ分析／パイロット活動支援1（コミュニティ組織化）	赤堀　友希 ※ダイバーシティ枠	ACE	3	計画		4	4									11			9 10				20 10		8				68	2.26
					隔離期間(直人費対象)												6/12 6/21 9													9	0.30
					実績		4	4									6/10~11 21~29 11			9/22 10/10 9 10					2/20 3/15 9 15		4/19 4/30 12			66	2.20
5	コミュニティ分析／パイロット活動支援2（コミュニティ・郡連携強化）	東谷　あかね	アイ・シー・ネット	3	計画		5	5									20			9 10		14		17		7				77	2.56
					隔離期間(直人費対象)																									0	0.00
					実績		5	5									6/10 6/29 20			9/22 10/10 9 10		11/12 11/25 14				3/12 3/24 13	4/19 4/30 12			78	2.60
6	コミュニティ分析／パイロット活動支援3（コミュニティ・郡連携強化）	山田　純	アイ・シー・ネット	3	計画		0	0																						0	0.00
					隔離期間(直人費対象)																									0	0.00
					実績		0	0																						0	0.00
7	ドナー分析	本田　俊一郎	アイ・シー・ネット	3	計画		2	2										8 3								14				25	0.83
					隔離期間(直人費対象)													7/17,18,22~25 6												6	0.20
					実績		2	2										7/15~16,28~31 8	8/3 3								4/23 4/30 8			19	0.63
8	プラットフォーム連携	及川　有希子	ACE	4	計画		0	0																						0	0.00
					隔離期間(直人費対象)																									0	0.00
					実績		0	0																						0	0.00
9	パイロット活動支援（研修）	ハリソン　光理（前任）	アイ・シー・ネット	6	計画		0	0																						0	0.00
					隔離期間(直人費対象)																									0	0.00
					実績		0	0																						0	0.00
10	パイロット活動支援（研修）	山田　純（後任）	アイ・シー・ネット	6	計画		1	1									20													20	0.66
					隔離期間(直人費対象)																									0	0.00
					実績		1	1									6/10 6/29 20													20	0.66
					実績合計		17																								

現地業務小計	計画	255	8.47
	実績	248	8.26
現地業務小計	計画		
	実績		
現地業務小計	計画		
	実績		
現地業務小計	計画		
	実績		
現地業務小計	計画		
	実績		

2. 国内業務

	担当業務	氏名	所属先	格付		渡航回数	渡航回数	渡航回数	2020年 10	11	12	2021年 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2022年 1	2	3	4	5	6	合計 国内	MM
1	業務主任者／児童労働政策分析	尾上（岩附）由香	ACE	3	計画	—	—	—	2	3	3	3	2	3	3	6	3	10	2	1	1	2	3		3	3	2.6			61.60	3.08
					実績(国内)	—	—	—	10/27,30 2	11/6,9,19,24,27 5	12/2,11,19 3	1/6,8,26 3	2/3,26 2	3/1,5,26 3	4/1,2,5,7,16,20,29 7	5/10,12,13,14,19,21 6	6/10,18,30 3	7/3,13,14,20,20,26,27,28,29 10	8/6,25 2	9/2 1	10/18 1	11/16 1		1/11 1	2/7 1	3/22 1	4/6, 20 2	5/2,16,18,20,25 4.8	6/20,21 2		60.80	3.04
					実績(国外)	—	—	—																						0.00	0.00
2	副業務主任者／児童労働政策分析／CLFZ分析	馬場（白木）朋子	ACE	3	計画	—	—	—	2	3	4	5	4	3	3	3	1	3	2	2	1	4	4		4	2	2	4.9		58.90	2.94
					実績(国内)	—	—	—	10/22,30 2	11/9,17,24,26,27 3	12/2,4,15,18,6,19,23,4,22,23 4	1/6,14,19,26,29 3	2/10,16,17,24 4	3/9,11,26 3	4/6,23,29 3	5/10,14,19 3	6/4 1	7/6,7,30 3	8/16~17 2	9/15,16 2	10/22 1	11/1 1	12/7, 23 2	1/19,24,31 3	2/3,9,10,11 4	3/22 1	4/6, 18,21 3	5/10,19,23,31 3.3	6/20,21,22,23 4		59.30	2.97
					実績(国外)	—	—	—																						0.00	0.00
3	コミュニティ分析／パイロット活動支援1（コミュニティ組織化）	近藤　光 ※ダイバーシティ枠	ACE	3	計画	—	—	—	3	7	4	6	4	6	6	4	4	2	1.9	1		1.5	1.5	1.2						53.10	2.65
					実績(国内)	—	—	—	10/19,27, 30 3	11/4,6,9,10,19,24,27 7	12/2,11,17,21 4	1/5,6,8,12,18,21 6	2/16,17,22,24 4	3/2,8,16,18,26,30 6	4/5,8,21,23,27,28 6	5/17,27,28,31 4	6/4 7,24 25 4	7/14,27 2	8/19, 20 1.9	9/28 1		11/17,18 1.5	12/15,20 1.5	1/11 1							52.90	2.65
					実績(国外)	—	—	—																						0.00	0.00
4	コミュニティ分析／パイロット活動支援1（コミュニティ組織化）	赤堀　友希 ※ダイバーシティ枠	ACE	3	計画	—	—	—													1	1.5	1.5	1	2	1.5	1	9.19		18.69	0.93
					実績(国内)	—	—	—													10/18 1	11/16,17 1.5	12/6, 7 1.5	1/19,20 2	2/4,7,10 3	3/24,30,31 3.0	4/12,14,15,18 3.7	5/17,20,23,24,26 4.1		19.80	0.99
					実績(国外)	—	—	—																						0.00	0.00
5	コミュニティ分析／パイロット活動支援2（コミュニティ・郡連携強化）	東谷　あかね	アイ・シー・ネット	3	計画	—	—	—	2	7	4	5	5	10	5	5	4	4	1.8	2		3			2	2	1	1		63.80	3.20
					実績(国内)	—	—	—	10/26,30 2	11/5,6,9,24~27 7	12/2,8,11,14 4	1/14,25~28 5	2/5,10,16,17,24 5	3/1,3,8,10,16,23~28,30 10	4/6,15,20,23,29 5	5/11,12,21/27,28 5	6/1,3,4,8 4	7/6,7,8,28 4	8/16,17 1.8	9/2,8 2							3/11 1	4/15, 18 2	5/27, 30 2	6/20,21,22,23 3.4	63.20	3.16
					実績(国外)	—	—	—																						0.00	0.00
6	コミュニティ分析／パイロット活動支援3（コミュニティ・郡連携強化）	山田　純	アイ・シー・ネット	3	計画	—	—	—														5	5	4	1	1		3		19.00	0.95
					実績(国内)	—	—	—																			4/15,18,19,20 4	5/24,25,26,27,30,31 6	6/13~17,20~23 9		19.00	0.95
					実績(国外)	—	—	—																						0.00	0.00
7	ドナー分析	本田　俊一郎	アイ・シー・ネット	3	計画	—	—	—	2	12	6	7	5	10	4	4	5	3	2	1		2	1	1	1	1	1	1		69.00	3.45
					実績(国内)	—	—	—	10/26,30 2	11/4~26 12	12/15,19,21,22 6	1/20,21,25~29 2	2/16,17,19,24,26 2	3/1,5,8,10,11,22~26 10	4/5,14,15,23 4	5/10,13,14,28 4	6/2,7,14,16,17 5	7/8,12,13 3	8/6,25 2	9/17 1				1/26 1			4/12,15,16,18,20 5	5/18, 20, 25,27,30,31 6		73.00	3.65
					実績(国外)	—	—	—																						0.00	0.00
8	プラットフォーム連携	及川　有希子	ACE	4	計画	—	—	—	2	4	1	2	2	2	2	2	1	2		3	2	2	1	2	2	2		3		37.00	1.85
					実績(国内)	—	—	—	10/27,30 2	11/9,17,24,27 4	12/11 1	1/19,26 2	2/10,24 2	3/9,31 2	4/26,30 2	5/21,28 2	6/16 1	7/6,7/30 2		9/15,21,24 3	10/18 2	11/1, 22 2	12/15 1	1/26 1	2/4, 2/16 2	3/8,3/24,3/31 3	4/18,26 2	5/18 1		37.00	1.85
					実績(国外)	—	—	—																						0.00	0.00
9	パイロット活動支援（研修）	ハリソン　光理（前任）	アイ・シー・ネット	6	計画	—	—	—	2	7	2	9	9	5	3	10	3													50.00	2.50
					実績(国内)	—	—	—	10/27,30 2	11/9~13,16,30 7	12/1,8 2	1/9,12,21,18,20,21,25,26,28 9	2/1,3,4,5,8,16,17,19,24 9	3/16,18,24,26,30 5	4/8,9,12 3	5/6,7,12~14,24~28 10	6/7~9 3													50.00	2.50
					実績(国外)	—	—	—																						0.00	0.00
10	パイロット活動支援（研修）	山田　純（後任）	アイ・シー・ネット	6	計画	—	—	—										5	3.3	4	2		1	1		1	1.0	3.8		23.10	1.15
					実績(国内)	—	—	—										7/14,27,28,29,30 5	8/6,10,30,31 3.3	9/2,8,17,21 4	10/4,11 2		12/22 1	1/11 1	2/17 1	3/25 1	4/22 1	5/31 1	6/27,28,29 2.6	22.90	1.15
					実績(国外)	—	—	—																						0.00	0.00

国内業務小計	計画	454.19	22.70
	実績	457.90	22.91

合計	計画	709.19	31.17
	実績	705.90	31.17

添付資料 3

CLFZ 指標と
関連する政府プログラム

添付資料3 CLFZ指標と関連する政府プログラム

CLFZ indicators and other relevant government programs and structures			Action # in NPA2	MELR	MoGCSP	MoE	GES	CEA	COTVET	MLGRD	LGS	NDPC	MOFA	MoFAD	MoH	MoCTA	NCCE	CHRAJ	MC	RCC	MMDA
#	CLFZ Indicator	Relevant policies, programs, structures, etc																			
A1 A2	Regular awareness raising	Normal routine civic education outreaches by National Commission on Civic Education (NCCE)	1.1.1.3. 1.6.5.1.														●				
		National campaign on child labour by Human Rights and Administrative Justice (CHRAJ)	1.1.1.4.															●			
		Sensitization on education (Ministry of Education: MoE)	1.3.2.1.			●															
		School Attendance and Retention Drive (SARD) (Ghana Education Service: GES)	1.3.2.2				●														
		Sensitization and training of local leaders on child labour monitoring (Ministry of Fisheries and Aquaculture Development: MOFAD)	1.5.1.4.											●							
		Child labour sensitization and the prevention and withdrawal of children from galamsey (Minerals Commission)	1.5.3.2.																●		
B1	Community regulation on child protection (including child labour)	Children's Act	-		●						●										
C1	Community register	Ghana Child Labour Monitoring System: GCLMS (MELR)	4.3.1.1	●																	
		Comprehensive National Hazardous Activity Framework (HAF) (MELR)		●																	
		National Social Protection Strategy (NSPS) (Proxy-Means test questionnaire) (MoGCSP)			●																
		Ghana National Household Registry: system to establish a single national household register from which social protection programs will select their beneficiaries in Ghana.(MoGCSP)	-		●																
C2	Functional CCPC	Ghana Child Labour Monitoring System: GCLMS (MELR)	4.3.2.2	●																	

添付資料3 CLFZ指標と関連する政府プログラム

CLFZ indicators and other relevant government programs and structures			Action # in NPA2	MELR	MoGCSP	MoE	GES	CEA	COTVET	MLGRD	LGS	NDPC	MOFA	MoFAD	MoH	MoCTA	NCCE	CHRAJ	MC	RCC	MMDA
C3	Functional SMC/PTA	Ghana Child Labour Monitoring System: GCLMS (MELR)	-	●																	
		Training of SMC and community leaders (GES)	1.3.3.4.				●														
		Capitation grant (GES)	1.3.3.7.				●														
C4	School monitoring by CCPC	Ghana Child Labour Monitoring System: GCLMS (MELR)	-	●																	
C5	Workplaces monitoring by CCPC	Ghana Child Labour Monitoring System: GCLMS (MELR)	-	●																	
C6	Training of CCPC	Ghana Child Labour Monitoring System: GCLMS (MELR)	-	●																	
C7 C8	Community Action Plan (CAP)	Development of Action Plan (National Development Planning Commission: NDPC? and Coordinating and Planning Unit of District Assembly?)	4.1.1.2								●	●								●	●
		Training programmes for Assemblymen and Unit Committee members (District Planning and Coordinating Unit (DPCU) National Development Planning Commission (NDPC) ?)	3.4.1.1.								●	●									●
D1	Referral systems for affected children	Child and Family Welfare Policy (MoGCSP) Inter-Sectoral SOPs for Child Protection (MoGCSP)	-		●																
		District-wide education programme to inform and sensitize local communities on the various social protection services (MMDA, LGS?)	3.2.3.1.								●										●
		School feeding program (MoGCSP)	-		●																
		Support for vulnerable children in formal education: provision of bicycle and other effective forms of transportation, and provision of school uniforms, sandals, text books and exercise books (MMDA, LGS?)	3.2.2.2 3.2.2.3								●										●
		Alternative forms of education, including transitional programmes to mainstream out-of-school children (CEA)	1.3.3.6.					●													

添付資料3 CLFZ指標と関連する政府プログラム

CLFZ indicators and other relevant government programs and structures				Action # in NPA2	MELR	MoGCSP	MoE	GES	CEA	COTVET	MLGRD	LGS	NDPC	MOFA	MoFAD	MoH	MoCTA	NCCE	CHRAJ	MC	RCC	MMDA
D2 (D3) (D4)	Effective and sustainable remediation package (Monitoring of benefited children and parents/guardians)	Vocational Training	Basic training for young adults (e.g. 15-17) and young parents and workers whose children are in or at risk of child labour (The National Youth Employment Agency:YEA of MELR)	1.8.1.1.	●																	
			FCUBE for vocational and technical education for all children.	1.3.1.4.			●															
			National Apprenticeship Programme Development of vocational training centre in districts (Council for Technical and Vocational Education: COTVET)	1.3.2.6.						●		●										●
			Youth in agriculture programme (Ministry of Food and Agriculture: MOFA)	1.3.3.8.										●								
			Enhance employment for young people in deprived areas along the Volta Lake who are affected by child labour (Ministry of Fisheries and Aquaculture Development: MoFAD)	1.8.1.7.											●							
			Vocational counselling and apprenticeship/master craftsman training (MMDA)	3.2.2.4								●										●
			Rural Enterprises Programme (REP) (National Board for Small-Scale Industries: NBSSI →Department of Trade and Industry?)	3.2.3.2.								●										●
		Social protection services for vulnerable children and families including girls trapped in WFCL (including LEAP) (MoGCSP)		1.7.1.2. 1.7.1.4.		●																●
		Support mining families with economic empowerment programmes (National policy on ASGM) (Minerals Commission)		1.5.3.2.																●		
		National Health Insurance Scheme (NHIS) - exemption from paying fees by vulnerable families		1.7.1.5.												●						
D3 D4	Monitoring of benefited children and parents/guardians	Monitoring system of LEAP beneficiaries (MoGCSP)		3.1.1.3		●															●	
		School mapping Ministry of Education (MoE, MLGRD, LGS, MMDAs)		1.3.1.1.			●	●			●	●										●

添付資料3 CLFZ指標と関連する政府プログラム

CLFZ indicators and other relevant government programs and structures			Action # in NPA2	MELR	MoGCSP	MoE	GES	CEA	COTVET	MLGRD	LGS	NDPC	MOFA	MoFAD	MoH	MoCTA	NCCE	CHRAJ	MC	RCC	MMDA
E1 E2	Average distance to school, School infrastructure (school building, classrooms, school furniture, TLMs, playing ground, etc)	Construction of school buildings and measures on community development : teacher accommodation, electricity, water, other learning and teaching facilities to deprived communities where child labour is endemic (MoLGRD, LGS)	1.3.1.2. 3.2.2.1				●			●	●										●
		Policy of attaching kindergartens to all primary schools (GES)	1.3.3.5.				●														●
		Measures on schools (MoE, GES): Capitation grant, FCUBE	1.3.1.4.			●	●														
E3	Teacher allocation	Teacher rationalization programme (Ghana National Association of Teachers: GNAT)	1.3.3.3.				●														
E4 E5	Enrolment rate and Attendance rate	Registering data at school level (GES)	-				●														●
		Education report (GES and RCC)	3.1.1.3																	●	
F1	District bye-law on child protection including child labour	Children's Act	-		●						●									●	●
		Mainstreaming child protection measures into core policy arrangements by the Ministry of Chieftaincy and Traditional Affairs in collaboration with traditional leaders (through their respective Houses of Chiefs) .	1.1.1.8.								●					●				●	●
F2	Functional Social Service Sub-Committee	Capacity building of SSsC under the provision of L.I.1705 (LGS?)	1.6.1.2. 3.2.1.1 3.2.1.2 3.2.1.3								●										●
	Functional MMDA line agencies (Labour Dept, Dept of Social	Sensitization on child labour (NCCE and ISD)	1.1.1.3. 1.6.5.1.								●						●				●
		Sensitization and monitoring of child labour (CHRAJ)	1.1.1.4.								●							●			●
		Labour inspections for informal sector by labour officers (DLO)	3.2.1.1 3.2.1.7								●										●
		Child labour monitoring through agricultural extension officers (Agriculture Extension Service Department: AESD of MOFA)	3.2.1.1 3.2.1.10								●		●								●
		Monitoring and prevention of child labour through Livestock Development Policy (LDP) and Ghana Commercial Agriculture Project (GCAP) (MOFA)	3.2.1.11 3.2.1.12								●		●								●

添付資料3 CLFZ指標と関連する政府プログラム

CLFZ indicators and other relevant government programs and structures			Action # in NPA2	MELR	MoGCSP	MoE	GES	CEA	COTVET	MLGRD	LGS	NDPC	MOFA	MoFAD	MoH	MoCTA	NCCE	CHRAJ	MC	RCC	MMDA
F3	Development, CHRAJ, NCCE, ISD, etc) (*Provisions under L.I. 1705.)	Training of local leaders on child labour monitoring in fishery (Ministry of Fisheries and Aquaculture Development: MOFAD)	3.2.1.1 3.2.1.14								●			●							●
		Provision of education measures (DEO)	1.3.1.4.								●										●
		Provision of social services to vulnerable children and families by (Department of Social Welfare)	1.7.1.2. 1.7.1.4.								●										●
		Provision of community development measures (Department of Social Development)	3.2.1.1 3.2.1.5								●										●
		Provision of health services to vulnerable children and families (Department of Health)	-								●										●
		Provision of security services by police and court	-								●										●
		Periodic joint monitoring programmes and regional conferences on child labour	3.2.1.1 3.2.1.6								●									●	
F4 F5	MMDA-level annual plan and budget on child labour	Regional strategy for enhancing the welfare of children in the Region (Regional Coordinating Councils: RCCs)	3.2.1.1 3.2.1.15								●									●	●

添付資料3 CLFZ指標と関連する政府プログラム

MELR: Ministry of Employment and Labour Relations MOGCSP: Ministry of Gender, Children and Social Protection MOE: Ministry of Education GES: Ghana Education Service CEA: Complementary Education Agency COTVET: Council for Technical and Vocational Education MLGRD: Ministry of Local Government and Rural Development LGS: Local Government Service NDPC: National Development Planning Commission	MOFA: Ministry of Food and Agriculture MOFAD: Ministry of Fisheries and Aquaculture Development MoH: Ministry of Health MoCTA: Ministry of Chieftaincy and Traditional Affairs NCCE: CHRAJ: MC: Minerals Commission RCC: Regional Coordinating Council MMDA: Metropolitan, Municipal and District Assembly
Child labour sensitization by other institutions under NPA2: Trades Union Congress of Ghana (TUC-GH) ,Ghana National Association of Teachers (GNAT) ,General Agricultural Workers Union (GAWU), Ghana Employers Association (GEA) , Ghana Broadcasting Corporation (GBC), Ghana Journalist Association (GJA), Network of Social Mobilization Partners Against Child Labour (SOMOPAC) ,Ghana NGO Coalition on the Rights of the Child (GNCRC) ,Ghana Pentecostal and Charismatic Council (GPCC) , Christian Council of Ghana, National Leadership of the Catholic Church, Federation of Muslim Councils (FMC), etc.	

添付資料 4

持続可能なカカオに関する
プラットフォームの
基礎情報

持続可能なカカオに関するプラットフォームの基礎情報

	ドイツ	スイス	ベルギー	オランダ
プラットフォーム名称	German Initiative on Sustainable Cocoa	Swiss Platform for Sustainable Cocoa	Belgian platform Beyond Chocolate	Dutch Initiative on Sustainable Cocoa
日本語名称	ドイツ・サステイナブル・カカオ・イニシアチブ	スイス・サステイナブル・カカオ・プラットフォーム	ベルギー・プラットフォーム・ビヨンド・チョコレート	オランダ・サステイナブル・カカオ・イニシアチブ
略称	GISCO	SWISSCO	BISCO	DISCO
設立	2012年6月	2018年1月	2018年12月	2020年8月
URL	https://www.kakaoforum.de/en/about-us/german-initiative-on-sustainable-cocoa/	https://www.kakaoplattform.ch/	https://www.idhsustainabletrade.com/initiative/beyondchocolate/	https://www.idhsustainabletrade.com/initiative/dutch-initiative-on-sustainable-cocoa-disco/
政府の関与	食糧・農業省、経済開発協力省がプラットフォームの前身であるネットワーク機構の設立を経済面でサポート。経済開発協力省は、サプライチェーンをサステナブルにすることに意欲的で、カカオ産業で多くのプロジェクトを実施。	経済省がプラットフォーム設立に関与。	協力省、外務省、持続可能な開発省が関与し、企業が競争関係を超えて連携することを開発協力大臣が推進し、プラットフォーム設立へ。	ベルギーほど強くはないが、農業・自然・食品省がイニシアチブを取った。外務省、企業庁も関与。
設立背景	カカオ産業のサステナブル化を図り、生産国を含むセクターを超えた綿密な協働によるコレクティブインパクトを生み出すために発足。	2012年に、共同作業によるカカオバリューチェーンのサステナブル化を目指すグローバルアジェンダの実行策の一環として、スイス国内でのマルチステークホルダー連携が求められた。政府、ビジネスセクター、CSOsによりSWISSCOの目標、活動内容、組織体制のコンセプト設計が行われたのち発足。	設立前の2018年に、カカオ産業における人権と環境課題が浮き彫りになり業界へ啓発、政治的アジェンダにあげられた。	オランダで消費される全てのチョコレートを2025年までに持続可能なものにする目標を掲げるが、国内で製造されるチョコレートの25%しか国内消費されておらず、新しいロードマップが必要となった。また、カカオセクターに関する問題の解決には認証アプローチでは限界があるということを実感。
運営方法	事務局：GIZ ボードメンバー：各会員セクターから2名ずつ選出された人員で構成。各ボードメンバーは投票権を平等に持つ。 意思決定：年次総会	事務局：経済省 ボードメンバー：産業セクターから2名、その他の会員セクターからは1名ずつ選出された人員で構成。経済省はオブザーバーとして関与。 意思決定：年次総会	事務局：IDH 運営委員会：各会員セクターから1名ずつ選出されたメンバーで構成。	事務局：IDH 運営委員会：各会員セクターから1名ずつ選出された人員で構成。年次総会で任命。任期は2年または4年で、運営委員会の半数は2年に1度交代。
運営資金と財源	会員費の合計50万ユーロで運営。企業セクターは、年間売り上げに応じた会員費を設定。非営利団体は無料。	年間会員費の合計3500万スイスフランで運営。そのうち800万スイスフランは経済省による資金提供。 政府機関以外は年会費を払う。金額は毎年セクターごとに定めている。	政府による200万ユーロの資金提供により運営。この資金によるプラットフォーム運営で、官民からの400万ユーロの投資を動員。	会員費の合計6.5万～7.5万ユーロで会議、コミュニケーション、モニタリング、運営委員会の議長にかかる費用をカバー。企業セクターは、年間売り上げに応じた会員費を設定。非営利団体は無料。残りの費用をIDHが負担（DISCOスタッフの人権費含む）。プロジェクトの費用は別途政府やその他の助成金から要資金調達。
プラットフォーム会員の構成	78団体（政府機関、チョコレートメーカー、小売業、学術・研究機関、市民社会組織、労働連盟、投資機関、認証機関、カカオ関連ネットワーク（ICCO, CCC, WCF)	69団体（政府機関、チョコレートメーカー、小売業、学術・研究機関、CSO、認証機関）	60団体（政府機関、チョコレートメーカー、小売業、学術・研究機関、市民社会組織、労働連盟、投資機関、認証機関、港）	38団体（政府機関、商社・加工業者、大規模メーカー、小売業、学術・研究機関、CSO、認証機関）
参加状況	最初の2年はネットワーク機構として発足、3年目以降は会費を徴収し、具体的なプロジェクトを進める活動方針に変更。切り替え時に多少の会員の入れ替わりはあったが、現在国内チョコレート市場の80%をカバーする関係者が参加。中小企業の巻き込みに今後注力。	主要なメーカー、小売はほぼ全て参加。協働を前提に、全会員がアクティブな状態。	国内チョコレート市場の95%をカバーする関係者が参加。設立前に、関与させたいアクターのマッピング作成、事務局による各アクターとのステークホルダーダイアログを100回実施、政治家へのアドボカシーを実施。	国内チョコレート市場の重要なプレイヤーはほぼ全て参加。設立前に各セクターの役割を細かく議論し、それを元にロードマップを作成。各分科会とも、全ての会員セクターから最低1団体は参加し、知識を共有。一歩先の活動をする企業の取り組み加速のみならず、取り組みができていない企業によってプラットフォーム全体の取り組みが後退しないように留意。
児童労働に対するコミットメントやビジョン、活動内容の詳細	・児童労働をなくすための指標やモニタリングシステムを分科会で開発 ・企業が自社のリソースだけでは問題解決できないことを踏まえ、メンバー会員が自社の取り組みを考える際に参照できるガイドラインを作成 ・リスク評価方法を提示し、中小企業も人権デュー・デリジェンスに取り組めるよう分科会を設置。（これはGISCOではなく、ドイツ政府から資金面の支援がある） ・2025年までに、会員組織のプロジェクトによって介入のあった全ての家庭で、児童労働の予防・モニタリング・改善策が実行される。 ・EUレベルでの人権DD法の議論の促進を後押し。	・生産国で活動し、児童労働の事例に関わる全ての会員は児童労働撤廃と若者の視点の向上に努める。 ・小規模農家の経済的ショックに対するレジリエンス強化 ・質の高い教育、ヘルスケア、清潔な水や衛生設備などの基本的な行政サービスへのアクセス向上 ・子どもの権利や児童労働に伴うリスクに関する啓発や、児童労働監視・是正システム（CMLRS）の導入 ・上記の活動を拡大するための政策や戦略の策定を通じた、支援可能な環境の促進	・カカオのバリューチェーン上における強制労働と児童労働の撤廃と研修の実施。 ・撤廃目標年は明記していないが、生活維持所得向上に向けた活動とリンク。	・児童労働監視・是正システム（CMLRS）の導入を通して、2025年までに児童労働撤廃を目標に掲げている。 ・会員が生産国と協働し、現地の行政能力の強化と、生産国現地の能力強化と児童労働撤廃に向けたコミュニティのエンパワメントのため会員と生産国の協働を促進。 ・ICIのCLRMSを評価するも、課題の解決には至らないと感じており、新しい方法を模索中。
児童労働の分野でのプラットフォーム連携に関し	・児童労働の分科会は、現在各プラットフォームにも存在しているが、課題が共通しているため、今後ジョイント分科会として統合されていく。 ・スイスが児童労働分科会の事務局を担当。 ・2022年度は、３回の分科会（3/31,7/7,11/3)と１回の勉強会が予定。 ・生産国からの有識者もメンバーに加わる予定。 ・他のISCO関連W分科会（モニタリングなど）や、国レベルのテーマ別ミラーグループとも密接に連携し、取り組みの相乗効果と補完性を確保する。 ・フランスのプラットフォームも他の4カ国と連携していく動きあり。			
トレーサビリティーに関するプラットフォーム連携	・ISCOでトレーサビリティ・テクノロジーがどうあるべきかをケーススタディを元に検討している。（traceabilityのレポート） ・ISCO Working Group on Traceabilityの範囲内で他のプラットフォームと取り組みを連携したものにする予定。 ・現状はブレインストーミングの段階だが、国のインフラとしての情報共有システムの構築を考えている。			
生産国との協力方法	ドイツおよびコートジボワール政府からの資金提供型プロジェクトPro-Planteurプロジェクトを通して、コートジボワールとの関係性を築く。提供資金額は年間500万ユーロ。現在第2期目（2021～2025年）で、プラットフォームの目的達成のためにワークショップも実施。	スイス政府とガーナ政府は、両国の関係強化と、カカオセクターの持続可能性を向上するためのSWISSCO、スイス農業省、COCOBOD間における協働の重要性の理解促進を掲げたMoUを締結。	農家の生活維持所得の格差是正は農家にとって最優先事項。プラットフォーム全体で取り組む姿勢を示す。	2022年2月、Alliance 8.7のpathfinder countryに。 取り組みを強化していく政府による取組み： 1) ビジネスセクターによる取り組み強化に向けたサポート 児童労働撤廃に向け企業によるプログラム立ち上げをサポートする助成金プログラム"Fund to Combat Child Labour"も立ち上げられた。 2) グローバル/ローカルレベルでのマルチステークホルダーダイアログ 3) モニタリング
カカオ生産者の声のプラットフォームへの反映	現在模索中。生産国で活動的な企業が率先。ISCOレベルで生産国との協働を模索。	—	生産国とのダイアログを増やしていきたい意向があり、分科会や、知識共有のための勉強会、外交関係を通して現段階では具体的な方法を模索中。	—
EUデュー・ディリジェンス法以外で、プラットフォームの活動に影響力のある規制[1]	**サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンスに関する法律（2021年3月3日閣議決定、2023年1月1日施行予定）** 対象はドイツに本社があり、連結ベースの従業員が 2023 年時点で 3,000 人以上、2024 年 1 月時点で 1,000 人以上の企業。 ドイツ国内に拠点を置く一定規模以上の企業は、人権侵害及び人権侵害につながる可能性のある環境リスク（土壌・水質・大気の汚染、有害な騒音、過剰な水消費、生計確保に必要な土地・森林・水域の取得・開発・不法な剥奪や立ち退き）に関し、管理体制の確立と責任者の明確化、および定期的なリスク分析の実施が求められるとともに、具体的なリスクが確認された場合には是正措置を講じる義務が課される。	**紛争鉱物・児童労働デュー・ディリジェンスの義務化（2020年制定）** 債務法を改正し、一定規模の企業に対して、DD プロセスを含む非財務情報の開示、ならびに紛争鉱物・児童労働 DD の実施と情報開示を義務付ける。 ＜非財務情報の開示対象と内容＞ 対象：①公益企業、②2 事業年度平均で連結ベースの従業員が 500 名以上のスイス企業、③2 事業年度連続で連結ベースの資産合計が 2,000 万スイスフラン以上、または連結ベースの売上高が 4,000 万スイスフラン以上のスイス企業。 内容：企業の発展、業績、地位及び事業活動の影響を理解するために必要な範囲 □ ビジネスモデルの概要 □ CO2目標を含む環境、社会・従業員、人権尊重、腐敗防止・贈収賄に関する方針。 実施した DD のプロセスを含む。 □ 方針を実現するための措置及び有効性の評価 □ CO2目標を含む環境、社会及び従業員、人権尊重、腐敗防止・贈収賄に関する主 要なリスク及びその管理方法。 □ 非財務的な主要パフォーマンス指標 ＜DD の実施の対象と内容＞ 対象企業：紛争鉱物の加工・流通に関わる、または児童労働に関する十分な疑いのある商 品・サービスを提供するスイス企業。 実施対象分野：紛争鉱物（スズ、タンタル、タングステン、金）と児童労働。	—	**・児童労働注意義務法（2022年1月1日施行予定）** 対象はオランダ市場に製品やサービスを提供・販売する全ての企業で、サプライチェーン上における児童労働の問題を特定し、児童労働を防止するために当該企業が適切なレベルのサプライチェーンにおけるデューディリジェンスを行ったことを示す表明文を提出することを義務付ける。 **・責任ある持続可能な国際事業活動に関する法案**の一部を2023年1月1日に、完全施行は2024年1月1日を目指す。 対象は、オランダまたは海外オランダ領籍の、(1)従業員数250人以上、(2)貸借対照表の総額2,000万ユーロ以上、(3)年間売上高4,000万ユーロ以上の3つの条件のうち2つ以上が当てはまる企業。オランダに籍を置く多国籍のペーパーカンパニーも対象となる。 法律の内容は、デューディリジェンスの対象をサプライチェーン上のより広範な人権への悪影響（奴隷労働、児童労働、不当労働、人身売買、差別、環境被害を含む）とし、そのデューディリジェンスと対策を企業に義務付けるというもの。義務化の実施方法や罰則は児童労働注意義務法とほぼ同様だが、毎年の声明を義務付け、違反した場合には罰金や役員の懲役などを含む。 https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/4da35ef96cb39f14.html
民間セクターの活動を活性化、支援する公的機関の介入に関し	マッチングファンドを運用し、特に中小企業の民間プロジェクトを支援。政府がプロジェクト資金の50%（上限あり）を負担する。 2020年実績：65万ユーロ、4プロジェクト 2021年計画：50万ユーロ、4プロジェクト	2018-2022にバリューチェーン上の１４のプロジェクトにマッチングファンドが適用。政府（経済省）の金額負担は５０％以下。	マッチングファンドの実施。	会員企業に大企業が多いため財政面での支援ニーズが低く、資金提供型のマッチングファンドの実施はなし。 政府に対しては生産国との関係強化へのニーズの方が高い。
今後の流れ	・プラットフォームによる活動効果を上げるために、共通の課題解決の効率化と効果を上げるために、MOUを締結。2023年の夏に新たなMOUが締結される予定。 ・合同プラットフォームISCOとして次の5つの項目を共通課題として認識し、分科会も合同のものを立ち上げる（農家とその家族の生活維持所得、カカオ産業に関連する森林破壊と持続可能な森林再生、バリューチェーン上の児童労働と強制労働の撤廃、カカオバリューチェーンの透明性向上、モニタリング＆評価）、フランスも参加の方向 ・イギリスで同様のプラットフォーム構築の必要性と機械分析調査を開始			

出所：文献調査やヒアリング等で取集した情報を元に調査団が作成

[1]環境省（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）　「環境デュー・ディリジェンス関連の海外法規制やガイダンスに関する最新動向」令和３年３月

添付資料 5

コミュニティデータ収集
報告書

Results of Preliminary Community Data Collection in the Target Areas

1. Target areas of pilot activities

① **Bibiani-Anhwiaso-Bekwai Municipality (Western North Region)**

② **Atwima Mponua District (Ashanti Region)**

2. Purpose of Data Collection

- To capture the current status of the condition of Child Labour Freezone (CLFZ) in each community in the pilot districts
- To select target communities to carry out the pilot activities in each pilot district

3. Method of Data Collection

Based on the CLFZ Protocols and Guidelines, 12 basic indicators among 36 comprehensive indicators were selected to identify the data to be collected in the communities.

1. Regular awareness raising activities	7. Referral system
2. Community regulations	8. Remediation package
3. Community register	9. SMC/PTA
4. Establishment of CCPC	10. School infrastructure and facilities
5. CCPC training	11. Teacher allocation for primary
6. Community Action Plans	12. Teacher allocation and JHS

- Information on the current situation of each community relevant to the above-mentioned 12 basic indicators of CLFZ was collected using the simple questionnaire format. (The questionnaire format is attached at the end of this paper.)
- Among the total number of communities in each municipality and district, the epi-centre communities which has common facilities, such as primary school, shared among surrounding small communities were selected as the target communities for the data collection.
- The team consists of the staff of municipal/district line agencies and the JICA's local field consultants visited the target communities and collected information from the key informants at the community, mainly traditional chief and opinion leaders, members of committees, school headmaster and teachers.

- Information collected from the communities were scored and entered into the excel file for aggregation.
- The status of each community was scored on a 24-point scale, with two points given when implemented (or maintained), one point in partially implemented, and 0 points if not implemented at all.
- Each community was given the grades based on the scores. The final grading criteria as set out in the CLFZ guidelines (on page 10) were tentatively adopted for grading.

Grading of communities for preliminary community data collection

Grade	%	Points
A	90%↑	21-24
B	80-89%	19-20
C	70-79%	16-18
D	69%↓	13-15
E		10-12
F		0-9

4. Limitations

Analysis and grading were done based on data and information which were collected only through the interview with the key informants at the community level. So, some of the data and information might be insufficient or even not correct. If the additional data and information would be collected, the grading could be changed.

5. Results and Findings

The aggregate found that communities that met the 70% or higher criteria required for CLFZ declaration were significantly lower at 33% in AMDA and 14% in BABMA (see table below). In addition, because the majority of communities are lower than Grade C, they were then further subdivided into Grades D, E, and F. An integrated analysis of additional information collected from external support organizations (NGOs, cocoa sector partners, etc.) also found that almost all communities classified as Grade A through C received some form of external support. While some communities in Grade D also received external support, many E and F-Grade communities did not receive any external support; how they then reach out to communities with limited interventions will be key to the future development of CLFZs.

【Atwima Mponua District (AMDA) 】

Grade	%	Points	No.	%	
A	90%↑	21-24	7	6%	33%
B	80-89%	19-20	12	11%	
C	70-79%	16-18	18	16%	
D	69%↓ (+External Assistance)	13-15	34 (13)	31% (12%)	31%
E		10-12	19	17%	35%
F		0-9	20	18%	
		Total	110	-	-

【Bibiani-Anhwiaso-Bekwai Municipality (BABMA)】

Grade	%	Points	No.	%	
A	90%↑	21-24	2	2%	14%
B	80-89%	19-20	4	5%	
C	70-79%	16-18	6	7%	
D	69%↓ (+External Assistance)	13-15	26 (3)	32% (%)	70%
E		10-12	31	38%	
F		0-9	13	16%	16%
		Total	82	100%	

In addition, the results of the classification of grades for AMDA and BABMA are shown in the table on the next page. Tano Dumase Area Council in the AMDA, wherein ACE and CRADA conducted the SMILE Ghana project, have a relatively high grade, while more than half of the communities in Kuffour Camp and Serso Timpom are classified as Grade C or better (=placed above in the grade scale), while more than 70% of Agogoso's communities are below D, and more than 30% of Mpasastia's communities are in Grade F. In the BABMA, there are a few communities that are graded in Grade A–C, including communities such as Bibiani and Awaso that belong to Grade D or lower, with the data showing that there are many issues to be addressed for declaring CLFZs as district/municipal basis.

【Atwima Mponua District (AMDA)】

Area Council	# of communities	A-C	D	E	F
Nyinahin	4	25%	50%	25%	-
Adobewura	7	14%	43%	14%	28%
Anyinamso	15	33.3%	27%	20%	20%
Agogoso	7	14.3%	71%	14%	-
Otaakrom	9	16.6%	44%	0%	25%
Kuffour Camp	11	54.5%	27%	18%	-
Tano Dumase	8	87.5%	13%	0%	-
Bayerebon	7	42.9%	14%	14%	28.5%
Mpasastia	6	16.7%	17%	33%	33.3%
Serso Timpom	9	57.1%	22%	11%	14.3%
Akonkye	13	23%	23%	38%	15.4%
Wansamire	14	21.4%	36%	14%	28.6%

【Bibiani-Anhwiaso-Bekwai Municipality (BABMA)】

Area Council	# of communities	A-C	D	E	F
Bibiani	10	-	40%	50%	10%
Ahniwaso	14	14%	29%	43%	29%
Asawinso	8	13%	25%	50%	25%
Awaso	5	-	20%	60%	20%
Bekwai	14	14%	36%	36%	29%
Humjibre	3	33%	33%	33%	-
Lineso	9	11%	44%	11%	44%
Subri	9	11%	33%	33%	33%
Wenchi	10	40%	20%	30%	50%

In addition, the achievement rate of each indicator is as follows. Deficits refer to items with particularly low achievement rates.

【Atwima Mponua District (AMDA)】

CLFZ Criteria	Yes	CLFZ Criteria	Yes
(A1) Awareness Raising	73%	(D1) Referral System	83%
(B2) Community Regulation	**9%**	(D2) Remediation Package	89%
(C1) Community Register	**4%**	(C3) SMC/PTA	68%
(C2) CCPC	**22%**	**(E1+2) School Condition**	**14% (67%)**
(C6) CCPC Training	34%	(E3) School Teacher (PS)	55%
(C7) Community Action Plan	**3% (47%)**	(E3) School Teacher (JHS)	26%

【Bibiani-Anhwiaso-Bekwai Municipality (BABMA)】

CLFZ Criteria	Yes	CLFZ Criteria	Yes
(A1) Awareness Raising	63%	(D1) Referral System	99%
(B2) Community Regulation	**5% (43%)**	(D2) Remediation Package	92%
(C1) Community Register	**1%**	(C3) SMC/PTA	55%
(C2) CCPC	19% (12%)	**(E1+2) School Condition**	14% (73%)
(C6) CCPC Training	26%	(E3) School Teacher (PS)	77%
(C7) Community Action Plan	16% (19%)	(E3) School Teacher (JHS)	58%

By clearly setting the indicators according to the guidelines, it was possible to understand the current status of the community level based on common indicators, as well as to identify and compare the current level by score and colour and to determine support needs in order to confirm that it is possible to match and coordinate support.

In addition, by including information on support received from district/municipal line agencies and interventions by external support organizations, it was possible to identify communities that have not received support or interventions, determine what activities and mechanisms should be built for each community to meet the CLFZ requirements, and confirm that it can be used to match and coordinate public services and external interventions necessary for the vulnerable communities (for more information, see the attached data collection survey results list). At present, information on interventions conducted by external organizations has not been fully understood, with information collected during direct interviews with some private companies and organizations (see 3.6 for details), in addition to information that the district/municipal department and agencies has recognized, being continually collected.

6. Mapping

Based on the results of the grading of communities in each target municipality and district,

➢ **All Communities with Grades (Colours): Bibiani Anhwiaso Bekwai Municipality**

Bibiani-Anhiwaso-Bekwai District, Western North Region Map

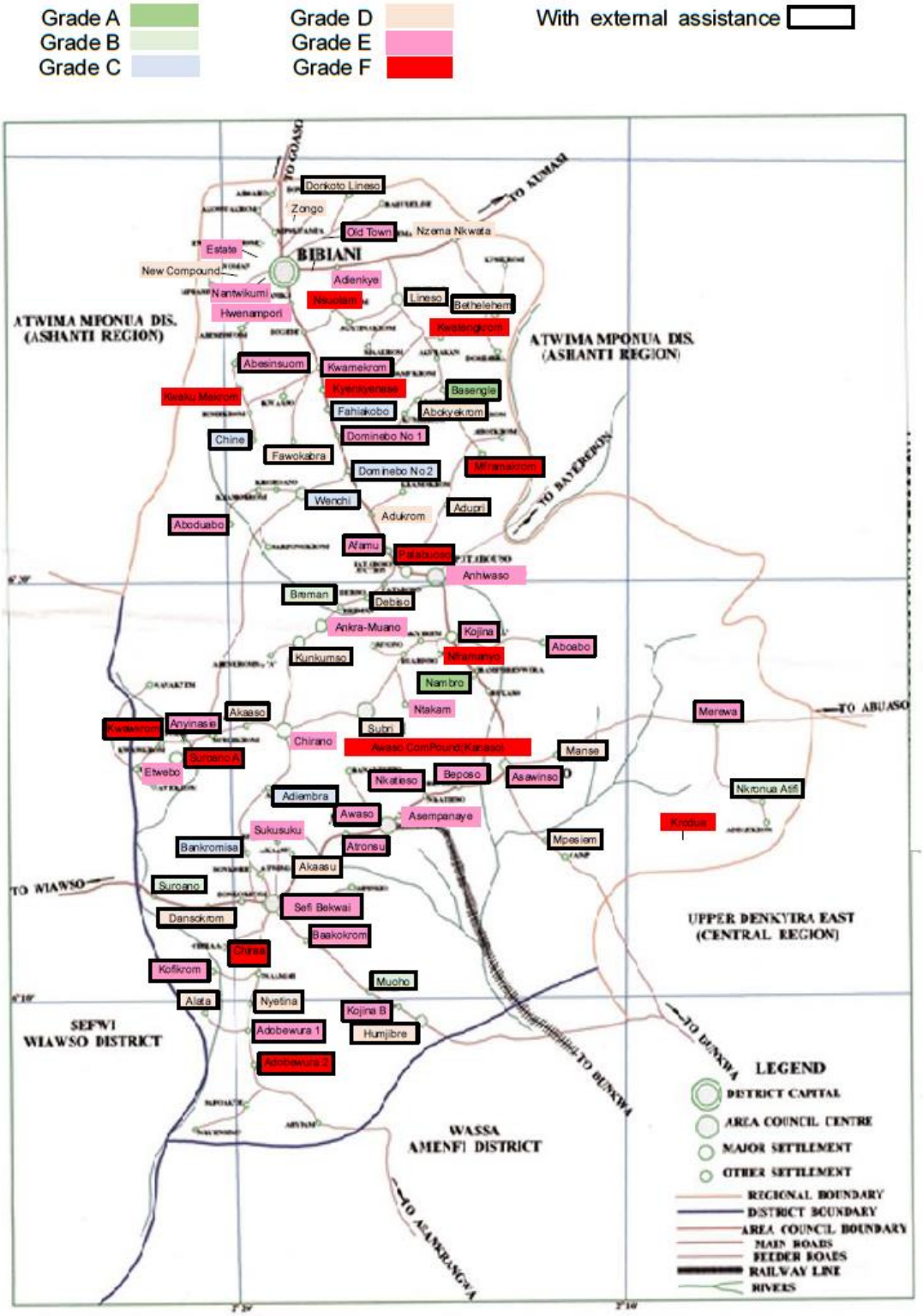

➢ **All Communities with Grades (Colours): Atwima Mponua District**

Atwima-Mponua District, Ashanti Region Map

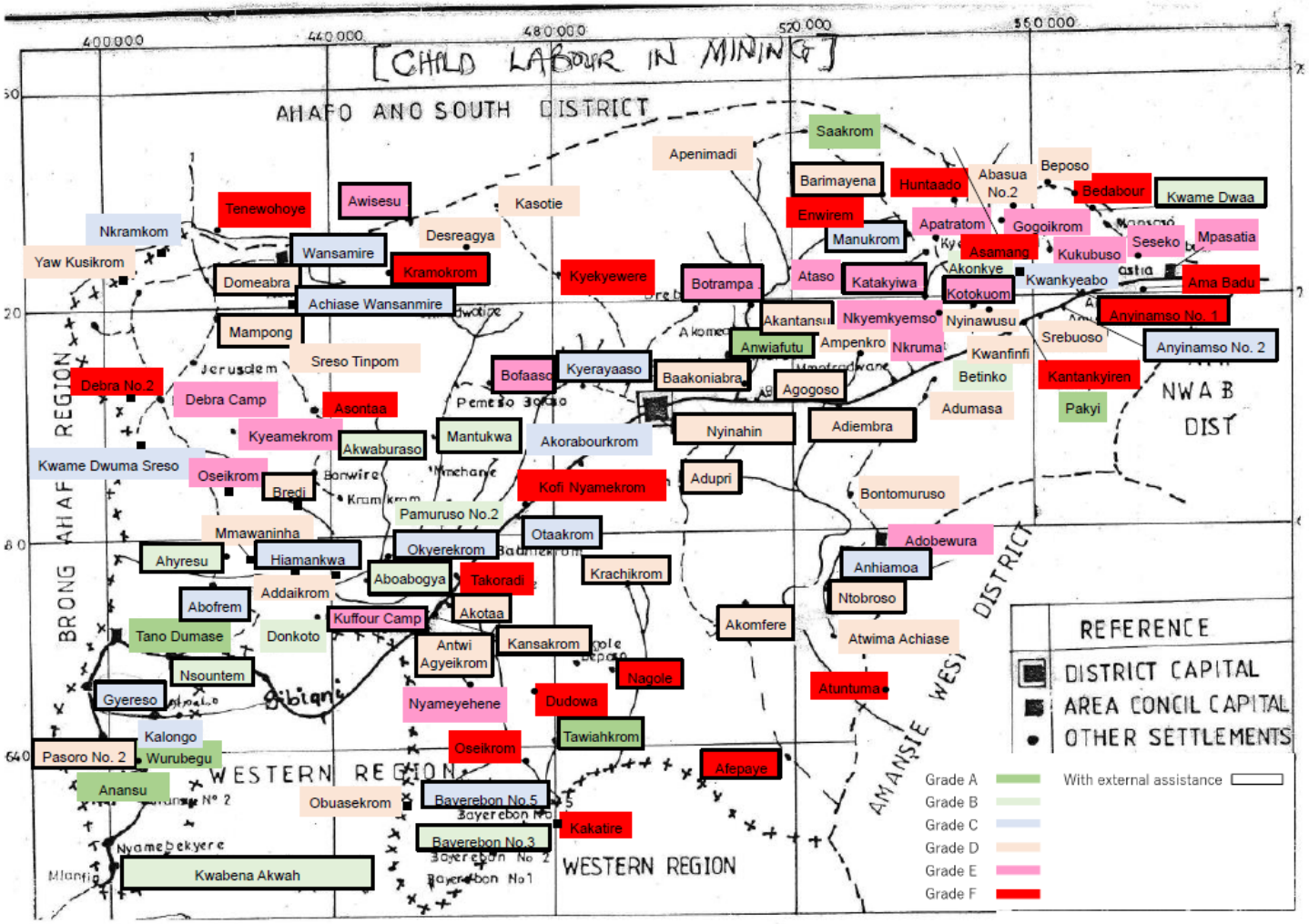

Attachment:

Questionnaire for Community Baseline Survey on CLFZ Indicators

Date	
Name of Surveyer	
Name of Village (Community)	
Sub-Communities	
Name of Area Council	

Name of Respondent(s)				
Name of Village Chief				
Population	Female		Male	
Number of Households				
Number of Children under 18	Girls		Boys	

Q1. Are there regular awareness raising activities on child labour conducted in the community (at least one in a quarter)?

- ☐ Yes (If yes, who conducts the activities?:)
- ☐ No
- ☐ Don't know

Q2. Are there community regulations (in any kind) on child protection?

- ☐ Yes, it is documented (Kindly provide a copy of it.)
- ☐ Yes, but it is NOT documented (Please share the contents of the regulation)

- ☐ No
- ☐ Don't know

Q3. Is there community register system in the community?

- ☐ Yes
- ☐ No
- ☐ Don't know

Q4. Is there a Community Child Protection Committee (CCPC) in the community?

- ☐ Yes (Kindly provide a list of CCPC members.)
- ☐ Yes, but it is not functioning. (Kindly provide a list of CCPC members.)
- ☐ No
- ☐ Don't know

Q5. Do the CCPC members receive any training or technical and logistics support from other stakeholder (e.g. local government, NGOs, etc.)?

- ☐ Yes (If yes, which stakeholder?:)
- ☐ No
- ☐ Don't know

Q6. Is there any community plan contributing to eliminate child labour and/or protection of children's rights?

- ☐ Yes (If yes, what kind of plan? and kindly provide a copy of it.)

- ☐ Yes, but it is NOT documented (Please share the contents of the plan which is related to child labour and child protection)

- ☐ No
- ☐ Don't know

Q7. Is the community accessible to the referral system (police, social welfare, etc) for children affected by child labour, child trafficking or any abuse?

- ☐ Yes (If yes, what type of system?:)
- ☐ No
- ☐ Don't know

Q8. Is there any assistance mechanism/packages for the vulnerable children and families in the community? Eg. Provision of school logistics, support for income generation activities, LEAP, family counseling (including public and private support)

- ☐ Yes (If yes, what type of mechanism/packages provided by whom?:)
- ☐ No
- ☐ Don't know

Q9. Are there both a School Management Committee (SMC) and PTA in place and active for the community school?

- ☐ Yes, both of them
- ☐ Yes, both of them are in place, but not very active
- ☐ No, but one of them is in place and active (kindly identify which: SMC / PTA)
- ☐ No, but one of them is in place but not active (kindly identify which: SMC / PTA)
- ☐ No, neither one is in place
- ☐ Don't know

Q10. How is the condition of community (primary) school?
(Please tick if the sentense applies the situation of the community school)

- ☐ School building is located with in a distance of 3.5-4km from the community epi-center
- ☐ There are separate classrooms for each of the classess
- ☐ School building is well-roofed
- ☐ No School in the community

Q11-1. Is there at least a class teacher for each of the classes in a primary school?

- ☐ Yes (How many teachers?) ☐
- ☐ No (How many teachers?) ☐
- ☐ Don't know

Q11-2. Is there at least a subject teacher for each subject in a JHS?

- ☐ Yes (How many teachers?) ☐
- ☐ No (How many teachers?) ☐
- ☐ Don't know

Q12. How many out-of-school children are in the community?

- ☐ Please provide the number ☐
- ☐ Don't know

Q13. Is there any incidence of child labour or at-risk-children reported within a year?

- ☐ Yes (If yes, what is the number of reported cases?) ☐
- ☐ No
- ☐ Don't know

Preliminary Data Collection at Atwima Mponua District, Ashanti Region (2021)

"Data Collection Survey on Child Labour and Support for Child Labour Free Zone Pilot Activities with a Focus on the Cocoa Sector"

by Japan International Cooperation Agency (JICA)

No.	Area Council	No.	Epi-centre Community	Population		No. of Households	No. of Children under 18		A1	B1	C1	C2	C6	C7	D	D	C3	E1,2	E3	E3	Total Point	Grade	E4	E5	District Initiative								Supports from outside												Supports from outside (collected from DP)						
																									Q1				Q5	Q7	Q8	Q8																				
				Female	Male		Girls	Boys	Q1: Awareness Raising Activity	Q2: Community Regulations	Q3: Community Register	Q4: CCPC	Q5: CCPC Training	Q6: Community Action Plan	Q7: Referral System	Q8: Remediation Package	Q9: SMC & PTA	Q10: School Condition	Q111: Class Teacher(p)	Q211: Class Teacher(J)			Q12: Out-of-school children	Q13: Incidence of Child Labour	Back to School	NCCE	COCOBOD	Dept. of Agriculture	CHRAJ	Police	LEAP	School Feeding	Mondelez Cocoa Life	ICI	Solidalidad	Winlock (MOCA)	ACE/CRADA	Care International	Child Right Int'l	Private Sector			Others	Mondelez Cocoa Life	ICI	Solidalidad	Winlock (MOCA)	Codesult (Nyonkopa)	Kuapa Kokoo	ACE/CRADA
1	Nyinahin	1	Nyinahin	8,241	7,000	5,143	5,116	4,345	2	1	0	0	0	0	2	2	2	0	2	1	14	D	250	320	1						1							1											1	
2	Nyinahin	2	Adupri	920	752	350	540	353	2	0	0	2	2	2	0	2	2	1	0	1	14	D	20	90							1		1					1					1					1	
3	Nyinahin	3	Kyerayaaso	923	755	545	480	722	0	1	0	2	2	1	2	2	1	2	2	1	18	C	35	10									1					1					1						
4	Nyinahin	4	Bofaaso	293	319	176	184	168	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1	2	1	12	E	15	15																									1	
5	Adobewura	1	Adobewura	3,491	2,856	2,015	2,094	1,714	2	0	0	0	0	1	2	2	1	1	0	1	12	E	28	25				1		1												1							
6	Adobewura	2	Anhiamoa	3,042	2,295	2,000	1,714	1,441	2	1	0	2	0	0	2	2	2	1	2	1	17	C	33	15						1	1		1					1											1	
7	Adobewura	3	Bontomuruso	2626	2237	1423	1575	1343	2	0	0	0	0	1	2	2	1	1	2	2	15	D	85	280						1	1								1											
8	Adobewura	4	Ntobroso	1,650	1,450	984	575	775	2	0	0	0	0	0	2	2	1	1	2	2	14	D	15	5	1						1							1		1			1						1	
9	Adobewura	5	Atuntuma	1,500	2,000	1,044	873	947	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	6	F	25	32							1																			
10	Adobewura	6	Afepaye	1,348	899	762	589	692	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	6	F	90	55							1											1							1	
11	Adobewura	7	Atwima Achiase	4,500	3,500	258	2,500	2,000	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1	2	2	13	D	200	120						1			1							1										
12	Anyinamso	1	Anyinamso No.2	3,374	2,762	2,005	2,125	1,740	2	0	0	0	0	1	2	2	2	1	2	2	16	C	100	150						1	1								1									1		
13	Anyinamso	2	Amadaa	864	1,074	517	518	608	0	1	0	0	0	1	2	2	2	2	2	2	16	C	60	40						1	1																			
14	Anyinamso	3	Ampenkro	623	508	380	368	301	2	1	0	0	0	1	2	2	2	1	0	0	13	D	6	10			1				1									1	1									
15	Anyinamso	4	Anyinamso No.1	1,500	1,200	950	500	700	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	2	0	7	F	60	25						1																		1		
16	Anyinamso	5	Abasua No.2	319	261	210	200	148	2	0	0	0	0	1	2	2	2	1	0	1	13	D	45	50	1		1				1																			
17	Anyinamso	6	Asamang	997	817	590	628	514	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1	8	F	25	70																										
18	Anyinamso	7	Betinko	1,856	1,460	1,008	1,145	977	2	0	0	1	2	1	2	2	2	2	2	2	20	B	10	15						1	1		1					1	1											
19	Anyinamso	8	Gogoikrom	500	321	274	250	200	2	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	1	10	E	35	65						1	1								1											
20	Anyinamso	9	Kantankyiren	400	300	260	190	210	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	4	F	10	8																										
21	Anyinamso	10	Kukubuso	1,152	943	660	713	585	2	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0	1	11	E	35	45						1									1											
22	Anyinamso	11	Kwanfinfi	540	460	314	300	270	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1	2	2	13	D	15	20						1									1											
23	Anyinamso	12	Kwankyeabo	500	350	283	300	200	2	1	2	2	2	1	2	2	1	0	0	0	17	C	5	10							1			1					1						1					
24	Anyinamso	13	Nkruma	1827	1437	1023	959	998	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	2	2	12	E	45	30						1																				
25	Anyinamso	14	Pakyi	826	733	322	479	391	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	0	1	22	A	48	27							1			1					1						1					
26	Anyinamso	15	Srebuoso	1965	1310	1160	1116	914	2	1	0	0	0	1	2	2	1	1	2	1	15	D	22	40							1																			
27	Agogoso	1	Agogoso	2,800	1,700	1,333	1,400	1,000	2	0	0	0	0	0	2	2	1	1	2	1	13	D	115	400							1										1								1	
28	Agogoso	2	Anwiafutu	2,287	2,477	1,488	1,458	1,401	2	1	0	2	2	1	2	2	2	2	2	1	21	A	45	25	1						1				1			1			1						1		
29	Agogoso	3	Akantansu	923	608	249	285	386	2	1	0	1	0	0	0	2	2	1	0	1	10	D	45	150							1				1							1				1		1	
30	Agogoso	4	Adiembra	2,004	1,641	1,097	1,202	985	2	0	0	0	0	0	2	2	1	1	2	1	13	D	20	62							1										1								1	
31	Agogoso	5	Baakoniabra	360	440	200	125	175	2	2	0	1	2	0	0	2	2	1	2	1	15	D	80	155																			1						
32	Agogoso	6	Adumasa	600	800	447	350	400	2	0	0	0	0	0	2	2	1	1	2	1	13	D	60	25																	1								
33	Agogoso	7	Botrampa	734	600	440	396	324	2	0	0	0	0	0	2	0	2	1	2	1	12	E	80	100	1						1							1					1						
34	Otaakrom	1	Otaakrom	2,133	1,745	1,392	1,216	995	2	0	0	2	2	0	2	2	1	1	2	2	18	C	45	50						1	1								1		1							1		
35	Otaakrom	2	Akorabourkrom	1,156	947		659	540	2	1	0	2	2	1	2	2	1	1	0	1	17	C	35	60						1			1				1	1	1										
36	Otaakrom	3	Takoradi	830	602	459	446	413	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	2	1	9	F	10	15																										
37	Otaakrom	4	Akotaa	1,332	1,091	804	741	713	2	0	0	0	0	1	2	2	2	1	2	1	15	D	35	20						1								1											1	
38	Otaakrom	5	Akomfere	1,719	1,652	1,120	1,032	991	2	0	0	2	2	1	2	2	1	0	0	1	15	D	10	15							1				1		1		1	1			1			1		1	
39	Otaakrom	6	Krachikrom	1,125	959	697	663	566	2	1	0	0	0	1	2	2	2	0	0	2	14	D	2	8	1					1	1				1				1								1		

Preliminary Data Collection at Atwima Mponua District, Ashanti Region (2021)

"Data Collection Survey on Child Labour and Support for Child Labour Free Zone Pilot Activities with a Focus on the Cocoa Sector"

by Japan International Cooperation Agency (JICA)

40	Otaakrom	7	Nagole	1,678	1,746	1,314	1,033	1,074	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	2	9	F	50	25		1										1				1		1					1		1	
41	Otaakrom	8	Kofi Nyamekrom	500	400	350	280	220	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1	0	0	9	F	18	35						1																			
42	Otaakrom	9	Kansakrom	728	701	470	335	308	2	0	0	0	0	1	2	2	1	1	2	0	13	D	60	45												1				1							1	1		
43	Kuffour Camp	1	Kuffour Camp	2,215	1,966	1,478	1,218	1,081	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1	2	1	12	E	DK	12							1								1								1	1	
44	Kuffour Camp	2	Antwi Agyeikrom	1,149	866	678	577	532	2	0	0	1	2	0	0	2	2	1	2	1	13	D	20	30							1		1					1	1			1						1	
45	Kuffour Camp	3	Donkoto	500	550	350	284	210	2	1	0	2	2	0	2	2	2	2	0	2	19	B	35	15							1		1					1	1	1		1							
46	Kuffour Camp	4	Pamuruso No.2	591	569	379	316	304	2	1	0	1	2	1	2	2	2	2	2	1	20	B	10	10						1	1								1			1							
47	Kuffour Camp	5	Hiamankwa	305	282	137	165	153	2	0	0	2	2	1	2	2	2	0	2	1	18	C	16	15						1	1							1										1	
48	Kuffour Camp	6	Mmawaninha	446	366	233	270	222	2	1	0	0	0	1	2	2	2	1	0	1	14	D	DK	5						1			1				1	1	1			1							
49	Kuffour Camp	7	Kwame Dwuma Sreso	1,185	1,052	716	707	628	2	1	0	0	0	1	2	2	2	2	2	1	17	C	15	17	1														1			1							
50	Kuffour Camp	8	Abofrem	4,380	3,101	2,447	2,587	2,011	2	0	0	0	0	1	2	2	1	2	2	2	16	C	20	25														1	1			1		1				1	
51	Kuffour Camp	9	Ahyresu	3,598	2,827	2,106	1,859	1,461	2	1	0	1	2	1	2	2	1	2	2	1	19	B	50	70						1						1			1	1			1				1		1	
52	Kuffour Camp	10	Nyameyehene	369	489	207	258	340	0	0	0	0	0	2	2	2	2	1	0	1	12	E	7	50							1																		
53	Kuffour Camp	11	Addaikrom	277	246	157	188	196	2	1	0	0	0	1	2	2	2	0	2	1	15	D	20	50													1							1					
54	Tano Dumase	1	Tano Dumase	2,237	2,426	3,500	1,008	1,090	2	2	0	1	2	1	2	2	2	1	2	2	21	A	2	0													1												1
55	Tano Dumase	2	Nsountem	684	516	320	399	301	2	2	0	1	2	0	2	2	2	1	2	2	20	B	2	0													1							1					1
56	Tano Dumase	3	Gyereso	1,356	1,110	735	614	502	2	2	0	1	2	0	2	2	2	1	0	2	18	C	2	0			1				1						1			1								1	1
57	Tano Dumase	4	Pasoro No.2	483	319	285	233	189	2	2	0	1	2	0	0	2	2	1	2	1	15	D	2	0							1						1											1	1
58	Tano Dumase	5	Wurubegu	915	610	500	641	427	2	2	0	1	2	0	2	2	2	2	2	2	21	A	2	0							1						1												1
59	Tano Dumase	6	Anansu	2,400	1,660	1,320	1,512	1,008	2	2	0	1	2	0	2	2	2	2	2	2	21	A	2	2						1	1						1												1
60	Tano Dumase	7	Kwabena Akwah	307	348	158	169	191	2	2	0	2	2	1	2	2	2	1	0	2	20	B	2	2							1						1											1	1
61	Tano Dumase	8	Kalongo	309	336	125	185	202	2	2	0	1	2	0	2	2	2	2	0	1	18	C	0	2							1						1												1
62	Bayerebon	1	Bayerebon No.3	1,226	962	735	699	548	2	1	0	1	2	0	2	2	2	2	2	1	19	B	30	50	1					1									1									1	
63	Bayerebon	2	Bayerebon No.5	1,291	1,146	789	743	660	2	1	0	0	0	1	2	2	2	1	2	2	17	C	14	45						1	1					1			1							1			
64	Bayerebon	3	Oseikrom	316	281	130	193	159	0	1	0	0	0	1	2	2	1	1	0	0	10	E	20	80						1	1										1								
65	Bayerebon	4	Obuasekrom	1,302	806	703	695	499	0	1	0	0	0	1	2	2	2	1	0	2	13	D	15	70																									
66	Bayerebon	5	Dudowa	349	286	219	201	163	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	0	4	F	30	50																									
67	Bayerebon	6	Kakatire	300	200	150	180	120	2	0	0	0	0	1	0	2	0	1	1	0	7	F	35	55	1																								
68	Bayerebon	7	Tawiahkrom	400	300	180	170	130	2	1	0	2	2	1	2	2	2	1	2	2	21	A	10	50												1										1			
69	Mpasatia	1	Mpasatia	5,392	4,067	3,550	3,235	2,441	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	2	2	11	E	20	40						1	1								1		1								
70	Mpasatia	2	Bedabour	1,540	1,260	930	924	756	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	2	2	9	F	80	140	1						1								1										
71	Mpasatia	3	Kwame Dwaa	300	350	217	150	200	2	1	0	2	2	1	2	2	2	1	2	0	19	B	50	30							1				1						1				1				
72	Mpasatia	4	Seseko	250	400	110	100	120	2	0	0	0	0	0	2	0	1	1	2	0	10	E	22	40			1	1		1																			
73	Mpasatia	5	Beposo	966	1,089	655	599	675	2	1	0	0	0	0	2	2	2	1	2	1	15	D	55	72	1	1		1			1								1		1								
74	Mpasatia	6	Ama Badu	475	380	195	285	234	2	0	0	0	0	1	0	2	1	0	2	1	9	F	15	60							1								1										
75	Serso Timpom	1	Sreso Tinpom	3,763	3,474	2,400	1,504	1,390	2	0	0	0	0	1	2	2	1	0	2	2	14	D	100	70	1						1						1		1		1	1							
76	Serso Timpom	2	Asontaa	271	351	200	250	100	0	0	0	0	0	1	0	2	2	1	2	0	8	F	40	30																									
77	Serso Timpom	3	Akwaburaso	584	498	292	328	280	2	1	0	2	2	1	2	2	2	2	0	1	19	B	30	30						1							1		1			1	1					1	
78	Serso Timpom	4	Okyerekrom	720	567	348	350	275	2	1	0	1	2	1	2	2	2	0	0	1	16	C	18	20						1	1								1	1				1					
79	Serso Timpom	5	Aboabogya	584	498	292	328	280	2	1	0	2	2	1	2	2	2	2	0	1	19	B	DK	10						1	1					1		1	1	1			1	1			1		1
80	Serso Timpom	6	Oseikrom	275	344	134	126	99	2	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	7	F	6	50							1								1		1	1							
81	Serso Timpom	7	Kyeamekrom	710	579	357	383	313	2	0	0	0	0	1	2	0	2	0	0	1	10	E	40	35																									
82	Serso Timpom	8	Bredi	350	450	262	100	171	0	1	0	2	2	0	2	2	0	1	2	0	14	D	30	40	1														1									1	
83	Serso Timpom	9	Mantukwa	250	300	127	130	100	2	0	0	2	2	0	2	2	2	1	2	2	19	B	40	30	1						1								1	1				1					
84	Akonkye	1	Akonkye	1,660	1,534	1,100	1,016	955	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1	0	1	20	B	30	12						1				1								1		1					
85	Akonkye	2	Apenimadi	1,012	1,236	745	648	599	2	0	0	0	0	1	2	2	2	1	0	1	13	D	80	92			1				1								1			1							
86	Akonkye	3	Saakrom	2236	1687	1600	1292	1058	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	23	A	35	50				1		1	1			1					1					1					
87	Akonkye	4	Nyinawusu	1,167	1,314	796	818	670	0	0	0	0	0	1	2	2	1	1	2	2	13	D	30	40	1					1	1								1										

Preliminary Data Collection at Atwima Mponua District, Ashanti Region (2021)

"Data Collection Survey on Child Labour and Support for Child Labour Free Zone Pilot Activities with a Focus on the Cocoa Sector"

by Japan International Cooperation Agency (JICA)

88	Akonkye	5	Kotokuom	2,114	1,731	1,181	1,353	1,107	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1	0	1	10	E	60	40						1	1					1				1								1		1	
89	Akonkye	6	Nkyemkyemso	550	650	374	300	400	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	2	1	11	E	40	30			1	1																						
90	Akonkye	7	Katakyiwa	954	781	572	610	500	2	0	0	0	0	0	2	2	2	1	0	0	11	E	25	20						1					1											1				
91	Akonkye	8	Ataso	687	561	406	412	336	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	2	1	11	E	40	105	1					1	1								1											
92	Akonkye	9	Barimayena	580	520	304	300	350	2	0	0	0	0	0	2	2	2	1	0	1	12	D	10	10						1								1						1						
93	Akonkye	10	Manukrom	300	320	185	170	180	2	1	0	0	0	1	2	2	2	1	2	2	17	C	10	15			1	1		1																			1	
94	Akonkye	11	Huntaado	550	450	327	300	250	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	2	1	9	F	18	15																		1							
95	Akonkye	12	Apatratom	300	350	220	200	150	2	1	0	0	0	0	2	0	2	1	2	0	12	E	30	20				1																						
96	Akonkye	13	Enwirem	389	345	209	216	225	0	0	0	0	0	1	2	0	2	1	0	1	9	F	30	80						1																				
97	Wansamire	1	Wansamire	363	544	296	217	324	2	0	0	2	2	1	2	2	2	1	0	0	16	C	10	25							1								1	1				1						
98	Wansamire	2	Mampong	350	300	213	170	130	2	1	0	0	0	1	2	2	2	1	0	1	14	D	N/A	16							1									1		1							1	
99	Wansamire	3	Awisesu	356	292	223	198	163	0	1	0	0	0	0	2	2	2	1	0	0	10	E	50	25	1					1	1																		1	
100	Wansamire	4	Kasotie	559	516	368	272	287	2	1	0	0	0	0	2	2	2	1	0	1	13	D	50	30							1											1							
101	Wansamire	5	Tenewohoye	616	504	373	247	202	0	0	0	0	0	1	2	2	2	0	0	0	9	F	8	30							1																			
102	Wansamire	6	Yaw Kusikrom	550	450	329	350	250	2	1	0	0	0	0	2	2	2	1	0	1	13	D	60	100		1					1									1										
103	Wansamire	7	Debra Camp	658	614		397	366	2	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	1	11	E	20	25							1									1										
104	Wansamire	8	Debra No.2	503	349	208	244	225	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	F	25	30																										
105	Wansamire	9	Nkrankrom	912	608	380	460	376	2	1	0	2	2	1	2	2	2	0	0	0	16	C	12	17						1	1							1		1										
106	Wansamire	10	Domeabra	539	441	309	258	213	2	0	0	0	0	1	2	2	2	0	0	1	12	D	10	60						1	1							1	1	1				1						
107	Wansamire	11	Desreagya	311	256	174	139	120	2	0	0	2	2	0	2	2	2	0	0	1	15	D	25	30							1								1	1		1							
108	Wansamire	12	Kyekyewere	946	1158	712	271	333	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	5	F	5	85							1											1							
109	Wansamire	13	Achiase Wansanmire	363	544	296	217	324	2	0	0	2	2	1	2	2	2	1	1	1	18	C	20	50															1	1				1						
110	Wansamire	14	Kramokrom	300	400	220	200	150	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	2	1	8	F	20	25															1					1				1		
Total				131,831	112,790	77,442	73,790	64,751	160	57	8	63	74	58	182	196	183	104	122	118	1507																													

Point in Total			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
Average point			1	1	0	1	1	1	2	2	2	1	1	1	14
Number of communities	Point 2		80	10	4	24	37	3	91	98	75	15	60	29	
	1		0	37	0	15	0	52	0	0	33	74	2	60	
	0		30	63	106	71	73	55	19	12	2	21	48	21	
Rate of communities	Point 2		73%	9%	4%	22%	34%	3%	83%	89%	68%	14%	55%	26%	
	1		0%	34%	0%	14%	0%	47%	0%	0%	30%	67%	2%	55%	
	0		27%	57%	96%	65%	66%	50%	17%	11%	2%	19%	44%	19%	

Grade A (90% above, 21-24 points): Green
Grade B (80-89%, 19-20 points): Light green
Grade C (70-79%, 16-18 points): Light blue

Grade D (below 69%, 13-15 points): Yellow
Grade E (10-12 points): Pink
Grade F: Red (0-9 points): Red

Result of Preliminary Data Collection at Biani-Anhwiawso-Bekwai Municipal, Western North Region (2021)

"Data Collection Survey on Child Labour and Support for Child Labour Free Zone Pilot Activities with a Focus on the Cocoa Sector"

by Japan International Cooperation Agency (JICA)

No.	Zonal Council	No.	Epi-centre Community	Population: Female	Population: Male	Population: Total	No. of Households	No. of Children under 18: Girls	No. of Children under 18: Boys	% of Children	A1 Q1: Awareness Raising Activity	B1 Q2: Community Regulations	C1 Q3: Community Register	C2 Q4: CCPC	C6 Q5: CCPC Training	C7 Q6: Community Action Plan	D Q7: Referral System	D Q8: Remediation Package	C3 Q9: SMC & PTA	E1,2 Q10: School Condition	E3 Q11.1: Class Teacher(P)	E3 Q11.2: Class Teacher(J)	Total Point	Grade	E4 Q12: How Many out of School in the comunity	E5 Q13: Incidence of Child Labour	District Initiative Q1: Back to School	Q1: COCOBOD	Q1: NCCE	Q1: MCPC	Q1: CHRAJ	Q5: Social Welfare	Q7: Police	Q7: LEAP	Q8: School Feeding	Q9: School Logistics	Supports from outside: Mondelez	ICI	Solidaidad	Care International	Child Rights Int'l	Private Support	UNICEF	Cargil	Others	Supports from outside (collected from DP): Mondelez	ICI	Care Intn'l & Cargill (PROSPER II PROJECT?)	Ghana Health & Edu Initiative	Codesult Network	Municipal & Care (ADWUMA-PA PROJECT?)	Codesult (TBIS Int'l/Winrock/Barry	Nature Aid (ECOM/Hershey)	Care Intn'l (CRI/YOTA)	Kuapa Kokoo	DEC	NHRF (MDLZ, 2015)	Care for Living (2015)
1	Bibiani	1	Old Town	3,000	2,000	5,000	1,400	1,500	1,200	54.0%	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1	2	2	11	E	20	6	1												1			1				1											1						
2	Bibiani	2	New Compound	8,000	4,000	12,000	4,000	4,000	3,000	58.3%	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	14	D	25	250							1	1	1																											
3	Bibiani	3	Kwaku Mekrom	450	250	700	300	250	150	57.1%	2	0	0	0	0	0	2	2	0	1	2	0	9	F	5	50							1	1					0				1																			
4	Bibiani	4	Zongo	2,000	1,000	3,000	1,000	1,100	700	60.0%	2	0	0	0	0	1	2	2	2	0	2	2	13	D	40	500	1						1	1	1																											
5	Bibiani	5	Estate	11,600	8,400	20,000	7,000	6,960	5,040	60.0%	0	1	0	0	0	0	2	2	2	1	2	2	12	E	10	7							1	1	1					1			1																		
6	Bibiani	6	New Town	6,000	4,000	10,000	4,000	3,981	2,970	69.5%	2	1	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	15	D	400	0	1						1	1						1																					
7	Bibiani	7	Nantwikumi	4,125	3,375	7,500	2,650	2,475	2,025	60.0%	0	0	0	0	0	1	2	0	2	1	2	2	10	E	15	10							1	1																											
8	Bibiani	8	Hwenampori	6,720	5,280	12,000	4,200	4,032	3,168	60.0%	2	1	0	0	0	1	2	0	0	1	2	2	11	E	420	30	1																																	
9	Bibiani	9	Abesinsuom	150	250	400	200	150	100	62.5%	2	0	0	0	0	1	2	2	0	1	2	0	10	E	N/A	15	1						1	1									1		1			1													
10	Bibiani	10	Donkoto Lineso	424	226	650	180	190	160	53.8%	2	0	0	1	2	0	2	2	2	1	2	0	14	D	25	50			1					1						1		1					1														1
11	Anhiwaso	1	Aboabo	800	1,000	1,800	650	500	600	61.1%	2	0	0	0	0	1	2	2	0	2	1	1	11	E	20	40	1		1					1						1	1				1												1			
12	Anhiwaso	2	Adupri	1,760	1,440	3,200	1,300	1,100	900	62.5%	2	1	0	0	0	0	2	2	2	1	2	1	13	D	50	12							1	1	1			1	1	1		1		1			1		1			1			1		1	
13	Anhiwaso	3	Afamu	1,183	1,650	2,833	385	950	750	60.0%	2	0	0	0	0	0	2	2	1	1	2	2	12	E	70	35	1						1	1	1			1	1			1		1			1	1								1		
14	Anhiwaso	4	Debiso	825	425	1,250	320	390	210	48.0%	2	1	0	0	0	2	2	2	2	1	2	1	15	D	10	20							1	1	1			1	1					1			1	1										
15	Anhiwaso	5	Kojina	2,500	1,500	4,000	2,500	1,700	1,000	67.5%	0	1	0	0	0	0	2	2	2	1	2	2	12	E	5	50							1	1	1				1					1													1		
16	Anhiwaso	6	Kunkumso	3,000	2,500	5,500	2,000	1,600	1,900	63.6%	2	0	0	0	0	2	2	2	2	1	2	2	15	D	150	20			1				1	1					1					1				1	1										
17	Anhiwaso	7	Nframanyo	600	400	1,000	250	400	200	60.0%	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0	5	F	5	5																		1															
18	Anhiwaso	8	Ntakam	1,500	1,000	2,500	800	800	600	56.0%	2	1	0	0	0	0	2	2	1	1	1	2	12	E	50	40	1			1			1	1	1								1		1	1													
19	Anhiwaso	9	Nambro	1,760	1,440	3,200	1,200	1,056	864	60.0%	2	2	0	2	2	2	2	2	2	2	1	2	21	A	100	30	1						1	1					1					1				1	1				1			1	1		
20	Anhiwaso	10	Ankra-Muano	2,400	1,600	4,000	1,200	1,500	1,000	62.5%	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1	2	2	11	E	135	70	1						1	1										1														
21	Anhiwaso	11	Patabuoso	2,576	2,024	4,600	1,800	1,598	1,254	62.0%	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	2	1	8	F	100	55							1	1	1									1					1								1		
22	Anhiwaso	12	Breman	350	270	620	180	180	140	51.6%	2	1	0	2	2	2	2	2	2	2	2	0	19	B	6	3							1	1	1						1		1			1				1			1						
23	Anhiwaso	13	Tanoso Praso	2,862	2,438	5,300	2,100	1,782	1,518	62.3%	0	1	0	0	0	2	2	2	2	1	2	2	14	D	10	35	1						1	1	1				1	1				1				1	1										
24	Anhiwaso	14	Anhiwaso	5,500	3,500	9,000	3,000	3,000	2,000	55.6%	2	0	0	0	0	0	2	2	1	0	2	2	11	E	40	60	1		1				1	1	1				1	1	1		1		1														
25	Asawinso	1	Beposo	700	550	1,250	400	320	280	48.0%	2	0	0	0	0	0	2	2	1	1	2	2	12	E	35	20			1				1	1	1								1					1						1				1
26	Asawinso	2	Manse	450	650	1,100	600	280	320	54.5%	2	1	0	1	2	0	2	2	0	1	2	2	15	D	30	15	1						1					1	1			1										1			1			
27	Asawinso	3	Nkronua Atifi	1,300	1,050	2,350	1,100	780	620	59.6%	2	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	20	B	20	15	1						1					1	1			1								1			1		1		1	
28	Asawinso	4	Nkatieso	2,090	1,710	3,800	1,450	1,358	1,112	65.0%	0	0	0	0	0	0	2	2	1	2	1	2	10	E	150	40	1																		1										1	1		1
29	Asawinso	5	Merewa	1,100	900	2,000	1,000	600	500	55.0%	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	2	2	10	E	100	15	1						1							1							1	1			1		1				
30	Asawinso	6	Mpesiem	200	300	500	250	120	80	40.0%	2	0	0	2	2	0	2	0	0	1	2	2	13	D	15	6														1								1			1						
31	Asawinso	7	Asawinso	6,160	5,040	11,200	4,000	3,785	3,495	65.0%	2	1	0	0	0	0	2	2	1	2	2	2	14	E	20	12	1		1				1					1									1					1	1			1		
32	Asawinso	8	Krodua	350	250	600	300	220	150	61.7%	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	1	0	6	F	N/A	18							1	1																										
33	Awaso	1	Apenkrom	2,052	1,748	3,800	1,450	1,230	1,050	60.0%	2	1	0	0	0	2	2	2	0	1	2	2	14	D	35	25								1			1						1																	
34	Awaso	2	Atronsu	1,920	1,575	3,495	1,200	1,155	945	60.1%	0	0	0	0	0	1	2	2	2	0	2	2	11	E	10	2	1									1							1							1					1	1			
35	Awaso	3	Asempanaye	1,300	800	2,100	525	750	650	66.7%	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	2	2	10	E	35	20	1						1			1																								
36	Awaso	4	Awaso	4,648	3,652	8,300	3,100	2,788	2,192	60.0%	0	1	0	0	0	0	2	2	2	1	2	2	12	E	90	5												1										1					1			1			
37	Awaso	5	Awaso ComPound(Kanaso)	380	320	700	250	293	206	71.3%	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	2	2	8	F	N/A	25																																	
38	Bekwai	1	Ashiem	3,000	2,000	5,000	1,666	1,800	1,200	60.0%	2	0	0	0	0	0	2	2	2	1	2	2	13	D	60	70								1	1					1			1																	
39	Bekwai	2	Baakokrom	1,925	1,575	3,500	1,200	1,155	945	60.0%	2	0	0	0	0	0	2	0	2	1	2	2	11	E	80	30	1							1				1	1			1					1	1	1				1			1		
40	Bekwai	3	Sukusuku	350	250	600	200	250	150	66.7%	2	0	0	0	0	1	2	2	0	0	2	2	11	E	30	22	1						1	1	1								1						1								1		
41	Bekwai	4	Suroano B	800	600	1,400	700	395	355	53.6%	2	1	0	2	2	1	2	2	2	1	2	2	19	B	N/A	N/A							1	1						1			1			1			1		1			1			1		
42	Bekwai	5	Alata	264	240	504	250	135	95	45.6%	2	1	0	2	2	1	2	2	0	0	1	0	13	D	5	15								1	1					1							1								1		
43	Bekwai	6	Chiraa	683	558	1,241	400	455	371	66.6%	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	0	6	F	9	5							1		1					1																	1		
44	Bekwai	7	Dansokrom	900	700	1,600	800	800	300	68.8%	2	1	0	1	0	1	2	2	2	1	2	0	14	D	6	8	1						1	1						1			1														1		
45	Bekwai	8	Adobewura 1	1,402	1,148	2,550	900	841	689	60.0%	2	0	0	1	0	0	2	2	2	1	1	1	12	E	60	13	1						1	1	1					1	1							1		1		1	1		1		
46	Bekwai	9	Nyetina	1,164	916	2,080	690	722	568	62.0%	2	1	0	0	0	0	2	2	2	1	2	2	14	D	16	13	1		1				1	1	1					1												1			1		
47	Bekwai	10	Adobewura 2	715	585	1,300	420	429	351	60.0%	2	0	0	0	0	0	2	2	1	0	1	0	8	F	25	0	1											1	1											1	1	1			1		1	
48	Bekwai	11	Kofikrom	450	350	800	266	270	230	62.5%	2	1	0	0	0	0	2	2	2	1	2	0	12	E	N/A	5							1	1	1					1			1								1		1		1		1		1
49	Bekwai	13	Akaasu	400	300	700	250	250	200	64.3%	2	1	0	2	0	0	2	2	2	1	2	0	14	D	30	15	1						1		1			1										1	1	1									
50	Bekwai	14	Bankromisa	300	200	500		140	120	52.0%	2	1	0	2	2	1	2	2	2	1	2	0	17	C	50	30			1				1	1	1					1			1			1				1		1		1	1				
51	Bekwai	16	Sefi Bekwai		23,000	23,000	N/A	N/A	N/A	N/A	2	0	0	0	0	0	2	2	0	1	2	2	11	E	500	115							1	1	1			1	1	1		1															1		
52	Humjibre	1	Muoho	1,404	1,196	2,600	910	632	538	45.0%	2	2	0	2	2	2	2	2	0	1	2	2	19	B	40	15	1						1	1	1			1	1									1	1								1		1
53	Humjibre	2	Humjibre	5,488	4,312	9,800	3,500	3,293	2,587	60.0%	2	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	14	D	50	15							1	1				1	1						1		1	1	1						1	1		1
54	Humjibre	3	Kojina B	410	190	600	95	200	150	58.3%	0	1	0	0	0	0	2	2	2	1	2	0	10	E	30	20							1	1																1										1
55	Lineso	1	Abokyekrom	630	420	1,050	450	470	230	66.7%	2	2	0	2	2	0	2	2	1	1	1	0	15	D	5	10	1							1	1					1		1		1					1			1						
56	Lineso	2	Bethelehem	880	720	1,600	800	432	468	56.3%	2	1	0	1	2	0	2	2	0	1	2	2	15	D	30	100							1	1	1					1										1			1				1	
57	Lineso	3	Basengle	4,000	3,500	7,500	2,555	2,500	1,500	53.3%	2	2	0	2	2	2	2	2	2	1	2	2	21	A	10	30		1					1	1						1	1		1							1		1	1	1		
58	Lineso	4	Lineso	3,100	1,900	5,000	2,300	1,950	1,300	65.0%	2	0	0	0	0	0	2	2	2	1	2	2	13	D	18	70	1						1	1	1					1			1		1	1		1	1						1			1
59	Lineso	5	Adienkye	440	360	800	155	190	110	37.5%	2	1	0	0	0	1	2	2	0	2	2	0	12	E	30	21								1	1								1															

Result of Preliminary Data Collection at Biani-Anhwiawso-Bekwai Municipal, Western North Region (2021)

"Data Collection Survey on Child Labour and Support for Child Labour Free Zone Pilot Activities with a Focus on the Cocoa Sector"

by Japan International Cooperation Agency (JICA)

60	Lineso	6	Nsuotam	1,300	800	2,100	780	800	600	66.7%	0	0	0	0	0	1	2	2	0	1	1	0	7	F	40	30
61	Lineso	7	Mframakrom	870	630	1,500	400	540	390	62.0%	0	1	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0	6	F	10	10
62	Lineso	8	Kwatengkrom	720	480	1,200	350	400	300	58.3%	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	0	5	F	100	34
63	Lineso	10	Nzema Nkwata	714	686	1,400	290	395	355	53.6%	2	1	0	0	0	0	2	2	2	1	2	2	14	D	95	50
64	Subri	1	Akaaso	2000	1500	3,500	620	1200	800	57.1%	0	1	0	0	0	2	2	2	1	1	2	2	13	D	60	132
65	Subri	2	Anyinasie	550	400	950	350	320	240	58.9%	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	2	2	10	E	25	16
66	Subri	3	Etwebo	1375	1125	2,500	950	825	675	60.0%	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1	2	1	10	E	20	13
67	Subri	4	Kwawkrom	300	200	500	350	210	140	70.0%	2	0	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0	8	F	10	1
68	Subri	5	Subri	2970	2430	5,400	2200	1870	1532	63.0%	2	0	0	0	0	0	2	2	2	2	1	2	13	D	8	3
69	Subri	6	Suroano A	1800	1200	3,000	800	1100	700	60.0%	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1	1	1	9	F	200	70
70	Subri	7	Adiembra C	1200	900	2,100	900	800	500	61.9%	2	1	0	2	0	2	2	2	2	0	2	2	17	C	200	50
71	Subri	8	Chirano	2808	2392	5,200	2000	1684	1436	60.0%	2	0	0	0	0	2	2	2	1	1	1	1	12	E	35	40
72	Subri	9	Morno(Murno) 413	250	150	400	200	190	60	62.5%	2	1	0	2	2	0	2	2	2	1	1	0	15	D	10	5
73	Wenchi	1	Adukrom	1705	1395	3,100	775	958	642	51.6%	0	1	0	1	2	0	2	2	2	1	1	1	13	D	25	60
74	Wenchi	2	Dominebo No 2	1500	1200	2,700	500	900	700	59.3%	2	1	0	1	2	2	2	2	2	1	2	1	18	C	60	100
75	Wenchi	3	Fawokabra	390	510	900	300	220	280	55.6%	2	0	0	1	2	1	2	2	1	1	2	0	14	D	21	55
76	Wenchi	4	Kwamekrom	3000	2000	5,000	2002	1800	1200	60.0%	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	2	2	10	E	50	30
77	Wenchi	5	Chine	650	350	1,000	550	350	250	60.0%	2	0	0	2	2	0	2	2	2	1	2	2	17	C	N/A	2
78	Wenchi	6	Aboduabo	1728	1472	3,200	1200	1165	915	65.0%	0	1	0	0	0	0	2	2	2	1	2	2	12	E	20	7
79	Wenchi	7	Fahiakobo	900	600	1,500	500	600	400	66.7%	2	1	0	1	2	0	2	2	1	1	2	2	16	C	15	35
80	Wenchi	8	Dominebo No 1	700	500	1,200	410	450	350	66.7%	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	2	0	7	E	15	15
81	Wenchi	9	Wenchi	3132	2268	5,400	1350	1880	1360	60.0%	0	0	0	2	2	0	2	2	2	2	2	2	16	C	85	55
82	Wenchi	10	Kyenkyenase	190	110	300	150	80	50	43.3%	0	1	0	0	0	0	2	2	0	1	2	0	8	F	20	10
			Total	178,821	116,602	295,423	96,729	92,782	70,818		108	46	2	43	46	43	170	160	110	87	150	110	1,075			

60						1	1	1								1																
61						1	1	1																					1			
62						1	1																									
63	1	1				1	1									1		1														
64	1					1	1					1	1					1			1	1										
65	1						1	1																	1			1				
66	1					1	1									1																
67							1	1								1									1			1				
68		1	1			1	1					1	1	1		1		1			1	1								1		
69						1	1	1				1	1								1						1			1		
70						1	1	1						1		1									1				1			
71	1					1	1							1		1		1				1										
72						1	1	1				1		1		1									1			1				
73						1	1	1																								
74						1	1						1	1		1										1				1		
75						1	1					1	1	1											1			1	1	1		
76	1					1	1	1				1				1					1	1										
77							1					1		1				1				1			1			1	1			
78						1	1	1					1			1		1							1	1		1		1		
79	1					1		1				1		1		1		1			1	1			1	1		1				
80						1	1	1				1	1			1										1			1	1		
81						1	1	1				1	1			1	1	1			1	1				1			1	1		
82						1	1	1										1														

Point in Total		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
Average point		1	1	0	0	1	1	2	2	1	1	2	1	13
Number of communities	Point 2	54	4	1	16	23	14	86	80	48	12	66	50	
	1	0	38	0	11	0	16	0	0	16	64	20	12	
	0	33	45	86	60	64	57	1	7	23	11	1	25	
Rate of communiteis	Point 2	63%	5%	1%	19%	27%	16%	100%	93%	56%	14%	77%	58%	
	1	0%	44%	0%	13%	0%	19%	0%	0%	19%	74%	23%	14%	
	0	38%	52%	100%	70%	74%	66%	1%	8%	27%	13%	1%	29%	

Grade A (90% above, 21-24 points): Green
Grade B (80-89%, 19-20 points): Light green
Grade C (70-79%, 16-18 points): Light blue

Grade D (below 69%, 13-15 points): Yellow
Grade E (10-12 points): Pink
Grade F: Red (0-9 points): Red

添付資料 6

児童労働フリーゾーン
アセスメントレポート

（ガーナ雇用労働・関係省発行）

CHILD LABOUR FREE ZONE ASSESSMENT REPORT

MAY, 2022

1.0 BACKGROUND

Ghana's efforts towards the elimination of child labour is demonstrated in the promulgation of national level legislations, ratification of international Instruments on the protection of children, and the development and implementation of policies and programmes. One of the key policies on the elimination of child labour in the country is the National Plan of Actions (NPAs) for the elimination of the Worst Forms of Child Labour (WFCL). The First National Plan of Action (NPA) was developed and implemented from 2009 to 2015. Based on the lessons learnt and gabs identified from the implementation, and in order to consolidate the gains made, a second National Plan of Action (NPA2) was developed to be implemented from 2018 to 2021.

Action 1.4.1.2. of NPA2 required the National Steering Committee on Child Labour (NSCCL) in collaboration with the tripartite (social partners) to design, draft and present to Government, Protocols and Guidelines on Child Labour Free Zones (CLFZs) with a view to pilot the policy and programmes in selected localities as models of interventions which if successful will be replicated and scaled up across the country.

Based on the dictates of NPA2, a Technical Team constituted by the Child Labour Unit developed a Protocol and Guideline (P&G) for the declaration of Child Labour Free Zones in collaboration with the Action Against Child Exploitation (ACE-Japan) in 2020. The P&G was subsequently launched in Kwabena Akwa in the Atwima Mponua District.

2.0 The CLFZ Assessment Process

Two sets of assessments are recommended by the Child Labour Free Zone Protocols and Guidelines: The pre-assessment and the main assessment. Pre-assessment is conducted to ascertain whether the CLFZ conditions have been fulfilled or not. A full assessment is conducted where more than 80% of the pre-assessment conditions in the checklist are met, otherwise the zone is advised to operationalise the conditions and call for the assessment later.

The Child Labour Free Zone main assessment process requires the application of scientific methods to evaluate a set of agreed indicators. Different set of data collection instruments including individual interviews, focus group discussions, observations and evidence check are

administered to obtain the information on the indicators. In all, there are eight main indicators and thirty-six (36) sub-indicators to assess. Based on the answers provided by the respondents on the various tools mentioned in 3.3.1 below, the sub-indicators are scored and aggregated to estimate the final assessment.

3.0 TESTING OF THE CLFZ ASSESSMENT TOOLS

3.1 Aim of the Assessment

The testing process aimed at testing the assessment tools (Data Collection Instruments) and the whole CLFZ assessment process.

3.2 Coverage of the Test

The testing was conducted in four (4) communities from the Atwima Mponua District and Bibiani Anhwiaso-Bekwai Municipality (two communities from each District). The Districts and Communities selections were informed by the objectives of the exercise (To test the Data Collection Instruments and the assessment process) and the ongoing interventions under the JICA study project being implemented by ACE and Child Research and Advocacy Development Agency (CRADA). The test was not to assess the performance of the Communities but rather to assess whether the data collection tools can solicit the requisite information for analysis and for declaration of Zones. Bearing this in mind and couple with resource constraints, the four communities were purposefully selected for the exercise.

3.3 Test Process

The testing process involved the development of data collection tools, training of data collectors on the instruments, field data collection exercise, scoring and assessment, and report writing.

3.3.1 Tools Developed and Administered

Five (5) different data collection instruments were developed and administered in the four communities. These includes General Community Questionnaire, Specific Questionnaire for beneficiary children and or parents, Focused Grouped Discussion for Community Child Protection Communities (CCPCs), Focused Grouped Discussion with Teachers and School Management Committees (SMC) and Focused Group Discussion for District Line Agencies.

3.3.2 Training of Data Collectors

A one-day training was organized for eight (8) Data collectors from CRADA where all the five (5) tools were introduced to them. The aim of the training was to enable them to acquaint themselves with the data collection tools and their application process.

3.3.3 Field Data Collection Exercise

In all, thirty (30) data collection instruments were administered in the four (4) communities: sixteen (16) of the General Community Questionnaire, Eight (8) of the Specific Questionnaires, four (4) each of the CCPC/Community Leaders and SMC/PTA questionnaires and two (2) of the District Line Agencies. Two days were used for the Data Collection exercise which was closely monitored by the Technical Working Group.

3.3.4 Analysis, Scoring and Assessment, and Report Writing

Microsoft Excel was used to analyse the data collected. This was done after the data has been compiled and cleaned. All the questions in the questionnaires were scored based on the developed scoring scheme. Averages of the responses by the respondents to questions relating to each indicator were used to estimate the total scores for each of the indicators which were subsequently aggregated to generate the scores for each of the main indicators and the overall scores.

In putting up a report on the test process, the test assessment team depended on the reporting template developed by the TWG.

4.0 FINDINGS, CHALLENGES, RECOMMENDATIONS AND OPPORTUNITIES

4.1 Findings

The Finding from the testing exercise is attached in appendix I. This may not represent the actual performance of each of the communities or the districts. It is however a demonstration of the form of the actual assessment result.

The tools were able to collect the needed information required to carry out a full-scale assessment of a zone. As such, the assessment tools (questionnaires) are adequate in terms of rollout of the assessment process.

4.2 Challenges

4.2.1 Process:

Both resource and time constraints could not allow for testing the full assessment process. That is, administering the data collection instruments to all the sampled population. The team therefore used a convenient sampling to test the process and the data collection instruments.

4.2.2 Definition of a Zone:

By using the sampling technique, the sample size to administer the data collection instruments for the declaration of a Zone (MMDAs) is likely to face resistance from some stakeholders considering the reservations people have about the whole CLFZ process. For example, only 383 persons from sampled communities will be sampled for interview from a District which will raise questions. Considering the number of communities in some of the districts (over 100), some people are likely to raise questions on the representativeness of the exercise. Even though other sampling methods can be used, the challenge will still emerge.

4.2.3 Indicators:

The analysis also revealed that some of the sub-indicators should be merged or subsumed under other indicators. Specifically, sub-indicators on awareness raising, District level bye-laws and Indicator on Integrated Area Based Approached (IABA) be revised accordingly.

4.3 RECOMMENDATIONS

4.3.1 Main Recommendations

- Definition of a Zone: Per the current definition of a Zone, a sample may not be a true reflection of the assessment. It is therefore suggested that a Zone should be redefined to cover a smaller jurisdiction rather. Specifically, a Zone should be Zonal or Area Council. This can promote healthy competition among the Zonal or Area Councils.
- Indicator on Integrated Area Based Approached (IABA) should be made inherent in the sampling. If the sampling is structured to take into consideration the different strata in the communities of the zones, the assessment will confirm IABA or otherwise. There will therefore be no need for having a separate indicator.

4.3.2 Other Recommendations

- The guidelines should provide the description of the roles and responsibilities of relevant line agencies at the MMDA level and the relevant ministries and institutions at the national level in achieving CLFZs.
- The assessment method (from data collection to scoring and grading) needs further experiments and improvements based on the modification of the unit of zoning/assessment. The CLFZ Guidelines is the document that provides a set of requirements that MMDAs and communities need to satisfy to be declared as CLFZs. Therefore, and the detailed description of how to conduct assessment should be prepared in the separate document, such as the assessment handbook that was in the process of drafting under this study project.
- The purpose of the assessment and the possibility of using CLFZ indicators: The results of community data collection revealed that it would be still too early to conduct assessment at MMDA basis since the community with satisfactory level of CLFZ indicators are still limited in numbers. Therefore, rather than conducting assessment for declaring the CLFZs, it is better to understand the current status of each community against the indicators provided by the CLFZ guideline and facilitate and maximize the necessary actions to fulfill the required conditions at this moment. For this purpose, it is desirable to add a step to grasp and analyze the current state of the community using indicators within the assessment cycle.

- Questionnaire for NGOs/Development Partners: Some NGOs and development partners are actively implementing child labour interventions in their respective project districts and communities and work closely with MMDAs and soliciting information or their views would help the assessment process.

4.4 Opportunities

- Provides information for upgrading of guidelines and protocol
- Serves as a motivation to help districts attain or work towards CLFZ
- To help districts and communities to know their status for improvement

Appendix: I Findings from the testing of CLFZ assessment

- When implemented on a district-by-district basis, the sample size becomes enormous, and it requires a huge amount of time, personnel, and cost for collecting data. From the perspective of feasibility and sustainability of the conduct of the assessment activities, it is necessary to consider reducing the unit of zoning and assessment to a slightly smaller scale.
- When extracting samples on a district-by-district basis, only small numbers of samples will be selected from each community. In this way, it is not possible to grasp the achievement status of the CLFZ indicators for each community. In order to fulfill CLFZ indicators to the required level to be declared on a district-by-district, it is necessary to first satisfy the required level on a community-by-community basis, and it is important for each community to know their own status of each indicator through assessment. It is necessary to review the unit of zoning of the assessment and sampling methods to enable collecting necessary data by community.
- The requirement to proceed to a main assessment is supposed to fulfill more than 80% of the conditions in the pre-assessment that will be conducted by each district. Given the current state of communities in each district, this requirement level seems to be too high. Since it is unclear how to conduct pre-assessments, it is also necessary to provide a guide on how to conduct pre-assessments by MMDAs and communities.
- Some of the sub-indicators were not appropriate to capture the important essence. It is necessary to review all the sub-indicators with their initial intentions, reduce the number of sub-indicators or restructure their order, if necessary. In addition, since the number of samples would increase for the community questionnaires, it is necessary to change the questionnaire format to be answered by correct/wrong answers for scoring easier.

- It was difficult to find the appropriate respondents for the beneficiary interviews. This is thought to be due to the lack of a system to grasp the target children and families in the districts and/or communities. As a procedure for conducting data collection, before the beneficiary interview, the community leader, CCPC, or other district social welfare officers (or NGO and other development partners working on child labor within the relevant district/community) should obtain a list of the person or interview them to identify the person.

- In order to conduct a district-level assessment, it is difficult to obtain the necessary information only by conducting an FGD that brings together the major district line agencies. It is necessary to conduct individual interviews with Coordinating Director and the Social Welfare officer to grasp the current situation of SSsC and each line agency first. Based on that information, FGDs with the SSsC members and the officers of the line agencies are set separately. The District Education Office must be included as a part of FGDs.
- One of the district-level FGDs should be conducted by inviting NGO and other development partners that are actively conducting child labor interventions in the respective district.
- There are discrepancies between the indicator grading (page 9) and the final grading (page 10). It is necessary to integrate the grading system.
- When combined with the results and the findings from the pilot activities, it was found that there were indicators that were relatively easy to achieve at the community level and indicators that were difficult to achieve with community effort alone.

With a certain amount of support, community can achieve:	A1、C2、C4、C5
A certain guide and guidance are required to achieve:	A3、A5、B1～3、C1、C3、C7、D1
Public services and support by MMDA line agencies and interventions by other development partners are necessary to achieve:	C6、D2、D3、D4、E1、E2、E3

＜Findings about Indicators＞

- With regard to the awareness-raising activities of the main indicator A, it is important to evaluate if residents understand the concept of child labor, activities that may be/may not be engaged according to the age of children, and how to distinguish child labour and child work. Sub-indicators A2, A4, and A6 seems to be less important in this sense. A7 overlaps with the part evaluated by the main index H if it is to confirm whether the number of child workers is decreasing as a result.
- It seems more appropriate to evaluate the SMC/PTA of sub-indicator C3 as a function to improve the school environment, not as part of the function of monitoring child labor. It is better to re-position it as a sub-indicator of the main indicator E, not the main indicator C.
- For sub-indicator C7, it seems that the number of community actually formulate the CAP is quite limited. Since a CAP might have broad perspective in terms of the development of the community as a whole rather than focusing on child labour alone, it would be more realistic and appropriate to develop the plan to ensure the total school enrollment of all r children in the community. It seems more appropriate to set the development of School Improvement Plan (SIP) as part of sub-indicator, rather than putting a CAP for the sub-indicator of CLFZ.
- The sub-indicators under D regarding the referral and remediation system are only set to understand whether they are functioning at the community level. The indicators do not require the functioning of referral system the district-level nor asks the availability of the access by the community people. It is desirable to set up indicators that can grasp and assess the status of community access and service provision from the district.
- Unlike the school enrolment rate as presented by normal EMIS data, it became clear that the enrollment rate set for the sub-indicator E4 is not the enrolment rate calculated by school bases. To calculate the enrolment rate by community bases as intended in the CLFZ guidelines, the information of child population to be collected through the community register (sub-indicator C1) is necessary. However, since the number of communities where community registers have been conducted is quite limited. If C1 is not met, the data of E4 cannot be calculated. The same applies to the sub-indicator H1 (incidence of child labour). It is necessary to reconsider how to ensure the collection of the necessary data and the assessment of all indicators set by the guidelines.
- In the definition of sub-indicator E5, regular attendance means "the child is not absent himself/herself from school for more than three times in a term except for sickness or

extreme situation". However, in reality, there is no description of the reason for absence in the attendance book, and teachers do not necessarily follow the reason for absence. So it was found that it is not possible to evaluate as expected in the guidelines.

- Since the sub-indicator F3 includes two aspects: whether individual district line agencies play their own roles and functions, and whether those line agencies are collaborating among one another, questions were mixed during the conduct of FGD and was confusing to the respondents. Each aspect needs to be set as separate indicators.
- As for the sub-indicators F4 and F5, there are no district-level plans and budgets limited to child protection and child labour. It is often the case that activities and budgets that contribute to child protection including child labour are incorporated into the activities and budgets of each line agency. It is necessary to modify the interpretation of the sub-indicators and questions in the questionnaire.

- As a perspective on evaluating indicator G that is about the Integrated Area-Based Approach (IABA), there are two aspects. One is if the approach covers all sectors and all types of child labour, not limited to specific sectors or hazardous child labour. The other aspect is if all types of stakeholders are working together on a wide range of child labor activities. It is also a good idea to incorporate these two perspectives into the sub-indicators of indicator G.
- Indicator H can be positioned as a result indicator to be achieved as a result of satisfying the indicators A to G. The results can be a decrease in the actual number of child labourers, an increase in the number of children who were enrolled and continue to attend school. Therefore, the sub-indicators E4 and E5 can be located under the main indicator H.

5.5 Recommendations

5.5.1 Recommendations for improving CLFZ Protocols and Guidelines

1) Change the setting of the minimum unit of assessing a zone: The unit that can be declared as CLFZ may remain district basis. However, the minimum unit for conducting assessments within a zone should be reconsidered in the perspective of feasibility of rolling out CLFZs. It is necessary to have more realistic view to reduce the time and cost of conducting

assessments. Using the area/zonal councils is one of the options.

2. Unit of the CLFZ Assessment

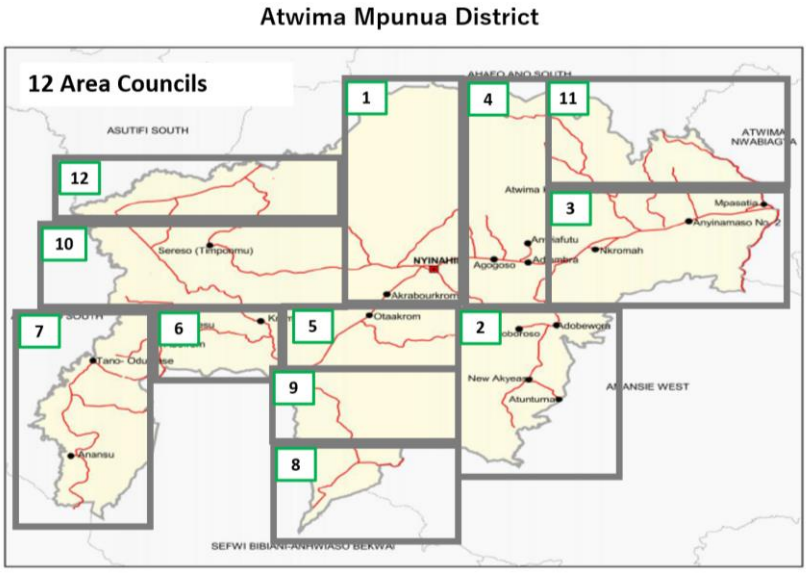

2） Review and modify some indicators: In view of rolling out, it would be better to make the number of indicators to be more limited and simplified for people to remember easily. Since some of the indicators were not easily met when the community register of the GCLMS were not conducted in the relevant zone, creating different requirement levels/categories is one of the options. Those indicators that can be fulfilled relatively easier by the effort of the community people themselves could be categorized as minimum requirement and those are relatively difficult to be satisfied could be categorized as additional requirement. The goal is to meet 100% of the all required indicators, but this can provide steps to achieve CLFZs.

3） The guidelines should provide the description of the roles and responsibilities of relevant line agencies at the MMDA level and the relevant ministries and institutions at the national level in achieving CLFZs.

4） The assessment method (from data collection to scoring and grading) needs further experiments and improvements based on the modification of the unit of zoning/assessment.

The CLFZ Guidelines is the document that provides a set of requirements that MMDAs and communities need to satisfy to be declared as CLFZs. Therefore, and the detailed description of how to conduct assessment should be prepared in the separate document, such as the assessment handbook that was in the process of drafting under this study project.

5) It is not enough to issue an Annual National Assessment Report to provide overall information about the result of assessment. It is important that the information about the level of achievement for each indicator to be provided by community basis for the community people themselves can understand the areas to be improved by their additional effort. The reporting method should be reconsidered also.

6) The purpose of the assessment and the possibility of using CLFZ indicators: The results of community data collection revealed that it would be still too early to conduct assessment at MMDA basis since the community with satisfactory level of CLFZ indicators are still limited in numbers. Therefore, rather than conducting assessment for declaring the CLFZs, it is better to understand the current status of each community against the indicators provided by the CLFZ guideline and facilitate and maximize the necessary actions to fulfill the required conditions at this moment. For this purpose, it is desirable to add a step to grasp and analyze the current state of the community using indicators within the assessment cycle.

Appendix 4:
CLFZ Assessment Cycle
(p.30 of CLFZ P & G)

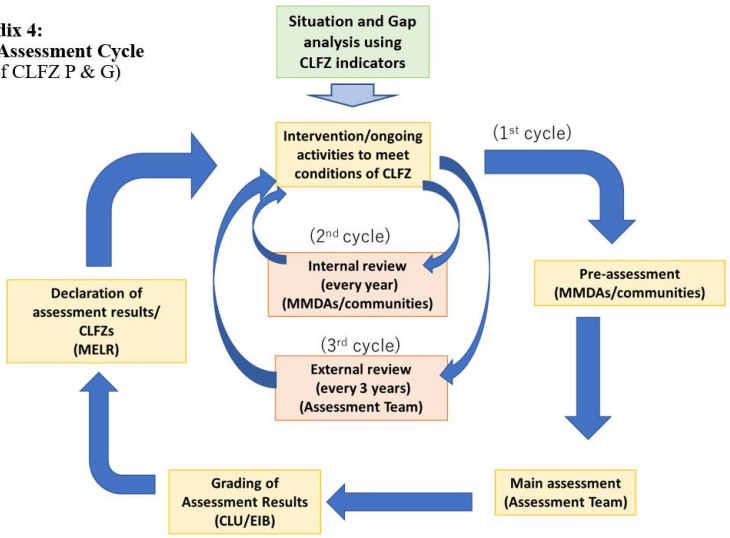

CLFZ National Assessment Report

Section A: Zone Particulars

Name of MMDA: Antwima Mponua District Assembly_____ GPS Location: AI-0005-9679
Region: Ashanti Region_Email: _atwimamponuadistrict@gmail.com Phone: 0322190034/0322190029
Name of MMDCE: Isaac Kofi Marfo Name of MMDCD: Louisa Benon
Name of CLFZ Focal Person (chairman of SSsC/DSW Director/Labour Officer): Abdul Malik/ Owusu Ansah Collins/ Carlton Mawulom_
Website: _____
CLFZ Code ID: _____ Date: ___04/03/2022

Section B: Summary of Assessment Activities

Date	Activity	Place
N/A	Pre-Assessment	N/A
28/02/22 - 01/03/22	Data Collection	Atwima-Mponua District
02/03/22	Data Cleaning5	Miklin Hotel
03/03/22	Data Scoring and Entry	Miklin Hotel
04/03/22	Data Analysis, Grading and Reporting	Miklin Hotel

Assessment Team

No.	Data Collectors	Data Analyst	Scoring and Grading Team
1	Andrews Asabree	Elizabeth Akanbombire	Elizabeth Akanbombire
2	Richard Anane	Issah Mushin	Issah Mushin
3	Prosper Rockson	Yuki Akahori	Yuki Akahori
4	Yakubu Issaka	Daniel Nyarko Asare	Daniel Nyarko Asare
5	Collins Owusu Ansah		Tomoko
6	Elizabeth Akanbombire		Mawuli Avutor
7	Issah Mushin		Evelyn Wiredu
8	Yuki Akahori		Charlotte Hanson
9			Peter Antwi

Section C: Pre-Assessment

B1: Pre-Assessment: Results (was not applied in this assessment)

Item	Situation	Status	
		Yes	No
1.	Is awareness creation and sensitisation on child labour ongoing activity in the zone? [A1 & A2]		
2.	Are there community regulations on child labour in all the communities? [B1, B2 & B3]		
3.	Do all the Communities have a community register that is periodically updated? [C1]		
4.	Are there Community Child Protection Committees (CCPCs) in all the communities? [C2]		
5.	Are workplaces monitored frequently? [C5]		
6.	Do the CCPCs have the capacity (technical and logistics?) to undertake their duties? [C6]		
7.	Do all the communities have action plan that include child labour (CAP)? [C7]		
8.	Is there a community referral system for affected children? [D1]		
9.	Are there remediation packages for child labour victims and their parents or guardians [D2, D3&D4]		
10.	Is average Distance to school in the zone within the national average 3.5 – 4 km? [E1]		
11.	Is the general school environment conducive for teaching and learning in the Zone (the school building, TLMs, Tables and Chairs)? [E2]		
12.	Are there adequate teachers for all the school in the zone? [E3]		
13.	Is there a PTA and SMC for all the schools in the zone? [E?]		
14.	Are the schools and community monitored frequently? [E?]		
15.	Is there a regular district report on education inspection, including district records on enrolment, retention and performance? [E4, E5]		
16.	Is there a district bye-law on child labour? [F1]		
17.	Is there a functional district social service sub-committee? [F2]		
18.	Are all the relevant line agencies that have the mandate to protect children present in the district? (Labour Dept., Department of Social Welfare and Community Development, CHRAJ, NCCE, ISD) [F3]		
19.	Does the district annual plan include child labour activities with budgetary allocation? [F4]		
20.	Has there been any reported case on child labour? [H]		
21.	Are there statistics on child labour in the district [G]		

Section D: Main Assessment Score

Item	Main Assessment Indicator	Category Score (weighted)	Remarks
A (A1-A7)	Effective Awareness Raising and Advocacy	6.16	The overall performance for indicator A, indicates 61.63 out of 100. The result indicate that the district performed very good in Awareness creation on the impact on the incidence of child labour representing a score of 95.8. Again, there was also good performance in the area of regular awareness raising on child labour in the community representing a score of 76.25. However, indicators A2, A3, A4, A5 and A6 performed below 69%, representing a score of A2 (39.74), A3, (65.17), A4 (25.83), A5 (55.25) and A6 (42.50) respectively. It is recommended that the district maintain the performance of indicator A7 and improve on indicators A1 to A6.
B (B1-B3)	Functional Community-level Regulations	3.68	The overall performance of this indicator is 36.83 out of 100. The result indicates that the district performed below 69% and cut across all the three sub-indicators. This shows that the performance is poor. It is recommended that the district takes steps to improve on the development of community regulations, awareness raising on the regulations and enforcement of the regulations.
C	Functional Child Labour Monitoring System (CLMS) Exists	13.44	The overall performance of this indicator is 67.19 out of 100. The result indicate that the district performed very good in establishing functional CCPCs and functional school monitoring teams, representing C2 (100) and C4 (92.50) respectively. The district performance was also good in the area of workplace monitoring representing 89.00.

			There was a marginal performance in the setting up of functional SMC/PTA, building capacities of CCPCs and the development and operations of CAPs by CCPCs, represented by C3 (70.00), C6 (77.50) and C7 (75.00) respectively. However, the district performed poorly on relation to the assembly having copies of the CAPs represented by C8 (45.00). It is recommended that the district maintain the performance in C2 and C4. However, more effort should be made to improve the performance of indicators C3, C5, C6, C7 and C8.
D	Efficient and Effective Referral, Remediation and Support for Affected Children and Parents/Guardian	8.91	In overall, the district performed marginally good, representing 59.40 out of 100. Referral systems for affected children, effective and sustainable remediation packages and withdrawing children benefit from remediation packages was represented by D1 (86.00), D2 (85.00) and D3 (84.00) respectively. However, sub-indicator D4 which is identifying parents/guardians of affected children who benefitted from the remediations packages could not be measured because of lack of information. It is recommended that the district take step to develop and improve on the efficient and effective referral system and remediations packages for affected children and parents/guardian.
E	Conducive Teaching and Learning Environment	8.15	In overall, the district performance was 67.95 out of 100. Sub-indicators E1 (average distance to school) and E5 (school attendance rate) performed averagely, representing 85.00 each. However, sub-indicators E2 and E3 performed poorly, representing 66.00 and 49.50 respectively. Sub-indicator E4 was not measured because there was no community register available. It is recommended that the district should continue improving on the distribution of educational facilities

			and encourage parents to send their wards to school
F	Supportive District-level Structures	3.58	This main indicator performed below average representing 44.80 out of 100. Sub-indicator F3 performed fairly which was represented by 78.00. Sub-indicators F1, F2, F4 and F5 performed poorly, representing 45.00, 61.00, 40.00 and 0.00 respectively. It is recommended the district take a critical look to effectively integrate issues of child labour in its operations including budgetary allocation.
G	Integrated Area-Based Approach (IABA) used	5.00	
H	Child Labour is Eliminated	20.00	

Section E: Grading

C1: Overall Score	**68.93**	C2: CLFZ Grading	Towards Child labour Free Zones

Section F: Remarks from Assessment Team

Summary of Assessment Result

- The overall performance for indicator A (Effective Awareness Raising and Advocacy), is 61.63. This means that the district on average have undertaken some awareness raising advocacy in the communities.
- The overall performance of indicator B (Functional Community-level Regulations) is 36.83. This indicates that the district has no functional documented community regulations on child labour.
- The overall performance of indicator C (Functional Child Labour Monitoring System Exists) is 67.19. This shows that there is a functional child labour monitoring system at the district level.
- In overall, the district performed marginally good in indicator D which is Efficient and Effective Referral, Remediation and Support for Affected Children and Parents/Guardian, representing 59.40.
- In overall, the district performance was 67.95 in indicator E (Conducive Teaching and Learning Environment). This shows that there is some level of conducive teaching and learning environment within the district
- This main indicator F (Supportive District-level Structures) performed below average representing 44.80. This indicates that the district is not effectively integrating child labour issues in its operations.

Recommendations

- It is recommended that the district maintain the performance of indicator A7 and improve on indicators A1 to A6.

- It is recommended that the district takes steps to improve on the development of community regulations, awareness raising on the regulations and enforcement of the regulations.
- It is recommended that the district maintain the performance in C2 and C4. However, more effort should be made to improve the performance of indicators C3, C5, C6, C7 and C8.
- It is recommended that the district take step to develop and improve on the efficient and effective referral system and remediations packages for affected children and parents/guardian.
- It is recommended that the district should continue improving on the distribution of educational facilities and encourage parents to send their wards to school
- It is recommended the district take a critical look to effectively integrate issues of child labour in its operations including budgetary allocation.

NB: This section would include brief conclusion of the assessment by the Assessment Team and their recommendations on the MMDA. The final recommendation will be submitted to the Sub-committee

CLFZ National Assessment Report

Section A: Zone Particulars

Name of MMDA: Bibiani-Anhwiaso-Bekwai Municipal Assembly (BABMA)
GPS Location: WB-0001-9505 Region: Western North
Email: _clientservice@babma.gov.gh Phone: _0592900164 (George Ahasu)
Name of MMDCE: Hon. Alfred Amoah
Name of MMDCD: Mohammed Yahaya Abudu
Name of CLFZ Focal Person (Maxwell Nkessah- Chairman of SSsC, Ellis Mensah - DSW Director, George Ahasu - Labour Officer :
Website: babma.gov.gh
CLFZ Code ID: _____ Date: 4th March 2022

Section B: Summary of Assessment Activities

Date	Activity	Place
N/A	Pre-Assessment	N/A
28th February-1st March 2022	Data Collection	Awaso, Ntakam
2nd March 2022	Data Cleaning	Kumasi
3rd March 2022	Scoring and Data Entry	Kumasi
4th March 2022	Data Analysis, Grading and Reporting	Kumasi

Assessment Team

No.	Data Collectors	Data Analyst	Scoring and Grading Team
1	Inusah Mohamed	Peter Antwi	Peter Antwi
2	Yaw Anakwah	Mawuli Avutor	Mawuli Avutor
3	Adu Sharon Amankwa Mildred	Charlotte Hanson	Charlotte Hanson
4	Ishmael Kwame Akrugu	Tomoko Shiroki	Elizabeth Akanbombire
5	Geroge Ahasu (District Focal Person)		Issah Mushin
6	Peter Antwi (Monitor)		Daniel Asare Nyarko
7	Mawuli Avutor (Monitor)		Evelyn Wiredu
8	Evelyn Wiredu (Monitor)		Tomoko Shiroki
9	Tomoko Shiroki (Monitor)		

Section C: Pre-Assessment

B1: Pre-Assessment: Results (was not applied in this assessment)

Item	Situation	Status	
		Yes	No
1.	Is awareness creation and sensitisation on child labour ongoing activity in the zone? [A1 & A2]		

Item	Situation	Status	
2.	Are there community regulations on child labour in all the communities? [B1, B2 & B3]		
3.	Do all the Communities have a community register that is periodically updated? [C1]		
4.	Are there Community Child Protection Committees (CCPCs) in all the communities? [C2]		
5.	Are workplaces monitored frequently? [C5]		
6.	Do the CCPCs have the capacity (technical and logistics?) to undertake their duties? [C6]		
7.	Do all the communities have action plan that include child labour (CAP)? [C7]		
8.	Is there a community referral system for affected children? [D1]		
9.	Are there remediation packages for child labour victims and their parents or guardians [D2, D3&D4]		
10.	Is average Distance to school in the zone within the national average 3.5 – 4 km? [E1]		
11.	Is the general school environment conducive for teaching and learning in the Zone (the school building, TLMs, Tables and Chairs)? [E2]		
12.	Are there adequate teachers for all the school in the zone? [E3]		
13.	Is there a PTA and SMC for all the schools in the zone? [E?]		
14.	Are the schools and community monitored frequently? [E?]		
15.	Is there a regular district report on education inspection, including district records on enrolment, retention and performance? [E4, E5]		
16.	Is there a district bye-law on child labour? [F1]		
17.	Is there a functional district social service sub-committee? [F2]		
18.	Are all the relevant line agencies that have the mandate to protect children present in the district? (Labour Dept., Department of Social Welfare and Community		

Item	Situation	Status	
	Development, CHRAJ, NCCE, ISD) [F3]		
19.	Does the district annual plan include child labour activities with budgetary allocation? [F4]		
20.	Has there been any reported case on child labour? [H]		
21.	Are there statistics on child labour in the district [G]		

Section D: Main Assessment Score

Item	Main Assessment Indicator	Original Score (out of 100)	Category Score (weighted)	Remarks
A	Effective Awareness Raising and Advocacy	56.41	5.64	**Performance:** below average **Observation:** The performance cuts across almost all the sub-indicators with the exception of A3 and A7 that had an average performance. **Recommendation:** Much attention should be giving to Indicator A6 on the usage of IEC materials for sensitization. Visual materials such as posters are known to communicate effectively comparatively.
B	Functional Community-level Regulations	46.56	4.66	**Performance:** below average. **Observation:** This runs through all the three sub-indicators though B1 was marginally above the rest. **Recommendation:** Should intensify efforts to disseminate and apply appropriate sanctions to offenders.
C	Functional Child Labour Monitoring System (CLMS) Exists	45.81	9.16	**Performance:** below average. **Observation:** However, indicators C1 on functional CCPCs, C4 on school monitoring and C6 on building capacities of CCPC had average performances. Indicators on C1, Community Register, C7 and C8 on Community Action Plans were not fulfilled at all. **Recommendation:** There is the need to take immediate actions to develop community registers and Action Plans and make them available to the Assembly for incorporation.
D	Efficient and Effective Referral, Remediation and Support for Affected Children and	45.05	6.76	**Performance:** below average. **Observation:** No information was obtained for indicator D4 on support for parents/guardians of affected children and this probably affected the performance of the indicator. **Recommendation:** This notwithstanding, there

Item	Main Assessment Indicator	Original Score (out of 100)	Category Score (weighted)	Remarks
	Parents/Guardian			is the need to intensify efforts to reach out to more affected children and or their parents.
E	Conducive Teaching and Learning Environment	62.25	7.47	**Performance:** average. **Observation:** Generally, all the indicators had an average performance except E4 which relates to school enrolment on which there was no information due to the absence of community registers. **Recommendation:** MMDAs and partners should support communities to develop community Registers.
F	Supportive District-level Structures	43.00	3.44	**Performance:** Below average. **Observation:** However, performance of F3 that relates to the functionality of MMDA line agencies scored high. The low performance could be attributed to the absence of the SSsC to carry out its mandate. **Recommendation:** The Assembly should take immediate step address the issue relating to the absence of a presiding member for the assembly.
G	Integrated Area-Based Approach (IABA) used	100	5.00	Convenient sampling was used for the data collection instead of stratified sampling. This did not allow for the computation of this indicator.
H	Child Labour is Eliminated	100	20.00	The essence was to test the data collection instruments and the indicators. Data collection instrument on child labour are tested and can be easily administered and analysed.

Section E: Grading

C1: Overall Score	**62.13 (37.13)**	C2: CLFZ Grading	**Towards CLFZ**

Section F: Remarks from Assessment Team

Summary of Assessment Result:

- The Zone's commitment towards the establishment of CLFZ is commendable though it could not perform well on most of the indicators.
- This is a good start considering the setting up of CCPC, the Child Labour Monitoring by the CCPC and the collaborative efforts among the Community leaders, teachers, SMC/ PTA and CCPC.

Recommendations:

- It is recommended that the MMDA intensifies efforts on all the indicators as follows:

- Intensify effective collaboration to sustain the indicators that performed well while it takes steps to improve on those with average and below average performance particularly community register, community regulations, CAPs, District Bye-laws.

- The Zone should also expand its sensitisation and other child labour related activities to cover all the communities in the zone.

NB: This section would include brief conclusion of the assessment by the Assessment Team and their recommendations on the MMDA. The final recommendation will be submitted to the Sub-committee

添付資料 7

児童労働フリーゾーン構築のための手順およびガイドライン：改訂版案

REPUBLIC OF GHANA

ESTABLISHING CHILD LABOUR FREE ZONES (CLFZs) IN GHANA

PROTOCOLS AND GUIDELINES

"Towards achieving Sustainable Development Goal Target 8.7"

International Labour Organization

GAWU OF TUC - GHANA

CRADA

MINISTRY OF EMPLOYMENT AND LABOUR RELATIONS

ESTABLISHING CHILD LABOUR FREE ZONES (CLFZs) IN GHANA

PROTOCOLS AND GUIDELINES

"Towards achieving Sustainable Development Goal Target 8.7"

TABLE OF CONTENTS

TABLE OF CONTENTS ii
LIST OF ABBREVIATIONS iv
FOREWORD vi
ACKNOWLEDGEMENT viii
EXECUTIVE SUMMARY ix
1. BACKGROUND AND CONTEXT 1
1.1 Introduction 1
1.2 Background 1
1.3 Incidence of Child Labour Ghana 2
1.3.1 Age Distribution of Child Labour in Ghana 3
1.3.2 Regional Distribution of Child Labour in Ghana 3
2. THE CLFZ FRAMEWORK 3
2.1 Introduction 3
2.2 Rationale 4
2.3 Goal 4
2.4 Objectives of CLFZ 4
2.5 Definition and Description of a Child Labour Free Zone (CLFZ) 5
2.6 CLFZ Conditions 5
2.6.1 Community Level 5
2.6.2 District Level 6
2.7 Possible measures and interventions to achieve CLFZ conditions 6
3. ASSESSMENT MODALITIES AND PROCEDURES FOR ESTABLISHING CLFZs 8
3.1 Pre-Assessment 8
3.2 Main Assessment Criteria 8
3.3 Grading of Assessment Results 9
3.3.1 Weights 9
3.3.2 Overall Score and Grading 10
3.4 Declaration 10
3.5 Review 10
3.5.1 Internal Review 10
3.5.2 External Review 10
4. INSTITUTIONAL/IMPLEMENTATION ARRANGEMENTS 11
A. Implementing Agencies and Implementing Partners 11
B. Government 11
(i) Metropolitan, Municipal and District Assemblies (MMDAs) 11
(ii) Ministries, Departments and Agencies (MDAs) 12
(iii) Ministry of Employment and Labour Relations (MELR)/NSCCL 12
C. Employer Organisations/Trade Unions and Civil Society Organisations 13

D. International Organisations and Development Partners 13
E. Communities 13
(i) Community Child Protection Committee (CCPC) 13
(ii) Chiefs and Opinion Leaders 14
(iii) SMC/PTA 14
F. Media 14
G. Assessment Team 14
H. Funding Arrangements for the CLFZ 15
5. APPENDICES 16
Appendix 1: CLFZ Pre-Assessment Checklist 16
Appendix 2: Main Assessment Criteria 17
Appendix 3: Glossary 29
Appendix 4: CLFZ Assessment Cycle 30
Appendix 5: Institutional Arrangements for Implementation of CLFZ 31
Appendix 6: Members of the Technical Working Group 32

LIST OF ABBREVIATIONS

ACE:	Action against Child Exploitation
AU:	African Union
CAP:	Community Action Plan
CAPs:	Community Action Plans
CBOs:	Community Based Organisations
CCPC:	Community Child Protection Committee
CHRAJ:	Commission on Human Rights and Administrative Justice
CL:	Child Labour
CLF:	Child Labour Free
CLFZs:	Child Labour Free Zones
CLMS:	Child Labour Monitoring System
CLU:	Child Labour Unit
CQ:	Community Questionnaire
CR:	Community Register
CRADA:	Child Research for Action and Development Agency
CSOs:	Civil Society Organisations
DSD:	Department of Social Development
EIB:	Employment Information Branch
FCUBE:	Free Compulsory Universal Basic Education
FGD:	Focus Group Discussion
FPRW:	Fundamental Principles and Rights at Work
GAWU:	General Agricultural Workers Union
GEA:	Ghana Employers' Association
GCLMS:	Ghana Child Labour Monitoring System
GLSS6:	Ghana Living Standard Survey Round Sixth
GPS:	Ghana Police Service
GSS:	Ghana Statistical Service
IABA:	Integrated Area-Based Approach
IAs:	Implementing Agencies
ICI:	International Cocoa Initiative
ILO:	International Labour Organisation
IPs:	Implementing Partners
ISD:	Information Services Department

LD:	Labour Department
LEAP:	Livelihood Empowerment Against Poverty
LGAs:	Local Government Authorities
MDAs:	Ministries, Departments and Agencies
MELR:	Ministry of Employment and Labour Relations
MMD:	Metropolitan, Municipal or District
MMDAs:	Metropolitan, Municipal and District Assemblies
NCCE:	National Commission for Civic Education
NGOs:	Non-Governmental Organisations
NPA1:	First Phase of the National Plan of Action
NPA2:	Second Phase of the National Plan of Action
NSCCL:	National Steering Committee on Child Labour
PTA:	Parent Teachers Association
SDGs:	Sustainable Development Goals
SFP:	School Feeding Programme
SHS:	Senior High School
SMC:	School Management Committee
SMT:	School Monitoring Team
SOP:	Standard Operating Procedure
SQ:	Specific Questionnaire
SSsC:	Social Services Sub-Committee
TBP:	Time-Bound Project
TLMs:	Teaching and Learning Materials
TUC:	Trades Union Congress
TWG:	Technical Working Group
UN:	United Nations
UNICEF:	United Nations International Children's Fund
WACAP:	West Africa Cocoa and Commercial Agriculture Project
WFCL:	Worst Forms of Child Labour
WMT:	Workplace Monitoring Team

FOREWORD

Ghana's efforts to eliminate child labour have been hinged on policies, as well as international and local laws and actions that uphold the fundamental rights of children.

The Government of Ghana— through the Ministry of Employment and Labour Relations in collaboration with other national agencies and development partners— has made strenuous efforts to eliminate child labour. This is evident in the National Plan of Action Phase II (NPA 2) for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour in Ghana (2017-2021) currently in operation.

The idea is to give attention to the need to mobilise resources, focus action in local communities and strengthen educational outcomes so that children are enrolled and retained in school, thereby keeping them out of child labour. Thus to achieve this objective, the NPA 2 seeks effective collaboration and coordination among all partners, in the context of effective monitoring and accountability.

The NPA 2 under its upstream interventions recognises the need to reinforce public awareness and strengthen advocacy for improved policy programme and implementation of child development interventions.

Against this background, one key expected outcome of this intervention is that policies and programmes on strengthening the rural economy and promoting the fundamental principles and rights at work, using the Integrated Area-Based Approach Towards Child Labour Free Zones (CLFZs) will be designed, implemented and promoted.

The Ministry of Employment and Labour Relations through the National Steering Committee on Child Labour (NSCCL) has taken conscious efforts and steps in the realisation of this concept by building on existing principles and standards available, hence, coming up with the Protocols and Guidelines for establishing Child Labour Free Zones (CLFZs) in Ghana.

The CLFZ concept is designed to enhance national efforts to achieve SDGs by reducing to insignificant levels, all forms of child labour in a given locality over a specific period of time. The whole idea behind this concept is to systematically remove children away from child labour and reintegrate them into formal, full time schools. In creating CLFZs, the focus is therefore not only on children who work in a specific sector or the Worst Forms of Child Labour (WFCL), but on all children within that area who do not attend school. Thus, certain parameters must be attained by setting in place conditions, measures, structures, support systems and child development facilities in a particular area to facilitate the monitoring, prevention, identification, removal, referral as well as provision of needed social services support to affected children and or their parents/guardians to ensure that the incidence of child labour in the area is progressively eradicated before a given area can be declared CLFZ.

The Government of Ghana and all stakeholders involved in the elimination of child labour dream of eliminating child labour completely or reducing it to the barest minimum but their efforts are thwarted by the high prevalence of child labour everywhere they go. The development of the Protocols and Guidelines in Establishing Child Labour Free Zones (CLFZs) will not only strengthen government's and other partners' efforts to uphold the constitutional provision on the fundamental rights of children in Ghana to be protected from work that constitute a threat to their health, education and development, but it will encourage communities (where all stakeholders including teachers, parents, children themselves, community groups, religious leaders) and local government authorities among others,

consciously commit resources and accelerate efforts to eradicate all forms of child labour from their areas of jurisdiction.

I am confident that all stakeholders, including government institutions, social partners, Civil Society Organisation (CSOs), and development partners will contribute their best to make this happen and make Ghana a beacon to other countries to replicate this robust concept towards the elimination of child labour globally.

……....

HON. IGNATIUS BAFFOUR AWUAH, MP
MINISTER OF EMPLOYMENT AND LABOUR RELATIONS

ACKNOWLEDGEMENT

The development of the Protocols and Guidelines for establishing Child Labour Free Zones (CLFZ) in the country demonstrates the tenacious national efforts to address the challenge. Many organisations and individuals made vast contributions to the development of the document. The government and the people of Ghana really appreciate them and are grateful for all the support and hard work.

The Government of Ghana recognises the high sense of duty exhibited by the Ministry of Employment and Labour Relations (MELR) in leading the process for the timely development of the Protocols and Guidelines. The commitment and the leadership of the sector Minister, Hon. Ignatius Baffour Awuah (MP) and the Deputy Minister, Hon. Bright Wireko Brobby (MP) are highly appreciated. Gratitude is given to the Chief Director of the MELR, Mr. Kizito Ballans for his supervision. Ms. Emma Ofori Agyemang, Director for Policy Planning, Monitoring and Evaluation (PPME) is acknowledged for her keen contributions.

Special thanks go to the Ag. Chief Labour Officer, Mr. Eugene Korletey for his inspirational support throughout the process. Much gratitude is given to Ms. Elizabeth Akanbombire, Head of Child Labour Unit (CLU) of the Labour Department (LD) and the entire staff of CLU for their dedication in coordinating the process to its successful completion.

We also express our uncommon appreciation to the National Steering Committee on the Child Labour (NSCCL) for providing the technical support needed in the design and development of the protocols and guidelines. A special thanks is being extended to the Sub–Committee on Policy Planning, Implementation, Monitoring and Evaluation for their dedicated inputs and for fine tuning the documentation process. Warmest thanks to the Technical Working Group (TWG) for their selfless commitment demonstrated during the development of the document. (See Appendix 5 for full list).

We acknowledge also our major partners from International Labour Organisation (ILO), Action against Child Exploitation (ACE), Deloitte (Japan), Child Research for Action and Development Agency (CRADA), General Agricultural Workers Union (GAWU) of the Trades Union Congress Ghana (TUC-GH), who provided technical expertise and guidance to the Technical Working Group by providing CLFZ models required for the development of Ghana's own model of the Protocols and Guidelines for establishing Child Labour Free Zones. We are grateful to ACE and Deloitte (Japan) for their financial support.

We further appreciate the warm reception and contributions of implementing partners and other stakeholders in the districts and communities visited by the TWG for their immeasurable contributions towards the development of the tools.

The Government of Ghana appreciates all the Ministries, Departments, and Agencies (MDAs) Metropolitan/Municipal/District Assemblies (MMDAs), Social Partners, and Civil Society Organisations (CSOs) which ensured that the views of all stakeholders are reflected in this Protocols and Guidelines Assessment Tools for declaring child labour free zones in Ghana.

EXECUTIVE SUMMARY

Article 28 (2) of the 1992 Constitution of Ghana provides that –"Every child has the right to be protected from engaging in work that constitutes a threat to his health, education or development". Other international instruments which Ghana has ratified, including International Labour Organisation (ILO) Minimum Age Convention, 1973 (No. 138), Worst Forms of Child Labour Convention, 1999 (No. 182), the Sustainable Development Goals, among others proscribe child labour.

Target 8.7 of the Sustainable Development Goals (SDGs) requires countries to "take immediate and effective measures to eradicate forced labour, end modern day slavery and human trafficking and secure the prohibition and elimination of the Worst Forms of Child Labour, including recruitment and use of child soldiers, and by 2025 end child labour in all its forms."

In efforts to uphold the provisions of the Constitution and other international instruments, Government of Ghana and other partners have, since 2000, developed and implemented various interventions in this regard. In spite of the afore-mentioned, legal and institutional framework and the numerous interventions, available data indicates that SDG Target 8.7 will not be met at the current pace of action. The sixth round of Ghana Living Standard Survey (GLSS6) conducted by the Ghana Statistical Service (GSS) in 2014, estimated child labour (persons 5-17 years) at 21.8 per cent. There is therefore the need for intensified commitment, accelerated efforts and willingness to try new approaches.

It is against this background that the Child Labour Free Zone (CLFZ) strategy is being adopted to ensure that Local Government Authorities (LGAs) and relevant stakeholders eliminate all forms of child labour in their areas of jurisdiction through accelerated and sustainable efforts.

CLFZ is a geographical area (town council, zonal and area council) in which incidence of child labour is reduced to the barest minimum (10%) as against the baseline figure. The overall goal of the CLFZ is to develop and implement holistic, well- integrated, consistent and impactful interventions that will lead to the eradication of child labour and total development of children in Ghana by 2025.

A detailed but straight-forward scoring procedure has been developed to scientifically assess and determine the status of a zone in the CLFZ process. Based on the overall score, a zone shall be declared as –Towards CLFZ, CLFZ Grade –A, –B or –C. Prior to the full assessment, a set of checklists shall be administered to determine whether a full assessment shall be carried out or not.

The journey to the CLFZ requires a concerted effort by all relevant stakeholders, such as Government at the national and local levels, as well as partners. At the national level, Government through the Ministry of Employment and Labour Relations in collaboration with other relevant ministries and agencies, is expected to create the necessary legal and institutional environment for the effective implementation of the CLFZ process. At the local

level, Metropolitan, Municipal and District Assemblies (MMDAs) are expected to own the process, establish and maintain functional structures and institutions and provide the needed direction to attract partners to contribute to this worthy course. Communities are expected to maintain relevant structures to facilitate the identification, withdrawal as well as referral systems.

MMDAs are expected to devise innovative ways of raising resources (financial, technical, human, and logistical) for the implementation of the CLFZ process in their areas of jurisdiction. The Resource Mobilisation Sub-Committee of the National Steering Committee on Child Labour (NSCCL) shall be tasked to raise some resources to support the work of the Child Labour Unit

(CLU), the assessment team and possibly some well- performing MMDAs in the CLFZ process.

The Protocols and Guidelines seek to provide a set of standardised conditions, structures, support systems and child development facilities that must be put in place in a zone (both at the district and community levels) to facilitate the monitoring, prevention, identification, removal, referral as well as provision of needed social services support to affected children and or their parents/guardians to ensure that incidence of child labour in the area is progressively reduced to its barest minimum. The Protocols and Guidelines also provide criteria for assessing the conditions of the zone.

1.0. INTRODUCTION

International efforts to promote decent work and economic growth recognise the need to effectively address the issue of child labour. Target 8.7 of the Sustainable Development Goals (SDGs) is for countries to "take immediate and effective measures to eradicate forced labour, end modern day slavery and human trafficking and secure the prohibition and elimination of the Worst Forms of Child Labour, including recruitment and use of child soldiers, and by 2025 end child labour in all its forms".

There are One Hundred and Sixty (160) million children in child labour all over the world, according to ILO/UNICEF 2019 report. In Sub-Saharan Africa Eighty Six million Six hundred thousand (86.6 million) children, making 54.13%, suffer from the menace. In Ghana, 21.8% of children are estimated to be in child labour (child labour report of GLSS6, 2014).

1.1 Background

Article 28 (2) of the 1992 Constitution of Ghana provides that "every child has the right to be protected from engaging in work that constitutes a threat to his health, education or development‖. This provision has been translated into the Children's Act, 1998 (Act 560) which guarantees the protection of the fundamental rights of children as enshrined in the 1992 Constitution". Its guiding principle is, –the best interest of the child‖.

The Government of Ghana has ratified many United Nations (UN), International Labour Organisation (ILO) and African Union (AU) conventions, treaties and protocols on the care and protection of children and the elimination of Worst Forms of Child Labour. Ghana ratified the UN Convention on the Rights of the Child and the African Charter on the Rights and Welfare of the Child. This required Ghana to develop policies and legislations to facilitate the full development of every child in the country. The ILO Conventions ratified include C138, which sets the minimum age for employment in Ghana at 15 years, C182 on the elimination of the Worst Forms of Child Labour (WFCL) and C29 which abolishes forced labour. In addition, the country has ratified the Palermo Protocol that seeks to prohibit trafficking in persons.

Since 2000, ILO's International Programme for the Elimination of Child Labour (IPEC) has given Ghana both technical and financial support to undertake several programmes such as:

- The country programme on child labour from 2000 to 2002,
- The Ghana component of the West Africa Cocoa and Commercial Agriculture Project (WACAP) from 2003 to 2006,
- Ghana Time-Bound Project (TBP) in 2004 and implemented in twenty (20) districts covering nine (9) out of the ten (10) administrative regions in the country etc.

These projects contributed to the development of the National Plan of Action for the Elimination of Child Labour, phase 1 (2009-2015), which made important gains in the fight against child labour and received significant support from the ILO projects especially the West Africa ECOWAS I&II, Cocoa Communities Projects and the Public Private Partnership project (WA ECOWAS I&II, CCP and PPP). It also facilitated the harmonisation of some tracking systems that were used by the various projects, establishing the Ghana Child Labour Monitoring System (GCLMS). Subsequent to the establishment of the GCLMS, the projects also contributed to the development of key elements that facilitated the establishment of an institutional framework for the elimination of WFCL.

The National Steering Committee on Child Labour (NSCCL) established in 2007, is a multi-stakeholder national level institution, with responsibility to oversee and provide overall coordination of the implementation of child labour related programmes in the country and

facilitate effective cooperation between all ministries and government institutions whose mandate is relevant to the elimination of child labour. The NSCCL with the Child Labour Unit as its secretariat, has over the years led the implementation of several interventions including the implementation of the NPA1.

Since 2010, there has been increased attention from Government and Development Partners such as the ILO, United Nations Education Fund (UNICEF), International Cocoa Initiative (ICI) and others, leading to the review of the first National Plan of Action (NPA1) where Cabinet approved the National Plan of Action Phase II (NPA 2) for the elimination of child labour in 2018 which is currently being implemented. Other Government policies and programmes such as the Livelihood Empowerment Against Poverty (LEAP), School Feeding Programme (SFP), Capitation Grant (CG), Free Compulsory Universal Basic Education (FCUBE) and the present free Senior High School (SHS) have contributed significantly towards the elimination of child labour in Ghana.

The National Plan of Action (NPA 2: 2017-2021) identifies the need to work towards achieving communities where child labour interventions are holistic, well-integrated, consistent and impactful over a given period. Thus, the NPA 2 assigns the National Steering Committee on Child Labour (NSCCL) to –design, draft and present to Government, Protocols and Guidelines on Child Labour Free Zones (CLFZs), with a view to piloting the policy and programmes in selected localities as models of interventions which if successful, will be replicated and scaled up across the country.[1]

In Ghana, the efforts to address child labour through an Integrated Area-Based Approach (IABA) is to establish a demarcated geographical area where there are sufficient conditions to ensure that no child is in any form of child labour within a given period set and regulated by a mandated and competent national agency[2]. Such areas may be considered a Child Labour Free Zone (CLFZ).

It is highly probable that an initiative towards declaring a given area as –free of child labour‖ may be too audacious, risking the possibility of poor credibility. This may be so because of a perceived difficulty over how to control and always ensure that there is truly no form of child labour occurring at any point in time in the designated area; including unforeseen cases. This challenge can be addressed by proper clarification of the concept of CLFZs, including the standards and conditions set out by Government. In this regard, –child labour free‖ does not necessarily express the area with the condition of –zero child labour‖, but rather demonstrates the area which has an effective mechanism to address and solve the child labour situation at community level as this guideline states.

Government should have the sole mandate and be accountable for the declaration of any area in Ghana as a CLFZ. All other stakeholders act as collaborating partners, without the right to, by themselves, declare any area in the country as a CLFZ.

1.2 Incidence of Child Labour Ghana[3]

In spite of the afore-mentioned legal and institutional framework and the numerous interventions, the sixth round of Ghana Living Standard Survey (GLSS6) conducted by the Ghana Statistical Service (GSS) estimated child labour (persons 5-17 years) at 21.8 per cent.

[1] See Action 1.4.1.2. on p42 of NPA2 document
[2] Such as the National Steering Committee on Child Labour (NSCCL) under the Ministry of Employment and Labour Relations (MELR)
[3] Data Source: GSS, GLSS Round 6; 2014

The proportion of male children in child labour was slightly higher (22.7%) than female (20.8%). The proportion of rural children engaged in child labour (30.2%) was about two and a half times the proportion in urban areas (12.4%). The rural savannah (34.6%) had the highest proportion of children in child labour compared to the other ecological zones.

1.2.1. Age Distribution of Child Labour in Ghana

Item	Age Group	Number in Child Labour (CL)	% of Age Population	% of CL Population	No. in Hazardous Work (WFCL)	% of Age Population in Hazardous Work	% of Population in Hazardous Work
1	5-7	212,278	10.0	11.2	9,465	4.5	7.7
2	8-11	704,212	25.6	37.2	330,161	12.0	26.8
3	12-14	564,500	26.9	29.8	394,908	18.8	32.1
4	15-17	411,562	23.9	21.7	411,562	23.9	33.4

Data source: GSS, GLSS Round 6; 2014

1.2.2. Regional Distribution of Child Labour in Ghana

Item	Region	No. in CL	% of Region	% of CL	No. in Hz.Wk	% of Region	% of Hz.Wk
1	Western	171,626	20.5	9.1	113,134	13.5	9.2
2	Central	70,535	8.9	3.7	33,164	4.2	2.7
3	Greater Accra	62,562	5.2	3.3	23,312	1.9	1.9
4	Volta	206,404	26.9	10.9	169,035	22.0	13.7
5	Eastern	267,233	29.0	14.1	193,551	21.0	15.7
6	Ashanti	396,751	23.0	21.0	279,374	16.2	22.7
7	Brong Ahafo	306,972	33.5	16.2	224,037	24.4	18.2
8	Northern	203,566	22.8	10.8	105,769	11.9	8.6
9	Upper East	114,899	31.7	6.1	47,534	13.1	3.9
10	Upper West	92,041	33.5	4.9	42,375	15.4	3.4

Data source: GSS, GLSS Round 6; 2014

2.0 THE CLFZ FRAMEWORK

This CLFZ Protocols and Guidelines has been developed in recognition of certain core values and principles; existing national, legal, and institutional frameworks; international conventions, protocols and agreements; and policies and programmes that relate to the protection of children against all forms of exploitation, including child labour and trafficking to ensure their total development. Child labour is not acceptable in Ghana and hence it must be abolished. This is consistent with ILO's Fundamental Principles and Rights at Work (FPRW).

The CLFZ concept seeks to strengthen Government's and other partners' efforts to uphold the constitutional provision on the fundamental rights of children in Ghana to be protected from work that constitutes a threat to their health, education or development. It is also to enhance national efforts to achieve the Sustainable Development Goals (SDGs), especially relevant targets under Goals 8, 5, 16 and 10[1].

The Protocols and Guidelines provide a set of standardised conditions, measures, structures, support systems and child development facilities that must be put in place in a particular area to facilitate the monitoring, prevention, identification, removal, referral as well as provision of needed social services support to affected children and or their parents/guardians to ensure that incidence of child labour in the area is progressively reduced to the barest minimum.

It is expected that such interventions will be piloted on selected areas and subsequently upscaled to other communities.

This Protocols and Guidelines for establishing CLFZ is neither a replacement nor duplication of the NPA-2. It is rather being touted as one of the approaches or strategies to help achieve the overall goal of the NPA 2.

2.1 Rationale

The 1992 Constitution of the Republic of Ghana, the Children's Act, 1998 (Act 560) as well as other legislative instruments and international instruments Ghana has ratified, including ILO Conventions 29, 138 and 182, proscribe engagement of children in work that constitute threat to their health, education or development. Most of the legal instruments have been operationalised through policies, projects and programmes since the year 2000. Additionally, Ghana has signed on to the Sustainable Development Goals (SDGs). All these notwithstanding, incidence of child labour was estimated at 21.8% by the Ghana Statistical Service in the GLSS6 2014.

According to the Alliance 8.7 Pathfinder Country Guidance Note, despite the good work being done, SDG Target 8.7 is not likely to be met at the current pace of action. It therefore calls for commitment to accelerating efforts and willingness to try new approaches from which others can learn to support Target 8.7's urgent deadlines.

It is against this background that the CLFZ strategy is being adopted to ensure that Local Government Authorities (LGAs) and relevant stakeholders eliminate child labour in their areas of jurisdiction through accelerated and sustainable efforts.

2.2. Goal

The overall goal of the CLFZ is to develop and implement holistic, well-integrated, consistent and impactful interventions that will lead to the reduction of child labour to its barest minimum and total development of Ghanaian children by 2025.

2.0. Core Principles (information to be provided by Andy)

[1] Target 8.7, 5.2, 5.3, 16.2 and 10.7

2.3. Objectives of CLFZ

The specific objectives of the proposed Protocols and Guidelines on CLFZs are;

(i) To identify, create and maintain conditions for the elimination of all forms of child labour in a given geographical area;
(ii) To provide common sets of standards for creating CLFZ and measuring the impact of such interventions by government and non-governmental agencies towards the reduction of child labour to its barest minimum in Ghana;
(iii) To prevent and withdraw all children between the ages five to seventeen (5-17) from all forms of child labour;
(iv) To eliminate, by reducing to insignificant levels, all forms of child labour in a given locality over a specific period of time, and the whole country in the near future.

2.4. Definition and Description of a Child Labour Free Zone (CLFZ)

CLFZ is a geographical area (town council, zonal and area council[2]) in which incidence of child labour is reduced to the barest minimum (10%) as against the baseline figure [3]. This definition implies that in a child labour free zone:

(i) Child labour is well understood by all as human rights violation and that it constitutes a threat to the child's health, education or development;
(ii) Necessary measures (laws, systems, and structures) have been put in place to withdraw children already engaged in the act and prevent new children from getting into it;
(iii) Children who are legally permitted to work (13-17 years) are protected from hazardous work;
(iv) Perpetrators are made to face the necessary sanctions in accordance with applicable laws;
(v) Children's rights are respected and upheld;
(vi) Resources are invested by national and sub-national levels in children's welfare and development (education including technical and vocational skills training, health and recreation); and
(vii) As a result of the above, incidence of child labour is reduced to the barest minimum (10%).

2.5. CLFZ Conditions

For a zone to be declared as child labour free (CLF), certain conditions, measures, structures, support systems and child development facilities must exist. The following are the conditions that must exist at the Town, Zonal and Area Councils as well as the community level in order for the community to be considered for assessment and declaration as CLFZ.

2.5.1. Community Level

(i) On-going education and sensitisation of child labour basic legal concepts and on children's laws;
(ii) Availability of a functional mechanism (structures and systems) that determines the status of children (i.e. are they in child labour, at risk of child labour or not in child labour). These may include, but not limited to Child Labour Monitoring System (CLMS)
    - Community Register (CR) of all households in the locality that is updated periodically;
    - A functional Community Child Protection Committee (CCPC);
    - Workplace monitoring mechanism to ensure that
        - ✓ children are not working during school going hours
        - ✓ children 13-17 years work under safe and healthy conditions;
    - Community surveillance mechanism to check truancy
    - School inspection system to check/monitor:
        - ✓ Availability of teachers and their punctuality

[2] Town council refers to metropolitan, zonal council refers to municipal and area council refers to district
[3] The baseline figure refers to incidence of child labour before the assessment as provided by credible national data sources.

- ✓ Availability of teaching and learning materials
- ✓ Conduciveness and safety of school infrastructure, including recreational facilities
- ✓ Pupils' enrollment, attendance and punctuality
- ✓ Pupils' performance
- ✓ Parents' commitment to children's education

(iii) Existence and enforcement of community regulations on child protection including child labour based on the provisions by the Children's Act, 1998 (Act 560);

(iv) Referral and remediation mechanism: to prevent and protect children at risk and children removed from child labour;

- A contact list of agencies providing:
  - ✓ Social services
    - – Health
    - – Education
    - – Social protection: livelihood (Livelihood Empowerment Against Poverty (LEAP), National Health Insurance Scheme NHIS)
  - ✓ Legal services/sensitisation (Commission on Human Rights Administrative Justice - CHRAJ, National Commission for Civic Education - NCCE, Ghana Police Service - GPS, Judicial Service etc.)

(v) Community Action Plan (including child labour) developed and implemented.

2.5.2. District Level

(vi) Availability of opportunities to strengthen vulnerable parents and families

- Parental counselling
- Economic empowerment services
- Institutional, technical and logistical capacity of duty-bearing agencies.

(vii) District bye-laws to enforce child labour provisions in the Children's Act, 1998 (Act 560) and regulation 34 of the Child Rights Regulations (Legislative Instrument 1705) enacted and enforced;

(viii) Child labour and Child protection interventions included in the District Medium Term Development Policy and Annual Action Plans, including resource mobilisation, monitoring and evaluation measures;

(ix) Child Labour Monitoring System at the MMDAs level;

(x) Baseline data on situation of child labour at the MMDAs level;

(xi) Institutional, technical and logistical capacity of the Department of Social Welfare and Community Development, Social-Services Sub-Committee (SSsC) of the District Assembly and Labour Department developed to enable them perform their statutory functions efficiently (Section 96: 1-5 of Act 560)

(xii) Functional referral system under the collaborative work of MMDA line agencies and institutions providing social services and legal services.

2.6. Possible measures and interventions to achieve CLFZ conditions

The following measures are proposed to guide the MMDAs to effectively implement CLFZ concept in their localities.

(i) ***Getting basic understanding about the conditions of the zone and the situation of all children and households in the area:*** Collect information about trends in child labour situation, school enrolment and attendance, socio-economic factors of community and vulnerable families such as migrants, status of schools and education facilities, etc. as knowledge base of the zone to develop Community Action Plans.

(ii) ***Establishing and strengthening Child Labour Monitoring System at community level:*** **Train and** Resource assembly members, especially the Social Services Sub-Committee of the MMDAs and mobilise people in the communities to form Community Child

Protection Committee (CCPC) or Community Social Protection Committee (CSPC). Provide trainings on knowledge about laws and regulations related to child labour and skills development in conducting child labour monitoring, communication and leadership.

(iii) ***Organizational Capacity:*** the ability of an organization to undertake purposeful action contingent upon the underlisted factors:

- Institutional capacity: includes clarity in mandate and availability of an organisational framework showing a systemic approach to the conduct of work. It may involve clear schedules and terms of reference for staff and work plans.
- Technical capacity: is increasing the knowledge and skills of mandated agencies in order to equip them to carry out their mandate efficiently.
- Logistical capacity: is the ability to generate the needed materials to equip mandated agencies in carrying out their responsibilities effectively.

(iv) ***Social Mobilisation and Sensitisation:*** The process of bringing together and sensitising all relevant stakeholders (community members, opinion leaders and partners) on child labour issues, equipping, and engaging them to take specific action to address child labour issues.

(v) Prevention and/or withdrawal of children from child labour through referral, remediation and social services:

- Prevention is putting measures in place to avoid precarious situations that lead to child labour.
- Withdrawal is the act of removing children from engagement in unacceptable work. It may occur when the child is protected from the hazards associated with child labour.
- Referral is linking affected children to appropriate agencies to ensure their removal or protection from child labour.
- Remediation: the direct support provided for withdrawn children to ensure that withdrawal is sustainable.

(vi) ***Enactment and enforcement of Law/Regulations on Child Protection including child labour:*** Put in place measures that ensure legal provisions related to child labour are carried out in practice. This includes the development and use of instruments and tools that facilitate the deployment of the law and the application of sanctions on perpetrators.

(vii) ***Development of Community Action Plan and implementation:*** Based on the situations of the communities, these communities must develop Community Action Plans (CAPs) having relevant measures to improve the education and economic status of communities and residents.

- School improvement in physical infrastructure and quality of teaching and learning, and establishing monitoring system at school levels.
- Economic empowerment services: providing the knowledge and skills that enhance the resourcefulness of vulnerable families affected by child labour. This includes training in entrepreneurship and in some cases provision of livelihood packages and business start-up kits. It is advisable to collaborate with various relevant Ministries, Departments and Agencies (MDAs) as well as industry- based institutions/organisations and Civil Society Organizations (CSOs)/Non-Governmental Organizations (NGOs).

(viii) ***Resource Mobilisation:*** Putting in strategic measures to ensure the needed inputs required for the efficient implementation of planned interventions are readily available on sustainable basis. Working closely and collaboratively with relevant MDAs as well as industry-based institutions/organisations and Faith-Based Organizations FBOs/CSOs/NGOs is advisable.

3.0. INSTITUTIONAL/IMPLEMENTATION ARRANGEMENTS

This section describes the institutional arrangements for the effective implementation and coordination of the CLFZ process. It describes the key roles expected of each of the partners.

3.1. Implementing Agencies and Implementing Partners

Implementing Agencies (IAs) and Implementing Partners (IPs) play an integral part in the development and implementation of activities towards the attainment of CLFZs in Ghana. These guidelines seek to define the roles and set up the modalities, including strategies to be used by all implementing agencies in the attainment and measurement of CLFZs. These roles will be part of the institutional core functions and mandate of the IAs. The IAs shall include Government Departments and its agencies, CSOs, Trade Unions, Employer Organisations and other private and International Organisations.

The application towards establishing a CLFZ begins with consultative process with the District Assembly. It shall be an initiative from the assembly in collaboration with the community or an implementing partner(s) (i.e. CSOs, Social Partners, international organisations) among others.

3.2. Government

3.2.1. Ministries, Departments and Agencies (MDAs) and Other Services

MDAs and other Services shall support the implementation of the CLFZ process through their regional and district offices. They shall support their offices technically, financially and logistically to enable them perform their respective roles in the elimination of child labour towards the establishment of CLFZ.

3.2.2. Ministry of Employment and Labour Relations (MELR)/NSCCL:

MELR/NSCCL is mandated to co-ordinate all child labour interventions in the country. In view of this, MELR shall perform the following functions in the CLFZ process:

- Coordinate the activities of all relevant partners;
- Resource and strengthen the CLU to effectively coordinate the CLFZ implementation process;
- Assign and supervise the assessment team;
- Study (review) assessment reports;
- Publish assessment results;
- Declare zones that have gone through and pass the process;
- Coordinate and establish measures to provide benefits to declared CLFZs by collaborating with other concerned Ministries, Departments and Agencies including industry-based institutions and organizations to motivate stakeholders for expanding CLFZs.

3.2.2.1. Child Labour Unit (CLU)

The Child Labour Unit, which is the secretariat to the NSCCL will play a central role in the CLFZ process. The CLU will act as a liaison between the implementing districts, the NSCCL and the Ministry of Employment and Labour Relations. The CLU shall perform the following functions:

- Organise training programmes for assessment team members;
- Develop materials and tools for assessment;
- Develop programmes and budget for the functioning of the assessment team;
- Act as the assessment team secretariat;
- Collate and collect assessment reports.

3.2.2.2. Employment Information Branch (EIB)

The Employment Information Branch of the Labour Department will also play the

following roles in the CLFZ implementation process.

- Review and analyse assessment team reports in collaboration with Ghana Statistical Service;
- Develop a mapping system that indicates the geographical locations of all communities implementing child labour programmes;
- In collaboration with the CLU and the assessment team, will submit reviewed assessment results to MELR/NSCCL.

3.2.3. Regional Coordinating Councils (RCCs), Metropolitan, Municipal and District Assemblies (MMDAs) and Non-Decentralized Entities

The successful implementation of the CLFZ strategy depends to a very large extent on the willingness and commitment of the Metropolitan, Municipal and District Assemblies (MMDAs). The role of the RCCs, MMDAs and non-decentralized entities in the CLFZ process is very critical because they are the mandated Government institutions at the local level tasked to see to the overall protection and development of children in their respective areas of jurisdiction. Other institutions such as Civil Society Organisations, NGOs and Community Based Organizations (CBOs), private sector, media, international organisations and development partners complement the efforts of the MMDAs. In the CLFZ process, the MMDAs shall perform the following functions:

- Enact bye-laws and enforce compliance of the Children's Act;
- Develop and implement interventions geared towards the elimination of child labour, in collaboration with CSOs, social partners, development partners and private sector when necessary;
- Select and approve interventions by partners;
- Monitor the implementation of interventions;
- Provide child development interventions such as schools, clinics, vocational training institutions, etc.;
- Liaise with or lobby other governmental and non-governmental organisations such as LEAP Secretariat, School Feeding Secretariat, National Health Insurance Authority, Ghana Education Service, CSOs, Social Partners, Private Sector, International Organisations for the provision of essential resources and other social infrastructure in the communities of the MMDAs to help attain the CLFZ status;
- Resource the Social Services Sub-Committee (SSsC) for effective functioning;
- Invite other members to serve on the SSsC.
- Commit adequate resources to the fight against child labour.
- Sensitization/awareness creation
- Case management
- Workplace Inspection
- Identification, Withdrawal, Referral, Remediation and Monitoring

3.2.4. District Coordinating Unit of CLFZ

The District Labour office in collaboration with Social Welfare and Community Development shall be the Coordinating Unit of the CLFZ Process. The District Coordinating will perform the following functions :

- Facilitate sensitization programmes in the communities;
- Facilitate the formation of Community Child Protection Committees (CCPC) in all the communities of the districts and are functional;
- Facilitate the capacities of the CCPC to effectively perform its functions;
- Facilitate the preparation of community register for all communities in the MMDA;
- Facilitate the preparation of Community Action Plans (CAPs) by all communities in the MMDA;

- Facilitate the activities of the CCPC and implementation of other social services;
- Facilitate joint work plan covering the activities of all the members on the committee;
- Facilitate the preparation of quarterly progress on the implementation of the CLFZ and provide the needed support for communities to maintain and upgrade their CLFZ status;

3.2.5. Communities

Communities shall play crucial roles in the CLFZ process. The communities have the best knowledge about the children, the economic, social and health situations of the children and their parents/guardians since they live together with them in the same households, as neighbours or as community members. Their active participation in the CLFZ process will undoubtedly contribute to the attainment of the overall goal of the process. The communities shall perform the following functions in the process:

- The community members shall participate actively in all the activities of the CLFZ process;
- Enact and enforce community regulations to protect the rights of children in the community including child labour;
- Contribute resources (time, kind, material or finances) to complement the efforts of the assembly or the IP;
- Members of the community shall support the activities of the CCPC by acting as each other's keeper and reporting any child abuse case to the CCPC.

3.2.5.1. Community Child Protection Committee (CCPC)

The role of the CCPC cannot be underestimated in the CLFZ process. The CCPC will lead the implementation of all interventions in the community.
Membership[4] of the Community Social Protection Committee (CSPC) will range from five to twelve (5-12), and will be made up of relevant social partners depending on the size of the community. The composition of the CCPC shall ensure the membership of at least four(4) women. The membership of the CSPC shall include:

1. Representative of the Traditional Council
2. Queen mother
3. Religious leaders
4. Assembly member
5. Representative of Unit Committee
6. Teacher
7. Representative of School Management Committee/Parents and Teachers' Association
8. Identified Opinion Leaders
9. Youth Group
10. Women's Association
11. Trade organization
12. Children's representative

The CCPC will perform the following functions in close collaboration with the traditional and religious leaders and other opinion leaders.

[4] This list may change with the coming into force the social protection bill

- Establish and lead in the implementation of a functional child labour monitoring systems including community register etc
- Identification of child labour victims, withdrawal, referral and appropriate remediation services
- Identification and documentation of appropriate service providers
- Periodically update the community register;
- Undertake regular monitoring visits to schools and workplaces to assess the conditions of children;
- Carry out sensitization programmes in the community;
- Ensure the development and implementation of CAPs;
- Lobby the assembly, individuals, private sector and others for social services for the community.

3.2.5.2. Traditional/Religious, Opinion Leaders

The role of the traditional/religious and opinion leaders including assembly men/women and statutory local government structures is very important for mobilising members of communities in the CLFZ process. Due to the esteem, respect and authority accorded them by the members of the community, their full participation in the CLFZ process will undoubtedly contribute to the early attainment and sustenance of the CLFZ agenda in their respective communities. The traditional/religious and opinion leaders including assembly men/women and statutory local government will perform the following functions to support the CCPC:

- Lobby the assembly, individuals, private sector and others for social services for the community.
- Supervise the overall CLFZ process such as the development of the community register, periodically update the community register, CAPs;
- Participate actively in all the CLFZ activities;
- Support the work of CCPC to undertake regular monitoring visits to schools and workplaces to assess the conditions of children;
- Work with CCPC to facilitate the implementation of the CAPs;
- Initiate the process for the enactment of community regulations on child protection including child labour and see to its full implementation.

3.*2.5.3. School Management Committee/Parent-Teacher Association (SMC/PTA)*

School Management Committee/Parent-Teacher Association (SMC/PTA) shall also play an important role. Their respective roles are specified in their handbook and shall be referred to it for the effective functioning of the SMC/PTA.
Their main role would be to improving school environment for ensuring enrolment and attendance of all children in the community.

3.3. Employer Organizations/Trade Unions and Civil Society Organizations

Employer organizations, trade unions and civil society organizations shall also perform the following functions in the CLFZ process in the MMDAs and zones.

- Develop and implement project interventions in communities with approval from, and in collaboration with the MMDAs;
- Participate in the monitoring of the CLFZs;
- Participate in the validation of results of CLFZs.

3.4. International Organizations and Development Partners

- Liaise with government and the MMDAs in the implementation of national programmes towards the elimination of child labour in the country;
- Support implementing agencies, including government interventions through technical and financial resources;
- Facilitate platforms for government and IAs to share best practices and experiences on CLFZs.

3.5. Media

The successful implementation of the CLFZ strategy depends to a very large extent on the willingness and commitment of the media. The media is critical in the CLFZ process as it plays a surveillance role in the protection and promotion of children's rights. The various forms of media (i.e., print, electronic, social media and digitization) private and public owned including community information centers, all have a stake. In the CLFZ process, the media shall perform the following functions:

- Liaise with implementing partners to publish assessment reports;
- Carry out sustained campaigns towards achieving CLFZs;
- Undertake surveillance or watchdog role in the activities and achievements in CLFZs and report feedback for public consumption.

3.6. Assessment Team

There shall be an assessment team comprising:

- A representative from Government (MELR/ CLU /EIB/ LGS/ MoGCSP/GSS)
- A CSO representative
- A representative from TUC
- A representative from Ghana Employer's Association (GEA)
- Development Partners (such as from ILO, UNICEF, etc.)
- Experts on child labour/protection

The team will comprise representatives of organisations and experts with knowledge on child labour and child protection and also be able to provide inspectorate services. They will be independent in their operations and report to the NSCCL.

Role of Assessment Team shall include:

i. Undertake data collection from the district and zone
ii. Data analysis (Data entry, Data cleaning, Data validation, Data quality)
iii. Compile report on findings of assessment and submit report to NSCCL

Composition of Regional Inspection Team (RIT)

There shall be a four (4)-member district liaison team that will play complimentary role to the national Assessment Team. This will comprise

- A representative from GSS/IT
- Regional Labour or Social Welfare/Community Development Officer
- Regional Planning Officer
- Regional councils of labour

Role of Regional Inspection Team shall include:

- Liaising between the District Assemblies and the National Assessment Team
- Periodic monitoring of the zone within the District before and after assessment

Composition of District Liaison Team (DLT)

There shall be a four (4)-member district liaison team that will play complimentary role to the

national Assessment Team. This will comprise

- A representative from GSS/IT
- District Labour or Social Welfare/Community Development Officer
- District Planning Officer
- District Council of labour

Role of District Liaison Team shall include:

- Liaising between the District Assembly and the Assessment Team
- Leading the Assessment Team during data collection.
- Periodic monitoring of the zone before and after assessment

3.7. Funding Arrangements for the CLFZ

MMDAs are expected to devise innovative ways of raising resources (financial, technical, human, and logistical) for the implementation of the CLFZ in their areas of jurisdiction. For instance, the MMDAs can use the services of National Service personnel to develop the community registers which is one of the huge tasks in the CLFZ process. Also, the assembly can solicit support from private sector partners operating in the MMDA for the provision of social services and remediation packages and for the implementation of interventions.

As we are aware, the United States of America (USA), Europe and other developed countries are threatening to boycott products from developing and middle-income countries which they suspect to have been produced with children. Recently, the United States has banned the importation of tobacco from Malawi due the use of child labourers in tobacco production and are threatening to do same to cocoa from Ghana and Côte d'Ivoire. Undoubtedly, the financial and social costs of such a decision, should it happen, shall far outweigh the cost of implementing CLFZ in our respective MMDAs.

It is against this background that the Resource Mobilisation, Advocacy and Communication sub-Committee of the NSCCL shall be tasked to raise some resources to support the work of the CLU, the Assessment Team and possibly award some well-performing MMDAs in the CLFZ process.

4.0. ASSESSMENT MODALITIES AND PROCEDURES FOR ESTABLISHING CLFZs

The CLFZ assessment modalities provide a detailed and straight-forward scoring procedure to scientifically determine the status of the Zone in the CLFZ process. A set of agreed indicators have been assigned to each of the conditions listed in 2.6. The purpose of the assessment is to examine the state of these conditions at both the MMD and community levels as well as incidence of child labour. Depending on the overall score obtained by a zone, the status of the zone shall be declared as indicated in **Section 3.3.2 below.**

4.1. Pre-Assessment

To assess the readiness of a zone, a pre-assessment checklist shall be administered *(See Appendix 1)*. The pre-assessment check list seeks to ascertain whether the CLFZ conditions have been fulfilled or not. Where more than 80% of the conditions have been met, the full assessment shall be carried out otherwise the zone shall be advised to operationalize the conditions.

4.2. Main Assessment Criteria

A combination of scientific methods shall be employed to assess the zones *(See Appendix 2)*. These will include: interviews, focus group discussions, observations and evidence check.

(i) **Interviews:** A set of questionnaires shall be administered to a sample of the population of the communities. Two (2) set of questionnaires shall be administered to different categories of stakeholders:
   (a) **Community Questionnaire (CQ):** This is a general questionnaire that will be administered to a sample selected from the entire population of the community. To ensure good representation, the stratified sampling method shall be employed. This involves the division of a population into smaller sub-groups known as strata based on members' shared attributes or characteristics such as age, occupation, religious affiliation etc. General information about basic concepts on all forms of child labour shall be the main focus of this questionnaire.
   (b) **Specific Questionnaire (SQ):** Specific questionnaire shall also be administered to purposefully selected beneficiaries such as children, parents/guardians.

(ii) **Focus Group Discussions (FGDs):** FGDs shall be another tool that will be used to solicit information from stakeholders towards the determination of the grade of the zone in the CLFZ concept. Target groups for this tool shall be the Community Child Protection Committee (CCPC)[5] members, Government Departments and Agencies at the district level and CSOs/NGOs/Development partners operating within the zone, if the process is being collaborated by a private sector player(s).

(iii) **Observations:** Observations shall also play a key role in the assessment process. An assessment team shall visit the zones to observe the operations of the community level structures, school environment and attendance, workplaces etc.

(iv) **Evidence Check/Review of relevant Documents:** Relevant documents pertaining to the implementation of the CLFZ concept shall be thoroughly scrutinized. These may include the Community Action Plans (CAPs), the community register, CCPC attendance books, training reports, records of meetings, community regulations, district bye-laws, district annual plans etc.

[5] May include any other recognized group in the community responsible for the protection of children within the community

4.3. Grading of Assessment Results

Based on the answers provided by the respondents on the various tools, the following sub-indicators shall be estimated for assessment.

4.3.1. Indicator Grading

1. If ***90% of respondents responded in the affirmative*** to the question(s) relating to the sub-indicator, the grade shall be ***–VERY TRUE***
2. If ***80%-89% of respondents responded in the affirmative*** to the question(s) relating to the sub-indicator, the grade shall be ***"TRUE***
3. If ***70%-79% of respondents responded in the affirmative*** to the question(s) relating to the sub-indicator, the grade shall be ***–SOMEHOW TRUE***
4. If ***less than 69% of respondents responded in the affirmative*** to the question(s) relating to the sub-indicator, the grade shall be ***–NEVER TRUE***

Where grading of a sub-indicator depends on more than one question, an average of the scores of the questions concerned shall be the marks for the indicator.

The summation of weighted scores of all the sub-indicators of a major indicator gives the final score of the major indicator. The summation of the weighted score of the main indicators gives the final score of the zone.

4.3.2. Weights

Two forms of weights shall be applied in the calculation for the final grade for a zone; weight of the *main indicator* and weight of *sub-indicator* within a major indicator.

4.*3.2.1. Weight of a Main Indicator*

Each of the *Main Indicators* is assigned a weight. The weight indicates the importance attached to the indicator in achieving the overall CLFZ objective. The final score for a *Main Indicator* (weighted score) is obtained by multiplying the weight of the indicator by the total score of the indicator. Example, the weight of *Main Indicator D* is 0.30, and assuming the total score for the same indicator (sum of the weighted scores of the sub-indicators under the main indicator) is 89%, the final score for *Main Indicator D* is 0.30 X 89% = 26.70%.

4.3.2.2. Weight of Sub-indicators (within major indicator)

Each of the *Main Indicators* has varied number of sub-indicators under them. Each of the sub-indicators is assigned a weight based on their respective contributions to the attainment of the *Main Indicator*. The total score of a sub-indicator is multiplied by its weight to obtain the weighted score of that indicator and the summation of the weighted scores of all the sub-indicators gives the total score for the *Main Indicator.* For example, sub-indicator 7 under *Main Indicator A* had a total score 95% and its weight within the major indicator is 0.20. Therefore, the weighted score of the indicator that goes into the calculation of the score of the *Main Indicator* is (0.20 X 95% = 19%).

4.3. Overall Score and Grading

The overall grade for a zone is obtained by summing the weighted scores of the *Main Indicators* as shown in the table below. Based on the overall score, the zone shall be graded as CLFZ Grade A, CLFZ Grade B, CLFZ Grade C or Towards CLFZ as shown in the table below.

Group	Weight	Score	Final Score (weighted score)
A	0.10	98	9.80
B	0.10	90	9.00
C	0.20	92	18.40
D	0.15	80	12.00
E	0.12	88	10.56
F	0.08	98	7.84
G	0.05	95	4.75
H	0.20	93	18.60
TOTAL	**1.00**		**90.95**

FINAL GRADING	
GRADE	**SCORE**
CLFZ Grade A	≥90%
CLFZ Grade B	80%-89%
CLFZ Grade C	70%-79%
Towards CLFZ	≤69%

Refer to **Appendix 2** for the list of indicators, their descriptions and weights assigned to each of them.

4.4. Declaration

Based on assessment results, MELR shall declare a zone as child labour free or otherwise.

4.5. Review

4.5.1 Internal Review

Metropolitan, Municipal and District Assemblies (MMDAs) shall undertake internal review of communities declared as CLFZ at least once a year and report to the Child Labour Unit (CLU).

4.5.2. External Review

A zone assessed and graded based on the criteria shall have to submit itself for review every three (3) years. However, a zone based on its internal review may submit itself for external review as and when it deems fit. The review exercise will determine whether the zone shall maintain the earlier grade, be upgraded or downgraded.

APPENDICES

Appendix 1: CLFZ Pre-Assessment Checklist

The CLFZ pre-assessment checklist provides the initial review of the criteria above and the status of interventions in a district and communities working to establish child labour free zones.

Item	Situation	Status	
		Yes	No
1.	Is awareness creation and sensitisation on child labour ongoing activity in the zone? [A1 & A2]		
2.	Are there community regulations on child labour in all the communities? [B1, B2 & B3]		
3.	Do all the Communities have a community register that is periodically updated? [C1]		
4.	Are there Community Child Protection Committees (CCPCs) in all the communities? [C2]		
5.	Are workplaces monitored frequently? [C5]		
6.	Do the CCPCs have the capacity (technical and logistics?) to undertake their duties? [C6]		
7.	Do all the communities have action plan that include child labour (CAP)? [C7]		
8.	Is there a community referral system for affected children? [D1]		
9.	Are there remediation packages for child labour victims and their parents or guardians [D2, D3&D4]		
10.	Is average Distance to school in the zone within the national average 3.5 – 4 km? [E1]		
11.	Is the general school environment conducive for teaching and learning in the Zone (the school building, TLMs, Tables and Chairs)? [E2]		
12.	Are there adequate teachers for all the school in the zone? [E3]		
13.	Is there a PTA and SMC for all the schools in the zone? [E?]		
14.	Are the schools and community monitored frequently? [E?]		
15.	Is there a regular district report on education inspection, including district records on enrolment, retention and performance? [E4, E5]		
16.	Is there a district bye-law on child labour? [F1]		
17.	Is there a functional district social service sub-committee? [F2]		
18.	Are all the relevant line agencies that have the mandate to protect children present in the district? (Labour Dept., Department of Social Welfare and Community Development, CHRAJ, NCCE, ISD) [F3]		
19.	Does the district annual plan include child labour activities with budgetary allocation? [F4]		
20.	Is there a regular district report on child labour monitoring? [F5]		
21.	Are there statistics on child labour in the district [G]		

Appendix 2: Main Assessment Criteria

	Indicators	Interpretation	Data Source
A	**Effective Awareness Raising and Advocacy**	**There is regular (at least once every quarter) awareness and sensitization activity in the community and has led to behavioural change**	
A1	Members of the community understand child labour and some basic concepts and impacts	This indicator seeks to measure the community members' understanding of basic issues related to child labour as a result of the sensitization activities. It is therefore expected that members selected at random from the community should be able to explain who a child is and distinguish between child work/light work, child labour, hazardous work with some examples from the main activities of the community and state at least two consequences of child labour	CQ
A2	Members of the community know Ghanaian laws on child labour	The indicator seeks to assess the community members' knowledge on Ghanaian laws that seek to protect children from child labour and all forms of abuse. Community members selected at random can at least mention the 1992 Constitution of the Republic of Ghana and the Children's Act, 1998 (Act 560) or any other law that seeks to protect the rights of children in the country, etc.	CQ

	Indicators	Interpretation	Data Source
B	**Functional Community-level Regulations**	**This means there exists community rules and regulations, the members of the community are aware of the rules and regulations, abide by them and perpetrators are sanctioned**	
B1	There are community regulations on child protection including child labour	To effectively fight against child labour, communities are required to enact bye-laws to protect the rights of children and to prevent them from going into any form of child labour. These regulations can either be documented or conventional. The chief and elders of the community are targeted for this question.	CQ & FGD
B2	Community members are aware of the regulations and their sanctions	Since the laws are made to govern the members of the community, the community members should have clear understanding about the law and relevant sanctions for offenders. This indicator seeks to find out the extent to which the members are aware of the laws and sanctions for perpetrators.	CQ
B3	The regulations are functional	Community members abide by the provisions of the regulations and perpetrators are sanctioned according to same.	CQ & FGD

	Indicators	Interpretation	Data Source
C	**Functional Child Labour Monitoring System (CLMS) Exists**	**There exists community register and relevant structures with required capacities to observe children in the community to ensure that they do not go into any form of child labour**	
C1	Community registers developed for all communities and updated regularly	There should be a community register covering all the households including children in each community and the register must be continuously updated periodically.	OB & Review
C2	Functional Community Child Protection Committee (CCPC) exists	This indicator seeks to ascertain whether CCPC has been established and the composition is in accordance with what the GCLMS document proposes. Gender sensitivity should be considered. CCPC should meet regularly (monthly) to discuss and update the community register and address child labour related issues in the community and strategizes on how to address emerging issues on child labour.	OB & FGD & Review
C3	Workplaces regularly monitored by CCPC	CCPC shall monitor workplaces to ensure that children are not on the field during school going hours. Attention should be given to children already in child labour, and those at risk according to the community register.	FGD & Review
C4	Capacities of CCPC members developed	To effectively fight against child labour, members of the CCPC, should be trained in relevant legislations, concepts and their roles on the child labour elimination process. The training should be done by the District Child Protection Committee in collaboration with CSOs and Social Partners operating in the district. The indicator therefore seeks to find out whether the members have received relevant training and other refresher trainings as well.	FGD & Review
C5	A child labour sensitive CAPs developed and operational	For effective and sustainable elimination of child labour, there is the need for every community to develop and implement a child labour sensitive Community Action Plan (CAP). The CAPs are to be developed in collaboration with the MMDAs (Planning Unit) and other relevant Partners. There should be physical evidence of CAPs and portions implemented or being implemented.	FGD & Review
C6	The Assembly has copies of the CAPs	The CAPs are expected to form part of the planned and budgeted activities of the MMDAs. As such, copies of the Plans are expected to be deposited with the MMDAs preferably before the annual budget estimates are prepared. Find out whether the assembly has copies of the CAPs of the communities and are integrated into the Annual Work Plan of the Assembly.	FGD & Review

	Indicators	Interpretation	Data Source
D	**Efficient and Effective Referral, Remediation and Support for Affected Children and Parents/Guardian s**	**Referral systems exist, Social Protection Support/Services exist, accessible to affected children/parents/guardians and adequate to take the children or their parents/guardians from the known vulnerability, and allocations are based on needs.**	
D1	Referral systems for affected children exists	The appropriate Standard Operating Procedure (SOP) for child labour and trafficking) should be used for assessing the needs of affected children and their parents/guardians for referrals and members of the community should be aware of it so that whenever they identify any child labour, child trafficking or any abuse, they can easily follow the laid down procedure.	OB & SQ
D2	Effective and sustainable remediation packages available	Remediation packages based on the needs of the children, their parents or guardians and capable of completely addressing the vulnerability should exists.	OB & SQ
D3	Children withdrawn, identified or at risk/parents/guardians benefit from remediation packages	Based on the needs assessment, a social enquiry report should be prepared and recommended packages given to withdrawn or deserving children/parents/guardians to ensure that the children do not return to child labour. There should be a continuous and effective monitoring of the beneficiaries to ensure that the required allocations are given and put to the right use. This indicator seeks to find out whether such support packages are given to the withdrawn or vulnerable children.	SQ

	Indicators	Interpretation	Data Source
E	**Conducive Teaching and Learning Environment**	**This indicator seeks to assess the School Infrastructure and Teaching and Learning Environment (TLM) in the Communities as well as Availability of Teachers and Levels of School Enrolment and Attendance**	
E1	Average distance to school not exceeding 3.5-4km	The distance to school should be within the national average (3.5km average). In view of this, the farthest settlement to the school should not exceed the national average (3.5-4km).	OB
E2	School infrastructure conducive for teaching and learning	Conducive school infrastructures connote that the classrooms, teaching and learning materials, the general school environment should be available and attractive enough to motivate children to attend and stay in the schools. The following are the things to look for: • There are separate classrooms for each of the classes (two classes should not be combined and no class should be under a tree) • The structure is well roofed and has no cracks in the walls or leakages in the roofs There are tables and chairs for each pupil (no pupil should sit on the floor or share a table and chair meant for one person) • There are sufficient TLMs (white/black board, chalk, textbooks, exercise books, etc.) • There is a spacious playing ground.	SQ & OB
E3	Teachers available for all classes/subjects and are punctual	In primary schools, there should be at least a class teacher for each of the classes and in the case of junior high, there should be a subject teacher for each subject. This indicator seeks to find out if this condition exists or otherwise.	SQ & FGD

	Indicators	Interpretation	Data Source
E4	Functional SMC/PTA exists	There should be a School Management Committee (SMC) and/or Parents Teachers Association (PTA) that meets regularly to discuss issues relating to the well-being of the pupils and teachers for effective teaching and learning at school.	FGD & Review
E5	Schools/pupils periodically monitored by CCPC	CCPC shall monitor enrolments, attendance and punctuality of pupils especially those with poor attendance, truants and latecomers.	FGD & Review
E6	At least 97% gross enrolment rate	This indicator seeks to ascertain the proportion of children of school-going age, as captured in the community register, who are indeed enrolled in schools either in the community or adjoining communities. This shall be obtained by dividing the number of children who are currently attending school by the total number of children of school-going age in the community. However, the number obtained from the community register should be compared with the school register for confirmation before calculating the proportion.	Review
E7	At least 90% attendance rate	This indicator seeks to find out the proportion of the children of school- going age enrolled in the schools who actually attend school regularly. Regularly means the child does not absent himself/herself from school for more than **3 times** in a term except for sickness or extreme situation for which the child may not be able to attend school (e.g. passing away of the parents, guardians or sibling of the child, where the parent or the guardian is compelled to travel with the child since there is no one to take good care of the child).	Review

	Indicators	Interpretation	Data Source
F	**Supportive District-Level Structures**	**This indicator seeks to find out the extent to which the MMDA has effectively integrated issues of child labour in its operations, including budgetary allocations.**	
F1	There is a district bye-law on child protection including child labour	• The Children's Act imposes the protection of children in every MMDA in the hands of the MMDA. This indicator therefore seeks to find out if the Assembly has enacted bye-laws on child protection including child labour. These laws must be written and gazetted and as such, a copy should be produced as evidence. • The indicator further seeks to find out the extent to which the laws have been or are being implemented. The mere existence of the laws will not be sufficient to protect children in the MMDA. The provisions of the laws must be effectively enforced and perpetrators sanctioned.	FGD & Review
F2	Function Social Service Sub-Committee	A functional MMD social services sub-committee connotes that: • The committee exists; • It meets regularly as mandated, including emergency meetings; • There is sufficient evidence to confirm that issues relating to children's welfare and child labour are discussed at the meetings of the committee. • The committee has a work plan and a budget; • The work plan is being implemented.	FGD & Review
F3	Functional MMDA line agencies (Labour Dept., Department of Social Development, CHRAJ, NCCE, ISD, GES, Ghana Police Service, Judicial Service, among others.)	The line agencies are functional if: • There is an active district officer; • There is effective collaboration among the agencies; • Each of the agencies has a work plan or they have a common work plan for which major component is on child protection and child labour; • They frequently visit the communities to sensitise them on child labour and child protection and address child labour and child protection issues.	FDG & Review

	Indicators	Interpretation	Data Source
F4	MMDA-level annual plan on child labour, including a budget allocation and disbursement	To effectively fight against child labour, the MMDAs should develop work plans on child protection including child labour with budget and effectively implement the plan. The indicator therefore seeks to find out: • If the plan exists; • If there is adequate budget to implement the plan; • The extent to which the plan has been implemented.	FDG & Review
H	**Child Labour is Eliminated**	**The overarching goal of all child labour interventions is to ensure that the number of children involved in child labour is progressively reducing. This indicator seeks to ascertain whether the intervention(s) in the community has/have contributed to the reduction in the incidence of child labour.**	**Review**
H1	Incidence of child labour in a zone	This indicator measures the proportion of children in child labour . The recorded incidence of child labour should not exceed 10%.	Review

Appendix 3: Glossary

Item	Terminology	Definition
1.	Conditions	Legal and local policy situation prevailing before working –towards CLFZ
2.	Intervention	The set of actions implemented towards establishing CLFZ
3.	Holistic	The scope of intervention (does it include the minimum number of components?
4.	Well-integrated	The inter-linkages among interventions, extent of collaboration and coordination
5.	Consistent	The standard and frequency of intervention
6.	High-yielding	Outcome produced by the intervention
7.	Zone	A defined geographical MMDA
8.	Identification	Inclusion of child in the community register
9.	Prevention	Putting measures in place to avoid children from engaging in child labour
10	Referral	Recommending appropriate services to support vulnerable children
11	Remediation	Actions undertaken to stop further exploitation of children
12	Withdrawal	Removal of children from child labour conditions

Appendix 4: CLFZ Assessment Cycle

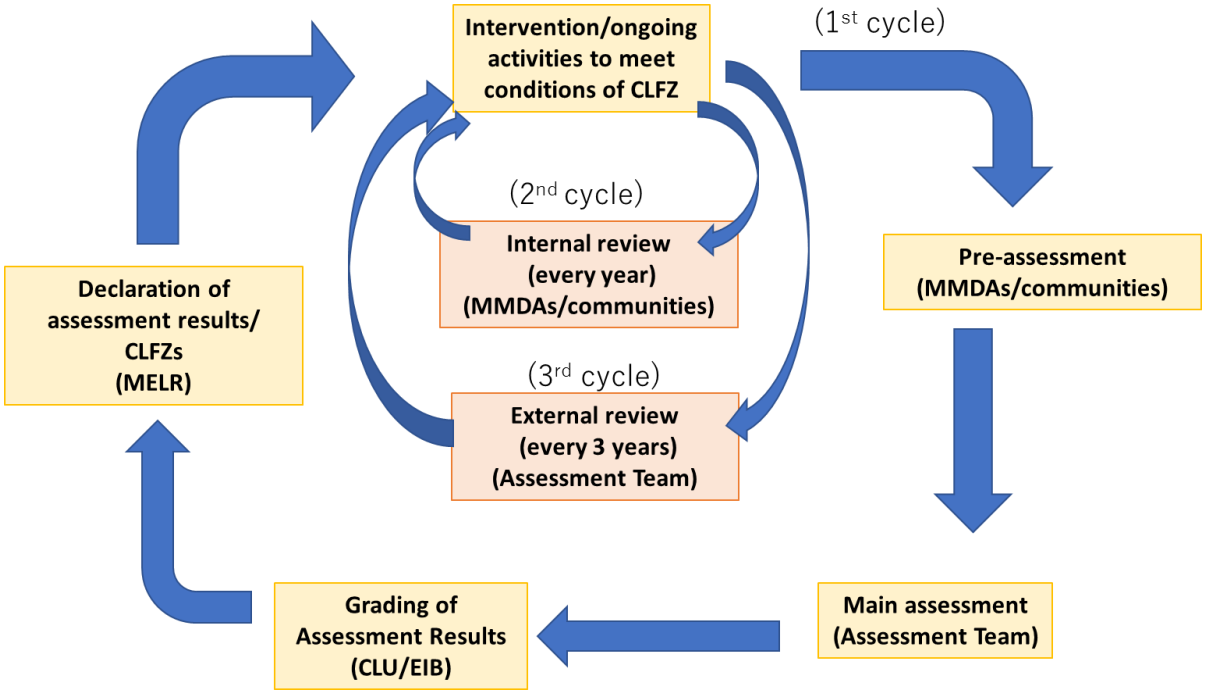

Appendix 5: Institutional Arrangements for Implementation of CLFZ

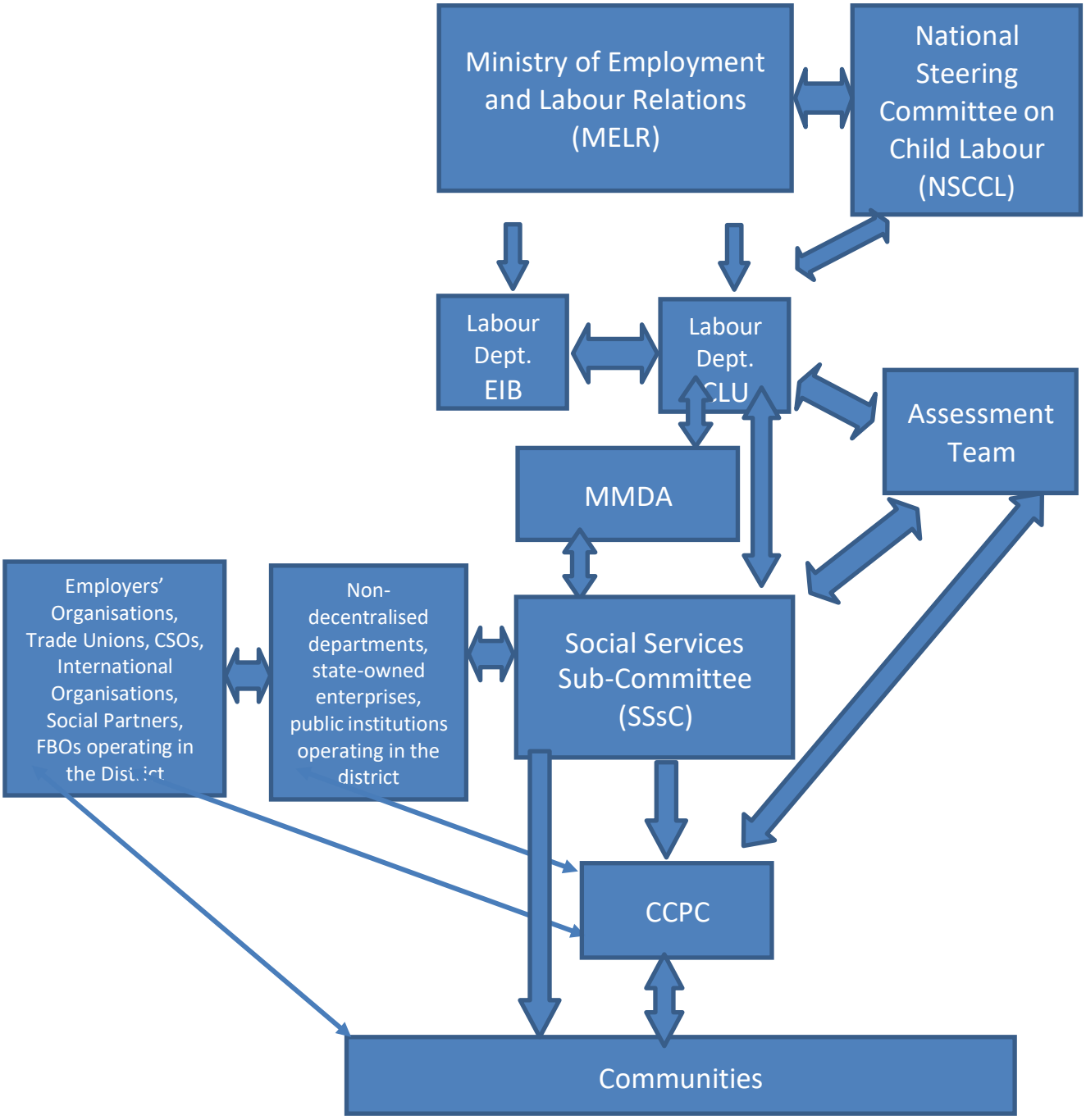

Appendix 6: Members of the Technical Working Group

NO.	NAME	INSTITUTION
1.	Andrews Addoquaye Tagoe, Chairman	General Agricultural Workers Union
2.	Elizabeth Akanbombire	Child Labour Unit
3.	Peter Antwi	Ministry of Employment and Labour Relations
4.	Mawuli Avutor	Commission on Human Rights and Administrative Justice
5.	Charlotte Hanson	Ministry of Employment and Labour Relations
6.	Kwame Mensah	International Labour Organization
7.	Barima Akwasi Amankwah	Ghana NGO Coalition on the Rights of the Child
8.	Evelyn Wiredu	Rapporteur
9.	Nana Antwi Boasiako Brempong	Child Research and Action for Development Agency Group
10.	Dr. Charles Kessey	Office of the Head of Local Government Service
11.	Richard Ayitey	Ghana Education Service
Secretariat		
10-.	Esther Ofori Agyemang	Child Labour Unit
11.	Joshua Asamoah	Child Labour Unit
12.	Daniel Nyarko Asare	Child Labour Unit
Key Partners (Technical and Financial support)		
13.	Tomoko Shiroki	Action against Child Exploitation (ACE), Japan
14.	Akira Kondo	Action against Child Exploitation (ACE), Japan
15.	Keisuke Hanyuda	Deloitte, Japan
16.	Miwa Ono	Deloitte, Japan
17.	Asuna Okubo	Deloitte, Japan
18.	Maiko Shiozaki	Deloitte, Japan

NOTES

NOTES

ACE
Action against Child Exploitation

Deloitte.
デロイト トーマツ

添付資料 8

児童労働フリーゾーン
ガイドライン改訂箇所に
関する説明資料

（2022 年 6 月 7 日

ステークホルダー会合）

添付資料8児童労働フリーゾーンガイドライン
改訂箇所に関する説明資料（2022年6月7日
ステークホルダー会合）

MINISTRY OF EMPLOYMENT AND LABOUR RELATIONS

Presentation on the Revised Protocols and Guidelines on Child Labour Free Zones (CLFZ)

Outline of the Draft CLFZ Protocols and Guidelines

- Background and Context
  - *Introduction*
  - *Background*
  - *Incidence of Child Labour In Ghana*
- The CLFZ Framework
  - *Introduction*
  - *Rationale*
  - *Goal*
  - *Objectives*
  - *CLFZ Conditions*
- Possible measures and interventions
- Institutional/Implementation Arrangements
  - *Government*
    - MMDAs
    - MDAs
    - CLU
  - *Other Partners*
    - CSOs, Social Partners, DPs/International Organisations
  - *Communities*
    - CCPC
    - Chiefs and Opinion Leaders
  - *Inspection Team*
  - *Funding*
- Assessment Modalities
  - *Pre-assessment*
  - *Assessment*
  - *Review*
- Appendices
  - *Detail Assessment Criteria*
  - *CLFZ pre-evaluation checklist*
  - *Glossary*
  - *Institutional arrangement chart*

Background

LEGAL INSTRUMENTS AND POLICIES ON CHILD LABOUR

- The 1992 Constitution: 28 (2)
- National Laws and Regulations(Children's Act, Mining and Minerals Act, etc.)
- International Conventions and Recommendations (ILO Conventions 138, 182)
- **SDG (8.7):** All Countries should take immediate and effective measures to eradicate forced labour, end modern slavery and human trafficking and secure the prohibition and elimination of the worst forms of child labour, including recruitment and use of child soldiers, and by 2025 end child labour in all its forms
- Policies (NPA2 2017-2021): Action 1.4.1.2: The NSCCL in collaboration with the tripartite (Social Partners) will design, draft and present to Government, a Protocols and Guidelines on Child Labour Free Zones (CLFZ) with a view to pilot the policy and programmes in selected localities as models of interventions which if successful will be replicated and scaled up across the country

CHILD LABOUR INCIDENCE *(GLSS6)*

- 21.8 percent of persons 5-17 years were engaged in child labour.
- The proportion of male children in child labour was slightly higher (22.7%) than females (20.8%).
- The proportion of rural children engaged in child labour (30.2%) was about two and a half times the proportion in urban areas (12.4%).
- The rural savannah (34.6%) had the highest proportion of children in child labour compared to the other ecological zones.

The CLFZ Framework

Rationale

To ensure that Local Government Authorities (LGAs) and relevant stakeholders eliminate CL through accelerated and sustainable efforts.

Goal

The overall goal is to develop and implement **holistic**, **well-integrated**, **consistent** and **impactful** interventions that will lead to the eradication of child labour and total development of children by 2025.

Objectives of CLFZ

- To identify, create and maintain conditions for the elimination of all forms of child labour in a given geographical area;
- To provide common sets of standards for creating CLFZ;
- To develop criteria for measuring the impact of such interventions by government and non-governmental agencies towards the elimination of child labour in Ghana;
- To eliminate, by reducing to insignificant levels, all forms of child labour in a given locality over a specific period of time, and the whole country in the near future.

Definition of CLFZ

CLFZ is a geographical area (Town, Area or Zonal Council) in which incidence of child labour is eradicated

Definition and description of CLFZ

CLFZ is a geographical area (Metropolitan, Municipal or District) in which;

- Child labour is well understood by all as human right violation and that it constitutes a threat to the child's health, education or development;
- Necessary measures (laws, systems, and structures) have been put in place to withdraw children already engaged in the act and prevent new children from getting into it,
- Children who are legally permitted to work (13-17 years) are protected from hazardous work;
- Recalcitrant perpetrators are made to face the necessary sanctions in accordance with provisions of existing laws;
- Children's rights are respected and upheld;
- Resources are invested in children's welfare and development (Education including technical and vocational skills training, health and recreation); and
- As a result of the above, incidence of child labour is at the barest minimum (i.e. ≤10% of children population in the Zone)

CLFZ Conditions

Community Level

- Ongoing Sensitisation on Child Labour
- Child Labour Monitoring System (GCLMS/CLMS)
- Conducive School Environment and regular monitoring
- Existence and enforcement of Community Regulations on child protection including child labour
- Referral and remediation mechanism: to prevent and protect children at risk and children removed from labour
- Community Action Plan on Child Labour

CLFZ Conditions

District Level

- Availability of opportunities to strengthen vulnerable parents and families
  - *Parental counselling*
  - *Economic empowerment services*
- District bye-laws to enforce child labour provisions in Section 96 of the Children's Act, 1998 (Act 560) and regulation 34 of the Child Rights Regulations (L.I. 1705) enacted and enforced;
- Child labour interventions included in the District Medium Term Development Policy and Annual Action Plans, including resource mobilization, monitoring and evaluation measures and implemented
- Institutional, technical and logistical capacity of the Department of Social Development (DSD), Social-Services Sub-Committee (SSsC) of the District Assembly and Labour Department developed to enable them perform their statutory functions efficiently (section 96: 1-5).
- Functional referral and remediation mechanism: to prevent and protect children at risk and children removed from labour
- Other District level structures (NCCE, CHRAJ, ISD, etc.) empowered

Possible Measures for establishing CLFZ

- Getting basic understanding about the conditions of the Zone (communities) and the situation of all children and households in the area
- Establishing and strengthening Child Labour Monitoring System at community level
- Organisational Capacity
- Social Mobilisation and Sensitization
- Prevention or withdrawal of children from child labour through remediation and social services
- Enactment and enforcement of Law/Regulations on Child protection including child labour
- Development of Community Action Plan and implementation
- Resource mobilization

Institutional/Implementation Arrangements

- *Government*
  - MDAs
  - MELR/NSCCL/CLU/EIB
  - RCCs/MMDAs
  - District Coordinating Unit on CLFZ
- *Other Partners*
  - CSOs, Social Partners, DPs/International Organisations
- *Communities*
  - CCPC
  - Chiefs and Opinion Leaders
- *Inspection Team*
- *Funding*

MDAs

- MDAs shall support their District officers in terms of technic, Financial and other logistical support to enable them participate actively in the CLFZ process.

MELR

- Coordinate the activities of all relevant partners;
- Set up and support a CLFZ monitoring team;
- Publish monitoring results;
- Declare Zones/Communities that have gone the process as CLFZs base on their overall grades have attained the CLFZ status

CLU

- Organize training programmes for monitoring team members
- Develop materials and tools for monitoring
- Develop programmes and budget for the functioning of the monitoring team
- Act as the monitoring team secretariat
- Collate and collect monitoring reports

Employment Information Branch (EIB)

- Analyze monitoring team reports in collaboration with Ghana Statistical Service
- Develop a Mapping System that indicates the geographical locations of all communities implementing child labour programmes
- In collaboration with the CLU and the monitoring team, will declare monitoring results

RCCs/MMDAs

- Enact Bye-laws and enforce compliance of the Children's Act;
- Develop and implement interventions geared towards the elimination of Child Labour;
- Liaise with or lobby other government organisations such as LEAP secretariat, School Feeding Secretariat, National Health Insurance Authority, Ghana Education Service, etc.;
- Select and or approve of interventions by partners;
- Monitor the implementation of interventions;
- Provide child development interventions such as schools, Clinics, Vocational Training Institutions, etc.

District Coordinating Unit (Labour and DSW&CD)

- Carry our sensitisation programmes in the communities;
- Ensure that all Community Child Protection Committees are formed in all the communities of the District and are functional;
- Build the capacities of the CCPC to effectively perform its functions;
- Coordinate the preparation of Community register for all Communities in the MMDA;
- Facilitate the preparation of Community Action Plans (CAPs) by all communities in the MMDA;
- Monitor the activities of the CCPC and implementation of other social services
- Prepare joint work plan covering the activities of all the members on the Committee
- Prepare quarterly progress on the implementation of the CLFZ and provide the needed support for communities to maintain and upgrade their CLFZ status;
- Aside the group's responsibilities, the representatives shall undertake their individual responsibilities

Communities

- The community members shall participate actively in all the activities of the CLFZ process;
- Enact and enforce community regulations to protect the rights of children in the community including child labour;
- Contribute resources (time, kind, material or finances) to complement the efforts of the assembly or the IP;
- Members of the community shall support the activities of the CCPC by acting as each other's keeper and reporting any child abuse case to the CCPC.

Community Child Protection Committee (CCPC)

- Coordinate the Development of the Community Register;
- Periodically update the Community Register;
- Undertake regular monitoring visits to schools, workplaces to assess the conditions of children;
- Carry out sensitisation programmes in the community;
- Facilitate the development and implementation of the CAPs;
- Lobby the Assembly, individuals, Private Sector and others for social services for the community.

Traditional/Religious and Opinion Leaders

- Lobby the Assembly, individuals, Private Sector and others for social services for the community.
- Supervise the overall CLFZ process such as the development of the Community Register, periodically update the Community Register, CAP;
- Participate actively in all the CLFZ activities;
- Support the work of CCPC to undertake regular monitoring visits to schools, workplaces to assess the conditions of children;
- Work with CCPC to facilitate the implementation of the CAPs;
- Initiate the process for the enactment of Community Regulations on child protection including child labour and see to its full implementation

Employer Organizations/Trade Unions and Civil Society Organizations

- Develop and implement project interventions in communities with approval from, and in collaboration with the MMDAs
- Participate in the monitoring of the CLFZs
- Participate in the validation of results of CLFZs

International Organizations and Development Partners

- Liaise with government in the implementation of national programmes towards the elimination of child labour
- Support Implementing agencies, including government interventions through technical and financial resources
- Facilitate platforms for government and IAs to share best practices and experiences on CLFZs.

Media

- Liaise with implementing partners to publish assessment reports;
- Carry out sustained campaigns towards achieving CLFZs;
- Undertake surveillance or watchdog role in the activities and achievements in CLFZs and report feedback for public consumption.

Funding

- MMDAs are expected to devise innovative ways of raising resources *(Financial, Technical, Human, and logistical)*
- Lobby the Assembly, individuals, Private Sector and others for social services for the community
- The Resource Moblisation sub-Committee of the NSCCL shall be tasked to raise some resources to support the work of the CLU, the Assessment Team and possibly some well performing MMDAs in the CLFZ process.

Assessment Modalities

Pre-assessment

Main Assessment

Review

Pre-assessment

No	Condition	YES		Remarks
		Yes	No	
1.	Is awareness creation and sensitisation on child labour ongoing activity in the zone? [A1 & A2]			
2.	Are there community regulations on child labour in all the communities? [B1, B2 & B3]			
3.	Do all the Communities have a community register that is periodically updated? [C1]			
4.	Are there Community Child Protection Committees (CCPCs) in all the communities? [C2]			
5.	Are workplaces monitored frequently? [C5]			
6.	Do the CCPCs have the capacity (technical and logistics?) to undertake their duties? [C6]			
7.	Do all the communities have action plan that include child labour (CAP)? [C7]			
8.	Is there a community referral system for affected children? [D1]			
9.	Are there remediation packages for child labour victims and their parents or guardians [D2, D3&D4]			
10.	Is average Distance to school in the zone within the national average 3.5 – 4 km? [E1]			
11.	Is the general school environment conducive for teaching and learning in the Zone (the school building, TLMs, Tables and Chairs)? [E2]			

Pre-assessment

No	Condition	YES		Remarks
		Yes	No	
12.	Are there adequate teachers for all the school in the zone? [E3]			
13.	Is there a PTA and SMC for all the schools in the zone? [E?]			
14.	Are the schools and community monitored frequently? [E?]			
15.	Is there a regular district report on education inspection, including district records on enrolment, retention and performance? [E4, E5]			
16.	Is there a district bye-law on child labour? [F1]			
17.	Is there a functional district social service sub-committee? [F2]			
18.	Are all the relevant line agencies that have the mandate to protect children present in the district? (Labour Dept., Department of Social Welfare and Community Development, CHRAJ, NCCE, ISD) [F3]			
19.	Does the district annual plan include child labour activities with budgetary allocation? [F4]			
20.	Is there a regular district report on child labour monitoring? [F5]			
21.	Are there statistics on child labour in the district [G]			

Main Assessment :Main Indicators/Conditions

No	Indicator/Conditions	Score (S)	Weight (W)	Weighted Score (W X S)
A	Members of the community understand child labour and some basic concepts and impacts		0.13	
B	Functional Community-level Regulations		0.10	
C	Functional Child Labour Monitoring System (CLMS) exists		0.20	
D	Efficient and efficient Referral, Remediation and Support for affected children & Parents/Guardians		0.15	
E	Conducive Teaching and Learning Environment		0.12	
F	Supportive District-level Structures		0.10	
G	Child Labour rate has reduced to the barest minimum (≤10%)		0.20	
GRAND TOTAL			1.00	

FINAL SCORE	GRADE
≥90%	CLFZ Grade A
80%-89%	CLFZ Grade B
70%-79%	CLFZ Grade C
≤69%	Towards CLFZ

Sub-indicators/Conditions

No	Indicator/Conditions	Data source	Score (S)	Int.	Weight (W)	Weighted score (SxW)
A	Effective Awareness Raising and advocacy					
A1	Members of the community understand child labour and some basic concepts and impacts					
A2	Members of the community know Ghanaian laws on child labour					
TOTAL					1.0	

Interpretation: ≤69% = Never True (NT) 70%-79% = Somehow True (ST)
80-89% = True (T) ≥90% = Very True (VT)

Sub-indicators/Conditions

No	Indicator/Conditions	Data source	Score (S)	Int.	Weight (W)	Weighted score (SxW)
B	Functional Community-level Regulations					
B1	There are Community Regulations on Child Protection including Child Labour					
B2	Community Members are aware of the Regulations and their sanctions					
B3	The Regulations are functional					
TOTAL					1.0	

Interpretation: ≤69% = Never True (NT) 70%-79% = Somehow True (ST)
80-89% = True (T) ≥90% = Very True (VT)

Sub-indicators/Conditions

No	Indicator/Conditions	Data source	Score (S)	Int.	Weight (W)	Weighted score (SxW)
C	Functional Child Labour Monitoring System (CLMS) exists					
C1	Community Registers Developed for all Communities and updated regularly					
C2	Functional Community Child Protection Committee (CCPC) exists					
C3	Workplaces regularly monitored by CCPC					
C4	Capacities of CCPC members developed					
C5	CAPs developed by CCPC and operational					
C6	The assembly has copies of the CAP					
TOTAL					1.0	

Interpretation: ≤69% = Never True (NT) 70%-79% = Somehow True (ST)
80-89% = True (T) ≥90% = Very True (VT)

Sub-indicators/Conditions

No	Indicator/Conditions	Data source	Score (S)	Int.	Weight (W)	Weighted score (SxW)
D	Efficient Referral, Remediation and Support for affected chn & Parents/Guardians					
D1	Referral Systems for affected Children exist					
D2	Effective and sustainable remediation packages available					
D3	Children withdrawn, identified or at risk, parents or guardians benefit from remediation packages					
TOTAL					1.0	

Interpretation: ≤69% = Never True (NT) 70%-79% = Somehow True (ST)
80-89% = True (T) ≥90% = Very True (VT)

Sub-indicators/Conditions

No	Indicator/Conditions	Data source	Score (S)	Int.	Weight (W)	Weighted score (SxW)
E	Conducive Teaching and Learning Environment					
E1	Average distance to school not exceeding the national average (3.5-4km)					
E2	School infrastructure conducive for teaching and learning					
E3	Teachers available for all classes/subjects					
E4	Functional SMC/PTA exists					
E5	Schools/pupils periodically monitored					
E6	At least 97% enrolment rate					
E7	At least 90% attendance rate					
TOTAL					1.0	

Interpretation: ≤69% = Never True (NT) 70%-79% = Somehow True (ST)
80-89% = True (T) ≥90% = Very True (VT)

Sub-indicators/Conditions

No	Indicator	Data source	Score (S)	Int.	Weight (W)	Weighted score (SxW)
F	Supportive District-level Structures					
F1	There is a district bye-law on child protection including child labour?					
F2	Functional Social Service Sub-Committee					
F3	Functional MMDA line Agencies (Labour Dept., department of Social Development, CHRAJ, NCCE, ISD, etc.)					
F4	MMDA-level annual plan on child labour, including a budget allocation and disbursement					
TOTAL					1.0	

Interpretation: ≤69% = Never True (NT) 70%-79% = Somehow True (ST)
80-89% = True (T) ≥90% = Very True (VT)

Sub-indicators/Conditions

No	Indicator	Data source	Score (S)	Int.	Weight (W)	Weighted score (SxW)
G	Child Labour Rate is at the barest minimum (≤10%)					
H1	Incidence of child labour in the zone					
TOTAL					1.0	

Interpretation: ≤69% = Never True (NT) 70%-79% = Somehow True (ST)
80-89% = True (T) ≥90% = Very True (VT)

DATA COLLECTION INSTRUMENTS

- Interview (using questionnaires)
  - *General*
  - *Specific*
- Focus Group Discussion
- Observation
- Review of Relevant Documents *(Evidence check)*
  - *Community Register*
  - *School Register*
  - *Attendance Registers for CCPC*

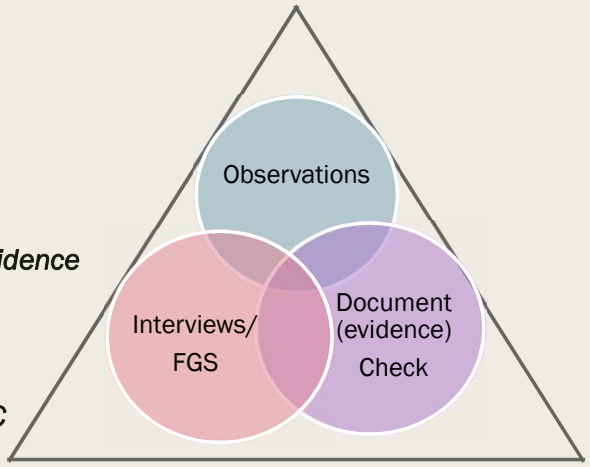

Review

Internal

■Metropolitan, Municipal and District Assemblies (MMDAs) shall undertake internal monitoring of communities declared as CLFZ at least once a year and report to the Child Labour Unit (CLU)

External

■A Zone assessed and graded based on the criteria shall have to submit itself for review every three (3) years. The review exercise will determine whether the Zone shall maintain the earlier grade, be upgraded or downgraded.

Assessment Team

The Team shall include;

- A representative from Government (MELR/ CLU /EIB/ LGS/ MoGCSP/GSS)
- A CSO representative
- A representative from TUC
- A representative from Ghana Employer's Association (GEA)
- Development Partners (such as from ILO, UNICEF, etc.)
- Experts on child labour/protection

Roles of the Assessment Team

- *Undertake data collection from the district and zone*
- *Data analysis (Data entry, Data cleaning, Data validation, Data quality)*
- *Compile report on findings of assessment and submit report to NSCCL*

Regional Inspection Team (RIT)

The Team shall include;

- A representative from GSS/IT
- Regional Labour or Social Welfare/Community Development Officer
- Regional Planning Officer
- Regional councils of labour

Roles

- Liaison between the District Assemblies and the National Assessment Team
- Periodic monitoring of the zone within the District before and after assessment

District Liaison Team (DLT)

The Team shall include;

- A representative from GSS/IT
- District Labour or Social Welfare/Community Development Officer
- District Planning Officer
- District Council of labour

Roles

- Liaison between the District Assembly and the Assessment Team
- Leading the Assessment Team during data collection.
- Periodic monitoring of the zone before and after assessment

Appendices

Appendix 1: Pre-assessment Checklist

Appendix 2: Main Assessment Criteria

Appendix 3: Glossary

Appendix 4: CLFZ Assessment Circle

Appendix 5: Institutional arrangement chart

添付資料 9

CLFZ の運用に関連している

ガーナ政府の公式文書

CLFZ の運用に関連しているガーナ政府の公式文書

番号	文書	発行年	発行元
1	Establishing Child Labour Free Zones (CLFZs) in Ghana: Protocols and Guidelines	2020	Ministry of Employment and Labour Relations (MELR)
2	Children's Act	1998	The Republic of Ghana
3	Ghana Child Labour Monitoring System (Main document)	2010	Ministry of Employment and Social Welfare (MESW)
4	Hazardous Child Labour Activity Framework for Ghana	2016	Ministry of Employment and Social Welfare (MESW)
5	Child and Family Welfare Policy	2014	Ministry of Gender, Children and Social Protection (MOGCSP)
6	Case Management Standard Operating Procedures for Children in Need of Case and Protection	2018	Ministry of Gender, Children and Social Protection (MOGCSP)
7	Inter-Sectoral Standard Operating Procedures for Child Protection and Family Welfare (Guidelines, Tools and Forms for Casework and Management)	2020	Ministry of Gender, Children and Social Protection (MOGCSP)